

税関様式関係通達

昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号

改正	昭和 47 年 6 月 24 日蔵関第 1048 号
改正	昭和 47 年 6 月 29 日蔵関第 1145 号
改正	昭和 47 年 8 月 7 日蔵関第 1386 号
改正	昭和 47 年 8 月 29 日蔵関第 1522 号
改正	昭和 47 年 12 月 27 日蔵関第 2174 号
改正	昭和 48 年 4 月 3 日蔵関第 401 号
改正	昭和 48 年 4 月 3 日蔵関第 442 号
改正	昭和 48 年 7 月 2 日蔵関第 1000 号
改正	昭和 48 年 11 月 14 日蔵関第 1577 号
改正	昭和 49 年 1 月 29 日蔵関第 347 号
改正	昭和 49 年 4 月 1 日蔵関第 448 号
改正	昭和 49 年 4 月 1 日蔵関第 461 号
改正	昭和 49 年 4 月 24 日蔵関第 560 号
改正	昭和 49 年 6 月 4 日蔵関第 783 号
改正	昭和 49 年 8 月 26 日蔵関第 1120 号
改正	昭和 50 年 2 月 1 日蔵関第 52 号
改正	昭和 50 年 4 月 7 日蔵関第 379 号
改正	昭和 50 年 5 月 22 日蔵関第 532 号
改正	昭和 50 年 8 月 15 日蔵関第 778 号
改正	昭和 50 年 12 月 16 日蔵関第 1372 号
改正	昭和 51 年 3 月 31 日蔵関第 336 号
改正	昭和 51 年 5 月 11 日蔵関第 458 号
改正	昭和 51 年 5 月 15 日蔵関第 460 号
改正	昭和 51 年 6 月 5 日蔵関第 577 号
改正	昭和 51 年 9 月 28 日蔵関第 1015 号
改正	昭和 51 年 11 月 2 日蔵関第 1106 号
改正	昭和 52 年 3 月 17 日蔵関第 242 号
改正	昭和 52 年 3 月 31 日蔵関第 299 号
改正	昭和 52 年 5 月 6 日蔵関第 249 号
改正	昭和 52 年 6 月 9 日蔵関第 589 号
改正	昭和 52 年 6 月 10 日蔵関第 575 号
改正	昭和 52 年 9 月 30 日蔵関第 941 号

改正	昭和 52 年 12 月 26 日蔵関第 1199 号
改正	昭和 53 年 3 月 30 日蔵関第 308 号
改正	昭和 53 年 3 月 31 日蔵関第 328 号
改正	昭和 53 年 5 月 16 日蔵関第 466 号
改正	昭和 53 年 5 月 26 日蔵関第 511 号
改正	昭和 53 年 9 月 11 日蔵関第 886 号
改正	昭和 53 年 9 月 22 日蔵関第 823 号
改正	昭和 54 年 3 月 31 日蔵関第 319 号
改正	昭和 55 年 1 月 8 日蔵関第 2 号
改正	昭和 55 年 3 月 31 日蔵関第 369 号
改正	昭和 55 年 5 月 24 日蔵関第 586 号
改正	昭和 55 年 10 月 23 日蔵関第 1146 号
改正	昭和 55 年 12 月 25 日蔵関第 1353 号
改正	昭和 55 年 12 月 27 日蔵関第 1360 号
改正	昭和 56 年 3 月 31 日蔵関第 345 号
改正	昭和 56 年 3 月 31 日蔵関第 345 号
改正	昭和 57 年 5 月 17 日蔵関第 536 号
改正	昭和 57 年 5 月 27 日蔵関第 578 号
改正	昭和 57 年 5 月 31 日蔵関第 616 号
改正	昭和 57 年 5 月 31 日蔵関第 623 号
改正	昭和 58 年 3 月 15 日蔵関第 230 号
改正	昭和 58 年 3 月 31 日蔵関第 366 号
改正	昭和 58 年 4 月 26 日蔵関第 402 号
改正	昭和 58 年 5 月 18 日蔵関第 538 号
改正	昭和 58 年 6 月 2 日蔵関第 589 号
改正	昭和 58 年 6 月 2 日蔵関第 608 号
改正	昭和 59 年 3 月 31 日蔵関第 332 号
改正	昭和 59 年 6 月 7 日蔵関第 588 号
改正	昭和 59 年 6 月 11 日蔵関第 587 号
改正	昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1051 号
改正	昭和 60 年 3 月 27 日蔵関第 320 号
改正	昭和 60 年 3 月 29 日蔵関第 321 号
改正	昭和 60 年 12 月 21 日蔵関第 1306 号
改正	昭和 61 年 2 月 12 日蔵関第 110 号
改正	昭和 61 年 2 月 12 日蔵関第 110 号
改正	昭和 61 年 3 月 31 日蔵関第 350 号

改正	昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号
改正	昭和 62 年 3 月 31 日蔵関第 328 号
改正	昭和 62 年 6 月 5 日蔵関第 575 号
改正	昭和 62 年 10 月 26 日蔵関第 1088 号
改正	昭和 62 年 11 月 9 日蔵関第 1123 号
改正	昭和 62 年 12 月 17 日蔵関第 1273 号
改正	昭和 62 年 12 月 25 日蔵関第 1306 号
改正	昭和 63 年 3 月 30 日蔵関第 302 号
改正	昭和 63 年 7 月 12 日蔵関第 678 号
改正	昭和 63 年 12 月 30 日蔵関第 1243 号
改正	平成元年 3 月 31 日蔵関第 326 号
改正	平成元年 4 月 1 日蔵関第 327 号
改正	平成元年 4 月 24 日蔵関第 412 号
改正	平成元年 9 月 28 日蔵関第 885 号
改正	平成 2 年 2 月 7 日蔵関第 98 号
改正	平成 2 年 3 月 30 日蔵関第 294 号
改正	平成 2 年 3 月 30 日蔵関第 306 号
改正	平成 2 年 6 月 28 日蔵関第 583 号
改正	平成 3 年 3 月 28 日蔵関第 231 号
改正	平成 3 年 6 月 3 日蔵関第 422 号
改正	平成 4 年 3 月 31 日蔵関第 303 号
改正	平成 4 年 5 月 29 日蔵関第 513 号
改正	平成 4 年 6 月 19 日蔵関第 576 号
改正	平成 5 年 3 月 31 日蔵関第 348 号
改正	平成 5 年 6 月 23 日蔵関第 645 号
改正	平成 5 年 6 月 24 日蔵関第 657 号
改正	平成 6 年 3 月 31 日蔵関第 331 号
改正	平成 6 年 4 月 22 日蔵関第 429 号
改正	平成 6 年 6 月 28 日蔵関第 625 号
改正	平成 6 年 7 月 26 日蔵関第 710 号
改正	平成 7 年 3 月 7 日蔵関第 200 号
改正	平成 7 年 3 月 31 日蔵関第 296 号
改正	平成 7 年 3 月 31 日蔵関第 297 号
改正	平成 7 年 5 月 23 日蔵関第 478 号
改正	平成 7 年 9 月 22 日蔵関第 830 号
改正	平成 7 年 10 月 19 日蔵関第 886 号

改正	平成 7 年 12 月 27 日蔵関第 1046 号
改正	平成 8 年 3 月 18 日蔵関第 210 号
改正	平成 8 年 3 月 31 日蔵関第 273 号
改正	平成 8 年 6 月 14 日蔵関第 495 号
改正	平成 8 年 9 月 12 日蔵関第 740 号
改正	平成 8 年 9 月 12 日蔵関第 745 号
改正	平成 8 年 9 月 12 日蔵関第 746 号
改正	平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 271 号
改正	平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 290 号
改正	平成 9 年 9 月 4 日蔵関第 763 号
改正	平成 9 年 9 月 29 日蔵関第 828 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日蔵関第 278 号
改正	平成 10 年 3 月 3 日蔵関第 177 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日蔵関第 278 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日蔵関第 285 号
改正	平成 10 年 11 月 30 日蔵関第 972 号
改正	平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 254 号
改正	平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 235 号
改正	平成 12 年 6 月 14 日蔵関第 485 号
改正	平成 12 年 8 月 10 日蔵関第 652 号
改正	平成 13 年 2 月 27 日財関第 140 号
改正	平成 13 年 3 月 21 日財関第 191 号
改正	平成 13 年 3 月 28 日財関第 252 号
改正	平成 13 年 3 月 28 日財関第 255 号
改正	平成 13 年 3 月 31 日財関第 265 号
改正	平成 13 年 5 月 28 日財関第 439 号
改正	平成 13 年 6 月 20 日財関第 512 号
改正	平成 13 年 6 月 21 日財関第 519 号
改正	平成 13 年 9 月 25 日財関第 782 号
改正	平成 14 年 3 月 31 日財関第 253 号
改正	平成 14 年 10 月 25 日財関第 877 号
改正	平成 14 年 11 月 21 日財関第 960 号
改正	平成 15 年 3 月 31 日財関第 346 号
改正	平成 15 年 8 月 22 日財関第 888 号
改正	平成 15 年 9 月 30 日財関第 1022 号
改正	平成 16 年 3 月 19 日財関第 286 号

改正	平成 16 年 3 月 31 日財関第 349 号
改正	平成 16 年 4 月 19 日財関第 414 号
改正	平成 16 年 6 月 30 日財関第 670 号
改正	平成 16 年 8 月 31 日財関第 873 号
改正	平成 16 年 12 月 27 日財関第 1389 号
改正	平成 17 年 2 月 16 日財関第 185 号
改正	平成 17 年 3 月 4 日財関第 268 号
改正	平成 17 年 3 月 16 日財関第 346 号
改正	平成 17 年 3 月 31 日財関第 424 号
改正	平成 17 年 6 月 21 日財関第 805 号
改正	平成 17 年 6 月 30 日財関第 852 号
改正	平成 17 年 8 月 26 日財関第 1070 号
改正	平成 17 年 9 月 27 日財関第 1218 号
改正	平成 17 年 10 月 31 日財関第 1360 号
改正	平成 18 年 3 月 31 日財関第 395 号
改正	平成 18 年 5 月 30 日財関第 647 号
改正	平成 18 年 6 月 26 日財関第 777 号
改正	平成 18 年 7 月 10 日財関第 832 号
改正	平成 18 年 12 月 28 日財関第 1580 号
改正	平成 19 年 3 月 31 日財関第 420 号
改正	平成 19 年 4 月 18 日財関第 519 号
改正	平成 19 年 5 月 31 日財関第 719 号
改正	平成 19 年 6 月 15 日財関第 803 号
改正	平成 19 年 6 月 26 日財関第 878 号
改正	平成 19 年 6 月 29 日財関第 893 号
改正	平成 19 年 8 月 31 日財関第 1143 号
改正	平成 19 年 9 月 20 日財関第 1207 号
改正	平成 19 年 9 月 27 日財関第 1264 号
改正	平成 19 年 10 月 31 日財関第 1426 号
改正	平成 20 年 3 月 7 日財関第 255 号
改正	平成 20 年 3 月 31 日財関第 346 号
改正	平成 20 年 6 月 30 日財関第 721 号
改正	平成 20 年 7 月 29 日財関第 846 号
改正	平成 20 年 10 月 9 日財関第 1146 号
改正	平成 20 年 11 月 18 日財関第 1331 号
改正	平成 20 年 11 月 28 日財関第 1393 号

改正	平成 21 年 1 月 27 日財関第 84 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日財関第 368 号
改正	平成 21 年 5 月 22 日財関第 590 号
改正	平成 21 年 5 月 28 日財関第 618 号
改正	平成 21 年 6 月 30 日財関第 703 号
改正	平成 21 年 8 月 21 日財関第 918 号
改正	平成 21 年 9 月 16 日財関第 1029 号
改正	平成 21 年 9 月 30 日財関第 1097 号
改正	平成 22 年 2 月 17 日財関第 163 号
改正	平成 22 年 3 月 31 日財関第 367 号
改正	平成 22 年 6 月 30 日財関第 752 号
改正	平成 23 年 3 月 31 日財関第 411 号
改正	平成 23 年 6 月 30 日財関第 746 号
改正	平成 23 年 7 月 21 日財関第 829 号
改正	平成 23 年 8 月 10 日財関第 901 号
改正	平成 23 年 11 月 25 日財関第 1343 号
改正	平成 24 年 2 月 28 日財関第 202 号
改正	平成 24 年 3 月 31 日財関第 321 号
改正	平成 24 年 6 月 15 日財関第 615 号
改正	平成 24 年 7 月 4 日財関第 695 号
改正	平成 24 年 9 月 19 日財関第 944 号
改正	平成 24 年 11 月 15 日財関第 1422 号
改正	平成 25 年 3 月 12 日財関第 222 号
改正	平成 25 年 3 月 30 日財関第 310 号
改正	平成 25 年 6 月 24 日財関第 731 号
改正	平成 25 年 6 月 28 日財関第 759 号
改正	平成 25 年 9 月 13 日財関第 993 号
改正	平成 25 年 10 月 15 日財関第 1102 号
改正	平成 26 年 1 月 31 日財関第 85 号
改正	平成 26 年 3 月 31 日財関第 318 号
改正	平成 26 年 5 月 15 日財関第 485 号
改正	平成 26 年 7 月 1 日財関第 657 号
改正	平成 27 年 1 月 9 日財関第 33 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日財関第 341 号
改正	平成 27 年 6 月 30 日財関第 702 号
改正	平成 27 年 12 月 21 日財関第 1360 号

改正	平成 28 年 2 月 29 日財関第 270 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日財関第 403 号
改正	平成 28 年 4 月 20 日財関第 528 号
改正	平成 28 年 5 月 25 日財関第 646 号
改正	平成 28 年 6 月 24 日財関第 782 号
改正	平成 28 年 9 月 21 日財関第 1126 号
改正	平成 28 年 10 月 31 日財関第 1285 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日財関第 442 号
改正	平成 29 年 4 月 24 日財関第 570 号
改正	平成 29 年 6 月 30 日財関第 868 号
改正	平成 30 年 3 月 31 日財関第 465 号
改正	平成 30 年 6 月 29 日財関第 965 号
改正	平成 30 年 12 月 21 日財関第 1692 号
改正	平成 31 年 3 月 14 日財関第 360 号
改正	平成 31 年 3 月 30 日財関第 437 号
改正	平成 31 年 4 月 18 日財関第 515 号
改正	令和元年 6 月 13 日財関第 784 号
改正	令和元年 9 月 5 日財関 1172 号
改正	令和元年 9 月 6 日財関 1175 号
改正	令和元年 11 月 29 日財関第 1658 号
改正	令和元年 12 月 13 日財関第 1689 号
改正	令和 2 年 3 月 31 日財関第 415 号
改正	令和 2 年 3 月 31 日財関第 417 号
改正	令和 2 年 6 月 25 日財関第 625 号
改正	令和 2 年 6 月 30 日財関第 644 号
改正	令和 2 年 12 月 22 日財関第 1094 号
改正	令和 2 年 12 月 23 日財関第 1118 号
改正	令和 3 年 2 月 26 日財関第 137 号
改正	令和 3 年 3 月 31 日財関第 260 号
改正	令和 3 年 3 月 31 日財関第 262 号
改正	令和 3 年 3 月 31 日財関第 285 号
改正	令和 3 年 4 月 7 日財関第 303 号
改正	令和 3 年 6 月 16 日財関第 453 号
改正	令和 3 年 6 月 30 日財関第 504 号
改正	令和 3 年 7 月 1 日財関第 500 号
改正	令和 3 年 10 月 19 日財関第 754 号

改正	令和 3 年 12 月 17 日財関第 919 号
改正	令和 3 年 12 月 20 日財関第 900 号
改正	令和 4 年 3 月 31 日財関第 204 号
改正	令和 4 年 3 月 31 日財関第 206 号
改正	令和 4 年 6 月 20 日財関第 468 号
改正	令和 4 年 6 月 20 日財関第 469 号
改正	令和 4 年 12 月 16 日財関第 909 号
改正	令和 5 年 3 月 31 日財関第 272 号
改正	令和 5 年 3 月 31 日財関第 273 号
改正	令和 5 年 5 月 16 日財関第 485 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日財関第 592 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日財関第 594 号
改正	令和 5 年 9 月 27 日財関第 937 号
改正	令和 5 年 9 月 28 日財関第 947 号
改正	令和 5 年 12 月 15 日財関第 1211 号
改正	令和 5 年 12 月 15 日財関第 1212 号
改正	令和 5 年 12 月 20 日財関第 1248 号
改正	令和 6 年 3 月 31 日財関第 258 号
改正	令和 6 年 4 月 2 日財関第 325 号
改正	令和 6 年 6 月 28 日財関第 599 号
改正	令和 6 年 6 月 28 日財関第 601 号
改正	令和 6 年 12 月 9 日財関第 1216 号
改正	令和 7 年 3 月 31 日財関第 342 号（一部未施行）
改正	令和 7 年 3 月 31 日財関第 344 号

I 税関様式

I 税関様式

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名 代理人の 住所、氏名			輸入者符号	
殿				(担当者)	(電話番号)
下記貨物の ☐ 関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号 ☐ 関税率 (EPA 税率以外) ☐ EPA 税率 ☐ 内国消費税等の適用区分及び税率 ☐ 他法令 について照会します				製造地 製造者	
品名、銘柄 及び型番		単価		輸入申 告予定 官署	
照会貨物	☐ 到着 ☐ 未到着	見本及び参考資料 ☐ 見本 ☐ 写真 ☐ 図画 ☐ カタログ ☐ 説明書 ☐ 分析成績 ☐ その他 () 見本の返却 (要・否) 見本の取扱い () 参考資料の返却 (要・否)			
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)	
				類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号)	
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)					
関税率表適用上の所属区分等に関する意見 (☐ 有 ☐ 無)					
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)		要・否	非公開理由		
非公開期間	() 日 (180 日を超えない期間)	続	補足説明書	要求 ・ 提出、 枚	

(注) 裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ

○事前教示照会に際して提出する見本及び参考資料に係る確認書

項 目	確認欄
⑥ 返却を必要とする見本又は参考資料を提出する場合、提出後の税関による確認や取扱い、その他運送時も含めた偶発的な事故等のため、提出時と同一の状態で返却できない可能性がある旨承諾します。	はい ・ いいえ ・ 提出なし

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。
- 税関は提出された見本の取扱いに細心の注意を払いますが、関税分類の検討のために使用等させていただく場合があり、提出時の状態で返却することができない可能性があります。

（規格A4）

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

事前教示回答書（変更通知書兼用）

税関様式 C 第 1000 号－1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号 ）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分 及 び 統 計 品 目 番 号	関 税 率	内国消費税等の適用区分及び税率	照会貨物の一般的品名

照会貨物の概要

分類理由

令和 年 月 日

税関業務部

参 考 (他法令)	
--------------	--

（注） 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関までお問い合わせください。 （規格 A 4）

注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても型番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご留意下さい。なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式C 第 1000 号-2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2か月以内のみ可能です。
6. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - （1） その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - （2） 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
 - （3） 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - （4） 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - （5） 上記（1）～（4）以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記8.により朱書されたものを除きます。）
7. 分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
8. 事前教示回答書（変更通知書兼用）上記7. の場合において、変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書（原産地照会用） 税関様式C第1000号-2

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名		輸入者符号		
	代理人の 住所、氏名		(担当者) (電話番号)		
下記貨物の ☐ WTO 協定 ☐ 経済連携協定() ☐ 特惠 ☐ その他 () 税率適用に関する原産地について照会します。					
品 名 HS 番号 銘柄・型番			製造地 製造者	輸入申 告予定 官署	
照会貨物	☐ 到着 ☐ 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無			照会貨物に係る原産地事前教示実績（有・無） （事前教示番号）		
			照会貨物に係る品目分類事前教示実績（有・無） （事前教示番号）		
			類似貨物に係る輸入実績（有・無） （輸入申告番号及びその年月）		
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)					
原産地認定に関する意見（ ☐ 有 ☐ 無）					
非公開期間の要否 〔 原則公開です。 裏面注意事項3.参照 〕		要・否	非公開理由		
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)		続	補足説明書	要求 ・ 提出、 枚

○事前教示照会に係る確認書

項 目		確認欄
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。		はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。		はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。		はい ・ いいえ
2. 照会について		
④この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。		イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。		はい ・ いいえ

照会者又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限りします。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

（規格A4）

公開日	以降	登録番号
-----	----	------

事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用） 税関様式 C 第 1000 号－ 3

別紙の事前教示に関する照会書（受付番号 ）による照会について、下記のとおり回答します。
（令和 年 月 日付事前教示回答書（変更通知）をもって回答（変更）した内容を下記のとおり
変更したので、通知します。）

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意して下さい。また、照会貨物の輸入申
告等を行う際には、これを添付して下さい。

回答	
照会貨物の概要	
原産地認定理由	
令和 年 月 日	税関業務部 (印)

（注） 裏面の「注意事項」をよくお読み下さい。また、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関にお問い合わせ下さい。 (規格 A4)

注 意 事 項

1. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）によって認定された原産地のうち、特惠原産地及び経済連携協定原産地については原産地として認定された場合でも、実際の輸入申告の際には、運送条件、原産地証明書記載条件等によっては特惠税率又は経済連携協定税率が適用できない場合もありますので注意して下さい。
2. この回答書（変更通知書）の原産地認定について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から翌日から2か月以内のみ可能です。
3. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの。
 - (2) 輸入貨物の適正な原産地を認定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの又は関係国における製造、加工等と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記(1)～(4)以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記5. により朱書されたものを除きます。）
4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
5. 上記4. の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容については、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

口頭照会に対する回答記録票

				続き		□有 □無	
整理番号				担 当 部 門			
照会日時 令和 年 月 日 時 分				回答日時 令和 年 月 日 時 分		回答者	
照 会 者	法人	会社名	【輸入者符号】				
		担当者	TEL ()		FAX ()		
	個人	氏 名	TEL ()		FAX ()		
種 別		□ 電話 □ 来訪 □ その他（郵送・FAX 等）					
業 種		□ 貿易関係業者 □ 通関業者 □ 個人 □ その他					

照会内容		□ 関税率表上の所属区分 □ 関税率 □ 統計品目番号 □ 内国消費税等の適用区分及び税率 □ 他法令 □ その他				
貨物の概要 【 ①製法 ②性状 ③成分割合 ④構造 ⑤機能 ⑥用途 ⑦包装 ⑧照会者の意見 ⑨その他 】						
【説明資料の要求 □ 有（□ カタログ □ 成分表 □ 図面 □ その他） □ 無】 【サンプル □ 有 □ 無】						
申告予定日				申告予定官署		
分類理由、その他参考事項						
税 番 （統計品目番号）		基	暫	協	特恵（特別特恵）	内国消費税等
他法令					主管官庁確認の態様 □ 有 □ 無	
文書による照会を態様 □ 有 □ 無		税番に関し （ □ 総括関税鑑査官 □ （首席）関税鑑査官 ） へ照会				

チェ ッ ク 項 目	□ 明確に回答できない理由を説明した。		□ 統括官等確認
	□ 貨物の内容が異なる場合には、回答した税番、税率等が変わる旨説明した。		
	□ 文書回答と口頭回答の取扱いの違い（文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと）を説明した。		
	□ 照会者が代理人（通関業者等）である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。		
	□ 回答者の職名及び氏名を告げた。		

口頭照会に対する回答記録票（原産地用）

				続き		☐ 有 ☐ 無	
整理番号				担 当 部 門			
照会日時 令和 年 月 日 時 分				回答日時 令和 年 月 日 時 分		回答者	
照 会 者	法人	会社名	【輸入者符号】				
		担当者	TEL ()		FAX ()		
	個人	氏 名	TEL ()		FAX ()		
種 別		☐ 電話 ☐ 来訪 ☐ その他（郵送・FAX 等）					
業 種		☐ 貿易関係業者 ☐ 通関業者 ☐ 個人 ☐ その他					

照会内容		☐ 一般特惠 ☐ 非特惠 (WTO) ☐ 経済連携協定 (相手国)	
貨物の概要 【 ①関係国における加工、製造 ②使用した非原産材料に関する事項 (HS 番号等) ③その他 】			
【説明資料の要求 ☐ 有 (☐ カタログ ☐ 成分表 ☐ 図面 ☐ その他) ☐ 無】 【サンプル ☐ 有 ☐ 無】			
申告予定日		申告予定官署	
原産地			
原産地認定理由、その他参考事項			
文書による照会を依頼		☐ 有 ☐ 無	
協議先		☐ 通関総括部門 ☐ 関税鑑査官 ☐ 評価部門 ☐ その他 () ☐ なし	

チェック 項 目	☐ 明確に回答できない理由を説明した。 ☐ 貨物の内容が異なる場合には、回答した原産地が変わる旨説明した。 ☐ 文書回答と口頭回答の取扱いの違い（文書回答は一定の条件下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと）を説明した。 ☐ 照会者が代理人（通関業者等）である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。 ☐ 回答者の職名及び氏名を告げた。	☐ 統括官等確認
-----------------	---	---------------------------------

受理年月日	
-------	--

登録番号	
------	--

事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

令和 年 月 日 税関長殿	照会者の住所、氏名 (輸入者符号)				
	(電話番号)				
	代理人の住所、氏名				
(電話番号)					
下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。					
輸入貨物の品名		輸入申告 予定官署		輸入予定 時期	
照会の趣旨					
取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解 とその理由	別紙1のとおり				
非公開期間の要否 (原則公開です。 下記注意事項5参照)	要 ・ 否	非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)		
非公開理由					
添付資料	事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 ()				

(注意事項)

- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180日を超えない期間内で非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）

☐ 輸 入 者

氏名

氏名

☐ 輸 出 者

氏名、国名

氏名、国名

☐ 輸入の委託者

氏名

氏名

☐ 輸出の委託者

氏名、国名

氏名、国名

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第 4 条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
①現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
② 加 算 要 素 [同条第 1 項第 1 号から 5 号のもの（①に含まれないものに限る）]	
③ 控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第 1 条の 4 第 1 号から第 4 号のものでその額が明らかであるもの]	
④ 合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税定率法第 4 条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記 2 の適用条項及び計算方法となる理由

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A 4 判）に記載のうえ、添付してください。

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	確認欄
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。	はい ・ いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい ・ いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい ・ いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい ・ いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい ・ いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい ・ いいえ

(注) この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないのでご留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

事前教示照会に係る形式要件審査表

照会書の提出 を受けた税関		税関 部門	担当者	照会文書の提出があった当初の日	
照会者氏名				確 認	補正状況
記 載 事 項 等	1	照会者の住所・氏名の記載がある		適・不適	
	2	照会の趣旨が明確である		適・不適	
	3	取引等の事実関係が明確に記述されている		適・不適	
	4	照会者の法令解釈に関する意見及びその理由が明確に記述されている		適・不適	
	5	照会書に関税法基本通達 7—19 の 2(3)イの必要な事項が記載されている		適・不適	
	6	審査に必要と思われる資料の提出がされている		適・不適	

受理年月日			確 認	備 考	
要 件 事 項	7	照会書別紙 2（確認書）(1)～(6)に掲げる要件のすべてを満たす照会である		適・不適	
	8	関税法基本通達 7—19 の 2(2)トの要件を満たす照会である		適・不適	
補 足 説 明 及 び 追 加 資 料	要求年月日	要求方法・内容		連絡状況	担当

公開日

以降

登録番号

令和 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部
(首席) 関税評価官

事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）

別添の事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（登録番号 ）による照会について、
下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。

取引の概要及び照会趣旨	
回答及び理由	
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。
参 考	

（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

（規格 A 4）

注意事項

1. 本件の回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご注意ください。
2. 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。
3. この回答書（変更通知書）は、関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し納税者一般の閲覧に供しますのでご注意ください。
4. この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりませんが、当該内容について意見がある場合には、税関に「意見の申出」を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2月以内のみ可能です。
5. 納税申告（評価申告）等の審査上、例えば、次の回答書（変更通知書）は尊重しません。
 - ・ 有効期限を経過した回答書
 - ・ 法令及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなった回答書
 - ・ 法令及び通達の適用を誤った回答書
6. 法令の解釈の変更等により、この回答書（変更通知書）の内容を変更する場合には、変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書を税関より新たに発出します。

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）

(文案の例示)

、令和 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

令和 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ（通知）

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても（関税評価に関する法令/減免税）の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、令和 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)

照会内容	☐ 現実支払価格	☐ 輸入港までの運賃等	☐ 仲介料その他の手数料	☐ 容器・包装の費用
	☐ 材料・部品等の費用	☐ 工具・鋳型等の費用	☐ 消費物品の費用	☐ 役務（技術、設計等）の費用
	☐ ロイヤルティ等	☐ 売手に帰属する収益	☐ 控除すべき費用等	☐ その他（ ）
照会の概要				
【説明資料の要求 ☐ 有（ ☐ インボイス、 ☐ 契約書、 ☐ 帳票、 ☐ その他（ ）） ☐ 無】				
申告予定日			申告予定官署	
回 答 内 容				
関係法令等				
文書による照会を参照	☐ 有 ☐ 無	口頭回答とした理由		
協議先	☐ 総括関税評価官 ☐ （首席）関税評価官 ☐ その他（ ） ☐ なし			

チェック 項目	☐ 明確に回答できない理由を説明した。 ☐ 事実関係が異なる場合には、回答した関税評価上の取扱いが変わる旨説明した。 ☐ 文書回答と口頭回答の取扱いの違い（文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと）を説明した。 ☐ 照会者が代理人（通関業者等）である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。 ☐ 回答者の職名及び氏名を告げた。	☐ 統括官等確認
-----------------------	---	--

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号-13

令和 年 月 日	照 会 者 の 住 所、氏 名 代 理 人 の 殿 住 所、氏 名			輸入者符号	
下記貨物の ☐ 関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号 ☐ 関税率 (EPA 税率以外) ☐ EPA 税率 ☐ 内国消費税等の適用区分及び税率 ☐ 他法令 について照会します				製造地 製造者	
品名、銘柄 及び型番		単価		輸入申 告予定 官署	
照会貨物	☐ 到着 ☐ 未到着	参考資料	☐ 写真 ☐ 図画 ☐ カタログ ☐ 説明書 ☐ 分析成績 ☐ その他 ()		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)	
				類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月)	
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)					
関税率表適用上の所属区分等に関する意見 (☐ 有 ☐ 無)					
続	補足説明書	提出	枚		

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

○事前教示照会に係る確認書

項	目	確認欄
1. 照会に係る貨物について		
①	具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
②	照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③	輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について		
④	この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者 又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤	照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ 注意事項 参照）		
⑥	文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい ・ いいえ
⑦	切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL： http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の 官署名 を記入してください。
⑧	⑦イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい ・ いいえ
⑨	切替えを行う場合、非公開期間の可否（原則公開です。）	要 ・ 否
非公開理由		非公開期間 () 日 (180 日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—13）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180 日を超えない期間）に限り、非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の可否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格 A 4)

受付番号
(税関記入欄)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ（通知）

（照会者名）（敬称）_____ から、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）_____ に係る関税率表適用上の所属区分等についての
照会につきましては、文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能と認められましたので、お知らせします。

税関 業務部
（首席）関税鑑査官

㊞

連絡事項：

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）

（照会者名）（敬称） から、平成 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）に係る関税率表適用上の所属区分等についての
照会につきましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お
知らせします。

切替えを行わない理由：

- ☐ 具体的な照会でない。
- ☐ 回答に見本の提出が必要。
- ☐ 一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について回答できると認められない。
- ☐ その他：

税関 業務部
（首席）関税鑑査官

上記照会貨物の関税率表適用上の所属区分等について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載して
あります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） までお問い合わせください。

関税率表上の適用区分及び統計品目番号

関税率

内国消費税及びその税率

参考（他法令）

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」（C 第 1000 号）を税
関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき
資料の提出をお願いすることがあります。
2. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、
照会された貨物について一律に適用されるものではありません。
3. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割
合です。
4. この回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎませ
るので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。
5. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の
申出を行うことはできません。

（規格 A4）

○事前教示照会に係る確認書

項 目		確認欄
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者 又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ	
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ 注意事項 参照）		
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します。（回答内容については原則公開となります。）	はい ・ いいえ	
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の 官署名 を記入してください。	
⑧ ⑦イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい ・ いいえ	
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の可否（原則公開です。）	要 ・ 否	
非公開理由	非公開期間	() 日 (180 日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください（セット物品は除きます。）。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—19—2（5）に規定する場合（本様式（C 第 1000 号—16）による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の原産地について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180 日を超えない期間）に限り、非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の可否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

平成 年 月 日

税関様式 C 第 1000 号—17

受付番号
(税関記入欄)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ（通知）（原産地回答用）

（照会者名）（敬称） から、平成 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）に係る原産地についての照会につきましては、
文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能と認められましたので、お知らせします。

税関 業務部

（首席）原産地調査官

㊞

連絡事項：

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（原産地回答用）

（照会者名）（敬称） から、平成 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）に係る原産地についての照会につきましては、
下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- ☐ 具体的な照会でない。
- ☐ 回答に見本の提出が必要。
- ☐ 一の原産地について回答できると認められない。
- ☐ その他：

税関 業務部
（首席）原産地調査官

上記照会貨物の原産地について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先）
までお問い合わせください。

原産地

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただくものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」（C 第1000 号—2）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできません。

（規格 A4）

受理年月日	
-------	--

登録番号	
------	--

インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

令和 年 月 日 税関長殿	照会者の住所、氏名 (輸入者符号) (電話番号)				
	代理人の住所、氏名 (電話番号)				
下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。					
輸入貨物の品名		輸入申告 予定官署		輸入予定 時期	
照会の趣旨					
取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解 とその理由	別紙 1 のとおり				
添付資料	事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 ()				

(注意事項)

- 「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。また、別紙 2 の確認書にも記入をお願いします。
 - 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても回答ができない場合があります。
 - 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
 - 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。
 - インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7-19 の 3-2 の (5) に規定する場合（本様式（C 第 1000 号-19）による照会のうち、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
 - 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 90 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
 - 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180 日を超えない期間内で非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書別紙 2 中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

別紙 1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については□内に×印を付すこと。）

☐ 輸 入 者

氏名

氏名

☐ 輸 出 者

氏名、国名

氏名、国名

☐ 輸入の委託者

氏名

氏名

☐ 輸出の委託者

氏名、国名

氏名、国名

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第 4 条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
①現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
② 加 算 要 素 [同条第 1 項第 1 号から 5 号のもの（①に含まれないものに限る）]	
③ 控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第 1 条の 4 第 1 号から第 4 号のものでその額が明らかであるもの]	
④ 合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税定率法第 4 条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記 2 の適用条項及び計算方法となる理由

※記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A 4 判）に記載のうえ、添付してください。

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目			確認欄
1. 照会に係る取引について			
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。			はい ・ いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。			はい ・ いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。			はい ・ いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。			はい ・ いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。			はい ・ いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。			はい ・ いいえ
2. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて			
(7) 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります）。			はい ・ いいえ
(8) 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参照下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm			イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 また、イの場合は、受取を希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。
(9) (8) イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。			はい ・ いいえ
(10) 切替えを行う場合、非公開期間の可否（原則公開です。）			要 ・ 否
非公開理由		非公開期間	() 日 (180 日を超えない期間)

(注) この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないのでご留意願います（詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

受付番号
(税関記入欄)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ（通知）（関税評価回答用）

（照会者名）（敬称） から、令和 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（主な貨物の品名） に係る関税評価についての照会につきまし
ては、文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能と認められましたので、お知らせします。

税関 業務部
首席関税評価官

印

連絡事項：

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（関税評価回答用）

（照会者名）（敬称） から、令和 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（主な貨物の品名）に係る関税評価についての照会につきまし
ては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切替えを行わない理由：

- ☐ 具体的な取引内容が確定していない。又は将来予定されている取引だが具体的な資料が提出されていない。
- ☐ 関税等の免税の規定の適用を受ける貨物に係る照会である。
- ☐ 照会対象の取引等が、関税等の軽減を主要な目的とするものである。
- ☐ 照会対象の取引等と同様の事案が、事後調査中、不服申し立て又は訴訟中である。
- ☐ 照会対象の取引等が、関係者間で紛争中または紛争のおそれが極めて高い。
- ☐ その他：

税関 業務部
首席関税評価官

上記照会貨物の関税評価上の取扱いについて、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります
注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） まで
お問い合わせください。

関税評価上の取扱い

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C
第 1000 号-6）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には参考
となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の
申出を行うことはできません。

（規格 A4）

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
④ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
⑤ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑥ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

注 意 事 項

1. この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付して下さい。
2. この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物等に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
3. 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限りです。）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

（規格A4）

公開日	以降	登録番号	
(住所・所在地)		令和 年 月 日	
(氏名・名称)		殿	
		税関 業務部	

事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）

別添の事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（登録番号 ）による照会について、下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。

（令和 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。）

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意してください。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付してください。

品名			
照会内容			
照会貨物の概要			
回答			
理由			
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。		
参 考			

（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

（規格 A 4）

注意事項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても用途等が異なる貨物は減免税の適用の可否が異なることもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。
3. この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりませんが、当該内容について意見がある場合には、税関に「意見の申出」を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2月以内のみ可能です。
4. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - （1）その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - （2）減免税の適用の可否を決定するため前提となる貨物の説明と合致しない貨物の説明に基づくもの
 - （3）条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）の改正により影響を受け、参考となくなったもの
 - （4）法令の適用を誤ったもの
 - （5）上記（1）～（4）以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記6.により朱書されたものを除きます。）
6. 法令解釈の変更によりこの回答書の減免税の適用の変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
6. 上記5. の場合において、変更通知を行ったものについては、当該減免税の適用変更前に契約した貨物について、当該変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（当該変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

口頭照会に対する回答記録票（減免税用）

				続き		□有 □無	
整理番号				担 当 部 門			
照会日時 令和 年 月 日 時 分				回答日時 令和 年 月 日 時 分		回答者	
照 会 者	法人	会社名	【輸入者符号】				
		担当者	TEL ()		FAX ()		
	個人	氏 名	TEL ()		FAX ()		
種 別		□ 電話 □ 来訪 □ その他（郵送・FAX 等）					
業 種		□ 貿易関係業者 □ 通関業者 □ 個人 □ その他（ ）					

照会内容	□ 関税定率法 □ 関税暫定措置法 □その他（ ） 第 条 第 項 第 号				
貨物の概要 《照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）》					
参考資料の有無 □ 無 □ 有（ 見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他（ ）					
輸入予定時期			輸入申告予定官署		
類似貨物に係る輸入実績（有・無） （輸入申告番号		減免税の適用に係る照会実績（有・無） （輸入申告番号			）
回答内容					
関係法令等			文書による照会を慫慂	□ 有 □ 無	
協 議 先	□統括審査官（減免税総括部門） □ 統括審査官（通関総括部門担当） □その他（ ） □なし				

チェッ ク 項 目	☐ 明確に回答できない理由を説明した。 ☐ 貨物の内容が異なる場合には、回答した減免税の適用の可否が変わる旨を説明した。 ☐ 文書回答と口頭回答の取扱いの違い（文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと）を説明した。 ☐ 照会者が代理人（通関業者等）である場合に、輸入者にこれらの点を確実に伝達するよう説明した。 ☐ 回答者の職名及び氏名を告げた。	☐ 統括官等確認
-----------------	---	--

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
④ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
⑤ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑥ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて (注意事項参照)	
⑦ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します (回答内容については原則公開となります。)	はい ・ いいえ
⑧ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署 (政令派出所・方面事務所を含む。) において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。 ※官署名については、税関ホームページ (所在案内) をご参照下さい。 URL: http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 また、イの場合は、受取を希望される税関の 官署名 を記入してください。
⑨ ⑧イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい ・ いいえ
⑩ 切替えを行う場合、非公開期間の要否 (原則公開です。)	要 ・ 否
非公開理由	非公開期間
() 日 (180 日を超えない期間)	

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書 (つづき) (適宜の様式) に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物又は事実に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る照会としてください。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7-19 の 5-2 (5) に規定する場合 (本様式 (C 第 1000 号-25) による照会のうち、減免税の適用の可否について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合) に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書 (変更通知書兼用) は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間 (180 日を超えない期間に限り) 非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間 (180 日を超えない期間) を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

受付番号
(税関記入欄)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ（通知）（減免税回答用）

（照会者名）（敬称） から、令和 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称） に係る減免税の適用の可否に関する照会につき
ましては、文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能と認められましたので、お知らせします。

税関 業務部

印

連絡事項：

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
（電子メールによる事前教示回答書兼用）（減免税回答用）

（照会者名）（敬称） から、平成 年 月 日に照会のありました、
インターネットによる（貨物の名称）に係る減免税の適用の可否に関する照会につき
ましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせしま
す。

切替えを行わない理由：

- ☐ 具体的な照会でない。
- ☐ 回答に見本の提出が必要。
- ☐ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものである。
- ☐ その他：

税関 業務部
（首席）関税鑑査官

㊞

上記照会貨物の減免税の適用の可否について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります
注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば（問い合わせ先） まで
お問い合わせください。

回 答

通信欄

●注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C 第
1000 号—22）を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本
等の参考となるべき資料の提出をお願いすることがあります。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の
申出を行うことはできません。

（規格 A4）

受付番号

登録番号

税関様式 C 第 1001 号

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書

令和 年 月 日	申出者の 住所、氏名 代理人の 住所、氏名	(担当者) (電話番号)							
令和 年 月 日	事前教示回答書 (登録番号) 事前教示回答書変更通知書 (登録番号)								
に関し、下記の理由により <table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> 上記 <table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> {事前教示回答書 事前教示回答書変更通知書} </td> <td rowspan="2"> に係る貨物の </td> <td rowspan="2"> {関税率表適用上の所属区分 原産地} </td> <td rowspan="2"> は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。 </td> </tr> <tr></tr> </table> </td> <td rowspan="2"> {関税率表適用上の所属区分 原産地} </td> <td rowspan="2"> は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。 </td> </tr> <tr></tr> </table>			上記 <table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> {事前教示回答書 事前教示回答書変更通知書} </td> <td rowspan="2"> に係る貨物の </td> <td rowspan="2"> {関税率表適用上の所属区分 原産地} </td> <td rowspan="2"> は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。 </td> </tr> <tr></tr> </table>	{事前教示回答書 事前教示回答書変更通知書}	に係る貨物の	{関税率表適用上の所属区分 原産地}	は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。	{関税率表適用上の所属区分 原産地}	は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。
上記 <table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> {事前教示回答書 事前教示回答書変更通知書} </td> <td rowspan="2"> に係る貨物の </td> <td rowspan="2"> {関税率表適用上の所属区分 原産地} </td> <td rowspan="2"> は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。 </td> </tr> <tr></tr> </table>	{事前教示回答書 事前教示回答書変更通知書}	に係る貨物の							
			{事前教示回答書 事前教示回答書変更通知書}	に係る貨物の	{関税率表適用上の所属区分 原産地}	は、下記の理由により () ではなく、 () と考えます。			
理由									

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
3. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更及び撤回を行いません。

(理 由)

令和 年 月 日

税関業務部

注 意 事 項

1. 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税率表適用上の所属区分又は原産地について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から起算して2月以内のみ可能です。
2. この申出書は、1部提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
3. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
4. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は事前教示回答書が撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）を返付してください。

(規格 A 4)

受付年月日	
-------	--

受付番号	
------	--

事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書

令和 年 月 日 殿	申 出 者 の 住所、氏名	担 当 者 電話番号
	代 理 人 の 住所、氏名	担 当 者 電話番号
令和 年 月 日付 事前教示回答書（関税評価回答用）（登録番号 ） 事前教示回答書変更通知書（関税評価回答用）（登録番号 - ） に関し、関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて、下記の理由により意見の申出を行います。		
（理 由）		

事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の変更を別添の変更通知書により行います。
2. 当該事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の変更を行いません。

（理 由）
令和 年 月 日 ○○税関 業務部 （首席）関税評価官

（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

注意事項

1. 意見の申出書

- (1) 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。
- (2) この申出は事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）の交付又は送達の日からの翌日から起算して2月以内のみ可能です。
- (3) この申出書は1通提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。

2. 意見の申出に対する回答書

- (1) 本件の意見の申出に対する回答内容は、あくまで以前に行った回答に対する照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご注意ください。
- (2) 回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。

3. 変更通知書（変更された場合に限り本書に添付）

- (1) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の評価申告又は納税申告（評価申告したものを除く）を行う際に添付してください。
- (2) この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書が変更され変更通知書の交付又は送達を受ける場合は、当該事前教示回答書を返付してください。

事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書

令和 年 月 日	申出者の 住所、氏名
殿	代理人の 住所、氏名 (担当者) (電話番号)
令和 年 月 日付	事前教示回答書（減免税回答用） (登録番号) 事前教示回答書変更通知書（減免税回答用） (登録番号)
に関し、下記のとおり減免税の適用の可否について、意見の申出を行います。	
上記 { 事前教示回答書（減免税回答用） 事前教示回答書変更通知書（減免税回答用） } に係る貨物は、下記の理由により（ ）ではなく、 （ ）と考えます。	
理 由	

事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

- 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の変更を別添の変更通知書により行います。
- 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
- 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の変更及び撤回を行いません。

(理 由)

令和 年 月 日 税関業務部

注 意 事 項

- 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る減免税の適用の可否について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の交付又は送達の日翌日から2か月以内のみ可能です。
 - この申出書は、1部提出して下さい。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付して下さい。
 - この申出書により、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
 - この申出書により事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を返付して下さい。
- (規格 A 4)

事前教示に係る補足説明書

令和 年 月 日	番号 _____
殿	
税関 _____	
先に令和 年 月 日付事前教示に関する照会書をもって照会があった貨物（品名 ）につき、下記の質問事項に対する補足説明を必要としますので、令和 年 月 日までに「補足説明事項」欄に必要事項を記載のうえ、提出して下さい。なお、同日までに提出がない場合又は補足説明が不十分な場合には、回答を受けられないこととなります。	
(質問事項)	
(補足説明事項)	
令和 年 月 日	
補足説明者の氏名又は名称	(担当)

- (注) 1. この補足説明書は、事前教示に関する照会書（税関様式 C 第 1000 号、税関様式 C 第 1000 号—2、税関様式 C 第 1000 号—6 又は税関様式 C 第 1000 号—22）に添付して下さい。
2. 記載欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付して下さい。

(規格 A4)

申請書番号

災害等による申請等の期限延長申請書

年 月 日

各 税 関 長

殿

各支署・出張所長

申 請 者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人番号等

代 理 人

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

関税法第2条の3及び関税法施行令第1条の4第3項・第4項並びに国税通則法第11条及び同法施行令第3条第3項・第4項の規定により、関税及び国税に関する法律に基づく税関長に対する申請等の期限の延長を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

災 害 等 の や ん だ 日		年 月 日	
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	※ 処 理
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
申 請 の 理 由			
被 災 等 の 状 況			
備 考			

- (注) 1. ※の欄には記入しないで下さい。
 2. 申請の理由は具体的に記載して下さい。
 3. 被災等の状況については、別紙に記載しても差し支えありません。

(規格A4)

災害等による申請等の期限延長通知書

年 月 日

殿

税関官署の長

年 月 日付で、貴殿から延長の申請のありました申請等の期限については、
下記の指定期日まで延長します。

記

申 請 内 容		指 定 期 日
期 限 の 種 類	申 請 期 限	
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
(申請のとおりに期限を延長しない理由)		

- (注) 1. 申請のとおりに延長する場合には、税関様式C第 7007 号の添付は不要である。
2. 申請のとおりに延長する場合には、「申請のとおりに期限を延長しない理由」欄
を斜線で抹消する。

(規格 A 4)

災害等による申請等の期限延長申請の却下通知書

年 月 日

殿

税関官署の長

貴殿が 年 月 日付でされた下記の申請等の期限の延長申請については、却下
します。

記

申 請 内 容	
期 限 の 種 類	申 請 期 限
	年 月 日
	年 月 日
(申請を却下する理由)	

(規格 A 4)

関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書

		輸入者符号	
令和 年 月 日	申請者	(住所) (〒) TEL.	
		(氏名又は名称及び代表者名)	
代理人		(住所) (〒) TEL.	
		(氏名又は名称及び代表者名)	
殿			
関税法第9条の2第1項 消費税法第51条第1項 の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。 地方税法第72条の103第1項			
納期限の延長を受けようとする輸入申告の年月日		令和 年 月 日	
納期限の延長を受けようとする輸入申告番号			
納期限の延長を受けようとする税額	関税		円
	消費税及び地方消費税		円
	合計		円
納期限の延長を受けようとする期間の末日		令和 年 月 日	
提供した担保	(提供年月日)		(担保の種類)
	令和 年 月 日		
	(担保額又は担保限度額) 円		担保の期間（債権発生期間） 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
※ 税関記入欄			
※ 関税等納期限延長（個別）通知書			
第 号 令和 年 月 日			
関税法第9条の2第1項 消費税法第51条第1項 の規定により納期限を延長します。 地方税法第72条の103第1項			

(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. ※欄は記入しないで下さい。

関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（官署別）

			輸入者符号	
令和 年 月 日	申請者	(住所) (〒)		
		TEL.		
	(氏名又は名称及び代表者名)			
	代理人	(住所) (〒)		
TEL.				
殿			(氏名又は名称及び代表者名)	
関税法第9条の2第2項 消費税法第51条第2項の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。 地方税法第72条の103第1項				
納期限の延長を受けようとする 特定月	令和 年 月から 令和 年 月まで の各月	納期限の延長を受け ようとする関税及び 消費税・地方消費税 の合計税額	円 (ただし、本納期限延長の通知後に担保の追加提供の承認を受けた場 合には、上記金額に当該追加担保金額を加えた額)	
納期限の延長を受けようとする期間の末日			各特定月の末日の翌日から起算して3月を経 過する日（ただし、国税通則法第10条第2項 に規定する日に該当するときは休日等の翌日）	
提 供 し た 担 保	(提供年月日)		(担保の種類)	
	令和 年 月 日			
	(担保額又は担保限度額)		担保の期間（債権発生期間）	
	円		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
※ 税関記入欄				
※ 関税等納期限延長（包括）通知書				
第 号 令和 年 月 日				
関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、 上記特定月（通知後に提供した担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月） において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長します。				
印				

(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. ※欄は記入しないで下さい。

関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)

令和 年 月 日				輸入者符号								
申請先	税関別一括		☐ 東京 ☐ 横浜 ☐ 神戸 ☐ 大阪 ☐ 名古屋 ☐ 門司 ☐ 長崎 ☐ 函館 ☐ 沖縄地区									
	税関官署の長 殿											
	☐ 東京	☐ 前橋	☐ 東京航空貨物	☐ 成田航空貨物	☐ 東京外郵	☐ 大井	☐ 羽田	☐ 立川				
	☐ 横浜	☐ 酒田	☐ 山形	☐ 新潟	☐ 東港	☐ 新潟空港	☐ 柏崎	☐ 直江津	☐ 気仙沼	☐ 仙台空港	☐ 小名浜	
		☐ 宇都宮	☐ 大黒埠頭	☐ 本牧埠頭	☐ 川崎外郵	☐ 仙台塩釜	☐ 石巻	☐ 船橋市川	☐ 木更津	☐ 姉崎		
		☐ 相馬	☐ 福島空港	☐ 鹿島	☐ 日立	☐ つくば	☐ 千葉					
	☐ 神戸	☐ 川崎	☐ 横須賀	☐ 三崎	☐ 茨城空港	☐ 東播磨	☐ 尼崎	☐ 境	☐ 浜田	☐ 水島	☐ 宇野	
		☐ 六甲アイランド	☐ ポートアイランド	☐ 姫路	☐ 東播磨	☐ 呉	☐ 福山	☐ 尾道糸崎	☐ 小松島	☐ 坂出	☐ 須崎	
		☐ 岡山空港	☐ 片上	☐ 広島	☐ 広島空港	☐ 宇和島	☐ 今治	☐ 新居浜	☐ 三島	☐ 高知		
		☐ 高松空港										
☐ 大阪	☐ 南港	☐ 大阪外郵	☐ 伏木	☐ 富山	☐ 富山空港	☐ 金沢	☐ 七尾	☐ 小松空港	☐ 敦賀	☐ 和歌山		
	☐ 福井	☐ 京都	☐ 滋賀	☐ 舞鶴	☐ 宮津	☐ 堺	☐ 岸和田	☐ 関西空港				
☐ 名古屋	☐ 下津	☐ 新宮										
	☐ 諏訪	☐ 中部外郵	☐ 南部	☐ 西部	☐ 清水	☐ 興津	☐ 浜松	☐ 沼津	☐ 田子の浦	☐ 津		
	☐ 焼津	☐ 御前崎	☐ 静岡空港	☐ 豊橋	☐ 衣浦	☐ 蒲郡	☐ 中部空港	☐ 四日市				
☐ 門司	☐ 尾鷲											
	☐ 田野浦	☐ 福岡外郵	☐ 苅田	☐ 下関	☐ 萩	☐ 宇部	☐ 岩国	☐ 徳山	☐ 防府			
	☐ 平生	☐ 戸畑	☐ 若松	☐ 博多	☐ 福岡空港	☐ 伊万里	☐ 唐津	☐ 厳原	☐ 大分			
☐ 長崎	☐ 佐伯	☐ 津久見	☐ 大分空港	☐ 細島	☐ 宮崎空港	☐ 油津	☐ 比田勝	☐ 北九州空港	☐ 熊本空港			
	☐ 長崎空港	☐ 三池	☐ 久留米	☐ 佐世保	☐ 八代	☐ 熊本	☐ 水俣	☐ 三角				
☐ 函館	☐ 鹿兒島	☐ 枕崎	☐ 川内	☐ 鹿児島空港	☐ 志布志							
	☐ 札幌	☐ 留萌	☐ 旭川空港	☐ 小樽	☐ 石狩	☐ 室蘭	☐ 釧路	☐ 網走	☐ 紋別			
	☐ 十勝	☐ 苫小牧	☐ 稚内	☐ 根室	☐ 千歳	☐ 青森	☐ 青森空港	☐ 八戸	☐ 宮古			
☐ 沖縄地区	☐ 大船渡	☐ 釜石	☐ 秋田船川	☐ 秋田空港								
	☐ 那覇外郵	☐ 鏡水	☐ 那覇空港	☐ 石垣	☐ 与那国	☐ 宮古島	☐ 沖縄	☐ 平安座	☐ 石垣空港			
(税関長・税関支署長・出張所長・監視署長) 殿												
申請者	(住所) (〒)											
	TEL											
代理人	(氏名又は名称及び代表者名)											
	(住所) (〒)											
代理人	TEL											
	(氏名又は名称及び代表者名)											
関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。												
納期限の延長を受けようとする特定月		令和 年 月 から 令和 年 月 までの各月	納期限の延長を受けようとする関税及び消費税・地方消費税の合計税額	円								
		ただし、本納期限延長の通知後に担保の追加提供の承認を受けた場合には、上記金額に当該追加担保金額を加えた額										
納期限の延長を受けようとする期間の末日		各特定月の末日の翌日から起算して3月を経過する日(ただし、国税通則法第10条第2項に規定する日に該当するときは休日等の翌日)										
提供した担保	提供年月日 令和 年 月 日		担保の種類 ☐ 保証人の保証 ☐ その他 ()				申請理由 ☐ 新規 ☐ 更新 () ☐ 追加 ()					
	担保の期間(債権発生期間) 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				保証限度額 円							
※ 第 号 関税等納期限延長(包括)通知書 令和 年 月 日 関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、上記特定月(通知後に提供した担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月)において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長します。 印												

(注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
2. 申請先の官署にレ印をして下さい。ただし、申請先が全国の税関官署である場合には税関別一括欄の全ての税関に、申請先が各税関の全ての官署である場合には税関別一括欄の該当税関にレ印をして下さい。
3. ※欄は記入しないで下さい。

(注) 1. この申請書は、関税、内国消費税（酒税、たばこ税及びたばこ特別税を除く。）及び地方消費税について、特例申告書毎に、2部提出して下さい。

2. 申告税関官署及び延長後の納期限が同一の特例申告が複数ある場合は、「納期限の延長を受けようとする特例申告書の提出年月日」、「納期限の延長を受けようとする特例申告書の番号」及び「納期限の延長を受けようとする税額」欄に「別紙のとおり」と記載のうえ、「特例申告納期限延長申請内訳表」（C-1006-2）を、この申請書に添付（割印）して下さい。

3. 既に提出済みの担保により申請する場合は、「提供した担保」欄の記載に代えて、「（担保の種類）」欄に担保預り証の「担保登録票番号」を記載することとして差し支えありません。

4. ※は、記入しないで下さい。

納付明細書

包括納期限延長税額納付明細 (令和 年 月分)

令和 年 月 日	納税者	住所	(代理人住所)	
		氏名 又は 名称	(代理人氏名又は名称)	
長殿		担当者名	Tel ()	
納期限延長通知番号		受入年度	令和 年度	Tel ()
納期限	令和 年 月 日	輸入者符号	※当月分納期限延長額対査年月日	

納付予定銀行等名		延 長 さ れ た 税 額	
輸入許可日	輸入申告番号	関 税	消費税及び地方消費税
		円	円
合 計	件	円	円

納付予定銀行等名		延 長 さ れ た 税 額	
輸入許可日	輸入申告番号	関 税	消費税及び地方消費税
		円	円
合 計	件	円	円

- (注) 1. ※印の欄は、記入しないで下さい。
2. 申告番号及び納付税額は、輸入許可日順に記入して下さい。
3. この明細書は、2部提出して下さい。

※収 納

収 納 金
国 税 資 金
整 理

延長税額確認票

国庫金

(納税者)
(TEL)
住所
代表又は名称
代理人
[]

(注)

1. ※以外の全ての欄に納税者が
タイプ等により記入して下さい。

2. この延長税額確認票は2枚1組の
複写式となっていますから、切り離
さないでそのまま使用して下さい。

3. この延長税額確認票は、納付又は
担保の解除(回復)の際まで、大切
に保管しておいて下さい。

4. この延長税額確認票の2片は、税
関用となっています。

納税者
交付用

(輸 入 者 符 号)

申告
番号

令和 年度

(受入
科目)

(取扱庁名)

延 長 通 知 番 号

延 長 税 額

円

延 長 後 の 納 期 限

令 和 年 月 日

受 理

※

確 認

※

許 可

※

②-1

収 納 金
国 税 資 金
整 理

税 関 用

国庫金

(納税者)
(TEL)
住所
代表又は名称
代理人
[]

(輸 入 者 符 号)

申告
番号

令和 年度

(受入
科目)

(取扱庁名)

延 長 通 知 番 号

延 長 税 額

円

延 長 後 の 納 期 限

令 和 年 月 日

受 理

※

確 認

※

許 可

※

延滞税の計算

起 算 日	本税納付日	日 数	金 額	備 考
..	..		円	
..	..			
..	..			
..	..			

年 月 日

摘 要

収 納 済 額

収 納 未 済 額

..

円

円

..

..

..

②-2

(第1片)

国税 収納金 理 資金

納付書・領収証書

国庫金

※ (納税者)

住所

氏名又は名称 殿

代理人 殿

○ 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））で納付して下さい。

(注意)

- 1 この納付書は、4枚1組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。
※印のところは納税者がタイプ等により記入して下さい。
- 2 この納付書の4枚目（税関用）は税関で切り離し、残り3枚を1組として納税者へ交付しますので、金融機関へは3枚1組のまま提出してください。
- 3 金融機関の窓口へ納付したときは、この用紙に当該金融機関の領収年月日及び取扱店名の記載を受け、領収証書として受け取って下さい。

※ (受入科目)

※納付の目的

□当
□修
□納
□更
□決
□賦

初
正
付
正
定

申
申
通
通
通

告
知
知
知
知

分

該
当
の
□
の
中
に
×
を
付
し
て
下
さ
い。

※申告番号

※令和 年度

※ (取扱店名)

※本 税

※延 滞 税

※ 加 算 税

※ 加 算 税

※合 計 額

内 証券受領 円

上記の合計額を領収しました。

令和 年 月 日

(領収者名又は日本銀行取扱店名)

納税者交付用 ④-1

(第2片)

国庫金

国税 収納金 資金

領 収 控

※ (納税者)

住所

氏名又は名称

代理人

※ (受入科目)

※ 納付の目的

☐ 当
☐ 修
☐ 納
☐ 更
☐ 決
☐ 賦

初
正
付
正
定

申
申
通
通
通

告
知
知
知
知

分

決
定
通
知

※ 申告番号										
※ 令和 年度	※ (取扱店名)									
※ 本 税		千	百	十	万	千	百	十	円	
※ 延 滞 税										
※ 加 算 税										
※ 加 算 税										
※ 合 計 額										

内
証券受領

円

上記の合計額を領収しました。

令和 年 月 日

(領収者名又は日本銀行取扱店名)

(第3片)

国税 収納金 理 資金

領 収 済 通 知 書

国庫金

※ (納税者)

住所

氏名又は名称

代理人

あて先

〔 国税収納金整理資金に関する職名、
官職及び氏名並びに在勤官署名及び
その所在地 〕

※ (受 入 科 目)

※納 付 の 目 的

☐ 当
☐ 修
☐ 納
☐ 更
☐ 決
☐ 賦

初
正
付
正
定

申
申
通
通
通

告
知
知
知
知
通

分

※申告番号

※令和 年度

※ (取 扱 庁 名)

※本 税		千	百	十	万	千	百	十	円
※延 滞 税									
※加 算 税									
※加 算 税									
※合 計 額									

内 証券受領

円

上記の合計額を領収しました。

令和 年 月 日

(領収者名又は日本銀行取扱店名)

税金	納金	資金
----	----	----

※ (納税者)

住所

氏名又は名称

代理人

税 関 用

※ 申 告 番 号

(受 入 科 目)

※ 令和 年度

(取扱庁名)

※納付の目的

※ 本	税
-----	---

☐ 當 初 申 告
☐ 修 正 申 告
☐ 納 付 通 知
☐ 更 正 通 知
☐ 決 定 通 知
☐ 賦 課 決 定 通 知

※ 延滞税

※ 加 算 税

※ 加 算 税

※ 合 計 額

内
証券受領

四

年 月 日	摘 要	収 納 済 額	収 納 未 済 額
・ ・		円	円
・ ・			
・ ・			

※申告番号 関 税 修 正 申 告 書
(内国消費税等修正申告書兼用)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申告者
住所
氏名(名称及び代表者の氏名)
電話番号
輸入者符号
代理人

関税法第7条の14第1項
国税通則法第19条第 項 の規定により下記のとおり修正申告します。
地方税法第72条の101

税 円
税 円 となります。
税 円

記									
輸入(納税)申告書の番号・申告 の年月日・許可の年月日並びに 当該貨物の記号・番号及び品名		受 入 科 目	区 分	課税標準	関税定率法別表の 所属区分又は種類 等	税率	税 額		修正申告により 増加する税額
(1)		関 税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
		税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
		税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
		税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
(2)		関 税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
		税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
		税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
		税	修 正 申告前				円	円	
			修 正 申告後				円	※	
その他の 訂正事項				参考 事項					
※ 税 関 記 入 欄									

- (注) 1. この申告書は1通提出して下さい。
2. この申告書により増加する税額に係る受入科目別合計額単位の納付書を添付して、納税申告した税関に提出して下さい。
3. この申告書には、納税申告書を添付し、又はその納税申告の際に提出すべきものとされている書類（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等）に記載した事項のうち修正すべき事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付して下さい。
4. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する修正申告事項を記載して下さい。
5. ※印欄は、記入しないで下さい。

通 関 士 記 名		
※受 理	※審 査	※収 納

※ 請求番号 関 税 更 正 請 求 書
(内国消費税等更正請求書兼用)

令和 年 月 日

請 求 者
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号
輸入者符号

代 理 人

関税法第7条の15第1項
国税通則法第23条第1項
地方税法第72条の100第1項
の規定により下記のとおり請求します。

輸入(納税)申告書の番号・申告の年月日・許可の年月日並びに当該貨物の記号・番号及び品名		受 入 科 目	区 分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税 額	更正請求により減少する税額
(1)	関 税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
(2)	関 税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
	税	更正請求前					円	円
		更正後					円	※
その他の訂正事項				参考事項				
更正請求をする理由								
還付又は充当等の別	☐ 還 付 ☐ 充当又は委託納付	還付を受けようとする場合の受領の方法	☐ 小 切 手 受 領					
	☐ の中に×を付して還付又は充当の別を示して下さい。	☐ の中に×を示して受領の方法を示して下さい。	金 融 機 関 を 通 ず る 受 領	☐ 預金口座振込 ☐ 国庫金送金	銀行(郵便局) 預金 口座番号	支店 名義		
※ 税 関 記 入 欄								
(注) 1. この請求書は、1通提出して下さい。 2. この請求書は、輸入(納税)申告をした税関に提出するものとし、更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類及び輸入(納税)申告の際に提出すべきものとされている書類(インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等)に記載した事項のうちに更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書面その他参考となる資料を提出して下さい。 3. 更正後の税額に対して更正の請求をする場合には、更正の請求をする基礎となる更正通知書の更正番号及び更正年月日を「参考事項」欄に記載するとともに当該更正通知書を添付して下さい。 4. 「更正の請求をする理由」の欄には、更正の請求をするに至った事情及びその理由を具体的に記載して下さい。 5. 輸入許可前引取の承認がされた貨物に対して更正の請求をする場合には、「参考事項」欄に輸入許可前引取承認の年月日を記載して下さい。 6. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する更正請求事項を記載して下さい。 7. ※印欄は、記入しないで下さい。						通 関 士 記 名		
						※受 理	※審 査	※収 納



関 税 更 正 請 求 書 つ づ き (そ の)

(内国消費税等更正請求書兼用)

輸入(納税)申告書の番号・申告 の年月日・許可の年月日並び に当該貨物の記号・番号及び 品名	受 入 科 目	区 分	課税標準	関税定率法別表の所 属区分又は種類等	税率	税 額	更正請求により減 少する税額
()	関 税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
税	更 正 請求前				円	円	
	更正後				円	※	
()	関 税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
税	更 正 請求前				円	円	
	更正後				円	※	
()	関 税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
	税	更 正 請求前				円	円
		更正後				円	※
税	更 正 請求前				円	円	
	更正後				円	※	
税	更 正 請求前				円	円	
	更正後				円	※	
※税 関 記 入 欄							

※ 請求番号 関 税 更 正 請 求 書
(内国消費税等更正請求書兼用)

令和 年 月 日

請 求 者
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号
輸入者符号

代 理 人

関税法第7条の15第1項
国税通則法第23条第1項
地方税法第72条の100第1項
の規定により下記のとおり請求します。

記

輸入(納税)申告書の番号・申告 の年月日・許可の年月日並びに 当該貨物の記号・番号及び品名	受 入 科 目	区 分	課税標準	関税定率法別表の所 属区分又は種類等	税率	税 額	更正請求により減 少する税額	
(1)	関 税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
(2)	関 税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
	税	更 正 請求前				円	円	
		更正後				円	※	
その他の 訂正事項				参考 事項				
更正請求 をする理由								
還付又は 充当等の別	☐ 還 付 ☐ 充当又は委託納付		還付を受けようとする場合の受領の方法	☐ 小 切 手 受 領				
	☐ の中に×を付して還付又は 充当の別を示して下さい。		☐ の中に×を示して 受領の方法を示して下さい。	金 融 機 関 を 通 ず る 受 領	☐ 預金口座振込	銀行(郵便局) 支店 預金 名義 口座番号		
					☐ 国庫金送金	銀行(郵便局) 支店		
※ 税 関 記 入 欄								
(注) 1. この請求書は、1通提出して下さい。 2. この請求書は、輸入(納税)申告をした税関に提出するものとし、更正の請求をする理由の基礎となる 事実を証明する書類及び輸入(納税)申告の際に提出すべきものとされている書類(インボイス、他法令 関係書類、減免税の適用に関する書面等)に記載した事項のうちに更正の請求に係る事項があるときは、 当該事項を記載した書面その他参考となる資料を提出して下さい。 3. 更正後の税額に対して更正の請求をする場合には、更正の請求をする基礎となる更正通知書の更正番号 及び更正年月日を「参考事項」欄に記載するとともに当該更正通知書を添付して下さい。 4. 「更正の請求をする理由」の欄には、更正の請求をするに至った事情及びその理由を具体的に記載して下 さい。 5. 輸入許可前引取の承認がされた貨物に対して更正の請求をする場合には、「参考事項」欄に輸入許可前引 取承認の年月日を記載して下さい。 6. 各欄の下欄には、内国消費税等に関する更正請求事項を記載して下さい。 7. ※印欄は、記入しないで下さい。						通 関 士 記 名 ・ 押 印		
						※受 理	※審 査	※収 納

(納税者住所氏名)	殿
(代理人住所氏名)	殿

関税更正・決定・賦課決定通知書

(内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用)

更正・決定・賦課決定 第 号
令和 年 月 日

㊞

下記の貨物に対する税額を関税法第 条 第 項、国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により下記のとおり更正決定したので、関税法第 条 第 項、
国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額の合計額は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、令和 年 月 日(納期限)
までに同封の納付書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額表							
区 分	納付すべき税額 の 合 計 額	関	税	円	延 滞 税	裏面の計算による金額の合計額	
			税			免除する延滞税の額	法定納期限の翌日から この通知書が発せられ た日までの日数に対応 する部分の金額
			税				
	還付する金額の 合 計 額	関	税	還			
		税	還	付	金		
		税	還	付	金		

理由その他			
附記事項			
納税告知書の番号	第 号	告知の年月日	令和 年 月 日

記

番号	輸入申告書の番号及び 輸入申告の年月日	輸入貨物		受入科目	区分	関税定率法別表の所属区分、又は種類等	課税標準	税率	税額	納付すべき税額又は △還付する金額 〔更正又は再決定により増加した税額又は △減少した税額〕	法定納期限
		記号・番号	品名								
				関税	更正前				円	円	
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						
				税	更正前						
					更正後						

(裏面)

(注意) 表記の金額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

延滞税の額	＝	納付すべき本 税の額	×	期 間 (日 数)	×	延滞税の割合	×	1 — 365
				法定納期限の翌日 から完納の日まで		7.3% (注) 〔納期限の翌日から2月を 経過する日後は14.6%〕		

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の11月30日を経過する時 における日本銀行法第15条第1項第1号により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例基準割合(前年に租税特別措置法第 93条第2項の規定により告示された割合+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」の いずれか低い割合
令和3年1月1日以後	年「7.3%」と「令和3年1月1日以後の各年の延滞税特例基準割合(平均貸付割合(前年 に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)+1%)+1%」のいずれ か低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+ 7.3%」のいずれか低い割合

(2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。延滞税の免除を受けるためには、表面に延滞税免除の旨の記載がある場合を除き、延滞税免除申請書を税関に提出する必要があります。

(3) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(4) 計算した延滞税が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

(5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき本税の額として計算することとなります。

◎「不服申し立てについて」この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣(内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長)に対して審査請求をすることができます。

関税更正・決定・賦課決定通知書（つづき）（その ）

番号	輸入申告書の番号 及び 輸入申告の年月日	輸 入 貨 物		受 入 科 目	区 分	関税定率法別表 の所属区分、 又は種類等	課 税 標 準	税 率	税 額	納付すべき税額又は △ 還 付 する 金 額 更正又は再決定により 増加した税額又は △減少した税額	法定納期限
		記 号 ・ 番 号	品 名								
				関 税	更 正 前				円	円	
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				関 税	更 正 前				円	円	
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				関 税	更 正 前				円	円	
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				関 税	更 正 前				円	円	
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						

関税更正・決定・賦課決定通知書(理由その他附記事項)
(内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用)

関 税（再）賦 課 決 定 通 知 書
(内国消費税（再）賦課決定通知書兼用)

税関様式 C 第 1041 号

(再) 賦課決定第 号
()

令和 年 月 日

(税関官署の長)

印

(納税者)	下記の貨物に対する税額を関税法 第 条第 項、国税通則法 第 条第 項及び地方税法 第 72 条の 100 第 1 項の規定により 下記のとおり決定したので、関税法 第 条第 項、国税通則法 第 条第 項及び地方税法 第 72 条の 100 第 1 項の規定により通知します。
住 所	
氏名及び名称	殿
代理人	殿
通知理由等	

納付すべき税額の合計額			還付する金額の合計額		延 滞 税	注意の計算による金額の合計額	
税 科 目	金 額 (円)	告 知 書 番 号	税 科 目	金 額 (円)		関税法第 12 条第 6 項による 免除	免除する延滞税の額
							法定納期限の翌日からこの通知書が 発せられた日までの日数に対応する 部分の金額

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額は上記表のとおりとなります。

納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、

令和 年 月 日（納期限）までに同封の納税告知書又は納付書により納付して下さい。

欄	品 名 税 番	再決定前				再決定後		法定納期限	
再決定前通知書番号	区 分	課 税 標 準		税 率	税 額 (円)		納付すべき税額又は△還付する金額		
		正 味 数 量	価 格 (円)		減免税額 (円)				
	再決定前								
	再決定後								
	再決定前								
	再決定後								
	再決定前								
	再決定後								
	再決定前								
	再決定後								
	再決定前								
	再決定後								

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の計算の算式

延滞税の額

=

納付すべき
本税の額

×

期間(日数)
法定納期限の翌日
から完納の日まで

×

延 滞 税 の 割 合
7.3%(注)
(納期限の翌日から2月を経過する日
後 14.6%)

×

$\frac{1}{365}$

(注) 平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成 12 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号により定められる商業手形の基準割引率 + 4 %	14.6 %
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	年「7.3 %」と「平成 26 年 1 月 1 日以後の各年の特例基準割合（前年に 租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合 + 1 %） + 1 %」のいずれか低い割合	年「14.6 %」と「特例基準割合 + 7.3 %」のいずれか低い割 合
令和3年1月1日以後	年「7.3 %」と「令和 3 年 1 月 1 日以後の各年の延滞税特例基準割合（平均貸付割合（前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合） + 1 %） + 1 %」のいずれか低い割合	年「14.6 %」と「延滞税特例基準割合 + 7.3 %」のいずれか 低い割合

(2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。延滞税の免除を受けるためには、上記表に延滞税免除の旨の記載がある場合を除き、延滞税免除申請書を税関に提出する必要があります。

(3) 納付すべき本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が 10,000 円以上であって、10,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(4) 計算した延滞税の額が 1,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が 1,000 円以上であって、100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

(5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき本税の額として計算することとなります。

◎「不服申し立てについて」この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。

関税（再）賦課決定通知書（通知理由等）

（内国消費税（再）賦課決定通知書兼用）

(納税者)	
住所氏名・名称 殿	

過少申告	
無申告加算税賦課決定	第 号
重	
令和	年 月 日

(代理人)
住所氏名・名称 殿

(税関官署の長)

関税の加算税賦課決定通知書

(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する関税及び内国消費税等について、関税法第8条第 項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、令和 年 月 日（ただし、別紙の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入の許可の日）（納期限）までに、同封の納付書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額			
区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税
納付すべき税額 (又は還付する 金額)の合計額	関 税	円	円
	税	円	円
	消費税及び 地方消費税	円	円

(注) 税額欄の△印は還付する金額であることを示す。

理由その他付記事項

関税の加算税賦課決定通知書（つづき）（その ）

輸入申告書の番号 及び輸入申告の年 月日並びに品名	受入 科目	加算税の 種類、率	加算税の計算の 基礎となる本税額 (既確定本税額)	加算税の額	既確定加算税額	この通知により納付 すべき（減少する） 加算税の額
()	関 税	過少・無申告 加算税 () %	① 円 ()	⑥ (①×) 円	⑪ 円	⑬ (⑥+⑦+⑧-⑪) 円
		過少・無申告 加算税(加算分) () %	② 円 ()	⑦ (②×) 円		
		過少・無申告 加算税(控除分) () %	③ 円 ()	⑧ (③×) 円		
		重加算税 () %	④ 円 ()	⑨ (④×) 円	⑫ 円	⑭ (⑨+⑩-⑫) 円
		重加算税 (加算分) () %	⑤ 円 ()	⑩ (⑤×) 円		
		税	過少・無申告 加算税 () %	① 円 ()	④ (③×) 円	円
	過少・無申告 加算税(加算分) () %		② 円 ()	⑤ (③×) 円		
	過少・無申告 加算税(控除分) () %		② 円 ()	⑤ (③×) 円		
	重加算税 () %		③ 円 ()	⑥ (③×) 円	円	円
	重加算税 (加算分) () %		③ 円 ()	⑥ (③×) 円		
	消費 税 及 び 地 方 消 費 税	過少・無申告 加算税 () %	① 円 ()	④ (③×) 円	⑦ 円	⑨ (④+⑤-⑥) 円
		過少・無申告 加算税(加算分) () %	② 円 ()	⑤ (③×) 円		
		過少・無申告 加算税(控除分) () %	② 円 ()	⑤ (③×) 円		
		重加算税 () %	③ 円 ()	⑥ (③×) 円	⑧ 円	⑩ (⑥-⑧) 円
		重加算税 (加算分) () %	③ 円 ()	⑥ (③×) 円		

関税の加算税賦課決定通知書（別紙）
（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）

理由その他附記事項

過少申告
無申告 加算税賦課決定 第 号
重

関税の加算税賦課決定明細書

(内国消費税等の加算税賦課決定明細書兼用)

上記の過少申告・無申告・重加算税賦課決定通知書の過少申告・無申告・重加算税の税額の算出根拠は以下のとおりである。

◎過少申告・無申告・重加算税の計算の基礎となる本税額の計算(注1)

輸入申告書の番号及び申告年月日	受入科目	今回納付すべき(増差)税額(注1)				重加算税の基礎となる税額(端数処理前)
		今回納付すべき(増差)税額(注1)	隠ぺい又は仮装以外の事実に基づく税額	正当な理由に基づく税額	過少申告又は無申告加算税の基礎となる税額(端数処理前)	
()	関税	a 円	b 円	c 円	d (b-c) 円	e (a-b) 円
	税	円	円	円	円	
	消費税及び地方消費税	円	円	円	円	円
()	関税	円	円	円	円	円
	税	円	円	円	円	
	消費税及び地方消費税	円	円	円	円	円

【正当な理由があると認めた事実】

◎過少・無申告加算税(加算分)の計算の基礎となる本税額の計算(注1)

	受入科目	当初申告税額(又は50万円)(注2)	累積増差税額等(注3)	過少申告加算税(加算分)対象税額(端数処理前)(注4)	備考
()	関税	f 円 ()	g 円	h (d+g-f) 円 ()	
	税	円 ()	円	円 ()	
	消費税及び地方消費税	円 ()	円	円 ()	
()	関税	円 ()	円	円 ()	
	税	円 ()	円	円 ()	
	消費税及び地方消費税	円 ()	円	円 ()	

(注1) 減額更正に基づき、加算税額を減額する場合、当明細書には本来納付すべきであった加算税額を算出し記載する。その際「今回納付すべき(増差)税額」の欄には「本来納付すべきであった(増差)税額」を記載する。

(注2) 過小申告加算税の場合、当初申告に係る税額が50万円を下回るときは、同欄には50万円を記載し、同欄の下段に当初申告税額を括弧書で記載する。無申告加算税の場合、同欄には50万円を記載する(同欄の下段は使用しない)。

(注3) 累積増差税額から、前回までの修正申告・更正又は決定により算出した「重加算税の基礎となる額」及び「正当な理由に基づく税額」の累計額を減算した額を記載する。

(注4) 累積増差税額(g)と過少・無申告申告加算税の基礎となる税額(d)合計が当初申告税額(f)を超えることとなる部分に相当する金額 $h(d+g-f)$ について、この金額を過少・無申告申告加算税の基礎となる税額(d)が下回るときは、同欄には(d)に記載した金額を記載し、併せて同欄の下段に括弧書で超えることとなる部分に相当する金額 $h(d+g-f)$ を記載する。

(納税者)
住 所

氏名又は名称 殿

{ 代理人 殿 }

(税関官署の長)

税関様式C第1050号

第 号

令和 年 月 日

印

更 正 し な い こ と の 通 知 書

令和 年 月 日付関税更正請求書により請求のあった次の請求事項については、下記の理由により、更正できないので、通知します。	
請 求 事 項	
記	
理 由	
そ 付 記 の 事 他 項	

(納税者)

住所氏名又は名称殿

代理人住所氏名又は名称殿

税関様式C第1060号

納付通知第号

令和 年 月 日

(税関官署の長)

印

輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書

(輸入許可前引取承認貨物に係る内国消費税等納付通知書兼用)

関税法第7条の17

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第3項の規定により下記のとおり通知します。

地方税法第72条の100第1項

記

あなたの申告された次表の税額及び当該税額にかかる延滞税を令和 年 月 日(納期限)までに同封の納付書により納付してください。

輸入(納税)申告書の番号及び輸入(納税)申告の年月日	輸入許可前引取承認書の番号及び輸入許可前引取承認の年月日	輸入貨物の品名	受入科目	納付すべき税額	法定納期限
(1)			関税	円	年 月 日
			税	円	
			税	円	
(2)			関税	円	年 月 日
			税	円	
			税	円	
その他付記事項					

(注) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

延滞税の額

=

本税の額

輸入(納税)申告書ごとの納付すべき本税の額

×

期間(日数)

法定納期限の翌日から完納の日まで

×

延滞税の割合

7.3%(注)

納期限の翌日から2月を経過する日後は14.6%

×

1

—

365

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1〜12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日から平成25年12月31日まで	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例基準割合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
令和3年1月1日以後	年「7.3%」と「令和3年1月1日以後の各年の延滞税特例基準割合(平均貸付割合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

(2) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

(4) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき本税の額として計算することとなります。

(5) 上記の税額及び延滞税を納付した場合は、輸入許可前引取承認の際に提出した担保を解除しますから、当税関官署から担保の返還を受けて下さい。

(規格A4)

(第1片)

国 税 収 納 金 整 理 資 金

納 税 告 知 書 ・ 領 収 証 書

申告番号

告知第 号

国庫金

(納税者)

住所

氏名又は名称 殿

代理人 殿

右のとおり納付して下さい。なお、延滞税は
所定の方法により計算し、該当欄に記入のうえ、
納付して下さい。

令和 年 月 日

国税収納金整理資金に関する職名

官職氏名

(受 入 科 目)	令和 年度	(取 扱 庁 名)								
納 付 の 目 的	本 税		千	百	十	万	千	百	十	円
納期限 令和 年 月 日 限	延 滞 税									
納付場所 日本銀行（本店、支店、代理店） 又は歳入代理店	合 計 額									
上記の合計額を領収しました。										
令和 年 月 日										
(領収者名又は日本銀行取扱店名)										

納税者交付用

(第2片)

国 税	収 納 金 理	資 金
--------	------------------	--------

領 収 控

申 告 番 号	告知第 号
---------	-------

国
庫
金

(納税者)
住 所
氏名又は名称
代理人

(受 入 科 目)	令和 年度	(取 扱 庁 名)								
納 付 の 目 的	本 税		千	百	十	万	千	百	十	円
納期限 令和 年 月 日 限	延 滞 税									
納付場所 日本銀行（本店、支店、代理店） 又は歳入代理店	合 計 額									
上記の合計額を領収しました。										
令和 年 月 日										
(領収者名又は日本銀行取扱店名)										

(第3片)

国 税	収 納	金 理	資 金
-----	-----	-----	-----

領 収 済 通 知 書

申 告 番 号	告知第	号
---------	-----	---

国庫金

(納税者)
住 所
氏名又は名称
代理人

(受 入 科 目)	令和 年度	(取 扱 庁 名)								
			千	百	十	万	千	百	十	円
納 付 の 目 的	本 税									
納期限 令和 年 月 日 限	延 滞 税									
納付場所 日本銀行（本店、支店、代理店） 又は歳入代理店	合 計 額									

上記の合計額を領収しました。

令和 年 月 日

(領収者名又は日本銀行取扱店名)

あて先

〔 国税収納金整理資金に関する職名、
官職及び氏名並びに在勤官署名及び
その住所 〕

(第4片)

国 税	収 入	納 金	理 金	資 金
--------	--------	--------	--------	--------

税 関 用

国
庫
金

(納税者)
住 所
氏名又は名称
代理人

告 年	知 月	日	令和	年	月	日
延滞税計算	起算日	本 税 納付日	日数	金 額	備 考	
	・ ・	・ ・		円		
	・ ・	・ ・				
	・ ・	・ ・				

申告番号						告知第 号						
(受 入 科 目)		令和 年度		(取 扱 庁 名)								
納 付 の 目 的 納期限 令和 年 月 日 限 納付場所 日本銀行（本店、支店、代理店） 又は歳入代理店		本 税			千	百	十	万	千	百	十	円
		延 滞 税										
		合 計 額										
年 月 日		摘 要		収 納 済 額				収 納 未 済 額				
・ ・				円				円				
・ ・												
・ ・												

(第1片)

国 税 収 納 金 資 金
整 理 資 金

納 付 書 ・ 領 収 証 書

第 号

国
庫
金

(納 税 者)

住 所

氏名又は名称 殿

(代理人)

殿

右のとおり納付して下さい。

令和 年 月 日

(国税収納金整理資金に関する職名)
(官職氏名)

(受 入 科 目)	令和 年度	(取 扱 庁 名)
本 税	延 滞 税	合 計 額
円	円	円

納 付 の 目 的

納 期 限 令和 年 月 日限

納 付 場 所 日本銀行（本店、支店、代理店）
又は歳入代理店

上記の合計額を領収しました。

(第2片)

国 税 収 納 金 資 金
整 理 資 金

領 収 控

第 号

国
庫
金

(納 税 者)

住 所

氏名又は名称

(代理人)

(受 入 科 目)

令和 年度

(取 扱 庁 名)

本 税

延 滞 税

合 計 額

円

円

円

上記の合計額を領収しました。

令和 年 月 日

(領収者名又は日本銀行取扱店名

)

(第3片)

国 税 収 納 金 整 理 資 金

領 収 済 通 知 書

第 号

国
庫
金

(納 税 者)

住 所

氏名又は名称

(代理人

あて先

(国税収納金整理資金に関する職名、
官職及び氏名並びに在勤官署名及び
その所在地

(受 入 科 目)

令和

年度

(取 扱 庁 名)

本 税

延 滞 税

合 計 額

円

円

円

上記の合計額を領収しました。

令和

年

月

日

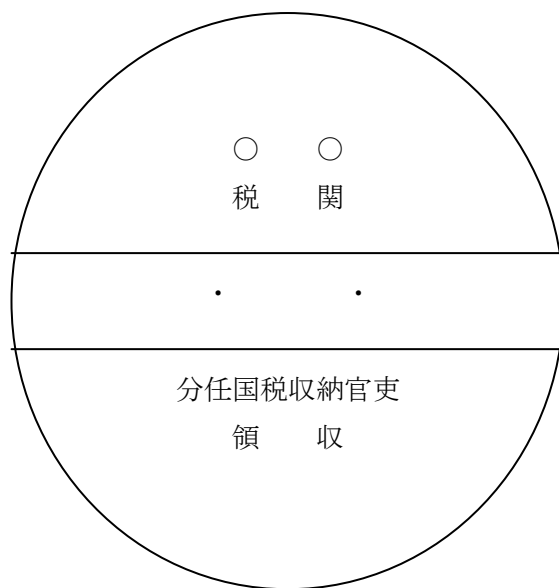
(領収者名又は日本銀行取扱店名

)

税関送付用

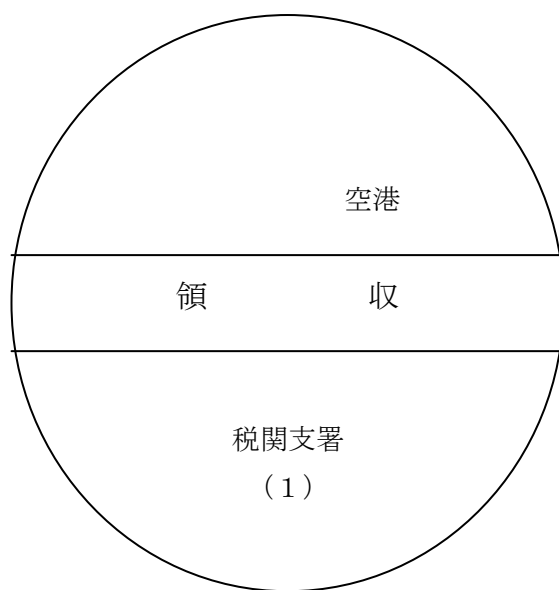
③－3

領 収 日 付 印



直径 25 ミリメートル

領 収 印



直径 20 ミリメートル

指定国税収納官吏ごとに別番のものとする

担 保 提 供 書

令和 年 月 日

殿

提供者（輸入者符号： ）
住所
TEL
氏名（又は名称）及び代表者の氏名

代理人
住所
TEL
氏名（又は名称）及び代表者の氏名

私（当社）が令和 年 月 日に申告した輸入（納税）申告番号 _____ により、
（令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間）に輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける
貨物に対する _____ のための担保を、下記のとおり提供します。

記

担保の種類及び表示	[個別、据置（官署別・一括）]
担保金額	円
※本税限度額	円
延滞税の額	関税法、国税通則法及び地方税法の所定の額

一括担保の場合、担保金額は、保証書（据置担保用）の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を
合算した額の支払いを保証する限度額である。

担 保 預 り 証

※上記の担保を預ります。

第 号（担保登録票番号第 号）
令和 年 月 日

印

- (注) 1. この担保提供書は、2部提出して下さい。
2. 不要な文字は二重線で抹消して下さい。
3. ※欄は、記入しないで下さい。
4. 一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
なお、包括して記載した場合には、以後、官署追加の手続が不要となります。
5. 「担保の種類及び表示」欄中「個別、据置（官署別・一括）」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、
該当するものを○で囲んで下さい。
6. 担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類（担保登録票を含む）を併せて提供して下さい。

担 保 提 供 書（保全担保用）

令和 年 月 日

殿

提供者（輸入者符号： ）
住所
TEL
氏名（又は名称）及び代表者の氏名

代理人
住所
TEL
氏名（又は名称）及び代表者の氏名

私（当社）が令和 年 月 日に特例申告番号 _____ により申告し、
（令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間）に輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける
貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物に係る _____ のための担保を、
下記のとおり提供します。

記

担保の種類及び表示	[個別、据置（官署別・一括）]		
担保金額	円 （ 特例申告に係る 保全担保の提供額 円 ）		
※本税限度額	円	担保提供命令額	円
延滞税の額	関税法、国税通則法及び地方税法の所定の額		

一括担保の場合、担保金額は、保証書（据置担保用）の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

担 保 預 り 証

※上記の担保を預ります。

第 号 （ 担保登録票番号第 号 ）

第 号 （ 保全担保登録票番号第 号 ）

令和 年 月 日

印

- （注）１．この担保提供書は、２部提出して下さい。
- ２．不要な文字は二重線で抹消して下さい。
- ３．※欄は、記入しないで下さい。
- ４．一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
なお、包括して記載した場合には、以後、官署追加の手続が不要となります。
- ５．「担保の種類及び表示」欄中「個別、据置（官署別・一括）」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、該当するものを○で囲んで下さい。
- ６．関税法第７条の８又は第９条の２第３項後段による担保の提供を命じられている場合は、「担保提供命令額」に、担保提供命令通知書等に記載されている担保金額を記入して下さい。
なお、特例申告に係る貨物の輸入申告を行う際は、「保全担保登録番号」を使用して下さい。
- ７．提供する担保を関税法第７条の８による担保（特例申告に係る保全担保）及び納期限延長（特例申告納期限延長を含む）又は輸入許可前貨物引取承認の担保として使用する場合には、「担保金額」欄の（ ）書に特例申告に係る保全担保の提供額を記入して下さい。
（当該提供額については、納期限延長及び輸入許可前貨物引取承認の担保として使用できません。）
- ８．担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類（担保登録票を含む）を併せて提供して下さい。

受理番号

令和 年 月 日

振替株式等担保（提供・解除）申出書

殿

申出者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

下記の振替株式等について、（関税等の担保として提供したい・担保を解除したい）ので
申し出ます。

記

銘 柄 名	株 数	名 義 人	備 考
	株		
	株		
	株		
担当者連絡先 担当部署： 担当者名： 電話番号： FAX番号： E-MAIL：			
参考事項			

（注１）参考事項欄には、担保提供の目的及び担保金額を記載して下さい。また、担保として提供
する振替株式等に係る振替口座簿の口座管理機関となっている金融機関（「〇〇証券株
式会社〇〇支店」等）を記載して下さい。

（注２）この申出書は、２通提出して下さい。

（規格A４）



保 証 書

令和 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者氏名 印

下記の輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

記

輸入者（又は限定輸入申告者）の住所、氏名、電話番号						
輸 入 申 告 の 番 号						
税 額		円				
適用 法 条	関 税	法	第	条	第	項
	消 費 税	法	第	条	第	項
	地 方 税	法	第	条	第	項
		法	第	条	第	項
		法	第	条	第	項
		法	第	条	第	項
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律		第	条	第	項

- (注) 1. 「輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
2. 内国消費税の担保も、この保証書により提供することができます。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(規格A 4)



保 証 書

令和 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者氏名 印

下記の通関業者が下記の輸入者（又は限定申告者）の代理人として行う輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、下記の通関業者に代わり、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

記

輸入者（又は限定申告者） の住所、氏名、電話番号							
通関業者の住所、氏名、 電話番号							
輸 入 申 告 の 番 号							
税 額		円					
適用 法 条	関 税	法	第	条	第	項	
	消 費 税	法	第	条	第	項	
	地 方 税	法	第	条	第	項	
		法	第	条	第	項	
		法	第	条	第	項	
		法	第	条	第	項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律		第	条	第	項	

- (注) 1. 「輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
2. 内国消費税の担保も、この保証書により提供することができます。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(規格A4)



保 証 書（据置担保用）

令和 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者（又は限定輸入申告者） の住所、氏名、電話番号					
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
担 保 の 区 分		官署別担保 ・ 一括担保 （どちらかを○で囲んでください。）			
税 額		円			
適用 法 条	関 税 法	第 9 条 の 2	第	項	
	消 費 税 法	第 5 1 条	第	項	
	地 方 税 法	第 7 2 条 の	第	項	
		法	第 条	第	項
		法	第 条	第	項
		法	第 条	第	項
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項				

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注)
1.

一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2.

「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3.

不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収 入

印 紙

保 証 書（据置担保用）

令和 年 月 日

殿

保 証 人

住 所

電話番号

氏名（又は名称）

代表者の氏名

印

下記の保証期間において下記の通関業者が下記の輸入者（又は限定申告者）の代理人として行う輸入申告により輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、下記の通関業者に代わり、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者（又は限定申告者）の住所、氏名、電話番号		
通関業者の住所、氏名、電話番号		
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
担 保 の 区 分		官署別担保 ・ 一括担保 （どちらかを○で囲んでください。）
税 額		円
適用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項	
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注)
1.

一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2.

「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3.

不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入
印紙

保 証 書（据置担保(保全担保)用）

令和 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名 印

下記の保証期間において輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。
また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者（又は限定輸入申告者） の住所、氏名、電話番号					
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
担 保 の 区 分		官署別担保 ・ 一括担保 （どちらかを○で囲んでください。）			
税 額		円			
適用 法 条	関 税 法	第 9 条 の 2	第 項		
	消 費 税 法	第 5 1 条	第 項		
	地 方 税 法	第 7 2 条 の	第 項		
		法	第 条	第 項	
		法	第 条	第 項	
		法	第 条	第 項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項				

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- （注）
- 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 - 「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 - 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入
印紙

保証書（据置担保(保全担保)用）

令和 年 月 日

殿

保証人
住所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名
印

下記の保証期間において下記の通関業者が下記の輸入者（又は限定申告者）の代理人として行う輸入申告により輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、下記の通関業者に代わり、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。
また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者（又は限定申告者） の住所、氏名、電話番号		
通関業者の住所、氏名、 電話番号		
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
担保の区分		官署別担保 ・ 一括担保 （どちらかを○で囲んでください。）
税 額		円
適用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項	
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい
3. 「適用法条」の欄は、適用される項が複数に及ぶ場合は、同一欄に続けて「及び○○項」と記載して差し支えない。
4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入

印紙

保証書（据置担保用）

令和 年 月 日

殿

保証人
住所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者（又は限定輸入申告者） の住所、氏名、電話番号					
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
担保の区分		官署別担保 ・ 一括担保 （どちらかを○で囲んでください。）			
税 額		円			
適用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項				
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項				
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項				
	法 第 条 第 項				
	法 第 条 第 項				
	法 第 条 第 項				
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項				

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- （注）
- 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 - 「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 - 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入
印紙

保 証 書（据置担保用）

令和 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

印

下記の保証期間において下記の通関業者が下記の輸入者（又は限定申告者）の代理人として行う輸入申告により輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、下記の通関業者に代わり、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者、通関業者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者（又は限定申告者） の住所、氏名、電話番号		
通関業者の住所、氏名、 電話番号		
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
担 保 の 区 分		官署別担保 ・ 一括担保 （どちらかを○で囲んでください。）
税 額		円
適用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項	
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注)
1.

一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2.

「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3.

不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入
印紙

保証書（据置担保(保全担保)用）

令和 年 月 日

殿

保証人
住所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者（又は限定輸入申告者） の住所、氏名、電話番号					
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
担保の区分		官署別担保・一括担保（どちらかを○で囲んでください。）			
税 額		円			
適用 法 条	関 税 法	第 9 条 の 2	第	項	
	消 費 税 法	第 5 1 条	第	項	
	地 方 税 法	第 7 2 条 の	第	項	
		法 第 条	第	項	
		法 第 条	第	項	
		法 第 条	第	項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項				

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注)
- 1．

一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
- 2．

「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
- 3．

不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入

印紙

保証書（据置担保(保全担保)用）

令和 年 月 日

殿

保証人
住所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

印

下記の保証期間において下記の通関業者が下記の輸入者（又は限定申告者）の代理人として行う輸入申告により輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、下記の通関業者に代わり、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者、通関業者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者（又は限定申告者）の住所、氏名、電話番号		
通関業者の住所、氏名、電話番号		
保証期間（債権発生期間）		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
担保の区分		官署別担保・一括担保（どちらかを○で囲んでください。）
税 額		円
適用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項	
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項	
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	法 第 条 第 項	
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は納期限延長を受ける特例申告貨物」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3. 「適用法条」の欄は、適用される項が複数に及ぶ場合は、同一欄に続けて「及び〇〇項」と記載して差し支えない。
4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

保証通知書(税関官署追加用)

保証人 住所
氏 名
代表者の氏名

税 関 官 署 の 長	※ 現在保証している税関官署以外の	☐ すべての税関官署の長 ☐ 同一税関管内のすべての税関官署の長 ☐ []
-------------	----------------------	---

担保預り証番号 第 号

納税義務者 (輸入者または 限定輸入申告者)	住所 氏名 電話番号				
適用法令	関税法	第	条	第	項
	消費税法	第	条	第	項
	地方税法	第	条	第	項
	輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律	第	条	第	項
保証金額					
保証期間	始期 終期	令和 令和	年 年	月 月	日 日

- (注) 1. 保証期間が更新された場合には、最後の保証期間を指すものとします。
2. 宛先は、すべての対象税関官署の長を連名で記載して下さい。
3. 保証人の印は保証書に押印した印と同じものを使用して下さい。
4. ※印欄に記載をした場合には、今後、税関官署が新設又は当該税関官署に輸出入・港湾関連情報処理システムが新たに導入等された場合、当該税関官署の長に対しても保証を行うこととします。



令和 年 月 日

保証通知書(税関官署追加用)

殿

保証人 住 所
氏 名
代表者の氏名 印

保証人は、下記保証について、対象税関官署の長として次の税関官署の長を追加し、令和 年 月 日から当該税関官署の長に対する納税義務の保証を行うこととしたので通知します。

税 関 官 署 の 長			
	※	現在保証している税関官署以外の	☐ すべての税関官署の長 ☐ 同一税関管内のすべての税関官署の長 ☐ []

記

<保証内容>

担 保 預 り 証 番 号 第 号

令和 年 月 日

納 税 義 務 者 (輸 入 者 また は 限 定 申 告 者)	住 所 氏 名 電 話 番 号
通 関 業 者	住 所 氏 名 電 話 番 号
適 用 法 令	関 税 法 第 条 第 項
	消 費 税 法 第 条 第 項
	地 方 税 法 第 条 第 項
	輸入品に対する内国消費税の 徴収等に関する法律 第 条 第 項
保 証 金 額	
保 証 期 間	始 期 令和 年 月 日
	終 期 令和 年 月 日

- (注) 1. 保証期間が更新された場合には、最後の保証期間を指すものとします。
2. 宛先は、すべての対象税関官署の長を連名で記載して下さい。
3. 保証人の印は保証書に押印した印と同じものを使用して下さい。
4. ※印欄に記載をした場合には、今後、税関官署が新設又は当該税関官署に輸出入・港湾関連情報
処理システムが新たに導入等された場合、当該税関官署の長に対しても保証を行うこととします。

令和 年 月 日

保証期間の非更新についての届出書

殿

住 所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

下記の納税保証について、保証期間を更新しない旨届け出ます。

記

1. 非更新の届出を行う保証書の内容

保 証 書 年 月 日		令和 年 月 日		保 証 金 額		円	
輸 入 者 (又は限定輸入申告者)				保証	始期	令和	年 月 日
				期間	終期 (注)	令和	年 月 日
適用 法令	関 税 法						

(注) 保証期間が更新された場合には、更新後の保証期間の終期を指すものとします。

2. 担保預り証番号 第 号

届 出 受 理 証

上記届出を受理したので通知します。

令和 年 月 日

印

- (注) 1. この届出書は、2部提出して下さい。
2. 一括担保を提供している場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
3. この届出書は保証期間の終期の1か月前までに提出して下さい。
4. 担保物件の解除申請の際は、改めて担保解除申請書と担保預り証を提出して下さい。

令和 年 月 日

保証期間の非更新についての届出書

殿

住 所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

下記の納税保証について、保証期間を更新しない旨届け出ます。

記

1. 非更新の届出を行う保証書の内容

保 証 書 年 月 日		令和 年 月 日		保 証 金 額		円	
輸 入 者 (又は限定申告者)				保証 期間	始期 令和 年 月 日 終期 (注) 令和 年 月 日		
通 関 業 者				参考 事項			
適用 法令	関 税 法 第 条 第 項						
	消 費 税 法 第 条 第 項						
	地 方 税 法 第 条 第 項						
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に 関する法律 第 条 第 項						

(注) 保証期間が更新された場合には、更新後の保証期間の終期を指すものとします。

2. 担保預り証番号 第 号

届 出 受 理 証

上記届出を受理したので通知します。

令和 年 月 日

印

- (注) 1. この届出書は、2部提出して下さい。
2. 一括担保を提供している場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
3. この届出書は保証期間の終期の1か月前までに提出して下さい。
4. 担保物件の解除申請の際は、改めて担保解除申請書と担保預り証を提出して下さい。

担保変更承認申請書

令和 年 月 日 殿	申請者	(住所) (〒)			
		TEL			
	代理人	(住所) (〒)			
		TEL			
(氏名又は名称及び代表者名)					
(氏名又は名称及び代表者名)					
下記のとおり担保を変更(追加)することについて、関税法施行令第8条の3第3項、国税通則法第51条第2項及び地方税法72条の100第1項の承認を受けたいので申請します。					
記					
提供中の担保	担 保 預 り 証 番 号	第	号	提供官署	
	担 保 の 種 類 及 び 表 示	[個別、据置(官署別・一括)]			
	担 保 金 額	円			
	担 保 の 期 間 (債 権 発 生 期 間)	自	令和	年	月 日 至 令和 年 月 日
	担 保 の 目 的	関税等の のための担保			
提供 する 担保	担 保 の 種 類 及 び 表 示	[個別、据置(官署別・一括)]			
	担 保 金 額	円			
	担 保 の 期 間 (債 権 発 生 期 間)	自	令和	年	月 日 至 令和 年 月 日
変 更 (追 加) 予 定 年 月 日		令和 年 月 日			
変 更 (追 加) の 理 由					
参 考 事 項					
※ 第 号 (担保登録票番号第 号) 令和 年 月 日 関税法施行令第8条の3第3項、国税通則法第51条第2項及び地方税法第72条の100第1項の規定により申請のとおり承認します。 印					

(注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
2. 一括担保を提供している場合は、全ての対象税関官署の長名を連名で記載して下さい。
3. 「変更の理由」欄は、具体的に記載して下さい。
4. ※欄は、記入しないで下さい。
5. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

担 保 解 除 申 請 書

令和 年 月 日

殿

申請者
住所
TEL
氏名（又は名称）及び代表者の氏名

代理人
住所
TEL
氏名（又は名称）及び代表者の氏名

令和 年 月 日に関税等の ために提供した下記の担保
について、担保の提供原因が消滅したので、担保解除を申請します。

記

担 保 受 理 年 月 日	
担 保 預 り 証 番 号	
担 保 の 種 類 及 び 表 示	
担 保 金 額	円

※ 担 保 解 除 通 知 書

上記の担保を解除したので通知します。

第 号
令和 年 月 日

印

- (注) 1. この申請書は2部提出して下さい。
2. 一括担保を提供している場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
3. 申請の際には、先に交付した担保預り証（担保登録票を含む）を添付して下さい。
4. ※欄は記入しないで下さい。

担保解除通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) ㊟

関税法施行令第 8 条の 4 第 7 項（不当廉売関税に関する政令第 1 7 条の 2 第 2 項の規定の規定に基づき、下記の担保を解除するので通知します。

記

担 保 受 理 年 月 日	
担 保 預 り 証 番 号	
担 保 の 種 類 及 び 表 示	
担 保 金 額	円

通知番号

令和 年 月 日

担 保 提 供 命 令 通 知 書

殿

税関長 印

関税法第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます

記

輸 入 申 告 番 号	
担 保 金 額	円
提 供 期 間	
備 考	

(注) 担保を提供する場合には、この担保提供命令通知書を提示して下さい。

(規格 A 4)

通知番号

令和 年 月 日

担 保 提 供 命 令 変 更 通 知 書

殿

税関長 印

関税法第 7 条の 8 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり担保提供命令の内容を変更します

記

担 保 提 供 命 令 通 知 番 号 及 び 通 知 年 月 日	
輸 入 申 告 番 号	
担 保 金 額	(変更前) 円
	(変更後) 円
提 供 期 間	(変更前)
	(変更後)
備 考	

(注) 担保を提供する場合には、この担保提供命令通知書を提示して下さい。

(規格 A 4)

供託原因消滅証明申請書（金銭用）

令和 年 月 日

殿

申請者

住所又は居所

電話番号

氏名（又は名称）

代表者の氏名

私（当社）が令和 年 月 日に担保として提供した下記金銭について、供託原因が
消滅したことを証明願います。

記

担保として提 供した金銭	供託年月日	令和 年 月 日
	供 託 番 号	年度 金第 号
	供託金額	円

※ 供託原因消滅証明書（金銭）

上記金銭については、下記の事由により供託原因が消滅したことを証明します。

（ 事 由 ）

令和 年 月 日に担保を解除したため。

第 号

令和 年 月 日

長

印

（注） この供託原因消滅証明申請書は、2部提出して下さい。

（規格A4）

供託原因消滅証明申請書（有価証券用）

令和 年 月 日

殿

申請者
住所又は居所

電話番号

氏名（又は名称）

代表者の氏名

私（当社）が令和 年 月 日に担保として提供した下記の有価証券について、
供託原因が消滅したことを証明願います。

記

担保として提供 した有価証券		供託年月日		令和 年 月 日	
		供託番号			
内 容	有価証券の名称	枚数	総額面又は 登録金額	券面額、回記号 及び番号	付 属 利 札

※ 供託原因消滅証明書（有価証券）
上記有価証券については、下記の事由により供託原因が消滅したことを証明します。
（事 由）
令和 年 月 日に担保を解除したため。
第 号
令和 年 月 日
長 印
（注） この供託原因消滅証明申請書は、2部提出して下さい。

（規格A4）

登録原因消滅証明申請書

年 月 日

殿

申請者
住所又は居所

電話番号

氏名（又は名称）

代表者の氏名

私（当社）が令和 年 月 日に担保として提供した下記の有価証券について、登録原因が消滅したことを証明願います。

記

担保として提供 した有価証券		登録年月日		令和 年 月 日	
		登録番号			
内 容	有価証券の名称	枚数	総額面又は 登録金額	券面額、回記号 及び番号	付 属 利 札

※ 登録原因消滅証明書

上記有価証券については、下記の事由により登録原因が消滅したことを証明します。
（事由）
令和 年 月 日に担保を解除したため。
第 号
令和 年 月 日
長 印

（注） この登録原因消滅証明申請書は、2部提出して下さい。

（規格A4）

申告番号

金 銭 担 保 充 当 申 告 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

納税義務者

住所又は居所

電 話 番 号

氏名又は名称

令和 年 月 日関税の担保として提供した金 也（別添担保預り証記載の供託金額）について関税法第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり関税に充当します。

記

納税告知番号	
関税額	¥
上記のうち充当しようとする金額	
輸入申告書番号	
輸入申告年月日	

（注） この申告書には担保預り証及び納付書を添えて提出して下さい。

（規格 A 4）

納 付 通 知 書

納付通知第 _____ 号

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保 証 人

住 所	
氏名又は 名 称	殿

(税関官署の長) 印

あなたは、別紙「処分理由」により、保証人として下記納税者の滞納国税等につき、下記金額の国税等を納付しなければならないこととなりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

記

納 税 者		住 所				氏名又は 名 称			
滞 納 国 税 等	年 度	税 目	納 期 限	本 税		延 滞 税	法 定 納 期 限	備 考	
	令和 年度	関 税		円		法律による 金 額 欄	令和 年 月 日		
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日		
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日		
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日		
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日		
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日		
上記納税者の滞納国税等につき、あなたが保証人として納付すべき金額				円		延滞税	(法律による金額)		
納付の期限		令和 年 月 日		納付場所		日本銀行の本店・支店・代理店若しくは歳入代理店			

(注意) 延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

延滞税の額

=

納付すべき
本税の額

×

期間（日数）
法定納期限の翌日
から完納の日まで

×

延滞税の割合
7.3%（注）
納期限の翌日から2月を
経過する日後は14.6%

×

1
365

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の 前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15 条第1項第1号により定められる商業手形の基準割引 率「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例 基準割 合（前年に租税特別措置法第93条第2項の規 定により告示された割合＋1%）＋1%」のいずれか 年「7.3%」と「令和3年1月1日以後の各年の延滞 税特例 基準割合（平均貸付割合（前年に租税特別措 置法第93条第2 項の規定により告示された割合）＋ 1%）＋1%」のいずれ か低い割合	14.6%
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	年「14.6%」と「特例基準割合＋7.3%」のいずれ か低 い割合	
令和3年1月1日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合＋7.3%」の いづ れか低い割合	

(2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。延滞税の免除を受けるためには、上記表に延滞税免除の記載がある場合を除き延滞税免除申請書を税関に提出する必要があります。

(3) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

(4) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、10未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

(5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき本税の額として計算することとなります。

◎「不服申し立てについて」この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。

納付通知書（処分理由）

(納税者住所氏名)

税関様式C第 1143 号

第 号
令和 年 月 日

税関長



関税徴収の引受通知書
(内国消費税徴収の引受通知書兼用)

下記の関税及び内国消費税等について徴収の引継ぎを受けたので、
関税法第 10 条 の 2 第 2 項 及び 国 税 通 則 法 第 43 条 第 5 項
関税法施行令第 92 条第 5 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第 5 項
の規定により通知します。

年 度	税 目	納 期 限	本 税	加算税	延 滞 税	滞 納 処 分 費	法 定 納 期 限 等	備 考

これまでの徴収事務の管轄税関

(所在地及び電話番号)

今 後 の 徴 収 担 当 部 門

(所在地及び電話番号)

住（居）所
氏名 又は 名称

税関様式C第 1144 号

第 号
令和 年 月 日

税関長

印

関 税 徴 収 の 管 轄 税 関 の 変 更 通 知 書

(内国消費税徴収の引受通知書兼用)

関 税 法 第 1 0 条 の 2 第 1 項 及 び 国 税 通 則 法 第 4 3 条 第 4 項
関税法施行令第 92 条第 1 項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 30 条第 1 項 の規定により 年 月 日から下記滞納者の管轄税関が異動しました
ので、通知します。

なお、今後の連絡等は当関へしてください。

滞 納 者	住 所 (所在)	
	氏 名 (名称)	
差 押 財 産 等	(処分時の管轄税関) (処分年月日) (通知書記号番号) (処分の内容)	
備 考		

これまでの徴収事務の管轄税関

	(所在地及び電話番号)
--	-------------

今 後 の 徴 収 担 当 部 門

	(所在地及び電話番号)
--	-------------

関税徴収の引継決議書
(内国消費税徴収の引継決議書兼用)

引 継 第 号
令和 年 月 日

引継税関	次のとおり引継ぎしてよろしいか	起案						決裁				
		税関長	支署長							収納課長		担当者

税関長 殿

税関（支署・出張所）長

納税者	住所 (所在)							
	氏名 (名称)							
年 度		税 目	納 期 限	本 税	加算税	延 滞 税	滞納処分費	法 定 納 期 限 等
								備 考

関税徴収の引継書

(内国消費税徴収の引継書兼用)

引 継 第 号
令和 年 月 日

引 受 税 関	次のとおり 引受けして よろしいか	起 案					決 裁				
		支 署 長						収 納 課 長		担 当 者	
	会計決裁 代行処理										
決議番号 第 号											
引受けしたので、調査決定してよろしいか							資金徴収簿 登記（引受年月日と同じ） 年 月 日				

次の関税及び内国消費税等の徴収を引継ぎします。

税関長 殿

税関（支署・出張所）長

印

納 税 者	住所 (所在)								
	氏名 (名称)								
年 度		税 目	納 期 限	本 税	加算税	延 滞 税	滞 納 処 分 費	法 定 納 期 限 等	備 考

関税徴収の引受書
(内国消費税徴収の引受書兼用)

引 受 第 号
令和 年 月 日

引 継 税 関	次のとおり	報 告						決 裁					
	引継ぎしま し た。	税 関 長	支 署 長						収 納 課 長			担 当 者	
会計決裁 代行処理 決議番号 第 号													
引継ぎしたので、調査決定してよろしいか							資金徴収簿 登記 (引受年月日と同じ) 年 月 日						

令和 年 月 日付 引継第 号にて引継ぎのありました 次の関税及び内国消費税等の徴収を引受けします。

税関（支署・出張所）長 殿

税関長

印

納 税 者	住所 (所在)												
	氏名 (名称)												
年 度		税 目	納 期 限	本 税	加算税	延 滞 税	滞 納 処 分 費	法 定 納 期 限 等	備 考				

申請番号

延滞税免除申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

（代理人）

印

関税法第 12 条第 6 項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 18 条及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定により延滞税の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

輸入申告書の番号 及び 輸入申告の年月日		更正・決定通知書（賦課 決定通知書）の番号及び 決定の年月日		輸入貨物の品名		納付すべき関税額	
						納付すべき内国消費税等	
						円	
						円	
免除を受けよ うとする延滞 税の額	延滞税の額	＝	上記の納付 すべき税額	×	期間（日数）	×	延滞税の割合 （％）
	円		円		年 月 日から 年 月 日まで ）の日数		1 — 365
免除を受けよ うとする理由							
※ 税関記入欄							

- (注) (1) この通知書 2 通を輸入申告をした税関に提出して下さい。
(2) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から 2 月を経過する日まで	納期限の翌日から 2 月を 経過する日後
平成 11 年 12 月 31 日まで	7.3%	14.6%
平成 12 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号により定められる商業手形の基準割引率＋4%	
平成 26 年 1 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日まで	年「7.3%」と「平成 26 年 1 月 1 日以後の各年の前年の特例基準割合（前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合＋1%）＋1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合
令和 3 年 1 月 1 日以後	年「7.3%」と「令和 3 年 1 月 1 日以後の各年の延滞税特例基準割合（平均貸付割合（前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）＋1%）＋1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合

- (3) 計算した延滞税の額が 1,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が 1,000 円以上であって、100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算して下さい。
(4) この申請書には輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書及び更正通知書（賦課決定通知書）を添付して下さい。
(5) ※欄は、記載しないで下さい。

延滞税免除通知書

第 号
令和 年 月 日

(納税者)
住所
氏名又は名称
殿

(税関官署の長)
氏名又は名称
殿

(代理人／保証人)
住所
氏名又は名称
殿

印

あなたの延滞税を下記のとおり免除しましたから通知します。なお、 期間（自 . . . 至 . . . ）の延滞税は関税法第 12 条第 7 項ただし書及び国税通則法第 63 条第 1 項ただし書の規定により免除しません。

輸入（納税）申告書の 番号及び輸入（納税）申告の年月日	受入科目	法定納期限	①免除前の金額	②免除した金額	③免除後の金額 ①－②	④既に納付した 金額	⑤差引未納額 ③－④
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
合 計	関 税						
	税						
	税						
	税						
該 当 条 項			○ 関税法第 12 条 項 号 ○ 国税通則法第 63 条第 項 号 ○ 租税特別措置法第 94 条第 項				
免 除 期 間	○ 換価の猶予期間（関税法第 11 条、国税徴収法第 151 条第 項 号）					(: :)	
	○ 納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合の延滞税免除期間 （関税法第 12 条第 8 項第 2 号、国税通則法第 63 条第 5 項）					(: :)	
	○					(: :)	
	○					(: :)	
	○					(: :)	

(注) 1 上記「②免除した金額」欄の外書は、「③免除後の金額」について関税法第12条第 4 項及び国税通則法第119条第 4 項の規定により切り捨てた端数金額です。
2 あなたがこの免除について不服があるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、税関長に対して、再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係るものについては、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。

(税関様式 C 第 1151 号：裏面)

- 1 関税法第 12 条第 7 項ただし書及び国税通則法第 63 条第 1 項ただし書を適用しない場合には、文言中のなお書及び（注）の 2 の不服申立ての教示文を抹消する。
また、「なお、 期間（ ）」の空欄には、例えば「増担保の提供に応じなかった 月 日以後の」と記載する。
- 2 「①免除前の金額」欄は、確定した延滞税の総額を記載する。
- 3 「②免除した金額」欄の本書は、免除額を、また、外書には、要徴収額について関税法第 12 条第 4 項及び国税通則法第 119 条第 4 項の規定により切り捨てた端数金額をそれぞれ記載する。
- 4 「③免除後の金額」欄は、要徴収額を記載する。
- 5 「該当条項」には、免除事由に該当する法令条項を記載する。また、「免除期間」には免除する期間及び法令条項を記載する。
- 6 関税法第 12 条第 8 項第 3 号イ及び国税通則法施行令第 26 条の 2 第 1 号（交付要求の場合の免除）の規定による免除の場合には、関係の領収済通知書又は領収済報告書に必要事項を記載することにより処理して差し支えない。

延 滞 税 免 除 通 知 書（つづき）（その ）

輸入（納税）申告書の 番号及び輸入（納 税）申告の年月日	受入科目	法定納期限	①免除前の金額	②免除した金額	③免除後の金額 ①－②	④既に納付した 金額	⑤差引未納額 ③－④
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						
	関 税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	税						

第 号
令和 年 月 日

税関（署所）長 殿

税関（署所）長 印

過誤納金等の有無についての照会書
兼過誤納金等の引継要請書

下記の納税者に係る貴税関（署所）における過誤納金等の有無を照会します。
なお、貴税関（署所）に過誤納金等有る場合はその引継ぎを、過誤納金等が無い場合はその旨の回答を要請します。

記

納 税 者	住 所					
	氏 名					
徴 収 す る 関 税 等	年 度	税 目	納期限	徴 収 す る 関 税 等 の 額		
				本 税	延 滞 税 等	合 計
備 考						

過誤納金等の引継決議書等
(第 1 片)

過誤納金等の引継決議書 第 号 令和年 月 日 税関（署所）長宛		引継 署所 税関	次のとおり 引継ぎ してよろ しいか。	起 案	. .		決 裁	. .	
				税関長 (署所長)				担当者	
税関（署所）長		納 税者	住 所 氏 名	引 継 整 理 番 号					
				引 縦 整 理 番 号					
摘要	(添付書類) 過誤納金等の明細書	過 誤 等 納 の 金 額	本	税	延 滞 税 等	還付加算金	合	計	
			円	円	円	円			

(注) 太線のわくだけ複写すること。
(第 2 片)

過誤納金等の引継書 次のとおり引継ぎします。 第 号 令和年 月 日 税関（署所）長宛		引継 署所 税関	次のとおり 引受け してよろ しいか。	起 案	. .		決 裁	. .	
				税関長 (署所長)				担当者	
税関（署所）長 ☐		納 税者	住 所 氏 名	引 継 整 理 番 号					
				引 縦 整 理 番 号					
摘要	(添付書類) 過誤納金等の明細書	過 誤 等 納 の 金 額	本	税	延 滞 税 等	還付加算金	合	計	
			円	円	円	円			

(注) 太線のわく内は複写で記載しないこと。
(第 3 片)

過誤納金等の引受書 次のとおり引受けします。 第 号 令和年 月 日 税関（署所）長宛		引継 署所 税関	次のとおり 引継ぎ しました。	起 案	. .		決 裁	. .	
				税関長 (署所長)				担当者	
税関（署所）長 ☐		納 税者	住 所 氏 名	引 継 整 理 番 号					
				引 縦 整 理 番 号					
摘要	(添付書類) 過誤納金等の明細書	過 誤 等 納 の 金 額	本	税	延 滞 税 等	還付加算金	合	計	
			円	円	円	円			

(規格 A4)

第 号
令和 年 月 日

(納税義務者)	過 誤 納 金 等 充 当 決 議 書
(代理人)	

関税法第 13 条第 7 項又は国税通則法第 57 条第 1 項の規定に基づき、上記納税義務者について、下記のとおり過誤納金等を充当し、別紙のように充当通知を行ってよろしいか伺います。

記

(1) 過誤納等となった関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(2) 過誤納金等を確定した書類の記号・番号及び年月日			
(3) 過誤納等となった関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(4) 充当しようとする関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(5) 充当しようとする関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(6) 充当の効力の発した日			
(7) 充当後に納付すべき又は還付する関税等		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(8) 備考			

(納税義務者)
(代理人)

第 号
令和 年 月 日

税関（署所）長 印

過 誤 納 金 等 充 当 通 知 書

下記のとおり、過誤納金等を充当したので通知します。

記

(1) 過誤納等となった関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(2) 過誤納金等を確定した書類の記号・番号及び年月日			
(3) 過誤納等となった関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(4) 充当しようとする関税等の課税確定書類の記号・番号及び年月日			
(5) 充当した関税等の受入科目及び金額		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(6) 充当の効力の発した日			
(7) 充当後に納付すべき又は還付する関税等		関 税	税
	本 税		
	延滞税		
(8) 備考			

年 月 日

税関（署所）長 殿

納税義務者
住所・氏名 _____

代 理 人
住所・氏名 _____

税関（署所）間充当申出書

令和 年 月 日、更正請求書（ _____ 税還付申請書）により還付請求した
 _____ 税の過誤納金（還付金）について

充当予定の
税関（署所）長

 令和 年 月 日
（頃）納税すべき _____ 税（申告番号： _____ 税額 _____ 円）に充てたいので支払いを保
留されたく、よろしくお取り計らい下さい。

過誤納金等発生税関（署所）

令和 年 月 日

税関（署所）長 殿

納税義務者

住所・氏名_____

代 理 人

住所・氏名_____

充 当 申 出 書

令和 年 月 日付更正（再賦課決定）通知書第 号により還付を受けることとなった

関税の過誤納金_____円

税の過誤納金（還付金）_____円

は、下記の輸入（納税）申告に係る関税又は内国消費税に充当して下さい。

記

1. 輸入（納税）申告番号_____
2. 輸入申告年月日_____
3. 納税すべき関税額_____円
納付すべき税額_____円

- _____
- （注） 1. この充当申出書は、輸入（納税）申告と同時に収納担当部門へ提出して下さい。
2. 当該関税等の納付については、充当後の関税等の額となりますので、収納担当窓口から新しい納付書を受け取り納付して下さい。

入 出 港 届
GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date [※] ; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent 船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage		
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 [※] Attached document [※] (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付 Date	
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

- Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “※”
2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”

入 出 港 届 (乗組員氏名表兼用)							
GENERAL DECLARATION (USE TO CREW MANIFEST) (出国用 / 入国用) (Outward / Inward)							
所有者又は運航者 Owner or Operator _____							
航空機 Aircraft _____ (登録記号及び国籍) (Marks of Nationality and Registration)		便 名 Flight No. _____		日 時 Time and Date _____			
出 港 地 Departure from _____ (地名及び国名) (Place and Country)		入 港 地 Arrival at _____ (地名及び国名) (Place and Country)					
飛 行 日 程 FLIGHT ROUTING (本飛行の最初の出港地から順次記載すること) (“Place” Column always to list origin every en-route stop and destination)							
寄 港 地 PLACE	乗 組 員 氏 名 等 CREW MANIFEST					旅 客 の 現 在 数 NUMBER OF PASSANGER ON THIS STAGE	
	氏 名 Name	国 籍 Nationality	生年月日 Date of Birth	性別 Sex	旅券番号 Passport number		
						出 発 地 Departure place _____ 乗 客 Embarking _____ 通 過 客 Through on _____ 到 着 地 Arrival place _____ 降 客 Disembarking _____ 通 過 客 Through on _____ Same flight _____	
					Total		
健康上の記述欄 DECLARATION OF HEALTH 機内にあつて航空病又は事故以外の疾病で感染症のものにかかっていると認められる者 (38℃又は100° F以上の発熱を有し、かつ、明確な体調不良、持続的な咳嗽、持続的な下痢、持続的な嘔吐、皮膚発疹、打撲によらない皮下出血又は怪我によらない出血、急性の錯乱のうち1つ又はそれ以上の症状あるいは徴候を有する者) がある場合、及び寄港地等で降りた者の中にそのような者がある場合は、その者の氏名及び座席番号、乗組員である場合は職名を記載すること。 Name and number or function of persons on board with illnesses other than airsickness or the effects of accidents, who may be suffering from a communicable disease (a fever-temperature 38℃ / 100° F or greater-associated with one or more of the following signs or symptoms, e. g. appearing obviously unwell; persistent coughing; impaired breathing; persistent diarrhea; persistent vomiting; skin rash; bruising or bleeding without previous injury; or confusion of recent onset, increases the likelihood that the person is suffering a communicable disease) as well as such cases of illness disembarked during a previous stop. _____ _____ _____ 航行中における虫類の駆除又は衛生上の措置(場所、年月日、所要時間、方法)についての詳細。 航行中に虫類の駆除をしなかった場合には、きわめて最近の駆除についての詳細を示すこと。 Details of each disinsecting or sanitary treatment (place, date, time, method) during the flight. If no disinsecting has been carried out during he flight, give details of most recent disinsecting. _____ _____ _____ もし要求されたときは署名及び日時 Signed, if required, with time and date _____ (関係乗組員) (Crew member concerned)						税 関 使 用 欄 For official use only	
私は、この入出港届に記載されたすべての事項及び添付書類が完全なものであり、かつ、私の知る限りにおいて正確にして真実であること及びすべての通過旅客が本便により航行を継続する(した)ことを申告します。 I declare that all statements and particulars contained in this General Declaration, and in any supplementary forms required to be presented with this General Declaration are complete, exact and true to the best of my knowledge and that all through passengers will continue / have continued on the flight. 氏名 NAME _____ (機長又は代理人) (Authorized Agent or Pilot-in-command)							

国 際 基 幹 航 路 届
DECLARATION OF INTERNATIONAL TRUNK ROUTES

1. 船舶の名称 Name of ship	2. 船舶の信号符字 Call Sign of ship	
3. 船舶の種類 Type of ship	4. 純トン数 Net tonnage	
5. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	6. 船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
7. 日付及び船長の氏名 Date and name of master	8. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	9. 到着日時 Date-time of arrival
10. 寄港地 Previous ports of call		11. 特定港の出港年月日 Date of departure from a Specified Port
12. 寄港予定地 Subsequent ports of call		13. 備考 Remarks

当局記入欄 For official use

- (注) 1 8.欄には、とん税法附則第6項に規定する国際戦略港湾の港名を記載すること。
2 10.欄には、関税法施行令附則第4項に規定する特定港のうち、最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから国際戦略港に入港するまでの間に寄港した港の港名を記載すること。
3 12.欄には、国際戦略港湾に入港する日前120日以内に特定港を出港しない場合に、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港する特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名を記載すること。

- Note 1 It is necessary to fill in the name of Strategic International Container Hub Port prescribed in paragraph 6, of the supplementary provisions of the Tonnage Dues Law in the column "8".
2 It is necessary to fill in the name of a last previous Specified Port prescribed in paragraph 4, of the Supplementary Provisions of the Customs Law and previous ports of call between the Specified Port and Strategic International Container Hub Port in the column "10".
3 With regard to ships not calling at a Specified Port within 120 days before the date of the column "9", it is necessary to fill in the name of a first subsequent Specified Ports and subsequent ports between the Specified Port and the Strategic International Container Hub Port in the column "12".

積荷目録
CARGO DECLARATION

[illegible]

10. 日付及び船長から委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of agent or officer authorized by master

(注) ※の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked “※”.

積 荷 目 録
CARGO DECLARATION

1. 船舶の名称 Name of ship			2. 船舶の国籍 Nationality of ship		3. 報告を行う港※ Port where report is made			4. 船長の氏名※ Name of master		
5.船荷証券番号、コンテナ 番号、記号及び番号 Bill of lading number; Container number; Marks and Number of Cargo	6.品名 Description of Goods	7.包装の数及 び種類 Number and kind of packages	8.総重量 Gross weight	9.容積 Measurement	10.船積港 Port of Loading	11.船積港出港日時 Date-time of departure at port of loading	12.仕出地 Place of shipment	13.仕向地 Place of Destination	14.荷送人 Shipper	15.荷受人 Consignees
16. 日付及び船長から委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名 Date and name of agent or officer authorized by master										

(注) ※の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked “※”.

海上コンテナ貨物に係る積荷情報
MARITIME CONTAINER CARGOES INFORMATION

令和 年 月 日
Date:

[illegible]

	13. 荷送人名称、住所、国名 及び電話番号 Consignor Name, Address, Country, Telephone Number	14. 荷受人名称、住所、国名 及び電話番号 Consignee Name, Address, Country, Telephone Number	15. 着荷通知先名称、住所、 国名及び電話番号 Notify Party Name, Address, Country, Telephone Number	16. 荷渡地 Place of delivery	17. 品名 Description of Goods	18. 代表品目番号 Harmonized System Code (6-digit)	19. 包装の数 Number of Packages	20. 総重量 Total Gross Weight	21. 容積 Volume	22. 記号・番号 Mark and Number of Cargo
	23. 船荷証券番号 Bill of lading No.	(混載子B/L番号) (House B/L No.)	24. コンテナ番号 Container No.	25. シール番号 Seal No.	26. コンテナサイズ コード Container Size Code	27. コンテナタイプ コード Container Type Code	28. コンテナ所有形態 コード Container Ownership Code	29. IMDGコード ・国連番号 IMDG Class Number and United Nations Dangerous Goods Identifier	30. 仕出地 Place of Shipment	31. 税関記入欄 Official Use
4										
5										
6										
7										
8										
9										

Owner or Operator

Flight No

Cargo Manifest

Marks of Nationality

and Registration

Date

NAME _____

仕 向 地

Point of unloading

Point of lading

[illegible]

船用品目録 SHIP'S STORES DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure	Page No.
1. 船舶の名称 Name of ship		2. 到着港 [※] ／出発港 [※] Port of arrival/departure		3. 到着日 [※] ／出発日 [※] Date of arrival/departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship		5. 前寄港地 [※] ／次寄港地 [※] Port arrived from/Port of destination		
6. 乗船者数 [※] Number of persons on board.	7. 停泊期間 [※] Period of stay		8. 保管場所 [※] Place of storage	
9. 品名 Name of article		10. 数量 Quantity	11. 税関記入欄 Official use	
燃料油等／Oil	燃料油／Fuel Oil			
	潤滑油／Lubricating Oil			
遭難救命具等 ／Life Preservers	遭難ロケット ／Distress Rockets			
	遭難弾／Distress Bombs			
	救命搜索発射銃 ／Guns of Life Saving Rope			
酒類／Liquors	ウイスキー／Whisky			
	ブランデー／Brandy			
	ビール／Beer			
たばこ／Tobacco	紙巻たばこ／Cigarettes			
	葉巻たばこ／Cigars			
	たばこ／Tobacco			
銃砲、刀剣類 ／Firearms, Swords	小銃／Rifles			
	けん銃／Revolvers			
	弾薬／Cartridges			
医薬用麻薬類 ／Medical Narcotics	モルヒネ／Morphine			
	コカイン／Cocaine			
	コデイン／Codeine			
	オピウム／Opium			

12. 日付及び船長又は船長から委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of master, authorized agent or officer

(注) ※の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked “※”.

旅客名簿
PASSENGER LIST

[illegible]

10. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of master, authorized agent or officer

(注) ※の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked “※”.

旅 客 氏 名 表
Passenger Manifest

航空機の便名若しくは航空機の登録記号 _____ 国 籍 _____
Flight No or Registered Mark of aircraft _____ Flag of Nationality _____
出 発 地 _____ 出 発 日 時 _____
Point of embarkation _____ Scheduled Departure Date and Time _____
到 着 地 _____ 到 着 (予 定) 日 時 _____
Point of disembarkation _____ Scheduled Arrival Date and Time _____

旅 客 氏 名 Surname / Given Name (s)	国 籍 Nationality	生年月日 Date of Birth	性 別 Gender	旅券番号 Number of Passport	出発地 Departure Place	最終目的地 Last Arrival Place	備 考 Remarks

報告年月日
Date _____

氏名 (機長又は代理人)
NAME _____
(Authorized Agent or Pilot-in-Command)

乗組員氏名表
Crew Manifest

航空機の便名若しくは航空機の登録記号 _____ 国 籍 _____
Flight No or Registered Mark of aircraft _____ Flag of Nationality _____
出 発 地 _____ 出 発 日 時 _____
Point of embarkation _____ Scheduled Departure Date and Time _____
到 着 地 _____ 到 着 (予 定) 日 時 _____
Point of disembarkation _____ Scheduled Arrival Date and Time _____

乗組員氏名 Surname / Given Name (s)	国 籍 Nationality	生年月日 Date of Birth	性 別 Gender	旅券番号 Number of Passport	備 考 Remarks

報告年月日
Date _____

氏名 (機長又は代理人)
NAME _____
(Authorized Agent or Pilot-in-Command)

乗組員名簿
CREW LIST

[illegible]

12. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員の氏名
Date and name of master, authorized agent or officer

(注) ※の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked “※”.

届出番号
Report No.

外国貨物船（機）移届
Report on transshipment of foreign goods.

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs

届 出 者
Reporter
住 所
Address
氏名又は名称
Name or Trade Name

積んでいた船舶（航空機）の名称（登録記号） Name (Registered Mark) of Vessel (Aircraft) loaded with the goods		積み込もうとする船舶（航空機）の名称（登録記号） Name (Registered Mark) of Vessel (Aircraft) to be loaded with the goods			
国 籍 Flag		国 籍 Flag			
入 港 年 月 日 Date of Entrance		出 港 予 定 年 月 日 Scheduled Date of Departure			
外国貨物の仕出地 Place of shipment		外国貨物の仕向地 Place of Destination			
船（機）移しの理由 Reason for transshipment					
船（機）移貨物の明細 Goods					
記号及び番号 Marks and Nos.	品 名 Description	個 数 Number of Packages	数 量 Quantity	価 格 Value	総 重 量 Gross weight

- (注) 1. この届出書は、2通提出して下さい。
法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この届出により貨物の船（機）移しを行うときは税関職員からこの届出書の提示を求められることがあります。

Note: 1. This report shall be submitted in duplicate.
2. When the forign goods are being transshipped in accordance with this report, Customs may request to present this report.

(規格A 4)

申請番号
Application No.

税関様式C 第2090号
Customs Form C No.2090

船 卸 許 可 申 請 書
Application for Permission for Unloading

令和 年 月 日
Date: _____

税 関 長 殿
To Director General of Customs

申 請 者
Applicant :
住 所
Address :
氏名又は名称
Name or Trade Name:

関税法第16条第3項の規定により、下記のとおり貨物の船卸しの許可を受けたいので申請します。
I hereby apply for permission for unloading under the provisions of Art, 16, par. 3 of the Customs Law as follows.

記
Note

1. 船卸しする開港の名称 Name of Unloading Port		2. 船舶の名称、種類 [※] 及び 信号符字 [※] Name ,Type [※] and Call sign [※] of Ship		3. 船舶の国籍 Nationality of Ship		4. 航海番号 Voyage Number		5. 入港日時 Date-time of Arrival		6. 船卸期間 Period of Unloading 自令和 年 月 日 午前・後 時 分 From Date Time 至令和 年 月 日 午前・後 時 分 To Date Time		
7. 船荷証券番号 Bill of lading No. (Master/House)	8. コンテナの番号、種類 及びシール番号 Container No. / Type and Size / Seal No	9. 品名 Description of Goods			10. 記号及び番 号 Marks and Numbers	11. 包装の種類 と数量 Number and kind of packages	12. 総重量 Total Gross Weight	13. 貨物の船積 港 Port of Loading	14. 船積港出港 日時 Date-time of departure at port of loading	15. 税関記入欄 [※] Official Use [※]		

(注) ※の付されている項目については、記入不要。
Note: It is not necessary to fill in the item marked “※”

船卸許可申請撤回申出書

税関長 殿

申出者
氏 名（又は法人名）
住 所
電話番号

代理人
氏 名（又は法人名）
住 所
電話番号

下記の船卸許可申請について、撤回を申し出ます。

記

申請番号	
申請年月日	
撤回理由	
備 考	

(規格 A4)

申請番号
Application No.

不 開 港 出 入 許 可 申 請 書
Application for permission for Entrance into and
departure from closed port

令和 年 月 日
Date : _____

税 関 長 殿
To Director of Customs : _____

申 請 者
Applicant :
住 所

Address
氏名又は名称
Name or Trade Name

関税法第 20 条第 1 項の規定により、下記のとおり不開港に出入したいので申請します。
I hereby apply for permission for entrance into and departure from closed port under the provisions of
Art, 20 , par. 1 of the customs law as follows.

記
Note

不 開 港 の 名 称 Name of closed port	
船舶又は航空機の名称又は登録記号 Name or Registered Mark of vessel or aircraft	
国 籍 Flag or Nationality	
純 ト ン 数 又 は 自 重 Net tonnage or Net weight	
不 開 港 在 港 期 間 Period of stay in closed port	
不開港に出入することを必要とする理由 Reason for necessitating to enter into and depart from closed port	
不開港において積卸をしようとする貨物に関する事項 Goods to be loaded and / or unloaded at closed port	
旅 客 に 関 す る 事 項 Passenger in a closed port	
乗 組 員 に 関 す る 事 項 Crew in a closed port	
手 数 料 の 金 額 Amount of Fee	

(注) 1. この申請書は、2 通提出して下さい。
法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 収入印紙はそのうちの 1 通の裏面にはり付けて下さい。

Note: 1. This application shall be submitted in duplicate.
2. Revenue stamp shall be affixed on the reverse side of copy.

(規格 A 4)

届出番号
Report No.

税関様式 C 第 2110 号
Customs Form C No.2110

開 庁 時 間 外 貨 物 の 積 卸 届
Report of loading and / or Unloading
of goods outside office hours

税 関 長 殿
To Director of Customs_____

令和 年 月 日
Date:_____

届 出 者
Reporter
住 所
Address
氏名又は名称
Name or Trade Name

関税法第 1 9 条の規定により、下記のとおり開庁時間外において貨物の積卸しをしたいので届け出ます。
I hereby apply for report of loading and / Unloading of goods outside office hours under the provisions of Art. 19 of the customs law as follows
記
Note

	船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍 Name or registered Mark and Nationality of vessel or aircraft	貨物の積卸の別 Whether goods are to be load or unload	積 卸 の 期 間 Period of loading or unloading	貨 物 の 明 細 Goods	
				品 名 Description	数 量 Quantity
1			自令和 年 月 日午前・後 時 分 From Date Time 至令和 年 月 日午前・後 時 分 To Date Time		
2			自令和 年 月 日午前・後 時 分 From Date Time 至令和 年 月 日午前・後 時 分 To Date Time		
3			自令和 年 月 日午前・後 時 分 From Date Time 至令和 年 月 日午前・後 時 分 To Date Time		

(注) 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者名を記載して下さい。

(規格 A 4)

届出番号
Report No.

外国貨物の仮陸揚届
Report on temporary landing of foreign goods.

令和 年 月 日
Date _____

税 関 御 中

To Customs : _____

届 出 者

Reporter

住 所

Address

氏名又は名称

Name or Trade Name

記 号 Marks	番 号 Nos	品 名 Description	個 数 Number of pac- kages	価 額 Value	総 重 量 Gross Weight	備 考 Remark
仕 出 地 Place of shipment			仕 向 地 Place of destination			
船舶又は航空機の名称 又は登録記号 Name or registered mark of vessel or aircraft						
仮陸揚げ又は取卸しの 場所 Place of temporary landing or unloading of goods						
仮陸揚げ又は取卸しの 期間 Period of temporary landing or unloading of goods		自 令和 年 月 日 From : Date 至 令和 年 月 日 To : Date				
仮 陸 揚 げ の 事 由 Reason for temporary landing						

- (注) 1. この届出書は、2通提出して下さい。
法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 貨物の総重量の単位：海路の場合はメトリックトン、空路の場合はキログラム単位によって記載して下さい。

- Note: 1. This report shall be submitted in duplicate.
2. Unit of gross weight of goods : Arrived by sea : metric ton, arrived by air : kilograms.

(規格A4)

外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書

Declaration of Loading of Ship's (Aircraft's) Stores of Foreign Goods

税関長殿
To Director of _____ Customs

申告年月日
Date of Declaration _____

積込船(機)名
Name of Ship (or Aircraft) to be Loaded _____

船舶(航空機)の種類
Kind of Ship(or Aircraft) _____

国籍
Flag _____

純とん数又は自重
Net Tonnage or Net Weight _____

航海日数
Number of days of Navigation _____

旅客数
Number of Passengers _____

乗組員数
Number of Crews _____

※申告番号 _____

蔵置場所
Place of Storing _____

蔵入、移入、総保入番号又は他所蔵置許可番号
Application Number of Warehousing into Warehouse, etc. _____

積込場所
Place of Loading _____

積込年月日
Date of Loading _____

積込方法
Means of Loading _____

申告者住所氏名(名称及び代表権者の氏名)
Declarant Address, Name(Trade Name and Name of representative) _____

代理人住所氏名(名称及び代表権者の氏名)
Agent Address, Name(Trade Name and Name of representative) _____

品名 Description		数量 Net Quantities	申告価格(円) CIF Value in yen	統計品目番号 Commodity Code No.	※税表番号	※税率
1						基協特暫
2						基協特暫
3						基協特暫
4						基協特暫
枚欄 Sheets items			積込自令和年月日 指定期間至令和年月日			※承認印・承認年月日
添付書類 (有) (無) (※税関確認)			※税関記入欄			
仕入書 ☐ ☐ ☐			船(機)用品受領書 Receipt of Ship's(or Aircraft's)Stores			
原産地証明書 ☐ ☐ ☐						
自動船舶識別装置 ☐ ☐ ☐						
流量計又は液面計 ☐ ☐ ☐						
記号番号			品名 Description	数量 Net Quantities	受領年月日 Date of Receipt _____ 職名 Position _____ 氏名 Name _____	

(注)1. この申告書は3通(包括の場合は2通)提出して下さい。法人においては、申告者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。代理人欄には、通関業者の住所及び氏名を申告者と併記(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載)して下さい。

2. ※印の欄は記入しないで下さい。

3. 数量の単位は、炭化水素油はkℓ、酒類・鉱水等はℓ、飲料水はトン、その他はkg、個数、組による。

1. This Declaration shall be submitted in duplicate.
If a customs broker declare, fill in the column "Agent Address, Name" in addition to "Declarant Address, Name"

2. The declarant will leave out the columns Marked ※

3. Unit of Quantity : Hydrocarbon oil ...kℓ, Alcoholic and Mineral waters, etc. ...ℓ, Water for drinking...ton, Others...kg, No., Set

申請番号

外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第23条第4項の規定により、下記のとおり船用品（機用品）積込みの期間の延長の承認を受けたいので申請します。

記

積込承認年月日		積込承認番号	
積込船（機）名		積込船（機）の種類	
積込船（機）の国籍		積込船（機）の純トン数又は自重	
旅客数		乗組員数	
積込予定年月日及び場所		積込みの方法	
保税地域引取年月日			
貨物の明細			
記号及び番号	品名	数量	価格
延長を必要とする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
延長を必要とする理由			

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

(規格A4)

外国貨物船用品（機用品）亡失届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

記

積 込 承 認 年 月 日		積 込 承 認 番 号	
積 込 船 （ 機 ） 名		積 込 予 定 年 月 日	
積 込 予 定 場 所		積 込 の 方 法	
亡 失 し た 貨 物 の 明 細			
品 名	数 量		価 格
亡 失 年 月 日 及 び 場 所			
亡 失 し た 事 由			

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

(規格A 4)

内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書
Declaration of Loading of Ship's (Aircraft's) Stores of Domestic Goods

税関長殿
To Director of _____ Customs
申告年月日
Date of Declaration _____
積込船（機）名
Name of Ship (or Aircraft) to be Loaded _____
船舶（航空機）の種類
Kind of Ship (or Aircraft) _____
国 籍
Flag _____
純トン数又は自重
Net Tonnage or Net Weight _____
航海日数
Number of days of Navigation _____
旅 客 数
Number of Passengers _____
乗組員数
Number of Crews _____

※申告番号

積込場所
Place of Loading _____
積込年月日
Date of Loading _____
積込方法
Means of Loading _____
申告者住所氏名（名称及び代表権者の氏名）
Declarant Address, Name (Trade Name
and Name of Representative) _____

品 名 Description		数 量 Net Quantities	価 格 Value
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
※ 税関記入欄		枚 欄 Sheets items	※ 承認印・承認年月日

- (注) 1. この申告書は、2通提出して下さい。
法人においては、申告者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. ※印の欄は記載しないで下さい。
3. 数量の単位は、炭化水素油はkℓ、酒類・鉱水等はℓ、飲料水はトン、その他はkg、個数、組による。

1. This Declaration shall be submitted in duplicate.
2. The declarant will leave out the columns Marked ※
3. Unit of Quantity : Hydrocarbon oil ... kℓ, Alcoholic and Mineral waters, etc ... ℓ,
Waters for drinking ... ton, Others ... kg, No., Set

(規格A4)

(裏 面)

※ 税関記入欄

[illegible]

船（機）用 燃 料 油 振 替 積 込 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

下記のとおり船（機）用燃料油の振替積込をしたいので申請します。

積 込 船（機） 名	品 名	比 重	引 火 点	数 量	価 格
積 込 む べ き 内 貨 燃 料 油 の 蔵 置 場 所 及 び 所 有 者 (受託者)					
振 替 使 用 を 認 め ら れ る 外 貨 燃 料 油 の 蔵 置 場 所 及 び 所 有 者 (受託者)					

- (注)
- この申請書は、3 通提出して下さい。
 - 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

外国貨物船用品の受払に関する帳簿

船舶名
船長名

外国貨物船用品の品名		種類			
外国貨物船用品の受入			外国貨物船用品の使用（消費）		残量
積込年月日	数	積込承認税関及び承認年月日	使用年月日	数	

- (注)
- 1. 本帳簿は、外国貨物船用品の品名ごとに作成して下さい。
 - 2. 外国貨物船用品の使用の明細は別に補助簿を使用して差し支えありません。
 - 3. 本帳票は、写しを作成しておき、一航行の終了後本邦の港に入港したとき、その港の所管税関長に当該写しを提出して下さい

申請番号
Application No.

貨物の指定地外積卸許可申請書
Application for permission of loading and / or unloading
of goods at the place elsewhere than in designated area

令和 年 月 日
Date _____

税関長 殿
To Director of Customs _____
申請者
Applicant
住所
Address
氏名又は名称
Name or Trade name

関税法第24条第1項の規定により、下記のとおり指定地外において貨物の積卸しをしたいので、申請します。
I hereby apply as enumerated below, for approval of loading and / or unloading of goods at the place elsewhere
than in designated area under Art, 24 , Par. 1 of Customs law.

記
Note

船舶又は航空機の名称又は登録記号 Name or registered mark of vessel or aircraft					
けい船（着陸）場所 Place of mooring (landing)					
貨物の積卸期間 Period of landing and / or unloading	自 From:	令和 年 月 日 午前 後 時 Date Time			
	至 To:	令和 年 月 日 午前 後 時 Date Time			
積卸場所 Place of landing and / or unloading					
貨物の明細 Goods		記号及び番号 Marks and nos.	品名 Description	個数 Number of packages	数量 Quantity
	積込貨物 To be loaded				
	船卸（取卸）貨物 To be unloaded				
申請の理由 Reason for application					

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 他所蔵置の許可を受けた貨物については、この申請書を提出する必要はありません。
- Note: 1. This application shall be submitted in duplicate.
2. If you obtain the permission for storage, elsewhere than in hozei area, of foreign goods, this application is not required to be submitted.

(規格A4)

申請番号
Application No.

税関様式C第 2210 号
Customs form C No.2210

指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する
船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書

Application for permission of : (Traffic through place other than designated),(Traffic through
place designated), (Traffic between vessel or aircraft coming and / or going between Japan
and any foreign country and coasting vessel,etc.)

税 関 長 殿
to Director of _____ Customs

令和 年 月 日
Date

申 請 者

Applicant

住 所

Address

氏 名

Name

申請者の所属し又は代理する法人又は人

Juridical or natural person

(If the applicant is to make a traffic as an agent or employed)

住 所

Address

氏名又は名称

Name or Trade name

関税法第24条の規定により、下記のとおり本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機との交通をしたいので、
申請します。

I hereby apply for permission of traffic to vessel or aircraft coming and / or going between Japan and foreign
country under the provision of art,24,of the Customs law as follows.

記

Note

交通者の生年月日及び性別 Date of birth and sex	年 月 日 生 才 Date of birth Age	男 女 M F
交通しようとする船舶又は航空機の名称 Name or registered mark of vessel or aircraft to which a traffic is sought (一括申請の場合はその旨)		
交 通 の 目 的 Purpose of traffic		
交 通 期 間 Period of traffic	自 令和 年 月 日 From: Date 至 令和 年 月 日 To: Date	
交 通 の 経 路 Route of traffic		

交通場所に使用する船舶又は車輛

Ferryboat or car to be used for traffic

(1) 名称及び船種又は車種

Name and type

※(2) けい留場所

Fixed mooring place of ferryboat

(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。

法人においては、申請者の所属し又は代理する法人又は人の欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者名
を記載して下さい。

2. ※印は、許可交通期間が1ヶ月以上にわたる場合のみに記入して下さい。

Note: 1. This application shall be submitted in duplicate.

2. The column marked ※ shall be filled when the period of traffic is over a month.

(規格A4)

住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による
本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書
Application for permission of traffic through place designated , when wishing for identification
by a Customs officer using Basic Resident Register Network System.

税 関 長 殿
to Director of _____ Customs

令和 年 月 日
Date

申 請 者
Applicant
住 所
Address
氏 名 (フリガナ)
Name
申請者の所属し又は代理する法人又は人
Juridical or natural person
(If the applicant is to make a traffic as an agent or employed)
住 所
Address
氏 名
Name

関税法第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり貨物の授受を目的とした本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通をしたいので、申請します。

I hereby apply for permission of traffic, for the purpose of delivering and/or receiving goods, to vessel or aircraft coming and/or going between Japan and any foreign country under the provision of art, 24, par.2 of the Customs law as follows.

交通者の生年月日及び性別 Date of birth and sex		年 月 日生 才 Date of birth Age		男 女 M F					
交 通 の 目 的 Purpose of traffic									
交 通 期 間 Period of traffic		自 令和 年 月 日 From: Date 至 令和 年 月 日 To: Date							
交 通 の 経 路 Route of traffic									
住民基本台帳ネットワークによる検索方法の指定 Specify mode of access by Basic Resident Register Network System									
(住民票コードによる検索を指定した場合は、右欄に 11 桁の住民票コードを記入下さい。) (For access by resident code, fill in the 11-digit-number.)		氏名、住所、生年月日及び性別による検索 ☐							
		住民票コードによる検索 ☐							

交通場所に使用する船舶又は車輛
Ferryboat or car to be used for traffic

- (1) 名称及び船種又は車種
Name and type
- (2) けい留場所 (許可交通期間が 1 ヶ月以上にわたる場合にのみ記入して下さい)
Fixed mooring place of ferryboat (Shall be filled when the period of traffic is over a month.)

(注) 1. この申請書は、2 通提出して下さい。
法人においては、申請者の所属し又は代理する法人又は人の欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者名を記載して下さい。
2. 「住民基本台帳ネットワークによる検索方法の指定」欄は、いずれかの検索方法について、希望する項目の□にチェックして下さい。
Note: 1. This application shall be submitted in duplicate.

第 号

(表面)

船 陸 交 通 許 可 証 (第 号)			
氏 名 ・ 生 年 月 日		年 月 日生	
所 属 会 社 等 の 名 称			
交 通 目 的		交通手段	
交 通 の 条 件			
交 通 期 間	令和 年 月 日まで	写真貼付欄	
交 通 場 所			
発 行 日	令和 年 月 日		
税 関 長 印			

(裏面)

1. この許可証は、本邦と外国との間を往来する船舶へ交通する際は、常に携帯して下さい。
2. この許可証を他人に貸与し、又は不正な交通の手段として使用した場合は、回収することがあります。
3. この許可証を紛失したとき及び許可を受けた内容に変更があったときは、直ちにその旨を許可を受けた税関に届け出て下さい。
4. 次の場合には、遅滞なくこの許可証を税関に返還してください。
 - (1) 許可の期間が満了したとき。
 - (2) 許可が取り消されたとき。
 - (3) 許可の期間内にその許可にかかわる交通をしないこととなったとき。
5. 関税法又はその他の法令に違反したと認められるとき若しくは交通の条件に違反したと認められるときは、この許可を取り消すことがあります。

(備考)

1. 用紙の大きさは、概ね縦 6.2cm、横 9.0cm とする。
2. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所用の変更を加えることができる。

	船 陸 交 通 許 可 証
	税 関 C U S T O M S

(第一枚目以降)

船陸交通許可番号（第 号）		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	
所属会社等の名称		
交 通 目 的		
交 通 手 段		
交 通 の 条 件		
交 通 期 間	令和 年 月 日まで	
交通場所		写真貼付欄 ㊦
発行日	令和 年 月 日	
税関長㊦		

船陸交通許可番号（第 号）	
交 通 目 的	
交 通 手 段	
交 通 の 条 件	
交 通 場 所	
発 行 日	令和 年 月 日
税関長㊦	

(備考)

(裏表紙裏面)

(注)

1. この許可証は、本邦と外国との間を往来する船舶へ交通する際は、常に携帯して下さい。
2. この許可証を他人に貸与し、又は不正の交通の手段として使用した場合は、回収することがあります。
3. この許可証を紛失したとき及び許可を受けた内容に変更があったときは、直ちにその旨を許可を受けた税関に届け出て下さい。
4. 次に該当する場合には、税関においてそれぞれ所要の手続きをして下さい。
 - (1) 許可の期間が満了したときは、遅滞なくこの許可証を交通の許可を受けた最寄りの税関に返還して下さい。なお、再許可申請を行う場合は、申請先税関に返還して下さい。
 - (2) 該当する交通について許可が取り消されたとき又は許可の期間内にその許可にかかわる交通をしないこととなったときは該当する交通の許可を受けた税関に届け出て所要の手続きをして下さい。
5. 関税法又はその他の法令に違反したと認められるとき若しくは交通の条件に違反したと認められるときは、この許可を取り消すことがあります。

届出番号

船 舶
資 格 変 更 届
航空機

令和 年 月 日

税 関 御 中
届 出 者
住 所
氏名又は名称

名称（登録記号）	
国 籍	
種 類	
所 有 者 名	
用 船（機） 者 名	
総トン数（自重）	
純 ト ン 数	
※ 資 格 変 更 の 内 容	☐ 外国貿易船（外国貿易機） ☐ 特 殊 船 舶（特殊航空機） ☐ 沿海通航船（国内航空機） ☐ 外国貿易船（外国貿易機） ☐ 特 殊 船 舶（特殊航空機） ☐ 沿海通航船（国内航空機） から へ
資格の変更を必要とする事由	
資 格 変 更 時 残 存 機 用 油 量	

(注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
 2. ※印資格変更の内容欄については、該当する箇所に✓チェックをして下さい。
 3. 資格変更時残存機用油量欄については、航空機の資格を変更する際に、機内に残存する機用油量
 (lbs、kg 及び kl の単位で併記) を記載して下さい。

船 舶
航空機
資 格 証 書

第 号

名 称
(登録記号)

国 籍

種 類

所 有 者 名

総 ト ン 数
(自 重)

純 ト ン 数

外国貿易船 (外国貿易機)
上記船舶 (航空機) は 特 殊 船 舶 (特殊航空機) に資格変更したことを証明する。
沿岸通行船 (国内航空機)

令和 年 月 日

税 関
(規格 A4)

税関様式C第 2260 号

船（機）用品戻入書

令和 年 月 日

税 関 御 中

住 所
氏名又は名称

戻入れ場所		戻入年月日（開始年月日		終了年月日
外国貨物船用品（機用品）積込承認書の番号及び年月日				
欄	記 号 及 び 番 号	品 名	数 量（個数）	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

（注） 1． この戻入書は、戻入場所が異なる毎に作成し、2 通提出して下さい。

2． 当該貨物につき積込承認を受けたことを証する書類を添付して下さい。

（規格 A 4）

申請番号

他所蔵置許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により下記のとおり外国貨物を保税地域外に蔵置したいので申請します。

記

※ 外 国 貨 物 の 区 分			外国から本邦に到着した貨物 輸出の許可を受けた貨物、運送貨物		
貨物を積んでいた又は積み込もうとする船舶又は航空機の 名 称 又 は 登 録 記 号					
同 上 船 舶 又 は 航 空 機 入 港 の 年 月 日					
貨物の 明細	記 号	番 号	品 名	個 数	数 量
貨物を置こうとする期間			自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
貨物を置こうとする場所					
貨物を保税地域外に置こうとする 事 由					
備 考					

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は 2 通提出して下さい。
3. 保税地域外に蔵置することが許可された外国貨物については保税地域内に置かれた貨物と同様の取扱いを受けますから注意して下さい。
4. ※印欄は該当事項を○で囲んで下さい。
5. 貨物の指定地外積卸をしようとするときは備考欄に貨物の積卸期間及び場所を記載して下さい。この場合においては貨物の指定地外積卸許可申請書を提出する必要はありません。
6. 裏面に貨物を置こうとする場所の略図を記載して下さい。
7. 他所蔵置許可を受けようとする貨物については、関税法基本通達67－4－18（複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い）の規定による一の輸入申告による申告を行うことはできません。

(規格 A 4)

長期蔵置貨物報告書（令和 年 月分）

令和 年 月 日

税関御中

報告者
保税地域の所在地及び名称
氏名（責任者氏名）

搬入 年月日	品名	数量	貨主	蔵置期間を経過した事由	備考

（注） 法人においては、報告者欄に法人の保税地域所在地並びに名称及びその代表権者又は法人の内部において当該業務についての責任者を定めているときはその責任者の氏名を記載してください。

（規格A 4）

包 括 見 本 持 出 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住所
氏名又は名称

下記のとおり外国貨物の包括見本の一時持出の許可を受けたいので申請します。

記

品 名		数 量	個 数	価 格
	包括の許可の 数 量			
記 号 及 び 番 号				
	1 回当たりの 持出限度数量			
蔵 置 場 所				
一時持出の期間	一時持出の日から 日間			
持 出 先				
持 出 の 事 由				
包括許可の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			

- (注) 1. この申請書は 2 通提出して下さい。
2. 包括許可の期間が満了した場合又は見本として持ち出された貨物の数量の合計が包括許可の数量を超えることとなる場合には、速やかに許可税関へ返納して下さい。

(規格A 4)

(裏面)

確 認 欄

一時持出 年 月 日	数 量	倉主等 確認欄	戻入れ又は輸 入許可年月日	数量又は輸入 許 可 番 号	倉主等 確認欄

見 本 持 出 台 帳

通 関 士 名				通 関 士 証 票 番 号				通関業者名				税関確認欄	
許可年月日	保税地域名	持出年月日	記号・番号	品 名	数 量	価 格	持出期間	持 出 先	持出事由	倉 主 確認欄	戻入れ又は 輸 入 許 可 年 月 日	数量又は輸入 許 可 書 番 号	倉 主 確認欄

(注) 「通関士証票番号」及び「通関業者名」の欄に通関士証票番号及び通関業務に従事する通関業者の氏名又は名称を記載するとともに、「通関士名」の欄には、通関士の氏名を記載して下さい。

届出番号

外 国 貨 物 廃 棄 届

令和 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者
住 所
氏名又は名称

記 号 及 び 番 号	品 名	個 数	数 量	蔵 置 場 所	搬入年月日
廃 棄 の 方 法					
廃 棄 の 日 時					
廃 棄 の 事 由					

(注) この届出書は2通提出して下さい。

(規格 A 4)

申請番号

税 関 職 員 派 出 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

記

保 税 蔵 置 場 （ 保 税 工 場、保 税 展 示 場、総 合 保 税 地 域 ） の 名 称	
所 在 地	
面 積	
蔵 置 す る 貨 物 の 種 類 又 は 保 税 作 業 の 種 類	
税 関 事 務 の 種 類 及 び 予 想 さ れ る 件 数	
派 出 を 受 け よ う と す る 税 関 職 員 の 数 及 び 期 間	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日

（注） 申請者欄には、原則、保税蔵置場等の許可を受けた者の住所及び氏名を記載して下さい（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載）。

（規格A 4）

届出番号

貨 物 取 扱 届

令和 年 月 日

税 関 長 殿
届 出 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 36 条第 2 項の規定により下記のとおり貨物の取扱いをしたいので届け出ます。

記

貨 物 の 蔵 置 場 所	
取 扱 場 所	
取 扱 い の 期 間	自 令和 年 月 日 午前・後 時 至 令和 年 月 日 午前・後 時
取 扱 い の 種 類 及 び 内 容	
取 扱 貨 物 の 種 類	外国貨物、輸出しようとする貨物

取扱貨物の明細

記号及び番号	品 名	個 数	数 量

- （注）1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載してください。
2. この届出書は 2 通提出して下さい。
3. 不要の文字は抹消して下さい。

（規格 A 4）

申請番号

貨物取扱い許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 40 条第 2 項（第 49 条）の規定により下記のとおり保税地域内の貨物の取扱いをしたいので申請します。

記

貨 物 の 蔵 置 場 所	
上 記 場 所 の 区 分	指定保税地域、保税蔵置場
同 上 搬 入 年 月 日	
取 扱 場 所	
取 扱 い の 期 間	自 令和 年 月 日 午前・後 時 至 令和 年 月 日 午前・後 時
取 扱 い の 種 類 及 び 内 容	
※取扱貨物の区分	外国貨物、輸出しようとする貨物、運送貨物

取 扱 貨 物 の 明 細

記号及び番号	品 名	個 数	数 量

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は 2 通提出して下さい。
3. ※印の欄は該当する事項を○で囲んで下さい。

(規格 A 4)

申請番号

保税蔵置場許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 42 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税蔵置場の許可を申請します。

記

蔵 置 場 の 名 称	
所 在 地	
営業用、自家用 の 別	
蔵 置 場 の 構 造 棟 数 及 び 面 積	
蔵置する貨物の 種 類	
許可を受けよう と する 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

（注） 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

（規格A 4）

許可番号

保 税 蔵 置 場 許 可 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

⑨

令和 年 月 日付で申請のあった保税蔵置場については、関税法第 42 条の規定により下記のとおり許可する。

記

蔵 置 場 の 名 称

所 在 地

営 業 用 ・ 自 家 用 の 別

蔵 置 場 の 構 造

棟 数 及 び 面 積

蔵 置 す る 貨 物 の 種 類

許 可 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

許 可 条 件

(規格 A4)

保 税 蔵 置 場 不 許 可 通 知 書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付保税蔵置場許可申請については、審査の結果、下記の理由により、許可をしないこととするので通知します。

記

1 蔵置場等の名称、所在地

2 許可をしない理由

申請番号

保 税 蔵 置 場 工 場 許 可 期 間 の 更 新 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏 名（名称及び代表権者の氏名）

関税法施行令第 36 条（第 50 条の 2）の規定により、下記保税蔵置場（保税工場）の許可期間の更新を申請します。

記

保 税 蔵 置 場 （ 保 税 工 場 ） の 名 称	
所 在 地	
保 税 蔵 置 場 （ 保 税 工 場 ） の 許 可 を 受 け た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 を 受 け よ う と す る 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 を 受 け よ う と す る 事 由	

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 許可を受けた期間には、更新を受けたものである場合は最後の更新を受けた期間を記入して下さい。

(規格 A 4)

番 号

保 税 蔵 置 場 工 場 許 可 期 間 の 更 新 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 ㊟

令和 年 月 日申請に係る保税蔵置場工場許可期間の更新申請については、
関税法第42条（第61条の4）の規定により下記のとおり更新したので通知する。

記

保 税 蔵 置 場 （ 保 税 工 場 ） の 名 称	
所 在 地	
保税蔵置場（保税工場） の 許 可 を 受 け た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 し た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 に 伴 う 条 件	

貨物収容能力増減等の届

令和 年 月 日

税関御中

届出者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 44 条第 1 項（第 61 条の 4、第 62 条の 7、第 62 条の 15）の規定により下記のとおり
保 税 蔵 置 場
保 税 工 場 について貨物の収容能力の増減等をしたいので関係書類を添えて届け出ます。
保 税 展 示 場
総合保税地域

記

保 税 蔵 置 場 保 税 工 場 の名称及び 保 税 展 示 場 総合保税地域 所 在 地	
貨物の収容能力の増減又は改築移転その他の工事の別（改築移転その他の工事についてはその概要）	
変 更 前 の 延 べ 面 積	平方メートル
変 更 し よ う と す る 延 べ 面 積 （ 増 減 ）	平方メートル
変 更 後 の 延 べ 面 積	平方メートル
届 出 の 事 由	

（注）1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表権者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税関へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届け出ることができます。

2. この届出書は 2 通提出して下さい。

3. 不要の部分は抹消して下さい。

4. 改築、移転その他の工事を行おうとする場合は、「変更前の延べ面積」、「変更しようとする延べ面積」及び「変更後の延べ面積」の欄の記載は要しない。

保税蔵置場・保税工場許可期間の更新をしない旨の通知書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付保税蔵置場・工場許可期間更新申請については、審査の結果、下記の理由により、更新をしないこととするので通知します。

記

1 蔵置場等の名称、所在地

2 更新をしない理由

申請番号

減 却 （ 廃 棄 ） 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

下記の物品を減却（廃棄）したいので申請します。

※ 適 用 法 令	イ．関税法第45条第1項（第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15） ロ．関税法第65条第1項 ハ．関税法第65条第2項により準用される同条第1項 ニ．関税法第65条の2第1項 ホ．関税定率法第17条第5項 ヘ．関税定率法第20条第2項 ト．関税定率法施行令第61条により準用される同法施行令第11条第2項		
記 号・番 号	品 名	個 数	数 量
輸 入 許 可 税 関		輸 入 許 可 等 の 年 月 日	
		輸 入 許 可 書 等 番 号	
蔵 置 場 所			
減却（廃棄）の日時			
減却（廃棄）の方法・ 場所			
積載船舶（航空機） の 名 称 及 び 入 港 年 月 日			
減却（廃棄）の理由			

(注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. この申請書は、輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。
3. 廃棄承認申請書として使用する場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付して下さい。
4. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

包括滅却承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申請者

住所

氏名又は名称

関税法第45条第1項（第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15）に基づく、外国貨物の滅却について、下記のとおり包括滅却の承認を受けたいので申請します。

記

保税地域の名称及び所在地	
減却管理責任者の氏名	
実 行 者 の 氏 名	
恒常的に発生する減却貨物の品名及び年間予定数量	
減 却 の 場 所	
減 却 の 方 法	
減 却 の 事 由	
※承認 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
備 考	

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. ※印欄は、税関において記入します。
3. 記載内容に変更があった場合には、改めて提出して下さい。

(規格 A 4)

届出番号

保 税 蔵 置 場
保 税 工 場 休（廃）業 届
総合保税地域

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住 所
法 人 番 号
氏名（名称及び代表権者の氏名）

下記のとおり休（廃）業することとしたので届け出ます。

記

保 税 蔵 置 場 保 税 工 場 の 名 称 総合保税地域	
所 在 地	
休 業 の 期 間 〔 業 務 休 止 の 日 又 は 廃業の場合はその年月日 〕	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで （令和 年 月 日）
外国貨物があるときは当該 貨物を出し終わる日時	
休 （ 廃 ） 業 の 理 由	

（注）1. 法人においては、届出者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
 なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税関へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届出ることができます。

2. この届出書は1通提出して下さい。

届出番号

保 税 蔵 置 場
保 税 工 場 の 業 務 の 再 開 届
総合保税地域

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

下記により業務を再開することとしたので届け出ます。

記

保 税 蔵 置 場 保 税 工 場 の 名 称 総合保税地域	
所 在 地	
業 務 再 開 の 年 月 日	
業 務 再 開 の 理 由	

- （注）1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
- なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税関へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届出ることができます。
2. この届出書は1通提出して下さい。

（規格A 4）

税関様式C第3191号

番号

令和 年 月 日

処分に関する意見聴取等の通知書

殿

税 関 長

について関税法第 条第 項の規定に基づく処分に関し、
意見の聴取を行う必要がありますので、下記により出頭して下さい。

記

1. 処分の内容
2. 処分の原因となる事実
3. 意見聴取の期日及び場所
4. 意見聴取に係る問合せ先
税関 部門

(注1) 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

(注2) 意見聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

税関様式C第3192号
番 号
令和 年 月 日

処 分 通 知 書

殿

税 関 長

関税法第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり処分します。

記

1. 処分の対象

2. 処分の内容

3. 理 由

保税地域処分報告（通報）書

適用条項：関税法第 条第 項第 号 (税関)

貨物管理者又は被許可者について	名称 (保税地域コード)		代表者氏名	
	保税地域の区分（保税地域の種類並びに自家用・営業用の別等を記入）			
	所在地			
	蔵置貨物の種類			
	資本金		系列	
	従業員数（企業全体 人）		（当該保税地域 人）	
	管轄官署名 (官署コード)			
違反行為の内容	条項：件数：期間（条項別に件数及び期間を記入）			
	違反事実の概要			
違反に係る貨物	品名	数量		価格（建値）
発見の状況	発見日		端緒	
処分基準適用状況	基礎点数表 点 加算点数表① 点 加算点数表② 点 加算点数表③ 点 加 算 点 点 減 算 点 点	合計点数 点 処分内容及び期間		
その他参考事項				

申請番号

保 税 蔵 置 場
保 税 工 場
保 税 展 示 場
総 合 保 税 地 域

許可の承継の承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名又は名称

申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名又は名称

関税法施行令第 39 条の 2 第 1 項又は第 2 項（第 50 条の 2、第 51 条の 8、第 51 条の 15）の
規定により、下記のとおり申請します。

記

保 税 蔵 置 場 （ 保 税 工 場 ・ 保 税 展 示 場 ・ 総 合 保 税 地 域 ） の 名 称	
保 税 蔵 置 場 （ 保 税 工 場 ・ 保 税 展 示 場 ・ 総 合 保 税 地 域 ） の 所 在 地	
承継後の保税蔵置場（保税工場・保税 展示場・総合保税地域）の名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の 法人・業務を譲り渡そうとする者）の 氏名又は名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の 法人・業務を譲り渡そうとする者）の 住所	
（合併後存続する法人・合併後設立さ れる法人・分割により許可を承継する 法人・業務を譲り受ける者）の氏名又 は名称	
（合併後存続する法人・合併後設立さ れる法人・分割により許可を承継する 法人・業務を譲り受ける者）の住所	
許 可 の 承 継 の 理 由	
（相続があった・合併・分割・業務の 譲渡しが予定されている）年月日	

（注） 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載し
て下さい。

申請番号

保 税 蔵 置 場
保 税 工 場
保 税 展 示 場
総 合 保 税 地 域

許可の承継の承認書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

印

令和 年 月 日申請に係る保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継申請については、関税法第 48 条の 2（第 61 条の 4、第 62 条の 7、第 62 条の 15）の規定により下記のとおり承認する。

記

保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の名称	
保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の所在地	
承継後の保税蔵置場等の名称	
被相続人の氏名、合併前若しくは分割前の法人の名称、又は業務を譲り渡そうとする者の名称若しくは氏名	
被相続人の住所、合併前若しくは分割前の法人の住所又は業務を譲り渡そうとする者の住所	
合併後存続する若しくは設立される法人の名称、分割後当該許可を承継する法人の名称又は業務を譲り受ける者の名称若しくは氏名	
合併後存続する若しくは設立される法人の住所、分割後当該許可を承継する法人の住所又は業務を譲り受ける者の住所	
相続、合併若しくは分割又は業務の譲渡しが予定されている年月日	
変更等の行われた条件の内容	

保 税 蔵 置 場
保 税 工 場
保 税 展 示 場
総合保税地域
の許可の承継の不承認通知書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付申請に係る保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域の許可の承継申請については、審査の結果、下記の理由により、承認をしないこととするので通知します。

記

1 保税蔵置場（保税工場・保税展示場・総合保税地域）の名称、所在地

2 更新をしない理由

申請番号

保 税 工 場 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 56 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税工場の許可を申請します。

記

工 場 の 名 称	
所 在 地	
工 場 の 構 造 棟 数 及 び 面 積	
保 税 作 業 の 種 類 及 び 内 容	
保 税 工 場 で 使 用 す る 外 国 貨 物 の 種 類	
許 可 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
利 用 の 見 込 み	

(注) 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

許可番号

保 税 工 場 許 可 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

㊞

令和 年 月 日付で申請のあった保税工場については、関税法第 5 6 条の規定により下記のとおり許可する。

記

工 場 の 名 称

所 在 地

工 場 の 構 造

棟 数 及 び 面 積

保税作業の種類及び内容

保 税 工 場 で 使 用 す る
外 国 貨 物 の 種 類

許 可 期 間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

許 可 条 件

(規格 A4)

保 税 工 場 不 許 可 通 知 書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付保税工場許可申請については、審査の結果、下記の理由により、許可をしないこととするので通知します。

記

1 工場等の名称、所在地

2 許可をしない理由

保税工場（総合保税地域）外における保税作業期間（場所）変更申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

保税工場（総合保税地
域）の所在地及び名称
責 任 者 氏 名

関税法施行令第49条第4項（第51条の15）の規定により下記のとおり保税工場（総合保税地域）外における保税作業の期間（場所）を変更したいので申請します。

記

保税工場（総合保税地域） 外における保税作業許可の 年 月 日 及 び 番 号			
変 更 を 受 け よ う と す る 事 項 及 び 内 容			
変更後における保税工場（総合保税地域）外作業を行う場所	名	称	所 在 地
申請事由			

(注) この申請書は2通提出して下さい。

(規格A4)

使 用 内 訳 表

選別の結果仕 分された貨物	品 名	数 量	仕 分 後 の 用 途
製 造 番 号	使 用 年 月 日	数 量	残 高

(規格 A 4)

申請番号

外国貨物蔵置期間延長承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所

氏名又は名称

関税法第43条の2第2項（第61条の4、第62条の15）の規定により、下記のとおり
保税蔵置場（保税工場、総合保税地域）について外国貨物蔵置期間の延長の承認を受けたいの
で申請します。

記

保税蔵置場（保税工場、 総合保税地域）の名称				
所在地				
蔵置期間の 延長をしようとする貨物 の明細	記号及び番号	品名	個数	数量
最初蔵入（移入、総保入） 承認年月日及び承認番号		令和 年 月 日 承認番号 第 号		
延長を必要とする期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
延長を必要とする事由				

(注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. 不要な字句は2本線で抹消して下さい。

(規格A4)

申請番号

蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 43 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり保税蔵置場において承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間についての税関長の指定を受けたいので申請します。

記

保税蔵置場の名称					
所在地					
貨物の明細	記号及び番号	品 名	個 数	数 量	
原 産 地					
積 出 地		(都市) (国)			
積 載 船 (機) 名					
延長を必要とする期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
延長を必要とする理由					
その他の参考となるべき事由					

(注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は 2 通提出して下さい。

届出番号

保 税 作 業 開 始 届

令和 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者

保税工場の所在地及び名称

氏 名 (責 任 者 氏 名)

保税作業の種類及び内容				保税作業 の 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
移入承認番号	移入年月日	記号及び番号	品 名	内外貨の別	個 数	数 量	

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の保税工場の所在地並びに名称及びその責任者（原則として工場長）の氏名を記載してください。
なお、法人内に保税工場業務責任者を定めている場合については、その責任者の氏名により届出ることができます。
2. 移入承認番号及び移入年月日の欄は、内国貨物については記載する必要はありません。

(規格A 4)

番 号

保 税 作 業 終 了 届

届出税関

令和 年 月 日

保税作業開始届 年 月 日 番 号

保税工場の所在地及び名称

責任者氏名

保税作業 の種類及 び 内 容						保 税 作 業		自 令和 年 月 日		内外貨混合使用の承認 を受けた場合その年月 日及び番号		令和 年 月 日	
						の 期 間		至 令和 年 月 日					
保 税 作 業 に 使 用 し た 貨 物							保 税 作 業 に よ っ て で き た 貨 物						
移 入 承認番号	移 入 年 月 日	記号及び 番 号	品 名	内外貨 の 別	数 量		欄 番号	記号及び 番 号	品 名	数 量		備 考	
					個 数	総重量				個 数	総重量		
							1						
							2						
							3						
							4						
							5						
							6						
							7						
							8						
							9						
							10						

※
税 関
確認欄

(注) 1. この届出書は2通提出して下さい。
2. 移入承認欄は内国貨物については記載する必要がありません。
3. ※印は税関において記入します。

(規格A4)

(裏面)

貨 物 移 動 明 細 欄

[illegible]

内外貨混合使用承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
保税工場（総合保税地
域）の所在地及び名称
氏名（責任者氏名）

関税法第 59 条第 2 項（第 62 条の 15）の規定により下記のとおり外国貨物と内国貨物を混
じて使用したいので申請します。

記

適用を受けようとする期間			令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
保税作業の種類及び内容			
保 税 作 業 に お い て 使 用 す る 原 料 品	外 国 貨 物	品 名	
		品質規格	
	内国貨物の品名		
混 じ る じ ょ 内 て う 国 使 と 貨 用 す 物	品 名		
	品 質 規 格		
製 造 歩 留 り			

(注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその責任者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は 2 通提出して下さい。

保税工場（総合保税地域）外保税作業（一括・個別）許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

保税工場（総合保税地
域）の所在地及び名称

責 任 者 氏 名

関税法第61条第1項（第62条の15）の規定により下記のとおり保税工場外における保
税作業の許可を受けたいので申請します。

記

適用を受けよう とする 期 間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
保税工場（総合保税 地域）外における保 税 作 業 の 種 類			
保税工場（総合保税地域）外において 保税作業をしようとする貨物の品名		保税工場（総合保税地域）外における 保 税 作 業 に よ っ て で き る 製 品	
保 税 工 場 （ 総 合 保 税 地 域 ） 外 作 業 を 行 う 場 所	名	称	
場外作業における 作 業 期 間			
申 請 の 事 由			

(注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. 不要の部分は抹消して下さい。 (規格A4)

指 定 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 ㊟

下記の保税作業については、関税法第6 1 条の2の規定による保税作業として指定したので通知する。

記

保 税 工 場 の 名 称	
所 在 地	
保税作業に使用される 外国貨物である原料品 の品名	
保税作業により製造さ れる外国貨物である製 品の品名	
指 定 の 条 件	

貨物の総量管理適用（更新）申出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 出 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

当保税工場における貨物管理について、総量管理の適用（更新）を受けたいので、
下記のとおり申し出ます。

記

適用を受けようとする期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日
総量管理 をしようとする製品	品 名	
	品質・規格	
総量管理 をしようとする原料品	品 名	
	品質・規格	
製造歩留り又は仕様		
同時蔵置の有無		原料品について（有・無） 製品について（有・無）

（注）1．法人においては、申出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

2．この申出書には、「原料品、製品及び仕掛品の数量を確認できる社内帳票名を付記した作業工程図（製造工程図）」を添付して下さい。

3．この申出書は2通（税関支署を経由する場合は3通）提出して下さい。

（規格A4）

使 用 内 訳 表

選別の結果仕分 された貨物	品 名	数 量	仕分後の用途
積戻許可番号等	積戻等年月日	数 量	残 高

(規格A4)

外国貨物加工製造等報告書（ 月分）

令和 年 月 日

税 関 長 殿

保税工場（総合保税地域）の
所在地及び名称
責任者氏名

1．原 料 品

品 名 及 び 規 格					
前 月 末 繰 越 数 量 ①					
当 月 中 搬 入 数 量 ②					
当 月 中 搬 出 数 量 ③	輸 入				
	そ の 他				
	計				
保 税 作 業 に 使 用 し た 数 量 ④					
未 使 用 残 高 （ ① + ② - ③ - ④ ）					
上 欄 中 承 認 を 受 け た 数 量					

2．製品及び副産物

製品及び副産物の品名・規格					
前 月 末 繰 越 数 量 ⑤					
当 月 中 出 来 高 ⑥					
当 月 中 搬 出 数 量 ⑦	積 戻 し				
	保 税 運 送				
	輸 入				
	そ の 他				
	計				
製 品 残 高 （ ⑤ + ⑥ - ⑦ ）					

3．仕 掛 品

原 料 品 の 品 名 及 び 規 格					
前 月 末 繰 越 数 量 ⑩					
原料使用数量（上記 1 の④）					
製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量 ⑪					
本 月 末 残 高 （ ⑩ + ④ - ⑪ ）					
備 考					

（注） 第1欄中「承認を受けた数量」とは、関税法第 61 条の 4 において準用する同法第 43 条の 3 の承認を受けた数量をいいます。

（規格 A 4）

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書（ 月分）

令和 年 月 日

税 関 長 殿

報 告 者

指定保税工場の所在地及び名称

氏 名（責 任 者 氏 名）

1. 原料品

品名及び規格	前月末繰越数量 ①	当月中搬入数量 ②	当 月 中 搬 出 数 量 ③			製品及び副産物の 搬出高に含まれる 原 料 品 の 数 量 （下記2の⑧） ④	原料品及び仕掛品 の合計残高（①＋ ②－③－④） ⑤	左 欄 中 承 認 を 受 け た 数 量
			輸 入	そ の 他	計			

2. 製品及び副産物

製品及び副産物の 品 名 ・ 規 格	当 月 中 搬 出 数 量 ⑥					製品及び副産物に含まれる原料品の数量算出根拠 ⑦	製品及び副産物の 搬出高に含まれる 原 料 品 の 数 量 ⑧
	積戻し	保税運送	輸 入	そ の 他	計		

（注） 1. 法人においては、報告者欄に保税工場の所在地並びに名称及びその責任者（原則として工場長）の氏名を記載してください。

2. この報告書は2通を工場所轄税関に提出して下さい

3. 第1欄中「承認を受けた数量」とは、関税法第61条の4において準用する同法第43条の3の承認を受けた数量をいいます。

4. 第2欄中「製品及び副産物に含まれる原料品の数量算出根拠」には、歩留計算又は仕様等算出の根拠を記入して下さい。

（規格A4）

申請番号

保税展示場許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 62 条の 2 第 1 項に規定する保税展示場の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

保税展示場の許可を受けようとする博覧会等の名称	
所 在 地	
保税展示場の構造、棟数及び面積	
保税展示場において蔵置、展示、使用その他の行為をするため入れようとする貨物の種類	
許可を受けようとする期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 法人においては、申請者欄に法人の住所、法人番号及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

(規格 A 4)

許可番号

保 税 展 示 場 許 可 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

⑨

令和 年 月 日付で申請のあった保税展示場については、関税法第 62 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり許可する。

記

保税展示場として許可する
博覧会等の名称

所 在 地

保税展示場の構造、棟数
及び面積

保税展示場において蔵置、
展示、使用その他の行為
をするため入れる貨物の
種類

許 可 期 間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

許 可 条 件

(規格 A4)

保 税 展 示 場 不 許 可 通 知 書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付保税展示場許可申請については、審査の結果、下記の理由により、許可をしないこととするので通知します。

記

1 展示場等の名称、所在地

2 許可をしない理由

博覧会等の指定に関する承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法施行規則第 5 条第 2 号又は第 4 号及び関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 2 号又は第 4 号の規定により、博覧会等の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

開催者の住所及び名称	
博 覧 会 等 の 名 称	
博 覧 会 等 の 目 的	
博 覧 会 等 の 内 容	
開催の場所及び期間	
後 援 す る 者 の 名 称	
免税を受けようとする 物品及び輸入予定地	
そ の 他 参 考 事 項	

- （注）1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 不要の文字は抹消して下さい。
3. この申請書は 2 通提出して下さい。

（規格 A 4）

展 示 等 申 告 書



(運送申告書)

使用区分	あ て 先	
1. 建設用機器・	保 税	
資材	展示場名	
2. 展示物品	積 出 地	
3. 販売物品・消	原 産 地	
費物品	輸送方法	1. 船舶 2. 航空機 3. 郵便
4. その他		

蔵置場所（展 示地区）番号	※受理番号

参加者住所氏名_____

代理人住所氏名_____

通関士氏名_____

品名・個数・記号及び番号	単 位	正味数量	申告価格 (C. I. F) 円	関税率表番号	内国消費税 種 類 等		
(1)							
(2)							
(3)							
運送申告年月日	※運送承認印			展示等申告年月日		※展示等承認 印	
※運送承認番号				※税関記入欄			
運送先							
期 間 年 月 日から 年 月 日まで							
蔵置場所	※発送 税関	※管理者	※到着地 税 関	※受理	※審 査 (検査)	※審査	※展示等承認 年月日

備考 (1) ※印の欄は記入しないで下さい。

(2) 本申告書は上覧の貨物の使用区分ごとに作成し、該当の数字符号を()で囲んで下さい。

(3) 「不服申立てについて」 この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

番 号

展 示 等 不 承 認 通 知 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

関税法第 6 2 条の 3 第 3 項の規定により、下記の貨物については同法同条第 1 項に定める承認がされないので指定期間内に搬出、その他の処置をして下さい。

記

記号及び番号	品 名	個 数	数 量	理 由
現在ある場所				
展示等申告書 受 理 番 号		指 定 場 所		

蔵置場所の制限に関する通知書

令和 年 月 日

殿

税関長 ㊞

関税法第62条の4第1項（第62条の15）の規定により、保税展示場（総合保税地域）搬入物品について下記のとおり蔵置場所を制限する。

記

展示等申告又は輸入申告		品名	数量	蔵置すべき場所	備考
承認又は許可 年 月 日	受理又は 申告番号				

報告番号

販売物品等使用状況報告書（計 画・実 績）

令和 年 月 日

税 関 長 殿

参 加 者

住 所

氏名又は名称

関税法第 6 2 条の 4 第 1 項の規定により、販売物品等の使用状況を下記のとおり報告します。

記

展示等申告書受理番号及び承認年月日又は輸入申告番号及び許可年月日	品 名	数 量	使 用 状 況			使用により製造されたもの		差 引 残数量
			数 量	用 途	使 用 年月日	品 名	数 量	
展示（蔵置）場所番号				使 用 場 所				

加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

参加者住所氏名

代理人住所氏名

関税法施行令第2条第3項の規定により下記のとおり保税展示場において外国貨物に加工し又はこれを原料として得た製品について製品課税の適用を受けたいので申請します。

記

展示等承認貨物	展示等申告書 受理番号		展示等承認年月日	
	品 名			
	数 量			
展示等承認貨物の 使用状況	期 間			
	場 所			
	使 用 の 内 容			
	数 量			
製品課税の適用 を受けたい製品	品 名			
	数 量			
	展示蔵置等の場所			
製品課税を受けたい理由				
備 考				

(注) この申請書は3通(税関用、管理者用及び申請者用)提出して下さい。

(規格A4)

申請番号

保 税 展 示 場（総合保税地域）外 使 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

展示（蔵置）場所番号

参加者住所

氏名又は名称

関税法第62条の5（第62条の15）の規定により、下記のとおり保税展示場（総合保税地域）外における
使用の許可を受けたいので申請します。

※許可印

記

保税展示場 （総合保税 地域）外に おける使用	期	間	場	所		
	自	令和 年 月 日				
	至	令和 年 月 日	目	的		
保税展示場（総合保税地域）外において使用しようとする貨物					保税展示場（総合保税地域）外に おける使用によってできる製品	
展示等申告書受理番号 及 び 承 認 年 月 日	品	名	数	量	価	格

申請番号

保税展示場（総合保税地域）外における使用期間（場所）変更申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

参加者住所
氏名又は名称

関税法施行令第51条の6第2項（第51条の15）の規定により、下記のとおり保税展示場（総合保税地域）外における使用の期間（場所）を変更したいので申請します。

記

保税展示場（総合保税地域） 外における使用許可番号	指 定 を 受 け た 事 項		変更を受けようとする事項	
	期 間	場 所	期 間	場 所
申 請 事 由				

展 示 等 承 認 貨 物 積 戻 し 申 告 書

あ て 先 _____

申告年月日 _____

仕 向 地 _____

積 載 船 名

(航空機名) _____

出港予定年月日 _____

蔵置場所（展 示地区）番号	※受理番号

代理人住所氏名 _____

参加者住所氏名 _____

通関士氏名印 _____

展示等申告書 受 理 番 号	品 名 ・ 個 数 ・ 記 号 及 び 番 号	単 位	数 量	申 告 価 格 (F.O.B) 円
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

保税運送 運送先 期間 年 月 日から 年 月 日まで		※承認□	※積込確認印	※税関記入欄			※許可印
※管理者	※発送 税関	※到着 税関		※受理	※審査		
			※積込確認年月日				※許可年月日

備考 (1) ※印の欄は記入しないで下さい。

(2) 「不服申立てについて」 この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

番 号

外 国 貨 物 等 搬 出 要 求 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

下記の貨物については保税展示場の許可期間が満了(消滅)したので関税法第 6 2 条の 6 第 1 項の規定により、指定期間内に搬出その他の処置をして下さい。

記

記号及び番号	品 名	個 数	数 量	理 由
現在ある場所				
指 定 期 間				

申請番号

総合保税地域許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
名 称
法 人 番 号
代表者の氏名

関税法第 62 条の 8 の規定により、関係書類を添えて下記のとおり総合保税地域の許可を申請
します。

記

総 合 保 税 地 域 の 名 称	
所 在 地	
土 地 の 面 積	
許 可 を 受 け よ う と す る 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
参 考 と な る 事 項	

- (注) 1. 申請者欄には、名称、法人番号及び代表者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書（（つづき 1） から（つづき 3） までを含む）は 1 通（税関支署を経由する
 場合は 2 通）提出して下さい。

（規格 A 4）

総合保税地域許可申請書（つづき 1）

(1) 総合保税地域を所有又は管理する法人に関する事項（その 1）

法 人 の 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
本店又は主たる事務所の 所 在 地	
事 業 の 内 容	
株主又は出資者若しくは 拠 出 者 の 構 成	
貿易に関連する施設の 棟 数 及 び 配 置	(注) 配置については図面を添付のこと

総合保税地域許可申請書（つづき 2）

(1) 総合保税地域を所有又は管理する法人に関する事項（その 2）

貿易に関連する各施設の 構造及び延べ面積	(注) 貨物施設とそれ以外の施設と区分して記入のこと
総合保税地域と他の 場所とを区別するための 設備の状況その他取締り に関し必要な事項	

総合保税地域許可申請書（つづき 3）

(2) 総合保税地域において貨物を管理する者に関する事項

氏 名 又 は 名 称 〔 法人の場合は代表者 の 氏 名 を 含 む 〕	
住所又は本店若しくは 主たる事務所の所在地	
総合保税地域において 行おうとする関税法第 62 条の8第1項各号に掲げる 行 為 の 種 類 及 び 内 容	
上記行為を行おうとする 施設（貨物施設）の名称及 び 位 置	
上記行為を行おうとする貨物の種類	うち輸入しようとするものの割合

(注) この申請書は貨物を管理する者ごとに別葉に作成のうえ提出して下さい。
(規格 A 4)

許可番号

総 合 保 税 地 域 許 可 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

⑨

令和 年 月 日付で申請のあった総合保税地域については、
関税法第 62 条の 8 の規定により下記のとおり許可する。

記

総 合 保 税 地 域 の 名 称

所 在 地

土 地 の 面 積

貿易に関連する施設の棟数
及 び 延 べ 面 積

〔うち貨物施設の
棟数及び延べ面積〕

許 可 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

許 可 条 件

(規格 A4)

総 合 保 税 地 域 不 許 可 通 知 書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付総合保税地域許可申請については、審査の結果、下記の理由により、許可をしないこととするので通知します。

記

1 総合保税地域等の名称、所在地

2 許可をしない理由

申請番号

総合保税地域許可期間の更新申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
名 称
代表者の氏名

関税法施行令第51条の15の規定により、下記総合保税地域の許可期間の更新を申請します。

記

総合保税地域の名称	
所在地	
総合保税地域の許可を受けた期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更新を受けようとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更新を受けようとする事由	

- (注) 1. 申請者欄には、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は1通（税関支署を経由する場合は2通）提出して下さい。
3. 許可を受けた期間には、更新を受けたものである場合は最後の更新を受けた期間を記入して下さい。

(規格A4)

番 号

総合保税地域許可期間の更新書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 ㊟

令和 年 月 日申請にかかる総合保税地域許可期間の更新申請
については、関税法第62条の15の規定により下記のとおり更新したの
で通知する。

記

総 合 保 税 地 域 の 名 称	
所 在 地	
総 合 保 税 地 域 の 許 可 を 受 け た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 し た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 に 伴 う 条 件	

総合保税地域許可期間の更新をしない旨の通知書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付総合保税地域許可期間更新申請については、審査の結果、
下記の理由により、更新をしないこととするので通知します。

記

1 総合保税地域等の名称、所在地

2 更新をしない理由

報告番号

販売物品等使用状況報告書（計 画・実 績）

令和 年 月 日

税 関 長 殿

参 加 者

住 所

氏名又は名称

関税法第 6 2 条の 4 第 1 項の規定により、販売物品等の使用状況を下記のとおり報告します。

記

展示等申告書受理番号及び承認年月日又は輸入申告番号及び許可年月日	品 名	数 量	使 用 状 況			使用により製造されたもの		差 引 残数量
			数 量	用 途	使 用 年月日	品 名	数 量	
展示（蔵置）場所番号				使 用 場 所				

加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

参加者住所氏名

代理人住所氏名

関税法施行令第2条第3項の規定により下記のとおり保税展示場において外国貨物に加工し又はこれを原料として得た製品について製品課税の適用を受けたいので申請します。

記

展示等承認貨物	展示等申告書 受理番号		展示等承認年月日	
	品 名			
	数 量			
展示等承認貨物の 使用状況	期 間			
	場 所			
	使 用 の 内 容			
	数 量			
製品課税の適用 を受けたい製品	品 名			
	数 量			
	展示蔵置等の場所			
製品課税を受けたい理由				
備 考				

(注) この申請書は3通(税関用、管理者用及び申請者用)提出して下さい。

(規格A4)

申請番号

保 税 展 示 場（総合保税地域）外 使 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

展示（蔵置）場所番号

参加者住所

氏名又は名称

関税法第62条の5（第62条の15）の規定により、下記のとおり保税展示場（総合保税地域）外における
使用の許可を受けたいので申請します。

※許可印

記

保税展示場 （総合保税 地域）外に おける使用	期	間	場	所		
	自	令和 年 月 日				
	至	令和 年 月 日	目	的		
保税展示場（総合保税地域）外において使用しようとする貨物					保税展示場（総合保税地域）外に おける使用によってできる製品	
展示等申告書受理番号 及 び 承 認 年 月 日	品	名	数	量	価	格

申請番号

保税展示場（総合保税地域）外における使用期間（場所）変更申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

参加者住所
氏名又は名称

関税法施行令第51条の6第2項（第51条の15）の規定により、下記のとおり保税展示場（総合保税地域）外における使用の期間（場所）を変更したいので申請します。

記

保税展示場（総合保税地域） 外における使用許可番号	指 定 を 受 け た 事 項		変更を受けようとする事項	
	期 間	場 所	期 間	場 所
申 請 事 由				

展 示 等 承 認 貨 物 積 戻 し 申 告 書

あ て 先 _____

申告年月日 _____

仕 向 地 _____

積 載 船 名
(航空機名) _____

出港予定年月日 _____

蔵置場所（展 示地区）番号	※受理番号

代理人住所氏名 _____

参加者住所氏名 _____

通関士氏名 _____

展示等申告書 受 理 番 号	品 名 ・ 個 数 ・ 記 号 及 び 番 号	単 位	数 量	申 告 価 格 (F.O.B) 円
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
保税運送 運送先	※承認□	※積込確認印	※税関記入欄	※許可印
期間				
年 月 日から				
年 月 日まで				
※管理者	※発送 税関	※到着 税関	※受理	※審査
		※積込確認年月日		※許可年月日

備考 (1) ※印の欄は記入しないで下さい。

(2) 「不服申立てについて」 この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

番 号

外 国 貨 物 等 搬 出 要 求 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

下記の貨物については保税展示場の許可期間が満了(消滅)したので関税法第 6 2 条の 6 第 1 項の規定により、指定期間内に搬出その他の処置をして下さい。

記

記号及び番号	品 名	個 数	数 量	理 由
現在ある場所				
指 定 期 間				

申請番号

総合保税地域許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
名 称
法 人 番 号
代表者の氏名

関税法第 62 条の 8 の規定により、関係書類を添えて下記のとおり総合保税地域の許可を申請
します。

記

総 合 保 税 地 域 の 名 称	
所 在 地	
土 地 の 面 積	
許 可 を 受 け よ う と す る 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
参 考 と な る 事 項	

(注) 申請者欄には、名称、法人番号及び代表者の氏名を記載して下さい。

(規格 A 4)

総合保税地域許可申請書（つづき 1）

(1) 総合保税地域を所有又は管理する法人に関する事項（その 1）

法 人 の 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
本店又は主たる事務所の 所 在 地	
事 業 の 内 容	
株主又は出資者若しくは 拠 出 者 の 構 成	
貿易に関連する施設の 棟 数 及 び 配 置	(注) 配置については図面を添付のこと

(規格 A 4)

総合保税地域許可申請書（つづき 2）

(2) 総合保税地域を所有又は管理する法人に関する事項（その 2）

貿易に関連する各施設の 構造及び延べ面積	(注) 貨物施設とそれ以外の施設と区分して記入のこと
総合保税地域と他の 場所とを区別するための 設備の状況その他取締り に関し必要な事項	

総合保税地域許可申請書（つづき 3）

(2) 総合保税地域において貨物を管理する者に関する事項

氏 名 又 は 名 称 〔 法人の場合は代表者 の 氏 名 を 含 む 〕		
住所又は本店若しくは 主たる事務所の所在地		
総合保税地域において 行おうとする関税法第 62 条の 8 第 1 項各号に掲げ る行為の種類及び内容		
上記行為を行おうとする 施設（貨物施設）の名称 及 び 位 置		
上記行為を行おうとする貨物の種類	うち輸入しようとするものの割合	

(注) この申請書は貨物を管理する者ごとに別葉に作成のうえ提出して下さい。

(規格 A 4)

許可番号

総 合 保 税 地 域 許 可 書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

⑨

令和 年 月 日付で申請のあった総合保税地域については、
関税法第 62 条の 8 の規定により下記のとおり許可する。

記

総 合 保 税 地 域 の 名 称

所 在 地

土 地 の 面 積

貿易に関連する施設の棟数
及 び 延 べ 面 積

〔うち貨物施設の
棟数及び延べ面積〕

許 可 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

許 可 条 件

(規格 A4)

総 合 保 税 地 域 不 許 可 通 知 書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付総合保税地域許可申請については、審査の結果、下記の理由により、許可をしないこととするので通知します。

記

1 総合保税地域等の名称、所在地

2 許可をしない理由

申請番号

総合保税地域許可期間の更新申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
名 称
代表者の氏名

関税法施行令第 51 条の 15 の規定により、下記総合保税地域の許可期間の更新を申請します。

記

総合保税地域の名称	
所在地	
総合保税地域の許可を受けた期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更新を受けようとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更新を受けようとする事由	

- (注) 1. 申請者欄には、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
2. 許可を受けた期間には、更新を受けたものである場合は最後の更新を受けた期間を記入して下さい。

(規格 A 4)

番 号

総合保税地域許可期間の更新書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 ㊟

令和 年 月 日申請にかかる総合保税地域許可期間の更新申請
については、関税法第62条の15の規定により下記のとおり更新したの
で通知する。

記

総 合 保 税 地 域 の 名 称	
所 在 地	
総 合 保 税 地 域 の 許 可 を 受 け た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 し た 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
更 新 に 伴 う 条 件	

販 売 用 貨 物 等 搬 入 届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届出者

住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税法第 62 条の 11 の規定により下記のとおり販売用貨物等を総合保税地域に搬入したいので届け出ます。

記

搬入しようとする総合保税地域の名称：

搬入貨物の明細

記号及び番号	品名	個数	数量	用途	販売等をしようとする貨物施設

(注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税関へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届出ることができます。

2. この届出書は2通提出して下さい。

(規格 A 4)

外国貨物運送申告書（目録兼用）

申告税関 _____ 運送の目的 _____ 申告年月日 _____
發送場所 _____ 運送具 _____ ※申告番号 _____
發送年月日 _____ 運送先 _____ ※保税工場製品 否
最初蔵入年月日 _____ 積載船（機）名 _____ 運送期間 令和 年 月 日から
原産地又は製造地 _____ 入港年月日 _____ 令和 年 月 日まで

記号及び番号	品名	個数	数量	申告価格
コンテナ番号		シール番号	コンテナ番号	シール番号
發送地リマーク		到着地リマーク		
		施封の状況 異常の有無		
發送地倉主確認欄	施封をした者	到着地倉主確認欄	到着年月日 令和 年 月 日	
	税関（か所） 公認検数 検量機関等（か所）		承認印・承認年月日	
税関記入欄				
認發送				
認到着				
備考		申告者住所氏名		
		☐ 自社運送 ☐ 他社運送		

- (注) 1. この申告書は3通提出して下さい。
2. 運送具欄には自動車、はしけ等の区別を記入して下さい。
3. 申告者が通関業者の場合は該当の□の中に✓印を記入して下さい。
4. 發送地倉主確認欄及び到着地倉主確認欄は、押印により行って差し支えありません。
5. ※印の欄は税関において記入します。

令和 年 月 日

殿

申 告 者
住 所
氏名又は名称

下記のとおり包括保税運送の承認を受けたいので、申告します。

記

発 送 地 保 税 地 域 の 名 称 所 在 地	
到 着 地 保 税 地 域 の 名 称 所 在 地	
運 送 経 路 及 び 運 送 具	
月間取扱予想件数（概数）	
品 名	
※ 運 送 期 間	発送の日から 日間
※ 包 括 承 認 の 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
備 考	(関税法基本通達 63-22(3)の に該当)

- (注) 1. この申告書は、2 通提出して下さい。
2. 備考欄には、関税法基本通達 63-22（包括保税運送の承認要件）の(3)に規定する貨物のうち、申告貨物が該当する番号を記入して下さい。
3. ※印の欄は税関において記入します。

(規格 A 4)

※届出番号

郵便物保税運送届出書

令和 年 月 日

殿

届出者 住 所

氏名又は名称

郵便物の保税運送につき、以下のとおり届け出ます。

記

発 送 地 保 税 地 域 の 名 称 所 在 地	
到 着 地 保 税 地 域 の 名 称 所 在 地	
運 送 経 路 及 び 運 送 具	
品 名	
個 数	
届 出 の 期 間	令和 年 月 日（届出受理日）から 令和 年 月 日（届出受理日から 1 年以内）まで
備 考	

- (注) 1. この届出書は、2 通提出して下さい。
 2. ※印の箇所は税関において記入します。
 3. 「個数」欄については、包括の届出を行う場合には記入を省略することができます。

申請番号

運送期間延長承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法第63条第4項の規定により下記のとおり運送期間の延長の承認を受けたいので申請します。

記

運送承認年月日		運送承認番号	
発 送 場 所		運 送 先	
指 定 を 受 け た 運 送 の 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
貨 物 の 明 細			
記 号 及 び 番 号	品 名	個 数	数 量
発 送 の 年 月 日			
延長を必要 とする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
延長を必要 とする理由			

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. この申請書には申請の基礎となる承認書を添付して下さい。

申請番号

運送期間延長承認申請書（包括保税運送用）

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法第63条第4項の規定により下記のとおり運送期間の延長の承認を受けたいので申請します。

記

運送承認年月日		運送承認番号	
発 送 地 保 税 地 域 の 名 称 所 在 地			
到 着 地 保 税 地 域 の 名 称 所 在 地			
品 名			
指 定 を 受 け た 運 送 の 期 間	発送の日から 日間		
延 長 を 必 要 と す る 運 送 の 期 間	指定を受けた運送の期間から 日間		
延 長 を 必 要 と す る 理 由			
※延 長 後 運 送 の 期 間	発送の日から 日間		

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. この申請書には申請の基礎となる承認書を添付して下さい。
3. ※印は税関において記入します。

内国貨物運送申告書（目録兼用）

申告税関 _____ 運送先 _____ 申告年月日 _____
発送場所 _____ 積載船（機）名 _____ ※申告番号 _____
発送年月日 _____ 入港年月日 _____
運送の目的 _____ 運送期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

記号及び番号	品名	個数	数量	価格
コンテナ番号	シール番号	コンテナ番号		シール番号
※ 税関記入欄		承認印・承認年月日		
認発送				
認到着				
備考		申告者		
		住所		
		氏名又は名称		

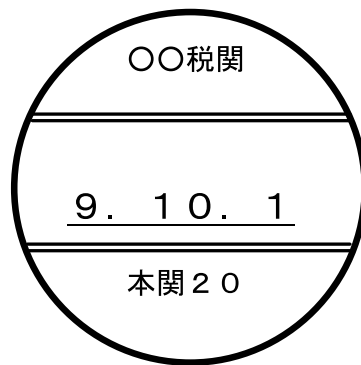
（注） 1. この申告書は 3 通提出して下さい。

2. 法人においては、申告者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

3. ※印の欄は税関において記入します。

（規格 A 4）

受理印（審査印・収納印）



- 1 円の直径は、18ミリメートルとする。
- 2 印影中部には、受理等の年月日を入れる。
- 3 印影下部には、本関においては「本関」、署所においては署所名（例えば「羽田」等）のほか各担当者に割り当てられた番号を入れる。
- 4 この印は、訂正印として使用しても差し支えない。

輸出許可書及び輸入許可書に対する許可印



1. 外円の直径は、47ミリメートルとし、内円の直径は、34ミリメートルとする。
2. 「○○税関長」の個所は、署所においては署所長名（例えば、○○税関支署長）を入れる。

承 認 印



1. 外円の直径は、47ミリメートルとし、内円の直径は、34ミリメートルとする。
2. 「(税関名) 税関長」の個所は、署所においては署所長名（例えば、成田税関支署長）を入れる。

輸 出 申 告 書

あて先

長殿

申告年月日

積込港

積載船（機）名

出港予定年月日

仕向地

蔵置場所

輸出者住所氏名

代理人住所氏名

仕向人住所氏名

本船扱

ふ中扱

申告番号

積込港符号

船（機）籍符号

貿易形態別符号

仕向国（地）符号

輸出者符号

※
（調査用符号）

品名	統計品目番号	単位	数量	申告価格（F.O.B）	※ （調査欄）
(1)				千円	
(2)				千円	
(3)				千円	

個数、記号、番号

「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係

(該当) (非該当)

外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づく輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の項

輸出貿易管理令第2条第1項第別表第2の項

輸出貿易管理令第4条第項第号の項(号)

輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の項

輸出許可証又は輸出承認証の番号

申告書枚欄

添付書類（輸出貿易管理令関係を除く）

仕入書

輸出取引承認書

その他関税法第70条関係許可・承認書等(法令名)

関税定率法、関税暫定措置法第条第項第号関係

国内消費税輸出免税(還付金)関係

※許可印・許可年月日

※積込年月日

認定製造者（特定製造貨物輸出申告）

運送者（特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告）

保稅運送区分

※承認

陸路、海路、空路

期間

年 月 日まで

国内消費税輸出免税(還付金)関係

※ 税関記入欄

1 検査場検査

2 現場検査

※受理

※審査

通関士記名

(注) ※印の欄は記入しないで下さい。
「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。



輸 出 申 告 書 (つづき)

個数・記号・番号	※税関記入欄

申 告 番 号	
積 込 港 符 号	
船 (機) 籍 符 号	
貿易形態別符号	
仕向国 (地) 符号	
輸 出 者 符 号	
※ (調査用符号)	

品 名	統 計 品 目 番 号	単 位	数	量	申 告 価 格 (F. O. B)	※ (調査欄)
()					千 円	
()					千 円	
()					千 円	
()					千 円	
()					千 円	
()					千 円	

☐輸出申告書

☐輸出検査申請書

☐植物等輸出検査申請書

長殿

動物検疫所長殿

植物防疫官殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所 共通様式】

積載船(機)名[税、植]、とう載船舶(航空機)名[動]		
出港予定年月日[税]、とう載予定年月日[動]、積載 予定月日[植]		
積込港[税]、積載港名[植]		
仕向地[税、動]、輸入国名[植]		(都市) (国)
(荷送人) 輸出者	氏名[税、動、植]	
	住所[税、動、植]	
(荷受人) 仕向人	氏名[税、動、植]	
	住所[税、動、植]	
(提出者) 申請者	氏名[動、植]	
	住所[動、植]	
記号・番号[税、植]、商標[動]		

備考 [植]欧文を併記すること。

【税関】

申告年月日	
代理人 (氏名) (住所)	
蔵置場所	

本船扱		ふ中扱	
-----	--	-----	--

申告番号	
積込港符号	
船(機)籍符号	
貿易形態別符号	
仕向国(地)符号	
輸出者符号	
※(調査用符号)	

品 名	統計品目番号	単位	数 量	申告価格 (F.O.B)		※ (調査欄)
(1)				千	円	
(2)				千	円	
(3)				千	円	
個数	「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係 (該当) (非該当) 外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づく輸出貿易管理令第1条第1項別表1の 輸出貿易管理令第2条第1項第 号 別表別表2の 項 輸出貿易管理令第4条第 項第 号の 別表第 の 項(号) 輸出貿易管理令第1条第1項 別表第1の 項 (許可要) (許可不要) 輸出許可証又は輸出承認証の番号			申 告 書 枚 欄 添付書類(輸出貿易管理令関係を除く) 仕入書 (有) 輸出取引承認書 その他関税法第70条関係 許 可 ・ 承 認 書 等 (法令名) 関税定率法、関税暫定措置法 第 条第 項第 号関係 内国消費税 輸出免税(還付金)関係		※許可印・許可年月日
認定製造者(特定製造貨物輸出申告)	保税運送 区 分 陸路、 海路、 空路 年 月 日から 年 月 日まで			※承認		※積込年月日
運送者(特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告)						
※税関記入欄				※受 理	※審 査	通関士記名
1検査場検査						
2現場検査						

(注) ※印の欄は記入しないで下さい。

「不服申立てについて」この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

輸入(納税)申告書

税関様式C第5020号

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

申告年月日

IC		IS		IM		IA		BP	
RE-IMP		ISW		IMW		IAC		IBP	

申告番号	
船(取)卸港符号	
船(機)籍符号	
貿易形態別符号	
原産国(地)符号	
輸入者符号	
※ (調査用符号)	

あて先	長殿	船(取)卸港
輸入者 住所氏名(名称及び代表者の氏名) 電話番号		積載船(機)名 入港年月日 原産地 (都市)(国) 積出地 船荷証券番号 (都道府県名) 蔵置場所
代理人 住所氏名 電話番号		
仕出人 住所氏名		蔵入、移入又は総保入先

品名		単位	正味数量	申告価格 (CIF)		税率		関税額		減免税条項適用区分						
番号	統計細分			△内国消費税等課税標準額		△種別等・税率		△内国消費税等税額								
()					千円			千円	符号							
									定率	暫定	条項号					
	税表					基	協	特	暫	減免税額	別表	輸	条	項	号	
	細分															
										減免税額			輸	条	項	号
()					千円			千円	符号							
									定率	暫定	条項号					
	税表					基	協	特	暫	減免税額	別表	輸	条	項	号	
	細分															

評価申告 I II 個別 包括 包括申告受理番号	関税法施行令第4条第1項第3号又は第4号に係る事項有 無				税額合計 (欄数)枚欄					円				関税(欄)				
														△税(欄)				
														△税(欄)				
														△消費税(欄)				
														△地方消費税(欄)				

添付書類(許可・承認・申請等)輸入承認又は契約許可番号		納期限の延長に係る事項				延長しない税額		※許可・承認印、許可・承認年月日	
		開包	(税額)	円(特定月)	月				
※税関記入欄	税	個	(税額)	円	年	月	日	円	
	消・地	包	(税額)	円(特定月)	月				
		税	個	(税額)	円			円	
				(納期限)	年	月	日		
		税	個	(税額)	円	年	月	日	円
				(納期限)	年	月	日		
		税	個	(税額)	円	年	月	日	円
				(納期限)	年	月	日		

(有) ※税関確認		輸入貿易管理令別表第1・2第		関税法70条関係許可・承認等		法令名		食品・植物・家畜・業事・化審		※受理	※審査	※収納
仕入書												
仕入書に代わる書類												
原産地証明書												
本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱												
										通関士記名		

(注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。
3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

(規格A4)

輸入(納税)申告書 (つづき)

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

貨物の個数・記号・番号	※税関記入欄

申 告 番 号	
船（取）卸港符号	
船（機）籍符号	
貿易形態別符号	
原産国（地）符号	
輸 入 者 符 号	
※ (調査用符号)	

品 名		単位	正 味 数 量	申告価格 (C I F)		税 率		関 税 額		減免税条項 適用区分	
番 号	統計細分			△内国消費税等課税標準額		△種別等・税率		△内国消費税等税額			
()					千 円				千 円	符 号	
	税表 細分					基 協 特 暫		減免税額		定率	暫定
										別表	輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
()					千 円				千 円	符 号	
	税表 細分					基 協 特 暫		減免税額		定率	暫定
										別表	輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
()					千 円				千 円	符 号	
	税表 細分					基 協 特 暫		減免税額		定率	暫定
										別表	輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号
			酒 石 消 地					減免税額			輸 条 項 号

備 考 ： 用紙の大きさは縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A4列4番）とする。

- ☐ 輸入(納税)申告書 (内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)
- ☐ 輸入検査申請書
- ☐ 植物、輸入禁止品等輸入検査申請書
- ☐ 食品等輸入届出書

長殿

動物検疫所長殿

植物防疫官殿

厚生労働大臣殿

【税関、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通】

積載船(機)名[税、植]、とう載船舶(航空機)名[動]、船舶又は航空機の名称又は便名[食]		
入港(到着)年月日[税、動、植、食]		
とう載(積込)年月日[動、食]		
とう載地[動]、輸出港名[植]、積込港[食]		
船(取)卸港[税]、積卸港[食]		
原産地[税]、生産地[動]、生産国[食]		
輸入者(荷受人)	氏名[税、動、植、食]	
	住所[税、動、植、食]	
	電話番号[税、食]	
	輸入者符号(コード)[税、食]	
(荷仕送人)	氏名[税、動、植]	
	住所[税、動、植]	
(提出申請者)	氏名[動、植、食]	
	住所[動、植]	
蔵置場所[税]、保管倉庫又は保管場所[動、食]		
記号・番号[税、食]、商標[動]		

申告年月日	IC	IS	IM	IA	BP
	RE-IMP	ISW	IMW	IAC	IBP

代理人 (氏名) (住所) (電話番号)	船荷証券番号
積出地(都市、国)	
蔵入、移入又は総保入先	蔵置場所(都道府県名)

申告番号	
船(取)卸港符号	
船(機)籍符号	
貿易形態別符号	
原産国(地)符号	
輸入者符号	
※(調査用符号)	

品 名		単位	正 味 数 量	申告価格 (CIF)	税 率	関 税 額	減免税条項
番 号	統計細分			△内国消費税等課税標準額	△種別等・税率	△内国消費税等税額	適用区分
()				千 円		千 円	符 号
	税表 細分				基 協 特 暫	減免税額	定率 暫定
							条 項 号
							別表
		酒 石 消 地			減免税額	輸 条 項 号	
							条 項 号
		酒 石 消 地			減免税額	輸 条 項 号	
							条 項 号
()				千 円		千 円	符 号
		税表 細分			基 協 特 暫	減免税額	定率 暫定
							条 項 号
							別表
		酒 石 消 地			減免税額	輸 条 項 号	
							条 項 号
							輸 条 項 号
							条 項 号
		酒 石 消 地			減免税額	輸 条 項 号	
							条 項 号
		酒 石 消 地			減免税額	輸 条 項 号	
							条 項 号
貨物の個数			評価申告 関税法施行令第4条第1項 第3号又は第4号に係る事項 有 ☐ 無 ☐ 評価申告書 I ☐ II ☐ 個別 ☐ 包括 ☐ 包括申告受理番号	税 額 合 計 (欄 数) 枚 欄	円	関 税 (欄)	
△ 税 (欄)							
△ 税 (欄)							
△ 消 費 税 (欄)							
△地方消費税 (欄)							

添付書類(許可・承認・申請等)輸入承認又は契約許可番号	納期限の延長に係る事項					延長しない税額	※許可・承認印、許可・承認年月日
	関税	包	(税額)	円 (特定月)	月		
		個	(税額)	円			
※税関記入欄	消・地 税	包	(税額)	円 (特定月)	月		
		個	(税額)	円			
		(納期限)	年	月	日	円	
	消・地 税	包	(税額)	円 (特定月)	月		
個		(税額)	円				
(納期限)		年	月	日	円		
	税	個	(税額)	円			
(納期限)		年	月	日	円		
	税	個	(税額)	円			
(納期限)		年	月	日	円		

(有) (※税関確認)	※ 受 理	※ 審 査	※ 収 納
仕 入 書 ☐			
仕入書に代わる 他の書類 ☐			
原 産 地 証 明 書 ☐			
本 船 扱 ・ ふ 中 扱 ☐			
搬 入 前 申 告 扱 ☐			
輸入貿易管理令 別表第1・2第 ☐			
関税法70条関係許可・承認等 ☐			
法令名			
食品・植物・家畜・薬事・化審			
通 関 士 記 名			

(注) 1 ※印の欄は記入しないで下さい。
2 この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。
3 この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

輸 入 （ 納 税 ） 申 告 書
(マニフェスト通関用)

申告番号
～ 計 件

申告年月日

あ て 先 長殿 船(取)卸港

輸 入 者 積載船(機)名
住 所 氏 名 別紙のとおり
(名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号 入 港 年 月 日

代 理 人 原 産 地
住 所 氏 名 積 出 地
電 話 番 号

仕 出 人 船荷証券番号
住 所 氏 名 別紙のとおり 蔵 置 場 所

品 名 別紙のとおり

数 量 別紙のとおり

申 告 価 格 別紙のとおり

※許可印・許可年月日

関 税 額 0 円 (関税定率法第 14 条第 18 号の規定に基づき免税)

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する
消 費 税 額 0 円 法律第 13 条第 1 項第 1 号の規定に基づき免税)

※受理	※審査		※収納	通関士記名

- (注) 1. ※印の欄は記入しないでください。
2. 「申告番号」欄には、House Air Waybill 番号ごとに付した申告番号を「〇〇～〇〇」と記載し、その合計件数を「計〇〇件」と併記する。
3. この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。
4. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

差出人 Sender				名宛人 Addressee		
国名 Country		個数 No.		住所 Address		
郵便物番号 Postal No.						
告知書品名 Description						
原産国 Origin						
郵便種別 Postal Classification				到着通知番号 Arrival Notice No.		

〇〇税関
〇〇外郵出張所長 印
Director of 〇〇
Branch
Customs Office for
Overseas Mail,
〇〇Customs.

(住所)

TEL (電話番号)

()品名 Classification of Goods 統計品目番号 (税表番号)					
税目 Duty/Tax	課税標準 Basis for Duty Assessment		税率 Rate of Duty	税額 (円) Duty/Tax (¥)	
	正味数量 Net Quantities	価格 (円) Value (¥)			
関税 Customs Duty					
				減免税額 (※)	
				減免税額 (※)	
				減免税額 (※)	
				減免税額 (※)	
()品名 Classification of Goods 統計品目番号 (税表番号)					
税目 Duty/Tax	課税標準 Basis for Duty Assessment		税率 Rate of Duty	税額 (円) Duty/Tax (¥)	
	正味数量 Net Quantities	価格 (円) Value (¥)			
関税 Customs Duty					
				減免税額 (※)	
				減免税額 (※)	
				減免税額 (※)	
				減免税額 (※)	

納付すべき税額の合計 Total amount of Duties and Taxes		
税科目 Duty/Tax	税額 Amount of Duties and Taxes	納付書番号 No. for the Statement of Payment

税額合計 Duty&Tax Total

上記の税額を納付してください。
(※) Amount of Exemption/Reduction

上記の関税および国内消費税が課されることとなりましたので、裏面をお読みのうえ配達を担当する日本郵便株式会社郵便局（以下「配達郵便局」といいます。）に納税を委託するか、又は日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。））で納税してください。なお、減税又は免税になる場合がありますので裏面をお読みのうえ、納税する前に上記税関にお問い合わせ下さい。また、関税等のほか、日本郵便株式会社から郵便物の通関に伴う手数料（注）が請求されます。

(注) 郵便物の通関に伴う取扱手数料については、配達郵便局にお問い合わせください。

Customs duty and internal tax have been assessed as stated above. Please read the instructions on the reverse side and pay the relevant duties and taxes to the Japan Post Co., Ltd.'s delivery post office, the Bank of Japan, or one of its branches, treasury agents or revenue agents (including the Post Office acting as revenue agents for the Bank of Japan). In the case that you wish to apply for exemption from, or reduction of duties and taxes, as explained on the reverse side, please inform the Customs Office to that effect before paying the relevant duties and taxes. In addition to the duties and taxes, you are requested to pay the handling charges for dutiable items by the Japan Post Co., Ltd.

別送品申告をされた方へ

この郵便物について、入国時に海外旅行等に係る別送品申告をされた方は、免税になる場合がありますので、納税しないで課税通知書、別送品申告書（入国の際税関の確認を受けた別送品申告書）を表記税関に提出（又は郵送）してください。

この課税通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（国内消費税等に係るものについては、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。この場合、その旨をこの課税通知書を交付した配達郵便局にも通知してください。配達郵便局における郵便物の保管期間は、原則として1ヶ月以内となっておりますので、1ヶ月経過後、再調査の請求又は審査請求をする場合には、その期間内に当該配達郵便局に通知してください。

If you disagree with this notice, you can file a protest to the Director General of Customs or the Minister of Finance (the President of the National Tax Tribunal about internal taxes) within three months from the day following the date of acknowledgement on this notice. In that case, please inform the Delivery Post Office where you received this notice over the counter, too. However, in principle, all unclaimed postal items are held at the Delivery Post Office for the period of one month.

郵便局記載欄 配達郵便局 Delivery Post Office	配達郵便局日付印 Date stamp
---	------------------------

この郵便物をお受け取りになるには

1. あなた宛に表記の国際郵便物が到着しました。審査の結果、表記の関税及び内国消費税が課されることとなりましたので、納税のうえ郵便物と領収証書をお受け取りください。なお、配達郵便局（郵便物の配達担当者）に納税を委託することもできます。委託した場合、日本郵便株式会社が、関税法等の規定に基づき、委託された関税及び内国消費税を日本銀行に納付します。
2. 上記の手続は、この通知書の配達郵便局日付印の日の翌日から起算して1ヶ月以内に済ませてください。この期間内に手続が行われないと原則として郵便物は差出人に返送されます。
3. 受け取った郵便物について内容品の破損等の事故を発見した場合は、直ちに配達郵便局に申し出てください。この場合、税金が還付されることもありますので、併せて表記税関まで申し出てください。

この税金について疑問のある方、減税又は免税を受けたい方、関税について一般税率の適用を受けたい方は納税しないで表記の税関までその旨を申し出てください。

1. 減税又は免税の対象となる物品は、関税定率法等に規定されていますが、主なものは次の物品です。ただし、これには輸入者の資格、輸入の目的等法令の定めによるいろいろな条件が必要です。単に日用品、中古品、見本又は贈物というだけでは免税の対象となりません。
 - (1) 個人的使用に供される別送品（表記「別送品申告をされた方へ」の手続を行ってください。）
 - (2) 再輸入品（輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出してください。）
 - (3) 学校等の施設において使用する学術研究用品、教育用品
 - (4) 外交官用品
 - (5) 再輸出される物品
2. 簡易税率を適用して課税された物品（別送品を除く。）について、簡易税率によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、その全部について、一般の貿易貨物と同様の税率（一般税率）が適用されます。
3. 詳しくは表記の税関にご照会ください。

通信販売等により購入した品物を返送等する前に（関税の払戻しについて）

輸入した通信販売物品等の品質等が、予期しなかったものである等の理由により返送等する場合には、返送等する前に所定の手続を行うことにより関税等の払戻しを受けられることがありますので、表記の税関にご相談ください。
なお、この手続は、輸入した日から原則6か月以内に行う必要があります。

Procedure to Receive Held Item(s) :

1. This is to notify you that we are holding the following item(s) addressed to you. Customs duty and internal taxes have been assessed, as stated on the front page of this form. In order to receive the held item(s) in question, you must pay the total amount of duties and taxes in cash to the Japan Post Co., Ltd. A receipt will be provided upon payment.
2. The above procedure must be carried out within one month, starting from the day after the date stamped on this form by the Delivery Post Office. After one month, the item(s) will be returned to the sender.
3. If you find the contents of the item(s) prove to be damaged or missing, please inform the Delivery Post Office immediately. Failure to inform the Delivery Post Office immediately may limit your entitlement to compensation. Under some conditions, you may receive a refund of duties and taxes. If you wish to apply for this refund, please contact the Customs Office.

If you have any questions concerning this assessment, wish to apply for an exemption from, or reduction of, duties and taxes, or prefer customs duty assessment in accordance with generally applicable duty rates, please inform the Customs Office before paying the duties and taxes.

1. The articles generally eligible for exemption from, or reduction of, import duties and taxes, as prescribed in the Customs Tariff Law and related ordinances, are:
 - (1) Unaccompanied goods intended for personal use. (A “Declaration of Unaccompanied Goods and Personal Effects” form, duly certified by Customs at the port of entry, must be submitted to the Customs Office indicated on the front of this form.)
 - (2) Re-imported goods (Please submit an export permit or customs certificate in lieu thereof.)
 - (3) Articles to be used in scientific research or for educational purposes
 - (4) Articles to be used in diplomatic services
 - (5) Articles to be re-exportedSuch exemption or reduction will, however, be granted only when the required conditions (e.g. status of the importer, purpose of the importation, etc.) are fully satisfied. Classification of the item(s) as “articles for everyday use”, “gifts”, or “used articles” alone will not necessarily entitle the items to exemption from, or reduction of duties and/or taxes.
2. With regard to postal item(s) assessed in accordance with simplified Customs duty rates for small-value importation, upon notifying the Customs Office indicated on the front of this form, you may request to have the item(s) assessed in accordance with generally applicable Customs duty rates.
3. For further information, please contact the Customs Office indicated on the front of this form.

Before returning/disposing of merchandise purchased by mail order: (Tax refund)

If you are not satisfied with mail-order merchandise, etc. and plan to return or dispose of that merchandise, you may request a refund of the duties and taxes by following the required Customs procedures before returning/disposing of the merchandise. Please contact the Customs Office indicated on the front of this form. This procedure must be carried out within six months from the date of import.

郵便はがき

○郵出 号

輸出郵便物の通関手続について

品名		
個数		
価格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

通信事務郵便
簡易書留

殿

令和 年 月 日

〇〇税関〇〇外郵出張所
(出張所所在地)
(電話番号)

日本郵便株式会社〇〇郵便局

○郵出 号

輸出郵便物の通関手続について（控）

品名		
個数		
価格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

殿

令和 年 月 日

通信事務郵便

郵便はがき

簡易書留

通知番号
Notice No.

--	--	--

--	--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day 年 月 日				名宛人	
差出人 の氏名				殿	
国 名		個数		住 所	
郵便物 の番号					
品 名					
通 貨				〇 〇 税 関 〇 〇 外 郵 出 張 所 (出張所所在地) (電話番号)	
価 格				日 本 郵 便 株 式 会 社 〇 〇 郵 便 局	
郵便物 の種類					

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄を確認のうえ手続を行ってください。

税関への回答を郵送で行う場合は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用してください。原本の提出が必要な場合は、必要書類にキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。

直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。

ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。不明な点があれば、上記税関に問い合わせして下さい。受付時間は、（各出張所の実情による）です。

なお、裏面の「ご注意」も併せてお読み下さい。

キ リ ト リ 線

通知番号

連 絡 事 項

--

保留カード

通知番号

差出人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名宛人	
保留開始	
出庫	
備考	

▼ ご注意 ▼

- 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
- 郵便物の内容を点検できる時間は、(各出張所の実情による)です。
- この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は原則として差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
- 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
 - 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で日本郵便株式会社に納税を委託のうえ郵便物と領収証書兼払込金受領証をお受け取り下さい。
 - 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、日本郵便株式会社配達郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので日本郵便株式会社配達郵便局からの案内の際に申し付け下さい。
 - 税金が30万円を超える場合には日本郵便株式会社配達郵便局での保管となりますので、同郵便局からの案内により同郵便局に納税を委託するか、又は日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。))にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取り下さい。

外 郵 出 張 所 地 図



受付印

切手を貼って
下さい。

郵便はがき

--	--	--

--	--	--	--

(出張所所在地)

日本郵便株式会社〇〇郵便局〇階

〇〇税関〇〇外郵出張所 行

--	--	--

--	--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

受取人記載欄

輸 入 郵 便 物 検 査 通 知 書

番 号
令和 年 月 日

〔 名宛研究機関の住所
同機関の長 〕 殿

〇〇税関〇〇外郵出張所長
日本郵便株式会社〇〇郵便局

本日貴研究機関あてに伝染性物質を包有する下記の国際郵便物が到着しましたが、これを検査するために必要ですから、担当職員を当所へ出頭させて下さい。

なお、この通知書を発送した日から1箇月以内に出頭されない場合は、差出人あて返送しますから御承知おき下さい。

記

郵便物の番号及び個数 No. _____ 個
差出人の住所及び氏名

（注意）事務の都合上、日曜日及び休日以外の日の午前9時から午後4時（ただし、土曜日は正午まで）の間に出頭して下さい。

なお、出頭される場合には必ず本書を持参願います。

保管番号 担当（税関職員）

（規格A4）

輸 入 郵 便 物 保 税 扱 通 知 書

番 号
令和 年 月 日

〔 名宛研究機関の住所
同機関の長 〕 殿

〇〇税関〇〇外郵出張所長
日本郵便株式会社〇〇郵便局長

貴研究機関あてに伝染性物質を包有する次の国際郵便物が到着
しましたが、この郵便物を受け取るためには、最寄りの税関の下記
の許可及び承認を受ける必要がありますから、至急その手続を行っ
たうえ、許可書及び承認書を、当該郵便物を保管している日本郵便
株式会社配達郵便局に提出して郵便物をお受け取り下さい。

配達郵便局 日 付 印

なお、この通知書の配達郵便局の日付印の日付から 1 月以内に手続をされない場合は、差出
人あて返送しますから御承知おき下さい。

郵便物の番号及び個数 No. _____ 個
差出人の住所及び氏名

記

- 1. 貴研究機関又はその他の場所に当該郵便物を置くことについ
て（関税法第 30 条第 1 項ただし書第 2 号の規定による）他所
蔵置の許可
- 2. 日本郵便株式会社配達郵便局から貴研究機関又はその他の場
所まで当該貨物を運送することについて、（関税法第 63 条第
1 項の規定による）保税運送の承認

配達郵便局 日 付 印

(規格 A 4)

日 付
Date

名あて人 :
Addressee_____

_____税関_____外郵出張所
_____Customs

税関検査試料採取通知書

関税法の規定により検査鑑定用見本として次のとおり挾取したので通知します。

Notice on sampling for customs examination

You are hereby notified that the following articles has been sampled for customs examination in accordance with the provision of the Customs Law.

品 名
Description of goods;

数 量
Quantity;

検査職員氏名
Customs Officer in charge of examination;

(規格 A4)

※申請番号

税関様式C第5100号

関税等納付前郵便物受取承認申請書

税関外郵出張所長 殿

令和 年 月 日

申 請 者

住 所
氏名又は名称

関税法第77条第6項の規定により関税等の納付前に郵便物を受け取りたいので、申請します。

記

郵便物の保管番号	品 名	個 数	数 量	※ 鑑 定			
				価 格	税 表 番 号	税 率	税 相 当 額
					関 税 内 国 消 費 税 地 方 消 費 税		
					関 税 内 国 消 費 税 地 方 消 費 税		
					関 税 内 国 消 費 税 地 方 消 費 税		
申 請 の 事 由							※納税告知までの 所要見込日数

※ 提供された担保の
種類及び番号 _____

関税等納付前受取承認
年 月 日 _____

納税告知
年 月 日 _____

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. ※印欄は記載しないで下さい。

封 か ん テ ー プ

JAPANESE JAPANESE

CUSTOMS CUSTOMS

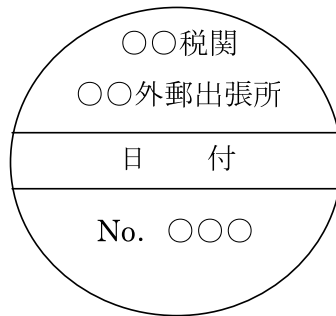
幅は、24 ミリメートルとし、テープの色は黄色、文字は黒色とする。

事前検査済印



1. 「〇〇税関」の箇所は、署所においては署所名（例えば、〇〇出張所）を入れる。
2. 縦は、30ミリメートル、横は、40ミリメートルとする。

通 関 済 印



- 1 円の直径は、30ミリメートルとする。
- 2 通関済印の押なつは、赤インクをもつて行う。

取 戻 請 求 等 通 知 書

令和 年 月 日

殿

日本郵便株式会社
〇〇郵便局長 〇〇 〇〇

下記の郵便物については、差出人から（取戻・宛名変更）請求があったため、関税法第 78 条の 2 第 1 項・第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

郵便物番号	
個数	
輸出・入許可年月日	
輸出・入申告番号	
輸出・入の許可を受けた者の氏名及び住所	
郵便物が蔵置されている保税地域の名称及び所在地	
搬入年月日	

（注）この書面は、1 通を保税地域を所轄する税関に提出して下さい。

（規格 A 4）

通知番号

郵便物の輸出（入）許可取消通知書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 ⑩

申告番号_____（令和 年 月 日許可）に係る
下記の郵便物について、輸出（入）の許可を取り消したので、関税法第 78 条
の 2 第 3 項の規定に基づき通知します。

記

郵便種別：

郵便物番号：

申請番号

交 付 前 郵 便 物 滅 却 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

下記の交付前郵便物を滅却したいので、関税法施行令第 66 条の 4 により準用される同令第 38 条の規定に基づき申請します。

記

記 号	番 号	品 名	個 数	数 量
国際郵便物課税通知書の発行年月日及び番号				
滅却の日時				
滅却の方法・場所				
滅却の理由				
備 考				

(注) この申請書は 2 通提出して下さい。(規格 A 4)

届出番号

交 付 前 郵 便 物 亡 失 届

令和 年 月 日

殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称

交付前郵便物を亡失したため、関税法施行令第 66 条の 4 により準用される同令第 38 条の 2 の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

亡失した郵便物の明細	記 号	
	番 号	
	品 名	
	数 量	
	価 格	
国際郵便物課税通知書 の発行年月日及び番号		
亡失の場所		
亡失した年月日		
亡失の事由		

(注) この届出書は、1 通提出して下さい。

(規格 A 4)

令和 年 月 日

船名
数量 等 変 更 申 請 書

住所
申請者
氏名

輸 出 許 可 番 号		許可年月日	令和 年 月 日
	(旧)	(新)	
船 名			
国 籍			
出 港 予 定 年 月 日			
個 数			
数 量			
申 告 価 額			
記 号 (番 号)			
そ の 他			
変 更 理 由			
貨 主			

- (注) 1. この申請書は1通提出して下さい。
 2. 不要の部分は抹消して下さい。

航空貨物簡易輸出申告書
(運送申告書)

あて先 _____ 長 殿

申告年月日 _____

申告番号	
------	--

A. W. B. (A・B)	B. No.	仕 向 地	個 数 及び数量	許可又は承認番号 品 名	申告 価 格 (F.O.B)円	輸 出 令 別表番号	輸 出 者 住 所 氏 名 電 話 番 号	仕 向 人 住 所 氏 名	備 考
(1)									
(2)									
(3)									
(4)									
(5)									
保稅運送				※承認 ☐	※搭載確認 1 2 3 4 5		※税関記入欄		※許可印
運送先				期 間 輸出許可の日から 日間	※搭載確認印				
申告者(代理人)住所氏名					1検査場検査		2現場検査		
					※ 審 査				
通関士記名									

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
3. 輸出令を除く他法令の許可、承認が必要なものは、備考欄に当該許可、承認書の有無を表示して下さい。

(規格A4)

令和 年 月 日

修理・改装用資材明細書（仕入書兼用）

殿

届出者

住所

氏名又は名称

船名及び船籍	(船籍)
船主	
入渠（接岸年月日）	
修理（改装）期間	
修理（改装）概要	

使用資材内訳

品名	見積		修理（改装）完了時	
	数量	価格	数量	価格
申告番号			届出受理印	
申告年月日	令和	年 月 日		
備考				

(注) この明細書は2通提出してください。

(規格A4)

輸出入貨物の容器輸出入(納税)申告書
(再輸出免税明細書兼用)

事 項	輸 入	輸 出
申 告 番 号		
あ て 先	長 殿	長 殿
申 告 年 月 日		
申 告 者 住 所 ・ 氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)		
代 理 人 住 所 ・ 氏 名		
通 関 士 記 名 欄		

記 号 番 号	数 量	価 格	免 税 額

船舶又は航空機の名称 又は登録記号及び国籍	容器を積んでいた船舶又は航空機	容器を積もうとする船舶又は航空機	
輸 出 輸 入 の 予 定 時 期		使 用 の 場 所	
予 定 積 出 地 輸 入 地		備 考	

輸入許可年月日 _____ 輸出許可年月日 _____

輸入許可印

○

輸出許可印

○

保税運送	※承認	
区分	陸路、海路、空路	
期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	

(注) 1. この申告書は2通提出して下さい。

2. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

税関様式C第 5230 号
申告番号_____

検 査 指 定 票

品 名			
蔵 置 場 所			
輸出者又は その代理人			
検 査 指 定	☐ 見本検査 ☐ 検査場検査		
	記号、番号、ケースナンバー又は袋数等、採取する見本の種類、数量		
倉 主 等	発送確認 日 時	検 査 場 又 は 検 査 管 理 員 職 員	到着確認 日 時 印
	到着確認 日 時		発送確認 日 時 印
見本採取：採取者氏名 ☐ 審査担当職員見本採取 ☐ 要審査担当職員立会			

(注) 本様式は、3 片を 1 組とし、第 1 片を申告書用、第 2 片を運搬用、第 3 片を
倉主等用とする。

(規格 A4)

開 装 検 査 票

OPENED AND INSPECTED
BY THE JAPANESE CUSTOMS ○ ○
DATE

開装検査した

○ ○ 税関

用紙の大きさは、縦5センチメートル、横15センチメートルとする。

輸出申告撤回申出書

殿

申出者（輸出者）
氏名又は名称
住所
電話番号

代理人
氏名又は名称
住所
電話番号

下記の輸出申告について、撤回を申し出ます。

記

申告番号	
申告年月日	
撤回理由	
備 考	

（注）輸出申告の撤回申出後であっても、税関では、関税法第 67 条の規定に基づき、
貨物の検査を行う場合があります。

輸入（納税）申告撤回申出書

令和 年 月 日

殿

申出者（輸入者）
氏名又は名称
住所
電話番号

代理人
氏名又は名称
住所
電話番号

下記の輸入（納税）申告について、撤回を申し出ます。

記

申告番号	
申告年月日	
撤回理由	
備 考	

（注）輸入（納税）申告の撤回申出後であっても、税関では、関税法第 67 条の規定に基づき、貨物の検査を行う場合があります。

本 船 扱 い
ふ 中 扱 い 承 認 申 請 書
搬入前申告扱い

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者（輸出者又は輸入者）
住 所
輸出入者符号
氏名又は名称

代 理 人
住 所
氏名又は名称

下記の貨物について関税法第 67 条の 2 第 2 項及び第 3 項ただし書の規定により承認を受けたいので申請します。

記

区 分	輸出・輸入 / 本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い		
記号及び番号	品 名	個 数	数 量
積載船（機）名 又ははしけ名		入 港 年 月 日	令和 年 月 日
係 留 場 所		船荷証券番号	
積付けの状況			
承認を受けよう とする理由			
備 考			

- （注） 1. この申請書は2通提出し、区分欄の記載は該当事項以外の文字を抹消して下さい。
2. 搬入前申告扱いは、輸入申告のみが対象の手続です。
3. 本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物については、関税法基本通達 67－4－18（複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い）の規定による一の輸入申告による申告を行うことはできません。

検 査 指 定 票

No. _____

品 名 銘 柄					
船 名		入 港 年月日		B / L No.	
輸入者				申 告 番 号	
検 査 指 定	☐ 見本検査 ☐ 検査場検査				
	採取する見本の種類、数量、指定貨物のケースナンバー又は袋数等				
	記号、番号				
倉 主 等	発送確認 日 時		検 査 場 管 理 員 又 は 検 査 職 員	到着確認 日 時 (印)	
	到着確認 日 時			発送確認 日 時 (印)	
見本採取：採取者氏名 ☐ 審査担当職員見本採取 ☐ 要審査担当職員立会					

(注) 本様式は、3 片を 1 組とし、第 1 片を申告書用、第 2 片を運搬用、第 3 片を倉主等用とする。

(規格 A4)

整理番号 _____

見 本 採 取 票

令和 年 月 日

_____ 殿

所 属 官 署
(機 関)

氏 名

Ⓔ

法第 条第 項第 号の規定により、検査、試験、検定のため見本
として採取したが、返 却 す る 返却できない ので通知します。

採取した 貨 物	品 名・銘 柄	数 量
積載（機） 船名		入港年月日
蔵置場所		採取年月日
B/L No		申告番号
採取職員 所属氏名		
見本処理 区 分	☐ 返却 ☐ 保存 ☐ 分析	
返 却 欄	受取者	受取年月日
備 考		

- (注) 1. 太線枠内は、税関以外の公務員が見本採取したときは記入する必要はありません。
2. 本様式は、3 片を 1 組とし、第 1 片を原本、第 2 片を通知用、第 3 片を倉主等用とする。

(規格 A4)

No,_____

Certificate of Origin

Name of Applicant_____

Marks & Numbers	Commodity Description	Number of Package	Quantity	Value	Place of Origin

I certify that the commodity enumerated above been produced(or manufactured)in the place of origin above mentioned.

Title_____Date_____20_____

Signature_____

Remarks: Certificate will not be the one with the lapse of more than four months after the date of the issuance.

締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法施行令第 61 条第 4 項に規定する締約国原産地証明書・原産品申告書について

同項かつこ書に規定する $\left\{ \begin{array}{l} \text{災害その他のやむを得ない理由により、} \\ \text{輸入許可前引取りを条件とすることにより、} \end{array} \right\}$ 下記のとおり

その提出の猶予をお願いします。

記

原 産 地	
対象経済連携協定	
輸 出 者 名	
記号・番号	
品 名	
個数・数量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	
輸入申告番号	

- (注) 1. 表題及び申請文中{ }内については、該当しない方を二本線で抹消して下さい。
2. 対象経済連携協定欄には、提出猶予を求める原産地証明書又は原産品申告書の根拠となる経済連携協定名を記入して下さい。

(規格 A 4)

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書 I

☐ 新規申告 ☐ 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率		輸入者住所氏名		包括申告の主要関係税関名
		担当部課 TEL ()		
		代理人住所氏名		
生産者名		担当部課 TEL ()		
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第 4 条第 1 項又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号若しくは第 1 2 号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者（輸入取引の売手及び買手については□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。）

☐ 輸入者

氏名

☐ 輸入の委託者

氏名

☐ 輸出者

氏名、国名

☐ 輸出の委託者

氏名、国名

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる事情が ☐ある。 ☐ない。
- (2) 上記 1 の売手と買手との間に特殊関係（関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号）が ☐ある。 ☐ない（この場合には、（3）の記載不要）。

特殊関係の内容
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて ☐いる。 ☐いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（☐運賃明細書 ☐保険料明細書）に記載された額に次の調整を行って計算する。

調 整 項 目	イ 調整を要する額又は率	ロ 調 整 項 目 の 内 訳 そ の 他 の 参 考 事 項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加 算 要 素 〔運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの〕 ① 輸 入 港 ま で の 運 賃 等 ② 仲 介 料 そ の 他 の 手 数 料 ③ 容 器 ・ 包 装 の 費 用 ④ 材 料 、 部 品 等 の 費 用 ⑤ 工 具 、 鋳 型 等 の 費 用 ⑥ 消 費 物 品 の 費 用 ⑦ 役 務（技術、設計等）の費用 ⑧ ロイヤルティ・ライセンス料 ⑨ 売 手 に 帰 属 す る 収 益		
(3) 控 除 す べ き 費 用 等 〔例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利〕		
合 計		

この包括申告書は

※令和 年 月 日

以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。
なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

(注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。

※ 受 理	※ 審 査	※税 関 記 入 欄

(規格 A 4)

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅱ ☐ 新規申告 ☐ 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率		輸入者住所氏名		包括申告の主要関係税関名
		担当部課 TEL ()		
		代理人住所氏名		
生産者名		担当部課 TEL ()		
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第1号若しくは第12号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. 輸出入当事者（輸入取引がある場合には、輸入取引の売手及び買手について□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。）

☐ 輸入者	氏名	×	☐ 輸出者	氏名、国名
☐ 輸入の委託者	氏名		☐ 輸出の委託者	氏名、国名

- B. 1. この貨物の輸入申告価格は、次の規定に基づき計算する。
- | | |
|---|---|
| ☐ 関税定率法第4条の2
(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定) | ☐ 関税定率法第4条の3 (□第1項第1号 □第1項第2号 □第2項)
(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定) |
| ☐ 関税定率法第4条の4
(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定) | ☐ 関税定率法第4条の5
(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定) |
| ☐ 関税定率法第4条の6 (□第1項 □第2項)
(航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例) | |

2. この貨物について、関税定率法第4条 (□関税定率法第4条の2 □関税定率法第4条の3) の規定に基づいて輸入申告価格を計算することができない具体的な理由は、次のとおりである。

3. この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

輸入申告価格の計算方法等（包括申告の場合にのみ記入する。）

この包括申告書は

※令和 年 月 日

 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

(注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。

※ 受 理	※ 審 査	※税 関 記 入 欄

評価（包括）申告書記載事項の一部変更届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

輸入者住所氏名又は名称

代理人住所氏名又は名称

包 括 申 告 受 理 番 号	評 価 申 告 年 月 日

上記の評価（包括）申告書に記載事項の一部について下記のように変更の届出をします。

記

1．変更箇所及び変更後の記載

2．変更の理由

※受理印	※税 関 記 入 欄

（規格A 4）

(表 面)

外 国 製 物 品 持 出 確 認 票

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

所 属 会 社 名 _____

<注意事項>

1. 再び日本に持ち込む外国製品（時計、ゴルフ用具等で番号等によって同一性が確認されるものに限る。）を携帯輸出する場合は、この票に必要事項を記載し、輸出の際税関の確認を受けて下さい。
2. この票は繰り返し使用できますから紛失、き損等のないよう十分注意願います。万が一紛失した場合は、その物品を日本に持ち込む際、課税されることがあります。
3. 外国製物品で持出確認済のものを携帯して、税関を通過するときは、その都度、この票を税関職員に提示して下さい。

(裏 面)

品 名 ・ 銘 柄 及 び 特 徴	数 量	税 関 確 認 印
← 4.5cm →	← 1.5 cm →	← 2.5 cm → ↑ 2.5 cm ↓
品名欄には番号等を詳しく記入して下さい。		

↑

1 2 cm

↓

Export Declaration for Consigned Articles
Import
(Accompanied Articles・Unaccompanied Articles)
輸 出 託送品（携帯品・別送品）申告書
輸 入

申告先 _____ 税関長 殿 出入港年月日 _____
To Director of _____ Customs Date of Departure or Entry
積載船（機）名 _____ 積出港 _____
Name of Ship (Aircraft) Port of Shipment
荷送人住所氏名 _____ 船（取）卸港 _____
Name and Address of Consignor Port of Unloading
受取人住所氏名 _____
Name and Address of Consignee

品 名 Description	数 量 Quantity	価 格 Value

託送品目録対象 _____ 申告年月日 _____
Check on Consignments List Date of Declaration
申告者住所氏名 _____
Name and Address of Declarant

種 別 Classification	※ 課税価格 Value for Duty	※ 税 額 Amount of Duty	※許可印 Customs Seal of Permit
関 税 Customs Duty			
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 Consumption Tax and Local Consumption Tax			
酒 税 Liquor Tax			
そ の 他 の 税 Other Tax			
計 Total			

- (注) 1. この申告書は2通提出してください。
2. 公用品については、証明書類を添付してください。
3. ※の箇所は記入しないで下さい。
- Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate.
2. The certificate shall be attached on articles for official use.
3. The declarant shall leave out the columns marked ※.



(A面)

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名			出 発 地		
入 国 日	年		月	日	
氏 名	フリガナ				
現 住 所 (日本での 滞 在 先)	電 話 ()				
職 業					
生年月日	年		月	日	
パスポート番号 旅券番号					
同伴家族	20歳以上	名	6歳以上20歳未満	名	6歳未満

※ 以下の質問について、該当する□に“✓”でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？	はい	いいえ
① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの (B面1. を参照)	☐	☐
② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持込みが制限されているもの (B面2. を参照)	☐	☐
③ 金地金又は金製品	☐	☐
④ 免税範囲 (B面3. を参照) を超える購入品・お土産品・贈答品など	☐	☐
⑤ 商業貨物・商品サンプル	☐	☐
⑥ 他人から預かったもの (スーツケースなど運搬用具や理由を明らかにされず渡されたものを含む)	☐	☐

* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属を持っていますか？	はい	いいえ
	☐	☐
* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。		

3. 別送品	入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？
☐	はい (個) ☐

* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。) 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。 <u>申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。</u>

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1. 及び3. ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注)「その他の品名」欄は、申告を行う入国者本人(同伴家族を含む)の個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
また、別送品も記入不要です。

酒		類		本	*税関記入欄	
たばこ	紙	巻		本		
	加熱式			箱		
	葉	巻		本		
	その他			グラム		
香		水		ونس		
その他の品名		数	量	価		格
*税関記入欄					円	

1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
- ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
- ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
- ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカガメ・象牙・じゃ香・サテンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など

* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲（一人あたり。乗組員を除く。）

- ・酒類3本(760mlを1本と換算する。)
- ・紙巻たばこ200本(外国製、日本製の区分なし。)
- * 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
- * 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
- * 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
- * 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございました。日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろしくお願いします。

[illegible]

(注) 日本の免税範囲等について不明な場合は、所持品すべてを記入し、その旨を税関職員に伝えてください。
Note When you are not sure of the duty-free allowance in Japan, fill in all the articles you have and remind it to a customs officer.

不用 船（機）用品等 輸入 申告書
残存 取卸
Import Declaration for Unnecessary Ship's (Aircraft's) Stores, etc.
Unloading Residual

申告年月日 _____ 積載船（機）名 _____
Date of Declaration Name of Ship (Aircraft)
申告先 _____ 税関長 殿 入 港 年 月 日 _____
To Director of _____ Customs Date of Entry
輸入者住所氏名 _____
Importer Address, Name(Trade Name and Name of representative)
代理人住所氏名 _____
Agent Address, Name(Trade Name and Name of representative)

品 名 Description	数 量 Quantity	価 格 Value

種 別 Classification	※ 課税価格 Value for Duty	※ 税 額 Amount of Duty	※許可印 Customs Seal of Permit
関 税 Customs Duty			
消費税及び地方消費税 Consumption Tax and Local Consumption Tax			
酒 税 Liquor Tax			
そ の 他 の 税 Other Tax			
計 Total			

(注) 1. この申告書は2通提出してください。法人においては、輸入者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。代理人欄には、通関業者の住所及び氏名を輸入者と併記（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載）して下さい。
2. ※印の箇所は記入しないで下さい。

Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate. If a customs broker declare, fill in the column "Agent Address, Name" in addition to "Importer Address, Name"
2. The declarant shall leave out the columns marked ※.

任 意 放 棄 書
Declaration for Abandonment of Articles

令和 年 月 日
Date ;

_____ 税 関 長 殿
To Director of _____ Customs

放 棄 者
Declarant

住 所
Address :

氏 名
Name

署 名
Signature

生 年 月 日
Date of Birth

国 籍
Nationality

私は、下記物件について完全、かつ、十分な処分の権限及び能力を有することを誓約するとともに、この処分権に基づき同物件を任意放棄することを宣言します。

I hereby swear that I have complete and full authority and legal capacity to dispose of the article(s) given below, and also declare that based on my authority I voluntarily abandon the said article(s).

品 名 Description	数 量 Quantity	備 考 Remarks

申請番号

指定地外貨物検査許可申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住所

氏名又は名称

関税法第69条第2項の規定により下記のとおり指定地外で貨物の検査を受けたいので申請します。

記

記号及び番号	品 名	個 数	数 量
検査を受けようとする場 所			
検査を受けようとする時 間	自 至	令和 年 月 日 午前、午後 時 分 令和 年 月 日 午前、午後 時 分	
許可手数料の金額	¥		
指定地外で検査を受けようとする事由			

(注) この申請書は、2通提出し、そのうち1通の裏面上部に許可手数料に相当する収入印紙をはり付けて下さい。

(規格A4)

令和 年 月 日

代 理 人
住 所
氏名(名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

記

*輸入許可
年 月 日

- (規格 A 4)

輸入(納税)申告書(少額個人通関用)

申告年月日 宛先 輸入者 (住所・氏名) TEL () 代理人 (住所・氏名) (委任状添付) TEL () 仕出人 (住所・氏名) 貨物蔵置場所	申告番号 AWB(B/L)番号 貨物の個数・記号・番号
---	-----------------------------------

(1欄) 品名			関税の番号			
申告価格 (課税価格の端数処理)	①* ↓(①の1,000円未満切捨て) ②	数量 又は 個数	③	関税の 税率	④ (%) 基□協□特□暫□簡□	
税額の 計算 方法	【関税】 ⑤(従価製品)or③(従量製品) × ④ = ⑥ ⑥の100円未満切捨て					
	【 税】 税率 × ⑥ = ⑧ ⑧の100円未満切捨て					
	【消費税】 ⑩(①+⑦+⑨) → ⑪ ⑪の1,000円未満切捨て					
	【地方消費税】 ⑪ × 7.8% (6.24%) = ⑫ ⑫の100円未満切捨て					
	⑬ × 22/78 = ⑭ (1円未満切捨て) ⑮ ⑭の100円未満切捨て					

* 申告価格①は、貨物代金・貨物運賃・貨物保険料の合計額を記載する(裏面計算方法参照)。

税額 計	a 関税額 各欄⑥の合計の100円未満切捨て	b 税額 各欄⑧の合計の100円未満切捨て	c 消費税額 各欄⑫の合計の100円未満切捨て	d 地方消費税額 各欄⑭の合計の100円未満切捨て	e 消費税合計額 (c+d)
	納付税額計 (a+b+e)				

関税法第70条関係 【法令名 植物□ 家畜□ 薬機□ 【 】□】

※	※ 許可印・許可年月日	
※	※ 審査	※ 収納

- (注意) 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
2 この申告書による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求ができます。
なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を変更することがあります。
3 この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
4 上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例としません。

(裏 面)

申告価格の計算方法

あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は ？

- ☐ CIF価格 (貨物代金+貨物運賃+貨物保険料) (1) へ
- ☐ C&F価格 (貨物代金+貨物運賃) (2) へ
- ☐ FOB価格 (貨物代金のみ) (3) へ

- (1)

仕入書価格

 ×

為替換算レート

 =

申告価格
- (2)

仕入書価格+貨物保険料

 ×

為替換算レート

 =

申告価格
- (3)

仕入書価格+貨物運送料+貨物保険料

 ×

為替換算レート

 =

申告価格

また、あなたが輸入しようとする貨物に課せられる関税は、貨物の種類ごとに異なりますのでご注意ください。
なお、インボイス（仕入書）に記載された品目が数種類ある場合には、上記の「貨物運送料」及び「貨物保険料」をそれぞれの貨物ごとに計算する必要があります、以下ようになります。

【例】 【為替相場 \$1=100.00円】

＜インボイス＞							
商品 A	価格	\$100		商品 A	100	} \$200×100	
商品 B	価格	\$ 50		商品 B	50		
運賃		\$ 30		運賃	30		
保険料		\$ 20		保険料	20		
				合計	20,000円		

[計算式]
商品Aの価格 + 商品Bの価格 = \$ 100 + \$ 50 = \$ 150
20,000円÷150=133.33 [按分係数] (小数点以下第3位四捨五入)

[商品の価格] × 按分係数 = 申告価格

(商品A) 100×133.33=13,333 商品Aの申告価格：13,333円
(商品B) 50×133.33= 6,666.5 商品Bの申告価格： 6,666円
(円位未満切捨て)

スパークリングワインの関税の計算 【税率が従量税品（貨物容量又は数量に課税される貨物）】

あなたが輸入しようとしている貨物がスパークリングワイン（750ml・アメリカ産）が2本の場合

申告数量（申告書の③に記載する数量）→750ml×2本=

③1,500ml

(数量欄にも同様に記載)

税 率（申告書の④に記載する税率）→

④182円/1

税 額1,500ml×182.00円/1=273.00－（円未満切捨て）→⑥

273

 －（100円未満切捨て）→⑦

200

(1.51)

【酒 税】

1,500ml

 ×

100,000円/kl

 =

150

 →

100

となります。

消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日より「軽減税率制度」が実施されており、消費税及び地方消費税を合わせた税率が、軽減税率8％（消費税6.24%、地方消費税1.76%）と標準税率10％（消費税7.8%、地方消費税2.2%）の複数税率とされています。
保税地域から引き取られる飲食料品（酒類を除く。）については、軽減対象貨物として軽減税率の対象となります。

- (注)
- ・CIF価格とは、貨物代金、貨物運賃及び貨物保険料を合計した価格です。
 - ・C&F価格とは、貨物代金と貨物運賃を合計した価格です。
 - ・FOB価格とは、貨物代金のみの価格です。
 - ・酒税の税率は、令和5年10月1日現在における果実酒の税率です。

輸入(納税)申告書(少額個人通関用)(つづき)

貨物の個数・記号・番号	申告番号	※	
	※税関記入欄		

(欄)	品名			関税の番号			
申告価格	①*	数量又は個数	③	関税の税率	④	(%)	
(課税価格の端数処理)	②				基□協□特□暫□簡□		
税額の計算方法	【関税】	⑤(従価製品)or③(従量製品)	④	=	⑥	⑥の100円未満切捨て	
	【税】		税率	=	⑧	⑧の100円未満切捨て	
	【消費税】	⑩(①+⑦+⑨)		→	⑪ ⑩の1,000円未満切捨て		
						【免税関係】 □定14条10号、□定14条18号、 □輸13条1項1号、□ その他	
	【地方消費税】	⑪	× 7.8% (6.24%)	=	⑫	⑫の100円未満切捨て	
		⑬	× 22/78	=	⑭ (1円未満切捨て)	⑮ ⑭の100円未満切捨て	

(欄)	品名			関税の番号			
申告価格	①*	数量又は個数	③	関税の税率	④	(%)	
(課税価格の端数処理)	②				基□協□特□暫□簡□		
税額の計算方法	【関税】	⑤(従価製品)or③(従量製品)	④	=	⑥	⑥の100円未満切捨て	
	【税】		税率	=	⑧	⑧の100円未満切捨て	
	【消費税】	⑩(①+⑦+⑨)		→	⑪ ⑩の1,000円未満切捨て		
						【免税関係】 □定14条10号、□定14条18号、 □輸13条1項1号、□ その他	
	【地方消費税】	⑪	× 7.8% (6.24%)	=	⑫	⑫の100円未満切捨て	
		⑬	× 22/78	=	⑭ (1円未満切捨て)	⑮ ⑭の100円未満切捨て	

通 関 相 談 書（個人通関用）

長殿

（住所）

（氏名）

輸入（納税）申告に当たり、下記貨物の□税番、税率、□申告価格の計算方法について相談します。

（相談事項をチェックして下さい。）

輸入しようとする貨物の種類、材質毎に各欄に記入して下さい。

仕入書（インボイス）、B/L（Air Waybill）及び購入価格等が明らかになる書類を一緒に提示して下さい。

番号	品 名	貨物の性質・成分・ 性状・機能・用途等	数 量	価 格	税 関 記 入 欄		備 考
					税 番	税 率	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

☐ あなたが輸入される貨物のうち____は、____法に基づく許可・承認等を必要としますので、____に照会して下さい。

☐ あなたが輸入される貨物の申告価格の合計が、20万円以下となりますので、関税定率法第3条の3の規定に基づき少額貨物簡易税率の適用可能です。適用を希望する場合は、税関に申し出てください。

☐ あなたが輸入される貨物のうち____は申告価格が20万円を超えますので、全ての貨物の輸入手続きは、一般の輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）を使用してください。

（注意）1.商品説明の不足及び誤記により適用税番が変更となる場合があります。

2.上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例とはしません。

申告価格は次のように計算します。

あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は、[☐CIF 価格・☐C&F 価格・☐FOB 価格]です。（申告書裏面（注）参照）

輸入申告書に記載する申告書価格は、CIF 価格とされています。したがって、上記表の1の貨物の申告価格は、

☐ 【輸入貨物が1品目又は輸入貨物が複数品目であるが、それぞれに運賃、保険料が明確な場合】

1つの貨物の価格 貨物運送料 貨物保険料 為替換算レート ※運賃特例 申告価格

$$\left[\boxed{} \times \boxed{} + \boxed{} + \boxed{} \right] \times \boxed{} \times \boxed{} = \boxed{}$$

（円位未満切り捨て）

☐ 【輸入貨物が複数品目あり、運賃及び保険料がまとめて支払われている場合】

貨物の価格合計 貨物運送料 貨物保険料 為替換算レート

$$\left[\boxed{} \times \boxed{} + \boxed{} + \boxed{} \right] \times \boxed{} = \boxed{} \dots\dots ②$$

①

按分係数=② $\boxed{} \div ① \boxed{} = \boxed{}$ （小数点以下第3位四捨五入）

1つの貨物の申告価格= $\boxed{} \times \boxed{} \times \boxed{} = \boxed{}$ （円位未満切り捨て）

となります。他の貨物についても同様に計算して下さい。

※「運賃特例」とは、関税法定率法第4条の6第1項（航空運送貨物に係る課税評価の決定の特例）の規定に基づき、航空機による運賃保険料に基づいて計算した課税価格が、①20万円以下の無償見本、②20円万以下の別送品、③10万円以下の個人的寄贈品などに適用されます。

内 容 点 検 確 認 書

令和 年 月 日

申告番号

殿

点検実施年月日 令和 年 月 日

A・W・B（又は B/L）番号 輸入者住所氏名

点検実施者氏名

点検立会者氏名 代理人住所氏名

上記貨物についてその内容を点検した結果、下記のとおり確認しました。

記

(点検実施対象)		☐ 内容の全部	☐ 内容の一部
内容の点検事項	内容点検の結果（具体的に記入してください）		
1 品 名			
2 商標等のマーク			
3 材 質			
4 性 状			
5 型 式			
6 性 能 諸 元			
7 用 途			
8 原 産 地			
9 個 数			
10 数 量			
11 成 分 表 示			
12 変 質 損 傷			
13			
14			
15			

(注) 1 「内容点検事項」欄は該当する項目の番号を○で囲んで下さい。

2 「品名」は必ず点検し、「内容点検の結果」欄に記入して下さい。

3 内容の一部を点検した場合は「内容点検の結果」欄に点検貨物のケースナンバーを記入してください。

* 申請番号

取卸し場所検査申出書
(指定地外貨物検査許可申請書兼用)
他所蔵置許可申請書
外国貨物運送申告書(目録兼用)

殿

申請者（輸入者）
住 所
氏名又は名称

代理人
住所
氏名又は名称

申請の目的

及び事由

輸入申告年月日

積載船名

輸出者名

發送場所

輸入申告番号

入港年月日

原産国（仕出地）

運送具

記号及び番号	品名	個数	数量	申告価格
他所蔵置	自令和 年 月	*運送	自令和 年 月 日	
予定期間	至令和 年 月	期 間	至令和 年 月 日	
コンテナの規格・番号		検査希望場所(蔵置予定場所・運送先)		
		管理者		
検査希望時間	自令和 年 月 日	午前・午後	時	許可手数料の金額
	自令和 年 月 日	午前・午後	時	¥
*検査日時	自令和 年 月 日	午前・午後	時	
* 税関記入欄 (旋封ヶ所)				税関印

- (注) 1 取卸し場所検査申出書として使用する場合には、当該申出書（税関用）の裏面に検査予定場所の見取図等を記入して下さい。
- 2 指定地外貨物検査許可申請書として使用する場所には、当該申請書（税関用）の裏面上部に収入印紙をはり付けて下さい。
- 3 保税地域外に蔵置することが許可された外国貨物については保税地域内に置かれた貨物と同様の取扱いを受けますから注意して下さい。
- 4 運送具欄には自動車、はしけ等の区別を記入して下さい。
- 5 *印の欄は税関において記入します。

(規格 A4)

当事者分析成績採用申請書（新規・更新・変更）

令和 年 月 日

税関 業務部長 殿 申請者 住所
(経由) 氏名又は名称

下記により行った分析の成績を通関審査等に採用されるよう申請します。

(1) 輸出入申告書等の提出を 予定している税関官署名：	(2) この分析成績により審査 を受けることを希望する申 請書等の種類：	(6) 分析施設： 所在地： 電話番号： 名称：
(3) 貨物名：	(4) 分析項目：	(7) 分析責任者： 職 名： 氏 名：
(5) 分析方法：		(8) 税関に提出する分析成績書の様式：
		(9) その他：
(10) 税関記入欄		

承認書

承認番号	
------	--

上記の申請を承認します。ただし、上記貨物について税関が分析を行った場合には、税関の
分析の成績を採用することがあります。

令和 年 月 日

[承認期間]

自：令和 年 月 日

至：令和 年 月 日

税関 業務部長 印

注 1 この申請書は、枠内の各項目に所要の事項を記入し、分析成績書の様式その他の参考資料を添えて、関
税法基本通達 67－3－20(2)のイに規定する部数を、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を
所轄する税関官署に提出してください。
2 上記の承認事項に関し、更新、変更等の事由が生じたときは、遅滞なく所定の手続をとってください。
3 不明の点及び詳細等については、あらかじめ税関に相談してください。

輸出してはならない貨物該当通知書
Notice of Prohibited Exports

令和 年 月 日
Date:
該当通知書番号第 号
Notice No.

殿
To
(住 所)
(Address)

〇 〇 税 関 長 印
Director of the Customs
税関支署長 印
Director of the Branch Customs

貴殿が輸出しようとした下記 1 及び 2 に掲げる物品は、下記 3 の理由により、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると認められますので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。
You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-2 of the Customs Law that the exportation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-2 of the same article.

記

- 1 品 名
Description:
- 2 数 量
Quantity:
- 3 理 由

Reasons for applying Items 1-2, Article 69-2 of the Customs Law:

(備 考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入のうえ、次あて送付して下さい。
(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs.
(所在地及び税関名 (部門名まで記入する) を和文及び英文で記入しておく。)

外国郵便物に係る輸出してはならない貨物該当通知書
Notice of Prohibited Articles Contained
In Parcel Post dispatched to Abroad

令和 年 月 日
Date:
該当通知書番号第 号
Notice No.

殿

To
(住 所)
(Address)

〇〇税関長 (又は税関支署長) 印
Director of Customs

貴殿が差し出した国際郵便物中に包有されている下記4及び5に掲げる物品は、下記6の理由により、
関税法第69条の2第1項第2号に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。

You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-2 of the Customs Law, that
the exportation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel dispatched to abroad
from you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall
under the provisions of Item 1-2 of the same article.

記

1 郵便物番号
Parcel post No.

2 仕 向 国
Country of destination:

3 仕向人住所氏名
Name and Address of addressee:

4 品 名
Description:

5 数 量
Quantity:

6 理 由
Reasons for applying Item 1-2, Article 69-2 of the Customs Law:

(備考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」
に所定の事項を記入のうえ、次あて送付して下さい。

(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the declaration for abandonment
of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs.

(所在地及び税関名 (外郵出張所名まで記入する) を和文及び英文で記入しておく。)

保 管 証
Notification of Detention of Goods

令和 年 月 日

Date:

保管 第 号

(保 管 証 番 号)

Sequential Number of Notification

To:

殿

住所(連絡先)/Contact Address

電話番号/Telephone Number

下記の貨物は、関税法第 67 条（第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の必要があるので、保管します。

This is to notify that the goods described below have been detained because of the need for the inspection under the provision of Article 67 (including the case of applying pertinent Article *mutatis mutandis* according to Article 75) of the Customs Law.

記

品 名 Description	数 量 Quantity	内 容 Contents

保管税関/Detaining Customs

(電話番号/Telephone Number)

保管責任者/Customs Officer in charge of detention

(官職/Official Position)

(氏名/Name)

印(Seal)

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

令和 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常（船便、航空） 小包（船便、航空）、 特殊、 EMS	
3. 差出人	(住所) (氏名)	
4. 名宛人	(住所) (氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

認定手続開始通知書（輸出者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記		
1. 申告番号		
2. 申告年月日	令和 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注） 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面2及び3参照]
2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの
 - (2) 商標権（商標法第 2 5 条及び第 3 7 条第 1 号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの
 - (注) 上記（1）及び（2）における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されたと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（輸出者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 4 号（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 3 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 不正競争差止請求権者の氏名又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号		
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和	年	月 日

（注） 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 4 号（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）〔注：裏面 2 及び 3 参照〕

2. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記 8 に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 関税法第 6 9 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 1 0 執務日（延長があった場合は 2 0 執務日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。

5. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 6 9 条の 1 0 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (2) 上記 (1) の他不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（差出人用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS	
3. 名あて人（住所） （氏名）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注）1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面2及び3参照]
2. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記10の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記10に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの
 - (2) 商標権（商標法第 25 条及び第 37 条第 1 号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの
 - (注) 上記 (1) 及び (2) における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（差出人用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第69条の2第1項第4号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 名宛人（住所） （氏名）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 不正競争差止請求権者の氏名又は 名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正 使用行為により生じた物に該当する貨物を特定するこ とができる事項	
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

（注）1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第4号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）〔注：裏面参照〕

2. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

3. 関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます

4. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (2) 上記 (1) の他不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」(税関様式C第 5619 号)を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（権利者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

輸出申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記		
	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕向人(名あて人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

認定手続開始通知書（権利者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸出申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第 69 条の 3 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 疑義貨物	品 名	数 量
2. 輸出者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕向人(名宛人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用 行為により生じた物に該当する貨物を特定することができ る事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注） 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記 8 に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 3 第 7 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

疑義貨物に係る生産者通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 3 第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称

2. 生産者の住所

(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 3 第 7 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。

(規格 A4)

疑 義 貨 物 点 検 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申 請 者
住所
氏名又は名称

令和 年 月 日付開始通知第 号により、通知のあった疑義貨物の点検を行いたい
ので、関税法第69条の4第4項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により申
請します。

(注1) この申請書は2部提出してください。

(注2) この申請書は、「認定手続開始通知書（輸出者等用・権利者用）」の写しを添付して
ください。

(税関記入欄)

点検日	
場 所	
立会人	
申請者	

(規格A4)

輸 出 取 り や め 届 出 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申 請 者
住所
氏名又は名称

令和 年 月 日付開始通知第 号により通知のあった疑義貨物については、下記の理由により輸出されないこととなるので、関税法第 6 9 条の 3 第 6 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき届け出ます。

(輸出されないこととなる理由)

(処理予定年月日)

知的財産疑義貨物
認定（処理）連絡書

取扱注意

令和 年 月 日
認定連絡報 第 号
（認定連絡書番号）

殿

知的財産調査官
(知的財産担当官)

認定依頼書番号			
品 名		数 量	内 容
認定結果	☐ 侵害物品である		☐ 侵害物品とは認められない
輸出者が希望する 自発的処理の内容			
理 由			
備 考			

認 定 通 知 書 （ 輸 出 者 用 ）

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から⑤のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 2 第 2 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|---|
| <p>① 当該物品の保税地域(他所蔵置場所を含む。)での廃棄又は滅却を希望する場合には、廃棄を行う旨の書面を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。</p> <p>⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。</p> |
|---|

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

認 定 通 知 書 （ 輸 出 者 用 ）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
認定通知第 号
（認 定 通 知 書 番 号）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）
に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記1において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から⑤のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|--|
| <p>① 当該物品の保税地域(他所蔵置場所を含む。)での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>③ 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>④ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</p> <p>⑤ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。</p> |
|--|

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

認 定 通 知 書 （ 差 出 人 用 ）

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 6 9 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。② 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。④ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。 |
|--|

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

認 定 通 知 書 （ 差 出 人 用 ）

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|--|
| <p>① 当該物品に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。</p> <p>② 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、国内への引取りをする旨の書面を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。</p> <p>③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出して下さい。</p> <p>④ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。</p> |
|--|

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

認 定 通 知 書 （ 権 利 者 用 ）

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

認 定 通 知 書 （ 権 利 者 用 ）

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

処 理 結 果 通 知 書

令和 年 月 日
処理結果第 号
(処理結果通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり処理されましたので、関税法第 69 条の 3 第 6 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

輸出者による処理の内容

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者（権利者）

氏名又は名称

住所

申請者（輸出者等）

氏名又は名称

住所

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。

1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所

2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日

3. 裁判外紛争解決手続の終了予定日

4. その他参考となるべき事項

(注1) この申請書は権利者と輸出者等が連名で提出してください。

(注2) この申請書は、3部提出してください。

(注3) この申請により関税法第69条の10の規定（認定手続を取りやめることの求め等）の適用がなくなるものではありません。

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書
（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨の申出及び修正内容が記載された書面の提出がありましたので、当該修正内容について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正が行われたので、当該修正後の貨物について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることのできる期限

令和 年 月 日

取扱注意

郵便物認定通報書

令和 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

令和 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号物品（輸出してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴局における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品 名		数 量	内 容
備考			
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において令和 年 月 日 （廃棄、返却）処理されました。	日付印	

関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号該当物品没収通知書

令和 年 月 日
没収通知第 号
(没 収 通 知 書 番 号)

殿

住所（連絡先）

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、没収します。

記

1. 品名

2. 数量

取扱注意

関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号
該 当 物 品 引 継 書令和 年 月 日
物品引継 第 号
(物 品 引 継 書 番 号)

会計課長 殿

発見部門の長 (官職)
(氏名)

下記物品を引継ぎます。

記

品 名	数 量	内 容
処理の内容	☐ 任意放棄 ☐ 没収 (令和 年 月 日)	
蔵置場所の連絡先		
備考		

- (注) 1. 引継物品が没収品である場合には、没収処分の日 (没収通知書の日付の日) を「処理の内容」欄に記入する。
2. 引継物品が保税地域等税関官署以外に蔵置されている場合には、その連絡先を「蔵置場所の連絡先」欄に記入する。
3. 会計課等において処理する際の参考となる事項がある場合には、「備考」欄に記入する。

(規格 A4)

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 書

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。
記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
※ 登録番号及び登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
	(権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸出統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から4年間
--

7. その他参考となるべき事項

（1）侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

（2）訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

（3）その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8. 添付資料等

※ ☐ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要しない))
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否: ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否: ☐ 可、 ☐ 否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出してください。

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

関税法第 6 9 条の 4 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ）	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する技術的制限手段 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸出統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から4年間
--

7. その他参考となるべき事項

（1）侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

（2）訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

（3）その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8. 添付資料等

※ ☐ 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目
 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

輸 出（積 戻 し） 差 止 申 立 書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】
	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸出統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
☐ 受理日から令和 年 月 日まで
☐ 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

（1）侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項 【不開示】

仕向人
仕向国
その他

（2）訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

（3）その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

8. 添付資料等

※ ☐ 経済産業大臣認定書 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

令和 年 月 日

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】		令和 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】		☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
※ 権利の追加	登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】	第 号 (年 月 日)		
	権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	※ 品名【公表】			
	品名の特定事項【開示】			
	輸出統計品目番号【開示】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項 (注)記載する項目毎に開示の可否を記載する。				

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
2. ※の付されている欄は必ず記載してください。
3. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
- （1）【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- （2）【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- （3）【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。

輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

整理	No
追一	—
令和	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日		
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】		
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】		
※ 侵害物品と認める理由【開示】			
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書

令和 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

〇〇税関長

印

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく令和
年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. — ）について、下記のとおり
受理するので、同条第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知しま
す。

なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申
立書に記載された「当初申立書整理 No」により管理されます。

記

1. 輸出差止申立てが効力を有する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2. 注意事項

- (1) 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸出差止申立ての内容変更を
行ってください。
- (2) 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあつては申立てに係る請求項）に関し、
争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条、商
標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判等（商標法第 50 条）な
どの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記（2）の審判等の結果に
より申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ち
に申立先税関に連絡するとともに、輸出差止申立ての取下げを行ってください。

(規格 A4)

輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書

令和 年 月 日
不受理通知第 号
(申立て・更新不受理通知書番号)

殿

〇〇 税関長 印

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく令和 年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. ー ）について、下記の理由により受理しないので、同条第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

理由

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 更 新 申 請 書

整理	No
更一	—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出差止（積戻し）申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
	※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】	第 号 (年 月 日)		
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	※ 権利の範囲【公表】			
	輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】			
※ 委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A 4)

輸 出（積 戻 し） 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No	
更一	—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
保護対象商品等表示等の内容	※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） ☐ 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） ☐ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 ☐ 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段 ☐ 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段		
	※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】			
	※ 商品等表示等の内容【公表】			
	輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】			
※ 委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付してください。）。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A 4)

輸 出（積 戻 し） 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No	
更一	—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】		
※ 委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A 4)

輸出（積戻し）差止申立・更新受理撤回通知書

令和 年 月 日
撤回通知第 号
(撤回通知書番号)

殿

〇〇 税関長 印

関税法第 6 9 条の 4 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく令和 年
月 日付の輸出差止申立て・更新について、下記の理由により撤回しますので通知します。

記

理由

供 託 命 令 書

令和 年 月 日
供託命令通知 第 号
(供 託 命 令 書 番 号)

殿

(税関官署の長) 印

関税法第69条の6〔第1項・第2項〕（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期間までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第10項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により認定手続を取りやめることがあります。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	令和 年 月 日

- （注） 1. 供託命令は、輸出差止申立てに係る貨物について認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸出されないことにより、輸出者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第69条の6第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、令和 年 月 日に、口頭により、関税法第69条の6第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき金銭の供託の命令を行いましたので、その旨を確認します。

* 上記について、事実と相違なければ、下記①の□にレチェックし、相違あれば②の□にレチェックのうえ、相違内容を記載し、いずれの場合も、氏名又は名称を記載のうえ、1部を下記連絡先まで返付してください。

- ① ☐ 上記は、事実と相違ありません。
- ② ☐ 上記は、事実と下記の相違点があります。

氏名又は名称

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

供 託 書 正 本 提 出 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

提出者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託したので、
その供託書正本を提出します。

供 託 書 正 本 預 り 書

※上記提出書による供託書正本を預ります。

第 号（供託番号）
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) この提出書は2部提出してください。

(規格A4)

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

届出者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）について、関税法第6
9条の6第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）又は同法69条の10第6
項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり支払保証委
託契約を締結したので、届け出ます。

記

1. 契約の相手方の名称及び所在地
 2. 契約金額
-

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書

※上記の届出を確認します。

第 号
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この届出書は2部提出してください。
2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相
違いないことを証明したもの）を添付してください。

(規格A4)

認 定 手 続 取 り や め 通 知 書

令和 年 月 日
取りやめ通知第 号
(取 り や め 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 6 9 条の 6 第 1 0 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、認定手続きを取りやめたので同条第 1 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

有価証券換価後金銭供託通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 6 2 条の 8 第 3 項（同令第 6 5 条において準用する場合を含む。）又は同令 6 2 条の 1 5（同令第 6 5 条において準用する場合を含む。）において準用する同令第 6 2 条の 8 第 3 項の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成 6 年法務省・大蔵省令第 5 号）第 4 条第 2 項（同規則第 11 条において準用する場合を含む。）又は同規則 7 条の規定により供託したので、同条第 4 項（同規則第 11 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

（添付書類）

供託書正本の写し 1 部

担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長)

殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物について、
下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の6第8項
第3号（同法第75条において準用する場合を含む。）若しくは同法第69条の10第9項
第1号（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同項第
4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当することの確認の求めを行います。

記

○ 損害の賠償を担保する必要がなくなった事由

(注) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添
付してください。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第69条の6第8項第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)又は同法第69条の10第9項第2号(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、その承認を申請します。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書

第 号

※上記申請を承認します。

令和 年 月 日

(税関官署の長)

印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。

供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）

令和 年 月 日

（税関官署の長） 殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の6第8項第5号（同法第75条において準用する場合を含む。）又は同法第69条の10第9項第3号（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、その承認を申請します。

供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）

第 号（供託番号 ）

※上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。

令和 年 月 日

（税関官署の長）

印

- （注） 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。

損 害 賠 償 請 求 権 存 在 確 認 書 交 付 請 求 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所

氏名又は名称

関税法施行令第62条の7第4項（同令第65条において準用する場合を含む。）又は同令第62条の15（同令第65条において準用する場合を含む。）において準用する同令第62条の7第4項の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。

記

1. 損害賠償義務者の氏名又は名称及び住所
2. 要求しようとする損害賠償額
3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実
4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地
5. その他参考となる事項

(注) この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。

- (1) 民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第1項（債務名義）に規定する債務名義（確定判決等）
- (2) 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの
- (3) 供託の原因となった貨物の輸出者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸出者に当該立会人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面
- (4) (1) から (3) に掲げるものに類するもの

(規格A4)

損 害 賠 償 請 求 権 存 在 確 認 書

1. 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
3. 損害賠償請求権の額
4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額

関税法施行令第 6 2 条の 7 第 4 項（同令第 6 5 条において準用する場合を含む。）又は同令第 6 2 条の 1 5（同令第 6 5 条において準用する場合を含む。）において準用する同令第 6 2 条の 7 第 4 項の規定により、上記のとおり確認する。

令和 年 月 日

（税関官署の長） 印

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、下記のとおり解除の承認を申請します。

記

○ 理由

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 書

第 号
※上記申請の解除を承認します。
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、支払保証委託契約を解除する理由を証明する書類を添付してください。

(規格A4)

支 払 保 証 委 託 契 約 内 容 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、内容の変更を行いたい
ので、その承認を申請します。

記

○ 支払保証委託契約の変更内容と理由

支 払 保 証 委 託 契 約 内 容 変 更 承 認 書

第 号
※ 上記の申請を承認します。
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、変更した支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ない
ことを証明したもの）を添付してください。

(規格A4)

特 許 庁 長 官 意 見 照 会 請 求 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請 求 者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第 6 9 条の 7 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

特 許 庁 長 官 意 見 照 会 書

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

特 許 庁 長 官 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 7（同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）第 1 項の規定に基づき特許権者等又は輸出者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 7 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

特許庁長官意見照会実施通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 7（同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）第 2 項・第 9 項に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、同条第 5 項（同条第 10 項においておいて準用する場合を含む。）の規定により通知します。

特許庁長官意見照会不実施通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、令和 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第 69 条の 7 第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

記

理由：

特許庁長官意見照会回答通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、特許庁長官から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 7（同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）第 6 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

特許庁長官意見照会回答不要通知書

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

特 許 庁 長 官 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付特許庁長官意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 7 第 8 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 7 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 10(同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ)第 2 項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会請求がない場合、当該期間経過後、輸出者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

2. 申立特許権者等への通知日

令和 年 月 日

(裏面)

表面 1. (2) に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日））の日数を算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

なお、上記 2 (2) の(ロ)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

農 林 水 産 大 臣 意 見 照 会 書

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

農 林 水 産 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、
関税法第69条の8第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貴職
の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願い
します。

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

農林水産大臣意見照会実施通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 8 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

農林水産大臣意見照会回答通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 8 第 4 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

農 林 水 産 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付農林水産大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 8 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 8 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

記

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 実 施 通 知 書
(保護対象商品等表示等関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 6 9 条の 8 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

経済産業大臣意見照会回答通知書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 8 第 4 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

経済産業大臣意見照会回答不要通知書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の8第5項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 請 求 書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請 求 者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の7第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物について、下記のとおり経済産業大臣の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 7（同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）第 1 項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸出者等から経済産業大臣の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 7 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

記

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 請 求 通 知
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、関税法第 6 9 条の 7 第 2 項・第 9 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣の意見を求めますので、通知します。なお、関税法施行令第 6 2 条の 1 1 第 3 項（同令 6 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該申請に係る添付資料（別添）について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 実 施 通 知 書
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 7（同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）第 2 項・第 9 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 5 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 不 実 施 通 知 書
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日 付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、令和 年 月 日 付で請求のあった経済産業大臣への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第 69 条の 7 第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

記

理由：

経済産業大臣意見照会回答通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知により通知した照会結果について、経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 7 (同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) 第 6 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方 (連絡先下記) に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

経済産業大臣意見照会回答不要通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
回答不要通知番号 第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の7第8項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用)
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第 69 条の 7 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69 条の 10(同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ)第 2 項の規定により、当該開始通知書による輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者(以下「申立不正競争差止請求権者」という。)への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、当該期間内に経済産業大臣意見照会請求がない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることができることとなります。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

2. 申立不正競争差止請求権者への通知日

令和 年 月 日

表面 1（2）に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

(イ) 本件通知による延期後の期間末日

(ロ) 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

表面 2 の「申立不正競争差止請求権者への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

（参 考）

通知日 申立不正競争差止請求権者が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日））の日数を算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

なお、上記 2(2)の(ロ)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物についての申立特許権者等への認定手続開始の通知が行われた日は、下記のとおりですので、関税法第 69 条の 10 第 2 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

記

通知日 令和 年 月 日

10 日経過日 令和 年 月 日

(裏面)

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 7 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特許庁長官への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

2. 輸出者の場合

(1) 関税法第 69 条の 7 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 10 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

(イ) 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日

(ロ) 関税法第 69 条の 7 第 5 項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日））の日数を算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

* なお、上記 2. (2) の(ロ)の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

認 定 手 続 取 り や め 請 求 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請 求 者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の10第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 通知日
- 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日
- 令和 年 月 日
3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日
- 令和 年 月 日
4. その他参考となるべき事項

認定手続取りやめ請求受理通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について関税法第 69 条の 10 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に規定する認定手続取りやめの請求がありましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

認 定 手 続 取 り や め 通 知 書

令和 年 月 日
認定手続取りやめ通知第 号
(認定手続取りやめ通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があった認定手続の取りやめについては、関税法第 69 条の 10 (同法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) 第 11 項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第 12 項の規定により、通知します。

通 関 解 放 金 供 託 命 令 書

令和 年 月 日
供託命令通知 第 号
(供 託 命 令 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

関税法第69条の10第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに当該金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第11項の規定による認定手続の取りやめを行いません。

記

開始通知書番号	
供 託 場 所	
供 託 額	
供 託 期 限	令和 年 月 日

- (注) 1. 通関解放金供託命令は、輸出差止申立てに係る貨物について認定手続中の貨物が輸出されることより、申立人が被る損害を担保するために行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が确实と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第69条の10第6項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

認 定 手 続 継 続 通 知 書

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物について令和 年 月 日付認定手続取りやめ請求書により請求があった認定手続の取りやめについては、令和 年 月 日付通関解放金供託命令書（供託命令書番号第 号）により命じた金銭（関税法第 69 条の 10 第 4 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券を含む。）の供託又は支払い保証委託契約の届出が、当該命令書による期限までに行われなかったため、当該請求に係る認定手続の取りやめを行わないこととしましたので通知します。

輸入してはならない貨物該当通知書
Notice of Prohibited Imports

令和 年 月 日
Date:
該当通知書番号第 号
Notice No.

殿
To
(住 所)
(Address)

〇 〇 税 関 長 印
Director of the Customs
税関支署長 印
Director of the Branch Customs

貴殿が輸入しようとした下記 1 及び 2 に掲げる物品は、下記 3 の理由により、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号・第 8 号に該当すると認められますので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。
You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-11 of the Customs Law that the importation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-7・8 of the same article.

記

- 1 品 名
Description:
- 2 数 量
Quantity:
- 3 理 由

Reasons for applying Items 1-7・8, Article 69-11 of the Customs Law:

(備 考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入のうえ、次あて送付して下さい。
(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs.
(所在地及び税関名 (部門名まで記入する) を和文及び英文で記入しておく。)

外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書
Notice of Prohibited Articles Contained
In Parcel Post from Abroad

令和 年 月 日
Date:
該当通知書番号第 号
Notice No.

殿

To
(住 所)
(Address)

〇〇税関長 (又は税関支署長) 印
Director of Customs

貴殿あて外国郵便物が下記のとおり到着しましたが、当該郵便物中に包有されている下記4及び5に掲げる物品は、下記6の理由により、関税法第69条の11第1項第7号・第8号に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。

You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-11 of the Customs Law, that the importation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel from abroad and addressed to you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall under the provisions of Item 1-7・8 of the same article.

記

1 郵便物番号
Parcel post No.

2 差 出 国
Country from which sent:

3 差出人住所氏名
Name and Address of sender:

4 品 名
Description:

5 数 量
Quantity:

6 理 由
Reasons for applying Item 1-7・8, Article 69-11 of the Customs Law:

(備考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入のうえ、次あて送付して下さい。

(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs.

(所在地及び税関名 (外郵出張所名まで記入する) を和文及び英文で記入しておく。)

取 扱 注 意

知 的 財 産 侵 害 疑 義 物 品 認 定 依 頼 書

令 和 年 月 日
認定依頼 第 号
(認 定 依 頼 書 番 号)

〇〇〇知的財産調査官 殿
(知的財産担当官)

発見部門の長 (官職)
(氏名)

下記の物品は、知的財産侵害物品に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名		数 量	内 容
輸入申告 (税関提示) 年月日		令和 年 月 日	
輸 入 申 告 (郵 便 物) 番 号			
発 見 年 月 日		令和 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名宛人名]	(住所) (氏名) (職業)		
発 見 部 門 の 所 見			

(注) 発見部門の所見欄には、知的財産侵害物品に該当すると思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

保 管 証
Notification of Detention of Goods

令和 年 月 日

Date:

保管 第 号

(保 管 証 番 号)

Sequential Number of Notification

To:

殿

住所(連絡先))/Contact Address

電話番号/Telephone Number

下記の貨物は、関税法第 6 7 条の規定に基づく検査の必要があるので、保管します。
This is to notify that the goods described below have been detained because of the need
for the inspection under the provision of Article 67 of the Customs Law.

記

品 名 Description	数 量 Quantity	内 容 Contents

保管税関/Detaining Customs

(電話番号/Telephone Number)

保管責任者/Customs Officer in charge of detention

(官職/Official Position)

(氏名/Name)

印(Seal)

取 扱 注 意

知 的 財 産 侵 害 疑 義 物 品 発 見 通 報 書

令和 年 月 日
発見通報 第 号
(発 見 通 報 書 番 号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

関税法第 7 6 条により提示を受けた下記 1 から 4 に掲げる郵便物に包含されている物品については、税関検査の結果、知的財産侵害物品に該当すると思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常（航空、S A L、船便）、小包（航空、S A L、船便）、 特殊（書留、保険付）、EMS	
3. 名宛人	(住所) (氏名)	
4. 差出人	(住所) (氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

認定手続開始通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和	年	月 日

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>



[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人(外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。)の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類

(注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます
 - (5) 貨物を任意放棄することができます

認定手続開始通知書（輸入者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記8.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号		
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和	年	月 日

- （注） 1. あなたからの意見等により、貨物が関税法第69条の11第1項第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。〔注：裏面2及び3参照〕
2. 上記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください
- 〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知されます。
2. 貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、あなたの通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 申立人の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>



[連絡先]：(税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べるができる期限は、後日通知します
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (2) 育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面4.の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）
（保護対象営業秘密関係）令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 申立人の氏名又は名称 及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号		
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面 4. の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（名宛人用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記10.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]
<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/nintei.htm>
[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）



本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください（いずれも写しで可）。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
(注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 表面7.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始通知書（名宛人用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、	
3. 差出人（住所） （氏名）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		
9. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注） 1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。[注：裏面2. 及び3. 参照]
2. 上記9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
2. 貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、あなたの通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなた宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面4.参照）。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]

<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先]：（税関官署名）

（住所）

（電話番号）

（担当者の官職及び氏名）



本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面6.の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面7.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）
（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）印

あなた宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。
当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面4.参照）。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は 名称及び住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]
<https://www.customs.go.jp/mizuguiwa/chiteki/pages/nintei.htm>
[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）



本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面4. の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（権利者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記8.に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。

記		
	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- （注） 1. 上記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
2. 上記5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
3. 上記2.から4.までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

認定手続開始通知書（権利者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記 8. に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。なお、提出された証拠又は意見は、輸入者等に開示することがあります。

記

1. 疑義貨物	品 名	数 量
2. 輸入者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

（注）

- 上記 7. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
- 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
- 上記 2. から 4. までは記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 8 項の規定により禁止されています。
- 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

〔連絡先〕： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記 品 名	数 量
1. 疑義貨物	
2. 輸入者等の氏名又は 名称及び住所	
3. 仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所	
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所	
5. 知的財産の内容	
6. 認定手続を執る理由	

- (注) 1. 輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
3. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。
4. 上記5. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記2. から4. までの記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）
（保護対象営業秘密関係）令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 疑義貨物	品 名	数 量
2. 輸入者等の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		

- （注） 1. 輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して 10 日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
3. 後日通知する証拠を提出し意見を述べるのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。
4. 上記 5. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記 2. から 4. までの記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 8 項の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

疑義貨物に係る生産者通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 12 第 3 項の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称

2. 生産者の住所

(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 8 項の規定により禁止されています。

疑 義 貨 物 点 検 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申 請 者
住所
氏名又は名称

令和 年 月 日付開始通知簡第 号により、通知のあった疑義貨物の点検を行いた
いので、関税法第69条の13第4項の規定により申請します。

(注1) この申請書は2部提出してください。

(注2) この申請書は、「認定手続開始(輸入者等意思確認) 通知書(輸入者等用・申立人用)」
の写しを添付してください。

(税関記入欄)

点検日	
場 所	
立会人	
申請者	

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入者（名宛人）から輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（争う旨の申出）がありました。ついては、下記期限まで貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

- （注） 1. 上記期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
2. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続に係る知的財産の内容が、保護対象営業秘密（不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの）である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
3. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
 （住所）
 （電話番号）
 （担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、下記期限までは、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べるすることができますので通知します。

輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合は、下記期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面 2. に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

- （注）
1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

〔税関ホームページ〕

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>



〔連絡先〕：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

(税関様式C第 5820 号：裏面)

1. 本通知を受け取る前に、輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類を提出している場合は、同じ内容のものを再度提出する必要はありません。追加の内容がある場合は、書類を提出してください。
 2. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1) から (5) までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください (いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類 イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等 ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類 あなた及び仕出人の身分証明書 (運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類 商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記 (1) から (4) までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書 (運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
ハ 上記 (1) から (4) までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
- (注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
3. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。
 4. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
 5. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続に係る知的財産の内容が、保護対象営業秘密 (不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの。以下同じ。) である場合は、一定の期間内、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
 6. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密である場合は、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

取扱注意

知的財産疑義貨物
認定（処理）連絡書令和 年 月 日
認定連絡報 第 号
（認定連絡書番号）

殿

知的財産調査官
(知的財産担当官)

記

認定依頼書番号			
品 名		数 量	内 容
認定結果	☐ 侵害物品である		☐ 侵害物品とは認められない
輸入者が希望する 自発的処理の内容			
理 由			
備 考			

(規格 A 4)

認 定 通 知 書 （ 輸 入 者 用 ）

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2・第 10 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1. において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記 (2) ①から④までの処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。② 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。③ 貨物の侵害部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。 |
|---|

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認 定 通 知 書 （ 輸 入 者 用 ）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
認定通知第 号
（ 認 定 通 知 書 番 号 ）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 6 9 条の 1 2 第 6 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 1 0 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- （1） 上記 1. において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記（2）①から④までの処理を行うことができます。
- （2） 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟を行わず、かつ、下記①から④までのいずれの処理も行わない場合には、関税法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- | |
|--|
| <p>① 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 貨物の侵害部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を下記連絡先に提出してください。</p> <p>④ 貨物の任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせてください。</p> |
|--|

[連絡先]： （税関官署名）
 （住所）
 （電話番号）
 （担当者の官職及び氏名）

（規格 A 4）

認定（没収）通知書

令和 年 月 日
認定（没収）通知第 号
（認定（没収）通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2・第 10 号に掲げる物品に該当すると認定したので、同法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知します。また、本通知が送達された日の翌日から 3 か月を経過する日（以下「経過日」という。）までに、下記 4. の（1）から（3）までのいずれかを行わない場合は、経過日の翌日に、同法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該貨物を没収します。

記

1. 認定の理由

2. 品名

3. 数量

4. 留意事項

あなたが経過日までに次の（1）から（3）までのいずれかを行った場合は、経過日の翌日に当該貨物を没収することはありません。ただし、次の（1）又は（2）を行った結果、税関長の決定若しくは財務大臣の裁決又は裁判所の判決により、認定処分を維持することが確定した場合は、確定した日に没収します。

- （1）不服申立て（税関長に対する再調査の請求又は財務大臣に対する審査請求）
- （2）裁判所に対する処分の取消しの訴えの提起
- （3）次の①から③までに掲げるいずれかの処理（自発的処理）

- ① 知的財産の権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、提出する。（提出した場合には、輸入することができます。）
- ② 貨物の侵害部分について、切除等の修正を行う。（修正を行った場合には、輸入することができます。ただし、簡単に元に戻せる修正は除きます。）
- ③ 貨物を任意放棄する。（「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）に所定の事項を記入のうえ返送してください。）

〔任意放棄書の様式については、以下の URL 又は QR コードをご参照ください。〕

https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5380.doc



〔連絡先〕：（税関官署名）

（住所）

（電話番号）

（担当者の官職及び氏名）

（規格 A 4）

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 再調査の請求についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合には、この決定を経ずに審査請求をすることができます。
 - (1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、再調査の請求又は審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは再調査の請求若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

認定（没収）通知書
（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
認定（没収）通知第 号
（認定（没収）通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる物品に該当すると認定したので、同法第 69 条の 12 第 6 項の規定により通知します。また、本通知が送達された日の翌日から 3 か月を経過する日（以下「経過日」という。）までに、下記 4. の（1）から（3）までのいずれかを行わない場合は、経過日の翌日に、同法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該貨物を没収します。

記

1. 認定の理由

2. 品名

3. 数量

4. 留意事項

あなたが経過日までに次の（1）から（3）までのいずれかを行った場合は、経過日の翌日に当該貨物を没収することはありません。ただし、次の（1）又は（2）を行った結果、税関長の決定若しくは財務大臣の裁決又は裁判所の判決により、認定処分を維持することが確定した場合は、確定した日に没収します。

- （1）不服申立て（税関長に対する再調査の請求又は財務大臣に対する審査請求）
- （2）裁判所に対する処分の取消しの訴えの提起
- （3）次の①から③までに掲げるいずれかの処理（自発的処理）

- ① 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し、提出する。（提出した場合には、輸入することができます。）
- ② 貨物の侵害部分について、切除等の修正を行う。（希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を提出してください。不正競争差止請求権者が了承の上で修正を行った場合には、輸入することができます。ただし、簡単に元に戻せる修正は除きます。）
- ③ 貨物を任意放棄する。（「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）に所定の事項を記入のうえ返送してください。）

〔任意放棄書の様式については、以下の URL 又は QR コードをご参照ください。〕

https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5380.doc



〔連絡先〕：（税関官署名）

（住所）

（電話番号）

（担当者の官職及び氏名）

（規格 A 4）

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 再調査の請求についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合には、この決定を経ずに審査請求をすることができます。
 - (1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、再調査の請求又は審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは再調査の請求若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

認 定 通 知 書 （ 名 宛 人 用 ）

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 6 9 条の 1 2 第 6 項の規定により通知します。

記

- 1. 認定結果
関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2・第 1 0 号に掲げる物品に該当しない。
- 2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

認 定 通 知 書 （ 名 宛 人 用 ）
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の12第6項の規定により通知します。

記

- 1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第10号に掲げる物品に該当しない。
- 2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

認 定 通 知 書 （ 権 利 者 用 ）

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税法第 6 9 条の 1 2 第 6 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果
- 関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2 ・第 1 0 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名))

認定通知書（権利者用）

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税法第69条の12第6項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第69条の11第1項第10号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

処 理 結 果 通 知 書

令和 年 月 日
処理結果第 号
(処理結果通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり処理されましたので、関税法第 69 条の 12 第 7 項の規定により通知します。

記

輸入者による処理の内容

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者（権利者）

氏名又は名称

住所

申請者（輸入者等）

氏名又は名称

住所

令和 年 月 日付開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。

1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所

2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日

3. 裁判外紛争解決手続の終了予定日

4. その他参考となるべき事項

(注1) この申請書は権利者と輸入者等が連名で提出してください。

(注2) この申請書は、3部提出してください。

(注3) この申請により関税法第69条の20の規定（認定手続を取りやめることの求め等）の適用がなくなるものではありません。

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書
（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨の申出及び修正内容が記載された書面の提出がありましたので、当該修正内容について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

（規格 A4）

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正が行われましたので、当該修正後の貨物について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

郵便物認定通報書

令和 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

令和 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2 ・第 10 号物品（輸入してはならない貨物）に「該当する・該当しない」と認定したので通報します。

おって、貴局における輸入してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品 名		数 量	内 容
備考			
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において令和 年 月 日 （廃棄、返却、国外転送）処理されました。	日付印	

知的財産侵害物品没収通知書

令和 年 月 日
没収通知 第 号
(没収通知書番号)

殿

住所(連絡先)

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 9 号の 2・第 10 号に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、没収します。

記

1. 品名

2. 数量

(規格 A 4)

知的財産侵害物品積戻通知書

令和 年 月 日
没収通知 第 号
(没 収 通 知 書 番 号)

殿

住所（連絡先）

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項
第 9 号・第 9 号の 2・第 1 0 号に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、積戻しを命
じます。

記

1. 品名

2. 数量

取扱注意

知的財産侵害物品引継書

令和 年 月 日
物品引継 第 号
(物品引継書番号)

会計課長 殿

発見部門の長 (官職)
(氏名)

下記物品を引継ぎます。

記

品 名	数 量	内 容
処理の内容	☐ 任意放棄 ☐ 没収 (令和 年 月 日)	
蔵置場所の連絡先		
備考		

- (注) 1. 引継物品が没収品である場合には、没収処分の日 (没収通知書の日付の日) を「処理の内容」欄に記入する。
2. 引継物品が保税地域等税関官署以外に蔵置されている場合には、その連絡先を「蔵置場所の連絡先」欄に記入する。
3. 会計課等において処理する際の参考となる事項がある場合には、「備考」欄に記入する。

(規格 A4)

輸 入 差 止 申 立 書

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間 【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸入統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否：□可、□否】

※

6. ライセンス料の基礎となる資料（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合）【不開示】

※

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から4年間
--

8. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否：□可、□否】	

その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライ センサー、製造工場のリスト等) 【不開示】	
--	--

(3) 訴訟等での争い 【開示】
輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【☐有、☐無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：☐可、☐否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

9. 添付資料等

※ ☐ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要しない))
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 (2) 【開示】項目
 認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
 (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は $\square$ を $\blacksquare$ としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

輸 入 差 止 申 立 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

関税法第 6 9 条の 1 3 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する技術的制限手段 ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸入統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から令和 年 月 日まで ☐ 受理日から4年間
--

7. その他参考となるべき事項

（1）侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

（2）参考事項

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徵（輸入価格（FOB価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における使用許諾関係等 【開示の可否：□可、□否】	

その他の事項 (使用許諾契約等の内容、製造 工場のリスト等) 【不開示】	
---	--

(3) 訴訟等での争い 【開示】
輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【☐有、☐無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：☐可、☐否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8. 添付資料等

※ ☐ 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等で公表されます。
 (2) 【開示】項目
 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
 (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は☐を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

輸 入 差 止 申 立 書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】
	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸入統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
☐ 受理日から令和 年 月 日まで
☐ 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

（1）侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項【不開示】

輸出者
仕出国
その他

（2）訴訟等での争い【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

（3）その他の参考事項【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

8. 添付資料等

※ ☐ 経済産業大臣認定書 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目
 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は ☐ を ☒ としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

令和 年 月 日

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No.	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】		令和 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】		☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
※ 権利の追加	登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
	権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	※ 品名【公表】			
	品名の特定事項【開示】			
	輸入統計品目番号【開示】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項 (注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。				

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
2. ※の付されている欄は必ず記載してください。
3. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
- （1）【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- （2）【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- （3）【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。

輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）

整理 No

追一

—

令和

年

月

日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

（連絡先）

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（善意・無重過失でない者追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理 No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日		
※ 当初申立てに係る経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
※ 経済産業大臣認定書の内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】		
※ 侵害物品と認める理由【開示】			
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。なお、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。

2. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

輸入差止申立て・更新受理通知書

令和 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

〇〇税関長

印

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく令和 年 月 日付の輸入差止申立て・更新
(整理 No.)について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項の規定により通知します。

なお、「輸入差止申立書(権利・品名・侵害理由追加)」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理 No.」により管理されます。

記

1. 輸入差止申立てが効力を有する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2. 注意事項

- (1) 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸入差止申立ての内容変更を行ってください。
- (2) 輸入差止申立てに係る権利(特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項)に関し、争訟が生じた場合又は無効審判(特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条及び商標法第 46 条)、訂正審判(特許法第 126 条)若しくは不使用取消審判等(商標法第 50 条)などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- (3) 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記(2)の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸入差止申立ての取下げを行ってください。

輸入差止申立て・更新不受理通知書

令和 年 月 日
不受理通知第 号
(申立て・更新不受理通知書番号)

殿

〇〇 税関長 印

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく令和 年 月 日付の輸入差止申立て・更新（整理 No. ー）について、下記の理由により受理しないので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

理由

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書

整理	No
更一	—
令和	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権	
	※ 登録番号及び登録年月日(権利発生年月日)【公表】	第 号 (年 月 日) (年 月 日)	
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	※ 権利の範囲【公表】		
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】		
※ 委任関係の変更【開示】	☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格 A 4)

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(還流防止措置関係)

整理 No
更還一
令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

下記の輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	☐ 著作権 ☐ 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】			
※ 委任関係の変更【開示】	☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】			

- (注) 1. 複数の輸入差止申立てについて更新を申請する場合には、併せて申請することができます。ただし、申立有効期間の満了日までの期間が3ヶ月以内の輸入差止申立てに限ります。
2. 記載欄が不足する場合には、記載欄を追加することができます。
3. ※の付されている欄は必ず記載してください。
4. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

5. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は口を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
7. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A 4)

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	☐ 著作権 ☐ 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否：□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否：□可、□否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	☐ 著作権 ☐ 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否：□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否：□可、□否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
※ 権利の種類【公表】	☐ 著作権 ☐ 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否：□可、□否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否：□可、□否】			

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No	
更一	—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
保護対象商品等表示等の内容	※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） ☐ 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） ☐ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 ☐ 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段 ☐ 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段		
	※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】			
	※ 商品等表示等の内容【公表】			
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】			
	※ 委任関係の変更【開示】	☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書は必ず添付してください。）。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A 4)

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No	
更一	—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】			
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】		
※ 委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A 4)

輸入差止申立て・更新受理撤回通知書

令和 年 月 日
撤回通知第 号
(撤回通知書番号)

殿

〇〇 税関長 印

関税法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく令和 年 月 日付の輸入差止申立て・更新について、下記の理由により撤回しますので通知します。

記

理由

輸 入 差 止 情 報 提 供 書

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】

住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)

担当者
電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の11第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

登録番号及び 登録年月日【公表】	第 年 月 日 号
※ 権利の存続期間 【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
※ 専用利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名 【公表】

※ 品 目	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸入差止情報提供希望期間 【公表】

※ ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
☐ 受付日から令和 年 月 日まで
☐ 受付日から4年間

7. その他参考となるべき事項

（1）侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

（2）訴訟等での争い 【開示】

輸入差止情報提供に係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

（3）その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

8. 添付資料等

※ ☐ 回路配置原簿の謄本 【開示】
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

(規格A4)

輸 入 差 止 情 報 提 供 継 続 申 請 書

整理 No.	
継一	—
令和	年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

記

※ 当初情報提供年月日【開示】		令和 年 月 日	※ 当初情報提供書整理 No.	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の輸入差止情報提供希望期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の輸入差止情報提供希望期間満了の日の翌日から4年間		
権利の内容等	登録番号及び登録年月日【公表】	第 号 年 月 日		
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
	輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】			
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。
2. 「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. その他参考となる資料等があれば添付してください。

供 託 命 令 書

令和 年 月 日
供託命令通知 第 号
(供 託 命 令 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

関税法第 69 条の 15〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。
なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第 10 項の規定により認定手続を取りやめることがあります。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	令和 年 月 日

- (注) 1. 供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸入されないことにより、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第 69 条の 15 第 5 項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

(規格 A 4)

供 託 書 正 本 提 出 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

提出者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託したので、
その供託書正本を提出します。

供 託 書 正 本 預 り 書

※上記提出書による供託書正本を預ります。

第 号（供託番号）
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) この提出書は2部提出してください。

(規格A4)

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

届出者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）について、関税法第69条の15第5項（同法第69条の16第5項において準用する場合を含む。）又は同法第69条の20第6項の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。

記

1. 契約の相手方の名称及び所在地

2. 契約金額

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書

※上記の届出を確認します。

第 号
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この届出書は2部提出してください。
2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付してください。

(規格A4)

認 定 手 続 取 り や め 通 知 書

令和 年 月 日
取りやめ通知第 号
(取 り や め 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法
第 6 9 条の 1 5 第 1 0 項の規定により、認定手続きを取りやめたので同条第 1 1 項の規定によ
り通知します。

有価証券換価後金銭供託通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付の供託命令（供託命令通知第 号）により供託された有価証券については、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 6 2 条の 2 2 第 3 項（同令第 6 2 条の 2 5 又は第 6 2 条の 3 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成 6 年法務省・大蔵省令第 5 号）第 8 条、第 9 条又は第 1 0 条において準用する同規則第 4 条第 2 項の規定により供託したので、同規定第 8 条、第 9 条又は第 1 0 条において準用する同規則第 4 条第 4 項の規定に基づき通知します。

（添付書類）

供託書正本の写し 1 部

担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長)

殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物について、
下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第 6 9 条の 1 5 第 8
項第 3 号（同法第 6 9 条の 1 6 第 5 項において準用する場合を含む。）若しくは同法第 6 9
条の 2 0 第 9 項第 1 号の規定による確認の申請又は同項第 4 号に該当することの確認の求
めを行います。

記

○ 損害の賠償を担保する必要がなくなった事由

(注) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添
付してください。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第69条の15第8項第4号(同法第69条の16第5項において準用する場合を含む。)又は同法第69条の20第9項第2号の規定により、その承認を申請します。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書

第 号

※上記申請を承認します。

令和 年 月 日

(税関官署の長)

印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。

供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）

令和 年 月 日

（税関官署の長） 殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託書正本預り証（第 号）に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の15第8項第5号（同法第69条の16第5項において準用する場合を含む。）又は第69条の20第9項第3号の規定により、その承認を申請します。

供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）

第 号（供託番号 ）

※上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。

令和 年 月 日

（税関官署の長）

印

- （注） 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。

損 害 賠 償 請 求 権 存 在 確 認 書 交 付 請 求 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所

氏名又は名称

関税法施行令第62条の2第4項(同令第62条の2第5又は第62条の3第2において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。

記

1. 損害賠償義務者の氏名又は名称及び住所
2. 要求しようとする損害賠償額
3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実
4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地
5. その他参考となる事項

(注) この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。

- (1) 民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第1項(債務名義)に規定する債務名義(確定判決等)
- (2) 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの
- (3) 供託の原因となった貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該立会人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面
- (4) (1) から (3) に掲げるものに類するもの

(規格A4)

損 害 賠 償 請 求 権 存 在 確 認 書

1. 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所
3. 損害賠償請求権の額
4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額

関税法施行令第 6 2 条の 2 1 第 4 項（同令第 6 2 条の 2 5 又は第 6 2 条の 3 2 において準用する場合を含む。）の規定により、上記のとおり確認する。

令和 年 月 日

（税関官署の長） 印

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、下記のとおり解除の承認を申請します。

記

○ 理由

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 書

第 号
※上記申請の解除を承認します。
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、支払保証委託契約を解除する理由を証明する書類を添付してください。

(規格A4)

支 払 保 証 委 託 契 約 内 容 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、内容の変更を行いたいので、その承認を申請します。

記

○ 支払保証委託契約の変更内容と理由

支 払 保 証 委 託 契 約 内 容 変 更 承 認 書

第 号
※ 上記の申請を承認します。
令和 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、変更した支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付してください。

(規格A4)

見 本 検 査 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付開始通知簡第 号により通知のあった疑義貨物について
見本の検査を行いたいのので、関税法第69条の16第1項の規定により申請します。

1. 関税法施行令第62条の16第1項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由
2. 見本の数量
3. 見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法
4. 見本の検査の前後において上記3に規定する場所と異なる場所に見本を保管する場合には、その場所及び保管の方法
5. 見本を運送する場合には、その運送の方法
6. その他参考となるべき事項

(注1) この申請書は2部提出してください。

(注2) この申請書には、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」
の写しを添付してください。

見 本 検 査 承 認 申 請 通 知 書

令和 年 月 日
承認申請通知第 号
(見本検査承認申請通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る疑義貨物については、別添のとおり見本検査承認申請がありましたので、関税法第 69 条の 16 第 1 項の規定により通知します。この申請について意見がある場合は、令和 年 月 日までに書面により提出してください。

なお、この申請が承認された場合に申請者に交付される見本についてその返還が不要である場合には、別紙に必要事項を記載して同日までに提出してください。

(添付書類)

見本検査承認申請書 (写) 1 部

(注) 見本検査承認申請が承認された場合、見本検査承認通知書により通知します。なお、あなたからの申請により、同見本検査承認通知書に記載された場所、日時に行われる見本の検査に立ち会うことができます。見本検査を行う際に、見本検査の申請者は税関から交付された見本について、分解、分析、性能試験等を実施することができます。したがって、交付された見本については、原状回復ができない場合があります。また、上記の疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されなかった場合において、申請者による検査の結果見本に生じた損害については、あなたと申請者との間で解決することになります。

(規格 A 4)

(別紙)

見 本 返 還 不 要 同 意 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所
氏名又は名称

令和 年 月 日付承認申請通知第 号により通知のあった見本検査承認申請が承認された場合には、申請者に交付された見本については返還を必要とせず、申請者が処分することができる場合には、申請者が処分することに同意します。

(規格 A 4)

見 本 検 査 承 認 通 知 書 (申請者用)

令和 年 月 日
承認通知第 号
(見本検査承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付見本検査承認申請については、承認することとしたので、関税法第 69 条の 16 第 3 項の規定により通知します。

(注) 見本の検査その他見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 8 項の規定により禁止されています。

見 本 検 査 承 認 通 知 書 (輸入者等用)

令和 年 月 日
承認通知第 号
(見本検査承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認することとしたので、関税法第 69 条の 16 第 3 項の規定により通知します。

1. 検査場所

2. 検査の日時

(注) 申請により見本の検査に立ち会うことができます。

見 本 受 領 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

受領者

住所

(見本検査の申請者が法人である場合は、
当該法人の住所)

氏名

名称

(見本検査の申請者が法人である場合は、
当該法人の名称)

令和 年 月 日付承認通知第 号による承認に係る下記の見本については確
かに受領しました。

記

1. 見本の品名
2. 見本の数量
3. 見本の記号、番号等

見 本 検 査 不 承 認 通 知 書 (申請者用)

令和 年 月 日
不承認通知第 号
(見本検査不承認通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付見本検査承認申請については、下記理由により、これを承認しないこととしたので、関税法施行令第62条の24第3項の規定により通知します。

記

理由：

以上

見 本 検 査 不 承 認 通 知 書 （輸入者等用）

令和 年 月 日
不承認通知第 号
(見本検査不承認通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認しないこととしたので、関税法施行令第62条の24第3項の規定により通知します。

(理由)

供 託 命 令 書

令和 年 月 日
見本検査供託命令通知 第 号
(見本検査供託命令書番号)

殿

(税関官署の長) 印

関税法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15第10項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	令和 年 月 日

- (注) 1. 供託命令は、見本に係る疑義貨物が知的財産侵害物品に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第129条第1項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。)で税関長が确实と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第69条の16第5項において準用する同法第69条の15第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

見 本 検 査 立 会 い 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付承認通知第 号により通知があった見本検査に立ち会いた
いので、関税法第69条の16第6項の規定により申請します。

1. 立会人の氏名及び住所並びに職名（所属）

2. 参考となるべき事項

(注1) 立会人が申請者自身又は申請者の職員であるときは住所の記載を省略して差し支えありません。

(注2) 代理人が立会いを行う場合は、申請者からの委託を証する書面を添付してください。

特 許 庁 長 官 意 見 照 会 請 求 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請 求 者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の17第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

特 許 庁 長 官 意 見 照 会 書

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

特 許 庁 長 官 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 17 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

特許庁長官意見照会請求通知

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、関税法第 69 条の 17 第 2 項・第 9 項の規定により特許庁長官の意見を求めますので、通知します。なお、関税法施行令第 62 条の 28 第 3 項の規定により、当該申請に係る添付資料（別添）について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

特許庁長官意見照会実施通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、
関税法第 69 条の 17 第 2 項・第 9 項に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、同条第 5
項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

特許庁長官意見照会不実施通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、令和 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第 69 条の 17 第 3 項の規定に基づき通知します。

記

理由：

特許庁長官意見照会回答通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、特許庁長官から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 17 第 6 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

特許庁長官意見照会回答不要通知書

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

特 許 庁 長 官 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付特許庁長官意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の17第8項の規定に基づき通知します。

特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしたので、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき通知します。

記

延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

(注) 特許庁長官意見照会請求とは、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、特許権、実用新案権又は意匠権に係る貨物についての認定手続が執られた場合に、当該貨物に係る権利者（特許権者、実用新案権者、意匠権者）又は当該貨物を輸入しようとする者が、一定の期間内、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる制度です。

上記の認定手続開始通知書に係る貨物については、本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第69条の17第1項の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の20第2項の規定に基づき、申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日(通知日)を下記のとおり通知します。

延長後の期間内に特許庁長官意見照会請求が行われない場合、当該期間経過後、同法第69条の20第1項の規定により、輸入者等は認定手続の取りやめを求めることができます。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

2. 申立特許権者等への通知日

令和 年 月 日

(規格 A4)

1. 表面 1 (2) に記載の延長後の期間末日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

(1) 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

(2) 輸入者等の場合

イ 関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

ロ 関税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめの請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

① 本件通知による延長後の期間末日

② 関税法第 69 条の 17 第 5 項の規定に基づく特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項の規定に基づく特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

2. 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知を受けた日から 10 日（行政機関の休日は算入しない。）

）以内に、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨を記載した書面の提出がない場合には、表面 1 (2) に記載の延長後の期間にかかわらず、当該貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定することがあります。

3. 表面 2 の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて延長する旨通知した場合（本通知を行った場合）は、通知日から 20 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

なお、上記 1 (2) ロ②の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」とは異なり、行政機関の休日を含んだ日数となりますので、ご注意ください。

農 林 水 産 大 臣 意 見 照 会 書

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

農 林 水 産 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、
関税法第69条の18第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

農林水産大臣意見照会実施通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、
関税法第 69 条の 18 第 1 項に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項の規定により通知します。

農林水産大臣意見照会回答通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 18 第 4 項の規定により通知します。
なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

農 林 水 産 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付農林水産大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 18 第 5 項の規定に基づき通知します。

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 18 第 1 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。
なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

記

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

経済産業大臣意見照会実施通知書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の18第1項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第3項の規定により通知します。

経済産業大臣意見照会回答通知書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 18 第 4 項の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

経済産業大臣意見照会回答不要通知書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の18第5項の規定に基づき通知します。

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 請 求 書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請 求 者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の17第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり経済産業大臣の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
照 会 番 号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸入者等から経済産業大臣の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 17 第 9 項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いいたします。

記

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 請 求 通 知
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、関税法第 69 条の 17 第 2 項・第 9 項の規定により経済産業大臣の意見を求めますので、通知します。なお、関税法施行令第 62 条の 28 第 3 項の規定により、当該申請に係る添付資料（別添）について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 実 施 通 知 書
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 17 第 2 項・第 9 項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第 5 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 不 実 施 通 知 書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）にかかる貨物について、令和 年 月 日付で請求のあった経済産業大臣への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第 6 9 条の 1 7 第 3 項の規定に基づき通知します。

記

理由：

経済産業大臣意見照会回答通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知により通知した照会結果について、経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 17 第 6 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、令和 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

経済産業大臣意見照会回答不要通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
回答不要通知番号 第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の17第8項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、
経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしたので、関税法第
69条の17第1項の規定に基づき通知します。

記

延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

(注) 経済産業大臣意見照会請求とは、関税法第69条の17第1項の規定により、保護対象営業秘密に係る貨物についての認定手続が執られた場合に、当該貨物の不正競争差止請求権者又は当該貨物を輸入しようとする者が、一定の期間内、税関長に対し、当該貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる制度です。

上記の認定手続開始通知書に係る貨物については、本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

(規格 A4)

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始通知日通知書兼用)
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)
に係る貨物について、経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長すること
としたので、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき通知します。併せて、同法第 69
条の 20 第 2 項の規定に基づき、輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者(以下
「申立不正競争差止請求権者」という。)が認定手続開始通知を受けた日(通知日)を下記の
とおり通知します。

延長後の期間内に経済産業大臣意見照会請求が行われない場合、当該期間経過後、同法第
69 条の 20 第 1 項の規定により、輸入者等は認定手続の取りやめを求めることができます。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

2.. 申立不正競争差止請求権者への通知日

令和 年 月 日

(税関様式 C 第 5953 号－1：裏面)

1. 表面 1 (2) に記載の延長後の期間末日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

(1) 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求
本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

(2) 輸入者等の場合

イ 関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求
本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

ロ 関税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめの請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

① 本件通知による延長後の期間末日

② 関税法第 69 条の 17 第 5 項の規定に基づく経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知
があった場合には、同条第 6 項の規定に基づく経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起
算して 10 日を経過する日

2. 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知を受けた日から 10 日（行政機関の休日は算入しない。）
以内に、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨を記載した書面の提出がない場合には、
表面 1 (2) に記載の延長後の期間にかかわらず、当該貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否
かを認定することがあります。

3. 表面 2 の「申立不正競争差止請求権者への通知日」（以下「通知日」という。）は、経済産業大臣へ
の意見照会請求ができる期間及び認定手続取りやめ請求が可能となる期日を算定するための基準とな
る日です。

(参 考)

通知日	申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日	通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）
二十日経過日	税関長が必要と認めて延長する旨通知した場合（本通知を行った場合）は、通知日 から 20 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

なお、上記 1 (2) ロ②の「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」とは異なり、行政機関の
休日を含んだ日数となりますので、ご注意ください。

申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（開始通知簡第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 20 第 2 項の規定に基づき、申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日（通知日）を下記のとおり通知します。

記

通知日 令和 年 月 日

十日経過日 令和 年 月 日

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第69条の17第1項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者の場合

(1) 関税法第69条の17第1項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第69条の20第1項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

イ 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日

ロ 関税法第69条の17第5項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日

(参 考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。

十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合は、通知日から起算して20日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

* なお、上記2.（2）ロの「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」とは異なり、行政機関の休日を含んだ日数となりますので、ご注意ください。

認 定 手 続 取 り や め 請 求 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請 求 者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の20第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始
通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 通知日
- 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日
- 令和 年 月 日
3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日
- 令和 年 月 日
4. その他参考となるべき事項

認定手続取りやめ請求受理通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）に係る貨物について関税法第69条の20第1項に規定する認定手続取りやめの請求がありましたので、同条第3項の規定により通知します。

認 定 手 続 取 り や め 通 知 書

令和 年 月 日
認定手続取りやめ通知第 号
(認定手続取りやめ通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があつた認定手続の取りやめについては、関税法第 69 条の 20 第 11 項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第 12 項の規定により、通知します。

通 関 解 放 金 供 託 命 令 書

令和 年 月 日
供託命令通知 第 号
(供 託 命 令 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

関税法第 6 9 条の 2 0 第 3 項の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに当該金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第 1 1 項の規定による認定手続の取りやめを行いません。

記

開始通知書番号	
供 託 場 所	
供 託 額	
供 託 期 限	令和 年 月 日

- (注) 1. 通関解放金供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続中の貨物が輸入されることより、申立人が被る損害を担保するために行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 129 条第 1 項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第 6 9 条の 2 0 第 6 項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

(規格 A4)

認 定 手 続 継 続 通 知 書

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知書番号第 号）に係る貨物について令和 年 月 日付認定手続取りやめ請求書により請求があった認定手続の取りやめについては、令和 年 月 日付通関解放金供託命令書（供託命令書番号第 号）により命じた金銭（関税法第 6 9 条の 2 0 第 4 項に規定する有価証券を含む。）の供託又は支払い保証委託契約の届出が、当該命令書による期限までに行われなかったため、当該請求に係る認定手続の取りやめを行わないこととしましたので通知します。

通知番号

緊 急 収 容 通 知 書

令和 年 月 日

殿

税関長 ⑨

関税法第80条第2項の規定により、下記貨物は同条第 1 項所定の期間にかかわらず収容したので通知します。

記

記号及び番号	品 名	個数	数量	緊急収容の事由
現在ある場所				

(注) 1. 関税法第80条第 2 項「前項各号に掲げる貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、同項各号の掲げる期間は、短縮することができます。」
2. 収容貨物は、原則として収容の日から 4 月を経過したとき公売又は売却されますが、上記の貨物については、特に 4 月を待たないで公売又は売却されることがあります。その場合は改めて通知します。

収 容 貨 物 解 除 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

収 容 さ れ た 年 月 日 _____					収 容 の 際 あ っ た 場 所 _____						
※ 収 容 番 号 _____					※ 現 在 あ る 場 所 _____						
貨 物 の 明 細					収 容 課 金 の 計 算						
記号番号	品 名	立法メートル	個 数	数 量	立法メートル	重 量	※収容期間	※収 容 課金率	※収 容 課金額	※運搬費	※その他 諸 費
※解 除 番 号 _____								※ 計			
※解 除 年 月 日 _____								※合 計			

- （注）1. 申請者欄には、原則として収容の際の貨物所有者の住所及び氏名を記載して下さい（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載）。
2. この申請書は2通提出して下さい。
3. この申請書には収容された貨物の引取りが確実であることを証する書類（輸入許可書、積戻し許可書、運送承認書等）及びその収容の際質権又は留置権を有している者がある場合は、収容解除について質権者又は留置権者の承諾書を添付しなければなりません。
4. ※印は税関において記載します。
5. この申請書を税関に提出し税関において収容課金額の計算を了したときは申請者はその収容課金に相当する収入印紙を裏面上部にはり付けて下さい。

（規格A4）

令和 年 月 日

殿

税関長印

関税法第86条第1項の規定により、貴殿の下記携帯品を留置しました。
This is to certify that the following your personal effects have been detained in accordance
with Article 86 Paragraph 1 of the Customs Law.

包装の種類 Type of Package	品 名 Description	個 数 Number	数 量 Quantity	備 考 Remarks
留置の理由 Reasons for Detention				

(Note) 1. The above article(s) will be subject to public auction, sale or destruction when 4 months have elapsed from the date of detention. (The term of detention could be shortened when there is a danger of spoiling or other risks.)

2. The above article(s) may be returned to you once the said reasons cease to exist, but in such a case, you shall pay the expenses incurred for the detention.

申請番号

留置貨物返還申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

貴関において留置中の下記貨物については、留置の事由が消滅したと考えられますので、返還を申請します。

記

記号番号	品 名	個 数	数 量	留置年月日	留置事由消滅の内容

(注) この申請書は2通提出して下さい。

充 当 明 細 書

令和 年 月 日

住 所	
氏 名 又 は 名 称	殿

税関官署の長

印

関税法第85条第1項及び第2項
下記受入欄に記載の換価代金については、関税法第88条の規定により、下記支払欄に記載のとおり、充当又は交付の処理をしました
地方税法第72条の100第1項
ので、明細等を通知します。

受入	公売番号・年月日	公 売 （ 売 却 ） 価 格	備 考			
		円				
支	公 売 費	(運 搬 費 円)	充 当 額	債 権 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	交 付 額	
		(その他諸費 円)				
	収 容 費	(運 搬 費 円)	充 当 額	債 権 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	交 付 額	
		(その他諸費 円)				
	収 容 課 金		充 当 額			
				債 権 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	交 付 額	
	関 税		充 当 額			
	内 国 消 費 税	税	充 当 額	支 払 額 計	円	
		税	充 当 額	残 金	円	

(連絡先・係電話局番)

再 調 査 の 請 求 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

再調査の請求人

住所又は居所

氏名（名称）

連絡先（TEL）

下記のとおり再調査の請求をします。

記

1. 再調査の請求に係る処分の内容
2. 再調査の請求に係る処分があったことを知った年月日
3. 再調査の請求の趣旨及び理由
4. 税関の教示の有無及びその内容

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に〇〇税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣（内国消費税（地方消費税を含みます。以下同じです。）に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣(内国消費税に係る処分については、国税不服審判所長(提出先 国税不服審判所首席国税審判官))に対して審査請求をすることができます。
(注) (2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内（内国消費税に係る処分については、2 月以内）に限りします。
(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。
- 4 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
(2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 処分、処分の執行又は手続の続行（内国消費税に係る処分については、異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ること）により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(4) その他異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に〇〇税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の通知になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

(注) (2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に限ります。

- (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
 - 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
 - 3 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。
 - 4 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。
- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に〇〇税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求をすることができます。
(注) (2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に限ります。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、異議申立てについての決定又は審査請求について裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは異議申立て若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

決 定 書

異議申立人

住所

氏名（名称）及び年令

職業

上記異議申立人から、令和 年 月 日付をもって提起された
の規定に基づく に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

不服の要旨

決定の理由

(年号) 年 月 日

税 関 長

印

再調査の請求についての決定を経ない審査請求について

令和 年 月 日

再調査の請求人

殿

(年号) 年 月 日付再調査の請求書による再調査の請求について、行政不服審査法第 57 条の規定に基づき、下記のとおり教示します。

記

(年号) 年 月 日付再調査の請求については、再調査の請求がされた日(再調査の請求についての不備が補正された日)から 3 月を経過しましたので、再調査の請求に係る処分について直ちに財務大臣に対して審査請求をすることができます。

[連絡先]： (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

決 定 書

再調査の請求人
住所又は居所
氏名（名称）

上記再調査の請求人から、（年号） 年 月 日付をもって提起された
の規定に基づく に係る再調査の請求について、次のとおり決定する。

主 文
不服の要旨
決定の理由

（年号） 年 月 日

税 関 長 ㊟

税 関 事 務 管 理 人 届 出 書
(消費税等納税管理人届出書兼用)
Notification on the appointment of the Customs Procedure Agent
(And Notification on the appointment of the Tax Agent for Consumption Tax, etc.)

令和 年 月 日
Date: _____

税 関 長 殿
To Director of Customs: _____

届 出 者
Notifier:
住所又は居所
Address: _____
電話番号
Telephone Number: _____
氏名又は名称
Name: _____
職業又は事業内容
Occupation or
Type of Business: _____

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納税管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の
処理を行う場合に限る。))を定めたので、 関税法第95条第2項 の規定により、届け出ます。
In accordance with the provisions of para.2 of Article 95 of the Customs Law and para.2 of Article 117 of the Act on
General Rules for National Taxes, I hereby notify the appointment of the Customs Procedure Agent (and the Tax
Agent for Consumption Tax, etc. (This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax, etc. imposed on
cargo received from bonded areas.)) as follows.

税関事務 管理人	住所又は居所 Address	(フリガナ) ----- (〒 —) (電話番号 Telephone Number: — —)
	氏名又は名称 Name	(フリガナ) -----
Customs Procedure Agent	届出者との続柄(関係) Relation to the Notifier	
	届出者と委任契約等がある場合は、 その内容 (If any) Contents of the Contract of Mandate with the Notifier	
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business	
	輸出入者符号 Importer/Exporter's code	
税関事務管理人を定めた理由 Reason for appointing the Customs Procedure Agent		
税関事務管理人に処理させる税関関係手続等 Customs procedures, etc. mandated to the Customs Procedure Agent		
参考事項 Reference		

※税関記入欄 For Customs Use Only	※受理番号 Notification Receipt Number	※受理年月日 Date of Receipt
----- ----- ----- -----		

- (注) 1. 住所又は居所の欄には、税関事務管理人が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
2. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
3. この届出書は2通提出してください。
4. ※欄は、記載しないでください。
- Note: 1. Please fill in address of the headquarters or principal office in the column of Address, in case the Customs Procedure Agent is a corporation.
2. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of Importer/Exporter's code.
3. This Notification shall be submitted in duplicate.
4. Please leave blank the columns marked ※.

税関事務管理人解任届出書
(消費税等納税管理人解任届出書兼用)

Notification of the dismissal of the Customs Procedure Agent
(And Notification of the dismissal of the Tax Agent for Consumption Tax, etc.)

令和 年 月 日
Date: _____

税関長 殿
To Director of Customs: _____

届出者
Notifier:
住所又は居所
Address: _____
電話番号
Telephone Number: _____
氏名又は名称
Name: _____

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納税管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の処理を行う場合に限る。))を解任したので、関税法第95条第2項 国税通則法第117条第2項の規定により、届け出ます。

In accordance with the provisions of para.2 of Article 95 of the Customs Law and para.2 of Article 117 of the Act on General Rules for National Taxes, I hereby notify on dismissing the Customs Procedure Agent (and the Tax Agent for Consumption Tax, etc. (This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax, etc. imposed on cargo received from bonded areas.)) as follows.

解任した 税関事務 管理人 Dismissed Customs Procedure Agent	届出書受理番号 Notification Receipt Number:	
	住所又は居所 Address	(フリガナ) ----- (ー) (電話番号 Telephone Number: ー ー)
		氏名又は名称 Name
	届出者との続柄(関係) Relation to the Notifier	
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business	
	輸出入者符号 Importer/Exporter's code	
	税関事務管理人を解任した理由 Reason for dismissing the Customs Procedure Agent	
参考事項 Reference		

※税関記入欄 For Customs Use Only	※受理番号 Notification Receipt Number	※受理年月日 Date of Receipt
.....		
.....		
.....		

- (注) 1. 税関事務管理人届出書(C-7500)の写しを添付する場合は、当該届出書の写しの記載内容と一致する項目は記載を省略することができます。
2. 住所又は居所の欄には、税関事務管理人が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
3. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
4. この届出書は2通提出してください。
5. ※欄は、記載しないでください。

- Note: 1. If the copy of the Notification on the appointment of the Customs Procedure Agent (C-7500) is attached, statements of the identical items in contents to those statements of the copy may be omitted.
2. Please fill in address of the headquarters or principal office in the column of Address, in case the Customs Procedure Agent is a corporation.
3. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of Importer/Exporter's code.
4. This Notification shall be submitted in duplicate.
5. Please leave blank the columns marked ※.

受理番号

開庁時間外の事務の執行を求める届出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

関税法第 98 条第 1 項の規定により、下記のとおり、開庁時間外における税関の事務の執行を
求めるので届け出ます。

記

事 務 の 種 類 及 び 件 数	
事 務 の 執 行 を 求 め る 時 間	令和 年 月 日 午前 後 時 分
備 考	

(注) この届出書は、2 部提出して下さい。

申請番号

証 明 書 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法第102条第1項の規定により下記のとおり証明書の交付を申請します。

記

証 明 の 内 容	
証明書を必要とする事由	
証 明 書 の 枚 数	
手 数 料 の 金 額	

- (注) 1. この申請書は1通提出して下さい。
 2. 手数料は収入印紙を裏面上部にはり付けて納付して下さい。

(規格A4)

申請番号

不 開 港 出 入 許 可 手 数 料 免 除 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

関税法第 1 0 1 条第 3 項の規定により、不開港出入許可手数料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

船 舶	名 称	
	国 籍	
	純トン数	
免除を受けようとする不開港 出 入 許 可 手 数 料 額		

不 開 港 名			
不 開 港 入 港 回 数	不 開 港 入 港 年 月 日	不開港出入許可 手 数 料 額	許 可 税 関 名
第 1 回			
第 2 回			
第 3 回			

- (注) 1. この申請書は 2 通提出して下さい。
2. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
3. この申請に際しては、第 1 回から第 3 回までの不開港入港許可書又は当該不開港に入港したことを客観的に認定しうるような航海日誌等を提示して下さい。

(規格 A 4)

自動車通関証明書

税関
印

税関証明第
令和 年 月 日 号

輸入許可年月日	輸入申告書番号	車 名	型 式	形 状	車 台 番 号
輸入者住所氏名			代理人住所氏名		
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管してください。					

令和 年 月 日

氏名又は名称

記

(注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. 貨物の種類の欄には、()に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号該当(救援品)である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。

(規格A4)

申請番号

救 援 品 等 に つ い て の 手 数 料 免 除 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名及び名称

関税法第102条の2第2項の規定により、関税法第100条の規定により納付すべき手数料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貨 物 の 種 類	関税法第102条の2第1項第()号該当
免除を受ける手数料の額	円
申 請 の 理 由	
災害等が発生した時における貨物の蔵置場所	管理者氏名

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. 貨物の種類の欄には、()に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号該当(救援品)である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。
3. 申請理由の欄には、保税地域から緊急に引き取ることの必要性等を記入して下さい。

(規格A4)

申請番号

救 援 品 等 に つ い て の 証 明 手 数 料 還 付 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所

氏名又は名称

関税法第102条の2第3項の規定により、関税法第102条第2項の規定により納付した手数料の還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貨 物 の 種 類	関税法第102条の2第3項第()号該当		
証 明 交 付 申 請 番 号			
証 明 書 類 交 付 年 月 日	令 和	年	月 日
交 付 証 明 書 の 種 類			
還 付 を 受 け る 手 数 料 の 額	円		
還 付 を 受 け る 理 由			
災害等が発生した時における貨物の蔵置場所	管理者氏名		
還 付 す る 手 数 料 の 振 込 先	銀 行 名	銀行	支店 普通 当座
	口座名義		
	口座番号		

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. 貨物の種類の欄には、()に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号及び第3号該当である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。
3. 還付を受ける事由は、具体的に記入して下さい。

(規格A4)

申請番号

救 援 品 等 に つ い て の 証 明 手 数 料 免 除 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

関税法第102条の2第4項の規定により、関税法第102条第2項の規定により納付すべき
手数料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貨 物 の 種 類	関税法第102条の2第3項第()号該当
証 明 書 の 種 類	
免 除 を 受 け る 額	円
免 除 を 受 け る 理 由	
災害等が発生した時における貨物の蔵置場所	管理者氏名

- (注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. 貨物の種類の欄には、()に該当する号数を記入して下さい。なお、貨物が第1号及び第3号該当である場合には、貨物の蔵置場所欄の記入は不要です。
3. 免除を受ける事由は、具体的に記入して下さい。

(規格A4)

申請番号

施設の許可（承認）手数料

還付
軽減
免除

申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

㊞

（署 名）

関税法第 102 条の 2 第 5 項の規定により、下記施設の許可手数料の還付（軽減又は免除）を受けたいので申請します。

記

施設の名称及び所在地			
平成 年 月分以降の 月分の手数料納付額			
基準面積及び損傷面積			
損傷の内容及び業務に 生じている支障の程度			
復 旧 の 見 通 し			
損傷部分にある貨物の 種 類 及 び 数 量			
還 付 金 の 受 領 方 法	☐ 翌月以降控除 ☐ 銀 行 振 込	銀 行 名 口 座 名 義 口 座 番 号	銀行 支店 普通・当座
軽減又は免除する期間	※		
還付、軽減又は免除する 金 額	※		
備 考			

- （注）1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この申請書は 2 通提出して下さい。
3. この申請書には、手数料令第 13 条の 4 第 2 項及び第 5 項に規定する書類を添付して下さい。
4. ※印の欄は税関が記入します。
5. 不要の字句は抹消して使用して下さい。

（規格 A 4）

受理番号

特例輸入者等 承認・認定 申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申請者

住 所
氏名又は名称
(対象事業部門の名称)
電 話 番 号
輸出入者符号

代理人

住 所
氏名又は名称

- ・ 関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者
 - ・ 関税法第 50 条第 1 項 (特定保税承認者)
 - ・ 関税法第 61 条の 5 第 1 項 (特定保税承認者)
 - ・ 関税法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者
 - ・ 関税法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定輸出者
 - ・ 関税法第 67 条の 13 第 1 項 (認定製造者)
 - ・ 関税法第 79 条第 1 項 (認定通関業者)
- の 承認 認定 を受けたいので、下記の
とおり申請します。

記

1. ・ 関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする 貨物の品名
・ 関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする
2. ・ 関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいずれか
・ 関税法第 51 条第 1 号イからハまで (第 62 条において準用する場合を含む。) のいずれか
・ 関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか
・ 関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか に該当する事実の有・無
・ 関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで又は同項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか
・ 関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでのいずれか
(該当する事実がある場合にはその内容)

3. 許可を受けている 保税蔵置場
保税工場 の名称及び所在地
営業所

4. その他参考となるべき事項

5. 申請担当者の氏名、所属及び連絡先

代理人

承認番号
Authorization No.



令和 年 月 日

Date

特例輸入者承認書
Certificate of AEO Importer

を特例輸入者として承認し
ます。

is hereby certified as an Authorized
Economic Operator (Importer).

税関長 印

Director-General of

Customs

承認番号
Authorization No.



令和 年 月 日

Date

特定保税承認者承認書

Certificate of AEO Warehouse Operator

を特定保税承認者（保税蔵
置場）として承認します。

is hereby certified as an Authorized
Economic Operator (Warehouse Operator).

税関長 印

Director-General of

Customs

承認番号
Authorization No.



令和 年 月 日

Date

特定保税承認者承認書

Certificate of AEO Manufacturing Warehouse Operator

を特定保税承認者（保税工場）として承認します。

is hereby certified as an Authorized
Economic Operator (Manufacturing Warehouse Operator).

税関長 印

Director-General of

Customs

承認番号
Authorization No.



令和 年 月 日

Date

特定保税運送者承認書
Certificate of AEO Logistics Operator

を特定保税運送者として承認します。

is hereby certified as an Authorized
Economic Operator (Logistics Operator)

税関長 印

Director-General of

Customs

承認番号
Authorization No.



令和 年 月 日

Date

特定輸出者承認書
Certificate of AEO Exporter

を特定輸出者として承認し
ます。

is hereby certified as an Authorized
Economic Operator (Exporter).

税関長 印

Director-General of

Customs

認定番号
Authorization No.



令和 年 月 日
Date

認定製造者認定書
Certificate of AEO Manufacturer

を認定製造者として認定します。

is hereby certified as an Authorized
Economic Operator (Manufacturer).

税関長



Director-General of

Customs

認定番号
Authorization No.



令和 年 月 日

Date

認定通関業者認定書
Certificate of AEO Customs Broker

を認定通関業者として認定します。

is hereby certified as an Authorized
Economic Operator (Customs Broker).

Director-General of

税関長

Customs



特定保税承認者承認期間通知書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

令和 年 月 日付け申請の関税法 第 50 条第 1 項
第 61 条の 5 第 1 項 の規定によ
る承認申請については、下記のとおり承認したので通知する。

記

特定保税承認者の承認番号	
承認の期間（8 年間）	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで



税関様式C第9020号
Customs Form C No.9020

特例輸入者不承認通知書

令和 年 月 日

殿

税関長

⑨

令和 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受理年月日

不承認理由



税関様式C第9021号
Customs Form C No.9021

特定保税承認者不承認通知書

令和 年 月 日

殿

税関長

⑨

令和 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受理年月日

不承認理由



税関様式C第9022号
Customs Form C No.9021

特定保税運送者不承認通知書

令和 年 月 日

殿

税関長

印

令和 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受理年月日

不承認理由



税関様式C第9023号
Customs Form C No.9022

特定輸出者不承認通知書

令和 年 月 日

殿

税関長



令和 年 月 日付承認申請については、承認しないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受理年月日

不承認理由



税関様式C第9024号
Customs Form C No.9024

認定製造者不認定通知書

令和 年 月 日

殿

税関長

⑨

令和 年 月 日付認定申請については、認定しないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受理年月日

不認定理由



税関様式C第9025号
Customs Form C No.9025

認定通関業者不認定通知書

令和 年 月 日

殿

税関長

⑨

令和 年 月 日付認定申請については、認定しないこととしたので通知します。

記

受 理 番 号

受理年月日

不認定理由

特例輸入者等 承認・認定 内容変更届
(通関業の許可申請事項等の変更届兼用)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届出者
住 所
氏名又は名称
(対象事業部門の名称)
電 話 番 号
輸出入者符号

代理人
住 所
氏名又は名称

平成 令和 年 月 日付 承認 番号 号により 承認 を受けた 特例輸入者
特定保税承認 承認
者 特定保税運送
者 者
特定輸出者

の内容について 変更があります
変更がありました ので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容等

変更内容	変更理由	変更事実の発生年月日

2.
- ・ 関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまで
 - ・ 関税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）
 - ・ 関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまで
 - ・ 関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまで
 - ・ 関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び同項第 3 号イ
 - ・ 関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまで

(該当する事実がある場合には、その内容)

のいずれかに該当する事実の有・無

特例輸入者等 承認・認定 取りやめ届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号

代 理 人
住 所
氏名又は名称

平成 年 月 日付 承認 番号 号により 承認 を受けた
令和

特例輸入者
特定保税承認者
特定保税運送者 の 承認 について、
特定輸出者
認定製造者
認定通関業者
の 規定の適用を受ける必要
関税法第 7 条の 2 第 1 項
関税法第 50 条第 1 項
関税法第 61 条の 5 第 1 項
関税法第 63 条の 2 第 1 項
関税法第 67 条の 3 第 1 項
関税法第 67 条の 13 第 1 項
関税法第 79 条第 1 項

関税法第 7 条の 10
関税法第 52 条の 2 (第 62 条に
おいて準用する場合を含む。)
がなくなったので、関税法第 63 条の 6 の規定に基づき届け出ます。
関税法第 67 条の 9
関税法第 67 条の 15
関税法第 79 条の 3

取りやめの理由等

特例輸入者等 承認・認定 取消書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 令和	年 月 日付	承認 認定	番号	号により	承認 認定	した	特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者 特定輸出者 認定製造者 認定通関業者	の
----------	--------	----------	----	------	----------	----	---	---

承認
認定

については、下記の理由により

取り消した
取り消す

ので、通知します。

記

申請番号

特例輸入者等 承認・認定の承継の承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号

申 請 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号

代 理 人
住 所
氏名又は名称

- ・ 関税法施行令第 4 条の 15 第 2 項
- ・ 関税法施行令第 44 条の 2 第 2 項
- ・ 関税法施行令第 50 条の 2
- ・ 関税法施行令第 55 条の 8 の 2 第 2 項 において準用する関税法施行令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項
- ・ 関税法施行令第 59 条の 15 第 2 項
- ・ 関税法施行令第 59 条の 19 第 2 項
- ・ 関税法施行令第 69 条の 4 第 2 項

及び第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

承継の区分	特例輸入者 特定保税承認者 特定保税運送者
	特定輸出者 認定製造者 認定通関業者
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者）の氏名又は名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・業務を譲り渡そうとする者）の住所	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により承認等を承継する法人・業務を譲り受ける者）の氏名又は名称	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により承認等を承継する法人・業務を譲り受ける者）の住所	
承認・認定の承継の理由	
（相続があった・合併・分割・業務の譲渡しが予定されている）年月日	

- （注）1. 申請者の欄には、
- イ 合併の場合には、合併しようとする法人
 - ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該承認・認定の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人
 - ハ 業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者をそれぞれ記載してください。
2. 申請者が 2 者以上の場合には、欄を追加の上、記載してください。
3. 合併等が確実であると認められる書類により、申請者間の関係が明らかである場合には、一の申請者の名で申請することができます。

承認番号

特例輸入者等 承認・認定の承継の承認書

令和 年 月 日

殿

税 関 長 印

平成 令和 年 月 日付 承認 認定 の承継の申請については、承認したので通知します。

特例輸入者等 承認・認定の承継の不承認書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

印

令和 年 月 日付 承認
認定 の承継の申請については、承認しないこととしたので通知
します。

記

受 理 番 号

受理年月日

理 由

特例輸出貨物の輸出許可取消申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代 理 人

住 所

氏名又は名称

申告番号 (令和 年 月 日許可) に係る特例輸出貨物
について、輸出の許可を受けている必要がなくなったので、関税法第67条の4第1項
の規定に基づき申請します。

取消しの理由

特例輸出貨物の輸出許可取消書

令和 年 月 日

殿

税関長 印

申告番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（令和〇年〇月〇日許可）に係る特例輸出貨物について、下記の理由により輸出の許可を取り消したので、通知します。

記

理 由

- 1. 関税法第 67 条の 4 第 1 項の規定による申請があったこと
- 2. その他

[]

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住所又は居所
法人番号
氏名又は名称

関税法 第 50 条第 1 項 の規定により、令和 年 月 日から下記の場所において
第 61 条の 5 第 1 項

外国貨物の蔵置等 に関する業務を開始したいので関係書類を添えて届け出ます。
保 税 作 業

記

法第 50 条第 1 項・法第 61 条の 5 第 1 項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名	承認年月日： 年 月 日 承認番号： 承認税関：
場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	名称： 所在地： 構造 棟数 延べ面積（平方メートル）
営業用、自家用の別	
置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物	

(注) 1. この届出書は 2 通提出して下さい。
2. 不要の部分は抹消して下さい。

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書
(兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住所又は居所
氏名又は名称

関税法 第 50 条第 1 項 の規定により、令和 年 月 日から下記の場所において
第 61 条の 5 第 1 項

外国貨物の蔵置等 に関する業務を開始したいので関係書類を添えて届け出ます。
保 税 作 業

記

法第 50 条第 1 項・法第 61 条の 5 第 1 項の承認年月日、承認番号及び承認した税関名	承認年月日： 年 月 日 承認番号： 承認税関：
場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	名称： 所在地： 構造 棟数 延べ面積（平方メートル）
営業用、自家用の別	
置こうとする貨物の種類又は保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物	

- (注) 1. この届出書は 2 通提出して下さい。
2. 不要の部分は抹消して下さい。
3. 本届出書が受理された場合には、同場所に係る保税蔵置場又は保税工場につき、上に記載の業務を開始する日付で廃業の届出がなされたこととなります。

届出に係るみなし許可変更申出書
(兼 保税蔵置場・保税工場許可申請書)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 出 者
住 所
氏名又は名称

関税法 第 50 条第 1 項 第 61 条の 5 第 1 項 の規定により届け出た場所について、関税法 第 42 条第 1 項 第 56 条第 1 項 に

規定する 保税蔵置場 保税工場 に変更したいので下記のとおり申し出ます。

記

法第 50 条第 1 項・法第 61 条の 5 第 1 項の承認 年月日、承認番号及び承認した税関名	承認年月日： 年 月 日 承認番号： 承認税関：
場所の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	名称： 所在地： 構造 棟数 延べ面積（平方メートル）
営業用、自家用の別	
置こうとする貨物の種類 又は保税作業の種類及び 当該保税作業に使用する 貨物	
許可を受けようとする 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

- (注) 1. この申出書は 1 通（署所を経由する場合は 2 通）提出して下さい。
2. 不要の部分は抹消してください。

外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住所又は居所
氏名又は名称

関税法 第 50 条第 1 項 の届出に係る事項について、下記のとおり変更するので、届け出
第 61 条の 5 第 1 項
ます。

記

法第 50 条第 1 項・法第 61 条の 5 第 1 項の届出に係る場所の名称及び所在地	名称： 所在地：	
変更のあった事項	変 更 前	変 更 後
変更のあった年月日		

(注) 1. この届出書は 1 通提出して下さい。
2. 不要の部分は抹消して下さい。

申請番号

特定保税承認者の承認の更新申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住所又は居所
法人番号
氏名又は名称

関税法 第 50 条第 4 項
第 61 条の 5 第 4 項 の規定により、下記の承認について、
更新を申請します。

記

特定保税承認者の承認番号	
特定保税承認者の承認を 受けた税関名	

(注) この申請書は 2 通提出して下さい。

申請番号

特定保税承認者の承認の更新通知書

令和 年 月 日

殿

税 関 長

令和 年 月 日付け申請の関税法 第 50 条第 4 項 第 61 条の 5 第 4 項 の規定による更新申請については、下記のとおり更新したので通知する。

記

特定保税承認者の承認番号	
承認の期間（8 年間）	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
承認の更新に伴い許可が更新された保税蔵置場・保税工場の名称	

特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付特定保税承認者の承認期間更新申請については、審査の結果、下記の理由により、更新をしないこととするので通知します。

記

1 特定保税承認者の氏名又は名称及び住所又は所在地

2 更新をしない理由

特定委託輸出申告包括申出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申請者（輸出者）
住所又は居所
氏名又は名称

代理人
住所又は居所
氏名又は名称

下記の貨物について関税法第 67 条の 3 第 1 項の規定により同法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望しますので申し出ます。

記

申 告 を 行 う 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
品 名 (申告件数)	(件／月程度)
申告に係る貨物が置かれて いる場所の所在地及び名称	
申告を行う認定通関業者の 氏名又は名称	
貨物を運送する特定保税 運送者の氏名又は名称 (利用者コード)	

- (注 1) この申出書は特定委託輸出申告を行おうとする税関官署毎に 2 通提出して下さい。
- (注 2) 特定委託輸出申告を行おうとする貨物が置かれている場所、委託する認定通関業者又は特定保税運送者が複数ある場合は、全ての場所の所在地及び名称、認定通関業者及び特定保税運送者の氏名又は名称等を記載して下さい。
- (注 3) 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して特定委託輸出申告を行う際に、この申出書の受理番号を入力する場合には、特定保税運送者の利用者コード、貨物の蔵置場所の所在地及び名称の申告を省略することができます。

特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート

認定通関業者名		担当者名	
特定委託輸出者名			
保管場所の所在地及び名称			
保管場所の概要			
施設の概要（工場、倉庫、野積み場、その他）			
保管場所の管理者又は所有者			
保管貨物の概要			
1 特定委託輸出申告に係る貨物の品名、状況（構造、用途、包装、性状等（ドライ、冷蔵・生鮮等））			
2 申告に係る貨物以外の貨物の品名、状況等			
調査年月日		前回調査年月日	
立会人名			
チェック項目			結果
① 輸出しようとする貨物の在庫状況が、適時適切に把握されているか。			
② 輸出しようとする貨物の入出庫状況について、関係書類と貨物を対査するなどにより適正な管理がなされているか。			
③ 貨物の亡失、盗難等を防止するため、人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入時に確認が行われているか。			
④ 在庫状況、入出庫状況について、内容の記録及び一定期間の保存は行われているか。			
⑤ 輸出しようとする貨物とその他の貨物は適正に区分されているか。			
⑥ 保管中の貨物に異常があった場合の報告体制は整備されているか。			
⑦ 施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備、警備員の配置及び定期的な巡回警備の実施がなされているか。			
特記事項			

（注1） このチェックシートは、特定委託輸出申告の委託を受けた認定通関業者において、半年に1度、当該申告に係る貨物が置かれている場所（保管場所）の状況について現地調査を行う際に確認する項目を記載した様式であり、保管場所毎に作成する必要があります。

（注2） 現地調査においては、保管場所の概要等を確認するとともに、チェック項目に従って、保管場所における貨物の管理状況等を確認し、十分であると認める項目には結果欄に○を、不十分であると認める項目には×を記入して下さい。また、不十分である項目についてはその具体的内容及び改善するために講じた措置について特記事項に記載して下さい。

（注3） 現地調査の実施の都度、その結果を当該貨物に係る申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該貨物の運送に係る特定保税運送者（輸出の許可後に他の特定保税運送者に運送を委託する場合における当該特定保税運送者を除く。）に連絡する必要があります。

（規格A4）

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書兼用)

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

届 出 者
住所又は居所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名 (法人の場合)

関税法第12条の2第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第4項の規定の適用を受けたいので、関税法施行規則第2条第1項 (同条第5項において準用する場合を含む。) 及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 特例の適用を受けようとする帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日		
帳簿の種類		備付け及び保存に代える日
根 拠 税 法	名 称 等	
関税法		年 月 日
消費税法		年 月 日
2 その他参考となるべき事項		
(1) 特例の適用を受けようとする関税関係帳簿・国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム (ソフトウェア) の概要		
帳簿の名称	プログラム (ソフトウェア) の概要	
	☐ 市販のソフトウェア (メーカー名： 商品名：) ☐ 自己開発 (委託開発の場合は、委託先：)	
	☐ 市販のソフトウェア (メーカー名： 商品名：) ☐ 自己開発 (委託開発の場合は、委託先：)	
(2) その他参考となる事項		
所轄税務署長への届出 (☐ 有・ ☐ 無 (有の場合、届出書を提出した年月日： 年 月 日 所轄税務署長：))		

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書兼用)

関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名 (法人の場合)

- ☐ 年 月 日以後保存等を行う関税関係帳簿及び国税関係帳簿について、関税法第12条の2第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第4項の特例の適用を取りやめますので、関税法施行規則第2条第2項 (同条第5項において準用する場合を含む。) 及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出ます。

・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日: 年 月 日

- ☐ 年 月 日以後保存等を行う関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由 (所轄外税関長を経由して提出する場合)			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称等			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保 存 場 所
	年 月 日	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
4 その他参考となる事項			
所轄税務署長への届出 (☐ 有・ ☐ 無 (有の場合、届出書を提出した年月日: 年 月 日 所轄税務署長:))			
旧関税法第94条第3項等において準用する旧電帳法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況 (☐ 保存している・ ☐ 廃棄した)			

《注意事項》 関税法施行規則第2条第2項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出る場合は、項目1～3の記載は必要ありません。

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書兼用)
関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

令和 年 月 日
函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名 (法人の場合)

次の事項を変更することとしたので、
☐ 関税法施行規則第2条第3項 (同条第5項において準用する場合を含む。) 及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項
☐ 旧関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由 (所轄外税関長を経由して提出する場合)			
2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称等			
帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保 存 方 法	保 存 場 所
	年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	☐ 電磁的記録 ☐ COM ☐ スキャナ	
3 変更しようとする事項及び変更の内容			
変 更 事 項	変 更 の 内 容		
	「特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日： 年 月 日」		
4 その他参考となる事項			
所轄税務署長への届出 (☐ 有・ ☐ 無 (有の場合、届出書を提出した年月日： 年 月 日 所轄税務署長：))			
システム変更の場合に旧法の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否 (☐ 可・ ☐ 否)			

《注意事項》 関税法施行規則第2条第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、項目1及び2の記載は必要ありません。
(1 / 1)

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書
(国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書兼用)
(過去分重要書類)

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名 (法人の場合)

- ☐ 関税法施行規則第10条第7項
- ☐ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第2条第9項
- ☐ 旧関税法施行規則第1条の4、第8条、第10条及び第11条において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第7項に規定する過去分重要書類について、同項の規定の適用を受けたいので同項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由 (所轄外税関長を経由して提出する場合)			
2 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日			
書類の種類			基準日
根拠税法	名称等	ファイル形式	((承認を受けた) 保存に代える日)
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
3 その他参考となる事項			

領 置 ・ 差 押 目 録 交 付 書

令和 年 月 日

殿

税関 財務事務官

犯則嫌疑人 に対する 法違反嫌疑事件について、
本職は、下記のとおり領置・差押したので、同目録を交付します。

記

1 領置・差押の日時

令和 年 月 日 午 時 分

2 領置・差押の場所

3 領置・差押物件

本書添付の領置・差押目録記載のとおり

4 領置・差押の理由

5 犯則の事実（概要）

貨物の船卸一時停止通知書
Notice of the Suspension of the Unloading cargo from ship

令和 年 月 日
Date:

殿
To
税関長 印
Director General of Customs

関税法第106条第1項第1号の規定により、下記のとおり貨物の船卸しの一時停止を通知します。
You are hereby notified that, pursuant to the provisions of Item 1 Paragraph 1 Article 106 of the Customs Law, the following cargo is suspended unloading from the ship.

記
Note

船舶の名称及び船舶識別番号（又は信号符字） Name of Ship and IMO ship Identification (or Call sign of ship)		船舶国籍 Nationality of ship	入港年月日 Date of arrival
船卸しを一時停止する港 Port name			
船卸しを一時停止する期間 Period of the suspension of the unloading cargo from ship	自令和 年 月 日 午前・後 時 分 From Date Time 至令和 年 月 日 午前・後 時 分 To Date Time		
船卸しを一時停止する理由 Reason of the suspension of the unloading cargo from ship			
対象貨物 Cargo description			
船荷証券番号 Bill of lading number			
コンテナ番号 Container number			
備考 Remarks			

関税割当証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日
税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

関税割当制度に関する政令第3条第1項ただし書により、下記のとおり関税割当証明書の提出の猶予願いたいので、申請します。

記

関税率表番号	記号及び番号	品 名	数 量
申請の理由		提出猶予期限	

輸入申告番号 _____ 輸入申告年月日 _____

(注) この申請書は2通提出してください。

経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第3条第1項ただし書により、下記のとおり同令別表第 第 項に係る関税割当証明書の提出を猶予願いたいので、申請します。

記

関税率表番号	記号及び番号	品 名	数 量
申請の理由		提出猶予期限	

輸入申告番号

輸入申告年月日

(注) この申請書は2通提出してください。

(規格A4)

令和 年 月 日

担 保 提 供 命 令 通 知 書

殿

(税関官署の長) 印

不当廉売関税に関する政令第17条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。

記

輸 入 申 告 番 号	
担 保 金 額	

(注) 担保を提供する場合には、この担保提供命令通知書を提示してください。

担保額一部解除（回復）通知書

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）⑩

第2項

不当廉売関税に関する政令第17条の2

第3項

の規定の規定に基づき、下記のとおり現在提供

中の担保額の一部を解除（回復）するので通知します。

記

輸 入 申 告 番 号	
提 供 中 の 担 保 金 額	
担保解除（回復）金額	円

（規格A4）

変 質 ・ 損 傷 減 税 明 細 書

あて先 税関長殿	令和 年 月 日	受理番号
	提出者	
	住所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	

申 告 番 号	減税条項該当申告区分
	イ．関税定率法施行令第 条第 項 ロ．関税暫定措置法施行令第 条第 項

1 品 名	2 記 号 番 号	3 数 量
4 輸入許可の年月日及び輸入許可書の番号並びに許可した税関		
5 現在ある場所		
6 変質・損傷の原因		
7 変質・損傷の程度		
8 関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎		

（注） この明細書は、次に掲げる条項に係る減税を受けようとする場合に使用して下さい。

①関税定率法施行令第 3 条第 1 項、第 4 項（4 の事項は記入不要）

②関税定率法施行令第 11 条第 3 項、第 38 条、第 41 条、第 49 条、第 61 条

③関税暫定措置法施行令第 33 条の 9 第 3 項、第 35 条（2 の事項は記入不要）

申請番号

被災貨物届出書

令和 年 月 日

税関長殿

届出者
住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

災害等により減失（変質、損傷）した貨物について確認を受けたいので、関税定率法施行令第 3 条の 2 第 1 項（第 3 条の 3 又は第 3 条の 4）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 18 条第 1 項（第 19 条の 2 第 1 項又は第 2 項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

被災貨物					被害の状況
記号 番号	品名	数量	価格	関税の額 内国消費税の額 地方消費税の額	
輸入許可年月日及び 輸入許可書の番号				被災貨物の置かれ ていた場所	
その他参考となる べき事項					

確認書

令和 年 月 日

上記の届出に基づいて令和 年 月 日検査を終了し相違ないことを確認する。

災害等のやんだ日 令和 年 月 日

税関長

- (注) 1. この届出書には、輸入の許可を受けた貨物のうち、災害等により実際に減失等した貨物として届け出る貨物を記載し、その被災貨物の輸入許可税関に 2 通提出して下さい。
2. 「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄は、被災貨物が特例申告貨物である場合には、「特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号」又は「決定通知書の発出年月日及び決定通知書の番号」と訂正の上、必要事項を記入して下さい。

(規格 A 4)

申請番号

被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

関税定率法第 1 0 条第 2 項（第 3 項又は第 4 項）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 1 5 条第 2 項（第 3 項又は第 4 項）の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し（減額・控除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

輸 入 許 可 の 年月日及び番号	関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする額					計 算 の 基 礎	
	関 税	内 国 消 費 税		地方消費税	合 計		
		消 費 税	その他の税				
年 月 日	円	円	税 円	円	円		
年 月 日	円	円	税 円	円	円		
年 月 日	円	円	税 円	円	円		
年 月 日	円	円	税 円	円	円		
年 月 日	円	円	税 円	円	円		
災害等のやんだ日							
払 戻 し 関 税 等 の 受 領 方 法	1. 直接受領						
	2. 銀行振込	銀 行 名	銀行	支店	当座・普通		
		口座番号					
		フリガナ					
		口座名義					
	3. 銀行送金	銀 行 名	銀行	支店			

- (注) 1. この申請書には、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（被災貨物が特例申告貨物である場合には、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）及び被災貨物についての確認書を添付して下さい。
2. 「輸入許可年月日及び番号」欄は、被災貨物が特例申告貨物である場合には、「特例申告書の提出年月日及び番号」又は「決定通知書の発出年月日及び番号」と訂正の上、必要事項を記入して下さい。
3. 関税等の払戻しを受けようとする場合は、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を○で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。

申請番号

加工・修繕輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日

税関長 殿

申 請 者
住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の貨物は加工又は修繕のため輸出しますが、貨物を輸入する際関税、消費税及び地方消費税の軽減を受けたいので、関税定率法施行令第5条第1項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第19条の4第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品名	貨物の性質、形状の明細	数量	輸出申告価格の計算の基礎
加工又は修繕の明細				
本邦において加工することが困難な理由				
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

(注) 1. この申告書は2通を輸出申告をする税関官署に提出して下さい。
2. 「その他参考となるべき事項」欄には、貨物の輸入の予定時期及び予定地その他関税の軽減を受けるために参考となる事項を記入して下さい。

受理番号

税関様式T第1060号

加工・修繕・組立製品減免税明細書

令和 年 月 日

あて先

税関長殿

申請者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

申告番号	減免税条項該当申告区分
	イ．関税定率法施行令第5条の2第1項 ロ．関税暫定措置法施行令第23条第1項 ハ．関税暫定措置法施行令第31条の3第1項において準用する同令第23条第1項

輸入貨物	記号番号	品名	数量

輸出貨物			
記号番号	品名	数量	課税価格 （上記区分がイ又はロの場合に記載）

関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎（上記区分がイ又はロの場合に記載） 加工又は修繕の明細（上記区分がハの場合に記載）

（注）上記区分がイの場合には、消費税及び地方消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎も記載して下さい。

その他参考となるべき事項

申請番号

再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表者の氏名）

期間の延長の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

適用法令	イ．関税定率法第 1 1 条 ロ．関税定率法第 1 7 条第 1 項 ハ．関税暫定措置法第 8 条第 1 項 ニ．関税暫定措置法第 8 条の 7		
記 号・番 号	品 名		数 量
輸出又は輸入の許可の年月日		輸出又は輸入の許可書の番号	
輸出又は輸入の予定年月日	令和 年 月 日	輸出又は輸入の予定地	
延長を必要とする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
期間の延長を必要とする理由			

- (注) 1. この申請書は、2通提出してください。
2. この申請書には、輸出（又は輸入）許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付してください。

製造用原料品
輸出貨物製造用原料品 製造工場承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税定率法第 13 条第 1 項
関税定率法第 19 条第 1 項 の規定により、下記のとおり製造工場の承認を受けた
関税暫定措置法第 9 条の 2 第 1 項
いので申請します。

記

工 場 の 名 称	
所 在 地	
工場の構造及び面積	
承 認 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
製造工場に入れる 減免税又は譲許の便 益適用原料品の品名	
製造の方法及び計画 並びに製品の品名	
備 考	

(注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載
して下さい。
2. この申請書は、1 通（支署に提出する場合は 2 通）提出して下さい。
3. 製造工場の承認を受けた場合、製造工場の名称、法人番号及び所在地を原則、公表
することとしておりますが、これに関して以下の項目の□にチェックしてください。
なお、回答内容により、承認の審査に影響を与えることはありません。
□公表することに同意する。
□公表することに同意しない。(理由:)
(規格 A 4)

製 造 工 場 承 認 内 容 変 更 届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

製造工場の所在地及び名称

氏名（責任者氏名）

関税定率法第 13 条第 1 項
下記のとおり 関税定率法第 19 条第 1 項 の承認内容の変更をしたいので、届け出ます。
関税暫定措置法第 9 条の 2 第 1 項

記

承 認 を 受 け た 事 項		変 更 す る 事 項
備 考		

- （注） 1. 法人においては、届出者欄に法人の製造工場の所在地並びに名称及びその責任者の氏名を記載して下さい。
2. この届出書は、2 通製造工場所轄税関に提出して下さい。
3. 「備考」欄には、変更の理由及びその他の事項を記載して下さい。

（規格 A 4）

製造用原料品
減免税明細書
輸出貨物製造用原料品

あて先 税関長殿	令和 年 月 日	※受理番号
	提出者 住所	
	氏名（名称及び代表権者の氏名）	

申告番号	減免税条項該当申告区分
	関税定率法 条 第 項

関税の軽減又は免税を受けようとする原料品		製 品	
品 名	数 量	品 名	予 定 数 量
承認を受けた製造工場 名 称 及 び 所 在 地			
原 料 品 を 置 く 場 所			
製 造 の 期 間			

- (注) 1. 法人については、提出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この明細書は、関税定率法第13条第1項又は第19条第1項の規定に係る減(免)税の適用を受けようとする場合に使用してください。
3. ※印の欄は、税関において記入します。

申請番号

製造用原料品
輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

製造用原料品（輸出貨物製造用原料品）に同種の他の原料品を混じて使用したいので
関税率法第 13 条第 4 項 関税率法第 19 条第 2 項 の規定により、下記のとおり
関税暫定措置法第 9 条の 2 第 4 項

り申請します。

記

減免税又は譲許の便益適用輸入原料品			混じて使用する同種原料品		使 用 の 割 合		備 考
輸入許可の年月日 及 び 許 可 番 号	品 名	数 量	品 名	数 量	輸入原料品%	混じて使用する 同種原料品%	

（注）1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者又はこれに代わる者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は、2 通を製造工場所轄の税関長に提出して下さい。

届出番号

製造用原料品
輸出貨物製造用原料品による製造終了届

令和 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

製造用原料品（輸出貨物製造用原料品）による製造が終了したので、関税定率法第 13 条第 5 項（第 19 条第 2 項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

製 品		副 産 物		製造用（輸出貨物製造用）原料品		混じて使用した同種原料品	
品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
製造用（輸出貨物製造用） 原料品の輸入許可税関		輸 入 許 可 の 年 月 日 及 び そ の 番 号		法 第 13 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 承 認 年 月 日			
製 造 工 場 の 名 称 及 び 所 在 地		検 査 し た 年 月 日		検 査 職 員 の 氏 名			

検 査 書

上記の届出に基づいて令和 年 月 日検査を了し相違がないことを証明する。

令和 年 月 日

税 関

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名して下さい。
なお、届出者が法人である場合で、あらかじめその製造工場の承認を受けた代表権者から権限の委任を受けた者である場合については、その委任を受けた者の氏名で届出ることができます。
2. 輸出される貨物の製造が 2 以上の異なる製造工場で連結して行われる場合の第 2 次以後の製造工場における「輸出貨物製造用原料品」欄の記載は、当該製造工場において製品を製造するために使用した原料品の品名及び数量を（ ）書し、これに対応する輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の品名及び数量を併記する。
3. この製造終了届は、2 通（製造工場が第 2 種製造工場であるときは 3 通）を製造工場所轄税関に提出して下さい。

(規格 A 4)

令和 年 月 日

中 御 関 税

屈出者

住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

製造用原料品による製造が終了したので、関税定率法第13条第5項、関税暫定措置法第9条の2第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

製造工場の名称 及 び 所 在 地			承 認 期 間	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで
製 品	品 名 数 量 kg		製 造 期 間	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで
歩 留 計 算 表							
使用免税・譲 許の便益適用 原料品名	理 論 含 有 量 実 使 用 数 量	実績歩留り	使用免税・譲 許の便益適用 原料品名	理 論 含 有 量 実 使 用 数 量	実績歩留り		
	_____kg _____kg	_____%		_____kg _____kg	_____%		
	_____kg _____kg	_____%		_____kg _____kg	_____%		
	_____kg _____kg	_____%		_____kg _____kg	_____%		
	_____kg _____kg	_____%		_____kg _____kg	_____%		
	_____kg _____kg	_____%		_____kg _____kg	_____%		
製 品 出 来 高 使用した全原料品合計数量	_____kg _____kg		製造歩留り	_____%			
免 税 ・ 譲 許 の 便 益 適 用 原 料 品 合 計 使 用 数 量			_____kg				
免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量			_____kg				

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載してください。
- なお、届出者が法人である場合で、あらかじめその製造工場の承認を受けた代表権者から権限の委任を受けた者である場合については、その委任を受けた者の氏名で届出ることができます。
2. この届出書は、2通(製造工場が第2種製造工場であるときは3通)を製造工場所轄税関に提出して下さい。
3. 同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、関税定率法第13条第1項及び関税暫定措置法第9条の2第1項の承認を併せて受けている場合で、かつ、当該製造工場の種別が同一の場合には、併せて記載することができます。

上記の届出に基づいて令和 年 月 日検査を終了し相違ないことを（ 証明 ・ 確認 ）する。
令和 年 月 日

税関 印

(規格 A 4)

製造終了届番号

—

飼料製造用原料品による製造終了届（つづき）

製 造 用 原 料 品					
輸 入 許 可 番 号	輸 入 許 可 年 月 日	品 名	数 量 kg	残 数 量 kg	
免 税 ・ 譲 許 の 便 益 適 用 原 料 品 合 計 使 用 数 量			kg		
混 じ て 使 用 し た 同 種 又 は そ の 他 の 原 材 品					
品 名	数 量 kg	備 考	品 名	数 量 kg	備 考
免 税 ・ 譲 許 の 便 益 適 用 原 料 品 以 外 の 原 料 品 合 計 使 用 数 量			kg		

（規格A4）

飼 料 製 造 用 原 料 品 に よ る 製 造 終 了 届 明 細 票

製 品		製 造 用 原 料 品			混じて使用した同種又はその他の原料品			
銘 柄 名	数 量	品 名	配合率%	理論含有率	品 名	配合率%	理論含有率	備 考
		kg						
内 訳	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
		kg						
内 訳	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
		kg						
内 訳	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
		kg						
内 訳	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
	@ kg× B/G	kg						
		kg						
重 分	@ kg× B/G	kg						

用途外使用等承認申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

下記の物品を用途外に使用すること等について承認を受けたいので申請します。

※ 適用法令	イ．関税定率法第 1 3 条第 6 項ただし書 ロ．関税定率法第 1 9 条第 2 項 ハ． 関税暫定措置法第 9 条の 2 第 6 項ただし書 ニ．関税暫定措置法第 1 0 条た だし書 ホ．コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下 で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法 等の特例に関する法律第 4 条ただし書			
品 名	（免税コンテナの場合 はその種類）	記号、番号又は型式	数 量	価 格
輸 入 許 可 税 関			輸 入 許 可 の 年 月 日	
			輸 入 許 可 書 等 の 番 号	
関税の軽減、免除 又は譲許の便益の 適用を受けた用途				
蔵 置 場 所 又 は 使用していた場所				
承認を受けようと す る 理 由				

(注) 1. この申請書は 2 通（蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関が異なる場合には 3 通）
を蔵置場所所轄税関に提出して下さい。
2. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

用途外使用等承認申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の物品を用途外に使用すること等について承認を受けたいので申請します。

※ 適用 法令	イ．関税定率法第 1 3 条第 6 項ただし書 ロ．関税定率法第 1 9 条第 2 項 ハ．関税定率法第 2 0 条の 2 第 2 項ただし書 ニ．関税暫定措置法第 9 条の 2 第 6 項ただし書 ホ．関税暫定措置法第 1 0 条ただし書 ヘ．コンテナに関する 通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する 通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 4 条ただし書			
品 名	（免税コンテナの場合 はその種類）	記号、番号又は型式	数 量	価 格
輸 入 許 可 税 関			輸 入 許 可 の 年 月 日	
			輸 入 許 可 書 等 の 番 号	
関税の軽減、免除 又は譲許の便益の 適用を受けた用途				
蔵 置 場 所 又 は 使用していた場所				
承認を受けようと す る 理 由				

- （注） 1． この申請書は 2 通（蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関が異なる場合には 3 通）
を蔵置場所所轄税関に提出して下さい。
2． ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

（規格 A 4）

製造用原料品等の亡失届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

屈出者

住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

下記の物品を亡失したので届け出ます。

※適用法令		イ。関税定率法第 13 条第 7 項ただし書 ロ。関税定率法第 19 条第 4 項 ハ。関税暫定措置法第 9 条の 2 第 7 項ただし書					
原 料 品				製 品			
輸 入 許 可 の 年 月 日	輸 入 許 可 書 番 号	品 名	数 量	当該原料品の輸入 許 可 の 年 月 日	当該原料品の輸 入 許 可 書 番 号	品 名	数 量
製 造 工 場 の 名 称 及 び 所 在 地							
亡 失 し た 場 所 及 び 年 月 日				亡 失 し た 事 由			

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この届出書は2通(蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には3通)を蔵置場所所轄税関に提出して下さい。
3. この届出には亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の亡失の事実を証した書類を添付して、蔵置場所所轄税関に提出して下さい。
4. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規格 A 4)

製造用原料品等の減却承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申請者

住所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

下記の物品を減却したいので申請します。

※適用法令	イ. 関税定率法第 13 条第 7 項ただし書 ロ. 関税定率法第 19 条第 4 項 ハ. 関税暫定措置法第 9 条の 2 第 7 項ただし書						
原 料 品				製 品			
輸 入 許 可 の 年 月 日	輸 入 許 可 書 番 号	品 名	数 量	当該原料品の輸 入許可の年月日	当該原料品の輸 入 許 可 書 番 号	品 名	数 量
製造工場の名称 及 び 所 在 地							
減 却 の 方 法							
減 却 の 日 時 及 び 場 所							
減 却 の 事 由							

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は2通（蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には3通）を蔵置場所所轄税関に提出して下さい。
3. ※印の欄は、該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規格 A 4)

製造用原料品等の譲渡届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

譲 渡 人
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

譲 受 人
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税の減免を受けた製造用原料品を下記のとおり譲渡したいので関税定率法施行令第 11 条の 2（第 49 条）、関税暫定措置法施行令第 33 条の 10 の規定により届け出ます。

記

品 名	数 量	軽減又は免除を受けた 関税の額	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 番 号
当該貨物が置かれている場所					
譲 渡 先 の 名 称 及 び 所 在 地					
譲 渡 し よ う と す る 理 由					

- (注) 1. 法人においては、譲渡人及び譲受人欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この届出書は、2 通（蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には 3 通）を譲渡しようとする前に製造用原料品等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出して下さい。
3. 関税暫定措置法施行令第33条の10の規定により届け出る場合の「軽減又は免除を受けた関税の額」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と関税暫定措置法第9条の2に規定する譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額となります。

輸入原料品等の関税の額の証明申出書

令和 年 月 日

税関御中

申出者
住 所
氏名又は名称

関税定率法第14条の2の規定により関税の軽減を受けるため必要があるので、下記の貨物に係る関税の額について証明を受けたいので申し出ます。

記

関税の額について証明を受けようとする輸入貨物				関税の軽減を受けようとする貨物の輸出（積戻し）の許可年月日
品 名	数 量	軽減、免除又は払戻しを受けた関税の額とその算出根拠	保税作業によったため課されなかった関税の額とその算出根拠	
		(関税の額) (算出根拠)	(関税の額) (算出根拠)	

証 明 書

上記の関税額について相違がないことを証明する。

令和 年 月 日

税 関 ⑤

（注） この証明申出書（2通）には、輸出（積戻し）の許可書、貨物製造報告書の写し、貨物製造証明書（令別表第2の貨物を除く。）の写し又は課税原料品による輸出貨物の製造終了報告書等、証明申出書に係る貨物の関税の軽減、免除、払戻し額等の計算に必要な書類を添付して下さい。

（規格A4）

申請番号

水産物加工製品についての承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

下記の水産物加工製品につき関税定率法施行規則第4条の承認を受けたいので申請します。

記

加工(又は製造)前の水産物の品名及び数量並びに購入先	
加工(又は製造)に使用する水産物以外の外国貨物の使用前の品名及び数量	
加工(又は製造)を必要とする理由	
加工(又は製造)の明細	
加工(又は製造)を行う船舶の名称及び登録番号並びにその船舶の船主及び運航者の住所、氏名又は名称	
加工(又は製造)を行おうとする水域及び加工(又は製造)期間	
輸入しようとする製品の品名及び数量	
その他の参考事項	

- (注) 1. この申請書は、2通を製品の輸入申告をする税関官署に提出して下さい。
2. 「加工(又は製造)の明細」欄には、加工(又は製造)の工程の概要、加工費の内訳、製造歩留り、副産物の処理等を記入して下さい。なお、余白が少ないときには別紙として下さい。
3. 「その他の参考事項」欄には、製品の輸入予定地、輸入予定年月日等を記入して下さい。

(規格A4)

水産物加工製品減税明細書

あて先 税 関 長 殿	令和 年 月 日	受理番号	
	提出者 住 所 氏名又は名称		

申 告 番 号	減 税 条 項 該 当 申 告 区 分
	関税定率法第14条の3第2項

項 目	品 名	数 量	価 額
軽減を受けようとする製品			
加工（又は製造）前の水産物			
軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎			
備 考			

(注) 「備考」欄には、関税定率法施行規則第4条の規定による税関長の承認を受けている場合に、その承認税関、承認番号及び承認年月日並びにその他参考となる事項を記入して下さい。

申請番号

国等以外の者の経営する施設指定申請書

令和 年 月 日

財 務 大 臣 殿
(税関長経由)

申 請 者
住 所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

関税定率法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により、陳列又は使用する標本、参考品又は学術研究用につき関税の免除を受けることができる私立の施設として指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 施設又は学校の目的
2. 施設又は学校の名称、位置及び設立年月日
3. 規則、規約又は学則 (別紙にしてもよい。)
4. 学校の場合は生徒の定員
5. 施設又は学校の設備
6. 経費及び維持の方法

(注) この申請書は 2 通提出して下さい。

(規格 A 4)

受理番号

標本・学術研究用品等
寄贈物品 免 税 明 細 書

令和 年 月 日

税関長殿

提 出 者

住 所

氏名（名称及び代表者の氏名）

申 告 番 号	免税条項該当申告区分	
	関税定率法第15条第1項第 号	
品 名	数 量	※原 産 地
寄贈者の住所、氏名又は名称		
陳 列 又 は 使 用 の 目 的		
陳 列 又 は 使 用 の 方 法		
陳 列 又 は 使 用 の 場 所		
※ 同種品又は類似品については免税 を受けたことがあるかどうか		
※ 学術研究用品については新規 発明品であること又は本邦に おいて製作困難である事由		

- (注) 1. 「寄贈者の住所、氏名又は名称」欄は、「寄贈物品免税明細書」として使用する場合に記載して下さい。
2. ※欄は、「標本・学術研究用品等免税明細書」として使用する場合に記載して下さい。

(規格A4)

博覧会等における使用物品免税明細書

あ て 先 税 関 長 殿	令和 年 月 日	受理番号
	提 出 者 住 所 氏名（名称及び代表者の氏名）	

申 告 番 号	免税条項該当申告区分
	関税定率法第 1 5 条第 1 項第 5 号の 2

品 名	原 産 地	価 格	数 量
算 出 基 礎			
使用の目的及び方法			
博 覧 会 等 の 名 称			
開 催 期 間			
会 場 の 位 置			
主 催 者 の 名 称			

- (注) 1. 「算出の基礎」欄には、免税を受けようとする数量を算出した算式（例えば、
配付期間×1日当りの配付人員×配付単位）を記載してください。
2. 「会場の位置」欄には、会場の所在地、会場内の配付場所を具体的に記載し、
配付場所の略図を添付して下さい。

(規格 A 4)

申請番号

国産困難等の確認申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住 所

氏名又は名称

下記の物品について国産困難等の確認を受けたいので申請します。

記

※ 適用法令	イ. 関税定率法施行規則第6条第13号 ロ. 関税暫定措置法施行規則第1条の4				
品 名	型 式	数 量	価 格	性 能	
用 途					
製 造 者					
製 造 地					
使 用 者					
使 用 場 所					
輸 入 の 目 的					
輸 入 予 定 時 期		輸 入 予 定 地			
同種又は類似品についての確認の有無					
新規発明品又は本邦において製作することが困難なものであることの事由					

- (注) 1. この申請書は、2通を輸入地所轄税関に提出して下さい。
2. ※印の欄は、該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規格A4)

第 号
令和 年 月 日

殿

税 関 長 ㊟

国 産 困 難 等 の 確 認 書

令和 年 月 日付別添確認申請については、下記物品を除き、令和 年 月
日までに輸入されるものに限り、 の規定により
であることを確認する。
なお、下記物品については、 とは認められない。

記

品 名	形 式	数 量	価 格

機 械 類 等 免 税 明 細 書

あて先 税 関 長 殿	令和 年 月 日	受理番号
	提出（申請）者 住 所 氏名（名称及び代表者の氏名）	

申 告 番 号	免 税 条 項 該 当 申 告 区 分	
	関税定率法第 条第 項第 号	関税暫定措置法第 条

1 品 名	2 型 式	3 性 能
4 数 量	5 価 格	6 用 途
7 使 用 目 的		
8 使 用 方 法		
9 使 用 場 所		
10 製 造 者 製 造 地		

- （注） この明細書は、次に掲げる条項に係る免税を受けようとする場合に使用して下さい。
- （1） 関税定率法第15条第1項第8号 航空機安全発着等物品の免税（3．5．6の事項は記入を要しない。）
- （2） 関税定率法第15条第1項第10号 条約の規定による特定用途免税（3．7．8の事項は記入を要しない。）
- （3） 関税暫定措置法第4条 航空機の部分品等の免税（7．8の事項は記入を要しない。航空機、航空機に使用する部分品又は宇宙開発の用に供する物品の素材の場合は、9の事項に承認を受けようとする工場の名称及び所在地を記入して下さい。）

(規格A4)

申請番号
Application No. _____

税関様式 T 第 1280 号
Customs Form T No.1280

自動車等の引越荷物免税申請書
Application Duty Exemption on Household Effect, removed on
account of Removal of Residence such as Automobiles. etc.

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date: _____

税 関 長 殿
To Director of Customs: _____

申 請 者
Applicant: _____
住所又は所在地
Address or Location: _____
氏名（名称及び代表者の氏名）
Name (Trade Name and Name of Representative): _____

関税定率法第 15 条第 1 項第 9 号の規定により免税を受けたいので関係書類を添え下記のとおり申請します。

Attaching the relevant documents, I hereby for duty exemption under Item 9, par. 1, Art. 15 of the Customs Tariff Law, as follows.

記

使 用 者 氏 名 Name of owner				国 籍 Nationality	
職 業 Occupation		パスポート番号 Passport No.		在 籍 資 格 Status in Japan	
入 国 年 月 日 Date of entrance		船 名 又 は 機 名 Name of vessel or aircraft		入 国 港 名 Port of entrance	
日 本 に お い て 同 居 する 家 族 の 数 Number of family residing in Japan		使 用 の 目 的 Purpose for use			
現 住 所 Present address	電話 () Tel. _____				
勤 務 先 住 所 及 び 名 称 Name and address of office	電話 () Tel. _____				
自動車（船舶、航空機）の名称 Name of automobile(vessel, aircraft)	形 式 Model	年 式 Type	車台番号 Chassis No.	機関番号 Engine No.	

- (注) 1. 関税及び内国消費税の免税を受けた上記の貨物が、輸入の許可の日から2年以内に自己又は家族の個人的な使用以外の他の用途に供されたときは、免税を受けた関税及び内国消費税は直ちに徴収されます。
2. 入国前に申請者又はその家族が既に使用したこと（船舶又は航空機については、入国前1年以上申請者又はその家族が使用したこと）を証明する書類を添付して下さい。
3. 入国の際、上記物品について別送申告をしてあつたときは、税関の確認を受けた別送申告書を添付してください。
4. 本邦に住居を移転するため入国するものであることを証するパスポートその他の書類を提示してください。

- Remarks: 1. If the above mentioned goods, exempted from customs duty and internal tax, are offered for use other than the personal use of yourself or your family, within 2 years after the import permit was granted for the goods, there shall immediately be collected the customs duty and internal tax exempted.
2. The application shall be accompanied with:
- (i) The document certifying that goods (except the vessels and aircrafts) have been used by you or your family before your entry into Japan (in case of the vessels and aircrafts, the document certifying that these have been used by you or your family one year or more before your entry into Japan), and.
- (ii) The declaration for unaccompanied goods, certified by the customs, if the goods mentioned above were declared in advance as unaccompanied goods upon your entry into Japan.
3. The passport or any other document certifying your entry into Japan for removal of your residence shall be produced.

(規格 A 4)

届出番号

用途外使用に該当しない用途の使用届

令和 年 月 日

税関御中

届 出 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

関 税 定 率 法 第 条 の規定により関税の軽減等又は免除を受けた下記の物品を用途外使用
関税暫定措置法第 条
に該当しない用途に使用したいので届け出ます。

記

品名	形式	数量	価格
輸入許可税関		輸入許可書の番号	
輸入許可の年月日			
関税の軽減等又は免除を受けた用途及び使用場所			
用途外使用に該当しない用途及びその理由			

（注）この届出書は、上記物品の所在地を所轄する税関に 1 通提出して下さい。
（規格 A 4）

届出番号
Report No. _____

税関様式T第 1290 号
Customs Form T No.1290

特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届

Report on Use of the Goods Exempted from Customs

Duty for $\left\{ \begin{array}{l} \text{Special Use} \\ \text{Re-Export} \end{array} \right\}$ for Other Use

令和 年 月 日
Date: _____

税 関 長 殿
To Director of Customs: _____

届 出 者
Applicant: _____
住 所
Address
氏名（名称及び代表者の氏名）
Name(Trade Name and Name of Representative)

関税定率法施行令第26条（第37条）の規定により下記のとおり届け出ます。
According to the Provisions of Art.26 (or Art.37) of the Cabinet Order for Enforcement of the Customs Tariff Law, I hereby report as follows.

記

品 名 Description	個 数 Number of Packages	数 量 Quantity	輸入許可の年月日 Date of Import Permit	輸入許可番号 Import Permit No.
新たに供しようとする用途 New purpose for which goods will be offered to be used			新用途に供しようとする年月日 Date when goods will be offered for new purpose	

（注） この届出書には、輸入の許可書（又はこれに代わる税関の証明書）を添付して貨物の置かれている場所の所在地所轄税関に提供して下さい。

Note: This Report shall be accompanied with the import permit (or Customs Certificate in lieu thereof) and be submitted to the Customs having jurisdiction over the location of goods.

（規格A4）

申請番号
Application No. _____

税関様式 T 第 1300 号
Customs Form T No.1300

特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書
Application for Duty Reduction for Deterioration (or Damage) on good
exempted from Duty for special use to be offered for other use.

令和 年 月 日
Date: _____

税 関 長 殿
To Director of Customs: _____

申 請 者
Applicant
住 所
Address
氏名（名称及び代表者の氏名）
Name (Trade Name and Name of Representative)

定下記貨物はやむを得ない事由により用途外使用したいが変質（損傷）しているから関税定率
法第 1 5 条第 2 項但書の規定により減税を受けたいので下記のとおり申請します。

Desiring to offer the following goods for use other than specific purpose due to unavoidable
cause, I hereby apply for duty reduction for deterioration (or damage) of the good under the
proviso to par, 2 Art. 15 of the customs Tariff Law as follows.

記

輸入許可の年月 日及びその番号 Date and No. of Import Permit	記号番号 Marks and Nos.	品 名 Descrip- tion	個 数 Number of packages	数 量 Quantity	価 格 Value	現在ある場所 Place where goods are now stored.
新 用 途 及 び 年 月 日 New purpose for which goods are offered and date when they are as offered						
新 用 途 に 供 す る 事 由 Why goods are offered for new purpose						
変 質 （ 損 傷 ） の 原 因 Reason for deterioration (or damage)						
変 質 （ 損 傷 ） の 種 類 Description of deterioration (of damage)						
関税の軽減を受けようとする額及び計算の基礎 Amount of duty reduction desired and base of calculation thereof.						

- (注) 1. 新用途に供することがやむを得ない事由による場合に限り減税されます。
2. 新用途に供する前にあらかじめ貨物の置かれている場所の所在地所轄税関に提出して
貨物の検査を受けなければなりません。

Note: 1. Duty reduction will be granted only if the goods are offered for new purpose due
to unavoidable cause.
2. Before the goods are offered for new purpose, you are required to submit this
Application in advance to the customs having jurisdiction over the location of goods
and have the goods examined by customs.

(規格 A 4)

免税物品使用場所変更届

令和 年 月 日

税関長殿

届 出 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の貨物の使用場所を変更したいので関税定率法施行令第26条第3項の規定により届け出ます。

記

品 名	型 式	数 量	輸 入 許 可 の 年 月 日	輸 入 許 可 書 の 番 号
使 用 し て い た 場 所				
変 更 後 の 使 用 場 所				
変 更 を 必 要 と す る 理 由				

（注） この届出書は、使用場所を変更しようとする前に貨物の置かれている場所を所轄する税関に2通提出して下さい。

特 定 用 途 免 税 貨 物 讓 渡 届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

讓 渡 人

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

護 受 人

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

関税の免除を受けた下記貨物を譲渡したいので関税定率法施行令第26条第5項の規定により届け出ます。

記

品名	数量	免除を受けた関税の額	輸入許可税関	輸入許可年月日	輸入許可番号
関税の免除を受けた用途					
関税の免除を受けた使用場所					
譲渡しようとする理由					
譲渡後における当該貨物の使用の目的					
譲渡後における当該貨物の使用の方法					
譲渡後における当該貨物の使用場所					
適用					

- (注) 1. この届出書は、譲渡しようとする前に当該貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関に3通提出して下さい。
2. 当該貨物が内国消費税の免除を受けているものである場合には、「適用」欄に税目及び免除された税額を記入して下さい。

(規格 A 4)

国産困難認定実績表

(免税対象物品名：_____)

税関

品名	形式	性能	製造者及び製造国	数量	価格	使用者 (輸入者)	用途	承認又は不承認 (免税又は課税) の理由

(注) 課題の「免税対象物品名」欄には、「学術研究用品」、「航空機の安全機械等」又は「航空機部分品等」のように記入すること。

(規格A4)

申請番号
Report No. _____

税関様式 T 第 1330 号
Customs Form T No.1330

外交官用自動車損傷減税申請書
Application for Duty Reduction for Deterioration or Damage
of Automobiles for Diplomats' Use.

令和 年 月 日
Date: _____

税 関 長 殿
To Director of Customs: _____

申 請 者

Applicant

住 所

Address

氏名（名称及び代表者の氏名）

Name (Trade Name and Name of Representative)

関税の免除を受けた下記貨物を免税用途以外の用途に供したいが、徴収される関税については関税定率法第 16 条第 2 項ただし書の規定により軽減を受けたいので、下記のとおり申請します。

Desiring to offer the following duty exempt goods for other use than those for which the duty exemption was granted, I hereby apply for duty reduction under the provisions of the Proviso to Par. 2, Art 16 of the Customs Tariff Law as follows.

記

自動車の種類及び形式 Kind and type of automobiles	車台番号 Chassis No.	機関番号 Engine No.	輸入許可の年月日 Data of import permit	輸入許可番号 Import permit No.
新 用 途 New use				
新用途に供しようとする年月日 Date when goods will be used for new purpose				
新用途に供しようとする事由 Reason why goods will be used for new purpose				
減耗その他損傷の概要 及び輸入後の走行哩数 Outline of the deteriora- tion and the damage and motoring miles after importation				

(注) この届出書には、輸入許可書（又はこれに代わる税関の証明書）を添付して貨物の置かれている場所の所在地所轄税関に提供してください。

Note: This application shall be submitted to the Customs having jurisdiction over the location of goods together with the import permit or Customs certification in lieu thereof.

(規格 A 4)

再輸出貨物減免税明細書

あて先 税関長殿	令和 年 月 日	受理番号
	提出者 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）	

申告番号	減免税条項該当申告区分
	イ. 関税定率法第17条第1項第 号 ロ. 関税定率法第18条第1項

品名	
数量	
輸入の目的	
輸出の予定時期	
輸出の予定地	
使用の場所	

発給団体 _____ 一時輸出入のための通関書類 _____ 発給団体

使用後は、発給事務所に返却すること。

A. 名義人及び住所	発給団体記入欄 表 紙
	(a) 通関書類の番号
B. 使用者及び住所*	(b) 発給団体
C. 用途	(c) 有効期間 _____/_____/_____ 年 月 日 (当日を含む)
この通関書類は、次の団体の保証に基づき、次の国／地域において使用することができる。	
この通関書類の名義人及び使用者は、仕出国／地域及び輸入国／地域の法令を遵守する責任を負う。	
発給団体の権限のある職員の署名及び発給団体のスタンプ	
_____ 発給場所及び日付 (年／月／日)	
_____ 名 義 人 の 署 名	

* 必要な場合に記入すること

(規格 A4)

総合物品表

品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産国/地域 1)	価額 2)	税関記入欄
合計または小計						

(注) 1) 「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと

2) 「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

(規格 A4)

通関手続書類の番号 _____

続き用紙番号	総合物品表
--------	-------

品目 番号	品名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産地／地域 1)	価額 2)	税 関 記 入 欄
小計						
合計又は小計						

- (注) 1) 「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと。
- 2) 「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

(規格 A4)

通関手続書類の番号

* 必要な場合記入のこと。

* 必要な場合に記入のこと

(規格 A4)

物 品 表

品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産国／地域 1)	価 額 2)	税関記入欄
合計又は小計						

注) 1) 「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと。

2)「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

(規格 A4)

輸出申告書						
続き用紙番号..... 通関手続書類の番号.....						
品目 番号	品名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産国／地域 1)	価額 2)	税関記入欄
小計						
合計又は小計						

(注) 1) 「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと。

2) 「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

[輸入控え]

通関手続書類の番号

1、総合物品表の品目番号		の物品は、輸入許可された。	
2、再輸出期限		年/月/日 / /	
3、輸入許可番号/整理番号		7、 許可印	
4、その他の事項*			
5、 税 関	6、 日付（年/月/日）		

*必要な場合記入のこと。

輸入 (納税) 申告書 (免許明細書兼用)	A,名義人及び住所	発給団体記入欄 K、通関手続書類 a) 通関手続書類の番号 b) 発給団体 c) 有効期限 年 月 日（当日を含む）
	B,使用者（輸入者）及び住所*	
	C,物品の用途（輸入の目的）	
	D 再輸出の予定時期 年 月 日 / / /	
	E、再輸出の予定地	税関記入欄 L 輸入通関 a) J の申告に係る物品は、輸入許可された b)再輸出期限 年 月 日 c)輸入許可番号/整理番号 d)その他の事項*
	F,輸送手段（積載船（機）名、入港年月日積出地）	日付（年/月/日） 許可印
	G,貨物の蔵置場所	
	H、物品の使用場所	
	I 免税条項適用区分	
	J 一時輸入申告	
私は、正当に権限を与えられ、 a)輸入国/地域の法令に定める条件に従い 裏面の物品表に記載されている物品で、総合 物品表の次の品目番号の物品を一時輸入する ことを申告します。 b)輸入国/地域の法令を遵守すること及び税関が定める 期間内に a)の物品を再輸出する品を規制することを 約束します。 c)ここに記入した事項が真実かつ完全なものである ことを確認します。		あて先 殿 日付 / / (年/月/日) 氏名 _____ 署名 _____

* 必要な場合に記入のこと

(規格 A4)

物 品 表

品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産地／ 地域 1)	価額 2)	申 告 価格 3)	税表番号・ 税率 3)	税関記入欄
合計又は小計								

注) 1) 「原産地／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地記名を表示のこと。

2)「価額」には通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

3) 携帯品及び別送品の場合には、「申告価格」欄及び「税表番号・税率」欄は記載する必要はない。

輸入（納税）申告書（免税明細書兼用）								
続き用紙番号				通関手続書類の番号				
品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産国/ 地域 1)	価額 2)	申告価格 3)	税表番号・ 税率 3)	税関記入欄
小 計								
合計又は小計								

(注) 1) 「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと。

2) 「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

3) 携帯品及び別送品の場合には、「申告価格」欄及び「税表番号・税率」欄は記入する必要はない。

(規格 A4)

〔再輸出控え〕

通関手続書類の番号

1、総合物品表の品目番号.....の物品で、 この通関手続書類の輸入申告番号／整理番号..... により一時輸入された物品は、輸出許可された。		
2、提示されず、かつ、その後も再輸出の予定がない部品についてと らえた措置＊		6、 許可印
3、輸出許可番号／整理番号.....		
4、 税 関	5、 日付（年／月／日）	

＊必要な場合記入のこと。

再 輸 出 申 告 書	A,名義人及び住所	発給団体記入欄 G、通関手続書類 a) 通関手続書類の番号 b) 発給団体 C) 有効期限 年 月 日（当日を含む）
	B,使用者（輸出者）及び住所＊	
	C,物品の用途	
	D,輸送手段（積載船（機）名、出港予定 年月日、仕向地）	
	E、貨物の蔵置場所	税関記入欄 H 輸出通関 a)Fの申告に係る物品は、輸出許可された b)提示されず、かつ、その後も再輸出の予 定のない物品についてとられた措置＊ c)輸出許可番号／整理番号..... d)その他の事項＊ 日付（年/月/日） 許可印
	F,再輸出申告 私は、正当に権限を与えられ、 a) 裏面の物品表に記載されており、総合物品 表の次の品目番号の物品で この通関手続書類の輸入許可番号/整理番号により一時輸入 されたものを再輸出することを申請しま す。 b) 提示された次の品目番号の物品は、その後 も再輸出の予定のないことを申告します。 c) 私は、この申告の裏づけとして、次の書類 を提出します。 d) ここに記入した事項が真実かつ安全なもの であることを確認します。	あて先 殿 日付 (年/月/日) 氏名 署名

＊ 必要な場合に記入のこと

（規格 A4）

物 品 表

品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産国／地域 1)	価 額 2)	税関記入欄
合計又は小計						

注) 1) 「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと。

2)「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

(規格 A4)

再輸出申告書						
続き用紙番号..... 通関手続書類の番号.....						
品目 番号	品名 (記号及び番号)	個数	重量又は数量	原産国／地域1)	価額2)	税関記入欄
小計						
合計又は小計						

(注) 1)「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと。

2)「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

通関手続書類の番号

輸 出 届 出 書	A. 輸入	
	a) 許可年月日 / / 年 月 日	b) 許可番号
	B. 再輸出	
	a) 許可年月日 / / 年 月 日	b) 許可税関
	c) 許可番号	
C. 再輸出の届出		
私は、正当に権限を与えられ、 裏面の物品表に記載されている物品で、総合 物品表の次の品目番号の物品を輸出したことを 届け出ます。 あて先 殿 届出年月日 / / (年 月 日) 氏名 署名		

- (注) 1、この届出書は、再輸出免税を受けた輸入貨物を再輸出した時に、以下の輸出確認を受け、その交付を受けた日から1月以内に当該貨物の輸入地税関に提出しなければなりません。
- 2、輸入地税関と輸出地税関が異なる場合は、輸入地税関の官署の長宛の輸出届出書を輸出地税関に提出することができます。

【再輸出確認】(税関記載)

裏面の物品表に記載されている物品については、輸出されたことを確認した。		
輸入許可税関		
輸入許可番号		
許可年月日	 (年/月/日)	
輸出確認日付		 確認印
輸出確認税関		

(規格 A4)

物 品 表

品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	税関記入欄

輸出届出書				
続き用紙番号.....通関手続書類の番号.....				
品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	税関記入欄

[再輸入控え]

通関手続書類の番号

1、総合物品表の品目番号_____の物品は、輸入許可された。		
2、輸入許可番号／整理番号_____		6、 許可印
3、その他の事項*_____		
4、 税 関		
5、 日付（年／月／日）		

* 必要な場合記入のこと。

再 輸 入 （ 納 税 ） 申 告 書	A.名義人及び住所	発給団体記入欄
	B.使用者（輸出者）及び住所*	G.通関手続書類 a) 通関手続書類の番号 b) 発給団体
	C.輸送手段（積載船（機）名、入港年月日、積出地）	C) 有効期限 _____/_____/_____ 年 月 日（当日を含む）
	D.貨物の蔵置場所	
	E.免税条項適用区分	税関記入欄 H.再輸入通関
	F.再輸入申告 私は、正当に権限を与えられ、 a) 裏面の物品表に記載されている物品で、総合物品表の次の品目番号の物品が、 _____この通関手続書類の輸出許可番号/整理番号_____により一時輸出されましたが、当該物品を再輸入することを申告します。 b) (a) の物品は、外国においていかなる加工も施されていないことを申告します	a)F の申告に係る物品は、輸出許可された。 b)輸出許可番号／整理番号 _____ d)その他の事項* _____ 日付（年/月/日） 許可印
c) ここに記入した事項が真実かつ完全なものであることを確認します。	あて先 _____ 殿 日付 _____ _____/_____/_____ (年/月/日) 氏名 _____ 署名 _____	

* 必要な場合に記入のこと

(規格 A4)

物 品 表

品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産地／ 地域 1)	価額 2)	申 告 価格 3)	税表番号・ 税率 3)	税関記入欄
合計又は小計								

注) 1) 「原産地／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地記名を表示のこと。

2)「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

3) 携帯品及び別送品の場合には、「申告価格」欄及び「税表番号・税率」欄は記載する必要はない。

(規格 A4)

再輸入（納税）申告書								
続き用紙番号				通関手続書類の番号				
品目 番号	品 名 (記号及び番号)	個数	重量又 は数量	原産国/ 地域 1)	価額 2)	申告価格 3)	税表番号・ 税率 3)	税関記入欄
小 計								
合計又は小計								

(注) 1) 「原産国／地域」には、通関手続書類の発給国／地域と異なる場合に原産国／地域名を表示のこと。

2) 「価額」には、通関手続書類の発給国／地域におけるその通貨による商業的価額を表示のこと。

3) 携帯品及び別送品の場合には、「申告価格」欄及び「税表番号・税率」欄は記入する必要はない。

(規格 A4)

届出番号

外国貨物等亡失届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称

※ 適 用 法 令	イ．関税定率法施行令第 38 条の規定により準用される同令第 11 条第 1 項 ロ．関税定率法施行令第 41 条の規定により準用される同令第 38 条の規定により準用される同令第 11 条第 1 項 ハ．関税定率法施行令第 61 条の規定により準用される同令第 11 条第 1 項 ニ．関税暫定措置法施行令第 36 条第 1 項 ホ．関税定率法第 13 条第 7 項ただし書の規定を準用するコンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 5 条第 2 項				
輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 等 の 番 号	品 名 （免税コンテナーの 場合には種類、記号 及び番号）	数 量	価 格
亡失した年 月日及び場 所					
亡失した理 由					
備 考					

- (注) 1. この届出書は、2 通提出して下さい。
2. この届出書には、亡失地所轄警察官署等の亡失の事実を証明した書類を添付して下さい。
3. ※印の欄は、該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

再 輸 出 免 税 貨 物 加 工 証 明 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

加工者（証明者）
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

関税定率法第 1 7 条第 1 項（再輸出免税）の規定による免税輸入貨物を下記のとおり加工したことを証明します。

記

（製品）加工済貨物		副 産 物 等		加 工 に 使 用 し た 再 輸 出 免 税 貨 物			
品 名	数 量	品 名	数 量	型、 銘 柄	品 名	数 量	輸 入 許 可 の 年 月 日 及び輸入許可書の番号
加工工場の名称 及び所在地			加工終了年月日			輸入地税関	
加 工 の 内 容							
備 考							

- （注） 1． この証明書は、輸入許可書ごとに 1 通作成して下さい。
- 2． この証明書は、輸出申告の際に輸入許可書（又はこれに代わる税関の証明書）に添付して提出して下さい。

（規格 A 4）

再輸出減免税貨物の輸出の届出書

令和 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

〔 関税定率法第 17 条第 1 項第 号
 関税定率法第 18 条第 1 項 〕の規定により関税の免除（軽減）を受けて輸入し
た貨物を輸出したので同条第 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

品 名	数 量	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 の 番 号
輸 出 許 可 税 関	輸 出 の 年 月 日	輸 出 許 可 書 の 番 号	輸出の旨の記載を受け た輸入許可書又はこれ に代わる証明書の交付 年月日

- （注） 1. この届出書は、1 通提出して下さい。
2. この届出書は、再輸出減免税を受けた輸入貨物を輸出した時に輸出許可税関
 から当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書に輸出済の記載を
 受け、その交付を受けた日から 1 月以内に当該貨物の輸入許可税関官署に提出
 しなければなりません。

（規格 A 4）

輸出貨物製造用原料品の免税等に係る承認申請書
(製造工場等の承認申請書兼用)

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名 (名称及び代表権者の氏名)

関税定率法施行令第 47 条の 2、同令第 49 条において準用する第 6 条の 3 及び第 8 条並びに同令第 50 条の規定により下記のとおり申請します。

記

区 分	関税の免除を受けようとする輸入原料品	輸出貨物の製造に使用される免税原料品以外の原料品	免税原料品を使用して製造される輸出貨物
品 名 及 び 規 格			
数 量	①	②	③
価 格			
輸入 (出) 予定時期			
輸入 (出) 予定地			
製 造 工 程 の 概 要			
製 造 歩 留 率	$\frac{\textcircled{3}}{\textcircled{1}+\textcircled{2}} \times 100 (\%)$ () $\frac{\textcircled{3}}{\textcircled{1}} \times 100 (\%)$ ()		
副 産 品 の 有 無	有 (有る場合はその品名) 数量 () ・ 無 ()		
製 造 工 場 の 名 称 、 所 在 地			
製 造 工 場 の 構 造			
上 記 の 製 造 に 要 す る 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
免 税 原 料 品 に 混 じ て 使 用 す る 同 種 の 他 の 原 料 品 の 有 無	有 ・ 無	製造の届出及び検査の特例に関する申請の有無	有 ・ 無
免 税 承 認 を 受 け よ う と す る 理 由			

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は、2 通 (輸入地を所轄する税関と製造工場を所轄する税関とが異なるときは3 通) を輸入 (予定) 地を所轄する税関長に提出して下さい。

(規格 A 4)

輸出貨物の製造用原料品による製造報告書（ 月分）

令和 年 月 日

税 関 長 殿

報 告 者
製造工場の所在地及び名称
氏 名（責 任 者 氏 名）

1. 原料品

輸 入 許 可 書 番 号				
許 可 年 月 日				
品 名 及 び 規 格				
前 月 末 繰 越 数 量 ①				
当月中製造工場搬入数量 ②				
当月中製造工場搬出数量 ③				
製 造 に 使 用 し た 数 量 ④				
未使用残高 (①+②-③-④)				

2. 製品及び副産物

製 品 の 品 名 及 び 規 格					
副 産 物 の 品 名 及 び 規 格					
前 月 末 繰 越 数 量 ⑤					
当 月 中 出 来 高 ⑥					
当 月 中 搬 出 数 量 ⑦	輸 出 完 了				
	輸 出 未 了				
	そ の 他				
	計				
製 品 残 高 (⑤+⑥-⑦)					

3. 仕 掛 品

原 料 品 の 品 名 及 び 規 格					
前 月 末 繰 越 数 量 ⑩					
使用原料量 (上記 1 の④)					
製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量 ⑪					
本月末残高 (⑩+④-⑪)					
備 考					

- (注) 1. 法人においては、報告者欄に法人の製造工場の所在地並びに名称及びその責任者（原則として工場長）の氏名を記載してください。
2. この報告書は2通を工場所轄税関に提出して下さい。なお、この報告書には、第2欄の「当月中搬出数量」欄の「輸出完了」欄に記載された数量に係る輸出許可書を添付して下さい。
3. 第1欄の「当月中製造工場搬出数量」欄には、他の製造工場に原料品を譲渡した場合等の搬出数量を記載して下さい。
4. 第2欄の「当月中搬出数量」欄の「その他」欄には、製造が2以上の工場にわたって行われる場合における次の製造工程の工場に引き渡した数量を記載して下さい。

(規格A4)

戻し税に係る製造工場承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税定率法第 19 条第 1 項（第 5 項）の規定により、下記のとおり製造工場の承認を申請します。

記

承認を受けようとする製造工場の名称及び所在地		
承認を受けようとする期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
製造しようとする輸出貨物	品 名	輸出見込数量
払戻し（減額）を受けようとする原料品	品 名	使用見込数量
上記原料品の入手経路		
製造の方法		
保の税内作業容	外国貨物である使用原料品の品名	
	保税作業によりできる製品の品名	

(注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は、2 通（支署にあっては 3 通）を製造工場を所轄する税関に提出して下さい。
3. 「保説作業の内容」欄は、承認を受けようとする製造工場が関税法第 56 条の規定による保税工場の許可を受けている場合のみ記入して下さい。

輸出貨物の製造用原料品による

貨物製造報告書

貨物製造証明書

(注 1、2)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

製 造 者

住 所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

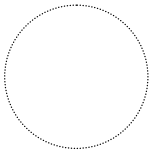
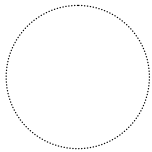
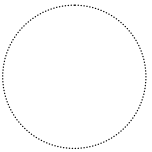
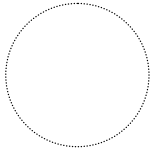
関税定率法施行令第 53 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり製造の

報 告

証 明

をします。(注 2)

記

			製造者の製造報告 (証明)番号 (注 3)		
輸 出 貨 物			関税の払戻し (減額・控除) を 受けることができる原料品		
品 名		数 量		品 名	数 量
製造工場の名称 及 び 所 在 地				製造工場の 承認年月日	
製造工場の承認 税関及び承認番号				輸出貨物の 移出年月日	
通 関					
輸出者の住所、氏名 又 は 名 称 (注 4)				輸出申告番号 及び輸出許可印	船積数量及び 船 積 確 認 印
品 名		輸 出 申 告 数 量		輸出申告番号	船積数量
		個 数			
品 名		輸 出 申 告 数 量		輸出申告番号	船積数量
		個 数			

- (注) 1. この貨物製造報告書 (貨物製造証明書) は、関税定率法施行令第 5 2 条第 1 項に掲げる輸出貨物の品目の異なるごとに 2 通作成し、輸出申告書に添付して提出して下さい。なお、この貨物製造報告書 (貨物製造証明書) は、なるべく輸出申告単位ごとに作成して下さい。
2. 製造者が直接輸出する場合は貨物製造報告書として、製造者以外の者が輸出する場合は貨物製造証明書として使用するものとし不要の文字は抹消して下さい。
3. 「製造者の製造報告 (証明) 番号」欄には、各製造者が貨物製造報告書又は貨物製造証明書の暦年ごとの発行一連番号を記載して下さい。
4. 「輸出者の住所、氏名又は名称」欄には、製造者以外の者が輸出する場合にのみ記載して下さい。

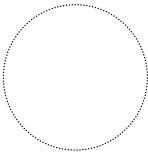
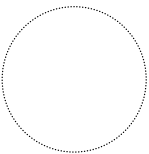
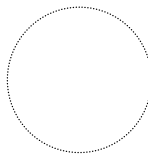
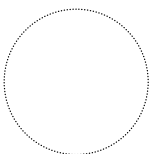
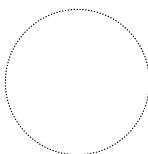
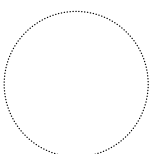
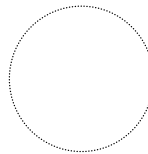
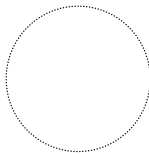
(規格 A 4)

輸出貨物の製造用原料品による

貨物製造報告書

貨物製造証明書

(つづき)

記			製造者の製造報告 (証 明) 番 号	
通 関				
輸出者の住所、氏名 又 は 名 称			輸 出 申 告 番 号 及び輸出許可印	船 積 数 量 及 び 船 積 確 認 印
品 名	輸出申告 数 量		輸出申告番号	船積数量
				
	個 数			
品 名	輸出申告 数 量		輸出申告番号	船積数量
				
	個 数			
品 名	輸出申告 数 量		輸出申告番号	船積数量
				
	個 数			
品 名	輸出申告 数 量		輸出申告番号	船積数量
				
	個 数			

(注) 1 枚の貨物製造報告書又は貨物製造証明書に記載されている輸出貨物が 3 回以上にわたって分割輸出される場合にその裏面にはり付けて使用して下さい。

(規格 A 4)

税 関 長 殿

令和 年 月 日
〇 〇 製 糖 株 式 会 社

精 製 糖 引 渡 証 明 書

(かん詰業者等名) に当社製造の下記精製糖を引き渡したことを証明します。

輸 入 原 料 糖				製 造 実 績					引 渡 精 製 品		
輸入申告 番 号	輸 入 年 月 日	種 類	数 量	製 造 年 月 日	原 料 糖 使 用 量	精 製 糖 種 類	精 製 糖 数 量	しよ糖分	引 渡 年 月 日	種 類	数 量
輸入地所轄 税 関 名				製糖工場名 及び所在地				取 引 人 住 所 氏 名			

申請番号

輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

関税定率法第 1 9 条第 1 項(第 5 項又は第 6 項)の規定により関税の払戻し(減額・控除)を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額			円		
払戻し（減額・控除）を受けようとする関税額の算出根拠					
輸 出 貨 物	品 名	個 数	数 量		
貨物製造報告書又は貨物製造証明書の枚数			枚		
輸出貨物の製造に使用した 輸入原料品	品 名	数 量	輸入許可年月日	輸入申告番号	納税済証明書の発給年月日及び番号
1 月ごとに払戻しを受けることについての希望の有無			有 無		

払 戻 し 関 税 の 受 領 方 法	1. 直接受領				
	2. 銀行振込	銀 行 名	銀行 支店 当座・普通		
		口 座 番 号			
		フ リ ガ ナ			
		口 座 名 義			
	3. 銀行送金	銀 行 名	銀行 支店		

- (注) 1. この申請書は、2 通を輸出地税関又は製造工場若しくは組合等の所在地の所轄税関（減額を受けようとする場合は輸出地税関に限る。）に提出して下さい。
2. この申請書は、関税定率法施行令 5 2 条第 1 項に掲げる輸出貨物の品目の異なるごとに作成して下さい。
3. この申請書には、貨物製造報告書又は貨物製造証明書を添付して下さい。
4. 「払戻し（減額・控除）を受けようとする関税額の算出根拠」欄には、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税額を算出した算式を記載して下さい。
5. 「納税証明書の発給年月日及び番号」及び「1 月ごとに関税の払戻しを受けることについての希望の有無」欄には、関税の払戻しを受けようとする場合に記載して下さい。
6. 関税の払戻しを受けようとする場合には、希望する「払戻し関税」の受領方法の番号を○で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。
7. 払戻し（減額）を受ける貨物が特例申告に係る指定貨物である場合は、「輸入許可年月日」欄に、特例申告書の提出年月日を（ ）書で併記する。

（規格 A 4）

税関様式T第1530号
令和 年 月 日

輸 入 原 料 品 納 税 済 証 明 書

税 関 名 ⑩

輸 入 原 料 品	数 量	価 額	税 率	税 額	輸 入 申 告 番 号		輸 入 年 月 日		搬 入 年 月 日	搬 入 量	摘 要
輸入申告者住所氏名 (関 税 納 付 者)					製造工場の名称 及 び 所 在 地						

(注) 関税払戻し額の算定に必要な事項は、摘要欄に記入して下さい。

輸 出 品 分 析 成 績 書

輸 出 品			輸 入 原 料 品			しよ糖分	税 率	払戻し (減額・控除) 金 額
年 月 日	名 称	数 量	名 称	種 別	使 用 量			
製 造 年 月 日	製造工場の名称及び所在地				製造者住所氏名			分析年月日 分析者 氏名

(注) 輸出品の数量欄には、Net で記入し、個数をかつこ書して下さい。

(規格 A4)

内貨原料品による製品に係る確認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
氏名（名称及び代表者の氏名）
保税工場の所在地

関税定率法第 19 条の 2 第 1 項の規定により税関長の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。
記

外貨原料品と同種の原料品			その他の原料品		輸出（積戻し）しようとする製品			同時に製造されるその他の物品		
品 名	品質、規格等	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量	価 格	品 名	数 量	価 格
計算の基礎				関税定率法第 19 条の 2 第 1 項の適用を受けようとする理由				指定保税工場の指定書の番号、政令第 54 条の 2 第 3 項の適用を受けべき旨の通知の有無		有 ・ 無
＊ 確 認 印 欄	輸出（積戻し） 許可年月日	＊ 船 積 確 認 欄	船 積 数 量	免 税 輸 入 欄	確認を受けた原料 品 の 数 量	関税の免税を受けよう とする輸入貨物の数量		確認を受けた原料 品の数量の残数量		＊ 税関記入欄

- (注) 1. この申請書 2 通を、申請者が関税定率法施行令（以下「令」という。）第 54 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた者である場合には輸出申告税関、同条第 3 項の規定の適用を受ける者である場合には保税工場の所轄税関に提出して下さい。
2. 「計算の基礎」の欄には、製品又はその他の物品の製造歩留率、原料品の成分、規格その他税関の確認上必要と思われる事項を記載して下さい。
3. 「価格」の欄は、令第 54 条の 5 の規定の適用がある場合で同条のあん分計算の基礎として価格が用いられる場合に記載して下さい。

内貨原料品による製品の輸出に係る免税明細書

あて先 税関長殿	令和 年 月 日	受理番号
	提出者 住 所 氏名（名称及び代表者の氏名）	

申告番号	免税条項該当申告区分
	関税定率法第 19 条の 2 第 1 項

関税の免除を受けようとする輸入物品の品名、品質、規格等	
関税の免除を受けようとする輸入貨物の数量	
免除を受けようとする関税の額	
免除を受けようとする関税の算出根拠	
税関長の確認を受けた当初の原料品の数量	
税関長の確認を受けた原料品を使用して製造した製品の輸出（積戻し）の許可の年月日	

- (注) 1. この明細書は 2 通を輸入申告する税関に提出して下さい。
2. 「免税を受けようとする関税の額の算出根拠」の事項には、免税を受けようとする関税の額の計算が関税定率法施行令第 54 条の 5 の規定による場合にのみ、免税額を算出したその算式を記載して下さい。

(規格 A 4)

申請番号

戻し税を受けるため課税（未納税）原料品を保税
工場等に入れることの承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税定率法第 19 条の 2 第 2 項の規定により戻し税を受けるため下記物品を保税工場又は総合
保税地域に入れることの承認を受けたいので申請します。

記

課税(未納税)原料品		課税(未納税)原料品とともに使用しようとする貨物			課税(未納税)原料品により製造する輸出貨物その他の製品の品名
品名	数量	品名	数量	内外貨の別	
課税(未納税)原料品の輸入を許可した税関			課税(未納税)原料品の輸入許可年月日		
保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地					
課税(未納税)原料品を輸出貨物の原料品として使用する理由					

- （注）
- 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
 - この申請書は、2 通を保税工場又は総合保税地域を許可した税関に提出して下さい。
 - 「保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地」の欄には、総合保税地域にあっては課税（未納税）原料品を入れる施設の名称及び所在地を記入して下さい。

（規格 A 4）

申請番号

課税（未納税）原料品による輸出貨物の製造終了報告書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

報 告 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

課税（未納税）原料品による輸出貨物の製造が終了したので関税定率法施行令第 54 条の 8 第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

輸 出 貨 物			輸出貨物以外の製品及び副産物			関税の払戻し（減額）を受けようとする 課税（未納税）原料品		
品 名	数 量	価 格	品 名	数 量	価 格	品 名	数 量	価 格
課税（未納税）原料品の輸入を 許可した税関名			課税（未納税）原料品の輸 入許可の年月日					
保税工場又は総合保税地域の 名称及び所在地			保税工場又は総合保税地域 に課税（未納税）原料品を 入れた年月日					
輸出貨物の輸出の予定時期及 び予定地			検査職員の氏名					

- (注) 1. 法人においては、報告者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この報告書は、2 通を保税工場又は総合保税地域を許可した税関に提出して下さい。
3. 「保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地」の欄には、総合保税地域にあっては輸出貨物を製造した施設の名称及び所在地を記入して下さい。

確 認 書

上記の報告に基づいて令和 年 月 日検査を終了し相違がないことを確認した。
令和 年 月 日

税 関 ④

(規格 A 4)

令和 年 月 日

申請者

住所

関税定率法第19条の2第2項（第3項又は第4項）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第16条第4項（第5項又は第6項）の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し（減額・控除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

輸出貨物の製造に使用した課税原料品			輸 出 貨 物		
品 名	数 量	輸入許可税関	品 名	数 量	
払戻し（減額・控除）を受けようとする関税等の額	関 税 円	消費税 円	地方消費税 円	税 円	合計 円
保税工場又は総合保税地域の名称及び所在地					

払戻し 関税等の 受領方法	1. 直接受領			
	2. 銀行振込	銀 行 名	銀行	支店 当座・普通
		口 座 番 号		
		フ リ ガ ナ		
		口 座 名 義		
3. 銀行送金	銀 行 名	銀行	支店	

- (規格 A 4)

(裏 面)

貨 物 の 性 質、 形 状 等

申請番号

輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間延長承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

関税定率法施行令第 5 4 条の 1 4（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第 2 6 条の 5）の規定により輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間の延長の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

記 号 ・ 番 号	品 名	数 量
輸 入 許 可 年 月 日		輸 入 許 可 番 号
再 輸 出 期 間 の 延 長 の 承 認 を 受 け よ う と す る 理 由		
再 輸 出 有 効 期 限		※承認印・承認年月日
延 長 を 必 要 と す る 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
輸 出 の 予 定 地		

- (注) 1. この申請書は、2 通を輸入許可税関官署に提出して下さい。
2. この申請書に、申請に係る貨物の輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。
3. ※印欄は記入しないで下さい。

(規格 A 4)

申請番号

輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書

税 関 長 殿

令和 年 月 日

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記貨物は、輸入と同一状態で再輸出しますから、関税定率法第19条の3第1項（第2項）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第16条の3第1項（第2項）の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し（減額）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

※払い戻すべき (減税すべき) 関税額等		関税 円	消 費 税 円	地方消費税 円	税 円	合計 円
輸 入 貨 物	記号・番号	品 名		数 量	価 格	納付した(すべき) 関税額等
						関税額 円
						消費税額 円
						地方消費税額 円
						税額 円
輸入許可年月日				輸入申告番号		
輸入税関官署				再輸出貨物確認申請書届出番号		
輸 出 貨 物	記号・番号	品 名		数 量	価 格	
輸出申告年月日				輸出申告番号		
貨物の蔵置場所				仕 向 地		
輸 出 の 理 由						

払戻し 関税等の 受領方法	1. 直接受領				
	2. 銀行振込	銀 行 名	銀行 支店 当座・普通		
		口 座 番 号			
		フ リ ガ ナ			
		口 座 名 義			
3. 銀行送金	銀 行 名	銀行 支店			

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. この申請書には、輸入許可書（又はこれに代わる税関の証明書）及び輸入地税関で確認を受けた再輸出貨物確認申請書を添付して提出して下さい。
3. 関税等の払戻しを受けようとする場合は、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を○で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。
4. ※の欄は記入しないで下さい。

(規格A4)

届出番号

違約品等保税地域搬入届

令和 年 月 日

税関長 殿

届出者
住 所
氏名又は名称

契約の内容と相違する貨物
関税定率法第20条の規定により、下記のとおり、通信販売され、返送する貨物を保税地域に搬入したので届け出ます。
販売又は使用が禁止された貨物

記

記 号 番 号	品 名	個 数	数 量	輸 入 許 可 税 関	輸入許可年月日	輸入申告番号
保税地域の名称 及び所在地				搬 入 年 月 日		

(注) この届出書は2通を保税地域所在地税関に提出して下さい。

申請番号

違 約 品 等 保 税 地 域 搬 入 期 間 延 長 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住 所

氏名又は名称

関税定率法第 2 0 条第 1 項の規定により違約品等の保税地域への搬入期間の延長の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

記 号 番 号	品 名	数 量
搬 入 の 予 定 時 期		
搬入を予定する保税地域の 名称及び所在地		
搬入期間の延長の承認を受 けようとする理由		
備 考		

- (注) 1. この申請書は、2 通を輸入地所轄税関官署又は搬入予定地所轄税関官署に提出して下さい（申請先が搬入予定地所轄税関官署でない場合は 3 通提出して下さい。）。
2. この申請書に、申請に係る貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい（輸入地所轄税関官署に申請する場合で、輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付しない場合には、備考欄に輸入許可番号及び輸入許可年月日を記載して下さい。）。

(規格 A 4)

申請番号

違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

契約の内容が相違するため
下記貨物は、通信販売物品を返送するため 輸出しますから、関税定率法第20条第1項（第3項又は第4項）
販売又は使用が禁止されたため
及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第17条第1項（第3項又は第4項）の規定により関税、内
国消費税及び地方消費税の払戻し（減額・控除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

※払い戻すべき （減額・控除す べき）関税額等		関税 円	消費税 円	地方消費税 円	税 合 計 円		
輸 入 貨 物	記号・番号	品 名	個 数	数 量	価 格	納付した（すべき）関税額等	
						関税額	円
						消費税額	円
						地方消費税額	円
						税額	円
輸入許可年月日				輸入申告番号			
輸 出 者							
製 造 者							
輸 入 者							
納 入 元							
輸 出 貨 物	記号・番号	品 名	個 数	数 量	価 格		
						円	
保税地域の名称及び所在地				搬入年月日			
輸出の事由							

払戻し 関税等の 受領方法	1. 直接受領		
	2. 銀行振込	銀 行 名	銀行 支店 当座・普通
		口 座 番 号	
		フリガナ	
		口 座 名 義	
3. 銀行送金	銀 行 名	銀行 支店	

- (注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。
2. この申請書には、関税定率法第20条第1項各号に該当することを証する書類及び輸入許可書（特例申告貨物である場合は特例申告書の写し）又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。
3. 輸出の事由欄には、違約品にあっては輸入貨物の品質、性質等が契約の内容と相違している点に、また、販売又は使用が禁止された貨物にあっては、その規制対象となった点について詳細に記載してください。また、通信販売物品を返送する場合にあっては返送の理由を記載して下さい。
4. 関税等の払戻しを受けようとする場合には、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を○で囲んで下さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。
5. ※の欄は記入しないで下さい。
6. 払戻し（減額）を受けようとする貨物が特例申告貨物である場合には、「輸入許可年月日」欄には、特例申告書の提出年月日を（ ）書で併記して下さい。

（規格A4）

申請番号

違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記貨物は、
契約の内容が相違するため
通信販売物品について予期しなかったため 輸出に代えて保税地域で廃棄しましたが、関税定率法
販売又は使用が禁止されたため
第20条第2項（第3項又は第5項）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第17条第2項（第3項
又は第5項）の規定により関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し（減額・控除）を受けたいので、下記のとお
り申請します。

記

※払い戻すべき （減額・控除す べき）関税額等		関税 円	消費税 円	地方消費税 円	税 円	合計 円
輸 入 貨 物	記号・番号	品 名	個 数	数 量	価 格	納付した（すべき）関税額等
						関税額 円
						消費税額 円
						地方消費税額 円
輸 入 許 可 年 月 日		輸入申告番号				
輸 出 者						
製 造 者						
輸 入 者						
納 入 元						
区 分	記号・番号	品 名	個 数	数 量	価 格	
廃 棄 し た 貨 物						円
廃棄により生じた残存物						円
廃 棄 の 場 所				廃 棄 の 日 時		
保税地域の名称及び所在地				搬 入 年 月 日		
廃 棄 の 理 由						

払 戻 し 関税等の 受領方法	1. 直接受領		
	2. 銀行振込	銀 行 名	銀行 支店 当座・普通
		口 座 番 号	
		フ リ ガ ナ	
		口 座 名 義	
3. 銀行送金	銀 行 名	銀行 支店	

- (注) 1. この申請書は、税関職員がその廃棄について確認した「滅却（廃棄）承認書」（C-3170）を添付して
下さい。
2. 関税等の払戻しを受けようとする場合には、希望する「払戻し関税等」の受領方法の番号を○で囲んで下
さい。銀行振込又は銀行送金を希望するときは、振込又は送金に必要な事項を記入して下さい。
3. ※の欄は記入しないで下さい。
4. 払戻し（減額）を受けようとする貨物が特例申告貨物である場合には、「輸入許可年月日」欄には、特例
申告の提出年月日を（ ）書で併記して下さい。

（規格A4）

申告番号	減免税条項該当申告区分
	関稅定率法第 条 関稅暫定措置法第 条 項

(規格 A 4)

軽 減 税 率 適 用 貨 物 譲 渡 届

令和 年 月 日

税 関 長 殿

譲 渡 人
住 所
氏名又は名称
譲 受 人
住 所
氏名又は名称

軽減税率の適用を受けた下記貨物を譲渡したいので関税定率法施行令第 6 1 条において準用する同令第 1 1 条の 2 の規定により届け出ます。

記

品 名 (税表番号)	数 量	軽減を受け た関税の額	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸入許可書 番 号
()					
()					
当該貨物が置かれている 場所の名称及び所在地					
譲渡先の名称及び所在地					
譲渡しようとする理由					

(注) この届出書は、3 通を譲渡しようとする前に当該貨物が置かれている場所の所在地所轄税関に提出して下さい。

(規格 A 4)

減 免 税 物 品 の 転 用 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

下記の貨物について、関税定率法第 2 0 条の 3 第 1 項（関税暫定措置法第 1 2 条において準用する関税定率法第 2 0 条の 3 第 1 項）に規定する税関長の確認を受けたいので申請します。

記

品 名	数 量	価 格
輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 の 番 号
適用を受けた減免税規定	関税の軽減等又は免除を受けた用途	軽減等又は免除を受けた関税の額
貨物の置かれている場所	新たに供しようとする用途及び適用を受けようとする減免税規定	参 考 事 項

確 認 書

上記貨物の転用が関税定率法施行令第 6 1 条の 2 第 1 項の規定に該当することを確認する。
令和 年 月 日
税 関 長

申請番号

農林漁業用無税重油等振替申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住所
氏名又は名称

下記のとおり無税重油等と他の重油等との振替をしたいので申請します。

記

- 1. 振替を必要とする理由
- 2. 振替をしようとする無税重油等

区 分	蔵置場所の住所 及 び 名 称	在庫数量	振替数量	輸入許可年月日 及び輸入許可書 の番号	用 途
無税重油等					農・林・漁
他の重油等					農・林・漁
(注) この申請書は2通(無税重油等の蔵置場所の所在地所轄税関と他の重油等の蔵置場所の所在地所轄税関とが異なるときは、3通)提出して下さい。					
承 認 番 号					
上記の振替申請を承認する。					
令和 年 月 日					
税 関					

(注) この承認書を受け取ったときは、直ちに無税重油等受払台帳に承認を受けた旨を記載するとともに、この承認書の写しを振替先に送付して下さい。

減 免 税 物 品 に 関 す る 帳 簿

品 名	型 式	数 量	課 税 標 準 価 格	関 税 の 減 免 税 額	輸入を許可 した税関	輸 入 許 可 の 年 月 日	輸 入 許 可 書 の 番 号	事 業 場 に 搬 入 し た 年 月 日	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日
使 用 場 所									
備 考									

製造用原料品譲許の便益の適用明細書

あて先 税関長殿	令和 年 月 日	※受理番号
	提出者 住所	
	氏名（名称及び代表権者の氏名）	

申告番号	譲許の便益の適用条項該当申告部分
	関税暫定措置法 第 9 条の 2 第 1 項

譲許の便益の適用を受けようとする原料品		製 品	
品 名	数 量	品 名	予 定 数 量
承認を受けた製造工場 名 称 及 び 所 在 地			
原 料 品 を 置 く 場 所			
製 造 の 期 間			

- (注) 1. 法人については、提出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この明細書は、関税暫定措置法第 9 条の 2 第 1 項の規定に係る譲許の便益の適用を受けようとする場合に使用して下さい。
3. ※印の欄は、税関において記入します。

(規格 A 4)

申請番号

製造用原料品と同種の他の原料品との包括混用承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

製造用原料品に同種の他の原料品を混じて使用することについて包括承認を受けたいので、関税暫定措置法第9条の2第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

譲許の便益の適用輸入原料品			混じて使用する同種原料品		使 用 の 予 定 割 合		備 考
輸入許可の年月日 及 び 許 可 番 号	品 名	数 量	品 名	混用予定 数量	輸入原料品%	混じて使用する 同種原料品%	
包 括 承 認 の 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで						

- （注）1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者又はこれに代わる者の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は、2通を製造工場所轄の税関長に提出して下さい。
3. 申請書には、使用の予定割合に係る明細を添付して下さい。

（規格A4）

製造用原料品と同種の他の原料品との包括混用承認申請に係る原料品使用予定明細

包括混用承認の期間：令和 年 月 日 から令和 年 月 日

混用使用予定月： 年 月

製 品		製 造 用 原 料 品			混じて使用する同種の原料品		
銘 柄 名	製造予定 数 量	輸入許可番号	品 名	数量	品 名	混用予定数量	備 考
	kg			kg		kg	
	kg			kg		kg	
	kg			kg		kg	
	kg			kg		kg	

(注) この明細は、混用使用を行う月毎に作成して提出してください。

申請番号

加工・組立輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日

税関長 殿

申 請 者
住所
氏名又は名称

下記の貨物は加工又は組立てのため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第 2 2 条第 1 項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品名	貨物の性質、形状、 記号及び番号	数 量	輸出申告価格 の計算の基礎
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名				
加工又は組立の概要				
その他参考となる べき事項				
輸出申告書の番号				

（注）この申告書は 2 通を輸出申告をする税関官署に提出してください。

（規格 A 4）

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸 出 申 告 価 格	備 考

契約実績

年 月 日	税関官署名	契約に係る輸出 原 材 料 価 格	備 考	税関確認印

（規格 A 4）

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等(性質、形状等)	実輸出数量	単 価	価 格	備 考

契約実績

年 月 日	契 約 数 量	残 数 量	備 考	税 関 確 認 印

附 属 書

1. 輸出原材料の概要

品 名	数 量	単価	価 格 (F O B) A	往復の運賃等 ($A \times 0.06$) B	合 計 ($A + B$) C
計					

2. 加工又は組立ての際生ずる副産物

品 名	数量	価格	処 理 方 法
計			

(規格 A 4)

(裏面)

3. 輸出原材料の使用実績

品 名 等	実 輸 出 数 量 ①	備 考

申告年月日 申 告 番 号	税関官署名	使用数量 ⑤	残数量 (D - E)	備 考	税関確認印

(規格 A 4)

申請番号

加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）

令和 年 月 日

税関長 殿

申 請 者
住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の貨物は加工又は修繕のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出しますが、貨物を輸入する際関税の免除を受けたいので、関税暫定措置法施行令第 3 1 条の 3 第 1 項において準用する同令第 2 2 条第 1 項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、 形状の明細	数 量	輸出申告価格 の計算の基礎
加工又は修繕の概要				
加工（修繕）地名				
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

（注）この申告書は 2 通を輸出申告をする税関官署に提出してください。

共同利用施設確認（申請）書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者
住所
氏名又は名称

関税暫定措置法施行令第 3 条の規定により、下記のとおり共同利用施設の確認を受けたいので申請します。

記

施設の名称		
所在地		
管理者		
備考		税関確認欄

上記申請に基づき確認する。

令和 年 月 日
税関長 印

注意事項

- 1. 添付書類を含め、記載事項に変更等があった場合は速やかに届け出ること。
- 2. 確認の有効期間は、確認を行った日以降最初の 3 月 31 日までとする。
- 3. 軽減税率対象物品を利用しなくなった場合は、速やかに届け出ること。

(規格 A 4)

コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿

No. _____

使 用 場 所 _____

原 料 欄										製 品 欄							
品 名	規 格	数 量	課 税 標 準 価 格	軽 減 を 受 け た 関 税 額	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 の 番 号	事 業 場 に 搬 入 し た 年 月 日	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	品 名	規 格	数 量	副 産 物 の 品 名	副 産 物 の 数 量	販 売 年 月 日	販 売 先	販 売 数 量
備 考																	

(注) 製品を自社で使用する場合には販売年月日、販売先及び販売数量欄には、それぞれ使用年月日、自社名及び使用数量を記入すること。

届出番号

丸粒とうもろこしの使用状況報告書

令和 年 月 日

税関長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称

関税暫定措置法施行令第 33 条第 11 項の規定により下記のとおり報告します。

使用期間	令和 年 月 日より令和 年 月 日				
購入(輸入)年月日	購入(輸入)数量	当月当初残数量	当月使用(販売)量	当 月 末 残 数 量	備 考

(規格 A 4)

丸 粒 と う も ろ こ し に 関 す る 帳 簿

事業所 _____

受 入 (輸入許可) 年 月 日	輸 入 先 (輸入許可書 番号)	規 格	数 量	価 格	蔵置場	販売年月日	販 売 先	販売先業種	規 格	数 量	価 格	備考

軽 減 税 率 適 用 物 品 に 関 す る 帳 簿

No. _____

使 用 場 所 _____

原 料 欄										製 品 欄				
品 名	規 格	数 量	課 税 標 準 価 格	軽 減 を 受 け た 関 税 額	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 の 番 号	事 業 場 に 搬 入 し た 年 月 日	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	品 名	規 格	数 量	副 産 物 の 品 名	副 産 物 の 数 量
備 考														

社内整理番号	
--------	--

税関様式 P 第8060号

高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書
(輸入者用)

報 告 者

住 所

氏 名 又 は 名 称

輸 入 許 可 日 年 月 日	輸 入 許 可 書 番 号	規 格	数 量	使 用 日 年 月 日	使 用 場 所 (蔵 置 場)	使 用 数 量	備 考

(注) 輸入者と精製者（工場）が異なる場合には、「使用年月日」、「使用場所」及び「使用数量欄」については、精製者（工場）に輸入高糖度原料糖の製造を委託した年月日、精製者（工場）名及び数量を記入する。

(規格 A 4)

社内整理番号

高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書
(精製者用)

住所
氏名又は名称
使用場所

原料										製造製品						事業場から搬出した物品											
原料品							混じて使用した 他の原料品			製造製品			副産物			原料品				製品				副産物			
受入 (輸入 許可) 年月日	受入先	輸入 許可書 番号	受入 (輸入) 数量	規格	使用 数量	使用 年月日	品名	数量	使用 年月日	品名	数量	製造 年月日	品名	数量	製造 年月日	品名	数量	搬出先	搬出 年月日	品名	数量	搬出先	搬出 年月日	品名	数量	搬出先	搬出 年月日

※ 請求番号 関 税 賦 課 決 定 請 求 書

令和 年 月 日

殿
請 求 者
住 所
氏 名(名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号
輸入者符号
〔 代 理 人 〕

関税暫定措置法第12条の3第1項の規定により下記のとおり請求します。

記									
輸入申告書の番号・申告の年月日又は賦課決定通知書若しくは納税告知書の発出の年月日及び番号並びに当該貨物の記号・番号・品名及び数量	受入科目	区 分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税 額	賦課決定の請求により減少する税額		
(1)	関税	賦 課 決定 請求前				円	円		
		賦 課 決定 後				円	※		
(2)	関税	賦 課 決定 請求前				円	円		
		賦 課 決定 後				円	※		
その他の訂正事項				参考事項					
賦課決定の請求をする理由									
還付又は充当等の別	☐ 還 付 ☐ 充 当		還付を受けようとする場合の受領の方法	☐ 小 切 手 受 領					
	☐ の中に×を付して還付又は充当の別を示して下さい。		☐ の中に×を示して受領の方法を示して下さい。	金融機関を通ずる受領	☐ 預金口座振込	銀行(郵便局) 支店 預金 名義			
					☐ 国庫金送金	銀行(郵便局) 支店 口座番号			
※ 税 関 記 入 欄									
(注) 1. この請求書は、1通提出して下さい。 2. この請求書は、賦課決定をした税関に提出するものとし、賦課決定の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類及び輸入申告の際に提出すべきものとされている書類（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等）又は関税法第76条第1項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際に提出すべきものとされている書類に記載した事項のうちに賦課決定の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書面その他参考となる資料を提出して下さい。 3. 「賦課決定の請求をする理由」の欄には、賦課決定の請求をするに至った事情及びその理由を具体的に記載して下さい。 4. 輸入許可前引取の承認がされた貨物に対して賦課決定の請求をする場合には、「参考事項」欄に輸入許可前引取承認の年月日を記載してください。 5. ※印欄は、記入しないで下さい。							通 関 士 記 名		
							※受 理	※審 査	※収 納

U

関 税 賦 課 決 定 請 求 書 つ づ き (その)

輸入申告書の番号・申告の年月日又は賦課決定通知書若しくは納税告知書の発出の年月日及び番号並びに当該貨物の記号・番号・品名及び数量	受入科目	区 分	課税標準	関税定率法別表の所属区分又は種類等	税率	税 額	賦課決定の請求により減少する税額
()	関 税	賦 課 決 定 請 求 前				円	円
		賦 課 決 定 後				円※	
()	関 税	賦 課 決 定 請 求 前				円	円
		賦 課 決 定 後				円※	
()	関 税	賦 課 決 定 請 求 前				円	円
		賦 課 決 定 後				円※	
※税 関 記 入 欄							

(輸入者)

住所

氏名又は名称

代理人

殿

(税関官署の長)



税関様式P第 8110 号
第 号
令和 年 月 日

賦課決定をしないことの通知書

令和 年 月 日付関税賦課決定請求書により請求のあった次の請求事項については、下記の理由により、賦課決定できないので、通知します。	
請求事項	
記	
理由	
付記事項 その他	

特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申請者
住所

氏名又は名称

関税暫定措置法施行令第 28 条に規定する原産地証明書について、同条ただし書に規定する { 災害その他やむを得ない理由により、
輸入許可前引取りを条件とすることにより、 } 下記のとおり、

その提出の猶予をお願いします。

記

原 産 地	
輸 出 者 名	
記 号 ・ 番 号	
品 名	
個 数 ・ 数 量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	

(注) 申請文中 { } 内については、該当しない方を二本線で抹消して下さい。

(規格 A 4)

Certificate of Origin

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)			Reference No.		
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)			GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM A Issued in (country) See Notes overleaf		
3. Means of transport and route (as far as known)			4. For official use		
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages; description of goods	8. Origin criterion (see Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoices
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Place and date, signature and stamp of certifying authority			12. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to (importing country) Place and date, signature of authorized signatory		

Certificate of materials imported from Japan

Annex to Certificate of Origin		Ref. No. _____	
CERTIFICATE OF MATERIALS IMPORTED FROM JAPAN WHICH WERE USED MANUFACTURE OF THE GOODS DESCRIBED IN CERTIFICATE OF ORIGIN (Ref. No. _____) Issued in _____ (country)			
Export Goods		Materials imported from Japan	
Description	Quantity	Description	Quantity
Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. _____ Place and date, signature and stamp of certifying authority		Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above detailed are correct. _____ Place and date, signature of authorized signatory	

Notes:

1. The paper used for the Certificate should be of good quality weighting not less than 25 grammes per square metre and measure 210 × 287mm.
2. The Certificate may be made out in English or French.

Customs Form P-8240

1 Exporter (Name, full address, country)	2 Number		
3 Consignee (Name, full address, country)	CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON (HANDICRAFTS) Issued with a view to obtaining the benefit of the preferential tariff regime in Japan		
	4 country of manufacture	5 Country of destination	
6 Place and date of shipment, means of transport	7 Supplementary details		
8 Marks and numbers, Number and kind packages. DETAILED DESCRIPTION OF GOODS		9 Quantity (1)	10 FOB Value (2)
11 CERTIFICATION BY THE COMPETENT AUTHORITY 1. the undersigned, certify that the consignment described above contains only batik cloth of cotton, handdyed and hand printed using was drawing method, of the cottage industry of the country shown in box No. 4.			
12 Competent authority (Name, full address, country)		At _____, on _____ (Signature) (Seal)	

(1) Indicate whether in peaces, metres, metres, square metres or kilograms.
 (2) In the currency of the contract of sale

届出番号

減 免 税 物 品 減 却 届

令和 年 月 日

税関長殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の物品を減却したいので、関税暫定措置法施行令第 36 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

品 名	数 量		価 格	
輸入許可に係る税関		輸入許可書の番号		
輸入の許可の年月日				
置かれている場所				
減 却 の 予 定 日 時		減 却 の 方 法		
減 却 す る 理 由				

(注)この届出書は2通提出してください。

(規格A4)

申告番号	申告書枚数

輸入（納税）申告書

（関税（内国消費税兼用）納期限延長（個別）申請書兼用）

旅客氏名（輸入者名）： 申告（購入）年月日： 年 月 日

旅客住所（輸入者住所）： 搭乗便名：

代理人氏名又は名称：

代理人の住所：

関税の免除を受けた物品の価格の合計額	円
--------------------	---

品名	数量	購入価格（消費税等を除く）
☐ 関税課税		円
☐ 関税課税		円
☐ 関税課税		円
☐ 関税課税		円
☐ 関税課税		円
購入価格の合計		円

☐ 関税課税物品を申告します。

品名	関税率表番号	関税課税価格	税率	関税額
		円		円
	税種別	内国消費税等課税標準	税率	内国消費税等税額
	消地酒た			
		円		円
		円		円
		円		円

☐ 関税暫定措置法第14条第1項の規定により関税の免除を申告します。

税種別	内国消費税等課税標準	税率	内国消費税等税額
消地酒た			
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

☐ 本輸入（納税）申告にかかる関税等について、関税法第9条の2第1項、消費税法第51条第1項、地方税法第72条の103第1項、酒税法第30条の6第2項及びたばこ税法第22条第2項の規定により、令和 年 月 日まで納期限の延長を申請します。

納付すべき税額	関税額	消費税及び地方消費税額	酒税額	たばこ税及びたばこ特別税額	合計税額
	円	円	円	円	円

税関許可印

令和 年 月 日

小 売 業 者 承 認 申 請 書

殿

申請者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税暫定措置法第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり小売業者の承認を申請します。

記

特定販売場の名称	
特定販売場に係る保税蔵置場の許可を受けた年月日	令和 年 月 日
特定販売場に係る保税蔵置場の許可書の番号	
承認を受けようとする期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
関税暫定措置法施行令第 39 条第 1 項第 4 号に規定する周知の方法	
関税暫定措置法施行令第 39 条第 1 項第 5 号に規定する教示その他の援助の方法	
その他参考となるべき事項	

(規格 A 4)

(注) 申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

Identification of United States Forces Vessel or Aircraft 合衆国軍隊の船舶又は航空機証明書 (Authority: USFJ Policy Letter # 11-12)			
To ; Superintendent of Document あて先 : 文書監督官		Certification(Check applicable box) 証明 (相当欄に印をつけてください)	
		☐ Vessel ☐ Aircraft 船舶 航空機 である identified herein is ここに証明されている のは	United States Forces 米国軍が Operated Controlled ☐ 操縦した ☐ 管理した もの もの for official purposes 公用のため
Name of Vessel or Aircraft 船舶又は航空機名		As defined in Section 1. Paragraph 5. Attachment 1. USFJPL 11-12	
		Number of Vessel of Aircraft 船舶又は航空機番号	
Nationality of Vessel of Aircraft 国籍、旗、登録等		Owner of Agent 所有者又は機関	
Registered Tonnage (if Vessel) 登録とん数 (船舶の場合)		Type (if Aircraft) 型 (航空機の場合)	
Signature 署名	Rank and Title 階級及び地位		Organization 所属
Remarks 備考			

Vessel Entrance Notice or Entrance Report 入港届 (報告書) to Japanese Customs Service (Authority : USFJ Policy Letter # 1 1 - 1 2)				
When used as ENTRANCE NOTICE into Open Ports;(four (4) copies to customs house). Use as an ENTRANCE REPORT into UNOPEN PORTS;(three (3) copies to custom house) VESSELS coming under provisions of the Customs Law Art. 15 and Art. 18 will use as ENTRANCE REPORT. 開港場へ入港通告書として使用するときは4部を税関へ、非開港場へ入港報告書として使用 するときは3部を税関へ提出する。関税法第15条及び第18条の規定により入港する船舶 は入港報告書として使用する。				
Name of Vessel 船舶名		Owner 所有者		Agent 代理機関
☐ Steamship 汽船 ☐ Sailing 帆船		☐ Motorship 発動機船 ☐ Other(specify) その他 (明細に記入)		Tonnage とん数 Gross 総とん数 Net 純とん数
☐ Tanker 油槽船				
Port of Registry 登録港		First Port of Departure 最初の出発港		Last Port of Departure 最後の出発港
		Sailing Date 出航日付		Sailing Date 出航日付
Entry 入港		Number of Crew 乗組員数	Passengers on Board 乗船客数	Passengers Landed 上陸船客数
Date 日付	Hour 時間			
Total Cargo on Board 積載貨物合計			Total Cargo to be Discharged 積卸貨物合計	
Details of Cargo Landed (in order of size) 積卸貨物の明細 (大きさ順) (To be Completed for Non-United States Cargo Only) (アメリカ合衆国貨物でないもののみ記入)				
	Description 明細内訳	Weight (Specify Unit) 重量 (単位記入)		Point of Landing 荷揚げ場所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
Remarks 備考				
Signature of Representative of Implementing Agency 履行代理機関代表者名			Signature of Master 船長署名	
Rank and Title 階級及び地位			Nationality 国籍	
Agency 機関			Port of Entry 入港名	Date 日付
For Use of Japanese Customs House Only 日本税関使用欄				
Number 番号		Transacted in にて取扱い		
Guard Post 警備地	Branch Office 支局	Branch Customs 税関支署	Customs 税関	

Vessel Clearance Notice or Clearance Report 出港報告書 to Japanese Customs Service (Authority: Circular 8, Hq. For East Command, 1952)				
When used as CLEARANCE NOTICE into Open Ports :(four (4) copies to customs house). Use as a CLEARANCE REPORT from UNOPEN PORTS :(three (3) copies to custom house) VESSELS coming under provisions of the Customs Law Art. 15 and Art. 18 will use as CLEARANCE REPORT. 開港場から通関予告として使用の場合は税関へ4部、非開港場から通関報告として使用 の場合は税関へ3部、関税法第15条及び第18条の条項にしたがい入港する船舶は 通関報告として使用する。				
Name of Vessel 船舶名		Owner 所有者		Agent 代理機関
☐ Steamship 汽船 ☐ Sailing 帆船		☐ Motorship 発動機船 ☐ Other(specify) その他(明細に記入)		Tonnage とん数 Gross 総とん数 Net 純とん数
☐ Tanker 油槽船				
Port of Registry 登録港		First Port of Destination 最初の到着港		Last Port of Destination 最後の到着港
Clearance 通関		Number of Crew 船員数	Passengers on Board 乗船客数	Passenger Landed 乗客定員
Date 日付	Hour 時間			
Total Cargo on Board 積載貨物総計			Total Cargo Landed 積載貨物定数	
Details of Cargo Landed (in order of size) 積卸貨物の明細 (大きさ順) (To be Completed for Non-United States Cargo Only) (アメリカ合衆国貨物でないもののみ記入)				
	Description 明細内訳	Weight (Specify Unit) 重量(単位記入)		Point of Landing 荷揚げ場所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
Remarks 備考				
Signature of Representative of Implementing Agency 履行代理機関代表者名			Signature of Master 船長署名	
Rank and Title 階級及び地位			Nationality 国籍	
Agency 機関			Port of Clearance 通関港	Date 日付
For Use of Japanese Customs House Only 日本税関使用欄				
Number 番号		Confirmation of Payment of Tonnage Due 支払うべきとん税の支払の確定		Transacted in にて取扱い
Guard Post 警備地		Branch Office 支局	Branch Customs 税関支署	Customs 税関

Aircraft General Declaration Outward or Inward 入出港申告書 to Japanese Customs Service (Authority: USFJ Policy Letter # 11-12)							
※ Need not be completed for United States Forces Operated Aircraft. 米軍操縦の航空機は記入を要しない。 ※※ Only number of crew and passengers for United States Forces personnel and total weight of cargo for United States Forces Cargo need be completed. 米軍要員の乗組員及び乗客数と米軍用貨物の全重量のみ記入をする。							
Owner or Operator 所有者又は操縦者名				Nationality of Aircraft 航空機の国籍		Aircraft Number 航空機番号	
Flight No. 飛行番号		Date 日付		Point of Clearance 通関地		※For Entry at 入国地	
				Place 場所 Country 国名		Place 場所 Country 国名	
Itinerary of Aircraft and Declaration of Health 航空機旅程及び衛生申告書							
※ Airport 空港		※ Departure Date 出発日付		※ Airport 空港		※ Departure Date 出港日付	
No. of Manifests attached 添付目録数		Illness (other than air sickness) which occurred during flight 飛行中に発生した病気 (航空病を除く)			For official use only 公務のみに使用		
Passenger 旅客	Cargo 貨物						
Last Disinsectionation or Sanitary Treatment 最終防虫処理及び衛生治療							
Method 方法		Place 場所		Date 日付		Time 時間	
Animals, birds, insects, bacterial cultures or viruses on board 輸送の動物、鳥類、昆虫、細菌培養物あるいは病菌							
Plants, unprocessed Animal and plant products or fungus cultures on board (when required by state of arrival) 輸送の植物、未処理動物、植物製品又は菌培養物 (着陸時状態に要求される場合)							
				Arrival time 到着時間		Departure time 出発時間	
※※ Crew Manifest 乗組員目録							
Surname and Initials 姓 名		Duties on Board 機上任務		Nationality 国籍		Serial No. and country of issuance of License, Certificate or Passport 一連番号及び許可証、証明証又は旅券の交付国名	
※※ Passenger Manifest 旅客目録							
Surname and Initials 姓 名		From より	To まで	For use by Operator or Owner only 操縦者あるいは所有者のみ使用		For Official use Only 公務のみに使用	
※※ Cargo Manifests 積荷目録							
Marks and Numbers on Packages 包装物の記号及び番号		Number and Type of Packages 包装物の数及び種類		Nature of Goods 品物の性質		From より To まで	
						Gross Weight 全重量	
						For use by Operator Only 操縦者のみ使用	
						For Official Use Only 公務のみに使用	
I certify that this declaration, all statements and particulars contained therein, and in any documents attached here to are complete and contain to the best of my knowledge and belief an exact and true account of all crew members, passengers, cargo, stores and mail embarked (on) (from) or (on) (from) the above aircraft, except United States Forces personal and, cargo defined in USFJ Policy Letter # 11-12 上記申告書のすべての供述、明細書及び添付書類は在日米軍ポリスレーター第11-12に定められた米軍要員及び積荷を除き上記航空機に乗り込み降り又は積み込み積卸したすべての乗組員乗客積荷格納品及び郵便物等に相違ないことを証明します。							
Signature of Aircraft Commander of Agent 航空機司令官又は代理人の署名							

申請番号

軍納品等滅失承認申請書

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

下記の滅失物品について承認を受けたいので申請します。

記

滅失した軍納品、製品等 及び副産物の品名	個 数	数 量	価 格	承 認 倉 庫 又 は 承 認 工 場 名

(滅失事由)

(規格A 4)

CUSTOMS FREE IMPORT OR EXPORT OF CARGO OR CUSTOMS DECLARATION OF PERSONAL PROPERTY				免税物品輸出入申告書	
(Authority: USFJ INSTRUCTION 90-205) (根拠: 在日米軍インストラクション 90-205)				(根拠: 特例法基本通達) (Authority: Basic Notice of Special Measure Laws)	
For ☐ Import ☐ Export (Check applicable box) 目的 輸入 輸出 (該当欄に印を付けて下さい。)				For Use of (Check applicable box) 用途 (該当欄に印を付けて下さい。)	
By 輸出入者 ☐ United States Armed Forces 合衆国軍隊 ☐ Authorized Procurement Agency 公認調達機関 ☐ Non-Appropriated Fund Activity 軍人用販売機関等 (Check applicable box) (該当欄に印を付けて下さい。)				☐ Official Use by the United States Armed Forces 合衆国軍隊公用 ☐ United States Forces Personnel 合衆国軍隊要員	
Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Unit 単位	Quantity 数量	Weight 重量	Description* 明細 (If Automobile, include Chassis & Engine No.) (自動車の場合は車台及びエンジン番号 を含む。)	Value* 価格
*Not Required for US Military Cargo 軍事貨物の場合は不要					

Continuation 続き					
Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Unit 単位	Quantity 数量	Weight 重量	Description* 明細 (If Automobile, include Chassis & Engine No.) (自動車の場合は車台及びエンジン番号を含む。)	Value* 価格
*Not Required for US Military Cargo 軍事貨物の場合は不要					
CARGO CERTIFICATION 貨物証明			PERSONAL PROPERTY CERTIFICATION 私用財産証明		
This certifies that the material, supplies and/or equipment identified above, for shipment as marked, are for the exclusive use as indicated. 上記の資材、需品及び／又は備品は、印を付けた目的及び用途のみに供されるものであることを証明する。			1. The undersigned certifies that he/she is a member of the United States Forces or an employee of a Contractor, as defined in USFJ INSTRUCTION 90-205, and that the above listed property is imported by me for the personal use of myself (or my dependents) and that such property will not be disposed of to persons or agencies not accorded the benefits of the Status of Forces Agreement except as authorized by regulations.		
Signature 署名			2. I further certify that my personal property and personal effects contain no items or commodities prohibited by USFJ INSTRUCTION 90-205.		
Title and/or Rank 肩書及び／又は階級			1. 下記の署名者は、在日米軍インストラクション 90-205 に規定する合衆国軍隊の構成員又は契約者の被用者であること、上記の財産は私自身（又は私の家族）の私用のため私が輸入するものであること、及び当該財産は規定により許可された場合を除き、合衆国軍隊等以外の者に対して処分しないことを証明する。		
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務			2. 私は、更に、私の個人財産及び携帯品には、在日米軍インストラクション 90-205 によって禁止されている物品を含んでいないことを証明する。		
AUTHENTICATING OFFICER 認証官					
Date 日付	USFJ Case Number 書類番号				
Signature 署名			Signature 署名		
Title and/or Rank 肩書及び／又は階級			Rank and Title(If applicable) 階級及び肩書（もしあれば）		
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務			Organization(If applicable) 部隊（もしあれば）		
NOTE: Signature, Title and Organization of Authenticating Officer must be on file with Customs House before this Authentication is valid. 注：認証官の署名、肩書及び部隊は、本認証が有効になる前に税関に提出する必要があります。					
FOR USE BY JAPANESE CUSTOMS HOUSE ONLY 日本国税関の使用欄					
Vessel/Aircraft 船舶／航空機		Nationality 国籍		Port of Landing 船（取）卸港	
Origin of Goods 原産地			Port of Shipment 積込港		

CUSTOMS FREE CARGO IMPORTED OR EXPORTED
ON BEHALF OF UNITED STATES FORCES

軍納物品輸出入申告書

(Authority: USFJ INSTRUCTION 90-205)

(根拠: 特例法基本通達)

(根拠: 在日米軍インストラクション 90-205)

(Authority: Basic Notice of Special Measure Laws)

PART I - CARGO CERTIFICATION

第一部 - 貨物証明

For ☐ Import ☐ Export (Check applicable box)
目的 輸入 輸出 (該当欄に印を付けて下さい。)For Ultimate Use of
(最終用途)

By (Name of Contractor) 取扱者 (業者名)

For Incorporation of Articles By
(物品を附合する者)

Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Unit 単位	Quantity 数量	Weight 重量	Description 明細	Value 価格

Part I (cont'd) 第一部 (続き)			Part II - IMPORTERS CERTIFICATION 第二部 輸入者証明		
This is to certify that the material, supplies and/or equipment identified hereon are imported for the exclusive use of the United States Forces personnel or imported ultimately to be incorporated into articles or facilities used by United States Armed Forces or United States personnel. ここに識別された資材、需品及び／若しくは備品は、合衆国軍隊要員の専用の用途に供するため輸入されたもの、又は最終的に合衆国軍隊若しくは合衆国軍隊要員が使用する物品若しくは施設に附合させるため輸入されたものであることを証明する。			The undersigned solemnly declares: 下記の署名者は、厳粛に宣言する。		
Signature 署名			1. That all commodities listed above will be delivered to the military unit designated above without fail. 上記の全物品は相違なく上に指定されている軍部隊に送達される。		
Title and/or Rank 肩書及び／又は階級			2. That on delivery of such goods to the military unit, a receipt signed by the responsible officer will be obtained and submitted to the Customs House within the specified period. 当該物品を軍部隊に送達の際、責任者の署名のある受領書を手し、所定期間内に税関に提出する。		
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務			3. That if any part of the whole of such goods are not delivered to the military unit for any cause whatsoever, the procedure under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law will be complied with and the customs duties and internal excises on such goods not delivered will be paid. いかなる理由であれ当該物品の一部又は全部が軍部隊に送達されない場合、外国為替及び外国貿易法の手続に従って処理し、そして送達されなかった当該物品に対する関税及び内国消費税を支払う。		
AUTHENTICATING OFFICER 認証官					
Date 日付	USFJ Case Number 書類番号				
Signature 署名					
Title and/ or Rank 肩書及び／又は階級					
Agency, Unit or Activity 機関、部隊又は任務					
NOTE: Signature, Title and Organization of Authenticating Officer must be on file with Customs House before this authentication is valid. 注：認証官の署名、肩書及び部隊は、本認証が有効になる前に税関に提出する必要があります。			Signature of Importer 輸入者署名		
FOR USE OF JAPANESE CUSTOMS HOUSE ONLY 日本国税関使用欄					
Vessel/Aircraft 船舶／航空機		Nationality 国籍		Port of Landing 船（取）卸港	
Origin of Goods 原産地			Port of Shipment 積込港		
PART III 第三部					
This is to certify that the goods described on the reverse side, of the above case number, have been received, except as noted hereon, and have been delivered in the same form and condition as imported. 裏面に記載された物品で上記の書類番号のものは、ここに注書きしたものを除き受領され、輸入時と同じ形態で送達されたことを証明する。					
Signature 署名		Title and/or Rank 肩書及び／又は階級		Organization 部隊	
DESCRIPTION OF END-PRODUCTS 最終製品の明細					
Identifying Marks and Numbers 識別記号及び番号	Number 番号	Quantity 数量	By-Products 副製品	Number 番号	Quantity 数量
Place of Incorporation 附合の場所		Date 日付	Unit of US Armed Forces receiving end-products & by-products if any 副製品（もしあれば）及び最終製品を受領する合衆国軍隊の部隊		Date 日付
Kind of Disposal (incorporation, mixture, or processing of goods, etc.) 処理の種類（物品の附合、混合又は加工等）			Signature and Address of Individual who has goods delivered, or undertakes incorporation: 物品の運搬又は附合を行った個人の住所及び署名		
CERTIFICATION THAT THE WITHIN-DESCRIBED GOODS (END-PRODUCTS) RECEIVED BY US ARMED FORCES 記載物品（最終製品）の合衆国軍隊受領証明					
Signature 署名		Rank 階級		Organization 部隊	

申請番号

承認倉庫承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記倉庫の承認を申請します。

記

1. 倉庫の所在地
2. 倉庫の名称、構造、棟数、面積
3. 改装、仕分けその他手入れの種類
4. 手入れに使用すべき貨物の種類

(注) 団体においては、申請者欄に団体の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

(規格 A 4)

申請番号

承認工場承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記工場の承認を申請します。

記

1. 工場の所在地
2. 工場の名称、構造、棟数、面積
3. 加工、混合又は製造の種類
4. 作業に使用すべき貨物の種類

(注) 団体においては、申請者欄に団体の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

(規格 A 4)

承認倉庫、承認工場承認台帳

承認 番号	倉庫又は 工場	所在地	承認 月日	軍納 品名	製品名	備考

(規格 A 4)

届出番号

軍納品、製品等、副産物搬入届（特例法施行令第 9 条）

軍 納 品				製 品 等				副 産 物				備 考
品 名	数量	搬出した 場 所	搬入 月 日	品 名	数量	搬出した 場 所	搬入 月 日	品 名	数量	搬出した 場 所	搬入 月 日	

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地

承認倉庫又は承認工場名

氏名（名称及び代表権者の氏名）

（注） 1. 団体においては、申請者欄に団体の住所又は所在地、承認倉庫又は承認工場名及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 標題はその該当物品により不用の文字を抹消して下さい。
3. 搬出した場所は、搬入する倉庫又は工場の直前の倉庫又は工場名を記載して下さい。

届出番号

軍納品、製品等、副産物搬出届（特例法施行令第 9 条）

軍 納 品				製 品 等				副 産 物				備 考
品 名	数量	搬出先	搬出 月 日	品 名	数量	搬出先	搬出 月 日	品 名	数量	搬出先	搬出 月 日	

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地

承認倉庫又は承認工場名

氏名（名称及び代表権者の氏名）

（注） 1. 団体においては、申請者欄に団体の住所又は所在地、承認倉庫又は承認工場名及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. 標題はその該当物品により不用の文字を抹消して下さい。
3. 搬出先は、搬入する合衆国軍隊名又は第二次工程以後の倉庫又は工場名を記載して下さい。

届出番号

軍 納 品 作 業 (手 入 れ) 着 手 届

輸入許可書番号	品 名	数 量	価 格	作業又は手入れの種類	備 考

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地
承認倉庫又は承認工場名
氏名（名称及び代表権者の氏名）

- （注）1. 団体においては、申請者欄に団体の住所若しくは所在地、承認倉庫若しくは承認工場名及び名称並びにその代表権者の氏名を記載してください。
2. 不用の文字は抹消して下さい。

（規格 A 4）

申請番号

軍 納 品 作 業 (手 入 れ) 終 了 申 告 書

税 関 長 殿

下記のとおり作業（手入れ）が終了したから申告します。

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地
承認倉庫又は承認工場名
氏名（名称及び代表権者の氏名）

製 品 等			副 産 物			軍 納 品			備 考
品 名	個 数	数 量	品 名	個 数	数 量	品 名	個 数	数 量	

（注） 団体においては、申請者欄に団体の住所又は所在地、承認倉庫又は承認工場名及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
（規格A 4）

軍 納 品 台 帳

(昭和 27 年政令第 125 条第 10 条)

軍 納 品						製 品 等				副 産 物			
搬入 月 日	品 名	個数	数量	輸入許 可税関	輸入許可 番号及び 許可年月 日	品 名	個数	数量	手 入 れ 又 は 作 業 し た 日	品 名	個数	数量	手 入 れ 又 は 作 業 し た 日

(表 面)

(規格 A 4)

軍 納 品 台 帳

(昭和 27 年政令第 125 条第 10 条)

検査を受けた 製 品				検査を受けた 副 産 物				搬 出 軍 納 品					搬 出 製 品 等					搬 出 副 産 物					滅失軍納品、製品 等及び副産物				
品 名	個 数	数 量	検査を受けた日	品 名	個 数	数 量	検査を受けた日	品 名	個 数	数 量	搬 出 先	搬 出 月 日	品 名	個 数	数 量	搬 出 先	搬 出 月 日	品 名	個 数	数 量	搬 出 先	搬 出 月 日	品 名	個 数	数 量	滅 失 の 日	滅 失 の 事 由

(裏 面)

第 号 製 品 検 査 書

軍 納 品							製 品 等			備 考
輸入許 可税関	許 可 年月日	輸入 許可書 番号	品 名	個 数	数 量	価 格	品 名	個 数	数 量	
輸 入 者 住 所 氏 名										
承認倉庫又は承認工場の名称及び所在地										
検 査 官 吏 の 氏 名										

令和 年 月 日

税 関 印

- (注) 1. 製品等は品名の異なるごとに記載して下さい。
2. 副産物のある場合はその品名、数量を備考欄に記載して下さい。
3. 正本は庁印、検査印をなつ印し、申請者に交付する。
4. 正本、原本は複写式としてもよい。

(規格 A4)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡
申告書等の様式を定める省令（別紙第一様式）

税関様式 F 第1240号
Customs Form F No. 1240

日 本 国 税 関
Japanese Customs Service

譲 渡 申 告 書
Declaration on Transfer of Goods

申告税関
Declared at (Custom House) _____ 申告年月日
Date of Declaration _____

譲渡人
Transferor _____
(氏名、階級及び住所、所属軍隊又は機関及び所在地)
(Name, rank, military unit, and address)

譲受人
Transferee _____
(氏名及び住所)
(Name and address)

譲渡予定場所
Intended Place of Transfer _____

譲渡予定年月日
Intended Date of Transfer _____

品 名 Description of goods transferred	個 数 Number of articles	数 量 Quantity of goods	価 格 Value

上記の物品を譲渡したいので申告します。
I hereby declare the articles desired to be transferred as above.

申告者
Declarant _____
(氏名)
(Name)

輸入（譲受）申告書

(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)
DECLARATION ON IMPORT
Relating Goods Imported Duty-exempt and Transferred
later to a person not accorded duty-exemption
(Use as a Declaration on Leviable Quantity for Excise)

あて先
Declared at
(Custom House)

申告年月日
Date of Declaration

譲渡人の住所、氏名(名称)
Name (Trade Name) and
Address of transferor

譲受予定年月日
Intended Date of
Receipt of Transfer

譲受人の住所、
氏名(名称及び代表者の氏名)
Name (Trade Name and
Name of Representative)
and Address of transferee

原産地
Place of Origin

蔵置場所
Place of Storing

代理人の住所、氏名(名称)
Name (Trade Name) and
Address of Proxy

蔵入又は移入先
Warehouse to Store in

申告番号 Declaration No.

貿易形態別符号	
原産国（地）符号	
輸入者符号	
※ (調査用符号)	

品名 Commodity Description	単位 Unit of Net Quantity	正味数量 Net Quantities	申告価格 (C I F) C I F Value	※税率	※関税額	減免税条項適用区分 Applied Articles of Law for Duty & Excise Reduction & Exemption
番号 No.	統計細分 Stat. Code No.		※内国消費税等課税標準額 Leviable Value for Excise	※種類等・税率	※内国消費税等税額	
()			千円		千円	符号 番号
※税率細分				基協特暫	減免税額	定率 暫定
		消地				別表 条項号
					減免税額	輪 条項号
		消地				輪 条項号
					減免税額	輪 条項号
()			千円		千円	符号 番号
※税率細分				基協特暫	減免税額	定率 暫定
		消地				別表 条項号
					減免税額	輪 条項号
		消地				輪 条項号
					減免税額	輪 条項号
個数・記号・番号 Number of Packages, Marks & Nos	※税関記入欄			※税額合	円 関税	税
						消費税
						地方消費税
添付書類 承認番号	※受理			※審査	※収納	※許可・承認印、許可・承認年月日
関税法70条関係 (有) (特種) 許可・承認等 契約書等 法令名						

注意 1. ※印のある欄は、記入しないで下さい。
Note. The declarant shall leave out the columns marked ※.
2. この申告による課税標準等に誤りがあることがわかったときは、税関に申し出て下さい。
なお、輸入(譲受)の許可後、税関長の調査により、税額等を変更する決定を行うことがあります。
If the declarant finds an error in the basis for assesment, etc., covered by this declaration, he may report it to the Customs. After the importation is permitted, the Director of the Customs may make a decision to change the amount of customs duty payable and other item on the basis of the result of his investigation.
3. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。
If the declarant is dissatisfied with the payment of customs duty or internal tax imposed on the goods covered by your declaration, etc., you can make a complaint in writing, stating the reason therefor, to the Director of Customs or the Minister of Finance, within three months of the day following the date when such imposition, etc., came to your knowledge.

通関士記名

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（別紙第三様式）

税関様式 F 第 1260 号
Customs Form F No.1260

自動車通関証明書
Clearance Certificate of Automobile

税 関 ⑩

税関証明第 号
Certificate No.
令和 年 月 日
Date

輸入（譲受）許可年月日 Date of Import (transfer) Permission	輸入（譲受）申告書番号 Import (transfer) Declaration No	車 名 Name	型 式 Type	形 状 Descriptions on Detail	車台番号（又はシリアル番号） Chassis No.(or Serial No.)
譲渡人氏名 Name of Transferor		輸入（譲受）者住所氏名 Name & Address of Importer (transferee)		代理人住所氏名 Name & Address of Proxy	
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管してください。 Note: This Certificate shall be kept carefully. The certificate is not reissued in principle.					

備考 1．用紙は白色とし、文字及び画線は黒色とする。
2．用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
(注) この様式は、大蔵省令第19号（昭和33年4月21日）で定められている。

税関様式F 第 1282 号

命令書第 号

譲受物品保税地域搬入命令書

搬入義務者住所及び氏名
(所在地及び名称)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税等の臨時特例に関する法律第12条第4項の規定に基づき、令和 年 月 日までに下記物品を当関（ 支署）管内保税地域に入れることを命ずる。

令和 年 月 日

税関長

㊞

記

(注) 物品は特定の記載すること

(規格A4)

譲受物品保税地域搬入調書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税等の臨時特例に関する法律第 12 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり譲受物品を保税地域に入れたので、この調書を作る。

令和 年 月 日

税 関
税関職員

⑨

記

1. 搬入物品名及びその数量
2. 搬入した保税地域
3. 搬 入 月 日
4. 搬 入 義 務 者

(規格 A4)

輸 出 証 明 書
Certificate of Exportation

積載した船舶又は航空機の名称及び国籍
Name (or Flight No.) and Flag of Vessel or Aircraft_____

積 込 場 所
Port or place of landing_____

積 込 年 月 日
Date of landing_____

輸出申告番号 Export Declaration No.	記 号 番 号 Mark & No.	品 名 Description Of goods	個 数 Number of articles	数 量 Quantity	価 格 Value

上記の物品が輸出されたことを証明する。

I hereby certify that the articles described here in were exported
from Japan.

年月日
Date_____

署 名
Signature_____

氏 名 階 級 所属部隊
Authenticator_____Rank _____Detachment_____

国際郵便物課税通知書
Notice on Payment of Duty and Tax on Mail Matters

To : Mr. _____ 殿
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date _____
_____ 税関 _____ 外郵便出張所.
Customs _____ Mail Branch
郵便局 Post office

貴殿あて _____ が _____ 便で到着しましたが、下記のとおり関税及び内国税が課されますので、この通知書の日付の翌日から起算して 1 箇月以内に下記金額 _____ 円を郵便為替（ただし、円為替）でこの通知書とともに書留郵便で _____ 郵便局に送付するか若しくは持参して下さい。

_____ { Postal Parcels } addressed to you arrived her by { air } mail and
_____ { Postal Matter } { surface }
customs duty and internal tax are assessed hereon as follows. You are required with in a month from the day following the date of this notice, either to send by registered mail, the sum of money payable (¥ _____) by postal money order (in you) or to bring with yourself the said sum of money to _____ Post Office, in either case together with this notice.

郵便番号 _____
No. of Postal Parcels (letter mail matter)

原産地 Place of Origin	品名 Description	数量 Quantity	価格 Value		税表番号 Tariff	税率 Rate of Duty	税額 Duty
			円 Yen	\$ Dollar		関 (C) 内 (T)	
						関 (C) 内 (T)	
						関 (C) 内 (T)	
関は関税 (C) Stands for Custom Duty 内は内国税 (T) Stands for Internal Tax						計 Total	
備考 Remark						通関料 Customs Clearance Fee	
						合計 Grand Total	

(裏 面)

備 考

- (1) この課税通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係るものについては、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。
この場合においては、その旨あわせて配達郵便局に通知して下さい。なお、再調査の請求又は審査請求をする場合には、その理由を詳細に記載して下さい。
- (2) 物品が返送品である場合には、その物品の交付を受ける前に輸出許可書又は返送品であることを証する書類を税関に提出してください。
- (3) 郵便の内容については_____郵便局に問い合わせてください。

Remark

- (1) Should the persons concerned wish to challenge the assessment of duties and taxes as stated in this notice, a protest must be lodged with the Director General Customs or the Minister of Finance(the President of the National Tax Tribunal about internal taxes) within three months from the day following the date of acknowledgement of this notice. At the same time, the Delivery Post Office concerned should also be informed. The statement of protest should contain a detailed explanation of the grounds on which it is based.
- (2) In case of re-imported articles send back, it is require to, submit to the Customs an export permit or any other document endorsing that the articles are those returned, before you may receive the articles from the Post Office.
- (3) Inquiries with regard to the content of packet shall be addressed to the Post Office.

国連軍軍隊の船舶証明書 Identification of United Nation Forces Vessel			
To : (Customs)	Certification (Check Applicable Box)		
Name of Vessel	Vessel identified hereon is United Nation Forces		
	Operated Controlled for official purposes		
Number of Vessel	Registered Marks		
Flag	Owner or Agent		
Registered Tonnage	Date (of certification)		
Signature		Rand and Title	Organization
Remarks			

Customs Form for the United Nations Forces 免税物品輸入申告書					
Customs Declaration					
For Import				For Use of (check applicable box)	
by (None of Armed Forces or Organization)				Official Use by the United Nations Forces United Nations Forces Personal	
Identifying Marks and Number	Units	Quantity	Weight	Description (if Automobile, include Chassis & Engine No.) ※	Value, ※
※ Give in detail and accurate to your best knowledge.					
Cargo Certification (Part I)				Personal Property Certification (Part II)	
This certifies that the material supplies and/or equipment identified above are				1. The undersigned certifies that I am a member of the United Nations Forces, and that the above listed property is imported by me for the personal use of myself (or my dependents) and that such property will not be disposed of persons or agencies not accorded the benefits of the agreement expect as authorized regulations. 2. I further certify that my personal property and personal effects contain no items or commodities prohibited by Japanese Laws and regulations.	
Signature (by the authorized officer) of the Importing Armed Forces of Organization					
Title and/or Rank					
Unit or Organization					
AUTHENTICATING OFFICER					
Date U. S. Armed Forces Case No.					
signature (by the Authenticating Officer)					
Title and/or Rank				Signature	
Unit and/or Organization				Rank and Title	
Note : Signature, Title and unit or Organization of Authenticating Officer must be on file with Customs House before this authentication is valid				Unit or Organization	
For use by Japanese Custom House Only (Part III)					
Vessel/Aircraft		Nationality		Port of Landing	
Origin of Goods			Port of shipment		
Note: Part I is not required for personal property except motor vehicles and spare parts.					

一時輸入書類の認証申請書
Application for an authentication of the carnet

令和 年 月 日
Date _____

To _____ 殿

申 請 者
Applicant

本邦における居所（又は連絡先）
Address (or mailing address) in Japan _____
氏 名
Name _____

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 3 条の規定により、下記の一時輸入書類について認証を受けたいので申請します。
Under the provisions of Art. 3 of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles. I hereby apply for an authentication of the carnet described as follows.

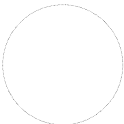
記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet				
一時輸入書類の有効期間 Period of validity	To _____ まで			
一時輸入書類の発給団体 Issued by				
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued				
車両（又は修理部分品）の品名 Discription of the car (or repair parts) is to be imported	数 量 Net quantities	登 録 国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	備 考 Remarks
輸出の予定時期及び予定場所 Expected date and place that the car (or repair parts) is to be re-exported				

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 3 条により、上記の一時輸入書類を認証する。

Under the provisions of Art. 3 of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles, we hereby authenticate of the carnet described above.

認証年月日 認証番号
Date _____ Authentication No. _____
担当者の所属氏名印
Authenticated by _____



※ 輸入証票の 記録番号	
-----------------	--

(注) 1. この申請書には、一時輸入書類を添えて提出すること。
2. ※欄は使用しないこと。
Remarks: 1. This Application shall be accompanied by the carnet.
2. This Application will leave out the column marked ※.

(規格 A4)

輸 出 又 は 輸 入 の 税 関 証 印

外円の直径 20 ミリ



(注) 成田支署の例

届出番号
Report No. _____

免税車両等の譲渡等の届出書

Report on transfer of the car and repair parts temporarily
admitted without payment of import duties and taxes

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs _____

届 出 者
Reporter

本邦における居所（又は連絡先）

Address (or mailing address) in Japan _____

氏 名

Name _____

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の規定により免税で輸入した車両(車両修理用部分品)を、譲渡し（自家用（車両修理用）以外の用途に供し）たいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第6条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

Under the provisions of Par. 1 of Art. 6 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles, I hereby report on a transfer (or an offer other than my personal use or repairing) of the car (or repair parts) temporarily admitted without payment of import duties and taxes.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet				
一時輸入書類の有効期間 Period of validity	To _____ まで			
一時輸入書類の発給団体 Issued by				
一時輸入書類の名義人 Person to whom the Carnet was issued				
車両(又は修理用部分品)の品名 Descriptions of the car (or repair parts) covered by this report	数 量 Net quantities	登 録 国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	備 考 Remarks
輸出の予定時期及び予定場所 Expected date and place that the car (or repair parts) is to be re-exported.				
譲渡しようとする相手方の住所及び氏名（又は新たに供しようとする用途） Name of a person to whom the car (or repair parts) is to be transferred (or What the car is to be newly used.)		譲渡の予定年月日 〔又は新たな用途に供しようとする年月日〕 Expected date of transfer (or new use) of the car (or repair parts).		

(規格 A4)

申請番号

Application No. _____

一時輸入書類の訂正についての同意申請書

Application for an agreement with the amendment of the carnet

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿

To Director of Customs _____

申 請 者

Applicant

本邦における居所（又は連絡先）

Address (or mailing address) in Japan _____

氏 名

Name _____

住 所

氏名又は名称

一時輸入書類の訂正をしたいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第 10 条に基づき、下記のとおりに申請します。

Under the provisions of Art. 10 of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles, I hereby apply for an amendment of the carnet as follows.

記

一時輸入書類の番号 No. of the Carnet		
一時輸入書類の有効期間 Period of validity		
一時輸入書類の発給団体 Issued by		
一時輸入書類の名義人 Person to whom the Carnet was issued		
訂正すべき箇所及び訂正前の内容 Parts and matters that are to be amended	訂正後の内容 Amended matters	訂正すべき理由 Reason for an necessity to amend

(注) この申請書は輸入者と保証団体の連名で輸入地税関に提出して下さい。

Remarks: This Application shall be submitted to the Customs at the place of importation,
jointly by the importer and the J. A. F.

(規格 A 4)

届出番号
Report No. _____

税関様式V第1040号
Customs Form V No.1040

第三者による免税車両使用届出書

Report on the use by a third person of the car temporarily
admitted without payment of import duties and taxes

令和 年 月 日
Date _____

税関長殿
To Director of Customs _____

届 出 者
Reporter

本邦における居所(又は連絡先)
Address(or mailing address)in Japan _____
氏 名
Name _____

_____が自家用自動車の一時輸入に関する通関条約に基づき免税で輸入した自動車を使用したいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

Desiring to use the car temporarily admitted without payment of import duties and taxes by under the provisions of the Customs Convention of Private Road Vehicles,I hereby report on my use as follows in accordance with the provisions of Par.1 of Art.4 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet				
一時輸入書類の有効期間 Period of Validity		To _____ まで		
一時輸入書類の発給団体 Issued by				
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued				
届出者と一時輸入書類の名義人との関係 Relationship between the person described in the carnet and the reporter.				
使用予定期間 Expected period of the use by the reporter		から _____ まで From _____ to _____		
車両の品名 Discription of the car covered this report	数量 Net quantities	登録国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	備考 Remarks
輸出の予定時期及び予定場所 Expected date and place that the car is to be re-exported				

(注) 1. この届出書は、2通を免税車両の輸入地税関に提出して下さい。
2. この届出書には、(1)届出者が一時輸入書類の名義人から正当に許可を受けていること及び本邦に一時的に入国した者であることを証する書類、並びに(2)条約、法令の規定に従うことを記載した誓約書を添付して下さい。

Remarks 1.This report form shall be submitted in duplicate to the Customs at the place of importation
2.The following document shall be attached,
(1) Document stating that the person making this report has be duly authorized by the person described in the carnet to use the car.
(2)Document certifying that the person making this report is a temporary visitor,
(3)Document stating the person making this report will observe strictly the provisions of the convention and other relevant laws and regulations.

申請番号
Application No. _____

居住者による免税車両運転承認申請書
Application for an approval on the use by an Exchange resident
of the car temporarily admitted without payment of import duties and taxes

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs _____

申 請 者
Applicant

本邦における居所（又は連絡先）
Address (or mailing address) in Japan _____
氏 名
Name _____

居住者に免税車両の運転をさせることの承認を得たいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

Under the provisions of Par. 1 of Art. 5 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles, I hereby apply for an approval in order to enable the exchange resident, as prescribed below, to driven the car temporarily admitted without payment of import duties and taxes.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet				
一時輸入書類の有効期間 Period of validity		To まで		
一時輸入書類の発給団体 Issued by				
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued				
車 両 の 品 名 Descriptions of the car covered by this application.	数 量 Net quantities	登 録 国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	備 考 Remarks
輸 出 の 予 定 時 期 及 び 予 定 場 所 Expected date and place that the car is to be re-exported				
運 転 さ せ る 居 住 者 の 住 所 及 び 氏 名 Name and address of the exchange resident who will drive the car				
運 転 さ せ る こ と が 必 要 な 理 由 Reason why the car is to be driven by the exchange resident				
運 転 予 定 期 間 Expected period of the use by the exchange resident		から まで From To		

(注) この申請書は、2 通を輸入地税関に提出して下さい。
Remarks : This Application shall be submitted in duplicate to the Customs at the place of importation.
(規格 A 4)

届出番号
Report No. _____

税関様式 V 第 1060 号
Customs Form V No. 1060

免税車両等の管理者等届出書

Report on the administrator of the car or repair parts temporarily
admitted without payment of import duties and taxes

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs _____

届 出 者
Reporter

本邦における居所（又は連絡先）
Address (or mailing address) in Japan _____
氏 名
Name _____

免税車両(免税車両修理用部分品)の輸出をしないで、当該物品に係る一時輸入書類の有効期間内に出国したいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第8条の規定により下記のとおり届け出ます。
Under the provisions of Art. 8 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles, I hereby report on the administrator of the car (or repair parts) temporarily admitted without payment of import duties and taxes, before the expiration of the Period of Validity of the carnet without re-exportation of the car (or repair parts), after my departure from Japan.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet				
一時輸入書類の有効期間 Period of validity		To まで		
一時輸入書類の発給団体 Issued by				
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued				
車両(又は修理用部分品)の品名 Descriptions of the car (or repair parts) covered by this report	数 量 Net quantities	登 録 国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	備 考 Remarks
輸出の予定時期及び予定場所 Expected date and place that the car (or repair parts) is to be re-exported.				
出国後免税車両等を管理する者の住所、氏名及び免税車両等輸入者との関係 Name and address of the administrator who is to administer the car (or repair parts), after the departure from Japan of the importer, and relationship between the importer and the administrator			免税車両等の保管場所 Place where the car (or repair parts) is kept under custody.	

(規格 A 4)

申請番号
Application No. _____

一時輸入車両等に係る輸入税の軽減申請書

Application for a reduction of import duties and taxes on the car and
repair parts without payment of import duties and taxes

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs. _____

申 請 者
Applicant

本邦における居所（又は連絡先）
Address (or mailing address) in Japan _____
氏 名
Name _____

輸入税の軽減を受けたいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例
に関する法律施行令第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

Under the provisions of Par. 2 of Art. 6 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the
Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken
for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles,
I hereby apply for a reduction of import duties and taxes of the car (or repair parts) temporarily
admitted.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet			
一時輸入書類の有効期間 Period of validity	To _____ まで		
一時輸入書類の発給団体 Issued by			
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued			
輸入税の軽減を受けよう とする車両（又は車両修 理部分品）の品名 Description of the car (or repair parts) covered by this Application	数 量 Net quantities	損傷の原因（事故の内 容）及び程度 Cause and extent of damage	軽減を受けようとする 額及び計算の基礎 Amount of reduction applied for, and base of calculation there of

- (注) 1. この申請書は 1 通を輸入地税関に提出して下さい。
2. この申請書には、事故の事実を証する書類を添付して下さい。

Remarks: 1. This Application shall be submitted to the Customs at the place of importation.
2. This Application shall be accompanied by a document certifying the accident.

(規格 A 4)

申請番号
Application No. _____

免 税 車 両 等 の 減 却 承 認 申 請 書
Application for an approval of destruction of the car and repair parts temporarily
admitted without payment of import duties and taxes

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs _____

申 請 者
Applicant
本邦における居所（又は連絡先）
Address (or mailing address) in Japan _____
氏 名
Name _____

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の規定により免税で輸入した車両（車両修理用部分品、取り替えられた部分品）について
減却したいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 7 条の規定により下記
のとおり申請します。

Under the provision of Art. 7 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the Law Concerning Temporary Measures
in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary
Importation of Private Road Vehicles, I hereby apply for an approval of destruction of the car (or repair or disjoined parts)
temporarily admitted without payment of import duties and taxes.

記

一 時 輸 入 書 類 の 番 号 No. of the carnet				輸 出 の 予 定 時 期 When the car (or repair parts) is to be re-exported			
一 時 輸 入 書 類 の 有 効 期 間 Period of Validity		To まで					
一 時 輸 入 書 類 の 発 給 団 体 Issued by				輸 出 の 予 定 場 所 Where the car (or reparts parts) is to be re-exported			
一 時 輸 入 書 類 の 名 義 人 Person to whom the carnet was issued							
車両（又は車両修理部分品）の品名 Descriptions of the car (or repair parts) temporarily admitted without payment of import duties and taxes.	数 量 Net quantities	登 録 国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	減却しようとする物品の品名 Descriptions of the goods to be destructed	数 量 Net quantities of the goods to be destructed	置かれている場所 Where the goods are kept	
減却の予定年月日・減却の予定場所 Expected date and place of destruction.				減 却 の 方 法 Ways and means of destruction			

届出番号
Report No. _____

税関様式 V 第 1090 号
Customs Form V No. 1090

免税車両等の差押えに関する届出書
Report on a seizure of the car and repair parts temporarily
admitted without payment of import duties and taxes

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs _____

届 出 者
Reporter

本邦における居所（又は連絡先）
Address (or mailing address) in Japan _____
氏 名
Name _____

免税車両(免税車両修理用部分品) が差押えを受けたので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

In connection with a seizure of the car (or repair parts) temporarily admitted without payment of import duties and taxes, I hereby report as follows under the provisions of Art. 9 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet				
一時輸入書類の有効期間 Period of validity		To まで		
一時輸入書類の発給団体 Issued by				
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued				
差押えを受けた車両(又は修理用部分品) の品名 Descriptions of the car (or repair parts) seized	数 量 Net quantities	登 録 国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	備 考 Remarks
輸出の予定時期及び予定場所 Expected date and place that the car (or repair parts) is to be re-exported.				
差押えを受けた年月日 Date of seizure		差押えを受けた理由 Reason for seizure		

(注) この届出を提出する際には、差押えを受けたことを証する書類を税関に提示して下さい。

Remarks ; This Report shall be accompanied by a certificate that the car (or repair parts) has been seized.

(規格 A 4)

税関様式V 第 1100 号
Customs Form V No. 1100

申請番号
Application No. _____

免税車両等の再輸出期間猶予承認申請書

Application for an approval on the extension of a time limit
of re-exportation of the car (or repair parts)
temporarily admitted without payment of import duties and taxes

令和 年 月 日

Date _____

税 関 長 殿

To Director of Customs _____

申 請 者

Applicant

本邦における居所（又は連絡先）

Address (or mailing address) in Japan _____

氏 名

Name _____

一時輸入書類の有効期間内に、免税車両（免税車両修理用部分品）を輸出することができないので、
自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第 20 条の規定により、免責義務の履行期間を猶予される
よう、下記のとおり申請します。

I hereby apply for an approval on the extension of the time-limit of re-exportation of the car (or
repair parts) temporarily admitted without payment of import duties and taxes, under the
provisions of Art. 20 of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road
Vehicles, since the situation does not permit me to re-export the car (or repair parts) concerned
within the period of validity of the carnet.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet			当初の輸出予定時期及び 予定場所 Expected date and place of the car (or repair parts) is to be re-exported, at the beginning
一時輸入書類の有効期間 Period of validity	To	まで	
一時輸入書類の発給団体 Issued by			
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued			
輸出が遅滞した車両（又は 車両修理用部分品）の品名 ・数量 Descriptions and quantities of the car (or repair parts) covered by this Application	輸出が遅滞した理由 Reason for Application	輸出の予定時期及び 場所 Expected date and place the car (or repair parts) is to be re-exported	備 考 Remarks

(注) この申請書は2通提出して下さい。

Remarks : This Application shall be submitted in duplicate to the Customs of importation
(規格 A 4)

申請番号

一時輸入書類の更新承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表者の氏名）

一時輸入書類を更新することについて承認を受けたいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第 2 3 条の規定により申請します。

記

一時輸入書類の番号		更新を必要とする理由
一時輸入書類の有効期間	まで	
一時輸入書類の発給団体		
一時輸入書類の名義人		

- （注） 1. この申請書は 2 通輸入地税関へ提出して下さい。
2. この申請書には、新旧の一時輸入書類を添付して下さい。

（規格 A 4）

通告番号

免税車両等の再輸出義務不履行通告書
(関税及び消費税賦課決定通知書)

令和 年 月 日

殿

税 関 長 (印)

下記の免税車両（免税車両修理用部分品）は、その一時輸入書類の有効期間内に本邦から輸出されておらず、免責がされていないので通告します。

また、当該免税車両（免税車両修理用部分品）の関税及び消費税・地方消費税を下記のとおり賦課決定します。

記

一時輸入書類の番号		輸出の予定時期及び予定場所			
一時輸入書類の有効期間					
一時輸入書類の発給団体					
一時輸入書類の名義人					
車両（修理用部分品）の品名		数 量	登 録 国	登 録 番 号	備 考
課 税 標 準 額		納 付 す べ き 税 額		納付する税額は、令和 年 月 日までに、 同封の納税告知書により 日本銀行（本店、支店、 代理店又は歳入代理店） に納付して下さい。	
関 税					

提出番号

積卸コンテナ一覧表
(コンテナリスト)

令和 年 月 日

税 関 長 殿

提 出 者
住 所
氏名又は名称

船舶及び航空機の
名称又は登録記号_____

コンテナの種類	記号及び番号	国産コンテナ 等の表示の有無	コンテナの種類	記号及び番号	国産コンテナ 等の表示の有無

(注) この一覧表は 2 通提出して下さい。

(規格 A 4)

提出番号

免税コンテナの修理用部分品免税明細書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

提 出 者
住 所
氏名（名称及び代表者の氏名）

申告番号	免 税 条 項
	コンテナ条約第 5 条 1

修 理 用 部 分 品 の 品 名		数	量
修理をする免税コンテナの種類		免税コンテナの記号及び番号	
免 税 コ ン テ ナ ー の 管 理 者 の 住 所			
免 税 コ ン テ ナ ー の管理者の氏名又は名称			
修 理 の 内 容			
修 理 を 行 う 場 所			
修理の完了予定年月日			

（注）この明細書は 1 通提出して下さい。

（規格 A 4）

届出番号

コンテナの免税部分品使用届出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
住 所
氏名又は名称

コンテナの免税部分品を修理の用に供したいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際輸送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 4 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

修理をした コンテナ	種 類		記号及び番号		
	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 の 年 月 日		輸 入 許 可 書 等 の 番 号	
修理に供した 免税部分品	品 名		数 量		
	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 の 年 月 日		輸 入 許 可 書 等 の 番 号	
修 理 の 内 容					
修 理 を 行 っ た 場 所			修 理 の 完了年月日		
修理により取りはずした 部 分 品 の 品 名		数 量		処 分 の 方 法	

(注) この届出書は 2 通提出して下さい。

(規格 A4)

申請番号

免税コンテナ等の再輸出期間延長承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

免税コンテナ等について再輸出期間の延長を受けたいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 4 条本文の規定により、下記のとおり申請します。

記

免税コンテナの種類、記号及び番号 (免税部分品の場合には品名)			数	量	
免税コンテナ等の 輸 入 許 可 税 関					
輸 入 許 可 の 年 月 日			輸入許可書 等 の 番 号		
指定を受けた再輸出期間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日
輸 出 予 定 年 月 日			輸出予定地		
延長を必要とする期間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日
延長を必要とする理由					

(注) この申請書は 2 通提出して下さい。

(規格 A4)

申請番号

免税コンテナ等の減却承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

免税コンテナ等について減却の承認を受けたいので、関税定率法第 13 条第 7 項ただし書の規定を準用するコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

免税コンテナの種類、記号及び番号 (免税部分品の場合には品名)		数		量	
免税コンテナ等が置かれている場所					
輸入許可の 年 月 日		輸入許可書等の 番 号			
免税コンテナ等の 輸 入 許 可 税 関					
減 却 の 日 時					
減 却 の 方 法					
減 却 の 理 由					

(注) この明細書は 2 通提出して下さい。
(規格 A 4)

申請番号

免税コンテナ等の変質（損傷）減税申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称

免税コンテナ等について、変質（損傷）による減税を受けたいので、関税定率法第 13 条第 7 項ただし書の規定を準用するコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

免税コンテナの種類、記号及び番号 （免税部分品の場合には品名）		数 量	価 格
輸 入 許 可 税 関			
輸 入 許 可 の 年 月 日		輸入許可書等 の 番 号	
免税コンテナ等が 置かれている場所			
変質（損傷）の原因			
変質（損傷）の程度			
輸入税の軽減を受け ようとする額及びそ の 計 算 の 基 礎			

（注）この申請書は 2 通提出して下さい。

（規格 A 4）

通知番号

免税コンテナ等の管理者変更通知書

令和 年 月 日

(変更後の管理者)

殿

変更前の管理者

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

免税コンテナ等の管理者の変更について、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 7 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

免税コンテナの種類、記号及び番号 (免税部分品の場合には品名)		数 量	
輸 入 許 可 税 関			
輸 入 許 可 の 年 月 日		輸入許可書等 の 番 号	
再 輸 出 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
引 渡 年 月 日	令和 年 月 日		

- (注) 1. 変更前の管理者欄には、法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載してください。
2. 免税コンテナ等の変更前の管理者は、当該免税コンテナ等の引渡しの日から 5 日を経過する日までに、この通知書 2 通を変更後の管理者に送達し、うち 1 通を受領書として返付を受けて下さい。

(規格 A 4)

届出番号

免税コンテナの差押届出書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
届 出 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

免税コンテナについて差押えを受けたので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 10 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

免税コンテナの種類、記号及び番号			価 格	
輸 入 許 可 税 関				
輸 入 許 可 の 年 月 日			輸 入 許 可 書 等 の 番 号	
差押えを受けた年月日				
差押えを受けた理由				
差押えを行った官署				

(注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載して下さい。
2. この届出書は2通提出して下さい。

申請番号

国産コンテナ等の確認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

国産コンテナ等であることの確認を受けたいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

コ ン テ ナ ー の 種 類		記号及び番号	※確 認 番 号
国産コンテナー	製造者の住所及び氏名又は名称		
	製造の年月日		
	製造工場名		
外国コンテナー	輸入許可税関		
	輸入許可書の番号		
	輸入許可年月日		
コ ン テ ナ ー が置 か れ て い る 場 所			

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載して下さい。
2. 国産コンテナーの場合には、製造者が作成した国産コンテナーである旨の証明書（原則として「国産コンテナーの製造証明書」（A-1120））を 1 通添付して下さい。
3. 外国コンテナーの場合には、輸入税が納付された、又は納付すべきこととなった際の輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書を 1 通添付して下さい。
4. この申請書は 2 通提出して下さい。
5. ※欄には記入しないで下さい。

(規格 A 4)

国産コンテナーの製造証明書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
製 造 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

下記のコンテナーは、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 11 条に規定する本邦において製造されたコンテナーであり、保税原料品を使用していないことを証明します。

記

コンテナーの種類		記号及び番号	
製造工場の所在地及び名 称			
所有者の住所及び氏名 又 は 名 称			
製 造 年 月 日		自 重	
外 法 寸 法	cm×	cm×	cm
設計番号又は設計図の 整 理 番 号			

- (注) 1. 法人においては、製造者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。
2. この証明書は 1 通提出して下さい。

(規格 A 4)

提出番号

国産コンテナ等の確認証紙はり付け事績報告書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

報 告 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

国産コンテナ等に証紙をはり付けたので、下記のとおり報告します。

記

コ ン テ ナ ー の 種 類	
確 認 申 請 者 の 住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	
記 号 及 び 番 号	
確 認 番 号	
確 認 番 号 交 付 年 月 日	
は り 付 け 年 月 日	

- (注) 1. 法人においては、報告者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載してください。
2. この報告書は、1 通提出して下さい。

申請番号

コンテナの個別承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

コンテナの個別承認を受けたいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

コンテナの種類		記号及び番号	
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所 又は事務所の所在地			
管理者の氏名又は名称			
管理者の住所 又は事務所の所在地			
自重			
外 法 寸 法	cm×	cm×	cm
構造上の重要な特徴 材質、構造上の種類、 補強部分、ボルトの先端 がつぶされており 又は溶接されている こと等			
検査希望日時及び場所			
※ 前回の承認年月日 及び承認証明書番号	令和 年 月 日 第 号		

- (注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載して下さい。
2. この申請書は、コンテナの構造を明らかにする図面及びコンテナの扉前面の写真を添付して2通提出して下さい。
3. ※の付されている欄は、更新の場合に記入して下さい。

(規格A4)

コンテナの承認証明書
CERTIFICAT D'AGREMENT D'UN CONTAINER

- 1 証明書番号
Certificat n°
- 2 下記のコンテナは、税関の封印を施して行われる運送のための条件を満たしている。
Attestant que le container désigné ci-après remplit les conditions requises pour être admis au transport sous scellement douanier.
- 3 有効期限
Valable jusqu'au
- 4 この証明書は、コンテナが運送に使用されなくなり、所有者が変わり、その有効期限が満了し又はコンテナの重要な特徴が著しく変更された場合には、発給機関に返却しなければならない。
Ce certificat doit être restitué au service émetteur lorsque le container est retiré de la circulation, en cas de changement de propriétaire, à l'expiration de la durée de Validité et en cas de changement notable de caractéristiques essentielles du container.
- 5 コンテナの種類
Nature du container.
- 6 所有者の氏名及び事務所の所在地
Nom et siège d'exploitation du propriétaire.
- 7 識別の記号及び番号
Marques et numéros d'identification.
- 8 自重
Tare.
- 9 外法寸法 c m × c m × c m
Dimensions extérieures en centimètres.
- 10 構造上の重要な特徴（材質、構造上の種類、補強部分、ボルトの先端がつぶされており又は溶接されていること等）
Caractéristiques essentielles de construction (nature des matériaux, nature de la construction, parties renforcées, boulons rivés ou soudés, etc.)
.....
.....
.....
- 11 発給地 発給日
Etabli à (lieu) le (date) 20
- 12 発給機関の署名及び公印
Signature et cachet du service émetteur

印

発 給 機 関 の 公 印



(本牧埠頭出張所の例)

外円の直径は30mmとし、内円の直径は20mmとする。

申請番号

コンテナの型式承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名（名称及び代表権者の氏名）

コンテナの設計型式による承認を受けたいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

コンテナの種類		設計型式の記号 及 び 番 号	
製造開始予定年月日			
製造予定数量			
設計番号又は設計図の 整 理 番 号			
仕様書の番号			
製造工場の名称及び 所 在 地			
自 重			
外 法 寸 法	cm×	cm×	cm
構造上の重要な特徴 〔材質、構造上の種類、 補強部分、ボルトの先 端がつぶされており 又は溶接されている こと等〕			
検査希望日時及び場所			

（注）1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

2. この申請書は、設計図及び仕様書を添付して 2 通提出して下さい。

（規格 A 4）

型 式 承 認 証 明 書

コンテナに関する通関条約付属書 1 及び国際道路運送手帳による担保の下で行な
う貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）付属書 6 に定める技術的要件を満
たすコンテナの設計型式による承認

- 1 証明書番号 第.....号
- 2 住所及び氏名
が製造した次の設計型式のコンテナは、税関封印の下で行う貨物の運送のために承
認されたものであることを証明する。
- 3 コンテナの種類.....
- 4 設計型式の記号及び番号.....
- 5 設計番号又は設計図の整理番号.....
- 6 仕様書の番号.....
- 7 自重.....
- 8 外法寸法.....cm×.....cm×.....cm
- 9 構造上の重要な特徴（材質、構造上の種類、補強部分、ボルトの先端がつぶされてお
り又は溶接されていること等）
.....
.....
.....
- 10 この証明書は、前期の設計型式のコンテナにのみ適用する。また、承認された設計
のいかなる変更も新たな型式のコンテナを製造したものとして取り扱い、これに対
する個別的な承認を必要とする。
- 11 発給地.....発給日.....
- 12 発給機関の署名及び公印.....

承認板取付台帳

型式番号

取付けられたコンテナー		承認板の取付 年 月 日	製 造 番 号	納 入 先	備 考
種 類	記号及び番号				

(規格A 4)

税 関 の ス タ ン プ



(本牧埠頭出張所の例)

外円の直径は、18mmとし、内円の直径は、10mmとする。

証明書は、事故が発生した国の言語及びフランス語によつて印刷した用紙で作成する。
Les procès-verbaux de constat seront rédigés sur des formules imprimées dans l'une des langues du pays où les faits se sont passés, et en français.

1. T I Rカルネによる担保の下で道路走行車両によつて行う貨物の国際運送
TRANSPORT INTERNATIONAL DE MARCHANDISES PAR VEHICULE
ROUTIER SOUS LE COUVERT D'UN CARNET TIR
2. 証 明 書
PROCES-VERBAL DE CONSTAT
3. この証明書は、T I Rカルネの使用規則 11～14 までの規則に従つて作成する。
Dressé en exécution des paragraphes 11 à 14 des Règles relatives à l'utilisation du Carnet TIR
4. 下名の (注 1) は
LES SOUSSIGNES (1)
5. 次の事項を証明する 20 年 月 日 時に
CERTIFIENT que le deux mille, à heures,
6. 国の領域内の として知られている場所において、
sur le territoire de, au lieu dit
7. において登録された道路走行車両を検査した。
leur a été présenté le véhicule routier immatriculé en
8. その登録番号は である。
sous le n°
9. その車両は、T I Rカルネによる担保の下で貨物を運送しており、
et transportant des marchandises sous le couvert du carnet TIR,
10. そのT I Rカルネは、第 号として
délivré le, sous le n°
11. (注 2) が発給した、
par (2)
12. 本官は、次のとおり確認した。
ILS ONT FAIT LES CONSTATATIONS SUIVANTES:
13. の仕出地税関及び 税関が施した封印は
les scellements indiqués ci-après, du bureau de douane de départ de
..... et du bureau de douane de
14. 破られていた／紛失していた (注 3)
sont rompus／manquent (3);

(税関様式A第 2030 号のつづき)

15. 道路走行車両／コンテナ（注 3）の積荷部分には、異状があった。

la partie du vehicule routier reservee au chagement/le container (3)
n' est plus intact (e) ;

16. 貨物が紛失していない（注 3）

aucune marchadise me manque (3) ;

17. 次の貨物（T I R カルネの貨物目録に記載されている順序によること）が紛失していた／損壊していた（注 3）

Les marchandises specifiees ci-apres(dans l' ordre de leur inscription au Manifeste du carnet TIR)manquent/ont peri (3)

- 18.

包装の記号及び 番号 Marques et no.Des colis	包装の個数及び 種類 Nombre et nature des colis	品 名 Designation des marchandises	備考（紛失貨物の数量 等） Observations (indiquer notamment les quantites manquantes)

19. 運送人の説明は次のとおりであった。（封印の破損又は貨物の亡失の原因、貨物を保全するためにとった措置等）

Le transporteur a fourni les explications suivantes(raisons de la rupture des scellements ou de la perte des manchandises, mesures prises pour la sauvegarde des marchandises, etc.)

20. 本官は、次のとおり証明する。

LES SOUSSIGNES CERTIFIENT que—

21. 次の措置（新たな封印を施すこと、積荷を詰め替えること等）がとられた。

les mesures suivantesont ete prises(apposition de nouveaux scellements, transbordement des marchandises, etc.)

22. 新たに施された封印の数及び明細

Nombre et caracteristiques des nouveaux scellements apposes :

23. 積荷を詰め替えた道路走行車両／コンテナ（注 3）の明細

Caracteristiques du vehicule/container (3) dans lequel les marchandises ont ete transbordees

24. 2 3 の道路走行車両／コンテナ（注 3）は、

Ledit vehicule routier/container (3)

25. 承認明細書第 号を与えられている（注 3）

fait l' object d' agrement no.....(3)

(税関様式A第 2030 号のつづき)

26. 承認証明書を与えられていない (注3)

—ne fait pas l' object d' un certificat d' agrement (3)

27. この証明書を作成した職員の署名及びスタンプ

Signature et cachet des agents qui ont dresse ce proces-verbal constat :



28. この証明書を作成した国の搬出国境税関の証印

Visa du bureau-frontiere de douane de sortie du pays ou le present
proces-verbal a ete dresse :



(1) (注1) 職員の氏名及び等級並びに所属官庁の名称

Nom et grade des agents et designation de l' autorite don' t ils dependent

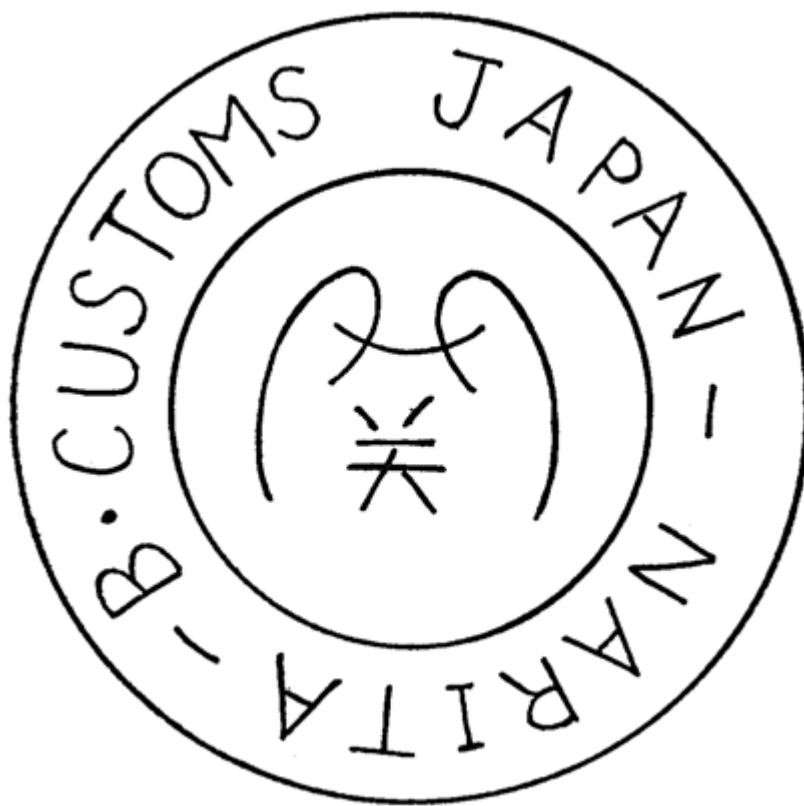
(2) (注2) 発給団体の名称及び所在地

Nom et adresse de l' association emettrice.

(3) (注3) 該当しないものを抹消すること。

Biffer la mention inutile.

A T Aカルネに使用する税関の証印



(成田税関支署の例)

外円の直径は18ミリメートルとし、内円の直径は10ミリメートルとする。

申請番号
Application No.

一時免税輸入物品に係る再輸出期間延長承認申請書
Application for an approval on the extension of
a time limit of re-exportation of the goods under
cover of A.T.A. carnet

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of Customs _____

申 請 者
Applicant
住 所
Address (or mailing address) in Japan _____
氏 名
Name _____

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA 条約）の実施に伴う関税法等の特例に
関する法律第 4 条の規定により再輸出期間の延長の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。
Under the provision of Art. 4 of the Law Concerning Temporary Measurers in Relating to the
Customs Law and Other Laws to be taken for Operation of the Customs convention on the A.T.A.
Carnet for the Temporary Admission of Goods, I hereby apply for an approval on extension of the
time-limit of re-exportation of the goods imported under cover of the A.T.A. Carnet.

記

通関手帳の番号 No. of the A.T.A. Carnet		通関手帳の発給団体 Issued by	
通関手帳の有効期間 Period of validity		通関手帳の名義人 Person to whom the A. T.A. carnet was issued	
	品 名 Description of the goods	数 量 Quantities	
輸 出 予 定 期 間 Expected date the goods are to be re-exported			
輸 出 の 予 定 場 所 Expected place the goods are to be re-exported.			
再輸出期間の延長の承認 を受けようとする理由 Reason for the application on the extension of time-limit of re-exportation			
備 考 Remarks			

(注) 1. この申請書は、2 通を輸入地官署税関に提出して下さい。

2. この申請書には、通関手帳を添付して下さい。

Remarks: 1. This Application shall be submitted in duplicate to the Customs at the place of
importation.

2. The A.T.A. Carnet shall be attached to this Application.

(規格 A4)

(規格 A 4)

申請番号

とん税及び
特別とん税 納税義務者承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿
申 請 者
住 所
氏名又は名称

とん税法第4条第2項及び特別とん税法第4条第2項の規定により、下記のとおり納税義務者の承認を受けた
いので申請します。

記

納 税 義 務 者 と な る べ き 者	住 所		
	氏 名 又 は 名 称		
本邦にある主たる営業 所及び代表者 〔 外国法人である場 合に限る。 〕	所 在 地		
	名 称		
	代 表 者 の 氏 名		
納付事務を行う営業所 等及びその責任者 〔 上記の外にある場 合に限る。 〕	所 在 地		
	名 称		
	責 任 者 の 氏 名		
開 港 名			
船 舶	名 称	国 籍	純 ト ン 数
	申請者が運行する船舶の全部		
添 付 書 類			

(注) 1. この申請書は、2通（ただし同一開港に他の税関官署があるときは、その税関官署の数だけ余分に）提出して下さい。
2. 申請者が運行する船舶の全部について承認を申請するときは、該当欄に○印を付して下さい。この場合は、船舶の名称、国籍、純トン数は記載を要しません。

申告書番号
Declaration No.

とん税及び特別とん税納付申告書
Declaration for payment of Tonnage Dues and Special Tonnage Dues

令和 年 月 日
Date

税 関 長 殿
To Director of Customs

申 告 者
Declaration

住 所
Address

氏名又は名称
Name or Trade Name

とん税法施行令第2条及び特別とん税法施行令第2条の規定により、下記のとおり申告します。
I hereby declare under the provisions of Art. 2 of the Cabinet Order for Enforcement of the Tonnage Dues Law and the provisions of Art. 2 of the Cabinet Order for Enforcement of the Special Tonnage Dues.

記

船 舶 Vessel	名 称 Name						
	国 籍 Flag						
	純 と ん 数 Net Tonnage						
入 港 年 月 日 Date of Arrival				開 港 名 Name of Open Port			
適 用 税 率 Rate		(1) 純とん数1トまでごとに36円 Thirty-six yen (¥36) per net ton 〔 入 港 ご と の 納 付 〕 Payment at each arrival		(2) 純とん数1トまでごとに108円 One hundred and eight yen (¥108) per net ton 〔 一 時 納 付 〕 Payment at one time for a year			
納付とん税及び特別とん税の額 Amount of Tonnage Dues and Special Tonnage Dues							
税 関 記 入 欄 Column for Customs Use							
と ん 税 及 び 特 別 と ん 税 一 時 納 付 の 有 効 期 間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
確認年月日 担当者欄			調定年月日 担当者欄			納付年月日	
備 考							

- (注) 1. この申告書は、入港ごとの納付の場合は1通、一時納付の場合は2通（ただし、同一開港に他の税関官署がある時は、その税関官署の数に対応する数だけ余分に）を税関官署に提出して下さい。
2. 適用税率の欄については該当する番号に○を付して下さい。
- (Note) 1. One copy of this Declaration shall be submitted in case of payment at each arrival and two copies in case of payment at one time for a year to the Customs.
2. The declarant will put the mark ○ on the number of the rate applied.

とん税及び特別とん税一時納付義務整理簿

申告 番号	入 港 年 月 日			船			とん税及び 特別とん税	有 効 期 間			納 税 義 務 者		備 考
				名 称	国 籍	純トン数					住 所	氏名又は 名 称	
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					
								年 月 日から					
								年 月 日まで					

令和 年 月 日

(住所)

(氏名又は名称) 殿

(税関官署の長) ㊞

とん税及び特別とん税 更正 決定 通知書

開港名		入港年月日	令和 年 月 日
船舶の名称 及び国籍			

上記の開港に入港した船舶に対するとん税及び特別とん税を、とん税法第6条及び特別とん税法第6条の規定により下記のとおり

更正 したので、とん税法施行令第3条及び特別とん税法施行令第2条の規定により通知します。
決定

なお、この通知により 納付すべき税額
還付する金額 は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び滞納税は、令和 年 月 日まで

に、同封の納付書により納付して下さい。

この納付書により納付すべき税額又は還付する金額			理由その他付記事項
区分	納付すべき税額	円	
	還付する金額	円	

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税額の計算の算式

延滞税の額

=

納付すべき
本税の額

×

期間(日数)
法定納期限の翌日
から完納の日まで

×

延滞税の割合
7.3%(注)
納期限の翌日から2月を
経過する日後は14.6%

×

1
365

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の 11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号 により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日から 平成25年12月31日まで	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例基準割合(前 年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合+ 1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」 のいずれか低い割合
令和3年1月1日以後	年「7.3%」と「令和3年1月1日以後の各年の延滞税特例基準割合 (平均貸付割合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により 告示された割合)+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+ 7.3%」のいずれか低い割合

- (2) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。
- (3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

記

区 分		課 税 標 準 (純 と ん 数)	税 額	更正により増加 減少 した税額
更 正	更 正 前		円	円
	更 正 後			
決 定				

◎ 「不服申立てについて」 この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます。

証明番号
Certification No.

非課税理由の証明
Certification of Facts for Non-taxation.

令和 年 月 日
Date

税関長 殿
To Director of Customs

船長又はその代理人
Shipmaster to Authorized Agent

氏 名
Name

とん税法施行令第4条の規定により下記のとおり証明します。
I hereby declare under the Provision of Art. 4, of the Cabinet Order for Enforcement of the Tonnage Dues Law as follows.

記
Note

船 舶 Vessel	国 籍 Flag	名 称 Name	純トン数 Net Tonnage
開 港 の 名 称 Name of Open Port		入港年月日 Date of arrival	
納 税 義 務 者 Person liable to pay Tonnage Dues and Special Tonnage Dues	住 所 Address		
	氏名又は名称 Name or Trade Name		
非課税に該当する理由 Facts for Non-taxation			

- (注) 1. この証明書は、2通提出して下さい。
2. この証明に当たっては、非課税に該当する理由を客観的に認定しうるような航海日誌(写)、管海官庁の証明書等の提出を税関で求めることがありますから、あらかじめ御用意下さい。
- Note: 1. This report shall be submitted in duplicate to Customs.
2. Customs may request to submit or present the logbook (copy), the shipmaster's statement, the certificate of competent authorities. etc, as the supporting evidence of the facts for non-taxation.

(規格A4)

申請書番号
Application No.

とん税納付前出港承認申請書
Application for permission for Departure before
Payment of Tonnage Dues and Special Tonnage Dues

令和 年 月 日
Date _____

税 関 長 殿
To Director of _____ Customs

申 請 者
Applicant
住 所
Address
氏名又は名称
Name or Trade Name

とん税法第9条第1項の規定により、とん税の納付前に出港したいので、下記のとおり申請します。
I hereby apply for permissions for departure before Payment of Tonnage Dues under the Provisions
of Art. 9, Part 1 of the Tonnage Dues Law as follows.

記
Note

船 舶 Vessel	名 称 Name	国 籍 Flag	純トン数 Net Tonnage
開 港 Open Port	名 称 Name	入 港 年 月 日 Date of arrival	出港予定年月日 Scheduled Date of Departure
とん税の納付前に出港すること を必要とする理由 Grounds for Necessity of Departure before Payment of Tonnage Dues			
担 保 物 Securities			

(注) この申請書は、2通提出して下さい。
Note: This application shall be submitted in duplicate to Customs.

(規格A4)

令和 年 月 日

(住 所)

(氏名又は名称) 殿

(税関官署の長) 印

とん税及び特別とん税納税通知書

申告年月日		令和 年 月 日		申告書番号			
船 舶		名称及び国籍		()			
		純 と ん 数					
入 港 年月日	令和 年 月 日		出 港 年月日	令和 年 月 日		開港名	
納付とん税及び特別とん税の額							

上記の船舶について申告のあったとん税及び特別とん税の額は、誤りがないと認められるので、当該税額及び延滞税を、令和 年 月 日までに、同封の納付書により納付して下さい。

上記の船舶についてのとん税及び特別とん税は、納付する必要がありません。

(注意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税額の計算の算式

延滞税の額

=

納付すべき
本税の額

×

期 間(日数)

法定納期限の翌日
から完納の日まで

×

延滞税の割合

7.3%(注)
〔納期限の翌日から2月を
経過する日以降14.6%〕

×

1

365

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日 までの各年の前年の11月30日を経過する時 における日本銀行法第15条第1項第1号に より定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日から 平成25年12月31日まで	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各 年の特例基準割合(前年に租税特別措置法第 93条第2項の規定により告示された割合+ 1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」 のいずれか低い割合
令和3年1月1日以後	年「7.3%」と「令和3年1月1日以後の各年の 延滞税特例基準割合(平均貸付割合(前年に 租税特別措置法第93条第2項の規定により告 示された割合)+1%)+1%」のいずれか 低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合 +7.3%」のいずれか低い割合

- (2) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。
- (3) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。



保 証 書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

保 証 人

住 所

氏名又は名称 ⑩

が

とん税法第 9 条第 1 項の規定によりとん税の納付前に出港することの承認を受けた外国貿易船 について、その納付すべき下記とん税及び特別とん税を指定納付期限内に納付しなかったときは、保証人が直ちに未納のとん税及び特別とん税並びにその延滞税額を納付します。

記

とん税及び特別とん税額 金 円

支払場所

許 可 等 条 件 変 更 申 請 書

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名又は名称

令和 年 月 日付第 号で受けた通関業（営業所新設）許可に付されている条件について、下記のとおり変更願いたく申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 理 由

税関様式 B 第 1011 号
第 号
令和 年 月 日

許可等条件変更書

殿

税 関 長 ⑩

記

令和 年 月 日付第 号により許可をした通関業（営業所新設）に関し
令和 年 月 日付で変更申請のあった条件は、下記のとおり変更します。

（注） この許可等条件変更書は、税関において令和 年 月 日付第 号
の通関業許可証（営業所新設許可証）と割印を受けたうえ、通関業許可証（営
業所新設許可証）と編綴して保管してください。

（規格 A4）

通 関 業 許 可 書

住 所
氏名又は名称

令和 年 月 日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

記

- 1 通関業を行うことのできる営業所名称及び所在地
 - i 主たる営業所
 - ii その他の営業所
- 2 条件

令和 年 月 日

税 関 長 ⑩

- (注)1. 通関業法第 34 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付すことがあります。
2. この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書(税関様式B第1010号)を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

(規格 A4)

通関業・営業所新設不許可通知書

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日に申請のあった通関業・営業所新設については、審査の結果、下記の理由により、許可をしないこととするので通知します。

記

1 営業所の名称、所在地

2 許可をしない理由

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

（規格 A 4）

税関様式B第1040号
令和 年 月 日
第 号

通関業の許可に係る登録免許税の納付通知書

殿

税 関 長 ㊟

令和 年 月 日付通関業の許可について、登録免許税法の規定
に基づき下記により登録免許税を納付して下さい。

記

- 1 納付を要する登録免許税の額 9 万円
- 2 納付の期限 令和 年 月 日まで
- 3 上記 1 の税額「国税収納金整理資金納付書、領収証書」により日本銀行の本店、支店、代理店若しくは歳入代理店又は郵便局に納付し、その領収証書をこの通知書の裏面に貼り付けて、上記 2 の期限までに当関に提出して下さい。

(規格 A4)

通 関 業 許 可 申 請 書

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
法 人 番 号
氏名又は名称

通関業法第3条第1項の規定により通関業の許可を受けたいので、同法第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

氏 名 又 は 名 称				
住 所 ・ 電 話 番 号				
代 表 者 氏 名				
役員の氏名及び住所 (法人の場合のみ)				
主たる 営業所	名 称			
	所在地 ・ 電話番号			
	責 任 者 氏 名		置こうとする 通関士の数	
	取 扱 お う と する貨物の種類			
その 他の 営業所	名 称			
	所在地 ・ 電話番号			
	責 任 者 氏 名		置こうとする 通関士の数	
	所在地を管轄する 税 関			
	取 扱 お う と する貨物の種類			
通関業務以外の事業を営 んでいるときはその種類				
添 付 書 面				

(注) 1. 上記に記入しきれない場合は、別紙に記載して添付してください。
2. 取扱いおうとする貨物の種類については、一定の種類のものに限りされない場合は、記載する必要はありません。

営 業 明 細 書

申請者（事業者）名

I 組織関係（営業明細書）

1	設 立 年 月 日		2	年間通関取扱 見込件数	輸出申告	輸入申告
3	組 織 の 種 類	株式 合名 合資 合同 有限 組合 個人				
4	兼 業 の 状 況	・ 倉庫業 ・ 港湾運送事業 ・ 海上運送事業 ・ 航空運送事業 ・ 貨物利用運送事業 ・ その他（ ）				
5	資 本 関 係 に あ る 企 業 等 の 名 称	(1) (2) (3) (4) (5)				
6	組 織 図					

- (注) 1. 「3」及び「4」欄は、該当箇所を○で囲んでください。
2. 「5」欄には自己の親会社、子会社及び主要な関連会社の名称を記入してください。
3. 「6」欄には企業の組織を最下部まで解りやすく図示し、組織単位ごとに人員を付記してください。
4. 計上時点は、申請時点とします。

Ⅱ 従業員関係（営業明細書）

		通 関 業 務（見込み）				
		役 員	営業所 責任者	通関士	その他の 通関業務 の従業者	計
従業員数	配 置					
	実 働					
平均経験年数（年）						

- （注） 1. 「通関士」が「役員」又は「営業所責任者」を兼ねる場合には、「通関士」の欄に計上し、「役員」又は「営業所責任者」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上してください。
2. 「営業所責任者」が「役員」である場合も上記（1）に準じ、「営業所責任者」欄に計上し、「役員」の「配置」欄に（ ）書きでその人員を計上してください。
3. 「配置」と「実働」の記入は、例えば、通関士甲乙2名が配置されており、そのうち、甲は通関業務を専担し、乙は通関業務を50%、総務部門を50%担当しているような場合、「配置」欄には「2」、「実働」欄には「1.5」と記入してください。
4. 「平均経験年数」は配置人員について記入し、経験年数は通関業務（他の通関業者の通関業務に従事していた場合を含む。）のみの経験年数を記入してください。
この場合、小数点以下2位を四捨五入し、小数点以下1位までを計上してください。
5. 計上時点は、申請時点とします。

（規格A4）

Ⅲ 資産関係（営業明細書）

（単位：千円）

1	資本金				
2	資 産	(1) 流動資産		(2) 固定資産	
3	負 債	(1) 流動負債		(2) 固定負債	

- （注） 1. 「1」～「3」欄は企業全体のそれを記入してください。
 2. 固定資産の価格は、帳簿価格によるものとします。
 3. 計上時点は、最近の決算日とします。

Ⅳ 損益関係（営業明細書）

項 目	通 関 業 部 門 (許可後 1 年間の見通し)
営 業 収 入 総 額 同 支 出 総 額 内 訳 { 人 件 費 物 品 費 等 営 業 利 益 営 業 外 収 入 営 業 外 費 用 純 利 益 法 人 税 税 引 純 利 益	

- （注） 1. 「営業外収入」欄には、通関業のみを営む場合又は通関業がその主たる事業となる場合にのみ記入してください。なお、この場合の金額は、当該企業全体の分とします。
 2. 「法人税」の額は、事業全体の法人税に係る実行税率により推定して計算のうえ記載してください。
 3. 本様式には、最新の事業年度の損益計算書及び貸借対照表を添付してください。

（規格 A 4）

税 関 様 式 B 第 1 0 8 0 号
令 和 年 月 日

宣 誓 書

税 関 長 殿

氏 名
生 年 月 日
現 住 所

私には、通関業法〔第 6 条第 号から第 9 号まで及び第 11 号
第 31 条第 2 項各号〕に規定

する欠格事由に該当する事実がないこと（及び外国の法令上これらと同様に
取り扱われていないこと）を宣誓します。

（規格 A 4）

営業所新設許可申請書

税 関 長 殿

申請者
住 所
法人番号
氏名又は名称

通関業務を行う営業所を下記のとおり新設したいので、通関業法第8条の規定に基づき申請します。

記

営 業 所 の 名 称			
所在地・電話番号			
責 任 者 氏 名		置こうとする 通関士の数	
所在地を管轄する 税 関			
取り扱おうとする 貨 物 の 種 類			
添 付 書 面			

(注) 取り扱おうとする貨物の種類については、一定の貨物のみに限定されない場合は記載する必要はありません。

(規格A4)

営 業 所 新 設 許 可 証

住 所
氏名又は名称

令和 年 月 日付で申請のあった営業所の新設については、
通関業法第 8 条の規定に基づき下記のとおり許可します。

記

- 1 新設を許可する営業所の名称又は所在地
- 2 条件

令和 年 月 日

税 関 長 ⑩

- (注)(1) 法第 3 4 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付すことがあります。
- (2) この許可証に付された条件の変更を求める場合は、許可条件変更申請書（税関様式 B 第 1010 号）2 通を当該許可を受けた税関長に提出しなければなりません。

(規格 A4)

在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・変更・終了の申出書

税 関 長 殿
申出者
住 所
法人番号
氏名又は名称

下記の従業者について、在宅勤務
サテライトオフィス勤務
開始
を 変更 させることとしたので、申し出
終了
ます。

記

氏 名	
在宅勤務・サテライト オフィス勤務の場所の 住 所	
開 始 ・ 変 更 ・ 終 了 年 月 日	
所 属 す る 営 業 所 名	
申 出 の 理 由 （ 経 緯 ）	

- (注) 1. 在宅勤務又はサテライトオフィス勤務、開始、変更又は終了の別に応じて、不要の文字を抹消してください。
2. 「開始・変更・終了年月日」欄は、在宅勤務又はサテライトオフィス勤務を開始する申出の際にはその開始年月日を、終了する申出の際には終了年月日を、過去の申出により確認を受けた在宅勤務又はサテライトオフィス勤務の場所の住所を変更する際にはその変更年月日を記載してください。
3. 「申出の理由（経緯）」欄は、サテライトオフィス勤務の開始について申出する場合に記載してください。記載欄が不足する場合には、別紙に記載して添付してください。

営 業 所 新 設 届 出 書

税 関 長 殿

届出者
住 所
法人番号
氏名又は名称

通関業務を行う営業所を、令和 年 月 日より下記のとおり新設することとしたいので、通関業法第9条の規定に基づき届け出ます。

記

営 業 所 の 名 称			
所在地・電話番号			
責 任 者 氏 名		置こうとする 通関士の数	
所在地を管轄する 税 関			
取り扱おうとする 貨 物 の 種 類			
添 付 書 面			

(注) 取り扱おうとする貨物の種類については、一定の貨物のみに限定されない場合は記載する必要はありません。

税関様式 B 第 1120 号
令和 年 月 日
第 号

通関業の許可の取消しに関し聴聞を行うための通知書

殿

税 関 長 ⑩

令和 年 月 日付第 号許可の通関業に対する通関業法
第 条第 項第 号の規定に基づく許可の取消しに関し、調査
する必要がありますので、下記により出頭して下さい。

記

- 1 処分内容及び根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(注) 1. 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2. 聴聞が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(規格 A4)

通関業許可の承継の承認申請書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
法人番号
氏名又は名称

申 請 者
住 所
法人番号
氏名又は名称

通関業法施行令第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・通関業を譲り渡そうとする者）の氏名又は名称	
（被相続人・合併前の法人・分割前の法人・通関業を譲り渡そうとする者）の住所・電話番号	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・通関業を譲り受ける者）の氏名又は名称	
（合併後存続する法人・合併後設立される法人・分割により許可を承継する法人・通関業を譲り受ける者）の住所・電話番号	
通 関 業 の 許 可 の 承 継 の 理 由	
承継後に通関業務を行う営業所の名称及び所在地・電話番号	
（相続があった・合併・分割・通関業の譲渡しが予定されている）年月日	

- （注）1. 申請者欄には、
- イ 合併の場合には、合併しようとする法人
 - ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人
 - ハ 業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の住所及び氏名（法人においては、法人の住所及び名称）をそれぞれ記載してください。
2. 申請者が 3 者以上の場合には、欄を追加の上、記載してください。
3. 合併等が確実であると認められる書類により、申請者間の関係が明らかである場合には、一の申請者の名で申請することができます。

（規格 A 4）

通関業許可の承継の承認書

住 所
氏名又は名称

住 所
氏名又は名称

令和 年 月 日付で申請のあった通関業許可の承継の申請については、通関業法第 11 条の 2 の規定に基づき下記のとおり承認します。

記

1 通関業務を行うことができる営業所の名称及び所在地

- i 主たる営業所
- ii その他の営業所

2 相続があった年月日又は合併、分割若しくは通関業の譲渡しが予定されている年月日

3 条 件

令和 年 月 日

税 関 長 印

(注) 1. 法第 34 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。

2. この承認書に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式B第 1010 号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

【不服申立てについて】

この処分（当該処分が申請通りでない場合に限りします。）について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分（当該処分が申請通りでない場合に限りします。）については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

（規格 A 4）

通関業許可の承継の不承認通知書

殿

殿

令和 年 月 日

税 関 長

令和 年 月 日付申請に係る通関業の許可の承継申請については、審査の結果、下記の理由により、承認をしないこととするので通知します。

記

1 通関業者の氏名又は名称及び住所

2 承認をしない理由

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

（規格A4）

通関業の許可申請事項等の変更届

税 関 長 殿

届出者

住 所

法人番号

氏名又は名称

通関業法第 12 条第¹₂³号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
出ます。

記

(規格 A 4)

通 関 業 務 取 扱 台 帳

令和 年 月分

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・ 積戻し申告		
輸入申告 (予備申告を含む。) 等		
その他		
合計		

- (注) 1. この台帳は毎月分についての合計取扱件数及び収受額を記入してください。
2. 「輸入申告等」には、保税蔵置場蔵出輸入申告、保税工場移出輸入申告、総合保税地域総保出輸入申告及び輸入許可前引取貨物の輸入申告のほか、保税蔵置場蔵入承認申請、保税工場移入承認申請、保税展示場蔵置等承認申請、総合保税地域総保入承認申請及び輸入許可前貨物引取承認申請を含みます。
3. 「その他」には、外国貨物船（機）用品積込申告、外国貨物運送申告、輸入貨物の評価に関する申告（関税法施行令第 4 条第 3 項に基づく申告に限る。）、特例申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。）、関税法第 7 条の 2 第 1 項の承認の申請、関税法第 67 条の 3 第 1 項の承認の申請、修正申告（輸入の許可後に行うものに限る。）、更正の請求（輸入の許可後に行うものに限る。）、特例申告貨物の輸入申告（当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。）、関税法その他の関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請、その他の申告・申請又は届及び諸申告又は許可承認書の写作成を計上してください。
4. 「収受額」には、料金表に基づき収受した金額を計上してください。当該金額に割増又は割引がある場合には、割増又は割引後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載している料金の額に含まれない実費を別途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
5. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時に行われる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を計上して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、「輸出申告・積戻し申告」欄に 1 件・〇〇円を、「その他」欄に 1 件（収受額の計上は不要。）を計上。）。
6. 取扱件数については、申告の欄数の多寡にかかわらず、申告等の実件数（1 申告＝1 件）を計上してください。

(規格 A 4)

通 関 業 務 取 扱 明 細 簿

申告等 年月日	貨 物		通 関 業 務		依頼者の氏名 又 は 名 称	収受額	備考
	品 名	数 量	種 類	申告等 の 番 号			

- (注) 1. この明細簿の作成は、輸出入申告書等の通関書類に必要な事項を追記しておくことによって代えることができます。
2. 「収受額」には、料金表に基づき収受した金額を計上してください。当該金額に割増又は割引がある場合には、割増又は割引後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載している料金の額に含まれない実費を別途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
3. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時に行われる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を記載して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、当該輸出申告の「収受額」欄には「〇〇円」、当該他法令手続の「収受額」欄には「－」と記入。）。

従業者等の異動（変更）届

税 関 長 殿
届出者
住 所
法人番号
氏名又は名称

通関業法第 22 条第 2 項（及び同法第 12 条第 1 号（同法 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
通関士数に変更があった営業所		変 更 の 内 容			
営業所		通関士数	名から	名に変更	

- （注）1. 通関業法第 22 条第 2 項の規定のみに基づく届出にあっては、不要の文字を抹消してください。
2. 役員以外の異動等の場合は営業所（転任の場合は旧営業所）ごとに記載してください。
3. 職務区分欄には、異動前の役員、責任者、通関士及びその他の従業者の別を記入してください。
4. 異動の内容欄には、新規従業、〇〇営業所への配置換、退職、他の部門への配置換等と記入してください。
5. 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）31－1 (3)の規定により、通関士の確認届を兼ねる場合には、備考欄に「通関士試験合格年」及び「合格証書の番号」その他参考となる事項を記入してください。
6. 新たに通関業務に従事することになった者については、その履歴書及び写真（上三分身、30mm×24mm の大きさのものを 1 枚。ただし、役員及び責任者を除く。）をこの届出書に添付してください。

（規格 A 4）

税 関 長 殿

令 和 年 度

通 関 業 営 業 報 告 書

〔 自 令和 年 月 日 〕
〔 至 令和 年 月 日 〕

通関業者
住 所（所在地）
法人番号
氏名又は名称

担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

（注） 本報告書は、通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が 2 以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長に提出してください。

（規格A 4）

第 2 表 通関業務取扱件数及び収受額内訳表

全 体〔営業所数： 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。） 等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ² NACCS 利用可能端末 台	
備考		

営業所別内訳

〔主たる営業所名： 、所在地管轄税関： 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。） 等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ² NACCS 利用可能端末 台	
備考		

〔営業所名： 、所在地管轄税関 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。） 等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ² NACCS 利用可能端末 台	
備考		

第 2 表 通関業務取扱件数及び収受額内訳表（つづき）

〔営業所名： 、所在地管轄税関 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。） 等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ² NACCS 利用可能端末 台	
備考		

〔営業所名： 、所在地管轄税関 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。） 等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ² NACCS 利用可能端末 台	
備考		

〔営業所名： 、所在地管轄税関 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。） 等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ² NACCS 利用可能端末 台	
備考		

- (注) 1. 本表は、通関業者全体及び営業所別に作成してください。また、営業所別内訳の〔 〕内には営業所名及びその所在地を管轄する税関名を記載してください。
2. 「取扱件数」及び「収受額」は、報告の対象期間の通関業務取扱台帳（税関様式 B 第 1170 号）に計上のもを集計して記載してください。
3. 「通関業務関係資産」については、専有か共有かにかかわらず通関業務に使用しているものを合算して計上してください。

(表)

第 号		
通関業務従業者証票		
通 関 業 者	氏名又は名称	
従 業 者	氏 名	
令和 年 月 日交付		
税 関 長 印		

(裏)

写 真 貼 付 欄
注 意
1. 本票は、税関職員の要求があるときはいつでも提示しなければならない。
2. 本票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本票を亡失したときは、遅滞なく理由を付して届け出なければならない。
4. 従業者でなくなったときは、遅滞なく本票を返納しなければならない。

通関士試験科目の一部免除申請書

税 関 長 殿

申請者

住 所

氏 名

通関士試験科目の一部免除を受けたいので、通関業法第 24 条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

免 除 を 受 け よ う と す る 試 験 科 目	免 除 の 事 由 と な る 経 歴		
	所 属 通 関 業 者 又 は 官 庁	通 関 業 務 等 に 従 事 し て い た 期 間	合 計 年 数
通 関 業 法 第 23 条 第 2 項 第 1 号 及 び 第 2 号 に 掲 げ る 科 目		年 月 日 から 年 月 日 まで	
通 関 業 法 第 23 条 第 2 項 第 2 号 に 掲 げ る 科 目			

(注) この申請書を提出する場合には、上記の通関業務等に従事した期間についての証明書を添付してください。

(規格 A 4)

証 明 書

氏 名
生年月日

所属（部・課・係名等）	担当した業務の内容	期 間			従業者証票番号
		自	至	期間	

上記のとおり相違ないことを証明する

年 月 日

通関業者・組織団体・官庁名又は氏名

(注) 証明を受ける者が、官庁における事務に従事するなど通関業務従業者証票の交付を受けていない期間がある場合には、当該期間に係る証票番号欄の記載は不要です。

(規格A 4)

税関様式 B 第 1220 号
令和 年 月 日
第 号

通関士試験科目の一部免除通知書

殿

税 関 長 印

令和 年 月 日付の通関士試験科目の一部免除申請については、審査の結果、通関業法第 23 条第 2 項第 号及び第 号の科目の試験を免除することを決定したので、通関業法施行規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

(規格 A4)

税関様式 B 第 1230 号

令和 年 月 日
第 号

通関士試験科目の一部免除申請却下通知書

殿

税 関 長

令和 年 月 日付の通関士試験科目の一部免除申請については、下記の理由により免除できませんので、通関業法施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

（規格 A4）



第 号

通関士試験合格証書

上記の者は、第 回通関士試験に合格した
ことを証明します。

令和 年 月 日

税関長 ⑩

※印の箇所には絶対に記入しないこと。 A 片	※印の箇所には絶対に記入しないこと。 B 片												
第 回通関士試験 受 験 票	第 回通関士試験												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">受 験 地</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受 験 番 号</td> <td style="padding: 5px;">※</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	受 験 地		受 験 番 号	※	(ふりがな) 氏 名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">受 験 地</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受 験 番 号</td> <td style="padding: 5px;">※</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	受 験 地		受 験 番 号	※	(ふりがな) 氏 名	
受 験 地													
受 験 番 号	※												
(ふりがな) 氏 名													
受 験 地													
受 験 番 号	※												
(ふりがな) 氏 名													
試験場													
受験心得 1. 答案の作成はHBかBの黒鉛筆又はシャープペンシルによること。 2. 試験の際には必ず本票を持参し、試験中は机の上に置いておくこと。 3. 試験時間中は、次のものの以外は、すべてかばん等にしまい、足元に置くこと。 ・受験票 ・筆記用具 (HBかBの黒鉛筆又はシャープペンシル、芯ケース、色鉛筆、蛍光ペン、色付きペン、プラスチック製消しゴム、定規に限る。) ・携帯用電子計算機 (通関書類の作成要領その他通関手続の実務の試験時間のみに限ることとし、関数電卓は不可。) ・時計、ストップウォッチ (通信機能・計算機能がないもの) ・指サック 4. 試験監督者の指示が聞こえない場合があるので、耳栓は使用しないこと。 5. 試験時間中は、携帯電話やスマートフォン等の電源を切っておくこと。 6. 試験時間中の飲食は、原則禁止とする。 7. その他、試験場では係員の指示に従うこと。	写真貼付欄 たて 40mm よこ 30mm												
	(※税関記入欄) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">通 関 業 法</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">関 税 法 等</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">通 関 実 務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </table>	通 関 業 法	関 税 法 等	通 関 実 務	※	※	※						
通 関 業 法	関 税 法 等	通 関 実 務											
※	※	※											

(規格はがきサイズ (A片))

(A 片の裏面)

郵送で申込む 方は <u>特定記録 郵便</u> の料金分 の切手を貼っ て下さい。		郵便はがき	特定記録郵便
			重 要
			-
		様	
		(上記の欄に、あなたの郵便番号、あて先を記入して下さい)	
試験の日時 令和 年 月 日 (曜日)			
試 験 科 目	通関業法	時～ 時	
	関税法、関税定率法その他関税に 関する法律及び外国為替及び外国 貿易法（第 6 章に係る部分に限る。）	時～ 時	
	通関書類の作成要領その他通関手 続の実務	時～ 時	
(注) 試験開始前 3 0 分までに試験場に集合すること。			
各受付税関の住所			

通関士試験不正受験等処分通知書

殿

税 関 長 (印)

令和 年 第 回通関士試験に関し、通関業法第 29 条第 1 項に該当する不正の事実があったので、下記のとおり処分する。

記

1 該当事実

2 処分の内容

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

（規格 A4）

通 関 士 確 認 届

税 関 長 殿

通関業者

住 所

法人番号

氏名又は名称

下記のとおり通関士試験合格者を通関士として、通関業務に従事させたいので、通関業法第 31 条第 2 項の規定に該当しないことにつき確認を受けたく、同条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

従事させようとする通関士 試験合格者の氏名及び住所		通関士試験合格年	
		合格証書の番号	
従事させようとする営業所 の 名 称 及 び 所 在 地			
通 関 業 従 業 歴 (有 無)	従業期間		通関業者名
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
備 考			
添 付 書 面	通関士試験合格証書の写し、身分証明書(又は身元証明書)及び通関業法 31 条第 2 項各号に該当しないことの宣誓書並びに写真		

- (注) 1. 「通関業従業歴」には、通関士として通関業務に従事した履歴のほか、通関業者の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった履歴及び通関士以外の通関業務の従業者として通関業務に従事した履歴を含みます。
2. 従業期間は直近のものから順に記載し、書ききれないときは裏面に記載してください。
3. 通関士試験合格者が「通関士試験合格証書」の交付を受ける前である場合においては、「合格証書の番号」の記載は不要です。また、添付書面については、「通関士試験合格証書の写し」の代わりに、通関士の確認を受けようとする者に係る通関士試験合格年における「通関士試験受験票」（税関様式B第 1280）の「A」片の写しを添付してください。この場合において、通関士試験合格者が通関士合格証書の交付を受けたときは、通関士合格証書の写しを速やかに提出してください。

(規格A4)

通関士
証 票

通関士 氏 名	
通 関 業 者	

第 号

写真貼付欄

たて 30 mm

よこ 24 mm

令和 年 月 日 交付

〇〇税関長

印

注意

1. 本票は、税関職員の要求があるときはいつでも提示しなければならない。
2. 本票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本票を亡失したときは、遅滞なく理由を付して届け出なければならない。
4. 通関士でなくなったときは、遅滞なく本票を返納しなければならない。

税関様式 B 第 1390 号

令和 年 月 日

第 号

処 分 通 知 書

殿

税 関 長

通関業法第 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり処分します。

記

1. 処分の内容

2. 理 由

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。

（規格 A4）

処分等の対象となる違反行為の概要

会 社 名	犯 則 行 為 者	違 反 行 為 の 概 要	処 分 年 月 日	摘 要 法 条	罰 金 額 等

(規格 A4)

税関様式 B 第 1410 号
令和 年 月 日
第 号

懲戒処分に関し聴聞を行うための通知書

殿

税 関 長 ⑩

通関業法第 35 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分に関し、調査する必要がありますので、下記により出頭して下さい。

記

- 1 処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(注) 1. 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2. 聴聞が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(規格 A4)

税関様式 B 第 1415 号

令和 年 月 日

第 号

業務改善命令・監督（懲戒）処分に関し弁明を求めるための通知書

殿

税 関 長

貴社（通関士 ）に対する業務改善命令・監督（懲戒）処分にかかる
弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して下さい。

記

- 1 . 処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 2 . 処分の原因となる事実
- 3 . 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明を認めた場合は、その旨並び
に出頭すべき日時及び場所）

（注） 1 . 弁明は、原則として、弁明書を提出してすることとなっていますが、税
関長が口頭で弁明することを認めた場合は、口頭による弁明をすることができます。

2 . 弁明するときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

（規格 A4）

税関様式 B 第 1420 号

令和 年 月 日

第 号

懲戒処分についての意見陳述に関する通知書

殿

税 関 長 ⑩

貴社の通関士 につき、懲戒処分の対象となる法令違反の事実が認められるので、その懲戒処分に関し、意見を述べられたく、下記により来庁して下さい。

なお、来庁できない場合には、意見を記載した書面を令和 年 月 日までに送付して下さい。

記

1. 日 時

2. 場 所

- (注) 1. 意見の陳述は代理人を通じてすることもできます。
2. 上記の期日までに来庁されない場合又は意見を記載した書面の送付がない場合には、意見がないものとして処分を進める場合があります。

(規格 A4)

主たる営業所に係る変更申出書

税 関 長 殿

申出者
住 所
法人番号
氏名又は名称

通関業法施行令第 14 条に規定する「主たる」営業所について、下記のとおり変更を申し出ます。

記

1 変更内容

2 理 由

(注) 変更後の営業所が「主たる」営業所であることを説明する資料を、添付してください。

(規格 A 4)

税関様式B第1510号
第 号
令和 年 月 日

主たる営業所に係る変更書

殿

税 関 長 印

令和 年 月 日付で変更申出のあった「主たる」営業所は、下記のとおり変更します。

記

(注) この通知書は、通関業許可証に編綴して保管してください。

(規格A4)

Ⅱ 記載要領及び留意事項

関税法関係

事前教示に関する照会書（C—1000）

関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。

「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「登録番号」欄には画像情報検索システムにより自動賦与される登録番号を記載する。

（右上部欄外）内には、事前教示回答書の「関税率表適用上の所属区分」欄に記載する番号のうち、最初の6けたを記載する。

「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。

「輸入者符号」欄には、照会者により係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。

照会文中の「関税率表適用上の所属区分」、「関税率」、「統計品目番号」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「他法令」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。

「品名、銘柄及び型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。

「製造者、製造地」欄には、当該照会に係る貨物の製造者（天然産品等で製造者が判然としないものについては、その輸出者）の氏名又は名称及び原産地を記載する。

「単価」欄には、当該照会に係る貨物の価格条件に応じた単価を記載する。

「輸入申告予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入する。

「参考資料」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当

該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。

「輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。

なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。

なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。

なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。

（例1） 本品は、白色顔料（30%）、バインダー（10%）及び溶剤（60%）から成る白色のやや粘稠（ちゅう）な液体であって、容量 30 cc の小びんに収められており、当該小びんのキャップには、小型の筆が取り付けられている。本品は、タイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書等を行うことができる。

（例2） 本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1 個の重量 5 kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（マルチパン）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。

「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄には、照会者が当該貨物の関税率表適用上の所属区分等について意見を有する場合に、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。

「非公開期間の要否」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。

「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。

なお、「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄中に記載した文言に下線を引き、当該下線部分が非公開情報である旨を記載して差し支えない。また、当該下線部分について、公開可能な情報に置き替えることができる場合においては、【 】（墨付き括弧）で囲み、当該下線に続けて記載することとする。

「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。。

「統一補足説明：要求・提出、枚」欄については、「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式（A4版））が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。

事前教示回答書（変更通知書兼用）（C—1000—1）

「公開日」欄には、本回答書が公開できるようになる年月を記載する。

「登録番号」欄及び （右上部欄外）内には、本件の事前教示に係る照会書に記載したものと同一分類センター室賦与番号及び6けた番号を記載する。

この様式を変更通知書として使用する場合には、「事前教示回答書」を「事前教示回答書変更通知書」に改めたうえ、回答書発出後初めての変更通知書である場合には「回答します。」を「令和 年 月 日付事前教示回答書をもって通知した内容を変更したので通知します。」に改め、二度目以降の変更通知書である場合には「回答します。」を「令和 年 月 日付事前教示回答書変更通知書をもって変更した内容を再変更したので通知します。」に改めて使用するものとする。また、同文中の日付欄に変更しようとする事前教示回答書又は変更通知書の日付を記入する。

「関税率表上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「統計品目番号」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「他法令」の各欄のうち、照会者が照会した事項の欄には、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を記入する。なお、記載欄が不足する場合には、「（分類理由）」欄に記載することとして差し支えない。

「**貨物の一般的品名**」欄には、事前教示に係る照会書の「商品名・銘柄」欄記載内容とは異なり、個々の商品としての具体的な品名ではなく、例えば、食品（ソーセージ）、塗料、衣類（カーディガン）、印刷機等のように一般的な品名を記載する。

「**照会貨物の概要**」欄には、事前教示に係る照会書記載の照会貨物の説明や提出された見本等をもとに、「**分類理由**」欄記載内容と関連付けて参考となるように照会貨物の概要については簡潔に記載する。

「**分類理由**」欄には、「**関税率表上の所属区分**」等の欄に記載した関税率表適用上の所属区分等の根拠（例えば、①照会に係る貨物の分類に関連する関税率表の項若しくは号の規定、部、類若しくは号の注の規定又は通則の規定並びにこれらの解釈としての関税率表解説及び分類例規の記載、②照会者から提出された商品説明と上記①の規定との関係及び結論をいう。）を記載することとし、当該関税率表上の所属区分等の回答に当たり、「**照会貨物の説明**」欄に記載された貨物に条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。

下欄には、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官））の氏名を記載する。

事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C—1000—2）

原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「**照会者**」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の原産地調査官等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。

「**受付番号**」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「**登録番号**」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「**照会者の住所、氏名**」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「**照会者の住所、氏名**」欄に加え、「**代理人の住所、氏名**」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

なお、照会者が輸入委託者である場合には、「**代理人の住所、氏名**」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。

「**輸入者符号**」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。

照会文中の「WTO協定」、「経済連携協定（ ）」、「特惠」、及び「その他（ ）」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入すること

により照会事項を表示する。また、「経済連携協定」又は「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に経済連携協定名等を記載する。

なお、地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP 協定」という。）第 2・6 条に規定する「RCEP 原産国」の教示を希望する場合、「経済連携協定（ ）」に「RCEP」と記載したうえで、「原産地認定に関する意見」欄に「RCEP 原産国の回答を希望する」旨を記載する。「品名・HS 番号・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名、商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）の関税分類番号（HS 番号）及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。

「製造者、製造地」欄には、原産地認定に関係しないささいな部分品に関するものを除き、当該照会に係る貨物に係る全ての製造者の氏名又は名称及び製造地を記載する。

「輸入申告予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入する。

「参考資料」欄中の「見本、写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。

「輸入契約の時期、輸入予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかないかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。

なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物に係る原産地事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「照会貨物に係る品目分類事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、品目分類に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を認定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不

明な場合、その概要）を記載する。

なお、これらの３欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。

「**照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）**」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する。

なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する（「RCEP 原産国」の教示を希望する場合、「RCEP 原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物が RCEP 協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を 9 桁で記載する。）。

「**原産地認定に関する意見**」欄には、照会者が当該貨物の一般特惠税率、協定税率又は経済連携協定に係る特惠税率の適用に関し、原産地について意見を有する場合に、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。

「**非公開期間の要否**」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。

「**非公開理由**」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。

「**非公開期間**」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（）内に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間に限る。）を記載する。。

「**統一補足説明：要求・提出、枚**」については、「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式（A4 版））が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。

（事前教示回答書（変更通知書兼用）の記載要領）

この様式を事前教示回答書として使用する場合には、表題の「（変更通知書兼用）」及び回答文中「令和 年 月 日付・・・（中略）・・・通知します。」を削除して使用するものとし、変更通知書として使用する場合には、回答文中「下記のとおり回答します。」を削除するとともに、同文中の日付欄に変更しようとする事前教示回答書又は変更通知書の日付を記入する。

「**認定理由**」欄には、「原産地」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する

政令また通達の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。)を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記録後、余白が残る場合には、斜線を引く。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。

下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（原則として、統括審査官又はこれに相当する官職にある者）の氏名を記載する。

「文・面・電」欄には、回答方法（書面、面接又は電話）の区分に応じ、該当する項目を○で囲む。

事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）（C—1000—3）

この様式を事前教示回答書として使用する場合には、表題の「（変更通知書兼用）」及び回答文中「令和 年 月 日付・・・（中略）・・・通知します。」を削除して使用するものとし、変更通知書として使用する場合には、回答文中「下記のとおり回答します。」を削除するとともに、同文中の日付欄に変更しようとする事前教示回答書又は変更通知書の日付を記入する。

「登録番号」欄には、本件の事前教示に係る照会書に記載したものと同一登録番号を記載する。

「照会貨物の概要」欄には、事前教示に係る照会書記載の照会貨物の説明や提出された見本等をもとに、「認定理由」欄記載内容と関連付けて参考となるように照会貨物の概要について簡潔に記載する。

「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。

下欄には、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（原産地調査官）の氏名を記載する。

事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C—1000—6）

- 1 関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要な事項を記

載の上、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定地を管轄する税関の首席関税評価官等に 1 部提出する。

- 2 「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。また、また、「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。
 - 3 「代理人の住所、氏名」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載する。
 - 4 「輸入貨物の品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び税番を記載する。
 - 5 「輸入申告通関予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。
 - 6 「輸入予定時期」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間を記載する。
 - 7 「照会の趣旨」欄には、照会に係る取引における関税評価上の取扱いに関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載する。
 - 8 「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄の内容については、別紙 1 に次のように記載する。
 - (1) 1.(1)の「輸入者」及び「輸出者」、「輸入の委託者」及び「輸出の委託者」並びに「売手」及び「買手」とは、輸入貨物の評価（個別・包括）申告書 I（C—5300）記載要領（A の 1 の欄）と同様とする。
 - (2) 1.(2)の「取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）」は、照会事項に係る取引等における具体的な内容の説明、取引当事者間の権利・義務関係など、課税価格の決定において必要と考えられる事実関係、その他参考となるべき事項を可能な限り具体的かつ詳細に記載する。また、関税定率法（以下「定率法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事情、同項第 4 号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。)がある場合には、その内容を記載する。
 - (3) 2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」の内容については、「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解に基づく輸入貨物の課税価格の計算方法を記載する。
- イ 2.(1)の欄については、照会者の見解により定率法第 4 条を適用する場合の金額及びその計算方法をそれぞれ記載する。
- (イ) 「①現実に支払われた又は支払われるべき価格」とは、当該照会に係る輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）（定率法施行令第 1 条

の 4) をいう。

(ロ) 「②加算要素」とは、定率法第 4 条第 1 項各号に掲げる運賃等で、①に含まれていないものをいう。

(ハ) 「③控除すべき費用等」とは、定率法施行令第 1 条の 4 第 1 号から第 4 号のもので①に含まれているが、その額が明らかになるものをいう。

(ニ) 「④合計又は計算方法」欄には、①から③までの費用の合計額又は当該合計額を納税申告の際に個々の貨物の課税価格として適用する場合の計算方法を記載する。

ロ 2.(2)の欄については、定率法第 4 条以外を適用する場合に、適用条項及び課税価格の計算方法を具体的に記載する。

(4) 3.「上記 2 の適用条項及び計算方法となる理由」欄については、照会書の「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解により、2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」となるに至った理由（例えば、照会者の法的解釈、取引に係る事実認定、関税評価協定上の決定文書または採択文書等）を具体的かつ詳細に記載する。

9 「非公開期間の要否」欄には、税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）の公開について「可」「否」のいずれかに○を付け、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には「要」に○を付け、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に 180 日を超えない期間内で具体的な非公開期間を記載する。

10 「添付資料」欄の「2.事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類」については、照会事項を説明するに当たり関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を[]内に記載する。

事前教示照会に係る形式要件審査表（C—1000—7）

1 この形式要件審査表は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（審査に必要と思われる資料を含む。以下本項において「照会文書」という。）の提出があった税関の照会応答担当者が形式審査事務及び要件審査事務を行う際に使用する。

2 「照会文書の提出があった当初の日」には、当初に照会文書の提出があった年月日を記載する。

3 「記載事項等」については、照会文書の記載事項等について確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。

4 「記載事項等」の「補正状況」欄には、照会文書の記載事項等について「不適」となった事項について、記載事項の補正又は関係資料の提出がなされた結果「適」になった

場合に、その状況を、例えば、「○年○月○日記載事項補正」又は「○年○月○日関係資料提出」のように記載する。

- 5 「受理年月日」には、上記3の記載事項等が全て「適」であることを確認した日付を記載する。

(注) 記載事項等が全て「適」であることを確認した後、照会文書を受理する。

- 6 「要件事項」については、各要件事項について確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。

- 7 「要件事項」の「備考」欄については、上記6の確認の結果「不適」となった事項について、補足説明又は追加資料の提出がなされた結果「適」になった場合に、その状況を、例えば、「○年○月○日補足説明」又は「○年○月○日追加資料提出」のように記載する。

- 8 「補足説明及び追加資料」欄には、照会文書を受理後に補足説明及び追加資料の提出を求めた場合にその状況を記載する。

(記載例)

補足説明及び追加資料	要求年月日	要求方法・内容	連絡状況	担当
(例1) H17.7.1		補足説明書送達（要件事項9追加資料）	H17.7.10(面接) H17.7.30(電話)	財務太郎
(例2) H17.7.1		電話連絡（要件事項9補足説明・要件事項10追加資料）	H17.7.10(電話)	関税花子

インターネットによる事前教示に関する照会書（C—1000—13）

インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要な事項を記載したものを、電磁的記録として、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に電子メールにより送信する。

なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。

「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「登録番号」欄にはシステムにより自動賦与される登録番号を記載する。

「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の

住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。

「**輸入者符号**」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達 25—6 に規定する符号を記載する。

照会文中の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率（EPA 税率以外）」、「EPA 税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「他法令」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の口内に×印を記入することにより照会事項を表示する。なお、ここでいう EPA 税率とは、経済連携協定に基づく税率を指す。

「**品名、銘柄及び型番**」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。

「**製造者、製造地**」欄には、当該照会に係る貨物の製造者（天然産品等で製造者が判然としないものについては、その輸出者）の氏名又は名称及び製造地を記載する。

「**単価**」欄には、当該照会に係る貨物の価格条件に応じた単価を記載する。

「**輸入申告予定官署**」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

「**照会貨物**」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の口内に×印を記入する。

「**参考資料**」欄中の「写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目の口内に×印を記入する。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。

「**輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無**」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。

なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の製法等」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「**照会貨物に係る事前教示実績（有・無）**」欄には、当該照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「**類似貨物に係る輸入実績（有・無）**」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために参

考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。

なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄には、当該照会に係る貨物の製法、成分割合（不明の場合は投入原料割合）、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。

なお、複雑な機械の構造図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。

（例1） 本品は、白色顔料（30%）、バインダー（10%）及び溶剤（60%）から成る白色のやや粘稠（ちゅう）な液体であって、容量30ccの小びんに収められており、当該小びんのキャップには、小型の筆が取り付けられている。本品は、タイプ文書、手書き文書等の誤字の訂正に用いられ、当該誤字の部分に本品を塗布することにより、速乾性の白色皮膜を形成し、新たにタイプ、手書等を行うことができる。

（例2） 本品は、アーモンド（X%）としょ糖（Y%）から製造され、もちに類似した白色の柔らかい固形物（1個の重量5kg）である。輸入後、植物等の形状に成形して菓子（マルチパン）としたり、チョコレート菓子の内容物として使用したりする。

「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄には、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等について照会者の意見を有するか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入し、意見を有する場合には、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。

「統一補足説明：提出 枚」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。

「文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて」欄については、関税法基本通達7—19—2の(5)のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。

「非公開期間の要否」欄については、本回答書は関税分類の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。

「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。

なお、「照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）」欄中

に記載した文言に下線を引き、当該下線部分が非公開情報である旨を記載して差し支えない。また、当該下線部分について、公開可能な情報に置き替えることができる場合においては、【 】（墨付き括弧）で囲み、当該下線に続けて記載することとする。

「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。

インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C—1000—16）

インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、電磁的記録として、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席原産地調査官等に電子メールにより送信する。

なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。

「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「登録番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。

「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達 25—6 に規定する符号を記載する。

照会文中の「WTO協定」、「経済連携協定（ ）」、「特惠」、及び「その他（ ）」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の口内に×印を記入することにより照会事項を表示する。また、「経済連携協定」又は「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に経済連携協定名等を記載する。

なお、地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP協定」という。）第 2・6 条に規定する「RCEP 原産国」の教示を希望する場合、「経済連携協定（ ）」に「RCEP」と記載したうえで、「原産地認定に関する意見」欄に「RCEP 原産国の回答を希望する」旨を記載する。

「品名・HS 番号・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名、統一システムの関税分類番号（HS 番号）及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。

「製造者・製造地」欄には、原産地認定に関係しないささいな部分品に関するものを除き、当該照会に係る貨物に関係する全ての製造者の氏名又は名称及び製造地を記載する。

「輸入申告予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関

官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

「照会貨物」欄には、当該照会に係る貨物が本邦に到着しているか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入する。

「参考資料」欄中の「写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。

「輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期、最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間、輸入予定数量及び輸入予定金額並びに当該照会に係る貨物を輸入するに当たり、特別注文（例えば、製造者に対し、特別の性状、組成に製造するよう注文すること。）、投資（外国又は本邦のいずれであるかないかを問わない。）又は長期契約の予定の有無について記載し、特別注文等がある場合には、その概要を記載する。

なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物に係る原産地事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「照会貨物に係る品目分類事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、品目分類に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を認定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。

なお、これらの3欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する。

なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する（「RCEP 原産国」の教示を希望する場合、「RCEP 原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物が RCEP 協定附属書 I の日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を9桁で記載する。）。

「**原産地認定に関する意見**」欄には、当該貨物の原産地について照会者の意見を有するか否かの別に応じ、該当する事項の□内に×印を記入し、意見を有する場合には、当該意見の内容（根拠を含む。）を記載する。

「**統一補足説明：提出 枚**」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。

「**文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて**」欄については、関税法基本通達 7—19—2 の(5)のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。

「**非公開期間の要否**」欄については、本回答書は原産地の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「**要・否**」のうち要を○印で囲む。

「**非公開理由**」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、成分割合に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。

「**非公開期間**」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間に限る。）を記載する。

インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C—1000—19）

- 1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「**照会者**」という。）は、この用紙（別紙 1 及び別紙 2 を含む。）に必要事項を記載したものを、電磁的記録として、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定税関の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。

なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。

- 2 「**照会者の住所、氏名**」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。また、「**輸入者符号**」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。
- 3 「**代理人の住所、氏名**」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載する。
- 4 「**輸入貨物の品名**」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び税番を記載する。
- 5 「**輸入申告予定官署**」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、**それぞれの官署名**）を記載する。
- 6 「**輸入予定時期**」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期、

その後の輸入の継続予定期間を記載する。

7 「照会の趣旨」欄には、照会に係る取引における関税評価上の取扱いに関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載する。

8 「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄の内容については、別紙1に次のように記載する。

(1) 1.(1)の「輸入者」及び「輸出者」、「輸入の委託者」及び「輸出の委託者」並びに「売手」及び「買手」とは、輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ（C—5300）記載要領（Aの1の欄）と同様とする。

(2) 1.(2)の「取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）」は、照会事項に係る取引等における具体的な内容の説明、取引当事者間の権利・義務関係など、課税価格の決定において必要と考えられる事実関係、その他参考となるべき事項を可能な限り具体的かつ詳細に記載する。また、関税定率法（以下「定率法」という。）第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事情、同項第4号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容（特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。）がある場合には、その内容を記載する。

(3) 2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」の内容については、「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解に基づく輸入貨物の課税価格の計算方法を記載する。

イ 2.(1)の欄については、照会者の見解により定率法第4条を適用する場合の金額及びその計算方法をそれぞれ記載する。

(イ) 「①現実に支払われた又は支払われるべき価格」とは、当該照会に係る輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）（定率法施行令第1条の4）をいう。

(ロ) 「②加算要素」とは、定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等で、①に含まれていないものをいう。

(ハ) 「③控除すべき費用等」とは、定率法施行令第1条の4第1号から第4号のもので①に含まれているが、その額が明らかになるものをいう。

(ニ) 「④合計又は計算方法」欄には、①から③までの費用の合計額又は当該合計額を納税申告の際に個々の貨物の課税価格として適用する場合の計算方法を記載する。

ロ 2.(2)の欄については、定率法第4条以外を適用する場合に、適用条項及び課税価格の計算方法を具体的に記載する。

(4) 3.「上記2の適用条項及び計算方法となる理由」欄については、照会書の「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解により、2.「輸入

貨物の課税価格の決定における計算方法」となるに至った理由（例えば、照会者の法的解釈、取引に係る事実認定、関税評価協定上の決定文書または採択文書等）を具体的かつ詳細に記載する。

- 9 「添付資料」欄の「事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類」については、照会事項を説明するに当たり関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を[]内に記載する。
- 10 「文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて」欄については、関税法基本通達 7—19 の 3—2 の(5)のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。
- 11 「非公開期間の要否」欄については、本回答書は関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。
- 12 「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。
- 13 「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180 日を超えない期間に限る。）を記載する。

事前教示に関する照会書（減免税照会用）（C—1000—22）

減免税に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定地を管轄する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に 1 部提出する。

なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。

「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「登録番号」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された税関別に一連番号（税関限りで処理する場合は税関別の一連番号）を記載する。

「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。

「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。

「照会内容」欄中の「関税定率法」及び「関税暫定措置法」については、それらのうち、

照会者が照会しようとする法律の□内に×印を記入し、それらに該当しない場合には、「その他」の□内に×印を記入し、括弧内に照会しようとする法律名を記載する。併せて、適用しようとする法律の条項を記載する。

「品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名を記載する。

「数量」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定数量を記載する。

「金額」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定金額を記載する。

「輸入申告予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

「輸入契約の時期」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期を記載する。

「輸入の予定時期」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期及びその後の輸入の継続予定期間を記載する。

「参考資料」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。

なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。

なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄には、当該照会に係る貨物について、貨物の性状、機能、用途等で、照会事項である当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要なものを具体的に記載する。

「非公開期間の要否」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。

「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、商品の機能に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。

「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。

「統一補足説明書：要求・提出、枚」欄については、「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式（A4版））が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。

インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用） (C—1000—25)

インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、電磁的記録として、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が所属する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。

なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。

また、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。

「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「登録番号」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された番号（税関限りで処理する場合は税関別の一連番号）を記載する。

「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号をそれぞれ記載する。

「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。

「照会内容」欄中の「関税定率法」及び「関税暫定措置法」については、それらのうち、照会者が照会しようとする法律の□内に×印を記入し、それらに該当しない場合には、「その他」の□内に×印を記入し、括弧内に照会しようとする法律名を記載する。併せて、適用しようとする法律の条項を記載する。

「品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名を記載する。

「数量」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定数量を記載する。

「金額」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定金額を記載する。

「輸入申告予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

「輸入契約の時期」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期を記載する。

「輸入の予定時期」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期及びその後の輸入の継続予定期間を記載する。

「参考資料」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。

なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。

「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。

なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。

「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄には、当該照会に係る貨物について、貨物の性状、機能、用途等で、照会事項である当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要なものを具体的に記載する。

「統一補足説明書：提出 枚」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。

「文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて」欄については、関税法基本通達7—19の5—2の(2)のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。

「非公開期間の要否」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア

商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。

「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、商品の機能に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。

「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（ ）内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・事前教示回答書 （変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書（C—1001）

（事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書に関する記載要領）

「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「申出者の住所・氏名」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所・氏名」欄に加え、「代理人の住所・氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

いずれの場合においても、「（担当）」及び「（電話番号）」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号（原産地に係る回答書の場合には受付番号。以下、本項において同じ。）を記載し、「事前教示回答書変更通知書（登録（受付）番号）」及び「事前教示回答書変更通知書」を削除する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書（登録（受付）番号）」及び「事前教示回答書」を削除する。

意見の申出の対象が関税率表上の所属区分である場合は、「意見の申出文」中、「原産地」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた関税率表上の所属区分を記載し、第2の（ ）内には、申出者の意見である関税率表上の所属区分を記載する。

意見の申出の対象が原産地である場合は、「意見の申出文」中、「関税率表上の所属区分」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた原産地を記載し、第2の（ ）内には、申出者の意見である原産地を記載する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合の上記記載要領に準じて記載する。

「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。

(事前教示回答書(変更通知書)に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領)

この様式をもって、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更する場合は、通知文中2及び3の文を削除し、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を撤回する場合は、1及び3の文を削除する。

また、この様式をもって、事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税率表適用上の所属区分又は原産地を従前のとおりとした場合は、1及び2の文を削除する。

「理由」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者(首席関税鑑査官(首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官)(原産地に係る回答書の場合には原産地調査官))の氏名を記載する。

事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出書・事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出に対する回答書(C—1001—1)

(事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出書に関する記載要領)

- 1 「受付番号」欄には、税関別の一連番号を受付けた税関が記載する。
- 2 「申出者の住所、氏名」欄には、文書回答に対し、意見の申出をしようとする照会者の住所、氏名又は名称を記載する。申出者が照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の場合には、「申出者の住所、氏名」に加え、「代理人の住所・氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

いずれの場合においても「担当者」及び「電話番号」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。
- 3 意見の申出のもととなったものが事前教示回答書(関税評価回答用)である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書(関税評価回答用)(登録番号—)」を削除する。
- 4 意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書(関税評価回答用)である場合は「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書(関税評価回答用)(登録番号)」を削除する。
- 5 「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。

(事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領)

- 1 この様式をもって、事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)で回答(変更)した関税評価上の取扱いを変更する場合は、通知文中2の文を削除し、事前教示回答書(変更

通知書）（関税評価回答用）で回答(変更)した関税評価上の取扱いを従前のとおりとした場合は、1の文を削除する。

- 2 「理由」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う税関の首席関税評価官名又は関税評価官名を記載する。

**事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書・
事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に
対する回答書（C-1001-2）**

（事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書に関する記載要領）

「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。

「登録番号」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された番号を記載する。

「申出者の住所、氏名」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所、氏名」欄に加え、「代理人の住所、氏名」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

いずれの場合においても、「（担当者）」及び「（電話番号）」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書（減免税回答用）である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書（減免税回答用）（登録番号）」及び「事前教示回答書変更通知書（減免税回答用）」を削除する。

意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書（減免税回答用）である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書（減免税回答用）（登録番号）」及び「事前教示回答書（減免税回答用）」を削除する。

「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で受けた回答を記載し、第2の（ ）内には、申出者の意見である減免税の適用の可否を記載する。

「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。

（事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）

この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）で回答（変更）した減免税の適用の可否を変更する場合は、通知文中2及び3の文を削除し、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）で回答（変更）した減免税の適用の可否を撤回する場合は、1及び3の文を削除する。

また、この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）で回答（変更）した減免税の適用の可否を従前のとおりとした場合は、1 及び 2 の文を削除する。

「（理由）」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当））の氏名を記載する。

事前教示に係る補足説明書（C—1002）

「番号」欄には、照会に係る貨物についての事前教示に関する照会書（C—1000、C—1000—22、C—1000—6 又は C—1000—22）の「受付番号」欄に記載した番号と同じ番号を記載する。

「質問事項」欄には、事前教示に関する照会書（事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）を含む。）に記載された商品説明のみでは照会に係る関税率表適用上の所属区分等を決定するためには不十分であるため、更に追加して商品説明を受けることが必要な事項（例えば、女子用オーバーコート（織物製）の関税率表適用上の所属区分について照会がなされた場合において、当該オーバーコートに関して①生地の素材は何であるか及び②毛皮付きのもの又はその他のもののいずれであるか）等を簡潔に記載する。

「補足説明事項」欄には、「（質問事項）」欄に記載された事項に関する商品説明等を記載する。

（例）（前提） 1. 品名：Tall oil fatty acids

2. 事前教示に関する照会書・事前教示回答書に記載された照会貨物の製法等：

本品は、パルプの製造工程において、生じた廃液を酸で処理して得られた粗製のトール油を更に処理することにより得られた黄色の粘稠な液体であり、輸入後エチレンオキサイドを付加して非イオン系界面活性剤を製造する。

（質問事項）

1. 本品を得るための粗製トール油の処理方法の具体的説明
2. 本品の組成

（補足説明事項）

1. 粗製トール油を Stripping tower にかけて、ピッチを除去した後、2 基の精留塔で 2 回蒸留を繰り返し、留出物として得られる。
2. 組 成 オレイン酸 51%
 リノール酸 42%
 ステアリン酸 2%

パルミチン酸	1%
その他	4%

下欄には、補足説明事項の記載年月日及び事前教示に関する照会書に記載された照会者又は代理人の氏名若しくは名称を記載した上、押印又は署名するとともに、事後の連絡を容易にするため担当者名を併記する。

関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）承認申請書（C—1003）

- (1) 「**輸入者符号**」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。
- (2) 提供する担保が個別担保の場合は、「**提供した担保**」欄の「**担保期間**」欄を抹消する。
- (3) 提供する担保が据置担保の場合は、「**提供した担保**」欄の「**担保期間（債権発生期間）**」を記入する。

なお、第 2 回目以降の納期限延長の際には、「**担保の種類**」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで、担保の提供があったものとする。

関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）承認申請書（官署別）（C—1004）

- (1) 標題中「**官署別**」とは、一の税関官署で使用する据置担保を提供して申請する場合であることを示す。
- (2) 「**輸入者符号**」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。
- (3) 据置担保を提供した後の第 2 回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「**担保の種類**」の欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。

関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）承認申請書（一括）（C—1005）

- (1) 標題中「**一括**」とは、一括担保を提供して申請する場合であることを示す。
- (2) 「**輸入者符号**」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。
- (3) 据置担保を提供した後の第 2 回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「**申請理由**」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。
- (4) 「**申請先**」欄には、該当する官署にレ印を記載する。なお、官署名の記載のない場合は、適宜、記載して差し支えない。

関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）承認申請書（C—1006）

- (1) この申請書は、関税、内国消費税（酒税、たばこ税及びたばこ特別税を除く。）及び地方消費税について、特例申告（関税法第7条の2第2項（申告の特例））に規定する特例申告（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）毎に作成する。
- (2) 申告税関官署及び延長後の納期限が同一である複数の特例申告について申請する場合は、「特例申告納期限延長承認申請内訳表」（C-1006-2）を使用しても差し支えない。この場合において、申請書の「**納期限の延長を受けようとする特例申告書の提出年月日**」、「**納期限の延長を受けようとする特例申告書の番号**」及び「**納期限の延長を受けようとする税額**」欄は、「別紙のとおり」と記載する。
- (3) 「**輸入者符号**」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。
- (4) 担保の提供を行わない場合は、「**提供した担保**」欄を抹消する。
- (5) 提供する担保が個別担保の場合は、「**提供した担保**」欄の「**担保期間**」欄を抹消する。
- (6) 提供する担保が据置担保の場合は、「**提供した担保**」欄の「**担保期間（債権発生期間）**」を記載する。

なお、据置担保を提供した後の第2回目以降の特例申告納期限延長申請の場合は、「担保の種類」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があったものとする。

納付明細書（C-1007）

「**納期限延長承認番号**」欄には、包括納期限延長承認書に記載の承認番号を記入する。

「**受入年度**」欄には、納付明細書に記載した輸入申告番号に係る延長税額確認票の受入年度を記入する。

「**納期限**」欄には、包括納期限延長承認を受けた特定月に係る延長後の納期限を記載する。

「**納付銀行等名**」欄には、延長承認を受けた税額を納付する銀行名を記載する。なお、納付予定銀行が複数ある場合は、銀行毎に作成する。

延長税額確認票（C-1008）

「**申告番号**」欄には、輸入（納税）申告書の「申告番号」の欄に記載されている申告者別整理番号及び申告番号を記載する。

「**（受入科目）**」欄には、輸入貨物に係る納付すべき税目（関税又は消費税及び地方消費税）を記載する。

「**令和 年度**」欄には、納付される税目が属する会計年度を記入する。

関税及び消費税の会計年度の所属区分は、次により決定される。

(区 分)	(会計年度所属区分)
納期限の延長に係る税額	輸入の許可の日（納税義務の成立した日） の属する年度

「**（取扱庁名）**」欄には、輸入（納税）申告書を提出する税関の本関、支署、出張所等の官署名を記載する。

「**延長承認番号**」欄には、納期限延長承認書に記載されている承認番号を記載するとともに、枝番として該当する特定月の月の数を3桁の番号（例、4月であれば「—004」）で記載する。

「**延長税額**」欄には、上記の「申告番号」に係る申告書において納付すべき税額のうち延長承認を受ける税額を記載する。

「**延長後の納期限**」欄には、納期限延長承認書に記載されている「納期限の延長を受けようとする期間の末日」を記載する。

納付書・領収証書（C－1010）

「**申告番号**」の欄は、次による。

- (1) 輸入（納税）申告書（特例申告書（「輸入（納税）申告書」（C－5020）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ、上部余白に「㊦」と朱書きしたものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に係る納付書の場合（個別延長（法第9条の2第1項）の場合も含む。）は、当該申告書の「申告番号」欄に記載されている申告者別整理番号及び申告番号を記載する。
- (2) 修正申告書に係る納付書の場合は、当該申告書の「※申告番号」欄に記載する受理一連番号を記載する。
- (3) 包括延長（法第9条の2第2項）による輸入（納税）申告書に係る納付書の場合は、当該申告書に係る納付書の「申告番号」欄には、当該納期限の延長承認番号を記載するとともに、枝番として該当する特定月の月の数を3桁の番号（例、4月であれば「—004」）で記載する。
- (4) 加算税の賦課決定通知書に係る納付書の場合は、当該通知書の通知番号を記載する。

「**（受入科目）**」欄には、輸入貨物について納付する税目（例えば、関税、消費税及び地方消費税、酒税等）を記載する。

「**納付の目的**」欄には、納付する税額が、当初申告に基づくものか、修正申告あるいは納付通知に基づくものであるか等により、その該当の「□」の中に×印を記入する。

「**年度**」欄には、納税する国税及び地方消費税が属する国の会計年度の所属区分（例えば、令和○年度）を記入する。

「**（取扱庁名）**」欄には、輸入（納税）申告書を提出する、又は決定通知書等を送達した税関の本関、支署、出張所等の官署名を記載する。

「**本税**」欄には、輸入（納税）申告書の「**税額合計**」欄に記載してある税目ごとの税額と同一の金額を記載する。なお、消費税と地方消費税については、合算した金額を記載する。

「**合計額**」欄には、本税とあわせて延滞税を納付する必要があるときは、その合計額を、本税のみを納付するときは本税の額と同一の金額を記載する。

また、加算税を納付するときは加算税の額と同一の金額を記載する。

○ 関税及び内国消費税等（内国消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）の会計年度の所属区分は、次により決定される。

（区 分）	（会計年度所属区分）
(1) 納税申告（特例申告を除く。） により納付する税額	収納した日の属する年度
(2) 輸入の許可前にする修正申告又は 更正により納付する税額	収納した日の属する年度
(3) 輸入の許可後にする修正申告又は 更正により納付する税額	輸入許可の日（納税義務の成立した 日）の属する年度
(4) 決定により納付する税額	輸入した日（納税義務の成立した日） の属する年度
(5) 輸入許可前引取承認を受けた貨物 に係る納付通知又は更正通知により 納付する税額	輸入許可前引取承認の日（納税義務 の成立した日）の属する年度
(6) 加算税に係る賦課決定通知書によ り納付する税額	加算税の計算の基礎となる本税の属 する年度
(7) 特例申告により納付する税額	輸入許可の日（納税義務の成立した日） の属する年度

○ 法第9条の2第1項に規定する納期限の延長による申告書に係る納付書の場合は、「代理人」欄下部に㊟の表示（ゴム印等）を行う。

○ 法第9条の2第2項に規定する納期限の延長による申告書に係る納付書の場合は、「代理人」欄下部に㊠の表示（ゴム印等）を行う。

○ 法第9条の2第3項に規定する納期限の延長による申告書に係る納付書の場合は、「代理人」欄下部に㊡の表示（ゴム印等）を行う。

関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C—1020）

1. 関税修正申告書記載要領の共通事項

- (1) この申告書は、納税者及び代理人が異なるごとに別申告とする。
- (2) 申告が3欄以上となる場合には、「関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）つづき（その ）（C—1020—2）」を使用する。
- (3) 修正申告により納付すべき関税等の納付を法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN利用」）を明瞭に記載する。

2. 関税修正申告書の記載要領

「**申告番号**」の欄には、修正申告書の受理一連番号（暦年）を記載する。

「**申告者**」欄の「**住所**」及び「**氏名（名称及び代表者の氏名）**」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記載する。

「**輸入者符号**」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。通関業者が修正申告する場合には「**代理人**」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。

「関税法第7条の14第1項

申告書中 **国税通則法第19条第 項** の箇所には、条項空白箇所に適用条項を記

地方税法第72条の101第1項」

載するとともに、不要の文字を抹消する。

申告書中「**関税 円、 税 円、 税 円**」の空白箇所には、修正申告により納付すべき税額の合計額を受入科目別に記載するとともに、修正申告の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。

「**受入科目**」欄の「 **税**」の箇所には、修正申告の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。

「**修正申告前**」欄の「**課税標準**」、「**所属区分又は種類等**」、「**税率**」及び「**税額**」等の各項目については、輸入（納税）申告書に記載されている貨物についての各項目該当事項を受入科目別に記載する。

「**修正申告後**」欄の各項目については、修正後の各項目該当事項を受入科目別に記載する。

「**修正申告により増加する税額**」欄には、修正申告後の税額から修正申告前の税額を差し引いた残額を増加税額として記載する。

「**その他の訂正事項**」、「**参考事項**」欄には、上記「修正申告前」欄及び「修正申告後」欄の各項目に該当する事項以外の事項について併せて訂正すべき事項を記載する。

（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等の添付書類の記載事項を訂正する必要がある場合は、この欄に訂正される書類名等を記載する。）

「**通関士記名・押印**」欄には、「**通関士〇〇〇〇**」と記名する（ゴム印でもよい。）。

関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）（C—1030）

1. 関税更正請求書記載事項の共通事項

- (1) この請求書は、請求者及び代理人が異なるごとに別請求書とする。
- (2) 申告が3欄以上となる場合には、「関税更正請求書（内国消費税等更正請求書兼用）つづき（その ）」（C—1030 号—2）を使用する。

2. 関税更正請求書の記載要領

「請求番号」欄には、更正請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。

「請求者」の「住所」及び「氏名（名称及び代表者の氏名）」の欄には、更正の請求に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記載する。

「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。通関業者が修正申告する場合には「代理人」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。

「関税法第7条の15第1項

請求書中 国税通則法第23条第1項 の箇所には、不要の文字を抹消する。

地方税法第72条の100第1項」

「受入科目」欄の「 税」の箇所には、更正請求の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。

「更正請求前」欄の「課税標準」、「所属区分又は種類等」、「税率」及び「税額」等の項目については、輸入（納税）申告書に記載されている貨物についての各項目該当事項を受入科目別に記載する。

更正後の更正の請求の場合には、その対象となっている更正通知書の「更正後」の欄に記載されている課税標準及び税額を記載する。

「更正後」欄の各項目については、更正後の各項目該当事項を受入科目別に記載する。

「更正請求により減少する税額」欄には、更正請求前の税額から正当と思われる税額を差し引いた残額を記載する。

「その他の訂正事項」欄には、「更正請求前」欄及び「更正後」欄の各項目に該当する事項以外の事項について訂正すべき事項を記載する（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等の添付書類の記載事項を訂正する必要がある場合は、この欄に訂正する書類名等を記載する。）。

「参考事項」の欄は、次による。

- (1) 更正に必要な添付書類等を記載する。
- (2) 輸入許可前引取貨物の更正の請求の場合には、輸入許可前引取承認年月日を記載する。
- (3) 更正後の更正の請求の場合には、当該更正の請求に係る更正通知書の更正番号及び更正年月日を記載する。

「還付又は充当等の別」欄には、当初の輸入（納税）申告書記載の税額納付後、輸入許可前に更正の請求をする場合に限り記載する。この場合における各項目の記載については、次による。

- (1) 税額の差額の還付を希望する場合には、「還付」の項に×印を付し、更正の請求者について他に納付すべき関税又は内国消費税等がある場合で、更正による差額をその関税又は内国消費税等に充当又は委託納付することを希望するときは、「充当又は委託納付」の項に×印を付す。

なお、充当又は委託納付を希望する場合には、適宜の様式により、他の関税に充当しようとする旨を記載した書面を提出するものとする。

- (2) 「小切手受領」及び「金融機関を通ずる受領」の項には、還付を希望する場合に限り希望するいずれかの受領方法の項に×印を付す。金融機関を通ずる受領の場合には、銀行名又は郵便局名並びに預金の種類及び名義を記入する。

なお、「国庫金送金」の欄は、請求者が国税収納金整理資金事務取扱規則第76条に規定する隔地送金の手続による支払を希望する場合に限り記入する。

「通関士記名・押印」欄には、「通関士〇〇〇〇」と記名する（ゴム印でよい。）。

関税更正・決定・賦課決定通知書（内国消費税等 更正・決定・賦課決定通知書兼用）（C—1040）

通知書は、処分の別により、標題の「関税更正・決定・賦課決定通知書（内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用）」及び処分番号の「更正・決定・賦課決定第 号」の箇所の不要の文字をまつ消する。

通知文中、条項の空白箇所及び「更正 したので 決定 」の箇所は、その処分の別により、適用条項を記載するとともに、不要の文字をまつ消する。

通知文中、「納付すべき税額 還付する金額」及び「納付書 納税告知書」の箇所は、その処分の別により、それぞれ不要の文字をまつ消する。また、その処分により納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、令和 年 月 日（納期限）までに同封の

納付書 納税告知書 により納付して下さい。」の箇所の文字はまつ消する。

「理由その他附記事項」の欄の記載は、その処分を行う理由を付記する。

「この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額表」（以下、「合計額表」という。）の各欄は、通知書の記及びつづきの各欄の納付すべき税額又は還付する金額のそれぞれの合計額を記載する。

記の表の各欄は、その処分がその処分の対象とされる納税申告、更正等の一部の貨物に

についてのみ行われる場合には、その処分の対象となつてゐる貨物のみを特記し、その他の貨物については一括して一欄に記載して差し支えない。

「番号」の欄は、その処分に係る納税申告等 1 件ごとに順次番号を付する。特例申告に係る処分の場合には、「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日」欄を「特例申告書の番号及び特例申告の年月日」に訂正のうえ、必要事項を記載する。

「受入科目」欄の「税」の箇所は、その処分の対象となつてゐる貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。

「区分」の欄は、その処分が再賦課決定である場合には、「更正」の文字を「再決定」と訂正する。また、その処分が決定又は賦課決定である場合には、当該欄全部をまつ消し、「関税定率法別表の所属区分、又は種類等」欄以下の欄の記載は「更正前」の欄に行う。

「税額」の欄に記載する税額は、関税法第 13 条の 4、国税通則法第 119 条及び地方税法第 72 条の 101 第 1 項の規定による確定金額の端数計算（以下、「端数計算」という。）をしない税額を記載する。

「納付すべき税額又は△還付する金額（更正又は再決定により増加した税額又は△減少した税額）」の欄の記載は、次による。

- (1) その処分が更正又は再賦課決定である場合には、「税額」欄に記載した税額（同一「番号」に属する税額が 2 以上ある場合には、その合計額。(2)において同じ。）を端数計算して得た税額の増減差税額を記載する。

なお、還付する金額（更正又は再決定により減少した税額）には、その冠頭に△印を付する。

- (2) その処分が決定又は賦課決定である場合には、「税額」欄に記載した税額を端数計算して得た税額を記入する。

- (3) 関税法基本通達 7 の 17—1（輸入許可前引取扱貨物に係る税額等の通知）の(3)の規定により、許可前引取扱貨物に係る税額等の通知を更正通知書により行う場合には、納付すべき税額（更正後の「税額」欄の金額又はその合計額を端数計算して得た金額）を記載するとともに、更正により増加又は減少した税額を括弧書にて併記する。

- (4) 同一「番号」に属する税額が 2 以上ある場合には、その最下部に位置する欄にのみ税額を記載する。

- (1) この通知書は、納税者、代理人、延滞税免除の有無及び更正、再更正、決定、賦課決定若しくは再賦課決定の理由が異なるごとに別葉とする。

- (2) この通知書と「関税更正、決定、賦課決定通知書（つづき）」（C—1040—2）との間及び同つづきが 2 枚以上となる場合の各つづきの間は、通知書を発する際、収納印で割印する。

関税（再）賦課決定通知書

（内国消費税等（再）賦課決定通知書兼用）（C—1041）

「通知理由等」の欄の記載は、その処分を行う理由を付記する。

**関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書
兼用）（C－1045）**

関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。

「過少申告

- (1) 無 申 告 加算税賦課決定 第 号 の箇所は、処分の別により、不要の文字
重 令 和 年 月 日」
を抹消し、通知書の発遣番号（暦年ごとの一連番号）及び発送年月日を記載する。
例えば、過少申告加算税の賦課決定を行う場合には、「無申告」及び「重」の文字を抹消する。
- (2) 通知書左上の宛先欄のうち納税者欄には、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の納付の起因となった関税の納税義務者である当該通知書の送達を受ける者の住所及び氏名（納税義務者が法人等である場合には、その名称）を記載する。
- (3) 標題の「**関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）**」の箇所には、関税法第8条第3項に規定する再賦課決定を行う場合は、「賦課決定」の文字の前に「（再）」を挿入する。
- (4) 通知文本文中、条項の空白箇所及び「過少申告・無申告・重」の箇所は、その処分の別により、適用条項を記載するとともに、不要の文字を抹消する。
例えば、過少申告加算税の賦課決定を行う場合には、「・・・関税法第8条第2項、国税通則法第32条第1項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり過少申告・~~無申告・重加算税~~を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第3項及び・・・」とし、関税の無申告加算税についてのみ再賦課決定を行う場合には、「・・・関税及び内国消費税等について、関税法第8条第3項、国税通則法第32条第項及び地方税法第72条の100第2項の規定により下記のとおり~~過少申告・無申告・重加算税~~を賦課決定したので、関税法第8条第4項、国税通則法第32条第項及び地方税法第72条の100第1項の規定・・・」とする。
- (5) 通知文のなお書中、「納付すべき税額又は還付する金額」の箇所は、処分の内容に応じ、不要の文字を抹消し、「令和 年 月 日」の箇所は、本通知書が発せられる日の翌日から起算して1月を経過する日を記載する。
なお、本通知書の送達が当該加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の日（輸入の許可がある場合には当該輸入許可の日）以後に行われる場合には、当該箇所に続く最初の括弧書を抹消する。
また、再賦課決定において、納付すべき税額がない場合は、「納付すべき税額は、令和 年 月 日（ただし、別紙の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合

は輸入の許可の日）（納期限）までに、同封の納付書により納付して下さい。」の部分
を抹消する。

- (6) 「この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額」（以下「合計額表」という。）の各欄は、通知書の記の各欄の納付すべき税額又は還付する金額のそれぞれの合計額を記載する。また、合計額表中、「受入科目」欄の「税」の箇所は、その処分の対象となる内国消費税の名称を記載し、「過少申告・無申告加算税」及び「重加算税」の箇所並びに区分欄の記述は、処分の内容により、不要の文字を抹消するとともに、同表中に不要の欄があるときは、これを斜線で抹消する。なお、同表に記載された金額が還付する金額（再賦課決定により減少した税額）であるときは、その冠頭に△印を付す。

(例) 関税の過少申告加算税に 2 千円の還付する金額がある場合

区 分	受入科目	過少申告・無申告加算	重加算税
納付すべき税額 ＝(又は還付する金額)＝ の合計額	関 税	円 △2, 000	円
	税		
	消費税及び 地方消費税		

- (7) 「理由その他付記事項」の欄には、本賦課決定を行う理由を記載する。

なお、重加算税の賦課決定については、過少申告加算税（無申告加算税）に代えることとなった理由を付記する。

- (8) 通知書の記の表の各欄の記載要領は、次による。

イ 「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日並びに品名」欄には、括弧内に順次番号を付した上、本賦課決定の起因となった関税を課される貨物の輸入申告書の番号及び輸入申告年月日並びに品名を記載する。この場合において、当該貨物が特例申告された貨物である場合には、当該欄中「輸入申告書の番号及び輸入申告の年月日」を「特例申告書の番号及び特例申告の年月日」と訂正の上、必要事項を記載する。なお、当該貨物に複数の品目がある場合には代表的な品名に「等」を付して記載する。

また、当該貨物について納税申告が行われていない場合には、同欄には本賦課決定の起因となった関税法第 7 条の 16 第 2 項に規定する決定に係る通知書の番号及び通知年月日並びに当該決定に係る貨物の品名を記載する。

ロ 「受入科目」欄の「税」の箇所は、その処分の対象となる内国消費税の名称を記載する。

ハ 「加算税の種類、率」欄の記載については、以下による。この際、加算税の種類により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内に適用する税率を記載する。

(イ) 過少申告加算税の賦課決定を行う場合

- i 関税法第 12 条の 2 第 1 項の規定による過少申告加算税（10%又は 5%）につい

ては、「過少・無申告加算税（　％）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額①」欄及び「加算税の額⑥」欄）に対応する事項を記載する。

ii 関税法第12条の2第2項の規定による過少申告加算税の加算（5％）については、「過少・無申告加算税（加算分）（　％）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額②」欄及び「加算税の額⑦」欄）に対応する事項を記載する。

iii 関税法第12条の2第3項の規定による過少申告加算税の控除（△5％）については、「過少・無申告加算税（控除分）（　％）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額③」欄及び「加算税の額⑧」欄）に対応する事項を記載する。

(ロ) 無申告加算税の賦課決定を行う場合

i 関税法第12条の3第1項の規定による無申告加算税（15％又は10％）については、「過少・無申告加算税（　％）」の行に対応する各欄（「①」及び「⑥」欄）に対応する事項を記載する。

ii 関税法第12条の3第2項の規定による無申告加算税の加算（5％）については、「過少・無申告加算税（加算分）（　％）」の行に対応する各欄（「②」及び「⑦」欄）に対応する事項を記載する。

iii 関税法第12条の3第3項の規定による無申告加算税については、同項第1号に掲げる税額分（15％又は10％）を「過少・無申告加算税（　％）」の行に対応する各欄（「①」及び「⑥」欄）に、同項第2号に掲げる税額分（20％又は15％）を「過少・無申告加算税（加算分）（　％）」の行に対応する各欄（「②」及び「⑦」欄）に、同項第3号に掲げる税額分（30％又は25％）を「過少・無申告加算税（控除分）（　％）」の行に対応する各欄（「③」及び「⑧」欄）に、それぞれ対応する事項を記載する（この際、「（加算分）」「（控除分）」の文字は抹消する。）。

iv 関税法第12条の3第4項の規定（加算10％）の適用がある場合には、iからiiiまでに係る「**加算税の種類、率**」欄中の括弧内の無申告加算税の税率を「（n％＋10％）」のように記載する。

v 関税法第12条の3第6項の規定による無申告加算税（5％）については、「過少・無申告加算税（　％）」の行に対応する各欄（「①」及び「⑥」欄）に対応する事項を記載する。

(ハ) 重加算税の賦課決定を行う場合

i 関税法第12条の4第1項又は第2項の規定による重加算税（35％又は40％）については、「重加算税（　％）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額④」及び「加算税の額⑨」欄）に対応する事項を記載する。

ii 関税法第12条の4第3項の規定による重加算税の加算（10％）については、「重

加算税（加算分）（ %）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額⑤」及び「加算税の額⑩」欄）に対応する事項を記載する。

- iii 関税法第 12 条の 4 第 4 項の規定（加算 10%）の適用がある場合には、i に係る「加算税の種類、率」欄中の括弧内の重加算税の税率を「（n % + 10%）」のように記載する。

ニ 「加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）」欄の各欄には、各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第 12 条の 2 第 6 項、第 12 条の 3 第 8 項又は第 12 条の 4 第 5 項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。

なお、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づく再賦課決定により加算税を減額する場合には、変更しようとする加算税の賦課決定において既に確定している加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）を「①」から「⑤」までの欄の下部の括弧内に併せて記載する。

また、「①」から「⑤」までの欄のうち使用しないものは、「⑥」から「⑩」までの欄とともに一括して斜線で抹消する。

ホ 「「加算税の額」欄（「⑥」から「⑩」までの欄）には、「①」から「⑤」までの欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、関税法第 12 条の 2 第 6 項、第 12 条の 3 第 8 項又は第 12 条の 4 第 5 項の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する

また、「⑥」から「⑩」までの欄中の括弧（「（①× %）」から「（⑤× %）」まで）内の余白には、加算税の種類により、適用する税率を記載する。

さらに、「⑥」から「⑩」までの欄のうち使用しないものは、「①」から「⑤」までの欄とともに一括して斜線で抹消する。

へ 「既確定加算税額」欄（「⑪」又は「⑫」欄）には、関税法第 8 条第 3 項の規定に基づき加算税の賦課決定の減額の変更の賦課決定を行う場合において、変更しようとする加算税の賦課決定により既に確定している加算税額を記載する。なお、同条第 2 項の規定に基づき賦課決定を行う場合には、同欄は斜線で抹消する。

ト 「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「過少・無申告加算税（ %）」の行（「⑬」欄）には、「⑥」から「⑧」までの欄に記載した金額の合計額について関税法第 12 条の 2 第 6 項又は第 12 条の 3 第 8 項の規定により端数処理を行った後の金額と「⑪」欄に掲げた金額との差額を記載する。また、「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「重加算税（ %）」の行（「⑭」欄）には、「⑨」及び「⑩」欄に記載した金額の合計額について関税法第 12 条の 4 第 5 項の規定により端数処理を行った後の金額と「⑫」欄に掲げた金額との差額を記載する。この場合において、「⑥」から「⑧」までの欄に記載した金額の合計額又は「⑨」及び「⑩」欄に記載した金額の合計額をそれぞれ上記のとおり端数処理を行った後の金額を、「⑪」又は「⑫」欄に記載した金額が上回る場合（この通知により加算税の額

が減少する場合) には、差額の冠頭に△を付して記載する。

チ 内国消費税及び地方消費税の加算税についても、関税の加算税と同様に記載する。

この場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下この項において「電帳法」という。）第 8 条第 5 項（（他の国税に関する法律の規定の適用））の規定による重加算税の加重措置と消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 59 条の 2 第 1 項（（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例））の規定による重加算税の加重措置については、重複適用がないとされていることに留意する。また、電帳法第 8 条第 5 項の規定による重加算税の加重措置と輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 19 条第 3 項又は第 4 項（（過少申告加算税等の特例））において読み替えて適用する国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 68 条第 4 項（（重加算税））の規定による重加算税の加重措置については、重複適用があるとされていることに留意する。

リ この通知書と「関税の加算税賦課決定通知書（つづき）」（C—1045—2）との間及び同つづきが 2 枚以上となる場合の各つづきの間は、通知書を発する際、収納印で割印する。

担保提供書（C—1090—1）

(1) 「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。

(2) 個別担保の提供の場合は、「（令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間）に」を削除する。

(3) 据置担保の提供の場合は、「令和 年 月 日に申告した輸入（納税）申告番号により」を削除した上、必要事項を記載する。

(例) 包括納期限延長の場合

「私（当社）が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する包括納期限延長のための担保を、下記のとおり提供します。」

(4) 「担保の種類及び表示」欄には、提供した担保の内容を具体的に記載する。

(例) イ．保証人の場合

「保証書、保証人 ○○銀行○○支店」

ロ．金銭の場合

「金銭供託年月日 令和〇年〇月〇日

供託番号 ○○年度 証第○○号

供託金額 金 ○○○○○円」

(5) 「担保金額」欄には、担保物件の価額を記載する。

(6) 「※本税限度額」欄には、提供された担保について税関が担保価額の評価をした場合

に、その金額を記載する。

担保提供書（保全担保用）（C—1090—2）

- (1) 「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。
- (2) 個別担保の提供の場合は、「（令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間）に輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は」を削除した上、必要事項を記載する。
- (3) 据置担保の提供の場合は、「令和 年 月 日に特例申告番号 により申告し、」を削除した上、担保の提供原因に応じ必要事項を記載する。

（例）イ．特例申告に係る保全担保の場合

「私（当社）が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物に対する関税等の保全（通知番号〇〇〇〇）のための担保を、下記のとおり提供します。」

ロ．特例申告に係る保全担保と特例申告納期限延長に係る担保との併用担保の場合

「私（当社）が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物又は納期限の延長を受ける特例申告貨物に係る関税等の保全（通知番号〇〇〇〇）のための担保を、下記のとおり提供します。」

- (4) 「担保の種類及び表示」欄には、提供した担保の内容を具体的に記載する。

（例）イ．保証人の場合

「保証書、保証人 〇〇銀行〇〇支店」

ロ．金銭の場合

「金銭供託年月日 令和〇年〇月〇日
供託番号 〇〇年度 証第〇〇号
供託金額 金 〇〇〇〇〇円 」

- (5) 「担保金額」欄には、担保物件の価額を記載する。

なお、特例申告に係る保全担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄のかっこ書に、当該保全担保に係る提供額を内書きで記載する。

- (5) 「担保金額」欄には、担保物件の価額を記載する。

なお、特例申告に係る保全担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄のかっこ書に、当該保全担保に係る提供額を内書きで記載する。

- (6) 「※本税限度額」欄には、提供された担保について税関が担保価額の評価をした場合に、その金額を記載する。

- (7) 関税法第 7 条の 8 又は第 9 条の 2 第 3 項後段による担保の提供を命じられている場合は、「担保提供命令額」欄に、担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更

通知書)に記載された額(変更の場合は、変更後の額)を記載する。

(8) 担保預り証の「保全担保登録票番号」欄に、保全担保の担保登録票番号を記載する。

なお、併用担保である場合には、「担保登録票番号」欄に、保全担保以外の担保登録票番号を記載する。

保 証 書 (C—1100)

当該様式は、据置担保以外の担保を提供する場合に使用する。

なお、本文の「輸入申告(輸入許可前貨物引取承認申請)」の箇所は、担保の提供原因に応じ、抹消又は訂正して使用する。

(例) 再輸出免税に係る担保の場合…「再輸出免税を受ける貨物」と記載する。

「保証人」の項には、保証をする銀行等の住所及び名称並びにその銀行等の代表者(例えば、支店長)の氏名を記載し、あらかじめ届け出た職印を押す。

「適用法条」の項には、担保を提供する根拠とされる法律名及び条、項を記入する。例えば、「関税法第73条第1項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第2項及び地方税法第72条の100第1項」と記入する。

「税額」欄には、関税及び消費税・地方消費税等に係る保証限度額を記載する。

保証書(据置担保用) (C—1105)

当該様式は、据置担保として「保証書」を提供する場合で、保証期間の自動更新を行わない場合に使用する。

(1) 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名で記載する。

(2) 「担保の区分」欄中「官署別担保・一括担保」は提供する担保に応じてどちらかを○で囲む。

(注) 「担保の区分」欄中の「官署別担保」とは、一の税関官署で使用する据置担保であることを示す。

(3) 上記以外の記載については、保証書(C—1100)に準ずる。

保証書(据置担保用) (C—1106)

当該様式は、据置担保として「保証書」を提供する場合で、保証期間の自動更新を行う場合に使用する。

なお、記載については、保証書(据置担保用)(C—1105)に準ずる。

保証期間の非更新についての届出書(C—1108)

「非更新の届出を行う保証書の内容」の項には、提供している保証書の内容を記載する。

担保解除申請書（C—1110）

「担保受理年月日」欄には、担保預り証に記載された日付を記入する。

「担保預り証番号」欄には、担保預り証に記載された番号を記載する。

「担保の種類及び表示」欄及び「担保金額」欄には、担保提供書（C—1090）の同欄に準じて記載する。

担保の追加提供を行っている場合で、複数の担保を同時に解除しようとする場合は、次による。

- (1) 「担保受理年月日」及び「担保預り証番号」欄に、解除しようとする担保の担保受理年月日又は担保預り証番号を連記する。なお、「担保受理年月日」及び「担保預り証番号」を連記した別紙を添付しても差し支えない。
- (2) 「担保金額」欄には、解除しようとする複数の担保の担保金額の合計額を記載する。

供託原因消滅証明申請書（金銭用）（C—1120）

「担保として提供した金銭」欄には、担保提供書（C—1090）の「担保の種類及び表示」欄に記載の内容を記入する。

供託原因消滅証明申請書（有価証券用）（C—1121）

「担保として提供した有価証券」欄及び「内容」欄には、担保提供書（C—1090）の「担保の種類及び表示」欄に記載の内容を記入する。

登録原因消滅証明申請書（C—1122）

「担保として提供した有価証券」欄及び「内容」欄には、担保提供書（C—1090）の「担保の種類及び表示」欄に記載の内容を記入する。

金銭担保充当申告書（C—1130）

「納税義務者」の「住所」及び「氏名又は名称」の項には、関税法第6条に定められている納税義務者（通常は輸入者）の住所及び氏名（法人であるときは、法人の住所及び名称並びにその代表権者又は代表権者から権限を委任された者の氏名）を記載する。

「納税告知番号」欄には、税関長から送達された納税告知書又は輸入許可前引取承認貨

物に係る関税納付通知書又は更正通知書の番号を記載する。

特例申告に係る充当の場合には、「**輸入申告番号**」及び「**輸入申告年月日**」欄を「特例申告番号」及び「特例申告年月日」にそれぞれ訂正のうえ、必要事項を記載する。

納付通知書（C－1140）

「処分理由」の欄の記載は、その処分を行う理由を付記する。

入出港届（C－2000）

入港届として使用するとき（船長陳述書として使用する場合を含む。）は「到着」欄に、出港届として使用するときには「出発」欄にレ印を記入する。

「**船舶の種類**」の記入に当たっては、船舶の構造に従って客の輸送を主目的とするものは客船、貨物船の構造を有する船舶であって12人を超える旅客定員を有する船舶（船舶安全法第8条参照）については貨客船として扱い、その他の船舶については「貨物船、コンテナ船、油槽船、漁船、その他」等を記入する。

「2. 到着港／出発港」欄、「3. 到着日時／出発日時」欄及び「6. 前寄港地／次寄港地」欄には、入港届として使用するときにはそれぞれ「到着港」、「到着日時」、「前寄港地」を、出港届として使用するときにはそれぞれ「出発港」、「出発日時」、「次寄港地」を記入する。

船長から委任を受けた代理人若しくは船舶の職員が船長の行為を代行するときは、「16. 備考」欄にその者の氏名を記入する。

入出港届（航空機用）（C－2010）

「保健上の記述欄」は、検疫官署に対して届出する事項であり、税関に届け出る際には記載を省略して差し支えない。

「乗組員氏名等」欄に必要事項を記載した場合は、乗組員氏名表（C－2060）の提出があったものとして差し支えない。

積荷目録（C－2030）

入港時に使用するときには「到着」欄に、出港時に使用するときには「出発」欄にレ印を記入する。

各欄への記入に当たっては、船荷証券に記載されている事項を参考として記入する。

託送品の目録として使用するときには、この様式の表題の「積荷」を「託送品」と訂正する。

積荷目録 (C—2031)

各欄への記入に当たっては、船荷証券に記載されている事項を参考として記入する。

「10. 船積港」欄には、「1. 船舶の名称」に記載された船舶に貨物を船積みした港を記載することとする。

「11. 船積港出港日時」欄には、「10. 船積港」欄に記載された船積港を出港した確定日時をグリニッジ標準時によって記載することとする。

海上コンテナ貨物に係る積荷情報 (C—2032)

「3. 申請者 ID」欄には、NACCS センターが提供する申請者 ID 発給システムから取得した申請者 ID 又は NACCS センターと利用契約を締結する際に払い出される利用者コードを記載する。

「8. 船積港」欄には、「5. 船舶の名称又は信号符字」に記載された船舶に貨物を船積みした港を記載することとする。

「9. 船積港出港（予定）日時」欄には、「8. 船積港」欄に記載された船積港を出港した（する）確定（予定）日時をグリニッジ標準時によって記載することとする。また、関税法第 15 条第 9 項の規定による報告の場合は、船積港出港予定日時を記載することとし、関税法第 15 条第 1 項の規定による報告の場合は、船積港出港日時を記載する。

「11. 船卸港入港予定日時」欄には、日本時間で記載することとする。

「18. 代表品目番号」欄には、代表品目の HS コード 6 桁を記載することとする。

「23. 船荷証券番号」欄にハウス B/L 番号を記載した場合には、「（親 B/L 番号）」欄に関連付けを行うマスター B/L 番号を記載する。

積荷目録（航空機用） (C—2035)

「署名」の項には、入出港届（航空機用）（C—2010）とともに税関に届け出る際には、署名を省略して差し支えない。

船用品目録 (C—2040)

特掲品目以外の船用品は、税関記入欄等の空欄に記載する。

旅客名簿 (C—2050)

入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。

「**8. 乗船港**」欄には、乗船する旅客が当該船舶で最初に乗船した場所を記載することとする。

「**9. 下船港**」欄には、乗船する旅客が当該船舶を最後に下船する場所を記載することとする。

旅客氏名表(C—2055)

「**航空機の便名若しくは航空機の登録記号**」欄には、航空運送事業者が運航する航空機の場合には、航空機の便名を記載することとし、便名のない航空機の場合には、航空機の登録記号を記載する。

「**到着（予定）日時**」欄には、入港前の報告の場合には、到着予定日時を記載することとし、入港後の書面での提出の場合には、到着時間（入港時間）を記載する。

「**出発地**」欄には、搭乗する旅客が最初に出発した場所を記載することとする。ただし、航空券等により確認可能な最初の出発地を記載することとして差し支えない。

「**最終目的地**」欄には、搭乗する旅客の最終目的地を記載することとする。ただし、航空券等により確認可能な最終目的地を記載することとして差し支えない。

乗組員氏名表(C—2060)

「**航空機の便名若しくは航空機の登録記号**」欄には、航空運送事業者が運航する航空機の場合には、航空機の便名を記載することとし、便名のない航空機の場合には、航空機の登録記号を記載する。

「**到着（予定）日時**」欄には、入港前の報告の場合には、到着予定日時を記載することとし、入港後の書面での提出の場合には、到着時間（入港時間）を記載する。

「**旅券の番号**」欄には、搭乗する乗組員が乗務員証明書しか所持していない場合には、当該乗務員証明書の番号を記載することとして差し支えない。

乗組員名簿(C—2065)

入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。

「**6. 身分証明書（乗員手帳）の種類及び番号**」欄には、乗員手帳の番号を記載することとするが、乗員手帳を有しない場合には、旅券の番号を記載することとして差し支えない。

不開港出入許可申請書（C—2100）

「不開港の名称」欄には、港則法に規定されている港の名称を、規定されていない場合はその地域名を記載する。

「不開港において積卸をしようとする貨物に関する事項」欄には、不開港において積卸をしようとする貨物について、船舶の場合にあっては、仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人、船荷証券の番号及びコンテナ番号を、航空機の場合にあっては、仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号を記載する。

「旅客に関する事項」欄には、不開港への入港時における旅客について、船舶の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地を、航空機の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地を記載する。

「乗組員に関する事項」欄には、不開港への入港時における乗組員について、船舶の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名を、航空機の場合にあっては、氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号を記載する。

外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書（C—2130）

「申告価格」欄には、仕入書等による CIF 価格を記載する。

「申告者住所氏名」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シッフチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。通関業者が代理人として申告する場合は、「代理人住所氏名」欄に通関業者の住所及び名称を記載する。

外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合については、以下のとおりとする。

- (1) 船用品（燃料に限る。）については、「申告者住所氏名」欄には積込発注者名（商社、船会社及び石油元売会社等）を、「積込船（機）名」欄には積み込もうとする全ての船舶名を、「積込場所」欄には積み込もうとする全ての場所（開港名）を、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長 6 月）を、「積込方法」欄には燃料供給船名及び信号符字を記載することとする。なお、「積込船（機）名」、「積込場所」、「国籍」及び「船舶の種類」欄については、添付書類による記載を可能とする。
- (2) 機用品については、「積込船（機）名」欄には積み込もうとする航空機の所有者名又は管理者名を記載することとし、「積込年月日」欄には積込みの期間（最長 6 月）を記載する。

内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書（C—2160）

「申告者住所氏名」の欄には、船用品又は機用品を積み込もうとする者の住所、氏名又は名称を記載する。

船用品又は機用品の積込み申告は、船長、機長、通関業者、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。

船（機）用燃料油振替積込承認申請書（C—2170）

「申請者」の項には、内貨燃料油を積み込もうとする船舶の船長又はその権限を委任された者（船舶代理業者又は通関業者等）の住所及び氏名（申請者が法人である場合は、法人の名称及びその代表者の氏名）を記載する。

「積込船名」欄には、その燃料油を積み込もうとする外国へ往来する船舶の名称を記載する。

「品名」欄には、A港で積み込もうとする内貨燃料油の品名を記載する。

「比重」欄には、A港で積み込もうとする内貨燃料油の比重を記載する。

「引火点」欄には、A港で積み込もうとする内貨燃料油の引火点を記載する。

「数量」欄には、A港で積み込もうとする内貨燃料油の数量を記載する。

「価格」欄には、A港で積み込もうとする内貨燃料油と同じ数量のB港にある外貨燃料油の価格を記載する。

「積み込むべき内貨燃料油の蔵置場所及び所有者（受託者）」欄には、A港で積み込もうとする内貨燃料油の蔵置場所及びその所有者（委託販売に係る船用油については、その貨物の受託者）名を記載する。

「振替使用を認められる外貨燃料油の蔵置場所及び所有者（受託者）」欄には、B港に蔵置されている振替使用を認められる外貨燃料油の蔵置場所及びその所有者（委託販売に係る船用油については、その貨物の受託者）名を記載する。

住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書記載要領

住民基本台帳ネットワークによる本人確認情報の検索方法については、「氏名、住所、生年月日及び性別」又は「住民票コード」のいずれかを選択し記載する。

船（機）用品戻入書（C—2260）

「住所、氏名又は名称」の項には、戻入に係る貨物を保税地域に戻入れようとする者の名称等（戻入者が個人の場合には、戻入者の住所及び氏名）を記載する。

なお「記号」については当該貨物を特定できる範囲であれば、その一部を省略して差し支えない。

見本持出許可申請書（C—3060）

「持出しの期間」欄には、持出しを希望する日から持ち帰るまでの日を記載する。ただし、持出しの間に、他の貨物と同時に輸入の許可等を受けた上、保税地域から引き取る見込みのある場合には、持ち帰るまでの日に代えてその引き取る見込みの日を記載する。

「記号及び番号」欄には、外装の記号及び番号を記載し、蔵入れ又は移入れの承認を受けている貨物は、承認書に記載された記号及び番号を記載する。

「価格」欄には、指定保税地域にある貨物並びに保税蔵置場又は保税工場にある貨物で蔵入れ又は移入れの承認前のものについては、インボイス価格によりあん分して計算し、保税蔵置場又は保税工場にある貨物で蔵入れ又は移入れの承認を受けたものについては、これらの承認書記載の価格によりあん分して計算する。

外国貨物廃棄届（C—3080）

「届出者」の項には、原則として、貨主である法人の所在地、名称及び代表者の氏名（貨主が個人の場合にあっては、住所及び氏名）を記載する。

なお、通関業者が貨主その他の届出人に代わって手続を行う場合は、代理人である旨を明記し、貨主その他の届出人と併記する。

「記号及び番号」欄には、廃棄する貨物の記号及び番号を記載するほか、当該貨物が特例輸出貨物（関税法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する「特例輸出貨物」をいう。）である場合には、当該貨物の輸出の許可書の番号を併せて記載する。

税関職員派出申請書（C—3090）

「税関事務の種類及び予想される件数」欄には、関税法第 67 条（（輸出又は輸入の許可）（第 75 条において準用する場合を含む。））に規定する許可（輸出又は輸入の許可ごとに区分する。）、同法第 23 条第 1 項（（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告））又は同法第 73 条第 1 項（（輸入の許可前における貨物の引取り））に規定する承認に係る事務の別に、それぞれ予想される 1 カ月間の件数を記載する。

貨物取扱届（C—3100）

「**取扱いの種類及び内容**」欄には、(1)内容の点検 (2)改装 (3)仕分け (4)その他の手入れ等の区分を記載し、更にその内容を簡単に記載する。例えば、改装（マーキングあるいは再梱包等）、内容の点検（数量確認あるいは損傷度の調査等）とする。

「**取扱貨物の明細**」欄には、内容の点検及び見本の展示の場合は、これらの行為をする貨物について記載する。また、改装、仕分け、その他の手入れの場合は、これらの行為に使用する外国貨物、内国貨物並びに取扱い終了後における貨物の記号、番号、品名、個数、数量等を記載する。

貨物取扱い許可申請書（C—3110）

「**取扱いの種類及び内容**」欄には、(1)見本の展示、(2)簡単な加工等の区分を記載し、更に、その内容を簡単に記載する。

「**取扱貨物の明細**」欄には、見本の展示の場合は、見本の展示をする貨物について記載し、簡単な加工の場合は、これらの行為に使用する外国貨物、内国貨物並びに取扱い終了後における貨物の記号、番号、品名、個数、数量等を記載する。

保税蔵置場許可申請書（C—3120）

「**所在地**」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であって、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。

「**営業用、自家用の別**」欄には、自家用の場合はその旨を、また、営業用の場合はその旨を記載する。また、関税法第 56 条第 3 項の規定により、保税工場の一部について、保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場合は、「関税法第 56 条第 3 項扱い」の旨を記載する。

「**蔵置場の構造、棟数及び面積**」欄には、建物の場合は、構造、棟数及びその延べ面積により記載し、土地の場合は、土地である旨及びその面積を記載し、水面の場合は、水面である旨及びその面積を記載する。

なお、構造物が、タンク、パイプの場合には、その水平投影面積を記載する。

「**蔵置する貨物の種類**」欄には、蔵置される貨物を以下の区分により記載し、輸入若しくは輸出又は輸出入の区分も加えて記載する（例えば、輸入一般貨物、輸出危険貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物）。

(1) 一般貨物

下記(2)から(4)までに掲げる貨物以外の貨物

(2) 危険貨物

下記イからホまでに掲げる法令の規定により、取扱い、保管等について届出、許可等の手続を要する貨物

イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

ロ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）

ハ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

ニ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）

ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）

(3) 冷凍冷蔵貨物

冷凍設備又は冷蔵設備を有する倉庫に蔵置される貨物

(4) その他特殊貨物

船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保税売店において販売する貨物等、一般輸出入通関手続を要しない貨物については、これらの区分により記載する。なお、これらの区分に該当する場合であって、上記(2)及び(3)に該当する場合には、これらの区分に加え括弧書きで上記(2)及び(3)の区分を記載する。

(注) 税関関係手数料令第 2 条第 1 項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第 1 の税率が無税（関税定率法第 12 条の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及び関税定率法別表第 44.03 項から第 44.13 項までに掲げる木材のみを蔵置する水面の場合については、上記(1)から(4)までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載する。

<添付書類>

申請書には、関税法基本通達 42—8 に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。

保税蔵置場・保税工場許可期間の更新申請書（C-3140）

<添付書類>

申請書には、関税法基本通達 42—12 に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。

滅却（廃棄）承認申請書（C-3170）

「申請者」の項には、原則として、貨主である法人の所在地、名称及び代表者の氏名（貨

主が個人の場合にあつては、住所及び氏名）を記載する。

なお、通関業者が貨主その他の滅却（廃棄）申請者に代わつて手続を行う場合は、代理人である旨を明記して、貨主その他の滅却（廃棄）申請者と併記する。

「輸入許可税関」、「輸入許可等の年月日」及び「輸入許可書等番号」欄について、適用法令の欄のイに該当する場合は記載する必要はなく、ロに該当する場合は「輸入許可書等番号」欄に保税運送の承認書の番号を記載する。

保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書（C-3195）

<添付書類>

申請書には、関税法基本通達 48 の 2—1 に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。

保税工場許可申請書（C-3200）

「所在地」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があつた場合であつて、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。

「工場の構造、棟数及び面積」欄には、申請に係る保税工場の部分につき、建物についてはその構造、棟数及びその延べ面積により、土地については土地である旨及びその面積により、水面については水面である旨及びその水面の面積により記載し、原則として、原料蔵置場、製品蔵置場及び作業場に区分して記載する。

なお、対象の建物等が多いため、申請書に記載することが困難な場合は、棟数及び面積の合計を申請書に記載し、明細については、明細内訳書を申請書に添付して差し支えない。

「保税作業の種類及び内容」欄には、加工、製造の品目及びその加工、製造の方法等について記載する。

「利用の見込み」欄には、申請後 1 年間における保税原料品の使用見込量、製品の製造見込量及び製品の積戻し見込量について品名、数量、価格の概数を記載する。

<添付書類>

申請書には、関税法基本通達 56—9 に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。

保税工場（総合保税地域）外における保税作業期間（場所）変更申請書（C-3220）

「**責任者氏名**」の項には、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。

「**変更を受けようとする事項及び内容**」欄には、例えば、「保税工場外保税作業の期間の延長」あるいは「保税工場外保税作業の作業場所の追加」と記載する。

「**変更後における保税工場（総合保税地域）外作業を行う場所**」欄には、保税工場外保税作業の作業場所を追加する場合についてのみ、追加しようとする出荷先である下請等の工場の名称及び所在地を記載する。

期間の延長のみ又は場所の変更のみを申請しようとする場合は、標題の（期間）又は（場所）の不要文字を抹消する。

使用内訳表（C—3230）

「**選別の結果仕分けされた貨物**」欄には、保税原料品について、夾雑物を除去する等のため保税原料品の選別作業を行った場合に記載する。この場合の記載の方法は、例えば、粗糖の場合、選別後の品名は、「粗糖」と「夾雑物」となり、仕分け後の用途は、「粗糖」は「保税原料品として使用」とし、夾雑物については「滅却」等とすることとなる。

「**製造番号**」欄には、工場側における生産の管理上の必要から生産単位ごとに製造番号を設けている場合にはその番号、保税作業ごとに作業の管理の必要から整理番号を付している場合にはその番号を記載する。

「**使用年月日**」欄には、原料として使用した年月日、具体的には、原料の管理部門から製造部門へ出庫した年月日、又は製造の目的で原料品を投入した年月日を記載する。

「**数量**」欄には、原料品の使用数量を記載する。

「**残高**」欄には、移入承認書記載の数量（移入承認を受けた原料品を選別した場合は、選別後原料品として使用することとした原料品の数量）から使用数量を差し引いた数量、すなわち原料品在庫高を記載する。

製造番号欄に記載した番号は、製品台帳にも記載して、原料と製品の関連が明らかになるようにする。

外国貨物蔵置期間延長承認申請書（C—3240）

「**申請者**」の項には、原則として、保税蔵置場の場合は、貨物の所有者（関税法基本通達 43 の 2—3(1)（外国貨物の蔵置期間の延長の手続）により、保税蔵置場の許可を受けた者の名をもつて申請することが認められている場合にあっては、当該許可を受けた者）、保税工場の場合は、保税工場の許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名（個人の場

合は住所及び氏名）を記載するものとするが、あらかじめ法人の代表者からその法人の役員又は従業員に対して委任がある場合は、委任を受けた者の名義で差し支えない。この場合、保税蔵置場（保税工場）の許可申請の際に、あらかじめ包括した委任状を提出する。

「**記号及び番号**」欄には、蔵入（移入・総保入）承認書に記載された記号及び番号を、保税工場において加工、製造した製品については、加工製造報告書又は保税作業終了届に記載された製品の記号及び番号を記載する。

「**品名**」欄には、倉入（移入）承認書に記載された品名を、保税工場において加工、製造した製品については、加工製造報告書又は保税作業終了届に記載された製品の品名を記載する。

「**個数**」欄には、開梱前にあつては外装の個数により、開梱後にあつては内容貨物の実数により記載する。

「**数量**」欄には、蔵入（移入・総保入）承認書に記載された数量の単位により記載する。

「**最初蔵入（移入・総保入）承認年月日及び承認番号**」欄には、その貨物について最初蔵入（移入・総保入）承認年月日及び承認番号を、保税工場において加工、製造した製品については、その製品に使用された原料品の移入承認年月日及び承認番号を記載する。

なお、保税蔵置場にあつては、蔵入承認の日が異なる２種以上の外国貨物を使用して、改装、仕分け、その他の手入れが行われた貨物については、最後に蔵入れされた貨物に係る最初蔵入の承認の年月日及びその承認番号を記載する。

また、移入承認の日が異なる２種以上の外国貨物を使用して、加工、製造した製品については、最後に移入れされた貨物に係る移入の承認の年月日及びその承認番号を記載する。

「**延長を必要とする期間**」欄には、最初蔵入（移入・総保入）承認された日から２年の翌日を始期とし、その終期は、延長を必要とする期間の末日を終期として記載する。

当該申請は、原則として、蔵入承認単位で行わせるものとする。

ただし、同一の保税蔵置場に蔵置中の貨物で、蔵置期間の延長を希望する期間が同一のものについては、蔵置期間を延長しようとする個々の貨物に係る明細、最初蔵入承認年月日及び蔵入承認番号が明らかになる資料を当該申請書に添付させることで、複数の蔵入承認に係る貨物を一括して１件の申請によることとして差し支えない。

保税作業終了届（C—3260）

「**責任者氏名**」の項には、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。

「**記号及び番号**」欄には、保税作業に使用した外国貨物についての記号及び番号を記載する。保税作業に使用した外国貨物を特定する貨物自体の記号及び番号がある場合（例え

ば、エンジンのモデルナンバーあるいはシリアルナンバー) には、それらを記載する。

また、ばら荷貨物のように、記号及び番号がない場合には、(In bulk) 等と注記する。

「品名」欄には、その保税作業に使用したすべての貨物の品名を記載する。

「個数」欄には、使用した貨物の最少単位による数を記載する。

「保税作業によつてできた貨物」の各欄は、次によつて記載する。

「記号及び番号」欄には、保税作業によつてできた製品が、積戻しするために船積梱包がなされている場合は、その梱包に記載された記号及び番号を記載し、船積梱包されていない場合は、製品自体に付されている記号、番号があればその記号、番号を記載する。

「個数」欄には、製品の最少単位の数及び製品の梱包数を記載する。例えば、2,000 Pieces (10c/s) と記載する。

「貨物移動明細欄」(裏面)は、保税作業によつてできた貨物すなわち搬出及び在庫の状況を次により記載する。

「整理番号」欄には、搬出についての整理番号を記載する。

「区分」欄には、輸入、積戻し、保税運送等の区別を記載する。

「許可、承認又は届出の番号」欄には搬出について許可、承認等を要する場合は、その許可書又は承認書の番号を記載する。

「取扱者印」欄には、貨物移動明細欄の記載を行つた税関職員が押印する。

(1) 保税作業に使用した貨物のうち、内外貨混合使用の承認を受けて使用される外国貨物と同種の内国貨物については、記載を要しない。

(2) 保税作業によつてできた貨物のうち、内外貨混合使用の承認を受けて製造された外国貨物相当量以外の貨物、すなわち外国貨物とみなされる貨物以外の貨物については記載を要しない。

内外貨混合使用承認申請書 (C—3270)

「適用を受けようとする期間」欄には、3年間又は3年以内の必要な期間について記載する。

「保税作業の種類及び内容」欄には、保税作業の内容又は製品の種類について記載する。例えば、銑鉄の溶解、圧延等による鉄鋼製品の製造とする。

「外国貨物」欄には、保税作業において使用する外国貨物の品名及び品質、規格を記載する。

なお品質、規格については、保税作業に使用する外国貨物の品質、規格が特定されている場合は記載する必要はない。

「内国貨物の品名」欄には、製品の製造上必要な内国貨物の品名を記載する。内外貨混合使用の承認の対象である同種原料品は、この欄でいう内国貨物には含まないので、留意する。

「**混じて使用しようとする内国貨物**」欄には、保税作業において使用する外国貨物と同種の内国貨物の品名及び品質、規格を記載する。

「**製造歩留り**」欄には、申請に係る製品の製造について適用されている指定歩留り又は査定歩留りを記載する。

なお、製造歩留りは、通常、原料品の数量に対応する製品の出来高の数量の割合を百分比で示すこととされているが、百分比又は百分比のみによることが適当でないものについては、所要の表示の方法によるものとする。

保税工場（総合保税地域）外保税作業（一括・個別）許可申請書（C—3290）

「**責任者氏名**」の項には、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の職名及び氏名を記載する。

「**適用を受けようとする期間**」欄には、3年間又は3年以内の必要な期間について記載する。

「**保税工場（総合保税地域）外における保税作業の種類**」欄には、出荷先の下請け等の工場における保税作業の内容を記載する。例えば、織布、染色、クリスマスカードのはり付け等と記載する。

「**保税工場（総合保税地域）外において保税作業をしようとする貨物の品名**」欄には、保税工場外における保税作業を行うため保税工場から出す外国貨物の品名を記載する。

なお、関税法基本通達 61—2（保税工場外における保税作業の一括許可）のただし書に該当する場合においては、外国貨物の記号、番号及び品名を記載する。

「**保税工場（総合保税地域）外における保税作業によつてできる製品の品名**」欄には、保税工場外における保税作業の段階でできる製品名を記載する。

なお、関税法基本通達 61—2 のただし書に該当する場合においては、製品名及び数量を記載する。

「**保税工場（総合保税地域）外作業を行う場所**」欄には、出荷先の下請け等の工場について、その名称及び所在地を記載する。

「**場外作業場における作業期間**」欄には、保税工場外における保税作業のため外国貨物を保税工場から出すこととなるときから、その保税作業を終わつて製品を保税工場に戻し入れ又はその作業場から直接他の保税地域に保税運送のため発送することとなるときまでに通常必要とされる期間を記載する。

なお、一括許可の場合には、場外作業場において保税作業を行うため、保税工場から出されている通常の期間を記載する。

外国貨物加工製造等報告書（C—3310）

「**責任者氏名**」の項は、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。

「**原料品**」の項の各欄は、次により記載する。

「**品名及び規格**」欄には、保税原料品の品名及び規格を品名又は規格が異なるごとに別欄として記載する。

「**前月末繰越数量**」欄には、月初において、未加工のまま保税工場に置かれている保税原料品の数量を記載する。

なお、移入承認済のものと承認未済のものは合算して計上する。

「**当月中搬入数量**」欄には、当月中に保税工場に搬入された原料品の数量を記載する。

「**当月中搬出数量**」欄には、当月中に未加工のまま輸入されたものについては、輸入の欄に、未加工のまま積戻し、保税運送その他により搬出されたものは、「その他」の欄に記載する。

なお、輸入の許可を受けた貨物については、その保税工場から現実に搬出されない場合でも、内需又は内国貨物としての用途に充てることとした場合には、その時点で搬出とみなして計上する。

「**保税作業に使用した数量**」欄には、保税作業に使用した保税原料品の数量を記載する。

「**未使用残高**」欄には、前月末繰越数量に当月中搬入数量を加えた数量から、当月中搬出数量及び保税作業に使用した数量を差し引いた数量を記載する。

「**上欄中承認を受けた数量**」欄には、未使用残高欄に記載した数量のうち、移入承認（関税法第 62 条において準用する同法第 43 条の 3 の承認）を受けた数量を記載する。

「**製品及び副産物**」の項の各欄は、次により記載する。

「**製品及び副産物の品名、規格**」欄には、保税製品及び保税作業による副産物の品名及び規格を、品名又は規格が異なるごとに別欄として記載する。

「**前月末繰越数量**」欄には、製品又は副産物として、月初において保税工場に置かれているものの数量を記載する。

「**当月中出来高**」欄には、当月中にできた保税製品及び保税作業による副産物の出来高の数量を記載する。

「**当月中搬出数量**」欄には、当月中に製品又は副産物として、積戻し、保税運送、輸入その他の目的で搬出された数量を記載する。

なお、税関長の承認を受けて減却を行つた場合の数量は、「その他」の欄に計上する。

「**製品残高**」欄には、前月末繰越数量に当月中出来高を加えた数量から、当月中搬出数量を差し引いた数量を記載する。

「**仕掛品**」の項の各欄は、次により記載する。

「**原料品の品名及び規格**」欄には、保税作業に使用して製品化されていない保税原料品

の品名及び規格を、品名が異なるごとに別欄として記載する。

「**前月末繰越数量**」欄には、前月に提出された「外国貨物加工製造等報告書」の「**本月末残高欄数量**」を転記する。

「**保税作業に使用した原料品の数量**」欄には、「原料品」の項の「保税作業に使用した数量」欄に記載した数量を転記する。

「**製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量**」欄には、製品及び副産物の数量を現実使用した保税原料品の数量に換算して、その数量を記載する。

「**本月末残高**」欄には、前月末繰越数量に当月中に保税作業に使用した原料品の数量を加えた数量から、製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量を差し引いた数量を記載する。

「**備考**」欄には、製造歩留りその他参考となるべき事項を記載する。

保税展示場許可申請書（C－3320）

「**所在地**」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であって、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。

＜添付書類＞

申請書には、関税法基本通達 42—8 に準じて所要の書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。

博覧会等の指定に関する承認申請書（C—3335）

「**開催者の住所及び名称**」欄には、博覧会等の開催者である法人の所在地、名称及び代表者の氏名（開催者が個人の場合にあつては、住所及び氏名）を記載する。開催者が複数の者である場合は連記する。

「**博覧会等の内容**」欄には、博覧会等の会場規模、出品物の種類及び出品点数等を記載する。

展示等申告書（運送申告書）（C—3340）

＜一般的事項＞

- (1) 申告書への記載は、すべてタイプライターをもつて行い和文又は英文とする。
- (2) 各欄への記載事項は、なるべく欄の下部に記載し、訂正のための余白を残すように

する。

- (3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。
- (4) 1 申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の「使用区分」の1項目に該当し、かつ他の上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しているものとする。

＜申告書上段の記載事項＞

- (1) 保税運送の申告の場合には、標題の「展示等申告書」の文字を、展示等の申告の場合には、「（運送申告書）」の文字を抹消する。
- (2) 上部の○印内にA（原本）、B（管理者用）、C（展示等承認書用）、D（運送承認用）及びE（発送地税関用）の区分によるAからEまでの記号を記載する。

「使用区分」欄には、申告物品の会場内における使用目的に応じ、該当する項の番号を（ ）で囲む。この使用区分と関税法基本通達 62 の 2—9（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの）に規定されている保税展示場への搬入が認められる貨物等との関係は、次のとおりとする。

- イ 建設用機器・資材……関税法基本通達 62 の 2—9 の(1)に掲げる物品
- ロ 展示物品……………関税法基本通達 62 の 2—9 の(2)及び(3)に掲げる物品
- ハ 販売物品・消費物品…関税法基本通達 62 の 2—9 の(8)に掲げる物品
- ニ その他……………関税法基本通達 62 の 2—9 の(4)から(7)及び(9)に掲げる物品

「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項に規定する原産地を記載する。

「輸送方法」欄は、該当する番号を（ ）で囲む。

「蔵置場所（展示地区）番号」欄には、展示等承認後の貨物を展示又は蔵置する場所又はその番号を記載する。

「受理番号」欄には、申告の一連番号を記載する。（展示等の申告を受理した場合には、原本(A)、管理者用(B)、展示等承認書用(C)及び運送承認用(D)に、保税運送の場合には、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記載する。）

「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国の住所及び氏名又は名称を記載する。

「代理人住所氏名」欄には、参加者に代わって申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。

「通関士氏名印」欄には、審査をした通関士の氏名を記載する。

＜申告書中段の記載要領＞

中段の各欄には、関税率表番号又は内国消費税種類等が異なる品目ごとに、1欄に記載する。ただし、品目が多種類にわたる場合で、仕入書及び包装明細書の記載内容が関税率表番号の把握に支障がないと認められ、かつ、当該申告に係る品目が使用区分の4分類のう

ち1分類にのみ該当する場合には、概括品名（例えば、「装飾用品」等）による申告を行って差し支えない。また、この場合における「単位」、「正味数量」、「関税率表番号」及び「内国消費税種類等」の各欄の記載は、省略するものとする。

なお、当該概括品名に係る物品中に法第4条第3号の2の規定により展示等の承認の際に課税物件の確定するものがあるときは、申告書に添付された仕入書等に、税番、課税価格等課税に必要な事項を補記する。

「品名、個数、記号及び番号」欄のうち、「品名」は、関税率表番号又は内国消費税種類等及び使用区分に応じて記載する。

「個数」は、貨物の包装の個数及びその包装又は容器の種類を記載する。

「記号及び番号」は、包装又は容器に表示されている記号及び番号を記載する。

「単位」欄には、その貨物の測定の単位として通常使用されるものを記載する。

（したがって、必ずしも輸入統計品目表に掲げられている統計単位を記載する必要はない。）

「内国消費税種類等」欄には、内国消費税の法律及び種類等を記載する。

関税法基本通達62の2—9（保税展示場に入れることができ貨物のうち、展示、使用等ができるもの）の(3)に規定する展示物品で国際博覧会等の会期終了後、積み戻すことが確実なものについては、「関税率表番号」及び「内国消費税種類等」の欄は記載を省略して差し支えない。

＜申告書下段の記載要領＞

「運送申告年月日」及び「運送先等」欄には、保税運送申告の場合に限り運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に申告年月日、運送先（保税展示場名）、運送期間及び申告時における貨物の蔵置場所を記載する。

「運送承認番号」及び「運送承認印」欄には、保税運送申告を受理した税関において、当該運送を承認したときに、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記入又は押印する。

「管理者」欄には、展示等の申告をする前に、国際博覧会等の展示、使用等のため会場に搬入される貨物である旨の管理者の確認を受ける。

「展示等申告年月日」欄には、保税展示場へ貨物を搬入した日を原本(A)管理者用(B)及び展示等承認書用(C)に記載する。

「展示等承認印」欄には、展示等を承認したときに展示等承認書用(C)に承認印を押印する。

「税関記入欄」欄には、概括的な品名数量等による展示等申告書を受理したときにその旨注記しておく。

「展示等承認年月日」欄には、展示等を承認したときに、原本(A)、管理者用(B)及び運送承認用(D)に当該承認の年月日を記入する。

＜展示等申告書（運送申告書）の事後整理＞

輸入許可、保税運送承認、積戻し許可又は使用状況報告書、廃棄届の受理若しくは滅却の承認を行つた場合等には、貨物の取締りを担当する部門が保管する運送承認用(D)及び包装明細書に許可、承認等がなされた旨を記載しておくとともに、当該貨物が保税展示場から搬出された場合には、その都度消込み整理を行うものとする。

展示等承認貨物積戻し申告書（C—3410）

＜一般的事項＞

- (1) 申告書への記載は、すべてタイプライターをもつて行い、和文又は英文とする。
- (2) 各欄への記載事項は、なるべく欄の下部に記載し、訂正のための余白を残すようにする。
- (3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。

＜申告書上段の記載要領＞

「仕向地」欄には、貨物が最終的に仕向けられる場所を記載する。

「参加者住所氏名」欄には、国際博覧会等の参加者の本国住所及び氏名又は名称を記載する。

「代理人住所氏名」欄には、参加者に代わつて申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。

「通関士氏名」欄には、申告書の作成、審査を行つた通関士が記名（又はゴム印）する。

＜申告書中段の記載要領＞

中段の各欄は、展示等申告書中段の各欄の記載に応じて次により記載する。ただし、展示等の承認がされた貨物を原料としてできた製品（以下本項において「展示場製品」という。）を積み戻す場合には、その製品ごとに1欄に記載し、その下位に当該製品に対応する原料である貨物の数量をかつこ書で記載する。

「品名、個数、記号及び番号」欄には、展示等承認書(C)の中段に記載されている品名並びに当該貨物の積戻し申告時における包装又は容器に表示している記号、番号を記載する。

なお、貨物が展示場製品である場合の品名の記載は、上記ただし書による。

「単位」欄には、品名欄の貨物に係る展示等承認書(C)の単位を記載する。

なお、貨物が展示場製品である場合は、その製品の測定の単位として通常使用される単位を記載し、原料である貨物の展示等承認書(C)の中段に記載されている単位を下位にかつこ書する。

「数量」欄には、単位に対応する品名欄記載の貨物の数量を記載する。

なお、貨物が展示場製品であるときは、品名欄にかつこ書している品名（原料）の数量を下位にかつこ書する。

＜申告書下段の記載要領＞

「**保税運送**」欄には、運送先（積込港）及び保税展示場を発する日から運送先に到着する日までの予定期間を記載する。

「**積込確認印**」欄には、船舶又は航空機に積戻し貨物を積み込んだことを確認したときに積戻し許可書(C)に積込確認印を押なつする。

「**許可印**」欄には、積戻しを許可したときに許可書用(C)に許可印を押なつする。

「**許可年月日**」欄には、積戻し許可したときに原本(A)管理者用(B)及び到着証明書用(D)に記入する。

「**管理者**」欄には、税関に積戻し申告をする前に原本(A)に積戻し貨物である旨の確認を受ける。

総合保税地域許可申請書（C－3500）

「**所在地**」の欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であって、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。

＜添付書類＞

申請書には、関税法基本通達 62 の 8—6 に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。

総合保税地域許可期間の更新申請書（C－3520）

＜添付書類＞

申請書には、関税法基本通達 62 の 8—10 に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。

外国貨物運送申告書（目録兼用）（C－4000）

「**最初蔵入れ年月日**」の項には、保税運送貨物が蔵入承認を受けた貨物である場合にの

み記載し、2以上の保税蔵置場について蔵入承認を受けている場合は、その最初に蔵入承認を受けた年月日を記載する。

「**積載船（機）名**」及び「**入港年月日**」の項については、記載が困難な場合には省略して差し支えない。

「**品名**」欄には、運送貨物が蔵入又は移入承認済の貨物については、これらの承認書記載の品名により、これら以外の貨物については、輸入貨物については原則として積荷目録記載の品名により、輸出貨物については、インボイス記載の品名を記載する。

「**申告価格**」欄には、蔵入又は移入承認済の貨物については、これらの承認書記載の価額により、保税工場の製品については、FOB 価額又は工場渡し価額により記載する。また、これら以外の貨物については、インボイス価額により記載する。

「**申告者住所氏名**」欄には、申告者の住所及び氏名又は名称を記載する。ただし、通関業者等が荷主、運送人等の委任を受けて申告手続の代理をする場合には、荷主、運送人等の住所及び氏名又は名称を記載したうえで手続の委任を受けた通関業者等の住所及び氏名又は名称を記載する。

包括保税運送申告書（C—4010）

「**申告者の住所、氏名又は名称**」の項には、通関業者が貨主、運送人等の委任を受けて申請手続の代理を行う場合には、この項に貨主、運送人等の住所及び氏名を記載し、下欄に手続の委任を受けた通関業者の住所及び氏名を記載する。

輸出申告書（C—5010）

<記入上の一般的事項>

- (1) 申告書の記載は、全て黒色のタイプ又はインクによることとし、記載する文字は和文又は英文とする。税関における各種の書込みは、黒又は赤インクで行いゴム印の押なつは、全て赤色による。
- (2) 記載した事項の訂正は、2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。
- (3) 1 申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が共通しており、かつ、原則として1仕入書に記載されている品目の範囲とする。

なお、品名欄が不足するときは、「輸出申告書（つづき）」（C—5010—2）を使用する。

- (4) 1 申告に係る貨物につき、1品目（関税法基本通達 67—2—13(1)（輸出統計品目表の分類の特例扱い）に規定する品目をいう。以下この項において同じ。）の価格が 20 万円以下の貨物が 2 以上ある場合において、関税法基本通達 67—2—13(1)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の 1 欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。

イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。

ロ 統計品目番号欄には、×印を記載する。

ハ 単位及び数量欄には、記載しない。

- (5) 1 申告に係る貨物につき、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号。以下「統計基本通達」という。）6—2 に規定する再輸出品に該当する品目が 2 以上ある場合において、関税法基本通達 67—2—13(2)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の 1 欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。

イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。

ロ 統計品目番号欄には、代表的な品目に係る輸出統計品目番号（9 桁の数字符号）の末尾に統計基本通達 25—8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を付して記載する。

- (6) 統計基本通達 21—2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物（統計基本通達 21—2(14)（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。）に係る申告書には、「統計品目番号」欄に×印を記入する。

この場合において、関税法基本通達 67—2—1（輸出少額貨物の簡易通関扱い）の適用を受けない貨物に係る申告書については、「輸出統計品表」の番号（関税法基本通達 67—2—11（外国の見本市等に出品する貨物の一括輸出手続）の規定により一括申告を認めた場合は代表品目の番号）を（ ）書きで記載する。

- (7) 申告書の全欄が上記(4)又は(6)に該当するものについては、統計符号欄の記載を要しない。

＜申告書上段の記載要領＞

申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。

「仕向人住所氏名」の項には、原則として、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。ただし、当該貨物を実際に受け取る者が仕入書に荷受人等として記載されている者と異なる場合であって、当該者が判明している場合には、実際に貨物を受け取る者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載するものとする。

「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。

「積込港」欄には、当該申告に係る貨物の積込みがなされる港名又は空港名を記載する。郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。

「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及び Air Waybill の番号（例えば、J. A. L. 5000111）を記載する。

郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。

「出港予定年月日」欄には、当該申告に係る貨物を積み込む船舶又は航空機が出港を予定している年月日を記載する。

郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。

「仕向地」の項には、輸出貨物がその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。

本船扱		ふ中扱	
-----	--	-----	--

欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。

「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所又は輸出の許可を受けるために輸出貨物を搬入する予定の場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、関税法基本通達 67 の 3—1—9(2)の規定により、当該保税地域を付記する。

「申告番号」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。

申告者別整理番号は、次により取り扱う。

- (1) 申告者別整理番号は、申告者コード番号と申告番号及び申告月符号を順次横線で結んだものとする。

〈申告者別整理番号の例〉001—0017— (H)

- (2) 申告者コード番号は 3 けたとし、税関において設定して、あらかじめ申告者に割り当てる。

なお、申告者コード番号 999 番は、通関業者以外の者で、年間の申告件数が少なく、特定のコード番号を必要としない申告者用とし、通関業者以外の者に対しては、申告書提出の際に申告者コード番号及び申告番号を申告書類に記載するよう指導するものとする。

- (3) 申告番号は 4 けたとし、申告者別に毎年 0001 から始める。

なお、同一年内において申告番号が 9999 になった場合には、再び 0001 から始める。

- (4) 申告月符号は、次により記載する。

1 月— 、 2 月— 、 3 月— 、 4 月— 、 5 月— 、 6 月— 、
7 月— 、 8 月— 、 9 月— 、 10 月— 、 11 月— 、 12 月—

「積込港符号」「船（機）籍符号」、「貿易形態別符号」、「仕向国（地）符号」及び「輸出者符号」の各欄には、統計基本通達 25—1（積込港符号又は（取）卸港符号）から同 25—6（輸出入者符号）までに定めるそれぞれのコード番号を記載する。

「調査用符号」欄には、別途指示があつた場合にのみその指示に基づく符号を記載する。

＜申告書中段の記載要領＞

「品名」欄には、「輸出統計品目表」の分類にそつて詳細に記載する。

「統計品目番号」欄の白抜き部分には、「輸出統計品目表」に定める 9 桁の数字符号を記載する。

なお、申告貨物が再輸出品の場合には、9 桁の数字符号の末尾に統計基本通達 25－8（再輸出入品識別符号）に定められた識別待号「Y」を記載する。また、＜記入上の一般的事項＞(4)から(7)までの規定に留意する。

「単位」欄には、「輸出統計品目表」に定める単位を記載する。

「数量」欄の記載方法

- (1) 「輸出統計品目表」に定める当該品目の統計計上単位以上の数字を白抜き部分に、統計計上単位未満の数字を右側色刷部分にそれぞれ記載する。
- (2) 数量が統計計上単位未満の場合は白抜き部分に 0 を記載する。
- (3) 「輸出統計品目表」に定める単位が二単位の品目については、第 1 単位数量を上位に、第 2 単位数量を下位に上記の要領で記載する。
- (4) 輸出貨物が戻税該当品目等のため、「輸出統計品目表」に定める単位以外の単位による数量を記載する必要がある場合には、その「単位」及び「数量」を当該各欄下部の色刷部分に記載する。

「申告価格（F．O．B．）」欄には、輸出貨物の F．O．B．価格を円建てで記載する。当該価格のうち統計計上単位（1,000 円）以上の金額は白抜き部分に、統計計上単位未満の金額は右側の色刷部分にそれぞれ記載する。また、当該貨物（申告価格が 100 万円以下のものを除く。）の決済が F．O．B．建以外の建値によるものは、その建値（C．I．F．又は C & F 等の表示）及び決済金額（取引の基準通貨による金額とする。）を申告価格欄最下部（第 3 欄）の色刷部分にアンダーラインを付して記載する。この場合において、二葉以上の申告書（つづき）が使用されるときは、最終の申告書に記載する。

ドル建、ポンド建等の外貨により取引されるもので、税関において事務処理上必要がある場合は、各欄下部の色刷部分に外貨建 F．O．B．価格をかつこ書で記載する。

（注） 「数量」及び「申告価格（F．O．B．）」の欄の統計計上単位以上と未満を区分する縦線（白抜き部分と色刷部分を区分する縦線）の上に、当該数量又は金額を示す数字を記載しないよう指導する。

＜申告書下段の記載要領＞

「個数、記号、番号」の欄の記載方法

下記「個数」、「記号」及び「番号」の事項の記載に当たっては、申告書中段の各品目に共通する事項は一括して、また、各品目ごとに異なる事項は、品名欄の番号を記入の上、各品目ごとに記載する。

なお、品目ごとに記載を要する場合で、欄が狭いためこの欄に記載することが困難など

きは、申告書中段の各品名欄に個別に記載するか又は別紙に記載のうえ添付することとして差し支えない。

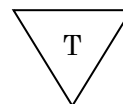
(記載例)

(イ) 150Cases



NEW YORK
C#1-150

(ロ) 200Cartons



MADE IN JAPAN
C/T NO 100 - 299

- (1) 「**個数**」は、包装の個数及びその包装又は容器の種類を記載し、貨物がばら積みで包装されていないものである場合には、「ばら」又は「in bulk」と記載する。
- (2) 「**記号**」及び「**番号**」は、包装又は容器に表示してある記号及び番号を記載する。
郵便物に係る輸出申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。
- (3) 「**輸出貨物がコンテナ詰めされて輸出される貨物である場合**」には、「コンテナ詰めする貨物であること」及び「コンテナ詰めする場所」を、また、「**輸出貨物がコンテナ詰めされた状態で輸出申告される貨物である場合**」には、「そのコンテナの番号」を記載する。

「**外国為替及び外国貿易法**」及び「**輸出貿易管理令**」関係の欄の記載方法

- (1) 「**外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づく輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項**」の欄は、当該輸出が輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物を除く。）に該当する場合には、輸出の許可の要否に係わらず、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「別表第1の 項」の欄に該当する同令別表第1の項の番号を記載する。
また、当該輸出が同令第1条第1項に該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。
- (2) 「**輸出貿易管理令第2条第1項第 号**」の欄は、当該輸出が同令第2条第1項のいずれかの号に該当する場合には、輸出の承認の要否に係わらず、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「第2条第1項第 号」の欄に該当する号の番号を記入する。
なお、当該輸出が同令第2条第1項第1号に該当し、輸出の承認を必要とするものである場合には、同令別表第2の該当する項の番号を「別表第2の 項」の欄に記入する。
また、当該輸出が同令第2条第1項のいずれの号にも該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。
- (3) 「**輸出貿易管理令第4条第 項第 号の**」の欄は、当該輸出が上記(1)又は(2)のいずれかに該当するが、同令第4条（第1項第3号に該当する場合は除く。）の規定に基づき輸出の許可又は承認を要しない場合に、「該当」の枠内に×を記入するととも

に、同令第4条の該当する項及び号の番号等を記載する。

(記載例)	(該当)
輸出貿易管理令第4条	☒
第1項第1号の	
別表第 の 項(号)	

(4) 「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄は、当該輸出が同令第1条第1項(別表第1の16項に掲げる貨物に限る。)に該当し、かつ、同令第4条第1項第4号のイからニまでのいずれかの規定に基づき輸出の許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入するとともに、「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番号として16を記載する。

また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条第1項第4号に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠内に×印を記入するとともに、「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番号として16を記載する。

(5) 品名欄を2欄以上使用する場合であつて、上記(1)から(4)までの二以上に該当する場合には、該当する(1)から(3)まで及び(4)の「該当」及び「許可要」の枠内にそれぞれ×印を記入する。この場合において、上記(1)から(3)までのそれぞれに二以上の該当品目がある場合には、該当する項又は号の番号等をそれぞれの欄の空白部に() 書する。

(記載例)

「外国為替及び外国貿易法」及び		
「輸出貿易管理令」関係		
外国為替及び外国貿易法	(該 当)	(非該当)
第48条第1項に基づく	☒	☐
輸出貿易管理令第1条第1	(4)	
輸出貿易管理令	☒	☐
第2条第1項第2号		
別表第2の(14)(15)項		
輸出貿易管理令第4条	☒	
第(1)(2)項第(1)(2)号の(イ)		
別表第(5)の(1)項(号)		
輸出貿易管理令第1条第1	(許可要)	(許可不要)
項	☐	☒
別表第1の16項		
輸出許可証又は輸出承認証の番号		

- (6) 「輸出許可証又は輸出承認証の番号」の欄は、同令の規定に基づく輸出の許可番号又は承認番号を記載する。

なお、上記(1)から(3)までの取扱によつて、(1)から(2)までの「該当」の枠内に×印が記入されており、かつ、(3)の「該当」の枠内に×印が記入されておらず、許可又は承認が必要である場合及び(4)の取扱いによつて「許可要」の枠内に×印が記入されている場合には、この欄に輸出の許可番号又は承認番号が記載されることとなる。

「保稅運送」の欄の記載方法

- (1) 「保稅運送」の欄は、申告者が輸出申告の際に併せて保稅運送の承認を受けようとする場合に限り記載する。
- (2) 「区分」の欄は、該当する運送方法を（ ）で囲み、「期間」の欄は、その運送に必要と思われる運送期間を記載する。
- (3) 「区分」の欄及び「期間」の欄の記載内容について審査の上、税関がその運送を承認したときは、「承認」の枠内にレ点を付する。

申告書	枚	欄
-----	---	---

 の欄は、申告書（申告書（つづき）を含む。）の枚数（申告書（つづき）を使用していない場合は、1枚）及び品名欄の使用欄数を記載する。

「添付書類」の欄の記載方法

- (1) 「添付書類」の欄は、輸出貿易管理令関係のものについては記載を要しない。
- (2) 輸出申告に必要な添付書類がある場合には、「添付書類」の欄中の添付書類名の下部余白に、当該添付書類を必要とする品目の品名欄の番号を記載するとともに、それぞれの「有」の枠内に×印を記入する。
- (3) 「（法令名）」の下部余白には、関税法第70条関係の許可、承認書等で輸出取引承認書以外のものにかかる法令の名称（例えば、「植物防疫法」）を記載する。
- (4) 「関税定率法、関税暫定措置法」の欄は、関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づき輸出を条件に減免戻税を受ける場合に、当該法律の該当する条、項及び号の番号を記載する。
- (5) 「内国消費税」の欄は、内国消費税関係法規（消費税法を除く。）の規定に基づき輸出を条件に免税又は税の還付を受ける場合に、当該法律の名称（例えば、「酒税法」、「石油石炭税法」）を記載する。

その他の欄の記載方法

- (1) 「許可年月日」の欄及び「積込年月日」の欄は、輸出許可後又は船積確認後（関税定率法又は関税暫定措置法関係減免戻税貨物、内国消費税免税貨物、その他税関において取締上特に必要と認める貨物に限る。）それぞれ速やかに記入し整理する。
- (2) 「通関士記名」の欄は、当該輸出申告書について審査を行った通関士名を「通関士○○○○」と記載（又はゴム印）する。

輸出申告書（C—5015—1、—2）（輸出手続統一様式）

I 統一様式の対象手続と位置づけ

輸出申告書（C—5015—1、—2）（輸出手続統一様式）（以下「輸出手続統一様式」という。）は、輸出手続関連省庁（財務省、農林水産省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を両省間で共通化したものである。

具体的には、輸出申告書（税関）、輸出検査申請書（動物検疫）、植物等輸出検査申請書（植物防疫）が対象となる。

また、輸出手続統一様式は、輸出申告書（C—5010）を妨げるものではない。

II 統一様式の構成及び使用方法

- (1) 輸出手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式（C—5015-1）と税関独自の事項を記載する個別様式（C—5015-2）に分かれる。
- (2) 輸出申告は、共通様式（C—5015-1）と個別様式（C—5015-2）を二枚一組にして税関窓口へ必要な部数を提出する。
- (3) 共通様式（C—5015-1）については、税関のほか動物検疫所又は植物防疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式（C—5015-1）は複写しても差し支えない。
- (4) 共通様式（C—5015-1）の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えばよい。
- (5) 上記のほか、輸出手続統一様式に係る記載要領及び留意事項については、前記「輸出申告書（C—5010）」に規定されているところに従うものとする。

輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C—5020）

I 輸入申告書等記載要領の共通事項

- (1) 申告書への記載は、全て黒色のタイプ又はペンで行うこととし、税関における各種の書込み又はゴム印の押なつは、赤色のペン又はスタンプで行う。
- (2) 申告書への記載は、和文又は英文をもって行う。
- (3) 各欄への記載事項は、なるべく欄の下部に記載し、訂正のための余白を残すよう指導する。
- (4) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する（税額の算出に問題がない記載事項の訂正については、申告書を直接訂正して差し支えない。）。
- (5) 1 申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しており、かつ、1 仕入書に記載されている品目とする。

なお、品名欄が不足するときは、「輸入（納税）申告書（つづき）」（C—5020—2）を使用する。

- (6) 1 申告書に記載する品目が 2 以上の品名欄に記載されることとなる場合には、品名欄の（ ）内に一連番号を記載する。
- (7) 統計基本通達 21—2 に掲げる貨物（統計基本通達 21—2(14)に掲げる金貨及び貨幣用金を除く。）については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする 1 品目（関税法基本通達 67—4—17(1)（関税率表等の分類の特例扱い）に規定する品目をいう。以下この項において同じ。）の価格が 20 万円を超えるものを除き、申告書中「統計細分」欄に×印を記入する。
- (8) 1 申告に係る貨物につき、1 品目の価格が 20 万円以下の貨物が 2 以上ある場合において、関税法基本通達 67—4—17(1)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の 1 欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。
- イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。
- ロ 統計細分欄には、×印を記載する。
- ハ 単位及び正味数量欄には、従量税率が適用される場合を除き、記載しない。
- (9) 1 申告に係る貨物につき、統計基本通達 6—2 に規定する再輸入品に該当する品目が 2 以上ある場合において、関税法基本通達 67—4—17(4)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の 1 欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。
- イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。
- ロ 統計細分欄には、代表的な品目について輸入統計品目表に定める細分番号（3 桁）の末尾に統計基本通達 25—8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を付して記載する。
- (10) 各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとする。ただし、同一の統計品目番号、税番及び税率であっても、減免税条項の適用を受けようとするものが含まれる場合、減免税の適用条項が異なる場合、又は内国消費税が課税されるものがある場合、若しくは内国消費税の適用税率等が異なる場合には別欄に記載する。
- ただし、関税定率法第 14 条第 11 号の適用を受けて免税輸入する貨物であって、当該貨物が関税定率法施行令第 15 条第 2 号に掲げる貨物の運送のために反覆して使用されるもの（以下この号及び下記Ⅱにおいて「通い容器」という。）である場合には、税番が異なる通い容器が複数あるときは、これらのうち数字上の配列において最初となる税番により一欄に取りまとめて記載して差し支えない。
- (11) 輸入（納税）申告書に係る関税等の納付を法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN 利用」）を明瞭に記載する。

Ⅱ 輸入（納税）申告書の記載要領

＜申告書上段の記載要領＞

申告種別符号欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。

（注） 略号符号の意義は、次のとおりである。

IC……直輸入	RE-IMP……再輸入
IS……蔵入れ	ISW……蔵出輸入
IM……移入れ	IMW……移出輸入
IA……総保入れ	IAC……総保出輸入
BP……許可前引取	IBP……輸入許可前引取貨物の輸入

「申告年月日」欄には、申告書が受付担当職員のもとに提出される日付を記載する。ただし、書類不備等の理由により受付担当職員が申告書を返還したときは、当該申告書の補正後改めて提出された日とする。

「あて先」欄には、申告書を提出する税関官署の長の名称（例えば、〇〇税関〇〇出張所長）を記載する。

「輸入者」欄には、「貨物を輸入しようとする者」を記載する。その意義は、関税法基本通達 67—3—3 の 2 に定めるところによる。

「船（取）卸港」欄には、当該申告に係る貨物が船（取）卸される港名又は空港名を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「積載船（機）名」欄には、当該申告に係る貨物が積まれていた船舶の名称（航空機に積まれていた貨物の場合は、例えば当該航空機の便名及び日付）を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「入港年月日」欄には、当該申告に係る貨物が積まれていた船舶又は航空機が入港した年月日を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「原産地」欄には、関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項による原産地を記載する。ただし、統計基本通達 6—2 (1) (内国産貨物) に定められた再輸入の場合には、積出国をかつこ書で併記する。

「積出地」欄には、船舶又は航空機に積まれた場所を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の差出国名を記載する。

「船荷証券番号」欄には、船荷証券 船荷証券のない場合には 積荷目録) 又は Air Waybill の番号を記載する。ただし、貨物が保税運送後、蔵（移・総保）入れ若しくは輸入申告されるもの又は蔵（移・総保）入れ後輸入申告されるものである場合には、当該保税運送承認書又は蔵（移・総保）入承認書の番号を記載する。

郵便物に係る輸入申告書については、当該欄の記載を要しない。

「蔵置場所（都道府県名）」欄には、現に貨物を蔵置している場所（例えば保税蔵置場

の名称）及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけなどの保税地域以外の場所である場合は、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。

なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等（例えば、本船扱いにあつては接岸岸壁名、ふ中扱いにあつては、はしけだまりの名称及びはしけ名（2隻以上の場合には、「〇〇丸ほか〇〇隻」））を記載する。

「**蔵入、移入又は総保入先**」欄には、蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認申請の場合にのみ記載するものとし、蔵入れ若しくは移入れしようとする保税蔵置場若しくは保税工場又は総保入れしようとする貨物施設（関税法基本通達 62 の 8—1(1)に規定する貨物施設をいう。）の所在地（都市名）及び名称を記載する。なお、1 申請で蔵入先、移入先又は総保入先が 2 か所以上ある場合はすべて記載する。

「**申告番号**」欄には、輸出申告書の記載要領に準じ申告者別整理番号及び申告月符号を記載する。

「**船（取）卸港符号**」、「**船（機）籍符号**」、「**貿易形態別符号**」、「**原産国（地）符号**」及び「**輸入者符号**」の欄には、統計基本通達 25—1 から同 25—6 までに定められた記載要領により記載する。

「**※（調査用符号）**」欄には、別途指示がある場合にのみ記載する。
蔵（移・総保）入れの承認を受けた貨物について輸入申告をする場合には、「積載船（機）名」、「入港年月日」等記載の必要がないと認められる欄については、適宜記載の省略を認めて差し支えない。

< 申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領 >

「**品名**」欄には、「輸入統計品目表」の分類に沿つて、詳細に記載するよう指導する。
「**番号**」欄には、税表の適用上の所属区分のうち号（6 けたの番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共通）を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第 22 部に掲げる特殊取扱品については、当該品目表に定める番号（6 けた）を記載する。

「**統計細分**」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3 桁）を記載する。
なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3 桁）の末尾に統計基本通達 25—8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。

また、上記 I (7)から(10)までの規定に留意する。
次の表に掲げる申告貨物の種類に該当する場合には、提出書類の種類に応じ、それぞれ同表に定める識別符号を細分番号（3 桁）の末尾に記載する。

申告貨物の種類	記載する識別符号	
	提出書類の種類	
	原産地 証明書	原産品 申告書

①EPA税率を適用する場合（②から⑤までに該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第10条の3の規定に基づく確認を受ける物品である場合（③に該当する場合を除く。）	F	N
②アセアン包括協定によるEPA税率を適用する場合	H	—
③TPP11協定によるEPA税率を適用する場合（⑤に該当する場合を除く。）又は関税暫定措置法施行令第10条の3の規定に基づくTPP11協定の原産品とされるものであることの確認を受ける物品である場合	—	C
④EPA関税割当制度による税率を適用する場合（⑤に該当する場合を除く）	K	Q
⑤TPP11協定関税割当制度による税率を適用する場合	—	D
⑥RCEP協定によるEPA税率を適用する場合	R	P

（注1）「EPA税率」とは、関税法基本通達3—2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。

（注2）「EPA関税割当制度による税率」とは、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）に基づき、経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合の税率をいう。

「**税表細分**」欄には、税表の適用上の所属区分のうち上記「番号」欄に記載した号の番号（6けた）を除いた細分番号を記載する。ただし、「輸入統計品目表」の第22部に掲げる特殊取扱品については、税表の適用上の所属区分のすべての番号を記載する。

「**単位**」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位を記載する（2つの単位が定められている場合には、両方を記載する。）。

なお、従量税が適用される貨物で、「輸入統計品目表」に定める統計単位と税率適用の基礎となる単位とが異なるもの（砂糖、銅の塊等）については、両方を併記する（ただし、税率適用の基礎となる単位は下方に記載する。）。

「**正味数量**」欄には、前記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、当該数量のうち、統計計上単位以上の数字を左側白抜き部分に、統計計上単位未満の数字を右側色刷部分に記載する。ただし、当該数量が、統計計上単位未満の場合は、白抜き部分に0を、右側の色刷部分に統計計上単位未満の数字を記載する。

なお、「輸入統計品目表」に定める単位が2つある品目については、第1単位数量を上位に、第2単位数量を下位に記載する。また、前記「単位」欄のなお書に該当する場合、税率適用の基礎となる単位に相当する正味数量は、下部の色刷部分に記載する。

「**申告価格**」欄には、C I F 価格を邦価で記載することとし、その記載に当たっては、当該価格のうち、千円以上の価格は左側白抜き部分に、千円未満の価格は右側色刷部分に記載する。

なお、関税定率法基本通達4の7—1の規定により別途通知する通貨以外の通貨により価格が表示された貨物に係る蔵（移・総保）入承認申請及び蔵（移・総保）出輸入申告の「申

告価格」欄の記載に当たっては、当該欄下部の色刷部分に価格条件及び当該外国通貨建による価格を必ず記載するものとする。

「**税率**」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従って、「基」（基本税率をいう。）、「協」（協定税率（関税法基本通達 3—2（条約に基づく税率の適用）の(1)に規定する税率をいう。）、便益税率及び E P A 税率をいう。）、「特」（特惠税率をいう。）又は「暫」（暫定税率をいう。）のいずれかの下の枠内に×印を記す。

「**関税額**」欄には、関税額又は減免税額（いずれも円単位まで）を邦価で記載することとし、当該税額のうち、千円以上の税額は左側白抜き部分に、千円未満の税額は右側色刷部分に記載する。減免税条項の適用がある場合には、減免税額欄に減免税額を記載し、減免税額欄以外の欄には、免税の場合 0 を、減税の場合は関税相当額から減税額を控除した税額を記載する。また、無税の場合は、減免税額欄以外の欄の色刷部分に 0 を記載する。

「**減免税条項適用区分**」欄のうち、「符号」欄には統計基本通達別紙第 7 に定められた減免税条項符号を記載する。

なお、前記 I (10)ただし書により、税番が異なる通い容器を一欄に取りまとめて記載する場合には、取りまとめた税番に該当する減免税条項符号を記載する。

「**定率、暫定**」欄には、定率法が適用される場合は「定率」、暫定法が適用される場合は「暫定」のそれぞれの右の枠内に×印を記入する。また、「条項号」欄には、適用法令の免税に関する条項及び号を記載する。この場合において、上段は法律の条項号、中段は政令の条項号、下段は政令の別表の号を記載する（例えば、暫定令別表該当の場合には、「符号」欄に当該物品の減免税条項符号を記載し、「暫定」欄の右の枠内に×印を記入し、「条項号」欄の上段に暫定法の条項号を、中段に暫定令の条項号を、下段に暫定令別表の号を記載する。）。

なお、定率法及び暫定法及び以外の条約、法令に基づき関税の減免を受けようとする場合には、「条項号」欄に、適用条約、法令の減免税に関する条、項及び号を記載し、条約名又は法令名は、便宜、「※税関記入欄」に記載する。

(注)(1) 軽減税率適用貨物については、減免税貨物と同様、この欄に必要事項を記載することとする。ただし、「関税額」の減免税額欄は、記載の対象とならないので留意する。

(2) 展覧会等に出品するため輸入される無税品で、輸入の際の性質、形状のままで再輸出される貨物に係る輸入申告については、貿易統計計上除外となっているので、「符号」欄に㊟と記入する。

「**税額合計**」欄には、左側に各関税額欄（「輸入（納税）申告書（つづき）」を使用する場合には、当該「つづき」の各欄を含む。）に記載された関税額（減免税額を除く。）の合計額（ただし、合計額の 100 円未満は切り捨てる。）を記載し、右欄の（ ）内に有効品の使用欄数を記載する。

＜申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（△印のある欄）の記載要領＞

「

酒	
---	--

石	
---	--

消	
---	--

地	
---	--

--	--

」欄には、課税物品に適用されるそれぞれの法律の区分（例えば、酒税法の場合、

酒	
---	--

、石油石炭税法の場合

石	
---	--

、消費税法の場合

--	--

、地方税法の場合

地	
---	--

 の右の枠内に×印を記入する。また、同欄の予備枠は、たばこ税法及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下「一般承継財確法」という。）、揮発油税法及び地方揮発油税法並びに石油ガス税法の表示欄として使用することとし、たばこ税法及び

一般承継財確法が適用される場合は

た	
---	--

、揮発油税法及び地方揮発油税法が適用される場合は

揮	
---	--

、石油ガス税法の場合

ガ	
---	--

 と記載した上、その右の枠内に×印を記入する。

なお、内国消費税（消費税を除く。）が申告されず、消費税及び地方消費税のみが申告される場合には、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に記載する。

また、内国消費税（消費税を除く。）が申告される場合には、当該内国消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に記載する。

さらに、石油石炭税と揮発油税及び地方揮発油税とが同時に申告される場合には、石油石炭税に係る申告事項は関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、揮発油税及び地方揮発油税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に、地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄に記載する。

「**単位**」欄には、課税物品が従価物品のときは引取数量の単位を、従量物品のときは課税標準数量の単位を記載する。

「**正味数量**」欄には、上記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品であって引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除があったとき）には、「正味数量」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「内国消費税等課税標準額」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。

なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこにあっては、それぞれの区分に応じ、同表に定める重量をもって換算した紙巻たばこの

本数を記載し、加熱式たばこにあつては、同条第3項第1号及び第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数を記載する。

「**内国消費税等課税標準額**」欄には、価格を課税標準として課税されるものについてのみ邦価で記載する。

「**種別等・税率**」欄には、種別等及び税率を記載させるものとし、同欄の上位に種別等、その下位に税率を記載する。

「**内国消費税額等税額**」欄には、内国消費税額等税額又は減免税額を邦価で記載するものとし、その記載に当たっては、申告書中段の「**関税額**」欄の記載要領を準用する。

「**減免税条項適用区分**」欄のうち、「

輸			
---	--	--	--

」の欄には、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律が適用される場合は

--	--

 の右の枠内に×印を記入する。

また、同欄の予備枠は、その他の法律の表示欄として使用することとし、その記載に当たっては、上記「

酒		石		消		地			
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

」の欄の記載要領を準用する。

「**条項号**」欄には、適用法令の減免税に関する条、項及び号を記載する。

なお、この場合、法律によって物品及び適用要件が特定されていない場合には、「条項号」欄の下位余白に適用政令の条、項及び号を記載する。また、政令によっても特定されていない場合には、便宜「※税関記入欄」に適用規則等を記載する。

「**税額合計**」欄には、左欄に、各税目ごとの内国消費税等税額の合計額（ただし、合計額の100円未満は切り捨てる。）を記載し、右欄にその内国消費税（消費税を除く。）の税目名を、同欄の（ ）内に有税品の使用欄数を記載する。

<申告書下段の記載要領>

「**貨物の個数・記号・番号**」欄には、当該申告に係る貨物の総個数を記載の上、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物の個数、記号及び番号を記載する。ただし、品名欄の（ ）内に付した番号に対応する貨物の記号等が明確でないときは、総個数、記号及び番号を記載し、品名欄の番号は省略して差し支えない。

郵便物に係る輸入申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。

「**添付書類**」欄のうち、「**輸入承認又は契約許可番号**」欄には、品名欄の（ ）内に付した番号及びこれに対応する貨物に係る輸入貿易管理令に基づく輸入承認証の番号若しくは輸入に関する確認書の番号（及び該当する輸入公表番号）又は輸出貿易管理令に基づく輸出承認証若しくは加工又は修善に関する契約書の番号を記載し、当該承認証等の番号の下位に当該承認証等に係る貨物の決済価格を記載する。

なお、石油石炭税法第15条第1項の規定により、国税庁長官の承認を受けた者が原油等を輸入申告する場合には、当該承認番号を記載する。

「**仕入書**」、「**仕入書に代わる書類**」、「**原産地証明書**」の各欄には、添付された書類に応じ、右の枠内（（有）の欄）に×印を記入し、「**本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱**」の欄には、添付された書類に応じ取扱項目を（ ）で囲み、右の枠内（（有）の欄）に印を

記入する。

「輸入貿易管理令別表 1・2 第 号」欄には、同別表に該当する貨物がある場合にのみ記入することとし、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、「別表 1・2」のうち、該当しない数字をまっ消の上、「第 号」に該当する号数を記載する。

また、別表に該当する貨物の品名欄の（ ）内に付した番号及びその CIF 価格を本欄の上部に記載する（ただし、同一品名欄の貨物に別表に該当するものとそれ以外のものとが含まれる場合に限る。）。

「関税法第 70 条関係許可・承認等」欄には、関税法第 70 条関係の許可書、承認書等が添付されているときは、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、当該許可、承認等に係る法令名を（ ）で囲み、その他の法令については、法令名を（ ）内余白に記載する。

なお、税関において仕入書の添付等の申告を正当と認めたときには、記入された×印の右の枠内に✓印を記入する。

「評価申告」の欄には、次のように記入する。

評価申告書提出の有無	輸入申告書の評価申告欄の記載
1. 評価申告書が提出されない場合 (1) 関税法基本通達 7—9(3)に該当する場合 (2) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)及び(2)の項目の記載内容がいずれも「ない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合 (3) 評価申告書 I の A の 2 の欄の(1)の項目の記載内容が「ない」の欄に、同じ欄の(3)の項目の記載内容が「いない」の欄に該当しかつ B の欄に記載すべき調整項目がない場合	空欄のまま申告する。 「無」の欄の右の枠に×印を記入する。 「有」の欄の右の枠に×印を記入し、「評価申告書」の欄を空欄のまま申告する。
2. 評価申告書がされる場合 (1) 個別申告書の場合 (2) 包括申告書の場合	「有」及び「個別」並びに「I」又は「II」の欄の右の枠内に×印を記入する。 (i) 「有」及び「包括」並びに「I」又は「II」の欄の右の枠内に×印を記入する。 (ii) 「包括申告受理番号」の欄の右の枠内に包括申告書受理番号を記載する

評価（包括）申告書 I を提出しており、その受理番号が 1000—9—0001 の場合の記載例

評価申告	関税法施行令第 4 条第 1 項第 3 号 又は第 4 号に係る事項 有 ☒ 無 ☐ 評価申告書 I ☒ II ☐ 個別 ☐ 包括 ☒ 包括申告 受理番号 1000—9—0001
------	--

「納期限の延長に係る事項」欄には、各税目ごとに納期限の延長に係る税額等を記載することとし、「関税」及び「消・地税」欄の「包」欄には、法第 9 条の 2 第 2 項の規定に

よる関税の納期限の延長に係る税額等並びに消費税法第 51 条第 2 項及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定による消費税及び地方消費税の納期限の延長に係る税額の合計額等を、「個」欄には、法第 9 条の 2 第 1 項、消費税法第 51 条第 1 項及び地方税法第 72 条の 103 第 1 項の規定による関税、消費税及び地方消費税の納期限の延長に係る税額等をそれぞれ記載する。また、「税」欄には、消費税以外の内国消費税に関する納期限の延長に係る税額等を記載する。

(注)「消・地税」・「個」欄の記入例

納期限の延長に係る事項			延長しない税額
消・ 地 税	個	(税額) 消 65,000 円 地 18,000 円	消 13,000 地 4,000 円
		(納期限) 令和元年 10 月 31 日	

「延長しない税額」欄には、税目ごとに当該税目の税額合計額から納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載する。

「※税関記入欄」には、許可前引取りの承認、未納税引取承認、納期限の延長承認等に関し、税関において申告書面に表示することが必要と認められる事項を記載する。

「※許可・承認印、許可、承認年月日」の欄には、輸入許可後の適宜の時期に当該許可の日付を記載する（ただし、原本用、統計用及び会計検査院送付用に限る。）。

「枚、欄」欄には、申告書の枚数（つづきを使用していない場合は 1 枚と記載）及び使用した品名欄の数を記入する。

「通関士記名」欄には、「通関士〇〇〇〇」と記名する（ゴム印でもよい。）。

Ⅲ その他輸入申告書等の記載要領等

<少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>

関税法基本通達 67—4—1（輸入少額貨物の簡易通関扱）に掲げる貨物の輸入申告書の記載については、前記Ⅱの「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし、統計基本通達 21—2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物（同中14（金貨及び貨幣用金）に掲げるものを除く。）については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする 1 品目の価格が 20 万円を超えるものを除き、申告書上段中「申告種別符号」、「船（取）卸港」、「積載船（機）名」、「入港年月日」、「船荷証券番号」、「船（機）卸港符号」、「船（機）籍符号」、「貿易形態符号」、「原産国（地）符号」及び「輸入者符号」並びに申告書中段中「減免税条項適用区分符号」の各欄の記載は要しない。

<関税定率法第 3 条の 3 の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領>

関税定率法第 3 条の 3 の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載については、前記の<少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>に準ずる。

なお、この場合においては、申告書中段中次の欄の記載は以下による。

「品名」欄には、少額輸入貨物に対する簡易税率（本項において以下「少額輸入貨物簡易税率」という。）を適用することができる貨物であること及び少額輸入貨物簡易税率表の所属区分（同表の番号及び品目欄の区分番号をいう。）が識別できるように記載する。なお、同表の所属区分が同一の品目は、まとめて同一欄に記載して差し支えないものとし、その場合、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。

「番号」欄には、少額輸入貨物簡易税率表の所属区分を次の例に従って記載する。

(例) ブランデー : 1—(1)
ウイスキー : 1—(2)
コーヒー : 2—(1)
なめし毛皮 : 3
プラスチック製品 : 4—(3)
医療用品 : 5—(2)
ブレザー、ズボン : 6

「統計細分」欄は、記載を要しない。

「税表細分」欄は、記載を要しない。

「単位欄」は、従量税率が適用される場合を除き、記載を要しない。

「正味数量」欄は、従量税率が適用される場合を除き、記載を要しない。

「税率」欄には、「基」の下の子に「K」（少額輸入貨物簡易税率適用の意思表示を表す。）を記入する。

<関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領>

関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物（関税法基本通達67—4—6に掲げる貨物について、67—4—7の規定に基づき申告する場合を除く。）の輸入申告書の記載については、前記の<少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>に準ずる。

なお、この場合において、「番号」、「統計細分」、「税表細分」及び「税率」の各欄並びに消費税に関する欄の記載は要しない。

<賦課課税方式適用貨物の輸入申告書の記載要領>

賦課課税方式が適用される貨物の輸入申告書の記載については、前記Ⅱの「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし、申告書の標題中「（納税）」の文字をまっ消して使用することとし、申告書の中段中「税表細分」、「税率」、「関税額」及び「税額合計」の各欄の記載は要しない。

<地位協定の実施に伴う関税法等の臨特法等関係貨物の申告>

地位協定の実施に伴う関税法等の臨特法第6条関係及び国連軍協定の実施に伴う所得税法等の臨特法第4条の申告納税方式による貨物の申告に際しては、従来の様式（税関様式F—

1040、F—1050 及び F—4010) により申告する。

なお、この場合において、税関様式 F—1040 及び F—4010 により申告する場合には、令第 4 条第 2 項の規定により、税率、税額等の記載は省略して差し支えない。

＜蔵（移・総保）入承認申請書の記載要領等＞

- (1) 蔵（移・総保）入の承認申請に際しては、輸入（納税）申告書の標題、「輸入（納税）申告書」の文字をまっ消し、ゴム印又はペン書きで「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」の表示をする。
- (2) 蔵（移・総保）承認申請書の記載については、前記Ⅱの「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし関税額欄、内国消費税等額欄及び減免税条項適用区分欄の記載は要しない。

なお、申請書記載事項に誤りがあったときは、修正申告書又は更正の手続によることなく、税関において是正し、又は申請者に訂正する。

- (3) 総保入承認申請書の記載に当たっては、次のことに留意する。
 - (イ) 標題の右部に、承認申請が蔵置の目的である場合は「蔵置」と、加工又は製造の目的である場合は「加工・製造」と、展示又は使用の目的である場合は「展示・使用」と表示する。
 - (ロ) なお、1 申請で異なる目的で総保入れしようとする貨物がある場合は、目的ごとに欄を分け、それぞれの欄の「関税額」欄に「蔵置」、「加工・製造」又は「展示・使用」と表示する。

＜蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（加工・製造又は展示・使用を行った貨物に係るものを除く。）の取扱い＞

- (1) 蔵出輸入申告又は総保出輸入申告に際しては、当該申告に係る貨物の蔵入承認書又は総保入承認書を添付させるものとし、申告書の書面審査は、原則として当該承認書により行う。

(注) 蔵入承認書又は総保入承認書が添付されているときは、蔵入承認又は総保入承認の際に確認した仕入書等の添付は要しない。

- (2) 蔵出輸入申告又は総保出輸入申告の受理窓口は、一般の輸入申告と同様商品別の受理担当審査官とし、受理後の蔵出輸入申告書又は総保出輸入申告書は、現品検査を要するものその他通常の商品別の流れにおいて処理することが適当と認められるものを除き、受理担当審査官から直接収納担当部門に回付する。

＜原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告の取扱い＞

- (1) 原料課税の表示

原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告書又は総保出輸入申告書に

は、その適宜の空欄に「原料課税」と明確に表示する。

(注) 記載例

品 名			単 位	正 味 数 量		申告価格（C I F）					
番 号		統 計 細 分				△内国消費税等課税標準額					
()			K L	164 652		千 円					
	税 表 細 分										
Butane Sp.Gr.at 15℃ 0.563											
()			K L	138 617		千 円					
	税 表 細 分										
Light Gasoline Sp.Gr.at 15℃ 0.6731											
()			K L	421 434		千 円 1.756 557					
	税 表 細 分										
(使用原料) khafji Crude Oil Sp.Gr.at 15℃ 0.8700											
原料課税											

(2) 申告書中段の記載要領

イ 製品の記載に当たっては、「品名」、「単位」及び「正味数量」以外の事項は記載を要しない。ただし、内国消費税等課税物品であるときは、内国消費税等に係る事項はすべて記載する。

ロ 原料については、製品と別個の欄（下欄）に「使用原料」と表示の上、同一申告に係る当該原料使用の各製品につき一括して記載する。

なお、輸入品に対する内国消費税の徴収に関する法律第16条第5項第1号、第8項及び第9項に該当するものについては、内国消費税等に係る事項についても記載

を要するので留意する。

ハ 製品に関する記載欄と原料に関する記載欄については、中間に黒色の棒線を引き、明確に区分する。

(3) 申告書下段のうち「貨物の個数・記号・番号」の欄は、製品についてのみ記載する。

<関税法第7条の2の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領>

(1) 輸入（引取）申告

イ 特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」を「輸入（引取）申告書」に訂正し、上部

余白に「**7条の2**」と朱書きで表示する。

ロ 輸入（引取）申告書の記載については、前記Ⅰ及びⅡに規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例 11111-A）。なお、以下の項目については、記載を要しない。

(イ) 申告書中段の関税に関する欄のうち

- i 「税率」欄
- ii 「関税額」欄
- iii 「減免税条項適用区分」欄
- iv 「税額合計」欄

(ロ) 申告書中段の内国消費税等に関する欄全部

(ハ) 申告書下段のうち

- i 「評価申告」欄
- ii 「納期限の延長に係る事項」欄
- iii 「延長しない税額」欄

なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有償で輸入される貨物については、仕入書等に記載された当該貨物の価格（その価格が契約の内容と相違する場合にあっては契約の内容に適合する価格）を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第59条の2第3項に基づく価格を記載する。

また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄には、貨物の個数及び保全担保番号のみを記載する。

ハ 以下の規定により輸入申告書に付記を行う場合は、申告書下段「添付書類」欄に「第○欄：関税定率法（又は関税暫定措置法）第○条第○項適用予定」と記載する。

(イ) 関税定率法施行令第3条第2項（同令第3条の4において準用する場合を含む。）

- (ロ) 関税定率法施行令第5条の2第2項
- (ハ) 関税定率法施行令第13条の4
- (ニ) 関税定率法施行令第16条第3項
- (ホ) 関税定率法施行令第16条の5第2項
- (ヘ) 関税定率法施行令第34条第2項
- (ト) 関税暫定措置法施行令第23条第4項

ニ 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に特惠関税を適用しようとする旨を記載する。

(2) 特例申告

イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C—5020）」の表題部分を「特例申告書」に訂正

し、上部余白に「**7条の2**」と朱書きで表示する。なお、一括特例申告を行う場合には、上部余白に「一括」と追記する。

ロ 特例申告書の記載については、前記Ⅰ及びⅡに規定する記載要領に準じて記載することとするが、「**輸入者符号**」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例 11111-B）。なお、一括特例申告を行う場合には、輸入者符号の後に一括特例申告である旨のコード「C」を横線で結ぶことにより記載する。（例：11111-C）。また、法第7条の2第2項の規定により輸入の許可ごとに特例申告書を作成することとされていることから、輸入の許可との関連を明示するため申告書上段の「**申告番号**」欄には輸入の許可を受けたときの申告番号を記載し、一括特例申告を行う場合においては、申告書下段の欄のうち「**貨物の個数・記号・番号**」欄に記入する。なお、「**申告年月日**」欄を2段書きとし、上段に特例申告年月日を記載し、下段に輸入（引取）申告年月日がかっこ書きで記載し、「**蔵入、移入又は総保入先**」欄には輸入許可年月日がかっこ書きで記載する。ただし、一括特例申告を行う場合には、当該輸入許可の日の記載を省略して差し支えないものとする。

なお、輸入（引取）申告書と重複する申告項目のうち、以下のものについては、記載を要しない。

・申告書上段

- (イ) 「船（取）卸港」欄
- (ロ) 「積出地」欄
- (ハ) 「船荷証券番号」欄
- (ニ) 「蔵入、移入又は総保入先」欄
- (ホ) 「船（取）卸港符号」欄

(ハ) 「船（機）籍符号」欄

(ト) 「貿易形態別符号」欄

ハ 控除すべき税額がある場合には、申告書中段「関税額」欄中「減免税額」を「控除税額」と訂正のうえ当該欄に控除すべき税額を、当該欄以外の欄には控除後の関税額を記載し、「減免条項適用区分」欄のうち「符号」欄には統計基本通達別紙第7に規定する控除の旨を表す符号を記載する。

ニ 関税暫定措置法第8条の2第1項、第3項及び第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申告書下段「添付書類」欄に「原産地証明書」（税関様式P—8210）の番号（例 P—8210：No, ○○）を記入する。更に、当該申告貨物が同法施行令第26条第2項又は第3項の規定の適用を受けようすることにより特惠受益国原産品とされる物品に該当する場合は、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原材料に関する証明書」（税関様式P—8220）又は、「累積加工・製造証明書（税関様式P—8230）の番号（例 P—8220：No, ○○）を併記する。また、当該申告貨物が同法施行令第31条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その旨（例 暫令31—1—2該当）を併せて記載する。

輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

(C—5025—1、—2)(輸入手続統一様式)

I 統一様式の対象手続と位置づけ

輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C—5025—1、—2）（輸入手続統一様式）（以下「輸入手続統一様式」という。）は、輸入手続関連省庁（財務省、農林水産省、厚生労働省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を各省間で共通化したものである。

具体的には、輸入申告書（税関）、輸入検査申請書（動物検疫）、植物、輸入禁止品等輸入検査申請書（植物防疫）、食品等輸入届出書（食品衛生）が対象となる。

また、輸入手続統一様式は、輸入（納税）申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)（C—5020）の使用を妨げるものではない。

II 統一様式の構成及び使用方法

- (1) 輸入手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式(C—5025-1)と税関独自の事項を記載する個別様式(C-5025-2)に分かれる。
- (2) 輸入(納税)申告書は、共通様式(C-5025-1)と個別様式(C-5025-2)を二枚一組にして必要な省庁に必要な部数を提出する。
- (3) 共通様式(C-5025-1)については、税関のほか動物検疫所、植物防疫所及び検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5025-1)は複写しても差し支えない。

- (4) 共通様式(C-5025-1)の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみ行えばよい。
- (5) 上記のほか、輸入手続統一様式に係る記載事項要領及び留意事項については、前記「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)(C-5020)」に規定されているところに従うものとする。

交付前郵便物減却承認申請書 (C-5142)

「記号」欄には、郵便物の種別を記載する。

交付前郵便物亡失届 (C-5143)

「記号」欄には、郵便物の種別を記載する。

「品名」欄、「価格」欄及び「国際郵便物課税通知書の発行年月日及び番号」欄は、国際郵便物課税通知書が作成されていない郵便物の場合、記載を要しない。

航空貨物簡易輸出申告書(搬出入届・運送申告書) (C-5210)

「申告番号」欄には、申告者別整理番号を記載する。

「A. W. B. (A. B) NO.」欄は、品名欄記載貨物に対応する Air Way Bill 又は Air Bill の番号を記載する。

「許可又は承認番号、品名」欄には、輸出貨物の品名を具体的、かつ、詳細に記載する。また、輸出貿易管理令の規定に基づく輸出の許可又は承認番号を記載する。

なお、記号及び番号が必要な場合には、本欄の余白に記載する。

「申告価格 (FOB) 円」欄には、輸出貨物の FOB 価格を円建てで記載する。

「輸出令別表番号」欄には、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第2に該当する場合に、その別表番号及び号を記載する。

「備考」欄には、輸出貿易管理令以外の他法令の許可、承認書が添付されている場合にその旨を表示するほか、再輸出、積戻し、減免戻税該当貨物等について、その旨を表示する。

「保税運送」欄には、輸出の許可に併せて、輸出貨物の保税運送の承認を受けようとする場合に限り記載することとし、「運送先」の項には、その貨物の運送先(例えば、羽田空港)を記載し、「期間」の項には、その運送に要すると思われる期間を記載する。

本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書 (C-5250)

この申請書は、輸出(入)者が異なるごとに提出し、1通に承認印を押なつて申請に交

付し、輸出（入）申告の際申告書に添付する。

「**係留場所**」欄には、本船又ははしけの接岸岸壁等の名称を記載するものとするが、船舶が入港していないために係留場所が未定の場合又は航空貨物についての搬入前申告扱いの場合には、記載を省略しても差し支えない。

「**積付けの状況**」欄には、本船扱いの場合にのみ記載するものとし、承認を受けようとする貨物が積載される船倉番号及び船倉ごとの積付け数量等を記載する。

なお、この記載に代えて積付図を添付しても差し支えない。

「**備考**」欄には、例えば、本船扱い又はふ中扱いの申請に係る貨物について2件以上の輸入申告書が提出される場合には、輸入申告番号及びそれに対応する数量を記載する。

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅰ（C—5300）

輸入貨物の評価（個別・包括）申告書Ⅱ（C—5310）

<評価申告書Ⅰ及びⅡに共通する事項>

- (1) 標題の「（個別・包括）」の部分は、該当しない字句を抹消する。
- (2) 包括申告として新規に評価申告書を提出する場合には、標題の右の「新規申告」の□内に×印を付し、また、既に申告してある評価申告書の内容について変更を行う場合には、「変更届」の□内に×印を付す。
- (3) 上部の枠内欄は、次の表の申告区分に応じて、それぞれ記載不要事項とされている事項を除き、すべて記載する。

なお、事前教示回答書が交付されていない場合、「**事前教示回答書 登録番号**」欄の記載は不要である

申 告 区 分	記 載 不 要 事 項
包括申告（新規）	変更届年月日、包括申告受理番号、輸入申告番号
包括申告（変更）	輸入申告番号
個 別 申 告	変更届年月日、包括申告受理番号、包括申告の主要関係税関名

- (4) 「**申告貨物の品名・税番・適用税率**」欄には、輸入取引に係る商品名、並びに輸入貨物の税番及び適用税率を記載する。

なお、原則として、1件の評価申告書には、輸出者が同一人で取引条件が同一のものについて2品目以上をまとめて申告することとするが、1の取引契約に多くの品目が含まれており、これらの品目を記載する余白がない場合には、別紙に品目明細表を作成の上評価申告書に添付する。この場合、品目によつては評価申告書を適宜分割するものとする。

- (5) 「**輸入者符号**」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。

- (6) 「生産者名」欄には、申告貨物に係る生産者が判明していない場合には、生産者名の記載を省略して差し支えない。
- (7) 「包括申告の主要関係税関名」欄には、貨物の主要な輸入申告予定官署名を記載する。例えば、東京税関本関及び大井出張所並びに大阪税関関西空港税関支署において、主に輸入申告を予定しているときは、
東京税関（本関、大井出張所）
大阪税関（関西空港税関支署）
のように記載する。
- (8) 評価申告書の記載は、該当する欄の回内又は□内に×印を付した上、必要事項を黒字で記載することにより行う。
- (9) 記載欄に金額を記載する場合には、本邦通貨又は仕入書等の表示通貨のいずれかのうち課税上適当と認められる通貨によって表示する。

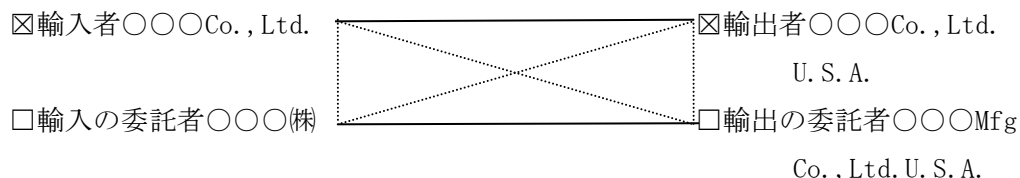
<評価申告書Ⅰの各欄への記載事項>

(Aの1の欄)

- (1) 「輸入者」とは、関税法施行令第59条第1項第1号に規定する「貨物を輸入しようとする者」をいい、その意義は、関税法基本通達67—3—3の2に定めるところによる。
「輸出者」とは、貨物を外国から本邦に向けて送り出す者をいう。
- (2) 「輸入の委託者」（又は「輸出の委託者」）とは、自己が購入（又は販売）する貨物について、その輸入（又は輸出）業務を輸入者（又は輸出者）に委託した者をいう。この場合、輸入の委託者が輸入者と売買契約を結ぶか又は直接輸出者と売買契約を結ぶかを問わない。例えば、本邦における当該貨物の使用者が輸出国の製造者から貨物を輸入する場合に、その取引を本邦と輸出国にそれぞれ本店と支店のある商社に委託し、仕入書がそれらの本支店間で仕切られるときは、本邦の当該貨物の使用者は輸入の委託者（製造者は輸出の委託者）となる。ただし、輸入者からの当該貨物の購入者が不特定多数の場合には当該購入者は、輸入の委託者とはならない。
- (3) 「売手」及び「買手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。）をする者をいう。
- (4) Aの1の欄の記載に当たっては、次の点に留意して記載する。
- イ 輸入者は、できる限り英文名で表示する。
- ロ 申告貨物の輸入取引に係る売手及び買手については、□内に×印を付すことにより表示するとともに、両者の間に関税定率法（以下「定率法」という。）第4条第2項第4号に規定する特殊関係がある場合には、両者を実線で結ぶことにより特殊関係があることを表示する。
- ハ 申告貨物の輸入取引に係る売手若しくは買手とこれらの者以外の輸入取引の当事者との間又は当該売手及び当該買手以外の輸入取引の当事者の間に特殊関係がある

ことが判明しているときは、当該特殊関係にある者を実線で結ぶ。

例えば、輸入者（買手）と輸出者（売手）との間に特殊関係があり、かつ、輸入の委託者と輸出の委託者との間に特殊関係があることが判明している場合の記載は、次のようになる。



(A の 2 の欄)

- (1) A の 2 の欄の(1)の「**関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる事情**」の有無の記載に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 「**第 1 号に掲げる事情**」とは、定率法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する買手による輸入貨物の再販売その他の処分又は使用についての制限であつて、次に掲げる制限以外のものがあることをいう。

(イ) 買手による輸入貨物の再販売が認められる地域についての制限

(ロ) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により又は国若しくは地方公共団体により課され又は要求されるもの

(ハ) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの

ロ 「**第 2 号に掲げる事情**」とは、定率法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていることをいう。

ハ 「**第 3 号に掲げる事情**」とは、定率法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものがあるがその額が明らかでないことをいう。

- (2) A の 2 の欄の(2)には、輸入貨物に係る輸入取引の売手と買手との間の定率法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する特殊関係の有無について該当する☐内に×印を付すことにより当該特殊関係の有無を表示し、「ある。」に該当する場合には、当該特殊関係の内容の概略を（特殊関係の内容）欄に簡潔に記載する。

- (3) A の 2 の欄の(3)には、上記(2)の欄の「☐ある。」に×印がある場合についてのみ売手と買手との間の特殊関係による価格への影響の有無を☐内に×印を付すことにより表示する。

(B の欄)

- (1) B の欄には、申告貨物に係る関税法第 7 条第 1 項に規定する申告（以下「納税申告」という。）の際に添付する仕入書又はこれに代わる書類（以下、「仕入書」という。）、運賃明細書及び保険料明細書に記載された額（合計額）に基づき当該申告貨物の課税

価格を計算することができない場合にのみ、納税申告の際に添付することとなる書類に対応する□内に×印を付した上、下記(2)から(5)により記載する。

(2) 「調整項目」について

イ 「(1)現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額」とは、輸入貨物の仕入書価格以外に定率法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」を構成する支払がある場合における当該支払の額をいう。

なお、仕入書価格に関し、価格調整条項等による追加払等が見込まれる場合にも、この欄に記載すべき事項があるものとして取り扱う。

ロ 「(2)加算要素」とは、定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等であつて、納税申告の際に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載されていない次のものをいう。

(イ) 「①輸入港までの運賃等」とは、定率法第4条第1項第1号に規定する輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用をいう。

(ロ) 「②仲介料その他の手数料」とは、定率法第4条第1項第2号イに規定する輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）をいう。

(ハ) 「③容器・包装の費用」とは、定率法第4条第1項第2号ロ及びハに規定する輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される輸入貨物の容器（当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。）の費用及び当該輸入貨物の包装に要する費用をいう。

(ニ) 「④材料、部分品等の費用」「⑤工具、鋳型等の費用」「⑥消費物品の費用」及び「⑦役務（技術、設計等）の費用」とは、輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち、それぞれ、定率法第4条第1項第3号イに規定する当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの、同号ロに規定する当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの、同号ハに規定する当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品及び同号ニに規定する当該輸入貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であつて本邦以外において開発されたものに要する費用をいう。

(ホ) 「⑧ロイヤルティ・ライセンス料」とは、定率法第4条第1項第4号に規定する輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるもの（輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）の使用に伴

う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるものをいう。

ヘ 「⑨売手に帰属する収益」とは、定率法第4条第1項第5号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものをいう。

ハ 「(3)控除すべき費用等」とは、輸入貨物の課税価格を構成しない要素で仕入書価格に含まれておりその額が明らかであるものをいい、例えば、次の費用等がこれに該当する。

イ 当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日以後に行われる当該輸入貨物に係る据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用

ロ 当該輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

ハ 本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課

ニ 当該輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利

(3) 「イ 調整を要する額又は率」欄には、課税価格の計算に当たって輸入（納税）申告書等に添付する仕入書、運賃明細書及び保険料明細書に記載された額（合計額）に調整を加えるべき額又は率を記載する。例えば、1MT 当たり U.S. \$ 10.00 の割増金が支払われるときは、「1MT 当たり U.S. \$ 10.00」と、仕入書価格の3%の特許権使用料が支払われるときは、「仕入書価格の3%」と記載する。

なお、将来調整が見込まれる場合には、当該調整の内容について簡潔に記載する。

(4) 「ロ 調整項目の内訳その他の参考事項」欄には、次により記載する。

イ 調整項目に該当する費用等がある場合には、その具体的名称（例えば、申告貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格の一部を構成する割増金が仕入書価格と別途に支払われる場合には、「割増金」、また、申告貨物に係る特許権及びノウハウの使用に伴う対価が支払われる場合には、「特許権及びノウハウの使用料」）を記載する。

ロ 調整項目に該当する費用等について輸入数量又は価格によりあん分して調整を要する額又は率を算定した場合には、当該調整を要する額又は率の計算式を記載する。

ハ その他調整項目に関し、支払者、受領者等及び当該調整の根拠を示す契約書、帳票その他の関係書類の名称その他課税価格の計算上参考となるべき事項を必要に応じ記載する。

(5) 「合計」の欄には、前記(3)により記載した調整を要する額の合計額又は当該合計額を個々の納税申告の際に算定するための計算方法等を記載する。

<評価申告書Ⅱの各欄への記載事項>

(A の欄)

この欄への記載は、<評価申告書Ⅰの各欄への記載事項>の（A の 1 の欄）に準じて記載す

るものとする。この場合において、申告貨物が輸入取引（輸入売買）によらない賃貸借貨物、無償貨物等である場合には、□内に、×印を付すことを要しないので留意する。

(B の欄)

- (1) B の 1 の欄には、申告貨物に係る課税価格の計算根拠となる条項の□内に×印を付す。
- (2) B の 2 の欄には、申告貨物の課税価格を定率法第 4 条の 2、第 4 条の 3 又は第 4 条の 4 の規定により計算する場合に限り、当該条項に優先する条項の□内に×印を付すとともに、当該優先する条項によることができない具体的な理由を記載する。
- (3) B の 3 の欄には、申告貨物に係る課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項を記載する。

なお、従前に輸入された貨物の課税価格に基づき申告貨物の課税価格を計算する場合には、当該従前に輸入された貨物に係る輸入（納税）申告書等を添付する。

- (4) 「輸入申告価格の計算方法等」の欄は、包括申告がされた貨物に係る個々の納税申告の際に使用すべき計算方法等を記載するものとする。

< 限定輸入申告者等の納税申告に係る評価申告 >

定率法施行令等の規定により貨物の輸入申告者が限定されている場合又は貨物が輸入の許可前に保税地域等で転売された場合には、限定申告者又は貨物の転得者（以下「限定申告者等」という。）がそれぞれ輸入申告を行うことになるが、これらの場合における評価申告書の取扱いは、次による。

- (1) 「輸入者住所氏名」欄及び「代理人住所氏名」欄の記載は、当該評価申告書が包括申告書である場合には、次の表のイ又はロ、個別申告書である場合にはイ又はハの方式による。

	イ	ロ	ハ
輸入者欄	限定申告者等住所氏名 荷受人 住所氏名	限定申告者等住所氏名 荷受人 住所氏名	限定申告者等住所氏名 荷受人 住所氏名
代理人欄			代理人 住所氏名

(注) 荷受人とは、仕入書に記載された荷受人で、限定申告者等でない者をいう。

- (2) 「**輸入者符号**」欄には、荷受人に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 に規定する符号を記載する。
- (3) 評価申告書 I の A の 1 の欄の記載に当たっては、荷受人を「輸入者」と、限定申告者等を「輸入の委託者」とみなす。
- (4) 荷受人のみの記名に係る包括申告書提出済の貨物を限定申告者等が輸入しようとする場合には、当該申告者等が新たに取引に関与したことにより包括申告書の内容に実質的な変更がある場合を除き、当該包括申告書の受理番号を輸入（納税）申告書等に記載することにより、当該限定申告者等の申告に係る評価申告書の提出を省略して差し支えない。

輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（C—5340）

「**積出港**」の項には、輸出の場合は船積みをする本邦の港名、輸入の場合は船積みをした外国の港名を記載する。

「**（船（取）卸港）**」の項には、輸出の場合は船（取）卸予定の外国の港名、輸入の場合は船（取）卸をした本邦の港名を記載する。

「**価格**」欄には、価格が判明している場合にのみ記載する。

「**申告年月日**」及び「**申告者住所氏名印**」の項には、税関に申告する年月日及び託送品の送達を受託した者（携帯品又は別送品の場合は輸入者）の住所、氏名をそれぞれ記載する。

携帯品・別送品申告書（C—5360）

＜申告書A面＞

1. 入国（帰国）時に、家族が同時に税関検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「**同伴家族**」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入する。
2. 「**搭乗機（船）名**」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名を、「**出発地**」欄には、出発地の都市名をそれぞれ記入する。
3. 「**下記に掲げるものを持っていますか？**」欄には、入国（帰国）の際に持ち込むもので、①から⑥までの質問事項に該当するものがある場合には「はい」に、該当するものがない場合には「いいえ」にチェックを記入する。
4. 「**100 万円相当額を超える現金、有価証券又は1 kg 以上の貴金属などを持っていますか？**」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「**支払手段等の携帯輸入届出書**」の提出が必要。
5. 入国（帰国）時に携帯せず、郵送などの方法により別に送った手荷物等がある場合には、「**別送品**」欄の「はい」にチェックを記入し、送付梱包数を記入する。

＜申告書B面＞

1. 「**入国時に携帯して持ち込むもの**」欄には、入国（帰国）時に携帯して持ち込むものを全て記入する。ただし、酒類、たばこ及び香水（乗組員にあっては酒類、たばこ、のり及び時計）以外の物品で1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下（乗組員にあっては1,000円以下）のものについては、記入不要。
2. 「**価格**」欄には、1品目毎の合計額を記入する。なお、記入にあたっては、通貨単位も記入すること。

乗組員携帯品申告書（C—5370）

「2. 関税等の免除が認められないもの又は日本への持込みが禁止若しくは制限されてい

るもの」欄の「酒類」及び「たばこ」には、種類（例えば「酒類」はウイスキー、ブランデー、一等、「たばこ」は紙巻たばこ、葉巻たばこ等）ごとに記入する。「銃砲刀剣類」欄には、所持する銃器類、刀剣類の種類（例えばけん銃、弾薬等）ごとに記入する。

「価格」欄には、1 個の単価ではなく、数量に対応する全価額を記入する。

任意放棄書（C—5380）

「**放棄者**」は、原則として成年者とするが、未成年であつても意思能力をもつものであればよい。

なお、放棄者が署名することができない場合には、第三者による代筆でもよいが、代筆した旨を「備考」欄に記入する。

指定地外貨物検査許可申請書（C—5390）

「**検査を受けようとする時間**」欄は、検査のために派遣される税関職員数に検査に要すると思われる時間を乗じたものとする。ただし、この場合において、検査のための往復の時間は計算に入れない。

「**許可手数料の金額**」欄には、検査に要する 1 時間までごと（端数は、1 時間に切り上げる）に 5,000 円の手数料とし、これに上記の「検査を受けようとする時間」を乗じた金額を記載する。

なお、輸出又は輸入される貨物が 2 以上の申告に分かれているような場合であつても、申請書が同一人で同一場所にある貨物を同一日時に検査する場合は、1 申請となる。

当事者分析成績採用申請書（C—5570）

<申請書上段>

- 1 「新規・更新・変更」の箇所は、該当する部分を○で囲む。
- 2 「○○税関」には、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署が所属する税関（以下この項において「蔵置官署」という。）が所属する税関の名称を記載する。
- 3 「（ 経由）」には、当該申請に係る貨物の蔵置官署が支署又は出張所である場合に、当該支署又は出張所の名称を記載する。
- 4 申請者の「住所」及び「氏名又は名称」の項には、当該申請者が法人の支社、支店、工場等である場合に、その所在地及び名称又は責任者の氏名を記載する。

<申請書中段>

(一般的事項)

新規、更新、変更のいずれの申請においても全ての欄に記載し、変更の申請の場合には、変更が生じた事項に下線を付す。

(各欄の記載事項)

- (1)欄：申請に係る貨物の輸出入申告書等を提出しようとする税関官署（以下この項において「申告官署」という。）の名称を記載する。ただし、申告官署の追加又は削除に係る変更の申請の場合には、当該追加又は削除しようとする申告官署の名称のみを記載し、（追加）又は（削除）と付記する。なお、申告官署が蔵置官署と異なる場合にはその旨を記載する。
- (2)欄：申請に係る貨物の輸出入申告書等の分析の成績による審査を希望する申請書等の書類（例：輸入申告書、輸出申告書、積戻し申告書、保税作業終了届）を記載し、減免還付に関するものの場合には、その根拠法令名及びその条項（例えば、関税率法第13条第1項による免税）を付記する。
- (3)欄：申請に係る分析の成績による関税等の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。以下(4)欄において同じ。）を希望する貨物の品名（例えば、粗糖、重油、マニオカでん粉）を記載する。
- (4)欄：申請に係る分析の成績により関税等の賦課が行われる場合に必要とされる分析項目（例えば、糖度、比重、水分）を記載する。
- (5)欄：(4)欄に掲げる分析項目の分析方法を記載するものとし、当該分析方法が JIS（日本産業規格）、日本薬局方又は関税中央分析所若しくは国税庁において定められているものであるときは、当該分析方法の名称（例えば、JIS K 2249-4「原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法」、関税中央分析所が定める税関分析法 No. 101「砂糖の糖度測定法」）のみを記載し、その他の分析方法であるときは、別紙に分析方法の名称、使用する試薬及び器具、試料の調製、分析操作その他当該分析方法に係る事項を JIS 又は関税中央分析所が定める税関分析法と同程度の詳細さをもって記載し、(5)欄は「別紙のとおり」と記載する。
- (6)欄：申請に係る分析を行う施設の所在地、電話番号及び名称を記載する。
- (7)欄：申請に係る分析の責任者の職名（分析室長、試験課長等直接当該分析を実施する部署の長の職名をいう。）及び氏名を記載する。
- (8)欄：分析成績書の様式を添付する場合には、「別紙のとおり」と記載する。
- (9)欄：上記各欄に記載した事項についての補足説明等のほか、更新又は変更の申請の場合には、新規又は最近の更新の申請に係る承認番号（当該新規又は最近の更新の申請に係る承認の日以降に変更の承認を受けている場合には、当該変更の申請に係る承認番号を含む。）を記載する。

関税法基本通達 67—3—20 の(2)のイの(ホ)の規定により、保税工場等の責任者の名をもってこの申請を行う場合には、蔵入れ、移入れ若しくは総保入れ又は輸入の委

託先の名称（委託先が複数の場合には列記する。）及び委託事項を、例えば、

「輸入：〇〇商事株式会社〇〇支店

△△貿易株式会社△△支店」

のように記載する。

(10)欄：税関が、申請に係る分析を行う際の留意事項（例えば、分析操作操作上の注意事項、分析成績の表示方法）、申請書の記載に関する指示事項、分析成績書の様式に関する指示事項その他の参考事項を記載する。

認定手続開始通知書（輸出者用）（C-5610）等

「連絡先」の欄には、以下を記載する。

- ・「（税関官署コード）」の文字
- ・税関官署コード（2桁の英数字）
- ・「（部門コード）」の文字
- ・部門コード（2桁の数字）

（記載例）

（税関官署名）XXX 税関 XXX 出張所（税関官署コード） 1 A（部門コード） 23

なお、下記の通知書についても、同様とする。

- ・認定手続開始通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）（C-5610-1）
- ・認定手続開始通知書（差出人用）（C-5612）
- ・認定手続開始通知書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）（C-5612-1）
- ・認定手続開始通知書（権利者用）（C-5614）
- ・認定手続開始通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）（C-5614-1）

輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）

「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。

「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「権利の種類」の欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。

「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。

「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 70 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）。

「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸出差止申立ての場合には、指定商品名及び登録商標も記載する。

「権利者」欄における法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者」欄における法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。

「輸出統計品目番号（9 桁）」欄には、任意で輸出統計品目番号（9 桁）を記載する。

「侵害物品と認める理由」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4 年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「訴訟等での争い」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C－5642）

「**税関長**」欄には、申立先税関長名を記載する。

「**申立人**」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「**認定手続を執るべき税関長**」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「**保護対象商品等表示等の種類**」欄は、輸出差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。

「**商品等表示等の内容**」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあつては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあつては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第17号又は第18号に規定する技術的制限手段にあつては、技術的制限手段の内容を記載する。

「**使用を許諾し又は許諾されている者**」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあつては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「**品名**」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「**品名の特定事項**」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。

「**輸出統計品目番号（9桁）**」欄には、任意で輸出統計品目番号（9桁）を記載する。「侵害物品と認める理由」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「**識別ポイント**」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「**侵害物品と認める理由**」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「**輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間**」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「**侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項**」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「**訴訟等での争い**」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C—5643）

「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。

「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸出差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。

「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。

「輸出統計品目番号（9 桁）」欄には、任意で輸出統計品目番号（9 桁）を記載する。

「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「侵害物品と認める理由」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4 年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項」欄には、申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「訴訟等での争い」欄には、輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書（C－5656）

各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。

(1) 輸出差止申立書を受理した場合

「・更新」及び「なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字

(2) 輸出差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）を受理した場合

「・更新」の文字

(3) 輸出差止申立更新申請書を受理した場合

「なお、「輸出差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字

輸入差止申立て・更新受理通知書（C－5856）

各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。

(1) 輸入差止申立書を受理した場合

「・更新」及び「なお、「輸入差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字

(2) 輸入差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）を受理した場合

「・更新」の文字

(3) 輸入差止申立更新申請書を受理した場合

「なお、「輸入差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字

特許庁長官意見照会書（C－5716）

特許権者等の求めによる場合は「又は輸出者等」及び「又は関税法第69条の7第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は関税法第69条の7第9項」を、特許権者等又は輸出者等の求めによらない場合は「以下同じ。」及び「第1項の規定に基づき特許権者又は輸出者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は関税法第69条の7」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会請求書（C－5718）

関税定第 69 条の 7 第 2 項の規定による場合は「・第 9 項」を、同条第 9 項の規定による場合は「第 2 項・」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会実施通知書（C—5720）

関税法第 69 条の 7 第 2 項の規定による場合は「・第 9 項」を、同条第 9 項の規定による場合は「第 2 項・」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

経済産業大臣意見照会書（C—5747）

不正競争差止請求権者の求めによる場合は「又は輸出者等」及び「又は関税法第 69 条の 7 第 9 項」を、輸出者等の求めによる場合は「不正競争差止請求権者又は」及び「又は関税法第 69 条の 7 第 9 項」を、不正競争差止請求権者又は輸出者等の求めによらない場合は「以下同じ。」及び「第 1 項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸出者等から経済産業大臣の意見を聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 7」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

経済産業大臣意見照会請求通知（C—5748）

関税法第 69 条の 7 第 2 項の規定による場合は「・第 9 項」を、同条第 9 項の規定による場合は「第 2 項・」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

経済産業大臣意見照会実施通知書（C—5749）

関税法第 69 条の 7 第 2 項の規定による場合は「・第 9 項」を、同条第 9 項の規定による場合は「第 2 項・」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

認定手続開始通知書（輸入者用）（C-5810）等

「連絡先」の欄には、以下を記載する。

- ・「（税関官署コード）」の文字
- ・税関官署コード（2 桁の英数字）
- ・「（部門コード）」の文字
- ・部門コード（2 桁の数字）

（記載例）

（税関官署名）XXX 税関 XXX 出張所（税関官署コード） 1 A（部門コード） 23

なお、下記の通知書についても、同様とする。

- ・ 認定手続開始通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）（C—5810—1）
- ・ 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）（C—5811）
- ・ 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）（C—5811—1）
- ・ 認定手続開始通知書（名宛人用）（C—5812）
- ・ 認定手続開始通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）（C—5812—1）
- ・ 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）（C—5813）
- ・ 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）（C—5813—1）
- ・ 認定手続開始通知書（権利者用）（C—5814）
- ・ 認定手続開始通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）（C—5814—1）
- ・ 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）（C—5815）
- ・ 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）（保護対象営業秘密関係）（C—5815—1）
- ・ 証拠・意見提出期限通知書（申立人用）（C—5819）
- ・ 証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）（C—5820）

輸入差止申立書（C—5840）

「**税関長**」欄には、申立先税関長名を記載する。

「**申立人**」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「**認定手続を執るべき税関長**」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「**権利の種類**」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 10 項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）。

また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする。

「**登録番号及び登録年月日**」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）。ただし、還流

レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 10 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。

「**権利の存続期間**」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 70 年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後 70 年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作権隣接権も同様とする。）。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 10 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。

「**権利の範囲**」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。

「**権利者**」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「**専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者**」欄における法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「**通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者**」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「**品名**」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「**品名の特定事項**」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。

「**輸入統計品目番号（9 桁）**」欄には、任意で輸入統計品目番号（9 桁）を記載する。

「**侵害物品と認める理由**」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「**識別ポイント**」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「**輸入（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間**」欄には、4 年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「**侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項**」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「**並行輸入に関する参考事項**」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンシー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。

「**訴訟等での争い**」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での

争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

「**税関記入欄**」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C—5842）

「**税関長**」欄には、申立先税関長名を記載する。

「**申立人**」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「**認定手続を執るべき税関長**」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「**保護対象商品等表示等の種類**」欄には、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所（□）にレチェックを付し又は□を■とする

「**商品等表示等の内容**」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示にあつては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあつては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項第17号又は第18号に規定する技術的制限手段にあつては、技術的制限手段の内容を記載する。

「**使用を許諾し又は許諾されている者**」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあつては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「**品名**」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「**品名の特定事項**」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。

「**輸入統計品目番号（9桁）**」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。

「**侵害物品と認める理由**」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「**識別ポイント**」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「**輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間**」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「**侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項**」欄には、輸入差止申立ての時点にお

いてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徵（輸入価格（FOB 価格）を含む。）、外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。

「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C－5843）

「税関長」欄には、申立先税関長名を記載する。

「申立人」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「経済産業大臣認定書の記載内容」欄には、当該輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書に記載されている不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項及び当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者を記載する。

「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。

「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。

「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。

「輸入統計品目番号（9 桁）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9 桁）を記載する。

「侵害物品と認める理由」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産を侵害すると認める理由を記載する。

「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、か

つ、詳細に記載する。

「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「訴訟等での争い」欄には、輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。

輸入差止情報提供書（C—5866）

「税関長」欄には、輸入差止情報提供を行う税関長名を記載する。

「情報提供者」欄における法人番号については、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を保有する場合に記載する。国籍については、外国人（外国法人）の場合に記載する。

「認定手続を執るべき税関長」欄には、輸入差止情報提供に基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消し又は二重線で消す。

「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。

「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。

「権利者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。

「専用利用権者」欄における法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。

「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止情報提供の時点において把握している場合に記載する。

「輸入差止情報提供を行う侵害物品の品名」欄には、侵害物品の品名を記載させる。

「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意で輸入統計品目番号（9桁）を記載する。

「侵害物品と認める理由」欄には、輸入差止情報提供に係る権利を侵害すると認める理由を記載する。

「識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品又は真正商品に特有の表示、形状、包装等の侵害すると認める物品と真正商品とを識別するポイント及び方法につき具体的、かつ、詳細に記載する。

「輸入差止情報提供希望期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にレチェックを付し又は□を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。

「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。

「訴訟等での争い」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等での争いの有無（□）にレチェックを付し又は□を■とする。また、争いがある場合にはその争いの内容を記載する。

特許庁長官意見照会書（C—5916）

特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は関税法第69条の17」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会請求通知（C—5918）

関税法第69条の17第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

特許庁長官意見照会実施通知書（C—5920）

関税法第69条の17第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。

経済産業大臣意見照会書（C—5947）

不正競争差止請求権者の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「不正競争差止請求権者又は」及び「又は関税法第69条の17第9項」を、不正競争差止請求権者又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき不正競争差止請求権者又は輸入者等から経済産業大臣の意見を

聴くことの求めがあったので、同条第 2 項又は関税法第 69 条の 17」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

経済産業大臣意見照会請求通知 (C—5948)

関税法第 69 条の 17 第 2 項の規定による場合は「・第 9 項」を、同条第 9 項の規定による場合は「第 2 項・」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

経済産業大臣意見照会実施通知書 (C—5949)

関税法第 69 条の 17 第 2 項の規定による場合は「・第 9 項」を、同条第 9 項の規定による場合は「第 2 項・」を、それぞれ 2 本の線で消し込んで使用する。

留置貨物返還申請書 (C—6030)

「留置事由消滅の内容」欄には、原産地について偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がまつ消又は訂正された場合には、その事実、積み戻す場合には、その旨及び積み戻し許可書の番号、許可年月日を記載する。

○ 旅客又は乗務員の携帯品である留置された貨物の返還に際しては、本申請書の提出は要せず、留置の際交付された「携帯品留置証」を提出すれば足りる。

充当明細書 (C—6040)

「備考欄」には、収容番号、収容年月日、収容場所、船名、貨物の記号番号、品名、数量等公売又は売却された貨物に係る事項を記載する。

再調査の請求書 (C—7000)

「再調査の請求人」の項には、関税法又はその他関税に関する法律及びとん税法又は特別とん税法の規定による税関長（税関職員）の処分の対象となつた者を記載し、再調査の請求人が、法人、法人でない社団又は財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって再調査の請求をするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を「再調査の請求人」の項の下の箇所等に記載するとともに、これらの代表者、管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面を添付する。

「再調査の請求に係る処分」の項には、再調査の請求の対象となる処分の内容（日付、処分を行った税関官署の長、処分の番号等）を記載する。

「再調査の請求の趣旨」の項には、その請求の結論（例えば、「〇〇の処分の取消しを求める。」等）を簡潔に記載し、「理由」は趣旨を裏付ける根拠を記載する。

「税関の教示の有無、内容」の項には、処分庁である税関がその処分をした際に不服申立てができる旨の教示をしたかどうか、又は教示をした場合は、どのような教示があったかを記載する。

不服申立て等について（C-7007）

「〇〇国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。

再調査の請求についての決定を経ない審査請求について（C-7010）

「〇〇国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。

税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）（C-7500）

届け出る税関事務管理人が納税管理人を兼任しない場合は、標題の「（消費税等納税管理人届出書兼用）」及び本文中の「国税通則法第 117 条第 2 項」を 2 本の線で消し込んで使用する。

「税関長」欄には、届出先税関長名を記載する。

なお、二以上の税関に対して同一の届出をするときは、それらの税関長名を「税関長」欄に列記し、それらの税関に所属する官署のうちのいずれかに提出することとして差し支えない。

また、既に届け出た税関事務管理人に係る届出事項の一部について変更がある場合（当該税関事務管理人を他の税関に対しても届け出る場合を含む。）は、後に届け出る際の届出書において先に届け出た際の届出書と同一の記載となる欄（「届出年月日」、「税関長」及び「届出者の氏名又は名称」欄を除く。）については、先に届け出た際の届出書（交付用）の写しを添付することにより、記載を省略して差し支えない。この場合において、先の届出が電子情報処理組織（NACCS）の汎用申請により行われたものであるとき（先の届出書に受理印がないとき）は、先の届出書の写しに、その汎用申請業務により通知された当

該届出書の受理番号のほか「（汎用申請）」と記載することとする。

届出者と税関事務管理人との間の委任契約等の内容を明らかにする書類についても、先に届け出た際と同一の書類である場合には、「**届出者と委任契約等がある場合には、その内容**」欄にその旨及び受理番号等を付記することにより、後に届け出る際には当該書類の添付を省略して差し支えない。

〈届出者に関する記載事項〉

「**住所又は居所**」欄には、届出者の住所又は居所を記載する。届出者が法人である場合には、原則として法人名義上の住所又は居所（法人登記上の本店の所在地等）を記載することとする。

「**職業又は事業内容**」欄には、日本との輸出入に関連する又は日本国内における職業又は事業であって、税関事務管理人に処理させる税関関係手続等との関係が分かるように記載する（例えば、税関事務管理人に輸入申告を行わせる場合には、「○○（貨物の種類）の輸入販売業」等。）。

〈税関事務管理人に関する記載事項〉

「**住所又は居所**」欄には、税関事務管理人が個人である場合にはその住所又は居所を、税関事務管理人が法人である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。

「**届出者との続柄（関係）**」欄には、届出者が税関事務管理人にその税関関係手続等の処理をさせることとなった関係（法人の場合にあつては、職業又は事業上の関係等）を記載する。また、関税法施行令第 84 条の 2 各号に掲げる特殊の関係がある場合には、併せて「関税法施行令第 84 条の 2 第○号の関係」等と記載する。

「**届出者と委任契約等がある場合には、その内容**」欄には、届出者と税関事務管理人との間に税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その契約の内容（契約の種類、期間等）を簡潔に記載するとともに、当該契約の内容を明らかにする書類を届出書に添付する。「委任契約等」には、委任契約のほか、準委任契約や請負契約を含む。「委任契約等の内容を明らかにする書類」としては、委任状に契約内容の記載がない場合は、その契約の内容が分かるその他の書類も併せて添付する。

なお、委任契約等がない場合（個人間で税関関係手続等の処理を 1 回のみ依頼する場合等）には、記載を要しない。

「**職業又は事業内容**」欄には、税関事務管理人がその税関関係手続等の処理につき便宜を有する者であることが分かるように職業又は事業の種類を記載する（例えば、「通関業者」「倉庫業者」「運送業者」等。）。

「**税関事務管理人を定めた理由**」欄には、本邦に住所等を有しない届出者がその税関関係手続等を処理する必要性が生じた理由、その税関関係手続等を処理していた届出者が本邦

に住所等を有しないこととなった理由等について具体的に記載する。

「**税関事務管理人に処理させる税関関係手続等**」欄には、処理させる税関関係手続等について具体的に記載する（税関関係手続に関する一切の業務を処理させる等の場合でも、例えば、主に想定している税関関係手続等の例示や、輸入／輸出／輸入及び輸出の別等を括弧書きで記載する。可能な範囲で税関関係手続等を行おうとする税関官署についても記載する。）。

なお、税関事務管理人に税関関係手続等を処理させる必要がなくなった場合には、その税関事務管理人の届出書を提出した税関官署に対し、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）を速やかに提出することとする。

開庁時間外の事務の執行を求める届出書（C—8000）

「**事務の種類及び件数**」欄には、事務の種類（例えば、輸出申告、輸入申告の別。）及び当該種類ごとの件数を記載する。

「**事務の執行を求める時間**」欄には、開庁時間外に税関の執務を求める予定の時間を記載する。また、法第 67 条の 3 の規定に基づく輸出申告又は法第 67 条の 19 の規定に基づく輸入申告を行おうとする税関官署（以下「申告官署」という。）とその申告に係る貨物が置かれている保税地域等を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）が異なる場合に、複数の税関官署に対して開庁時間外執務の要請を行うときは、上記予定の時間が異なるごとに作成する。

「**備考**」欄には、開庁時間外に税関の執務を求める理由その他税関の執務の参考となる事項を記載する。また、申告官署と蔵置官署が異なる場合に、蔵置官署に対して開庁時間外執務の要請を行うときは、当該蔵置官署の名称を記載する。

不開港出入許可手数料免除申請書（C—8030）

「**不開港入港年月日**」欄には、その歴年中のその不開港への入港に係る不開港の第 1 回から第 3 回までの入港の年月日を記載する。

「**不開港出入許可手数料額**」欄には、その歴年中の入港に係る不開港の第 1 回から第 3 回までに支払った手数料の金額を記載する。

「**許可税関名**」欄には、歴年における不開港入港の第 1 回から第 3 回までにおいて、不開港入港の許可を行つた税関官署名を記載する。

自動車通関証明書（C—8050）

「**輸入申告書番号**」欄には、収容公売等の自動車の場合にあつては、収容公売等による

旨、また、カルネ条約による免税自動車の場合には、同欄にカルネ条約による自動車である旨及び通関手帳の番号を記載する。

「**車台番号**」欄には、輸入自動車等に車台番号及びシリアル番号のいずれもない場合にあっては、「番号なし」と記載する。

「**輸入者住所氏名**」欄には、前記 102—2 の(3)の自動車の場合にあっては、その落札者等の住所、氏名を記載する。

特例輸入者等承認・認定申請書 (C—9000)

「**あて先税関長**」欄には、特例輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業務を行う営業所の所在地を所轄するいずれかの税関長の職名を記載する。

「**輸出入者符号**」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 の規定に準じて申請者が保有する符号を記載する。

「**代理人**」欄には、特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請において、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。

「**関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名**」は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載の上、添付する。

「**関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいずれか・関税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか・関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか・関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか・関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで又は同項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいずれか・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）**」欄の具体的な記載方法は、次による。

- (1) 関税法第 7 条の 5 第 1 号ホ又は同法第 67 条の 6 第 1 号ヘに係る範囲は、輸出入手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。
- (2) 同法第 7 条の 5 第 1 号トに該当する場合には、承認申請書に関税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「関税等」という。）を滞納した事実として、滞納した関税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該関税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。
- (3) 特定保税承認者の承認申請にあっては関税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、特定保税運送者の承認申請にあっては同

法第63条の6第1号イからチまでのいずれか、認定製造者の認定申請にあたっては同法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の4第1号イからチまでのいずれか、認定通関業者の認定申請にあたっては同法第79条第3項第1号イからホまでのいずれかについて記載する。

「許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地」欄には、関税法第50条第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第61条の5第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第79条第1項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和42年法律第122号）第8条第1項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載の上、添付する。

「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。

なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。

また、申請者（法人である場合にはその役員及び関税法施行規則第1条の3第1号、第4条の5第1号、第7条の4第1号、第8条の3第1号、第8条の5第1号、第9条の8第1号に規定する部門における責任者（以下「各部門の責任者」という。）を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。

(1) 特例輸入者の承認申請

- ① 関税法基本通達7の2—5(2)ホからルまでに掲げる事項
- ② その他参考となるべき事項

(2) 特定保税承認者の承認申請

- ① 貨物管理業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）2(2)②に規定する者をいう。）の氏名及び職名
- ② 申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第2条第2項を適用することとなる保税蔵置場の名称
- ③ 申請者が貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達34の2—11に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに業務委託に関する契約の内容等

- ④ 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況
 - ⑤ その他参考となるべき事項
- (3) 特定保税運送者の承認申請
- ① 申請者が国際運送貨物取扱業者である場合には、関税法施行令第55条の2各号のいずれに該当するかの別
 - ② 申請者が国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要
 - ③ 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務に直接携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）2(3)②において準用する(1)②に規定する担当者をいう。）の氏名、職名及び履歴
 - ④ 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の利用者コード（申請者において特定保税運送を行う予定の担当部門等に係るものに限る。）
 - ⑤ 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況
 - ⑥ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の1⑤及び4⑤に規定する委託先
 - ⑦ その他参考となるべき事項
- (4) 特定輸出者の承認申請
- ① 関税法基本通達 67 の 3—4(2)ホからヲまでに掲げる事項
 - ② その他参考となるべき事項
- (5) 認定製造者の認定申請
- ① 特定製造貨物輸出者（その者が法人以外の場合に限る。）の住所又は居所及び氏名、性別、生年月日及び履歴
 - ② 特定製造貨物輸出者（その者が法人である場合に限る。）の住所又は居所及び名称、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴並びに資本金
 - ③ 申請者について法第67条の13第3項第1号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実
 - ④ 特定製造貨物輸出者について法第67条の13第3項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実
 - ⑤ 特定製造貨物管理業務（法第67条の13第3項第2号イ及びロに規定する業務をいう。）に直接携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）2(5)③において準用する(1)②に規定する担当者をいう。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
 - ⑥ 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

- ⑦ 特定製造貨物輸出者のコード（外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6の規定に規定する符号をいい、特定製造貨物輸出申告を通関業者に委託して行う場合における当該通関業者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。））
 - ⑧ 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況
 - ⑨ 特定製造貨物の管理（通関業務を含む。）を関連会社等に委託している場合の委託先
 - ⑩ その他参考となるべき事項
- (6) 認定通関業者の認定申請
- ① 通関業法施行令第14条第1項第2号に規定する二号税関長（申請者が通関業務を行う営業所が複数ある場合に限る。）
 - ② 申請者が通関業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要
 - ③ 通関業務及び関連業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）2(6)③において準用する(1)②に規定する担当者をいう。）の氏名、職名及び履歴
 - ④ 特例申告貨物（法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称
 - ⑤ 輸出入・港湾関連情報処理システムの利用者コード（通関業法第8条の規定に基づく許可を受けた営業所（以下「通関業営業所」という。）に係るものに限る。）
 - ⑥ 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況
 - ⑦ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の1⑤及び4⑤に規定する委託先
 - ⑧ その他参考となるべき事項

「申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。

申請者が法人の場合には、法人登記簿の謄本又は抄本を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等）を添付する。

特例輸入者等承認・認定内容変更届（C—9030）

<記載事項>

変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載する（「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6の規定に準じて届出者が保有する符号を記載す

る。)。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからリまでのいずれか、法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第63条の4第1号イからチまでのいずれか、法第67条の6第1号イからチまでのいずれか、法第67条の13第3項第1号イからチまで及び第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか、法第79条第3項第1号イからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。

＜提出の時期＞

特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合及び認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。その他の変更については、その変更の後、遅滞なく提出する。

＜添付書類＞

変更届には、次の書類を添付する。

イ 届出者（その者が法人以外の者である場合に限る。）の氏名又は住所に変更があった場合には、住民票の写し等

ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴

また、届出者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。

ハ 法令遵守規則又は実施規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則又は実施規則

特例輸入者等承認・認定取りやめ届（C-9040）

「あて先税関長」欄には、承認又は認定を行った税関長名を記載する。

「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する。

「代理人」欄には、代理人が届出を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。

「承認・認定番号」欄には、承認番号又は認定番号を記載する。

「取りやめの理由等」欄には、取りやめの理由の他、特定保税承認者にあつては、法第50条第1項又は法第61条の5の届出に係る場所に外国貨物があるときはその旨を、特定保税運送者にあつては特定保税運送貨物のすべてが運送先に到着している旨を記載する。

特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C - 9060）

<記載事項>

「**輸出入者符号**」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25—6 の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する。

<添付書類等>

申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、関税法基本通達7の13—1に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達55—1に掲げる書類を、特定保税運送者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達63の8の2—1に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達67の12—1に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあっては、同通達67の18—1に掲げる書類を、認定通関業者においては、79の6—1に掲げる書類を添付する。

また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、C S V形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。

特定保税承認者の承認の更新申請書（C—9130）

<添付書類等>

申請書には、関税法基本通達50—3に準じて所要の書類を添付する。

また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、C S V形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書兼用）（C—9300）

「**税関長**」欄には、届出の時点における申告先税関長（予定を含む）を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「**輸出入者符号**」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59

年10月17日蔵関第1048号) 25—6に規定する符号を記載する。

「1 特例の適用を受けようとする帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 名称等

関税法及び消費税法の規定により備付け及び保存を行う帳簿の名称を「輸入台帳」「総勘定元帳」等のように記載する。

(2) 備付け及び保存に代える日

特例の適用を受けようとする帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録のCOMによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代える日を記載する。

「2 その他参考となるべき事項」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特例の適用を受けようとする関税関係帳簿・国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

「帳簿の名称」欄には、1の帳簿の種類に記載した名称等を記載し、使用するプログラム(ソフトウェア)の概要に応じて対応する文言の□(チェック欄)にレ点を記入する。また、市販ソフトウェアを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名」の各欄に使用するソフトウェアのメーカー名及び商品名をそれぞれ記載し、自己が開発したプログラムのうち他の者に委託して開発したプログラムを使用する場合には、「委託先」欄に委託先を記載する。

(2) その他参考となる事項

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書の所轄税務署長への提出の有無について□(チェック欄)にレ点を記入し、届出の状況等を記載する。

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書兼用)・関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書(C—9310)

＜関税法施行規則第2条第2項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出る場合の記載要領＞

「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する(二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。)

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号) 25—6に規定する符号を記載する。

本文上段の□(チェック欄)にレ点を記入し、特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載する。

「4 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨を届け出ている場合には、取りやめの届出書の所轄税務署長への提出の有無について□（チェック欄にレ点を記入し、届出の状況等を記載する）。

＜旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出る場合の記載要領＞

「税関長」欄には、申請先税関長を記載することとし、申請先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25―6に規定する符号を記載する。

本文下段の□（チェック欄）にレ点を記入し、特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の8第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲む。

「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この届出書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。

「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称等」欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 帳簿書類の種類名称

電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。

(2) 当初の承認を受けた年月日等

電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。

(3) 保存方法

電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合には「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入する。

なお、旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧電帳法」という。）第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、同法第4条第1項（帳簿の場合）又は同条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ点を記入するとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に

同法第4条の承認年月日と同法第5条第3項の承認年月日を併記する。

(4) 保存場所

電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。

「3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載する。

「4 その他参考となる事項」欄には、準用旧電帳法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合には、基となった書類の保存の状況を記載する。また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（旧電帳法第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、旧電帳法第7条第1項の届出の状況等を記載する。

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書兼用）・関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C—9320）

＜関税法施行規則第2条第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項の規定により届け出る場合の記載要領＞

「税関長」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。

本文上段の□（チェック欄）にレ点を記入する。

「3 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項、当該変更の具体的な内容及び特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載する。

「4 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨を届け出ている場合には、変更の届出書の所轄税務署長への提出の有無について□（チェック欄）にレ点を記入し、届出の状況等を記載する。

＜旧関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項又は第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出る場合の記載要領＞

「税関長」欄には、申請先税関長を記載することとし、申請先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。

「輸出入者符号」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59

年10月17日蔵関第1048号) 25—6に規定する符号を記載する。

本文下段の□(チェック欄)にレ点を記入し、特例輸入者が申請する場合は

「**関税法第7条の9第2項**」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「**第67条の8第2項**」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「**第94条第3項**」の文字をそれぞれ○で囲む。

「**1 所轄外税関長を経由して提出する理由**」欄には、この届出書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。

「**2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称等**」欄には、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。

(1) 帳簿書類の種類名称

変更しようとする事項に係る帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。

(2) 当初の承認を受けた年月日等

変更しようとする日及び変更しようとする事項に係る帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。

(3) 保存方法

変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合には「スキャナ」の文言の前の□(チェック欄)にレ点を記入する。

(4) 保存場所

変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。

「**3 変更しようとする事項及び変更の内容**」欄には、変更しようとする事項及びその変更の具体的な内容を記載する。

「**4 その他参考となる事項**」欄には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(旧電帳法第4条第1項・第5条第1項(帳簿の場合)又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項(書類の場合)の承認)を受けている場合は、国税における同法第7条第2項の届出の状況等を記載する。また、システムの変更の場合に、旧法の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否について、□(チェック欄)にレ点を記入する。

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書(国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書兼用) (C—9345)

「**税関長**」欄には、申告先税関長を記載することとし、申告先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する(二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。)。

「**輸出入者符号**」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59

年10月17日蔵関第1048号) 25—6に規定する符号を記載する。

本文の対応する□(チェック欄)にレ点を記入する。

「1 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この届出書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。

「2 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日」欄には、次の事項を記載するものとする。

(1) 根拠税法

保存しようとする書類の保存義務を規定した法令を「関税法」等のように記載する。

(2) 書類の種類名称等

保存しようとする書類の種類名称等を「契約書」等のように記載する。

(3) ファイル形式

例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載する。

(4) 基準日

関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日(旧関税法施行規則第1条の4、第8条、第10条及び第11条において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第7項規定の適用を受ける場合には関税関係書類の電磁的記録をもって当該関税関係書類の保存に代える日として承認を受けた年月日)を記載する。

関税定率法関係

変質・損傷減税明細書(T—1010)

「変質、損傷の原因」欄には、損傷等が生じた原因について具体的に記載する。例えば、「20号台風による高潮に冠水したため」「長期間展示による材質変化」等と記載する。

「変質、損傷の程度」欄には、例えば、「輸入大豆5,000トンのうち、1,500トンが腐敗」等と記載する。

「関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎」欄には、関税の軽減額及びその軽減額を算出する基礎となつた算式及び税番の適用、並びに関税定率法施行令第2条第1項第1号((変質、損傷による価値の減少に基づく価格の低下分に対応する額の減税))又は第2号((変質、損傷後における性質及び数量により課税した場合における控除額))のいずれの適用を受けるかを明らかにする。

○ この証明書には、具体的減税要求額の証明として保険会社の調査資料等あるいは変質若しくは損傷の事由を証する書類(例えば海難を証する書類)があれば、これを添付する。

被災貨物届出書 (T—1020)

「被害の状況」欄には、震災等により被った損害の状態及び程度について、具体的、かつ、詳細に記載する。例えば、「火災により倉庫が類焼し、倉庫内に蔵置中の酒類（ウィスキー）のたるが焼失し、そのため貯蔵原酒が流失した。」と記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、被災貨物に関連する事項のうち、被災貨物の確認又は被災貨物の税額の算出方法等につき、参考となるべき事項があれば記載する。

被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書 (T—1040)

「関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする額」欄には、被災貨物届出書の「被災貨物」の欄に記載されている「関税の額 内国消費税の額 地方消費税の額」で税関の確認を受けたもの（関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする具体的要求額）を記載する。

「計算の基礎」欄には、関税等の払戻し（減額・控除）を受けようとする具体的要求額の計算の基礎となった算出方式を記載する。具体的払戻し額（減額・控除）の証明として、被災貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付する。

加工・修繕輸出貨物確認申告書 (T—1050)

「貨物の性質、形状の明細」欄には、輸出貨物全般の性質及び形状、記号、番号のほか、加工又は修繕をする部分の性質、形状、記号、番号その他その貨物が再輸入される際にその同一性を確認するのに便宜な事項を記載する。

「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、修繕のためのものにあつては、輸出貨物の購入価額、使用期間、輸出の際の価格、船積みまでに要する諸費用等を記載し、加工のためのものにあつては、製造原価（通常の一般管理費及び利潤を含む。）、船積みまでに要する諸費用等を記載する。

「加工又は修繕の明細」欄には、輸出先で行われる加工又は修繕の概略説明を記載するほか、加工費又は修繕費の内訳、加工の場合の歩留り、加工又は修繕部分が取替え輸入されるものであるかどうか等を併せて記載する。

「本邦において加工することが困難な理由」欄には、我が国において加工することが、技術的観点からどのように困難であるか、あるいは特許権によつて實際上禁止されている事情について、具体的に、かつ詳細に記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、輸出貨物の仕向国までの運賃及び保険料、仕向国の陸揚（取卸し）港から加工地又は修繕地までの運送方法等を記載する。

なお、輸出申告の時までに運賃等が未定の場合には、事後記載して差し支えない。

加工・修繕・組立製品減免税明細書（T—1060）

「**輸入貨物**」欄中「**記号番号**」、「**品名**」、「**数量**」欄には、輸入製品等自体に付された記号番号、輸入製品等の品名及び輸入製品等の数量を記載する。なお、輸入製品等に記号、番号が付されていない場合には記載を必要としない。

「**輸出貨物**」欄には、減免税を受けようとする製品等に原材料等として使用された輸出原材料明細等輸出貨物に係る内容を記載する。

「**記号番号**」欄には、包装に付されたものではなく、輸出貨物自体に付されたものを記載するものとするが、輸出貨物自体に記号及び番号が付されていない場合には記載する必要がない。

「**関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎**」欄には、申告に係る製品の関税等の額から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となった算式を記載する。

「**加工又は修繕の明細**」欄には、輸出先で行われる加工又は修繕の概略説明を記載する。

製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書（T—1070）

「**工場の構造及び面積**」欄には、承認を受けようとする製造工場の建築上の構造及び面積を記載する。

なお、面積は、平方メートルで記載する。

（例） 鉄筋コンクリート建 250 m²

「**承認期間**」欄には、製造の期間を勘案し、承認を受けようとする期間を記載する。

「**製造工場に入れる減免税又は譲許の便益適用原料品の品名**」欄には、関税の軽減、免除又は譲許の便益の適用を受けて、配合飼料等の製造に使用しようとする輸入原料品の品名（例えば、「とうもろこし」、「変性糖みつ」、「小麦」）を記載する。

「**製造の方法、計画並びに製品の品名**」欄には、製品の製造方法（例えば、真空結晶方式等）、原料の投入及び製品の製造計画並びに製品名（例えば、第一種配合飼料、ビタミンC等）を記載する。

製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書（T—1100）

「**免税条項該当申告区分**」欄には、輸入原料品の関税の減免税について適用を受けようとする関税定率法の条項を次の要領で記載する。

配合飼料等の製造用原料品の場合……関税定率法第13条第1項

ビタミンC等の輸出貨物製造用原料品の場合……関税定率法第19条第1項

「**関税の軽減又は免除を受けようとする原料品**」欄には、この減免税明細書を添付する輸入（納税）申告書に記載されている品名、数量を記載する。

「**製造の期間**」欄には、関税の軽減又は免除を受けようとする原料品による製造の期間を記載する。

なお、輸出貨物製造用原料品の場合には、製造の期間のほか、製品の輸出予定時期までの期間を記載する。

製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との 混用承認申請書（T-1110）

特例申告貨物にあつては、「**減免税又は譲許の便益適用輸入原料品**」欄のうち、「**輸入許可の年月日及び許可番号**」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届（T-1120）

「**製造用（輸出貨物製造用）原料品**」欄には、関税の軽減又は免除を受けた輸入原料品で、「**製品**」の欄に記載した製品の製造に使用した輸入貨物の品名及び数量を記載する。

「**混じて使用した同種原料品**」欄には、同種原料品の混用承認を受けて使用した国産原料品等「**同種原料品**」の品名及び数量を記載する。

特例申告貨物にあつては、「**輸入許可の年月日及びその番号**」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

飼料製造用原料品による製造終了届（T-1130）

「**製造終了届番号**」欄には、製造工場ごとに暦年別の一連番号を記載する。例えば、昭和 61 年と届け出る場合には、「61—1」、「61—2」のように記載する。

なお、1 件の製造終了届が 2 枚以上にわたるときは、更に枝番を付し、「61—1—1」、「61—1—2」のように記載する。

「**届出者**」欄には、当該製造工場の承認を受けた者（権限を委任しているときは、その委任を受けた者）の住所及び氏名（法人にあつては、その法人の名称及び代表者の氏名）を記載する。

「**製造期間**」欄には、第 1 種承認工場にあつては、当該製造に要した実際の作業期間ではなく、月例的に行う棚卸しの日を基準とし、前月棚卸しの日の翌日から当月の棚卸しの日までの期間を記載するすなわち、毎月 25 日に定期的棚卸しを行う工場において、実際には、

幼雛用を 1月27日～2月15日 の期間に

中雛用を 2月10日～2月20日 の期間に

大雛用を 2月 7日～2月22日 の期間に

製造しても、記載する製造期間は、1月27日から2月22日までではなく、1月26日から2月25日までとして記載する。第2種承認工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間を記載する。

「製品」欄のうち「品名」欄には、包括的に「配合飼料」と記載する。ただし、通常の配合飼料と異なる製造歩留りの適用を受けるペット・フードなどにあっては、区分して計上させる必要があるので、終了届のページを改めて記載し、その「品名」欄には、「配合飼料（ペット・フード）」のように記載する。

「数量」欄には、各銘柄別に区分計上する必要はなく、当該製造期間中に製造された各銘柄製品出来高を集計した総重量を計上する。

なお、この場合、袋物にあっては、各製品に表示された入れ目を含まない重量を、1袋当たりの重量として計算する。

「歩留計算表」欄のうち、「使用免税・譲許の便益適用原料品名」欄には、当該製造に使用したすべての製造用免税原料品及び製造用譲許の便益適用原料品（以下「免税等原料品」という）の品名を記載する。

「理論含有量
実使用数量」欄には、分子には、「製造終了届明細表」に設けられている「製造用原料品」の「理論含有量」欄記載数値の各免税等原料品別集計値を計上する。分母には、棚卸し方式により確定した各免税等原料品別実使用高を計上する。

なお、棚卸し方式とは、各免税等原料品の月間実使用数量を、それぞれ

$$\left(\begin{array}{c} \text{前月棚卸時} \\ \text{確定した免} \\ \text{税等原料品} \\ \text{在庫数量} \end{array} + \begin{array}{c} \text{前月棚卸時} \\ \text{確定した免} \\ \text{税等原料品} \\ \text{仕掛数量} \end{array} + \begin{array}{c} \text{免税等原料} \\ \text{品の当月受} \\ \text{入数量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税等} \\ \text{原料品在庫数} \\ \text{量} \end{array} + \begin{array}{c} \text{当月棚卸時確} \\ \text{定した免税等原料} \\ \text{品仕掛数量} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当月製造された全銘柄製品の} \\ \text{製造に使用された免税等原料} \\ \text{品の実使用高} \end{array} \right)$$

の計算式により算出把握する方法をいい、棚卸しの際の在庫数量及び仕掛数量の確定方法は、次のとおりである。

(1) 袋もの（1袋当たりの正味重量）×（袋数）＝（袋ものの在庫数量）

(2) サイロ蔵置のバラ物 次のいずれかの方法による。

(イ) $\left(\begin{array}{c} \text{空間検尺を行って、その平均値を求} \\ \text{めサイロ・テーブルにより算出した} \\ \text{体積} \end{array} \right) \times (\text{原料の比重}) = (\text{バラ物在庫数量})$

(ロ) 前記(イ)の方法による在庫数量との差が検尺誤差（1%以下）とみられる範囲内であ

るときは、 $\left(\begin{array}{c} \text{前月繰} \\ \text{越在庫} \\ \text{数量} \end{array} + \begin{array}{c} \text{当月} \\ \text{受入} \\ \text{数量} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{スケールにより記録さ} \\ \text{れたサイロからの搬出} \\ \text{数量} \end{array} \right) = (\text{バラ物} \\ \text{在庫数量})$

(3) 糖みつ 次のいずれかの方法による。

(イ) $\left(\begin{array}{l} \text{タンク検尺を行い、温度比重を測定} \\ \text{し、タンク・テーブルによつて算出} \\ \text{した数量} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{パイプライ} \\ \text{ンの数量} \end{array} \right) = (\text{在庫数量})$

(ロ) 検尺誤差が大きい場合

$(\text{前月繰越残数量}) + (\text{当月受入数量}) - (\text{当月搬出数量}) = (\text{在庫数量})$

(4) 半製品及び仕掛品

(イ) 原料ビン内の仕掛品は、空間検尺により算出する。

(ロ) 半製品タンク内の仕掛品は、空間検尺により算出した数量から、それぞれの配合割合によつて各免税等原料品別数量を算出する。例えば

$(\text{仕掛半製品の数量}) \times (\text{とうもろこしの配合\%}) = (\text{とうもろこしの仕掛数量})$

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の仕掛品については、作業を停止し、すべて袋詰にして看貫する。

「実績歩留り」欄には、 $\frac{\text{理論含有量}}{\text{実使用数量}}$ 欄の(分子)÷(分母)×100の数値を記載する。

この場合、小数点以下2位まで算出し、四捨五入して1位に留める。

$\frac{\text{製品出来高}}{\text{使用した全原料品合計数量}}$ 欄には、分子には、「製造終了届」に設けられている

「製品」の「数量」欄記載の数値を計上する。分母には、「製造終了届」下欄の（「免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量」欄記載数量＋「免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量」欄記載数量）の数値を計上する。

「製造歩留り」欄には、 $\frac{\text{製品出来高}}{\text{使用した全原料品合計数量}}$ 欄の(分子)÷(分母)×100の数

値を記載する。この場合、小数点以下3位まで算出し、四捨五入して2位に留める。

特例申告貨物にあっては、「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日をかっこ書で併記する。

「製造用原料品」欄のうち「輸入許可番号」ほかの各欄には、棚卸しにより確定した各免税等原料品の実使用数量を先入先出方式により、既に搬入されている古い輸入許可荷口分から順次使用したこととし、各免税等原料品ごとに大別して列記する。

なお、関税定率法施行令第9条第1項第2号に基づく届出事項となっている「輸入の許可に係る税関」については、便宜「輸入許可番号」欄に併記し、その方法は、税関符号によって差し支えない。

「残数量」欄には、当該製造工場に在庫する総残数量を記載する必要はなく、当該製造終了届に列記された輸入許可単位ごとの残数量のみを記載する。

「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄のうち「品名」及び「数量」欄には、関税定率法第13条第4項の規定による税関長の承認を受けて使用した同種原料品については、

別掲し、その他の原料品については、検査に支障がない範囲で適宜集約（例えば、穀類、芋類その他のでん粉質植物類、そうこうその他の飼料用植物類、豆類、高たんぱく質植物加工品類、植物性油かす類、飼料用動物質類、油脂類、飼料用添加物類等）して計上して差し支えない。

「備考」欄には、例えば、混用使用承認番号など、注記を必要とする事項を記載する。

「免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量」欄には、棚卸し方式により確定した各免税等原料品の当月使用数量を合計した数値を計上する。この数値は、製造終了届中、「製造用原料品」の「数量」欄記載数値の集計値とも一致する。

「免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量」欄には、当該製造終了届中欄「混じて使用した同種又はその他の原料品」の「数量」欄記載数値の合計値を計上する。

＜飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領＞

「製造終了届番号」欄には、（暦年別）－（製造終了届番号）－（製造明細表頁数）を記載する。例えば、61－1－3（昭和 61 年に届け出る最初の製造終了届の製造明細表の第 3 頁目の意）のように記載する。

「製品」欄のうち

「銘柄名」欄には、当月製造した製品の、個々の銘柄名を記載する。例えば「幼雛 1 号」などと記載する。

なお、同一銘柄名の製品であつても、配合割合の異なるものは、別銘柄製品として記載する。

「数量」欄には、当該銘柄別製品の出来高を計上する。ただし、当該銘柄製品製造時において再生作業（破袋若しくは返品など、品質の低下した製品を同一配合割合製品の製造の際、製造工程に再投入して復元再生すること。）が行われたときは、その再生分を出来高に含めないよう留意する。

「内訳」欄には、当該銘柄別製品ごとの、包装荷姿別、袋数並びにその数量を計上する。例えば、

製 品			
銘 柄 名		数 量	
完全配合飼料 幼雛1 号		19,500kg	
内 訳	@ 20 kg × 100B/G	2,000kg	
	@ 50 kg × 50B/G	2,500kg	
	@ トランスバック 500 kg × 20B/G	10,000kg	
	@ バラ × B/G	5,000kg	
	@ × B/G		
再生 分	@ kg × B/G		

のように記載する。

「再生分」欄には、当該銘柄製品製造の際、再生作業が併せて行われたときは、その実態を再生処理簿により把握し、その再生高の集計値を計上する。

「製造用原料品」欄のうち

「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した各免税等原料品の品名を記載する。

なお、記載に際しては、輸入許可書ごとに区別する必要はない。

「理論含有量」欄には、（当該銘柄製品出来高）×（各免税等原料品の配合率）の計算式により、各免税等原料品ごとに算出した数値を記載する。

「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄のうち

「品名」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した「免税等原料品以外の原料品」を類別で記載する。

なお、その記載要領は、製造終了届の「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄に準ずる。

「理論含有量」欄には、（当該銘柄製品出来高）×（「免税等原料品」以外の各原料品の配合率）の計算式により、それぞれ算出した数値を記載する。

「備考」欄には、注記を必要とする事項を記載する。

用途外使用等承認申請書（T-1140）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書等の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

「関税の軽減又は免除を受けた用途」欄には、原料品について関税の減免を受けた用途（例えば、配合飼料の製造用、輸出用のビタミンCの製造用等）又は軽減税率の適用を受けた用途を記載する。

「蔵置場所又は使用していた場所」欄には、用途外使用等に供しようとする原料品を製品の製造に使用していた製造工場又は軽減税率適用貨物を使用していた場所の名称及び所在地を記載する。

「承認を受けようとする理由」欄には、用途外使用等に供しようとする理由で、その用途外使用等がやむを得ないものについて、具体的に記載する。

製造用原料品等の亡失届（T-1150）

特例申告貨物にあつては、「原料品」欄のうち、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記し、「製品」欄のうち、「当該原料品の輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「当該原料品の輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

「亡失した事由」欄には、原料品又は製品が亡失した原因、理由（例えば、集中豪雨による浸水のため流失等）を記載する。

製造用原料品等の滅却承認申請書（T-1160）

特例申告貨物にあつては、「原料品」欄のうち、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記し、「製品」欄のうち、「当該原料品の輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「当該原料品の輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

「滅却の方法」欄には、具体的な方法（例えば、焼却、土中埋没、海中投棄等）を記載する。

「滅却の事由」欄には、滅却が必要な理由、原因（例えば、法令の規則による焼却を命ぜられたとか、品質が低下して商品価値がないため等）を記載する。

製造用原料品等の譲渡届（T-1170）

「数量」欄には、製造用原料品の輸入許可書（特例申告貨物にあつては、特例申告書。以下同じ。）に記載されている数量のうち、譲渡しようとする数量を記載する。

「軽減又は免除を受けた関税の額」欄には、製造用原料品の輸入許可書に記載されている「減免税額」のうち、譲渡しようとする数量に対応する減免税額を記載する。

「譲渡しようとする理由」欄には、届出に係る製造用原料品を譲渡しようとする理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲渡先の承認工場における用途を記載する。

特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

輸入原料品等の関税の額の証明申出書（T-1180）

「軽減、免除又は払戻しを受けた関税の額とその算出根拠」欄には、再輸出免税又は輸出貨物の製造用原料品の減免戻税等の適用を受けている貨物の場合に「数量」欄に記載された数量に対応するその減免戻税の額を円単位まで記載し、その算出根拠を記載する。

「保税作業によつたため課されなかつた関税の額とその算出根拠」欄には、保税作業によつてできた製品の場合に、再輸入される製品の数量に対応する原料品について課されなかつた関税額を円単位まで記載し、その算出根拠を記載する。

水産物加工製品についての承認申請書（T-1190）

「加工（又は製造）前の水産物の品名及び数量並びに購入先」欄には、加工又は製造するために原料品として購入予定の水産物の品名及び数量並びにその水産物の売主（仕入書の署名者）の名称等を記載する。

「加工（又は製造）に使用する水産物以外の外国貨物の使用前の品名及び数量」欄には、水産物を加工又は製造するために外国貨物を使用し、その外国貨物が水産物加工製品に付加されて輸入される場合に、その使用する外国貨物の使用前の品名及び数量を記載する。

「加工（又は製造）を必要とする理由」欄には、外国の船舶によつて採捕された水産物を我が国に輸入するまでの間に加工又は製造しなければならない理由を具体的に記載する。

「加工（又は製造）を行おうとする水域及び加工（又は製造）期間」欄には、水産物に加工又は製造を行う船舶が加工又は製造期間中に停泊又は運航する水域（例えば、「○○○沿岸水域」）を具体的に記載するとともに、必要があれば簡単な略図を添付してその水域を明示する。また、加工又は製造に要する予定期間を併せて記載する。

「輸入しようとする製品の品名及び数量」欄には、水産物に船舶内で加工又は製造を行った後、その製品を我が国に輸入する際の性状による品名及び予定数量を記載する。

水産物加工製品減税明細書（T—1200）

「軽減を受けようとする製品」の項には、外国の船舶が採捕した水産物を我が国の出漁船舶内において加工し、又は製造して得た製品で輸入しようとするものの品名及び数量を記載する。

「加工（又は製造）前の水産物」の項には、我が国の出漁船舶内において加工又は製造する前の水産物の品名、数量及び価額を記載する。

「軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎」の項には、関税の軽減額及びその軽減額を算出する基礎となつた算式（製品の関税の額—水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合の関税の額）を記載するとともに、その算式に必要な製品の関税の額等の算出根拠も併せて記載する。

なお、加工又は製造の際、水産物以外の外国貨物を使用した場合には、製品の関税の額等の算出に当たつてその外国貨物を含めて所定の方法により計算した旨を算式の中において明示する。

国等以外の者の経営する施設指定申請書（T—1210）

「申請者」の項には、申請者が各種学校にあつては学校長、その他の施設にあつてはその施設の管理者名を、「住所」の項には、学校又は施設の所在地を、「氏名（名称及び代表者の氏名）」の項には、その学校又は施設の名称とその管理者としての学校長名又は管理者名を記載する。

「**施設又は学校の目的**」の項には、定款又は学則等に定められているその学校又は施設の設置の目的を簡潔に記載する。

「**施設又は学校の名称、位置及び設立の年月日**」の項には、指定を申請する学校又は施設の正しい名称、位置（番地まで）及び設立の年月日を、例えば、「財団法人××協会××県××市××町××番地 昭和〇〇年〇月〇日」のように記載する。

「**規則、規約又は学則**」の項には、定款、寄付行為等の内容を記載するが、これらについての印刷物又はこれを表示するしおり、学校案内等のある場合には、これを添付し、本項には「別紙」と記載する。

「**学校の場合は生徒の定員**」の項には、各種学校について指定を申請する場合に限り、定款、学則等に定められている生徒の定員を記載する。

「**施設又は学校の設備**」の項には、指定を申請する施設又は学校の建物、敷地の大きさ及び管理している機械、器具等を記載する。これらについて別添書類に明細の書類があるときは、本項は「別紙」と記載する。

「**経費及び維持の方法**」の項には、施設又は学校を維持してゆくための収入の方法を、例えば、「××組合からの寄付及び会費」のように記載する。

○ 各種学校にあつては、都道府県知事の設置認可証明書又は認可証の写し、寄付行為、学則、学校設置の沿革、学校運営に関する計画書、その他参考となるべき事項（輸入予定物品等）を記載した書面、また博物館、物品陳列所、研究所等にあつては、公益法人として主務官庁の許可又は許可を受けていることを証する書類（登記簿（抄）本）、寄付行為、設立の沿革、事業計画書、予算書又は決算書、その他参考となるべき事項（輸入予定物品等）を記載した書面）を添付する。

**標本・学術研究用品等
寄 贈 物 品 免税明細書（T—1220）**

「**年月日**」欄には、輸入（納税）申告書に記載されている申告年月日を記載する。

「**提出者**」欄には、免税を受ける資格のある上記施設又は学校の住所及び名称を記載し、その代表者、施設の管理者又は学校長の職名及び氏名を記載する。

「**申告番号**」欄には、輸入（納税）申告書の申告番号を記載する。

「**免税条項該当申告区分**」欄には、定率法第 15 条第 1 項の該当する号番号を記載する。

「**寄贈者の住所、氏名又は名称**」欄には、輸入貨物が寄贈物品である場合に、当該事項を記載する。

「**陳列又は使用の目的**」欄には、学術研究、教育といった目的を具体的に記載することとするが、「学術研究」については、その実体を明らかにするため、次の要領によつて記載する。

- (1) 申請に係る物品を使用して行う「学術研究の課題」、例えば、「××物質の××の状態に関する研究」というような総括的な研究テーマを記載する。

- (2) その物品を使用して「なにをするか」を、例えば(1)の研究を行うために「なにを測定する必要がある」あるいは「××の状態が予想されるので調査する必要がある」というように具体的に記載する。
- (3) その物品の「必要性、適合性」、例えば、「この物品が、なぜ必要か」、「他の物品でも可能であるが、どんな理由でこの物品を選んだか」等を記載する。
- (4) その物品の「利用価値」、例えば、「得たデータをどのように処理し、検討し、あるいはどのように集計したり、分析したりして、いかなる結果を求めるか」又はその結果を「いかに利用するか」等を記載する。

「**陳列又は使用の方法**」欄には、陳列の方法、使用の実体、操作の実体について記載する。すなわち、「その物品がどのように操作、使用され、どのように働き、どのような結果をもたらすか」を説明する。単に「電源につないで使用する」あるいは「分析を行う」という表現ではなく、例えば、次のように記載する。

- (1) 電気機械の場合……ブロック図、結線図を用いた説明
- (2) 分析機器の場合……原理図、構造図を用いた説明

なお、当該物品が他の物品と組み合わされて使用される場合には、他の物品がどのようなものであるか（その品名、用途、機械等、輸入品か国産品かの別<輸入品である場合は、免税品か課税済品かの別>、その物品と結合状態又は組み合わせて使用する必要性）を記載する。

「**陳列又は使用の場所**」欄には、陳列又は使用の具体的場所を記載し、特に学術研究用品については、単に「××研究所」という記載ではなく、その物品を使用する場所を、例えば、「××町××番地、××研究所内××研究室」というように具体的に記載する。ただし、1個の物品を多数の研究室で使用する場合には、それぞれの場所を併記すれば足りる。

なお、使用場所の業務内容からみて、専ら研究目的に使用することが客観的に認定し得ない場合（例えば、大学医学部において免税を受けた物品をその附属病院に設置する場合）があるが、これらの場合には、それが「学術研究用に供されるものであること」を積極的に何らかの書類（校則、定款等）によつて証明し、設置場所について合理的な裏付けをする必要がある。

「**同種品又は類似品について免税を受けたことがあるかどうか**」欄には、免税を受けようとする施設が以前にも同種又は類似品について免税を受けている場合には、単に「あり」ではなく、その「品名、数量、輸入年月日、輸入申告番号」等を記載する。

「**学術研究用品については新規発明品であること又は本邦において製作困難である事由**」欄には、学術研究用品の場合にのみ記載し、標本、参考品、教育用フィルム等については記載する必要はない。

学術研究用品について「本邦において製作困難である事由」の記載に当たっては、単に「本邦において製作困難」又は「国産品は性能的に信頼できない」という抽象的表現は避け、国産困難であるという結論になった経過、理由等を具体的に記載する。例えば、次の

ような要領で記載する。

(1) 同種の国産品がある場合

- (イ) 国産品の製造会社名、型式、銘柄
- (ロ) 輸入品及び国産品の性能、特徴その他の比較
- (ハ) 輸入品及び国産品の長所、短所 ((ロ)と一括して表示してもよい)
- (ニ) 国産品では学術研究の目的が達せられない理由（輸入品でなければいけない理由）、したがって、単に既設の本体、関連装置との関係からサイズが合致しないという程度の理由では不十分であり、性能その他の点で根本的な相違があり、学術研究のためには、輸入品でなければならない理由を明らかにする。

(2) 類似の国産品がある場合

上記(1)に準ずる。この場合、国産品で代替できない理由があれば、その理由を記載する。

(3) 国産品が全くない場合

今後国産することを予定している製造会社等がある場合は、その名称、予定銘柄等及び現在国産されていない理由、例えば、原材料がない事実、技術的に困難な点、その理由、販路が少ないために製作していない場合にはその経済的理由等を記載する。

(4) 特殊事情

免税を受けようとする物品が特殊の性格のものである場合は、その事実を記載する。ただし、長年月使い慣れているなどの事情は、特殊事情とは認めない。

特殊事情の例は、次のようなものである。

- (イ) 輸入する物品よりも優れた国産品が製作されている場合であつても、その輸入品が複原器等の性格を有し、他の物品に対して基準となるようなもの
- (ロ) 諸外国との共同研究を行つている場合等において、データの統一を行う必要から全く同じ物品を用いる必要がある場合
- (ハ) 重要機械類の免税に該当する場合又は船舶修繕用品として、我が国において製作することが困難であると認めて財務大臣が指定又は承認したもの

- 明細書は2通提出することになっているが、免税額が100万円以上の場合は、3通提出する。

国産困難等の確認申請書 (T-1250)

「数量」及び「価格」欄には、その物品の輸入予定数量及び価格を記載するものとし、数種の物品から構成されている装置等の場合の数量は、「Set」又は「組」で記載し、構成する物品の明細書を別紙として添付する。また、価格は、C I Fによることを原則とするが、C I F 価格の記載が困難な場合には、他の建値によって記載しても差し支えない。

「用途」欄には、確認を受けようとする物品の用途を、例えば、「……機のエンジン油

の汚染、変質等の測定用」等と記載する。

「**使用場所**」欄には、地上設備用の物品にあっては、これを設置する場所の住所及び名称を、また、機上装備用の物品にあっては、これを取り付ける航空機等が本拠としている場所の住所及び名称を記載する。

「**製造者**」及び「**製造地**」欄には、その物品の製造会社名並びにその製造工場の所在地及び国名を記載する。

「**輸入の目的**」欄には、この申請に係る物品を輸入して取り付ける航空機及び取付け箇所を記載するほか、その必要性、適合性及び利用価値等のほか、これを輸入することによって得られる効果を詳細に記載する。

「**輸入予定時期**」及び「**輸入予定地**」欄には、当該物品の輸入申告の予定年月日及び輸入申告予定地名（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出予定年月日及びその提出予定地名をかつこ書で併記する。）を記載する（例えば、令和〇〇年〇月上旬、羽田）。

「**同種品又は類似品について承認の有無**」欄には、確認を受けようとする新規発明品等が、以前にも同種又は類似品について確認を受けている場合に、その品名、数量、確認税関名、確認年月日及び確認番号等を、また、同一申請者が2以上の税関に対し同種物品の確認申請を同時に行っている場合には、その申請税関名及び申請年月日を記載する。

なお、該当がない場合には、「なし」と記載する。

「**新規の発明品又は、本邦において製作困難であることの事由**」欄には、新規発明品又は国産困難なものであることの理由等を具体的に記載する。例えば、次のような要領で記載する。

(1) 同種又は類似の国産品がある場合

- (イ) 国産品の製造会社名、銘柄及び型式
- (ロ) 申請物品と国産品との性能、特徴及びその他の点における比較
- (ハ) 性能その他の点で根本的な相違があり、国産品ではその目的が達せられず、申請物品でなければならない理由

(2) 国産品が全くない場合

今後国産することを予定している製造会社等があれば、その会社名、完成予定時期及び銘柄等及び現在国産されていない理由（例えば、原材料がない事実、技術的に困難な点、その理由、販路が少ないため製作していない場合には、その経済的理由等）を記載する。

(3) 特殊事情による場合

数種の物品から構成されている装置等の一構成部品に係る確認申請であって、部品そのものは国産品の方が優れているが、装置としての性能では、申請物品を使用したときの方が優っている場合には、その詳細等を記載する。

「**提出（申請）者**」欄には、免税を受ける資格のある貨物の使用者の住所及び氏名又は名称（輸入者が法人である場合は、その法人の所在地、名称並びに代表者の氏名）を記載する。「航空機安全発着等物品の免税」についての明細書の提出者は、貨物を装備（設置）し、又は装備（設置）するために制作する者の名によって行わせて差し支えない。

（注） 使用者の代理者（輸入商社、通関業者）についても、使用者との間にそれぞれ委任関係が明確であれば、この明細書の提出者になることができる。この場合には、その委任関係を証する「委任状」を添付する。

「**型式**」欄には、機械類等の構造を示す表示、例えば、「沸騰水型」、「噴流式」等を記載する。

「**性能**」欄には、機械類等の性状及び能力を示す表示、例えば、長さ、幅、容積等の性状及び馬力、推力、出力等を記載する。

「**数量**」欄には、輸入（納税）申告書に記載されている免税物品に係る数量を記載する。

「**価格**」欄には、輸入（納税）申告書に記載されている免税物品に係る価格を記載する。

「**用途**」欄には、機械類等の用途を具体的、かつ、詳細に記載する。

「**使用目的**」欄には、機械類等が使用される目的を具体的（例えば、航空機の発着等を安全にするための地上設備として計器着陸誘導の際使用するため等）に記載する。

「**使用方法**」欄には、機械類等を使用する際の方法を詳細に記載する。

「**使用場所**」欄には、機械類等を使用する場所の所在地及び工場名等を記載する。

「**製造者・製造地**」欄には、機械類等のメーカー名及び原産地名を記載する。

なお、「航空機部分品等の免除」の場合、航空機、航空機に使用する部分品及び宇宙開発の用に供する部品の素材については、その使用する場所は税関長の承認を受けることを要するので、使用する工場の名称及び所在地を明確に記載する。

自動車等の引越荷物免税申請書（T—1280）

「**自動車（船舶、航空機）の名称**」、「**型式**」、「**年式**」、「**機関番号**」欄には、例えば、「Ford, Sedan 4door, 1968、 C/N …… E/N ……」等と記載する。

用途外使用に該当しない用途の使用届（T—1285）

特例申告貨物にあつては、「**輸入の許可の年月日**」欄に特例申告書の提出年月日を、「**輸入許可書の番号**」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

関税暫定措置法基本通達 10—1 なお書に規定する「用途外使用に該当しない用途の使用届（航空機の緊急的な修理用部分品関係）」として使用する場合にあつては、添付する契約書等の契約期間又は更新期間を余白に付記する。なお、届出時において、譲渡する物品

が未定の場合には、「輸入許可税関」、「関税の軽減等又は免除を受けた用途及び使用場所」及び「用途外使用に該当しない用途及びその理由」の欄を除き、「未定」と記載する。

特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（T-1290）

特特例申告貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記するとともに、この届出書に添付する「輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書」に代えて、特例申告書を提出したことを証する書類を添付する。

特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書（T-1300）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可の年月日及びその番号」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

免税物品使用場所変更届（T-1310）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

特定用途免税貨物譲渡届（T-1320）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

「関税の免除を受けた用途」欄及び「関税の免除を受けた使用場所」欄には、譲渡しようとする特定用途免税物品が輸入の際、特定用途免税の適用を受けたその用途及び使用場所（変更があったため、税関に「特定用途免税貨物使用場所変更届」を提出した場合には、その変更届に記載した変更後の使用場所）を記載する。

外交官用自動車損傷減税申請書（T-1330）

「新用途」欄には、免税の用途以外に使用しようとする新しい用途（××に売却等）を具体的に記載する。

「新用途に供しようとする事由」欄には、上記新用途に使用する理由を具体的に、例えば「帰国命令が出たが、緊急のため他の免税特権者に譲渡できない」等と記載する。

「減耗その他損傷の概要及び輸入後の走行哩数」欄には、損傷の概要を、例えば「右へ

ッドライト破損、タイヤ使用不能」のように具体的に記載し、輸入後減税申請時までの走行哩数を記載する。

再輸出貨物減免税明細書 (T—1340)

「**輸入の目的**」欄には、例えば「××に取り付けて輸出するため」、「××博覧会に出品するため」等具体的に記載する。

「**使用場所**」欄には、再輸出までの間その物品を使用する場所を、例えば「××町××番地××工場」というように具体的に記載する。

なお、2以上の場所で使用する場合には、それぞれの場所を併記するか又は計画表を添付する。

一時輸出入のための通関手続書類 (T—1345)

I 輸出申告書の記載要領

「A」、「B」、「C」及び「G」欄には、一時輸出入のための通関手続書類（以下「特別通関手帳」という。）の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載する。

「D」欄には、輸出物品の積載船（機）名、出港予定年月日及び仕向地を記載する。

II 輸入（納税）申告書（免税明細書兼用）の記載要領

「A」、「B」、「C」及び「K」欄には、特別通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載する。

「C」欄に記入する物品の用途は、関税定率法第17条第1項各号（第1号、第4号及び第11号を除く。）（（再輸出免税））の規定の表現に即した表現（例えば、商品見本 (Commercial samples)）により記載する。

「F」欄には、輸入物品の積載船（機）名、入港予定年月日及び積出地を記載する。

III 再輸出申告書の記載要領

「A」、「B」、「C」及び「G」欄には、特別通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載する。

「D」欄には、再輸出物品の積載船（機）名、出港予定年月日及び仕向地を記載する。

「F b）」欄には、当該特別通関手帳に係る一時輸入物品で、その再輸出期間内に再輸出されないものがある場合に、当該再輸出されない物品に係る特別通関手帳の総合物品表の品目番号、品名及び数量並びに当該物品について関税定率法施行令第37条第1項（（再輸出貨物の用途外使用等の届出））の規定による届出又は同令第38条（（再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定））において準用する同令第11条第1項（（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続））の規定による亡失届の提出等が行われているときは、その旨を記載する。

「F c）」欄には、上記「F b）」欄に用途外使用等届又は亡失届の提出等について記載した場合に、当該用途外使用等届又は亡失届等の番号を記載させる。

IV 再輸入（納税）申告書の記載要領

「A」、「B」及び「G」欄には、特別通関手帳の表紙の表面の記載事項と同一の内容を記載する。

「C」欄には、輸入物品の積載船（機）名、入港年月日及び積出地を記載する。

V 上記 I から IV までの申告書に係る物品表の記載要領

「品目番号」から「価額」までの欄には、特別通関手帳の総合物品表のそれぞれの欄と同様に記載する。

なお、物品表の続き用紙が使用されている場合、「続き用紙番号・・・」欄には、使用される続き用紙の一連番号を記載する。

外国貨物等亡失届（T—1350）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書等の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

再輸出免税貨物加工証明書（T—1380）

「副産物等」欄には、加工により生じた副産物のほか、加工工程において不良品となり再輸出できないもの、型取り等により生じた切端等の品名及び数量を記載する。

「加工の内容」欄には、再輸出免税貨物に対する加工の内容を加工工程、作業内容、使用した内国貨物等を含めて詳細に記載する。

「備考」欄には、参考になる事項及び添付資料があれば、その資料名等を記載する。

輸出貨物の製造用原料品による製造報告書（ 月分）（T—1460）

「原料品」の各欄には、次の要領により記載する。

特例申告貨物にあつては、「輸入許可書番号・許可年月日」欄に特例申告書の番号及び特例申告書の提出年月日进行かつこ書で併記する。

「品名及び規格」欄には、「輸入許可書番号及びその許可年月日」欄（以下「輸入許可書番号等」欄という。）別に、その各欄に係る輸入許可書に記載されている品名及び規格（例えば、豪州粗糖 糖度 97.1° 等）を記載する。

「前月末繰越数量」欄には、前月（報告書提出年月日の属する月の前々月を意味する。以下同じ）から繰り越された原料品の未使用数量（前回提出の報告書の「原料品」欄の「未使用残高」欄に記載された数量と同一）を、「輸入許可書番号等」欄別に、その各欄に係

る輸入許可書に記載されている数量単位により記載する。

「**当月中製造工場搬入量**」欄には、当月（報告書提出年月日の属する月の前月を意味する。以下同じ）中に、輸出貨物の製造のため指定製造工場に搬入された数量を、「輸入許可書番号等」欄に記載する（「前月末繰越数量」とは別欄になる）。

「**製造に使用した数量**」欄には、当月中に輸出貨物の製造に使用された原料品の数量（仕掛品中に含まれる原料品の数量を含む）を、「輸入許可書番号等」欄別に記載する。

「**製品及び副産物**」の各欄には、次の要領により記載する。

「**製品の品名及び規格**」欄には、製品の品名（輸出貨物の品名となる）及び規格を品名等が異なるごとに記載する。

「**副産物の品名及び規格**」欄には、「製品の品名及び規格」欄に記載した製品の製造に際してできた副産物の品名及び規格を記載する。

なお、「製品の品名及び規格」欄（以下「製品の品名等」欄という）別に免税原料品を使用して製造した製品に係る副産物については、記載を省略して差し支えない。

「**前月末繰越数量**」欄には、前月末に繰り越された製品の在庫数量を、「製品の品名等」欄別に記載する。

「**当月分出来高**」欄には、当月中に製造された製品の数量を「製品の品名等」欄別に前欄と同じ数量の単位により記載する。

「**当月中搬出数量**」欄の記載は、次による。

「**輸出完了**」欄には、製造工場から搬出されて輸出許可された製品の数量を「製品の品名等」欄別に記載する。

なお、製造報告書には、この欄に記載された数量に係る輸出許可書を添付する。

「**輸出未了**」欄には、輸出のため製造工場から搬出されたが、まだ輸出許可がされていない製品の数量を記載する。

「**その他**」欄には、製造が2以上の工場にわたって行われる場合における次の製造工程の工場に引き渡した数量を記載する。

「**計**」欄にの、「輸出完了」、「輸出未了」及び「その他」欄にそれぞれ記載された数量の合計数量を記載する。

「**仕掛品**」の各欄には、次の要領により記載する。

「**原料品の品名及び規格**」欄には、仕掛中の原料品の品名及び規格（「原料品」欄に記載された品名及び規格と同じもの）を、原料品の品名等が異なるごとに記載する。

「**前月末繰越数量**」欄には、前月末に繰り越された仕掛品の数量を、「原料品」欄に記載された数量単位により記載する。

「**製造に使用した原料品**」欄には、「原料品」欄のうち「製造に使用した数量」欄に記載された数量と同一の数量を記載する。

「**製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量**」欄には、製品及び副産物の出来高から所定の方法により算出されたその製品及び副産物に含まれる原料品の数量を記載する。

戻し税に係る製造工場承認申請書 (T-1480)

「承認を受けようとする製造工場の名称及び所在地」欄には、承認を受けようとする個々の製造工場を記載する。したがって、本社が東京にあつて、承認を受けようとする工場が川崎にあるような場合の工場の名称は、「××株式会社川崎工場」であり、その所在地は、本社の所在地ではなく、川崎工場の所在地である。

「承認を受けようとする期間」欄には、製造の期間を勘案し、承認を受けようとする期間を記載する。

「製造しようとする貨物」欄には、関税定率法施行令第 52 条 1 項に掲げる製造しようとする貨物の品名及び承認期間内に予定されている輸出見込数量の概数を記載する。

「払戻し（減額）を受けようとする原料品」欄には、令第 52 条第 1 項の表の輸入原料品の品名及び承認期間内に予定されている使用見込数量を記載する。

「上記原料品の入手経路」欄には、輸入原料品の主な入手経路を記載するものとするが、流通経路の具体的な把握が困難な原料品については、承認工場が直接入手する入手先を記載すれば足りる。

「製造の方法」欄には、承認を受けようとする製造工場の工程を簡略に記載する。

輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書 (T-1490)

「輸出貨物」欄の「品名」及び「数量」欄には、関税の払戻し（減額・控除）の対象となる輸出貨物の品名、数量を記載する。

なお、数量は、通常取引において使用する数量の単位（例えば、みかん缶詰の例では、缶数又はケース数）による数量を記載してよいが、なるべく輸出申告書に記載する単位による数量をかつこ書する。（例えば、第 1 号 Canned Mandarin Orange Juice 150Cases (2,245kgs)）。

「関税の払戻し（減額・控除）を受けることができる原料品」欄の「品名」及び「数量」欄には、「輸出貨物」の欄に記載した輸出貨物の製造に使用された原料品の品名及び数量を記載する。この場合の数量の単位は、その原料品の輸入許可書に記載されている数量単位による（例えば、豪州粗糖 175kgs）。

精製糖引渡証明書 (T-1510)

特例申告貨物にあつては、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入年月日」欄に特例申告書の提出年月日进行かつこ書で併記する。

輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書（T—1520）

「払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額」欄には、毎会計年度の各四半期（1 カ月ごとに払戻しを受ける旨の申請をするものにあつては1 カ月。以下同じ）内に輸出された（減額又は控除を受けようとする場合にあっては、輸出申告をした。以下同じ。）貨物の製造に使用された原料品に係る関税について払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額を記載する。この場合において、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額に1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を記載する。

なお、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額は、輸入許可書の「税額合計」欄又は「輸入原料品納税済証明書」（原料品が大量に輸入され、その一部が使用された製品の製造及び輸出が小口に分割して行われるような場合に、輸入許可書の分割のため、輸入許可税関（特例申告貨物にあっては、特例申告書を提出した税関。以下同じ。）から発給を受けたもの）の「税額」欄に記載された関税の額を限度とする。

「払戻し（減額・控除）を受けようとする関税額の算出根拠」欄には、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額を算出した算式を記載する（例えば、輸入原料品が砂糖 1, 227 kg の場合、「 $1, 227 \text{ kg} \times ¥41. 50 / \text{kg}$ 」）。

「輸出貨物」欄には、毎会計年度の各四半期（又は1 カ月）内に輸出された払戻し（減額・控除）の対象となる令第52条第1項の表の上欄に掲げる輸出貨物の品名、個数及び数量を記載する。

なお、数量は通常取引において使用する数量の単位による数量を記載してよいが、なるべく輸出申告書に記載された単位による数量をかつこ書する。

「輸出貨物の製造に使用した輸入原料品」欄には、毎会計年度の各四半期（又は1 カ月）内に輸出された輸出貨物の製造に使用した原料品のうち関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする原料品に係る品名、数量、輸入許可の年月日及び輸入申告の番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をかつこ書で併記する。）を、また、輸入許可税関から輸入原料品納税済証明書の発給を受けたものである場合は、その証明書の発給年月日及び番号を記載する。この場合の数量の単位は、その原料品の輸入許可書等に記載されている数量の単位による。

輸入原料品納税済証明書（T—1530）

特例申告貨物にあっては、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入年月日」欄に特例申告書の提出年月日をかつこ書で併記する。

内貨原料品による製品に係る確認申請書（T—1580）

「外貨原料品と同種の原料品」欄の「品名」、「品質、規格等」及び「数量」欄には、外貨原料品に振り替えて使用された内貨原料品（性質、形状、用途その他の特徴において、その外貨原料品と同種であつて同様の商品価値を有するもの。以下「振替原料品」という）の品名及び品質（例えば、成分の含有率、濃度等）、規格及び数量を記載する。この場合に、製品の製造工程において、他の物品が同時に製造される場合には、その保税作業に使用した振替原料品の数量を製造された各保税製品の価格によりあん分したその輸出製品に対応する振替原料品の数量を記載する。（原料数量の算出方法については、関税定率法基本通達 19 の 2—3（製造工程において他の物品が同時に製造される場合の免税数量）の(1)に掲げる粗銅の数量の算出方法を参照）

また、石油製品については、その輸出石油製品の数量に下表に掲げるその製出製品に見合う係数を乗じて得た数量を記載する。

	揮発油		灯油	軽油	重油		
	粗製のもの	その他			A重油	B重油	C重油
係数	0.86	0.97	1.13	1.13	1.13	0.83	0.77

「その他の原料品」欄の「品名」及び「数量」欄には、輸出製品の製造に当たり、保税作業において振替原料品以外に他の原料品を使用している場合には、その主な原料品の品名及び数量を記載する。

「同時に製造されるその他の物品」欄の「品名」、「数量」及び「価格」欄には、振替原料品を使用して輸出貨物を製造する工程において、その製品とは別な他の物品が同時に製造される場合（例えば、原油から重油を製造する際に同時に揮発油、灯油及び軽油が製造される場合、粗銅から電気銅を製造する際に同時に脱銅スライムが製造される場合等）には、その他の物品の品名、数量及び価格を記載する。

なお、石油製品については、「価格」欄の記載は必要ない。

「計算の基礎」欄には、振替原料品を使用して製造された輸出製品又は他の物品の製造歩留率及び価格あん分方式によつた場合のその輸出製品に対応する振替原料品の数量の計算の基礎等税関の確認上必要と思われる事項を記載する。

「確認を受けた原料品の数量」欄には、確認書の「外貨原料品と同種の原料品」欄中、「数量」欄に記載された振替原料品の数量を記載する。したがつて、税関で是正された場合には、その是正された数量を記載する。

なお、フェロニッケルを使用してステンレス鋼を製造する場合で、振替原料フェロニッケルと同種の外貨原料フェロニッケルのニッケルの含有率が異なる場合（以下「ニッケルの場合」という）には、振替原料フェロニッケルの含有率をかつこ書で併記する。

「関税の免除を受けようとする輸入貨物数量」欄には、関税の免除を受けようとする振替原料品と同種の輸入外貨原料品の数量を記載する。

なお、ニッケルの場合においては、免税輸入する外貨原料フェロニッケルの数量は、次により算出したものとし、免税輸入する外貨原料フェロニッケルのニッケル含有率をかつ

こ書で併記する。

$$\frac{\text{確認を受けた振替原料品の数量}}{\text{振替原料品のニッケル含有率}} \times \frac{\text{振替原料品のニッケル含有率}}{\text{免税輸入する外貨原料品のニッケル含有率}}$$

「**確認を受けた原料品の数量の残数量**」欄には、「関税の免除を受けようとする輸入貨物の数量」欄に記載した数量が、「確認を受けた原料品の数量」欄に記載した数量の一部である場合には、その内取り数量を差し引いた残数量を記載する。

なお、ニッケルの場合においては、振替原料品及び免税輸入した外貨原料品をニッケル換算した場合の差引数量を振替原料品のニッケル含有率で除して得た数量を残数量として記載し、ニッケル含有率をかつこ書で併記する。

内貨原料品による製品の輸出に係る免税明細書（T—1590）

「**申告番号**」欄には、輸入（納税）申告書の輸入申告番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の番号）を記載する。

「**関税の免除を受けようとする輸入貨物の数量**」欄には、免税輸入しようとする外貨原料品の数量を記載する。この場合の数量は、税関の確認を受けた内貨原料品による製品に係る確認申請書（以下「確認書」という）の確認を受けた原料品の数量の範囲内とし、既にその数量の一部を免税輸入しているときは、その残数量を限度とする。

「**免除を受けようとする関税の額**」欄には、免税輸入しようとする外貨原料品の上記数量に対応する関税額を算出し、免税額として記載する。

「**免除を受けようとする関税の算出根拠**」欄には、振替原料品による保税作業の製造工程において、他の物品が同時に製造される場合（例えば、原油から重油を製造する際に揮発油、灯油、軽油が製造される場合）に適用する価格あん分方式により免税額を算出した場合（その保税作業に使用した振替原料品の数量を製造された各保税製品の価格によりあん分する場合の基礎となる割合のうち、その輸出製品に係る割合を、関税の免除を受けて輸入しようとする外貨原料品の関税の額に乗じて得た額を免税額とする。）にのみ、免税額を算出した算式を記載する。

「**税関長の確認を受けた当初の原料品の数量**」欄には、確認書の確認を受けた原料品の数量を記載させる。したがって、一部免税輸入した場合であっても、その残数量ではなく、最初に確認を受けた数量を記載する。

「**税関長の確認を受けた原料品を使用して製造した製品の輸出（積戻し）の許可年月日**」欄には、確認書に税関で表示した振替原料品による製品の輸出許可年月日を記載する。

なお、振替原料品がフェロニッケルである場合には、そのニッケルの含有率をかつこ書する。

○ 税関の確認を受けた「内貨原料品による製品に係る確認申請書」1通を添付する。

戻し税を受けるため課税（未納税）原料品を保税工場等に

入れることの承認申請書（T—1600）

特例申告貨物にあつては、「課税（未納税）原料品の輸入許可年月日」欄に、特例申告書の提出年月日又は決定通知書の発出年月日をかっこ書で併記する。

「課税原料品を輸出貨物の原料品として使用する理由」欄には、保税工場又は総合保税地域における輸出貨物の製造に、課税原料品を使用せざるを得なくなった理由（例えば、外貨原料品がなくなり、国産原料品の調達又は外貨原料品の輸入も数カ月間は望めないの、製品の納期に間に合わなくなったこと等）を詳細に記載する。

課税（未納税）原料品による輸出貨物の製造終了報告書（T—1610）

特例申告貨物にあつては、「課税（未納税）原料品の輸入許可の年月日」欄に、特例申告書の提出年月日又は決定通知書の発出年月日をかっこ書で併記する。

課税原料品による製品の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書（T—1620）

「払戻し（減額・控除）を受けようとする金額」欄には、払戻しを受けようとする課税原料品について納付した関税（減額又は控除を受けようとする場合にあっては減額又は控除を受けようとする課税原料品について納付すべき関税。以下同じ。）の額を記入するが、その記入すべき払戻し（減額・控除）額の算定は、次による。

- (1) 課税原料品を使用して製造した貨物（副産物が生じたときはその副産物を含む。以下同じ。）の全部が輸出されたとき 製造に使用した課税原料について納付した関税の全額
- (2) 課税原料品を使用して製造した貨物の一部が輸出されないとき その輸出貨物中に含まれることとなつた部分に対応する課税原料品の関税の額

（注） 算出方式

$$\text{払戻し額} = \frac{\text{課税原料品について納付した関税額}}{\text{製品の合計額}} \times \text{輸出貨物の価格}$$

この場合において、払戻し額の算定上さしたる影響を与えないようなさ細なもので、国内に引き取られる副産物については、便宜これを除外して計算して差し支えない。

- この申請書には、課税原料品の「輸入許可書」又は「輸入原料品納税済証明書」（T—1530）及び税関の確認を受けた「課税原料品による輸出貨物製造終了報告書」（T—1610）を添付する。

違約品等保税地域搬入届（T—1630）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入

申告番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

違約品等保税地域搬入期間延長承認申請書 (T—1631)

特例申告貨物にあつては、この申請書に添付する「輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書」に代えて、特例申告書を提出したことを証する書類を添付する。

違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書 (T—1660)

「輸出者」欄には、廃棄した違約品等の外国における荷送人（輸出許可書の「仕出人」の欄に記載されている仕出人（インボイスの名義人）の住所及び氏名又は名称を記載する。

「製造者」欄には、廃棄した違約品等を製造した外国の製造者の住所及び氏名又は名称を記載する。

「輸入者」欄には、廃棄した違約品等を当初輸入した者（輸入許可書の「輸入者」の欄に記載されている輸入者）の住所及び氏名又は名称を記載する。

「納入元」欄には、その違約品等を輸入者が輸入後他の者に納入していた場合には、その納入先の住所及び氏名又は名称を記載する。

軽減税率適用明細書 (T—1670)

「品名」欄には、輸入（納税）申告書に記載した品名を記載する。なお、揮発油については、商取引において用いられる名称、例えば、「ナフサ B—210」等と記載する。

「規格」欄には、揮発油については比重及び蒸留温度を記載する。

「価格」欄には、輸入（納税）申告書に記載した CIF 価格を記載する。

「用途」欄には、原料品の使用用途を具体的に記載する。なお、糖化用とうもろこしの場合には、「コーンスターチ製造用」のほか、「糖化用」を、暫定法別表第 1(A)第 84.63 号の 2 に掲げる減速機の部分品及び第 84.65 号に掲げるプロペラの部分品の場合には、「船舶用減速機製造用」等のほか、当該物品が使用される減速機等の能力等を併記する。

「使用場所」欄には、その物品を特定用途に使用する場所の名称及び所在地を記載する。なお、糖化用とうもろこしの場合は、コーンスターチ製造工場の名称及び所在地のほか、コーンスターチ製造業者から販売を受ける指定団体の名称及び所在地並びに糖化業者の名称及び所在地を記載する。また、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合にあっては、当該ひき割りとうもろこし製造者に係る製造工場の名称及び所在地も記載する。

「当該物品より製造される製品」の「品名」欄には、製品が石油化学製品の場合は、関税暫定措置法施行令で指定した品名を記載し、また、糖化用とうもろこしの場合は、「コ

ーンスターチ」のほか、糖化業者段階における最終製品の品名、例えば、「水あめ」等を記載する。

軽減税率適用貨物譲渡届（T—1680）

特例申告貨物にあつては、「**輸入許可年月日**」欄に特例申告書の提出年月日を、「**輸入許可書番号**」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

「**譲渡使用とする理由**」欄には、届出に係る軽減税率適用貨物を譲渡する理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲受者の用途を記載する。

減免税物品の転用確認申請書（T—1685）

特例申告貨物にあつては、「**輸入許可年月日**」欄に特例申告書の提出年月日を、「**輸入許可書番号**」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

農林漁業用無税重油等振替申請書（T—1690）

特例申告貨物にあつては、「**輸入許可年月日及び輸入許可書の番号**」欄に特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

関税暫定措置法関係

減免税物品に関する帳簿（P—1000）

特例申告貨物にあつては、「**輸入許可年月日**」欄に特例申告書の提出年月日を、「**輸入許可書番号**」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

製造用原料品譲許の便益の適用明細書（P—1100）

「**譲許の便益の適用を受けようとする原料品**」欄には、この明細書を添付する輸入（納税）申告書に記載されている品名、数量を記載する。

「**製造の期間**」欄には、関税暫定措置法第9条の2第1項に係る譲許の便益の適用を受けようとする原料品による製造の期間を記載する。

加工・組立輸出貨物確認申告書（P—7700）

「**輸出貨物の品名等**」欄の「**輸出申告価格の計算の基礎**」欄には、製造価格(通常の一般管理費及び利潤を含む。)及び船積みまでに要する費用等を記載する。

「**加工(組立)地名及び加工(組立)業者名**」欄には、輸出原材料を原料として製品の加工又は組立てを行う国(地)及び製品の加工又は組立てを行う業者名を記載する。

「**加工又は組立の概要**」欄には、輸出原材料を原料として加工又は組立てられる製品の工程の概要を記載する。

「**その他参考となるべき事項**」欄には、生地見本の提出の有無を記載する。また、契約書等が提出されない場合、「令第22条第2項ただし書扱い」である旨を記載する。

〔**契約実績表(総括)** (P—7700号—2)〕

「**輸出申告価格**」欄には、減税対象となる輸出原材料の輸出申告価格(合計額)を記載する。

「**年月日**」欄には、当該委託加工契約についての確認年月日を記載する。

「**税関官署名**」欄には、確認税関官署名を記載する。

「**契約に係る輸出原材料価格**」欄には、1契約にかかる輸出原材料の輸出申告価格(合計額)を記載する。

〔**契約実績表(個別)** (P—7700号—3)〕

契約実績表(個別)は、輸出原材料ごとに作成する。

「**品名等(性質、形状等)**」欄には、輸出原材料の1品名のみを記載する。

「**実輸出数量**」欄には、1輸出にかかる「品名等(性質、形状等)」欄に記載された輸出原材料の通関済み数量を記載する。

「**年月日**」欄には、当該委託加工契約書についての確認年月日を記載する。

「**契約数量**」欄には、当該委託加工契約上の輸出原材料(「品名等(性質、形状等)」欄に記載されたものに限る。)の数量を記載する。

「**残数量**」には、実輸出数量から契約数量を差し引いた数量を記載する。

附属書(P—7710)

附属書には、同一契約に係る輸出原材料の輸出及び製品の輸入に係る事項を記載する。

「**1. 輸出原材料の概要**」欄中の各事項欄には、1契約を履行するために輸出されるすべての輸出原材料のうち、減税対象となる原材料に関する事項を記載する。

「**2. 加工又は組立ての際生ずる副産物**」欄中、

「**価格**」欄には、加工国における価格を記載する。

「**処理方法**」欄には、副産物の具体的な処理方法、例えば、「加工費の一部(金額を具体的に記載する。)」として加工業者に支給」等と記載する。

「**3. 輸出原材料の使用実績**」欄中、

「品名等」欄には、加工又は組立国（地）において加工又は製造された品名、スタイル番号及び使用された主要輸出原材料名等を記載する。

「実輸出数量」欄には、1 契約に係る表生地等の主要輸出原材料の通関済み輸出数量を記載する。なお、輸出原材料が副資材のみの契約については、契約数量を記載することとして差し支えない。

「申告年月日、申告番号」欄及び「税関官署名」欄には、当該輸入申告に係る申告年月日、申告番号及び税関官署名を記載する。

「使用数量」欄には、当該輸入申告に係る製品の加工等に使用した主要輸出原材料の数量を記載する。

「残数量」欄には、実輸出数量から実際に使用した数量を差し引いた数量を記載する。

加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）（P-7720）

「貨物の性質、形状の明細」欄には、輸出貨物全般の性質及び形状、記号、番号のほか、加工又は修繕をする部分の性質、形状、記号、番号その他その貨物が再輸入される際にその同一性を確認するのに便宜な事項を記載する。

「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、修繕のためのものにあつては、輸出貨物の購入価額、使用期間、輸出の際の価格、船積みまでに要する諸費用等を記載し、加工のためのものにあつては、製造原価（通常の一般管理費及び利潤を含む。）、船積みまでに要する諸費用等を記載する。

「加工又は修繕の概要」欄には、加工又は修繕のため輸出される貨物に行われる加工又は修繕の概要を記載する。

「加工（修繕）地名」欄には、加工又は修繕のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出し、加工又は修繕を行う締約国を記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、契約書等が提出されない場合、「令第 31 条の 3 第 1 項において準用する令第 22 条第 2 項ただし書扱い」である旨記載する。

コーンスターチ製造用無税とうもろこしに関する帳簿（P-8010）

「原料欄」の部中、「規格」欄には、銘柄及びでん粉歩留りを記載し、「数量」欄には、輸入許可書の記載数量単位により記載する。

特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

「製品欄」の部中、「規格」欄には、コーンスターチの性状（例えば、乾燥、生又は乳液の別）、水分の含有量等を記載し、「販売年月日」、「販売先」及び「販売数量」の各欄には、製造したコーンスターチの直接販売に係るもの（自社使用の場合は、使用年月日、自社名及び使用数量）を記載する。

丸粒とうもろこしの使用状況報告書 (P—8013)

数量の記載にあたっては、1ヶ月分を、報告者が丸粒とうもろこしの販売者である場合には、輸入許可ごとに、報告者が使用者である場合には財団法人日本穀物検定協会が発給する認定ごとにまとめて記載する。

丸粒とうもろこしに関する帳簿 (P—8014)

特例申告貨物にあつては、「**受入（輸入許可）年月日**」欄に特例申告書の提出年月日を、「**受入先（輸入許可書番号）**」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿 (P—8015)

＜「原料（とうもろこし）欄」の記載要領＞

- (1) 「**受入先**」欄には、ひき割りとうもろこし製造者がコーンフレーク製造者の委託を受けた場合における当該委託者であるコーンフレーク製造者名を記載する。
- (2) 「**規格**」欄には、とうもろこしの産地、種類及び品質の等級（例えば、「アメリカ・イエローNo. 2」等）を記載する。
- (3) 「**課税標準価格**」、「**軽減を受けた関税額**」、「**輸入許可年月日**」及び「**輸入許可書の番号**」（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をカッコ書で併記する。）の各欄には、事後確認上必要と認められる場合には、ひき割りとうもろこし製造者にも記載させる。

＜「中間製品（ひき割りとうもろこし）欄」の記載要領＞

- (1) 「**規格**」及び「**数量**」欄には、コーンフレーク製造者がひき割りとうもろこし製造者に委託した場合にあつては、ひき割りとうもろこし製造者には製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量を、コーンフレーク製造者にはひき割りとうもろこし製造者から受け入れた当該ひき割りとうもろこしの規格及び数量（原料から製品まで一貫して製造する場合にあつては、製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量）を記載する。この場合における当該欄には、コーンフレーク製造用ひき割りとうもろこしの数量及び当該ひき割りとうもろこしの粒度（例えば、「4～6メッシュ」等）を記載する。
- (2) 「**副産物の品名**」及び「**副産物の数量**」欄には、コーンフレーク製造用のひき割りとうもろこしの製造の際に生ずる当該ひき割りとうもろこし以外の物品（例えば、コーンフレークの製造に適しないひき割りとうもろこし、コーンミール、胚芽、表皮等）の品名の異なるごとに記載する。

＜「製品（コーンフレーク）欄」の記載要領＞

「副産物の品名」及び「副産物の数量」欄には、コーンフレークの屑等について品名の異なるごとに記載する。

軽減税率適用物品に関する帳簿（P—8050）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（輸入者用）（P—8060）

特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

輸入者と精製者（工場）が異なる場合には、「使用年月日」、「使用場所」及び「使用数量欄」については、精製者（工場）に輸入高糖度原料糖の製造を委託した年月日、精製者（工場）名及び数量を記入する。

高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（精製者用）（P—8070）

「使用場所」については、様式右上の「使用場所」欄に記載し、原則として使用場所毎に作成する。

<原料欄の記載要領>

特例申告貨物にあつては、「受入（輸入許可）年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

「受入先」欄には、精製業者が輸入者等から委託を受けた場合における当該委託者である輸入者等を記載する。

「混じて使用した他の原料」の「品名」欄には、高糖度原料糖に混じて使用した同種の他の原料品（国内産糖、一般粗糖等）を記載する。

<「製造製品」欄の記載要領>

「製造製品」及び「副産物」の「品名」欄及び「数量」欄には、高糖度原料糖から製造した製品（例えば、上白糖、グラニュー糖等）及び副産物の品名の異なるごとに記載する。

<「事業場から出した物品」欄の記載要領>

「事業場から出した物品」の「品名」及び「数量」欄には、高糖度原料糖から製造した製品（例えば、上白糖、グラニュー糖等）等の品名の異なるごとに記載する。

Certificate of Origin（原産地証明書）（P—8210）

証明書の「8. Origin Criterion (原産地基準)」欄には、関税暫定措置法施行規則（以下「規則」という。）第8条及び第9条に基づき次の要領により記載することとなっているので、留意する。

特恵受益国における生産の状態	第8欄の記入方法
1. 規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合	「P」と記入する (例) “P”
2. 規則第9条に掲げる条件に該当する場合	「W」と記入し、輸入される物品のHS品目番号を記入する。 (例) “W”96.18

関税賦課決定請求書 (P-8100)

1. 関税賦課決定請求書記載事項の共通事項

- (1) この請求書は、請求者及び代理人が異なるごとに別請求書とする。
- (2) 申告が3欄以上となる場合には、「関税賦課決定請求書つづき (その)」(P-8100号—2)を使用する。

2. 関税賦課決定請求書の記載要領

「請求番号」欄には、賦課決定請求書の受理一連番号（暦年）を記載する。

「請求者」の「住所」及び「氏名（名称及び代表者の氏名）」の欄には、賦課決定の請求に係る輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書に記載されている申告者又は納税者の住所及び氏名又は名称を記載する。「輸入者符号」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25—6に規定する符号を記載する。通関業者が代理請求をする場合には、「代理人」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。

「賦課決定請求前」欄の「課税標準」、「所属区分又は種類等」、「税率」及び「税額」等の項目については、輸入申告書又は賦課決定通知書に記載されている貨物についての各項目該当事項を受入科目別に記載する。

「賦課決定後」欄の各項目については、賦課決定後の各項目該当事項を記載する。

「賦課決定の請求により減少する税額」欄には、賦課決定請求前の税額から賦課決定後の税額を差し引いた残額を記載する。

「その他の訂正事項」欄には、「賦課決定請求前」欄及び「賦課決定後」欄の各項目に該当する事項以外の事項について訂正すべき事項を記載する（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等の添付書類の記載事項を訂正する必要がある場合は、この欄に訂正する書類名等を記載する。）。

「参考事項」の欄は、次による。

- (1) 賦課決定に必要な、添付書類等を記載する。
- (2) 輸入許可前引取貨物の賦課決定の請求の場合には、輸入許可前引取承認年月日を記載する。

「還付又は充当等の別」欄の各項目の記載については、次による。

- (1) 税額の差額の還付を希望する場合には、「還付」の項に×印を付し、賦課決定の請求者について他に納付すべき関税がある場合で、賦課決定による差額をその関税に充当することを希望するときは、「充当」の項に×印を付す。

なお、充当を希望する場合には、適宜の様式により、他の関税に充当しようとする旨を記載した書面を提出するものとする。

- (2) 「小切手受領」及び「金融機関を通ずる受領」の項には、還付を希望する場合に限り希望するいずれかの受領方法の項に×印を付す。金融機関を通ずる受領の場合には、銀行名又は郵便局名並びに預金の種類及び名義を記入する。

なお、「国庫金送金」の欄は、請求者が国税収納金整理資金事務取扱規則第 76 条に規定する隔地送金の手続による支払を希望する場合に限り記入する。

「通関士記名」欄には、「通関士〇〇〇〇」と記名をする（ゴム印でもよい。）。

減免税物品滅却届（P—9510）

特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をカッコ書で併記する。

特 例 法 関 係

免税物品輸出入申告書（F—1040）

「識別記号及び番号」欄には、合衆国軍隊等との契約書番号又は合衆国軍隊等の発注番号及び貨物の記号、番号等を記載する。

「明細」欄には、一般貨物についてはその品名ごとに詳細を記載し、自動車の場合は、車台番号及びエンジン番号を記載する。ただし、合衆国軍隊の軍用貨物の場合は、その旨を記載すれば足りる。

「価格」には、C I F 価格を記載する。ただし、軍用貨物については、上記「明細」の欄の記載方法に準ずる。

裏面の合衆国軍隊の記載欄には、免税適用を受けるために必要とされる合衆国軍隊の権限ある官憲の署名が必要である。

輸入（譲受）申告書（F—1250）

「代理人の住所、氏名（名称）」欄には、譲受人が通関業者等に通関手続を依頼した場

合に通関業者等の住所、氏名又は名称を記載する。

申告書上段の「**申告種別符号**」、「**申告番号**」等及び中段の「**品名**」、「**番号**」、「**統計細分**」、「**単位**」、「**正味数量**」、「**申告価格**」、「**減免税条項適用区分**」、「**内国消費税等の記号**」及び下段の「**個数・記号・番号**」、「**関税法第 70 条関係許可承認等**」の欄の記載は輸入（納税）申告書の場合に準じて行う。

「**税表細分**」、「**内国消費税等課税標準額**」、「**税率**」、「**種別等・税率**」、「**関税額**」、「**内国消費税等税額**」及び「**税額合計**」欄には、記載を要しない。

「**承認番号**」欄には、合衆国財産を合衆国軍機関から譲り受けることにつき、日本国政府（経済産業省）が合衆国軍機関に対して同意した旨を記載した「同意書」の番号を記入する。

「**契約書等**」欄には、譲渡人が合衆国軍隊、公認調達機関又は歳出外資金機関であるときは、譲受けに関する契約書又はこれに代わるべき書類の添付が必要であるので、その添付の旨をチェックする。

- (1) 1 申告書として記載できる品目の範囲は、申告書上欄の各項目に記載すべき事項が共通している品目とする。
- (2) 品名欄の各欄の課税価格が 20 万円以下のものの申告については、輸入（納税）申告書の少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領に準ずる。

コンテナの免税部分品使用届出書（A—1020）

特例申告貨物にあつては、「**修理に供した免税部分品**」欄のうち、「**輸入許可の年月日**」欄に特例申告書の提出年月日を、「**輸入許可書等の番号**」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。

とん税及び特別とん税法関係

とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書（S—1010）

「**納税義務者となるべき者**」欄には、運航者がとん税の納付事務を行わせようとする者（自ら行う場合は申請者自身）を記入する。これらの者が法人である場合には、その法人の代表者（代理権を有する支店長等を含む。）の名を記載する。

「**本邦にある主たる営業所及び代表者**」欄には、外国法人で我が国の会社法の規定により登記した我が国における主たる営業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。

「**納付事務を行う営業所等及びその責任者**」欄には、特別納税義務者の住所のほかに、その承認に係るとん税の納付についての事務を実際に行う事務所が別にあるときは、その

所在地、名称及び責任者の氏名を記載する。

「**添付書類**」欄には、申請者が法人である場合に申請書に添付することとされている「**特別納税義務者**」となる者の登記簿の謄本又は抄本の有無について記載する。

とん税及び特別とん税納付申告書（S—1015）

「**納付とん税および特別とん税の額**」欄には、適用税率にその船舶の総トン数を乗じた額（実際に納付すべき金額）を記載する。この場合において、その純トン数にトン未満の端数があるときにはこれを切り上げて1トンとして計算させる。また、算出されたとん税及び特別とん税の額に100円未満の端数金額がある場合には、その端数金額を切り捨てた後の金額をこの欄に記載する。

「**申告者**」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合には、その職務代行者）が記載するが、税関長の承認を受けて定めた特別納税義務者があるときは、その者が申告者となり、その者の住所氏名又は名称を記載する。

非課税理由の証明（S—1030）

「**船長又はその代理人**」の項は、船長又は船長に代わつてその職務を代行する者（一等航海士等）の氏名を記載し、その者が押印する。

「**納税義務者**」欄には、船長又はその職務代行者が納税義務者であるときは、その住所氏名を記載する。ただし、当該船舶のその開港における納税義務者として船長以外の者について税関長の承認を受けているときは、その者の住所及び氏名又は名称を記載する。

この証明手続を行う場合には、「とん税及び特別とん税の納付申告書」及び「納付書」の提出は必要がない。

とん税納付前出港承認申請書（S—1040）

「**申請者**」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合にはその職務代行者）が記載するが、運航者が特別納税義務者であるときは、その者が申請者として記載する。

「**とん税の納付前に出港することを必要とする理由**」欄には、とん税の課税標準の調査のため、その船舶の積量の測度がその入港した開港で受けられない場合、銀行の閉店後に入港し両替ができない場合、非課税に該当するかどうかについて税関の判定に日時を要し、出港の時までに決定ができない場合等具体的な事由を記載する。

「**担保物**」欄には、金銭、国債、地方債、税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）及び税関長が確実と認める保証人の保証（税

関長が確実と認める船会社、船舶代理店等の保証を含む）のうちいずれに該当するかの別を記載する。

○ 申請書には、「とん税及び特別とん税納付申告書」を添付する。

保証書（S—1050）

「**保証人**」の項には、銀行、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫その他税関長が確実と認める船会社、船舶代理店等のうち、その保証をする者の住所及び氏名又は名称を記載する。

「**支払場所**」の項には、支払場所である日本銀行の本店、支店、代理店又は歳入代理店の店舗名を記載する。

金銭担保充当申告書（S—1090）

「**納税義務者**」の項には、とん税納付前出港承認を受けた納税義務者名を記載する。

本文中の「年月日」及び「金……也」の項は、担保を提供した年月日及びその担保の金額（供託書正本記載の金額）を記入する。

「**納税告知番号**」の欄には、納税通知書又は更正通知書の別及びその番号を記載する。

「**とん税及び特別とん税額**」欄には、上記通知書により確定した税額を記載する。

「**充当しようとする金額**」欄には、納付すべきとん税及び特別とん税のうち、担保として提供した金額によつて充当しようとする額を記載する。

通関業法関係

許可等条件変更申請書（B—1010）

「**変更内容**」の項には、条件の変更を申請する場合には、その変更の内容（例えば、取扱貨物の種類〇〇を〇〇に）を、期限の延長を申請する場合には期限の延長を、また、条件の解除を申請する場合には、「取扱貨物の限定解除」と記載する。

通関業許可申請書（B—1060）

<記載事項>

「**置こうとする通関士の数**」欄には、貨物限定の条件を受けようとする場合であつて通関士を置かないこととするときは、記載を要しない。

なお、「置こうとする通関士」とは、通関士試験に合格した者で、現に、申請者に雇用されているか、又は雇用することが雇用契約等により確実であると認められる者とする。

したがって、それが単に不特定の見込みである場合は含まない。

「**取り扱おうとする貨物の種類**」欄には、取り扱おうとする貨物の種類が一定の種類のみに限ることを希望する場合にのみ、その種類を記載する。

「**通関業務以外の事業を営んでいるときはその種類**」欄に、例えば、港湾運送事業（第×種、許可第×号）、倉庫業（登録第×号）等のように、その許可等の番号、種類、年月日までを記載する。

＜添付書類＞

申請書には、通関業法施行規則第1条各号に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。

宣誓書（B—1080）

宣誓書中、

[	第6条 号から第9号まで及び第11号 第31条第2項各号	]
---	---------------------------------	---

の箇所は、宣誓内容に応

空白箇所に号番号を記載するとともに、不要の文字をまつ消する。

営業所新設許可申請書（B—1090）

＜添付書類＞

申請書には、通関業法施行規則第1条第2項に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。

通関業許可の承継の承認申請書（B—1130）

＜添付書類等＞

申請書には、通関業法施行規則第2条で準用する第1条各号に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。

通関業の許可申請事項等の変更届 (B-1140)

<添付書類>

変更届には、通関業法基本通達 12—1(1)に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。

従業者等の異動（変更）届 (B-1180)

<添付書類>

申請書には、通関業法施行規則第9条第2項に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。

通関士確認届 (B-1320)

確認届には、通関業法基本通達 31—1(2)に規定する書類を添付する。

なお、通関士試験合格証書に記載のある事項のうち、通関士として通関業務に従事させようとする者の氏名（カナ、漢字）及び生年月日並びに当該従事させようとする者の性別について、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。

その他

関税法基本通達 89—6(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。

第1欄	第2欄
税関様式C第1002号-2	税関様式C第7007号
税関様式C第1002号-3	税関様式C第7007号
税関様式C第1040号	税関様式C第7007号
税関様式C第1041号	税関様式C第7007号
税関様式C第1045号	税関様式C第7007号
税関様式C第1050号	税関様式C第7007号
税関様式C第1070号	税関様式C第7007号
税関様式C第1115号	税関様式C第7007号

[illegible]

税関様式 C 第 9050 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9145 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9360 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9370 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1005 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 T 第 1260 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号